平成 29 年版

通商白書

平成 29 年 6 月

経済産業省

平成 29 年版

通商白書

平成 29 年 6 月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

概　要

平成 29 年版　通商白書

2017年版　通商白書　概要

I

世界経済編

第1章　世界経済動向

□　2016年の世界の実質GDP成長率は、前年比で+3.1%と緩やかな回復を維持したが、2008年の世界経済危機以降の8年間で2番目に低い伸び率となるなど、世界経済は全体として回復基調にあるが、回復のペースは緩慢なものとなっている。

□　2017年の世界経済は、2016年後半以降の持ち直しのモメンタムは維持されるものの、国際通貨基金（IMF）は、世界のGDP成長率を2017年＋3.5%、2018年3.6%と予測している。世界経済の見通しのリスクは中期的には下振れ方向に偏っている。主要国の潜在成長率の低下や世界貿易・投資の停滞、所得格差の拡大等の構造的問題により下振れ圧力が強く、加えて、保護主義圧力の高まりや、予想より急激な世界金融環境の引締めによる新興国への影響、中東やアジア等の地政学上の緊張等のリスクにも一層の注視が必要となっている。

□　2016年の世界の財貿易額は31兆9,128億ドルで前年比▲3.8%と2年連続で減少した。2012年に世界の貿易量の伸び率が実質GDP伸び率を下回って以降、その状態が5年間継続しており、IMF、WTO等の国際機関では「スロー・トレード」と呼んでいる。世界貿易額の伸び率鈍化の要因として、①世界的な成長率の鈍化、②2011年以降の原油価格の下落、③新興国の中間財国内生産化が挙げられる。

□　財・サービス収支名目GDP比と名目GDP成長率の関係について、大幅な財・サービス貿易赤字額を計上している国が、必ずしも低成長に陥るとは限らない。また、財・サービス収支黒字国であっても低成長になっている国もある一方で財・サービス収支赤字国であっても中成長となっている国が存在し、財・サービス収支が黒字か赤字かと経済成長率がどう決まるかは別の問題である。他方、経済成長率との関係では、収支額より貿易額の増加が比較的高い相関性を持つと考えられる。

第2章　欧米経済動向

□　米国は7年以上にわたる景気回復期にあり、労働市場は力強く推移し、経済活動は緩やかに拡大している。新政権が打ち出すインフラ投資、税制改正等の財政政策は経済成長を押し上げる可能性

がある一方で、今後明らかになる具体的な内容次第では経済の下振れ要因となるリスクもある。新政権の各種政策が今後どのように具体化されていくのか、またそれらが内外に及ぼす影響が注目されている。

□　また、金融政策においてはFF金利の引上げ、バランスシート縮小などが見込まれているが、これらの動きが為替、株価、内外景気等に影響を与える可能性もある。

□　米国の2015年の実質家計所得（中央値）は前年比5.2%増となり、前回の景気後退以降の最高値を記録したものの、階層別に見ていくと高所得層ほど所得の伸び率が高く、格差拡大が進んでおり、景気回復の実感に乏しい人々が一部に残されていることが考えられる。

□　業種別職種別で賃金水準と雇用規模についてみると、高賃金業種・職種ほど賃金水準の伸び率は高いが、雇用の増加幅は小さく、反対に低賃金業種（娯楽・ホスピタリティ等）・職種は相対的に賃金水準の伸びが小さいが、雇用の吸収力は高いという所得と雇用の二極化の動きがみられる。

□　製造業の雇用は減少しつつも付加価値額は増加を続けていることから、米国の製造業が生産性を高め続けていることが分かるが、そのシェアは低下傾向にあり、製造業を除く米国経済の成長ペースはより速いといえる。伝統的に製造業が集積している五大湖地域にあっても、雇用及び付加価値額については全国と同様の動きが見られる。

□　2016年6月に国民投票でEU離脱が決定された英国経済は、投票直後にはポンドと株価が大きく下落したものの、英国銀行による事前・事後の対応が奏功したこともあり、金融市場及び実体経済への影響は抑制された。欧州委員会の見通しによれば、2017年から2018年にかけて、ポンド下落により輸出は好調なものの、個人消費の伸びの減速と不透明感による設備投資の伸び悩みを背景として、実質GDP成長率はやや鈍化すると見られている。

□　EU離脱支持者が残留支持者を上回った理由としては、移民の流入による影響が挙げられる。英国における移民は増加傾向にあり、特にEU域内からの移民が2004年のEU拡大以降伸びている。移民による経済効果としては、高度な技術・技能を有する人材を受け入れることができれば、受入国の経済成長を促進し、自国労働者の社会保障負担を軽減するなどよい影響をもたらすことが多くの研究で確認されている一方、近年では賃金水準が低い東欧出身の労働者の拡大等を背景に英国全体の賃金を押し下げているとの調査結果も出ている。

□　欧州が抱える大きなリスクの1つとしては金融リスクが挙げられる。世界銀行のデータベースによれば、不良債権比率の世界平均は2016年時点で3.91%であるが、欧州の多くの銀行が平均値を超えており、特にイタリアの銀行はモンテパスキ（45.1%）をはじめとして世界の平均を大幅に超えている銀行が多い。

■第3章　中国経済動向

□　2016年の実質GDP成長率は、前年より低下して6.7%となった。その寄与度を前年と比較すると、純輸出がマイナス幅を拡大させるなど内需中心の成長であり、内需の中では、投資の寄与が縮小し、消費の寄与が拡大するなど、投資から消費への転換の動きも見られる。

□　中国経済の持続的な発展のためには、様々な構造問題を克服していく必要が指摘されているが、その中でも特にいくつかのリスク要因に高い注目が集まっている。過剰生産能力問題については政府は鉄鋼と石炭に注目し、削減目標を設定して過剰設備の解消に努める方針を公表し、2016年の

目標は達成され、2017年の目標が公表されている。しかし、生産能力が削減される一方で実際の生産量は再び拡大する兆しも見え、仮に需要を越えた生産の伸びが加速していけば再び過剰生産が拡大する可能性もある。

□　中国の非金融企業の債務が、我が国のバブル崩壊後のピークを越える水準まで急速に拡大しており、その債務の返済可能性、不良債権問題に懸念が高まっている。中国政府統計による不良債権の数字は必ずしも正確に評価していないとの指摘もあり、さらに政府統計に含まれず高リスク商品が多いといわれているシャドーバンキング部分に係る債務についても急速に拡大している。

□　中国の不動産を巡っては、沿海部大都市等を中心に価格が上昇し、過熱からバブルが懸念されている。その一方で、経済不振地域を中心に住宅の過剰在庫問題も併存している。

■ 第4章　その他新興国経済動向

□　インド、フィリピン、ベトナムの3国は、近年高い成長率を示しているが、各国の成長要因を調べると、内需の強さ、サービス業の堅調さ、資源依存度が相対的に低いこと、対米国の貿易黒字と対中国の貿易赤字の拡大、海外労働者送金の大きな役割等、共通点を抽出することができる。

□　中南米経済は、主要な輸出品である一次産品価格の下落や世界経済の減速に伴い、他の新興・途上国と同様に成長が低迷しているが、資源価格の回復等に伴い、今後は緩やかに回復していくと見込まれている。IMFは中南米地域の経済成長率について、2016年の－1.0%から2017年は＋1.2%、2018年は2.0%とプラス成長に転じると見込んでいる。

□　ロシア経済は、緩やかな回復基調にある。2014年7月以降のウクライナ危機発生及びクリミア併合に伴う欧米からの経済制裁に加え、2015年以降、原油価格の下落を主因として、ロシア経済はマイナス成長で推移した。しかし、その後の原油価格の上昇を追い風として、2016年10-12月期に前年比＋0.3%と8期ぶりにマイナス成長を脱した。IMFの見通しによれば、2017、2018年は引き続きプラス成長で推移することが見込まれている。

□　トルコ経済は、2012年から2016年にかけて年率平均5.5%と世界的に見ても高い成長率が長期的に継続している。2016年後半はトルコリラの下落が大きな打撃を与えたものの、中央銀行の利上げや原油価格が比較的低いレンジを推移したため、深刻な事態に陥ることはなく、現在回復基調にあり、徐々に持ち直しつつある。

□　サウジアラビアの輸出額の8割が原油である。ひとたび資源価格が下落すると経済も悪化しやすい傾向がある。鉱物資源燃料に依存した経済構造からの脱却と共に、自国内での石油精製設備に加えて石油産業以外の製造業の発展やインフラ整備など、自国産業の育成・多角化を外国資本企業等の協力を得ながら促進させることが課題である。

□　アフリカは世界最後のフロンティア市場と呼ばれ、多くの国が投資先として注目している。他方で、格差問題や資源輸出に依存しているため、南アフリカ、ナイジェリアをはじめとしてアフリカの多くの国では資源価格の下落によって財政収支が悪化する傾向があるなどの課題もあり、リスクを抱えている地域である。

Ⅱ

分析編

第１章　持続可能なグローバル化に向けた分析

□　自由貿易は経済のパイを拡大させるのみでなく、消費者にとっては購買力向上、生産者にとっては生産性の向上、というマクロ及びミクロ経済面でのメリットがある。

□　近年、米国を中心として先進国では格差拡大を背景としてグローバル化への不満が台頭している。「貿易が格差を拡大しているのではないか」との主張に対しては、IMF や OECD の分析では「所得格差は技術革新によるところが大きい」こと、また、「貿易は労働政策、教育政策と並び格差縮小に寄与する」との調査結果を得た。

□　他方、自由貿易が格差の要因でないとしても、現実に不安・不満を抱えている人達の理解を得るためには、格差縮小に寄与すると思われる労働政策、教育政策等を適切に組み合わせていくことで多くの人が貿易のメリットを得ることが可能な仕組みを構築していくことが必要である。

□　我が国の製造業雇用に対する貿易の影響は、都道府県別労働者一人当たり輸出額変化及び輸入額変化はいずれも製造業雇用の変化に対して統計的に有意なプラスの効果を持っていたことが明らかになった。

第２章　我が国の通商政策の方向性（新しい通商政策）

□　ICT や貿易自由化等によりグローバルバリューチェーンの飛躍的発展（製造工程のアンバンドル化とスマイルカーブの変形）、「自由貿易」への疑念の深まりとそれを克服すべきという強い世論の登場、新々貿易理論（政策的支援次第では非輸出企業が輸出企業に転化する可能性を示唆）が示すグローバル活動への参入支援ニーズの高まり等を受けて、21 世紀型の通商政策が強く求められている。

□　こうした変化に対応すべく、ヒトモノカネ情報の自由な流通とグローバル経済への参加の裾野を広げる通商政策を推進することが重要。「質の高い通商ルール」に基づいた通商システムを世界に広げていく。

□　「21 世紀型の通商政策」は、①イノベーションを支え、②インクルーシブな成長を志向。

第３章　イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造に向けた取り組み

□　我が国経済の活性化と持続的成長に向けて、グローバル企業の収益力向上を促すことが必要である。日本は欧米と比べ、価格決定力（付加価値デフレータ：製品差別化力やブランド力を示す）の悪化が顕著。欧米企業に比べ、我が国企業が価格競争力に巻き込まれている可能性がある。

□　我が国は生産性上昇率が高い産業ほど雇用者数成長率が低くなる傾向にあり、ボーモル効果が生じている。そして、製造業、非製造業を問わず、ほとんどの産業が、生産性は上昇しているが雇用

者数は減少しており、生産性と雇用のいずれも伸ばしている産業は機械・装置及び輸送機械、不動産、通信、卸売の5業種しかないのに対し、米国（13業種）や独（18業種）では我が国と比べてはるかに多くの産業が生産性と雇用のいずれも伸ばしていることが見て取れる。

□　今後、我が国企業の収益力を高め、雇用を拡大し、経済成長を実現するためには、人的資本投資を強化し、イノベーションを実現し、過当競争に巻き込まれない価格決定力の高い差別化された製品、サービスで、国内市場に留まらずグローバルな市場を開拓していくことが重要である。そして、企業収益力の改善を経済成長に結び付けるためには、ボーモル効果の発生を抑制して雇用拡大につながっている研究開発などへの投資や輸出の促進が必要となる。

□　第4次産業革命という技術革新をきっかけとする革命を、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の超スマート社会、「Society 5.0」へとつなげていくためには、産業のあり方を変革していく必要がある。我が国はデータ、技術、人、組織等が様々なもの・ことのつながりによって新たな付加価値創出と社会課題解決がもたらされるような産業のあり方である「コネクテッド・インダストリーズ」を目指す。

□　こうした新たな産業社会に実現に向けて、通商政策の観点からは、3つの課題がある。1つ目は、第4次産業革命の中で個人がより人材として能力・スキルを絶え間なく向上させていくこと、人的投資を個人レベル、企業レベルさらに社会レベルでのシステムを構築していく必要がある。2つ目は個人と個人、企業と企業あるいは産業と産業間の交流を促進してイノベーション創出力を高めるためにオープン・イノベーションに向けた取組が重要となってくる。さらに3つ目として、より高度な知識・経験を持った人材や企業を日本国内に取り組むため、内なる国際化として高度人材の受入や対内直接投資拡大のさらに進めていく必要がある。

第4章　我が国のインクルーシブな成長に向けた取り組みの強化

□　中堅・中小企業の直接輸出額は、新興国経済の拡大等を背景に2000年代前半に大きく増加した。2008年の世界経済危機により一旦落ち込んだものの、世界経済の回復等を背景に、2014年にかけて再び増加している。

□　他方、中小企業による輸出は伸びているものの、英独仏と比べて中小企業の輸出割合は低い。引き続き直接輸出の促進を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需から持続的に稼ぐことが期待される。

□　我が国においては、直接輸出企業は5%と少ないが、間接輸出企業は企業数ベースで日本企業全体の約4割、付加価値の半分を占める。

□　間接輸出企業についても、直接輸出企業と同様に、多くの企業が売上げだけでなく経常利益に貢献したことがアンケート調査結果で明らかになった。

□　間接輸出の立ち上げの際の課題としては、海外顧客ニーズの把握と並び、販売力のある仲介企業の確保を挙げる企業が多いが、海外販路に強みを有する企業は、卸事業を行う企業のうち一部に限られる。従って、間接輸出をさらに拡大していくためには、卸企業とのマッチングや地域商社の輸出機能強化が重要である。

□　また、越境eコマースは、海外顧客へのアクセスが容易といったメリットがある一方で、決済システムの信頼性、商品配送に係リスクなどの課題も多い。

Ⅲ

政策編

■ 第 1 章　国際政策協調

□　2016 年は米国大統領選挙、英国の EU 離脱などをはじめとして、国際情勢に大きな動きがあった。欧米をはじめとする国際情勢の変化を受けた国際政策協調の議論や我が国の取組について、日米間、日欧州間、G7 等のフォーラムやテーマごとに紹介する。

■ 第 2 章　通商協定をはじめとしたルール形成

□　我が国として行っている自由で公正な高いレベルの通商ルール形成に関する取組について、EPA や FTA などをはじめとする経済連携協定、WTO、投資関連協定や租税条約等について紹介する。

■ 第 3 章　新興国戦略

□　グローバル化の恩恵をより多く受けるためには、我が国として発展がめざましい新興国への展開はますます重要となっている。ここでは新興国の中でも、アフリカ、ロシア、中東、ASEAN 及びインドに関して、主に 2016 年度中の我が国の取組を紹介する。

■ 第 4 章　第 4 次産業革命を通じたコネクテッドインダストリーズ創造への対応

□　第 4 次産業革命によって、我が国の産業や人材・雇用は大きな変化を迫られている。この章では、第 4 次産業革命等を含めた経済の変化に対して、今後とも高い付加価値を創造していくため我が国として行っている施策について紹介する。

■ 第 5 章　インクルーシブな成長に寄与する我が国の取組

□　インクルーシブな成長を行っていくためには、中小企業や地域が GVC とつながることや生産性を向上させていくことが重要である。ここでは、中小企業・地域企業を主な対象として行っているインクルーシブな成長にも貢献する施策について紹介する。

2017年版通商白書目次

凡例

第Ⅰ部　世界経済編

第1章　世界経済動向 …… 3

第1節　世界経済の動向とリスク …… 4
1. マクロ経済 …… 4
2. 金融市場動向 …… 9
3. 世界経済成長のリスク要因 …… 12
第2節　資源価格の動向と見通し …… 13
1. 背景（原油供給国の動き） …… 13
2. 今後の見通し …… 13
第3節　世界の主要国・地域別対外経済関係 …… 15
1. 世界貿易の動向 …… 15
2. 世界の経常収支動向とその背景 …… 19

第2章　欧米経済動向 …… 25

第1節　米国 …… 26
1. マクロ経済動向 …… 26
2. 大統領選挙概要及び背景 …… 33
3. 米国における格差の拡大と産業構造の変化 …… 34
4. 今後の米国経済と課題 …… 42
第2節　欧州 …… 48
1. マクロ経済動向 …… 48
2. BREXIT 概要及び背景 …… 56
3. 英国における産業構造の変化と雇用 …… 61
4. 英国の産業政策 …… 65
5. 欧州の金融リスク …… 69

第3章　中国経済動向 …… 75

第1節　中国マクロ経済動向 …… 76
第2節　中国経済リスク …… 84
1. 過剰生産能力問題 …… 84
2. 不良債権問題 …… 86
3. 不動産市場リスク …… 94
4. 米国利上げによる資金流出リスク …… 97

5. 米国トランプ政権の貿易・通商政策による影響 …… 99

第4章 その他新興国経済動向 ……105

第1節　南西アジア・東南アジア……106
1. 南西アジア・東南アジアの経済概略 ……106
2. インド ……108
3. フィリピン ……118
4. ベトナム ……124
第2節　中南米……131
1. 中南米の経済概略 ……131
2. メキシコ ……132
3. ブラジル ……144
第3節　ロシア……153
1. マクロ経済動向 ……153
2. 今後注意すべきリスク ……157
第4節　中東……158
1. 中東の経済概略 ……158
2. トルコ ……159
3. サウジアラビア ……164
第5節　アフリカ……168
1. アフリカの経済概略 ……168
2. ナイジェリア ……169
3. ケニア ……171

第Ⅱ部　分析編

〈世界編〉

第1章 持続可能なグローバル化に向けた分析 ……175

第1節　自由貿易のメリット……176
1. マクロ経済面でのメリット ……176
2. ミクロ経済面でのメリット ……181
3. 保護主義的な措置をとった場合のデメリット ……183
第2節　貿易による所得格差への影響……184
1. 世界の所得格差の現状 ……184
2. 先進国における国内格差の現状 ……186
3. IMF（2007年）による所得格差の要因分析 ……187
4. 近年の格差拡大の要因分析 ……188
5. OECD（2011年）による賃金格差の要因分析 ……189
6. まとめ ……190
第3節　貿易による雇用・賃金への影響……191
1. 貿易と労働市場に関する研究の潮流 ……191

2. 我が国の貿易と雇用に関する実証分析 ……192
第 4 節　インクルーシブな成長に関する国際的な論調……198

〈日本編〉

第 2 章　我が国の通商政策の方向性（新しい通商政策）……201

第 1 節　我が国の経常収支の動向とインプリケーション……202
第 2 節　我が国の通商政策の方向性……207
1. 我が国の通商政策を取り巻く環境の変化 ……207
2. 自由で公正な高いレベルの通商政策 ……208
3. イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造を支える通商政策 ……209

第 3 章　イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造に向けた取り組み……211

第 1 節　我が国グローバル企業の収益力向上……212
1. 付加価値ベースの収益力向上 ……212
2. 我々が直面している課題 ……215
3. 収益力改善に向けたイノベーション環境の創出 ……227
第 2 節　我が国のイノベーションの創出に向けた課題……233
1. 我が国のイノベーション能力に関する国際的な評価 ……233
2. イノベーションを生み出す新たな産業社会の実現に向けた 3 つの課題 ……233

第 4 章　我が国のインクルーシブな成長に向けた取り組みの強化 ……243

第 1 節　ローカル中堅中小企業の GVC への繋がり強化 ……244
1. 日本の企業規模別直接輸出 ……244
2. 日本の間接輸出の現状 ……248
3. 越境 e コマースの活用 ……257
4. 海外ビジネス人材 ……258
第 2 節　地域経済の生産性向上……261

第Ⅲ部　施策編

第 1 章　国際政策協調 ……267

第 1 節　日米経済対話……268
第 2 節　G7／G20 関連会合 ……270
第 3 節　BREXIT に関する我が国の対応 ……272
第 4 節　サイバーに関する国際協調……274

第2章 通商協定をはじめとしたルール形成 ……279

第1節 経済連携協定（EPA／FTA）……280
第2節 APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進 ……288
第3節 WTO ……289
第4節 投資関連協定……295
第5節 租税条約……300
第6節 ルール形成……301

第3章 新興国戦略 ……303

第1節 アフリカ……304
第2節 ロシア……306
第3節 中東……308
第4節 ASEAN……311
第5節 インド……312

第4章 第4次産業革命を通じたコネクテッドインダストリーズ創造への対応……313

第1節 新産業構造ビジョン……314
第2節 第4次産業革命下の人材・雇用政策……316
第3節 人的投資の推進……319
第4節 オープンイノベーションの推進……321
第5節 内なるグローバル化の推進……323

第5章 インクルーシブな成長に寄与する我が国の取組 ……327

第1節 新輸出大国コンソーシアム……328
第2節 食品輸出関連……331
第3節 インバウンド対応……333
第4節 ローカル企業の生産性向上……334

補　論……337

付　表……347

参考文献……349

図表索引……357

コラム一覧

1．米国多国籍企業にとっての中国…… 102
2．電子商取引・フィンテックから見えるキャッシュレス化の動向… 116
3．文化と一体となった農水産品輸出…… 263

凡　例

1．略　称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

ADB　：Asian Development Bank（アジア開発銀行）
APEC　：Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力）
ASEAN　：Association of South-East Asian Nations（東南アジア諸国連合）
BIS　：Bank for International Settlements（国際決済銀行）
BEA　：Bureau of Economic Analysis（米国商務省経済分析局）
DBJ　：株式会社日本政策投資銀行（Development Bank of Japan）
ECB　：European Central Bank（欧州中央銀行）
ECLAC　：UN Economic Commission for Latin America and the Caribbean（国連ラテンアメリカカリブ経済委員会）
EFTA　：European Free Trade Area（欧州自由貿易地域）
EPA　：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
ERIA　：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia（東アジア･アセアン経済研究センター）
ESA　：Economics and Statistics Administration（米国商務省経済統計局）
FAO　：Food and Agriculture Organization of the United Nations（国際連合食糧農業機関）
FRB　：Board of Governors of the Federal Reserve System（米国連邦準備制度理事会）
FTA　：Free Trade Agreement（自由貿易協定）
GATS　：General Agreement on Trade in Services（サービス貿易に関する一般協定）
GATT　：General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）
GCC　：Gulf Cooperation Council（湾岸協力会議）
GDP　：Gross Domestic Product（国内総生産）
GNI　：Gross National Income（国民総所得）
IEA　：International Energy Agency（国際エネルギー機関）
IEC　：International Electrotechnical Commision（国際電気標準会議）
ILO　：International Labour Organization（国際労働機関）
IMF　：International Monetary Fund（国際通貨基金）
ISO　：International Organization for Standardization,（国際標準化機構）
JBIC　：国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation）
JETRO（ジェトロ）：独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）
JICA　：独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）
JOGMEC　：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（Japan Oil, Gas and Metals National Corporation）
JST　：独立行政法人科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency）
M&A　：Merger and Acquisition（企業合併・企業買収）
NAFTA　：North American Free Trade Agreement（北米自由貿易協定）
NEDO　：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（New Energy and Industrial Technology Development Organization）
NEXI　：独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
NIEs　：Newly Industrializing Economies（新興工業国・地域）

OECD　：Organization for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）
PPP　：purchasing power parity（購買力平価）
RIETI　：独立行政法人経済産業研究所（Research Institute of Economy, Trade and Industry）
TFP　：Total Factor Productivity（全要素生産性）
UNCTAD　：United Nations Conference on Trade and Development（国連貿易開発会議）
USDA　：United States Department of Agriculture（米国農務省）
USTR　：office of the United States Trade Representative（米国通商代表部）
WIPO　：World Intellectual Property Organization（世界知的所有権機関）
WTO　：World Trade Organization（世界貿易機関）
国連　：United Nations（国際連合）
世銀　：World Bank（世界銀行）※
※国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development）
　及び国際開発協会（International Development Association）の総称。

※ EPA／FTA について
　自由貿易協定（FTA）は、締約国間の関税その他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定を指し、経済連携協定（EPA）は、FTA の要素に市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定を指す。本白書においては、特に断りが無い場合、EPA 又は FTA に関税同盟（域内の関税その他の制限的通商規則を撤廃し、かつ域外に対する関税その他の制限的通商規則を共通にする単一の関税地域を設定する協定）を含めた総称として、EPA／FTA と表記する。

2．資　料

主として使用している外国統計の略称等は次のとおり。
(1) 世銀統計
世銀「WDI」：World Development Indicators
(2) IMF 統計
IMF「DOT」：Direction of Trade Statistics
「IFS」：International Financial Statistics
「BOP」：Balance of Payments Statistics
「WEO」：World Economic Outlook
(3) その他統計
USDA「PS&D」：米国農務省　Production, Supply, Distribution Database。

3．数値・数式等

(1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年（1～12 月）である。また、年度は特記しない限り 4 月～翌年 3 月である。
(2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。
(3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「－」は特記しない限り不明、もしくは計上不能または該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。
(4) 本白書は執筆当時の統計等に基づいている。その後の統計数値の改定等は反映していない。

4．国・地域分類

(1)「国」という表現には地域を含む場合がある。

(2) NIEs、ASEAN については、以下のとおりとする。

① NIEs は、韓国、台湾、香港及びシンガポールの 4 か国・地域を指す。

②そのうち前 3 か国（韓国、台湾、香港）を本白書においては、特に NIEs3 と表記することとする。

③ ASEAN は、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 10 か国を指す。

④そのうち前 4 か国（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア）を本白書においては、特に ASEAN4、前 6 か国（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム）を本白書においては、特に ASEAN6 と表記することとする。

(3)「BRICs」は、ブラジル、ロシア、インド、中国の 4 か国を指す。

(4)「EU」について、1993 年 11 月に欧州連合条約が発効したことにより、欧州連合（EU）が創設されたが、創設当時の EU 加盟国 12 か国を EU12、95 年 1 月以降の加盟国 15 か国を EU15、2004 年 5 月以降の加盟国 25 か国を EU25、2007 年 1 月以降の加盟国 27 か国を EU27、2013 年 7 月以降の加盟国 28 か国を EU28 と表記する。

(5)「ドイツ」という表現を用いて統一以前の西ドイツを指す場合がある。このため、各年数値に整合性がない場合がある。

(6)「OPEC」は、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、ベネズエラ、カタール、リビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ナイジェリア、エクアドル、アンゴラ、インドネシアの 13 か国が加盟している。このうち、イラクは統計が欠如しているものが多いことから、原則として、統計上の分析に当たっては、「OPEC」はイラクを除く 11 か国を指す。

(7)「GCC」は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの 6 か国・地域を指す。

(8)「メルコスール」は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの 6 か国を指す（注（1）及び注（2）参照）。

（注 1）ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。現在議決権はない。

（注 2）パラグアイは 2012 年 6 月からメルコスール関連会合への参加権が停止されていた。2013 年 8 月 15 日カルテス新大統領就任とともに停止が解除され、同年 12 月に復帰した。

(9) 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

本書は、特に断りがない限り、平成 29 年 3 月末時点で把握可能な情報を元に記載しています。

第Ⅰ部

世界経済編

第 1 章　世界経済動向

第 1 節　世界経済の動向とリスク

第 2 節　資源価格の動向と見通し

第 3 節　世界の主要国・地域別対外経済関係

第 1 章
世界経済動向

第 1 節　世界経済の動向とリスク

1. マクロ経済

(1) 世界経済の概況と見通し

世界経済は全体として回復基調にあるが、回復のペースは緩慢なものとなっている。2016 年の世界の実質 GDP 成長率は、前年比で +3.1％と緩やかな回復を維持したが、2008 年の世界経済危機以降の 8 年間で 2 番目に低い伸び率となった（図 I-1-1-1-1）。

第 I-1-1-1-1 図
世界の実質 GDP 成長率の推移と見通し

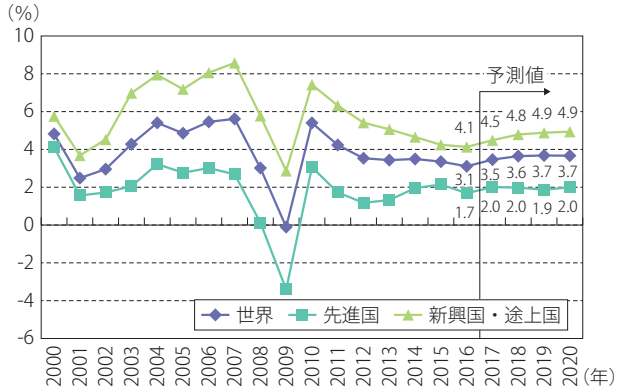

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

2016 年の世界経済は、前半は米国で企業部門の一部に弱めの動きがみられたことや中国経済の減速懸念に加え、6 月の英国民投票での EU 離脱派の勝利による金融市場の混乱等により、先行きへの不透明感が高まった。しかし、後半になり、米国経済の雇用情勢の回復や中国経済の各種政策による下支え、主要国中央銀行の英 EU 離脱ショックへの迅速な対応等により、緩やかに持ち直しが進んだ。

国際通貨基金（IMF）によると、2017 年以降の世界経済の見通しのリスクは、上下双方にあるが、中期的には下振れ方向に偏っている。米国や中国等の財政刺激策による景気下支え効果や、OPEC（石油輸出国機構）の原油減産合意に伴う原油価格の安定化、一次産品価格の底打ちによる新興国経済の回復等が期待される一方で、主要国の潜在成長率の低下や世界貿易・投資の停滞、所得格差の拡大等の構造的問題により下振れ圧力も引き続き強い。加えて、保護主義圧力の高まりや、予想より急激な世界金融環境の引締めによる新興国への影響、中東やアジア等の地政学上の緊張等のリスクにも一層の注視が必要となっている。

2017 年の世界経済は、2016 年後半以降の持ち直しのモメンタムは維持されるものの、世界経済危機以前の水準には達しない、緩やかなペースでの回復が続くと見込まれる。IMF は、世界の GDP 成長率を 2017 年 +3.5％、2018 年 3.6％と予測している（第 I-1-1-1-2 表）。

(2) 先進国と新興国の経済動向

先進国は、緩やかな回復が続く。2016 年前半は、欧州が個人消費主導で緩やかに回復し、米国経済も個人消費の好調に支えられ成長軌道に回復したが、日本は設備投資の減少や熊本地震の影響により伸び悩んだ。後半になり、米国で企業部門の一部でみられていた弱さがはく落し、日本も輸出の回復により緩やかに持ち直した。ユーロ圏は潜在成長率を上回る景気拡大の維持が期待されるが、英国の EU 離脱交渉、欧州主要国で予定されている重要な選挙やイタリアの銀行問題の行方等に留意が必要である。

新興国は、国により状況は多様である。2016 年前半は資源依存度が高いロシアやブラジルの景気後退が進み、中国経済も過剰生産設備や過剰債務、住宅市場等の調整により成長が減速した。インドが構造改革の進展を背景に好調だった他、年後半からの一次産品価

第Ⅰ-1-1-1-2 表
IMF の主要国・地域の実質 GDP 成長率の見通し

（%）

		2016 年	2017 年〈予測〉	2018 年〈予測〉
世界		3.1	3.5	3.6
先進国・地域		1.7	2.0	2.0
	米国	1.6	2.3	2.5
	ユーロ圏	1.7	1.7	1.6
	ドイツ	1.8	1.6	1.5
	フランス	1.2	1.4	1.6
	イタリア	0.9	0.8	0.8
	スペイン	3.2	2.6	2.1
	日本	1.0	1.2	0.6
	英国	1.8	2.0	1.5
	カナダ	1.4	1.9	2.0
新興市場及び途上国・地域		4.1	4.5	4.8
	ロシア	-0.2	1.4	1.4
	中国	6.7	6.6	6.2
	インド *1	6.8	7.2	7.7
	ASEAN-5 *2	4.9	5.0	5.2
	ブラジル	-3.6	0.2	1.7
	メキシコ	2.3	1.7	2.0
	サウジアラビア	1.4	0.4	1.3
	ナイジェリア	-1.5	0.8	1.9
	南アフリカ	0.3	0.8	1.6

備考：
*1　インドは会計年度ベース。成長率は市場価格ベースの値。
*2　ASEAN5 はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。
〈参考〉想定原油価格：2016 年＄42.84、2017 年＄55,23、2018 年＄55.06
資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

格の底打ちにより、ロシアやブラジルに停滞脱却の兆しが見え始めている。

(3) 景況感

景気先行指標である世界の購買担当者指数（PMI）[1] を見ると、2016 年になり、製造業、サービス業ともに業況の改善と悪化の分かれ目となる 50 の水準を上回り推移している。新興国の伸びのペースは、先進国に比べ緩慢なものとなっている（第Ⅰ-1-1-1-3 図）。

(4) 貿易

世界の貿易量は、世界経済危機以前は GDP 成長率の 2 倍近いペースで増加したが、2008 年から大幅に落ち込み 2009 年に底を打った後、2010 年には世界経済危機前の水準を超えるまでに回復した。しかし、その後、欧州債務危機の影響等により再び失速して以降、2012 年からは貿易量の伸びが、世界経済成長率と比べて伸び悩む「スロー・トレード」の状況が続いており、貿易が世界経済を牽引する力の弱まりが顕著となっている（第Ⅰ-1-1-1-4 図）。

世界貿易機関（WTO）によると、2016 年の世界の貿易量（実質商品貿易量）[2] の伸び率は前年比 +1.3% と前年の +2.6% から 1.3 ポイント低下し、世界経済危機直後の 2009 年以来の低い伸び率となった。中国を含む新興国の輸入が前年比 +0.2% と大幅に鈍化したことが影響した。先進国についても輸出が前年比 +1.4%、輸入が同 +2.0% と前年から大きく失速した。

第Ⅰ-1-1-1-3 図　購買担当者指数（PMI）の推移

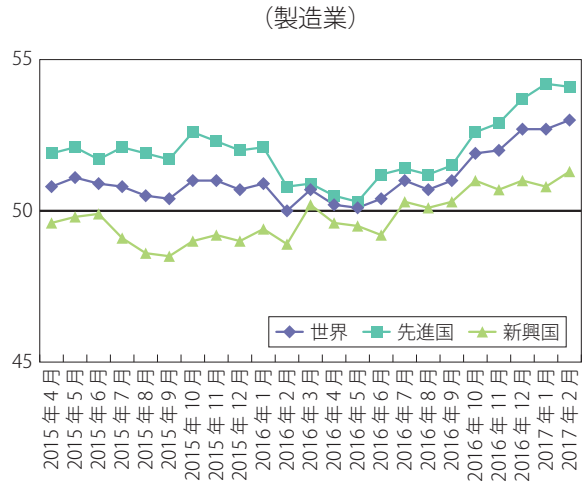

資料：Thomson Reuters から経済産業省作成。

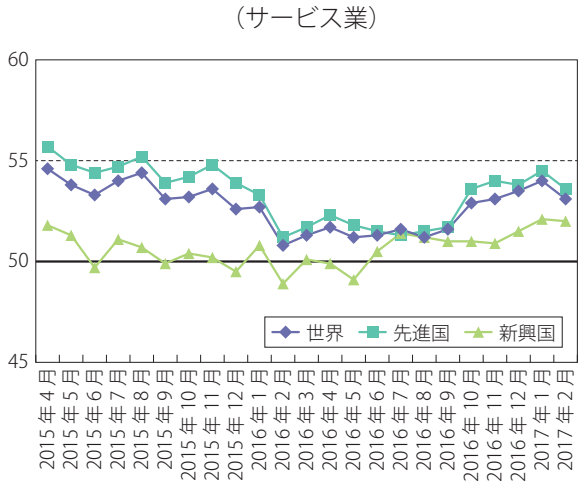

資料：Thomson Reuters から経済産業省作成。

1　購買担当者指数は、各業種の購買担当者に対して生産高や受注状況、雇用等のアンケートを実施し数値化した指数で、50 であれば業況は変わらず、50 未満ならば悪化、50 より大きければ改善していると判断する。
2　WTO が用いる「貿易量（実質商品貿易量）」は、輸出と輸入の平均値。

第Ⅰ-1-1-1-4 図
世界の商品貿易量の伸び率と実質 GDP 成長率の推移

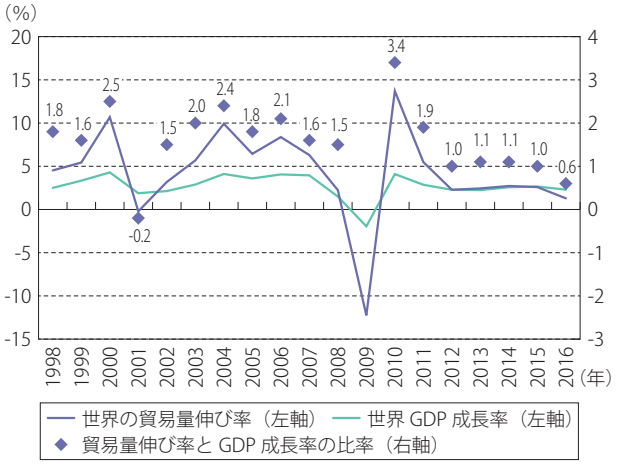

備考：世界の貿易量は輸出と輸入の平均値。GDP 成長率は WTO が算出したもので、前出の IMF の数値とは異なる。
資料：WTO のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-1-5 表
世界の商品貿易量の伸び率（WTO による）

(%)

		2015 年	2016 年	2017 年（予測）	2018 年（予測）
世界の商品貿易量		2.6	1.3	2.4 (1.8-3.6)	2.1-4.0
輸出	先進国	2.7	1.4	2.8 (1.9-4.0)	2.1-4.2
	途上国	2.0	1.3	2.2 (1.8-3.4)	2.0-4.0
	北米	0.7	0.5	3.2 (2.7-4.0)	3.7-4.7
	中南米	2.5	2.0	1,4 (1.3-1,6)	2.2-2.6
	欧州	3.6	1.4	2.8 (2.0-4.2)	1.9-4.1
	アジア	1.1	1.8	2.5 (1.7-3.9)	1.9-4.4
	その他地域	4.3	0.3	0.8 (1.1-2.0)	1.0-3.0
輸入	先進国	4.7	2.0	3.0 (2.2-4.4)	2.0-4.0
	途上国	0.5	0.2	2.2 (1.8-3.3)	2.5-4.3
	北米	6.7	0.4	3.0 (1.8-4.8)	2.5-5.1
	中南米	-5.8	-8.7	0.1 (-0.6-1.0)	1.0-3.0
	欧州	4.3	3.1	2.9 (2.0-4.2)	1.6-3.6
	アジア	2.9	2.0	3.2 (3.2-4.1)	2.8-4.6
	その他地域	-5.1	-2.4	0.5 (-0.4-1.8)	2.5-3.0
(参考) 世界実質 GDP 成長率		2.6	2.3	2.7	2.8

備考：貿易量の数値は輸出と輸入の平均値。その他地域はアフリカ、中東。
資料：WTO のデータから経済産業省作成。

2017 年の世界の貿易量については、前年比 +2.4％と予測しているが、世界経済の不確実性が高いことから変動幅を 1.8～3.6％としている（第Ⅰ-1-1-1-5 表）。

また今後、貿易量を押し下げるリスク要因として、保護主義的な貿易政策の動向、インフレ率上昇に伴う金融引き締め政策や財政引き締め政策による経済成長率の鈍化、英国の EU 離脱交渉の行方等を挙げている[3]。

アゼベド WTO 事務局長は、「貿易が成長や雇用創出をもたらし、世界経済全体に恩恵を与える重要な役割を果たすことは事実である」が、「一方で職を失ったと懸念を抱く人々を無視することはできない」とし、「製造業の雇用減少の約 8 割は技術進歩や生産性向上によるもの」であり、「国内レベルで、労働者への支援や訓練等、広範囲にわたる政策ミックスにより対処する必要がある」と述べ、「貿易に対し国境を閉ざすことは、事態を悪化させるだけで、雇用を取り戻せないばかりか、更に失うことになるだろう」と最近の保護主義的な動きに対し懸念を示した[4]。

また、IMF は、2012 年以降の世界の貿易量の伸びのペースの減速は、総需要、特に投資の低調等の「循環的要因」が主な要因であり、それに加えて貿易自由化の停滞や保護主義の高まり、グローバル・バリューチェーン拡大ペースの鈍化等の「構造的要因」も世界貿易の成長を抑制していると指摘し、今後、成長と投資が上向かなければ世界貿易は低迷した状態に留まることから、各国は一層の貿易改革とともに、技術革新やグローバル化といった構造変化により影響を受けた人々に対し、貿易を再び活性化させるための技術やノウハウの伝播を促すような政策を実施する必要があると述べている[5]。

(5) 投資

世界経済が好調だった 2000 年代半ばは、世界の多くの企業は高成長を続ける中国等の新興国向けに積極的な設備投資を行った。この時期は資源ブームとも相まって、設備投資は貿易を加速させるエンジンとなり、世界の輸入量と投資量の伸び率は、GDP 成長率を上回る勢いで推移した（第Ⅰ-1-1-1-6 図）。しかし、2011 年以降、欧米等の先進国の信用バブル崩壊により、企業の投資活動が慎重になり、更に中国の過剰投資問題等から、投資調整圧力が生じ、設備投資は輸入と共に大きく減速し、2012 年以降は、GDP 成長率と比べ伸び悩む状況が続いている。IMF は、新興国の投資の減速は、中国経済の減速やリバランスを反映しているが、マクロ経済上の困難に直面する一次産品輸出国（ブラジル、ロシア等）の設備投資や輸入の弱さ

3　JETRO 通商弘報「2016 年の世界商品貿易量は 1.3％増の低成長」（2017 年 4 月 20 日）
4　WTO trade forecasts press conference, remarked by DG Azevêdo（12 April, 2017）
5　IMF World Economic Outlook, October 2016

第Ⅰ-1-1-1-6 図　世界の投資量と輸入量の伸び率と実質 GDP 成長率の推移

（世界）

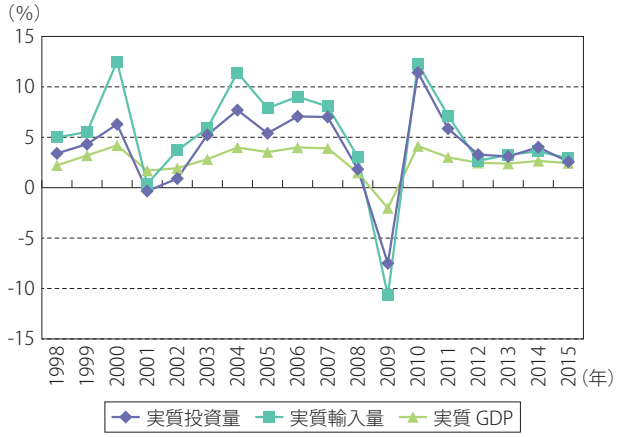

資料：IMF「WEO, April 2016」から経済産業省作成。

（先進国）

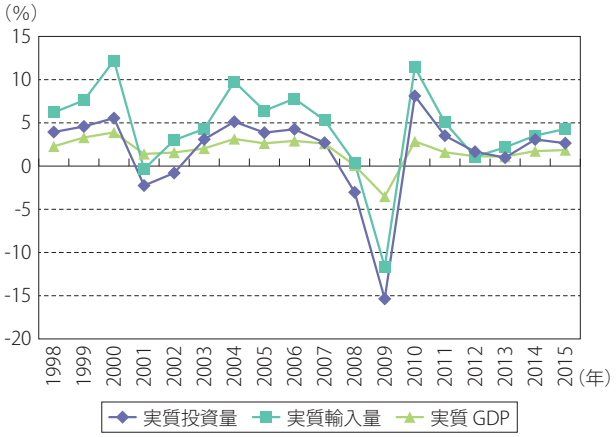

資料：IMF「WEO, April 2016」から経済産業省作成。

（新興国）

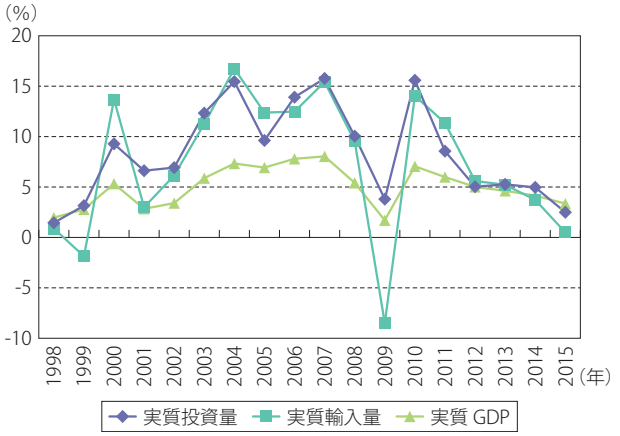

資料：IMF「WEO, April 2016」から経済産業省作成。

（新興国：中国と一部の一次産品輸出国を除く）

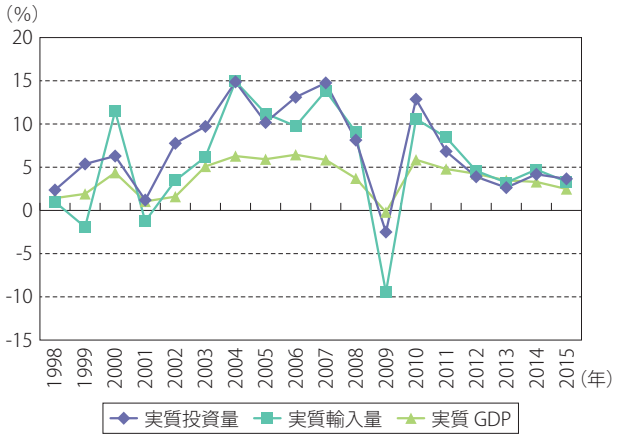

注　：除いた国は中国と一部の一次産品輸出国（アンゴラ、バーレーン、ベラルーシ、ブラジル、エクアドル、カザフスタン、ロシア、ウクライナ、ベネズエラ）
資料：IMF「WEO, April 2016」から経済産業省作成。

によるところも大きいと指摘している[6]。

(6) 消費

主要国の最終消費支出は、世界経済危機及び欧州債務危機の際に落ち込んだ後は回復傾向にあるが、状況はまちまちである（第Ⅰ-1-1-1-7 図）。先進国については 2014 年以降、おおむね回復傾向にあるが、新興国では、インドや中国が堅調である一方、ブラジル、メキシコ、ロシアについては低迷しており、通貨安により輸入物価上昇と、それに伴う消費者物価の上昇、金利引き上げ等が、消費マインドの低下を招いているものと考えられる。

(7) 生産

鉱工業生産指数を見ると、新興国は 2009 年秋に、世界経済危機以前のピークの水準まで回復し、その後も堅調に推移している。アジア新興国が新興国全体を牽引しているのに対し、中南米は低下傾向が続いている。一方、先進国は、世界経済危機を経て 2010 年 12 月以降は、ほぼ横ばいで緩やかな回復を続けている。米国は 2013 年後半に世界経済危機前のピーク値まで回復し、2014 年まで上昇した後、横ばいとなっている。ユーロ圏は欧州債務危機の深刻化により、世界経済危機からの回復が腰折れし、長い期間、低迷を続けていたが、最近になり持ち直している。日本は東日本大震災の影響等により、低迷が続いていたが、足下では回復が見られている（第Ⅰ-1-1-1-8 図）。

6　IMF World Economic Outlook, April 2016

第Ⅰ-1-1-1-7 図　最終消費支出の伸び率の推移

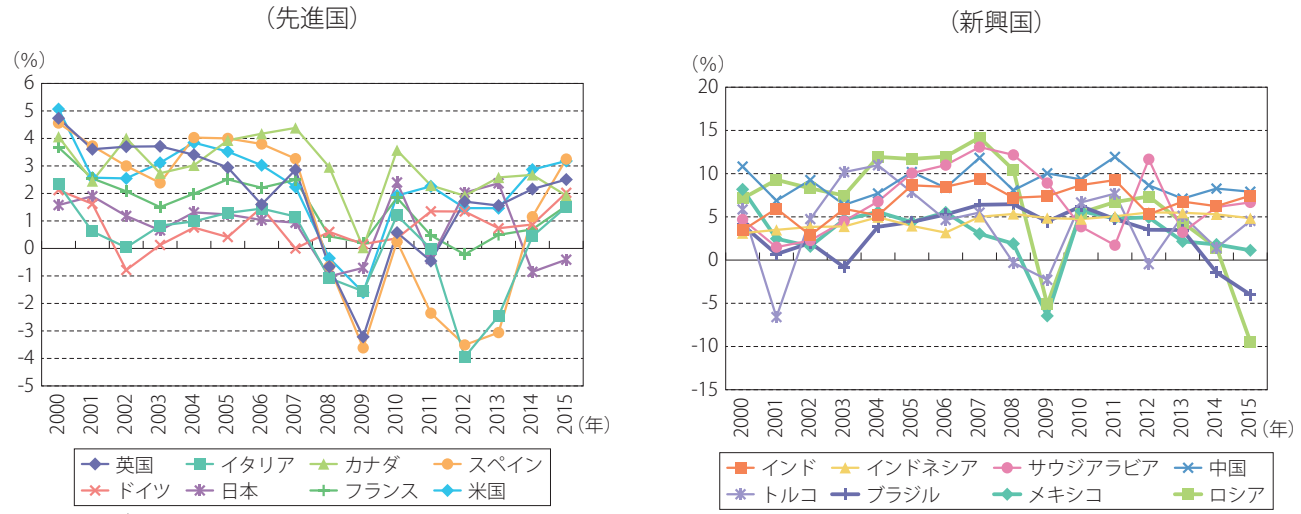

資料：国連のデータから経済産業省作成。

資料：国連のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-1-8 図　鉱工業生産指数の推移

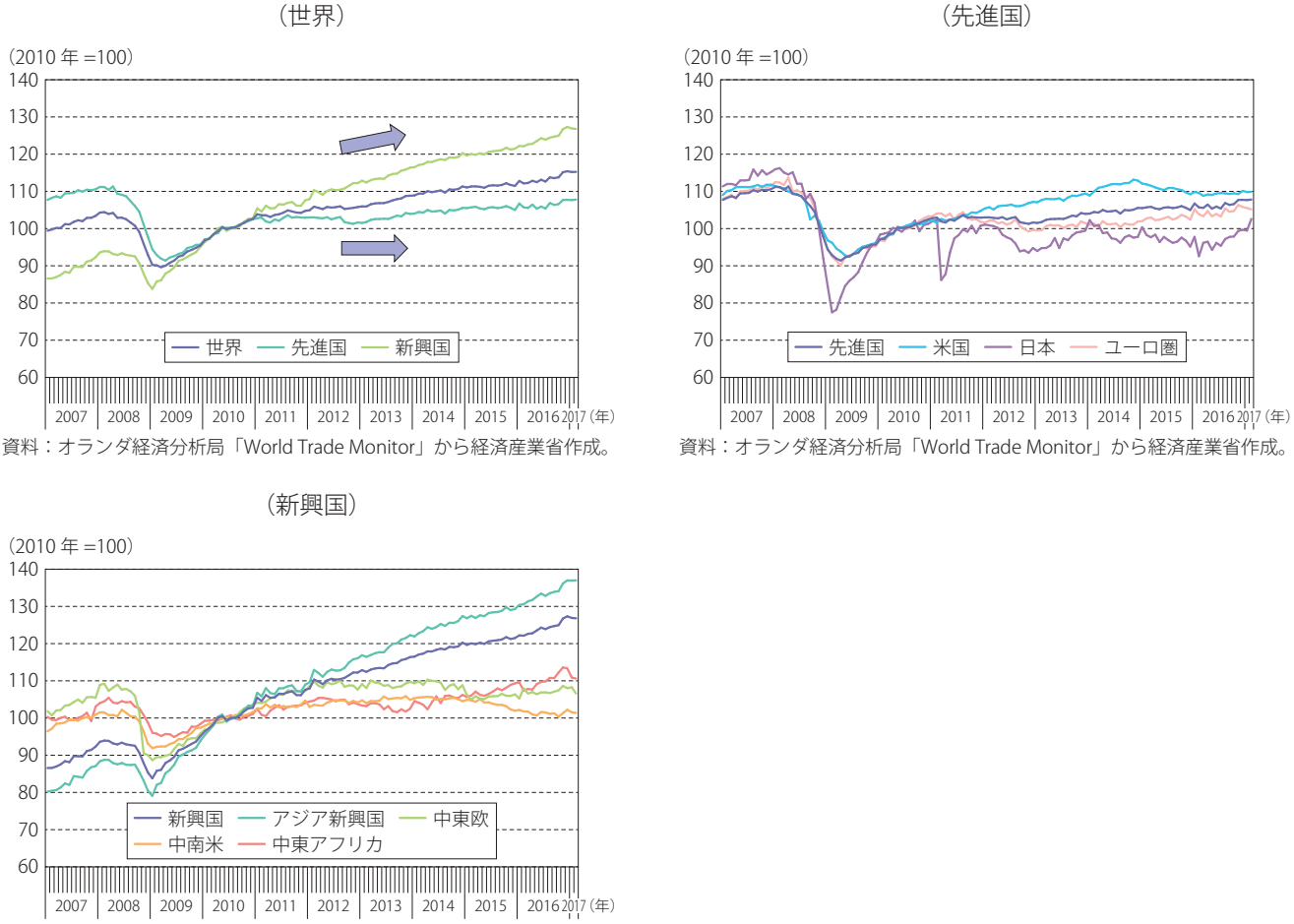

資料：オランダ経済分析局「World Trade Monitor」から経済産業省作成。

資料：オランダ経済分析局「World Trade Monitor」から経済産業省作成。

資料：オランダ経済分析局「CPB World Trade Monitor」から経済産業省作成。

（8）雇用

ILO によると[7]、2016 年の世界の失業者の合計は 1 億 9,800 万人と、前年から約 320 万人増加し、2017 年には 2 億 100 万人に達すると予測している。また、世界の失業率については、2016 年の 5.7％から、2017 年は 5.8％と上昇すると見ている。新興・途上国の労働

7　ILO World Employment and Social Outlook - Trends 2017

第Ⅰ-1-1-1-9 図　主要国の失業率の推移

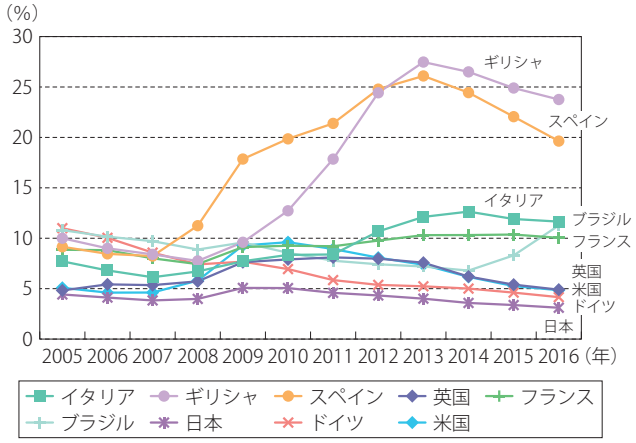

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

市場の悪化が深刻で、特に景気低迷の影響を受け、中南米地域（主にブラジル）とサハラ以南アフリカ地域で悪化している。その一方で、先進国では失業者が減少し、失業率も 2017 年には 2016 年の 6.3％から 6.2％に低下する見込みであるが、改善のペースは減速している。また、世界的に若年層の失業が深刻な問題であり、世界の若年失業率はここ数年緩やかに改善していたが、2016 年は 12.8％、2017 年には 13.7％に悪化すると予測されている（図 Ⅰ-1-1-1-9）（図 Ⅰ-1-1-1-10）。

第Ⅰ-1-1-1-10 図　若年層の失業率の推移

（若年層と全年齢の失業率の比較）

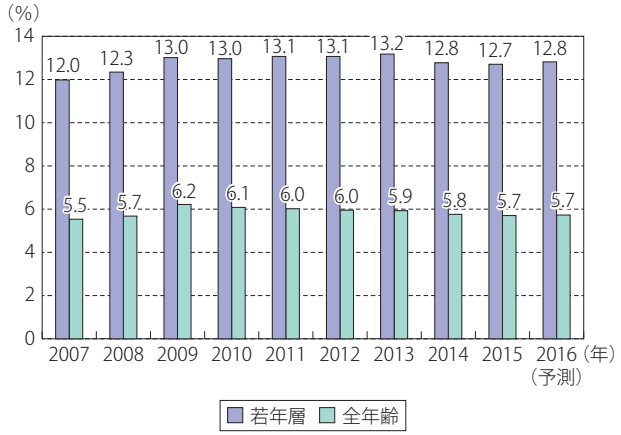

資料：ILOSTAT から経済産業省作成。

（主要国・地域の若年層の失業率の推移）

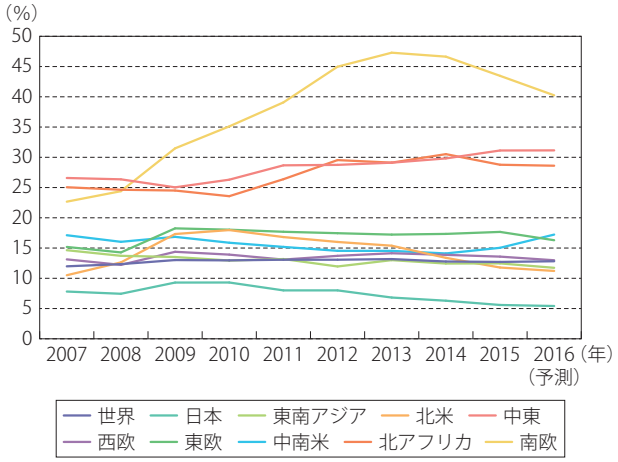

資料：ILOSTAT から経済産業省作成。

2. 金融市場動向

(1) 為替

為替については、2016 年年初から、米国の利上げ動向、中国経済の減速懸念、欧州銀行部門の健全性に対する懸念、原油価格の下落等を背景として、市場の変動の高まりが見られた。同年 11 月の米国大統領選挙以降は、トランプ新政権の経済政策への期待を背景として、米金利上昇・ドル高方向への動きが見られた（第 Ⅰ-1-1-2-1 図）。

(2) 株価

2016 年の世界の株価は、予想を下回る米国や中国の経済指標により、2 月前半までは下落基調であったが、その後、原油価格持ち直しや米国の利上げ観測の後退により、年初の下げを解消した。6 月末の英国 EU 離脱決定により、欧州経済への先行き懸念から、大きく下振れする場面もあったが、市場の動揺から短期間に回復した。年後半になり、米国の雇用状況の大幅な改善から米国経済への楽観的見方が広がり、夏場からは上昇基調となった。しかし、米国の FRB（連邦準備制度理事会）関係者から利上げに対して積極的な発言と慎重な発言が繰り返され、株価は高値圏でもみ合う展開となった。さらに 10 月は、米国利上げ観測の高まりや中国の輸出減少に伴う世界経済の不安が再燃し、さらに OPEC（石油輸出国機構）の減産協議の難航に伴う原油下落や、米国大統領選挙を控えての先行き不透明感等を背景に、株価は軟調に推移した。しかし、11 月トランプ氏が大統領選挙で勝利すると財政拡張策への期待感が高まり、欧米では株価が上昇し

第Ⅰ-1-1-2-1 図　為替レートの推移

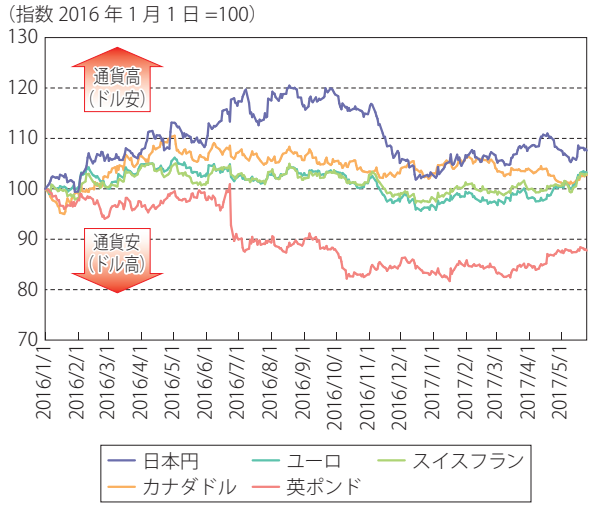

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

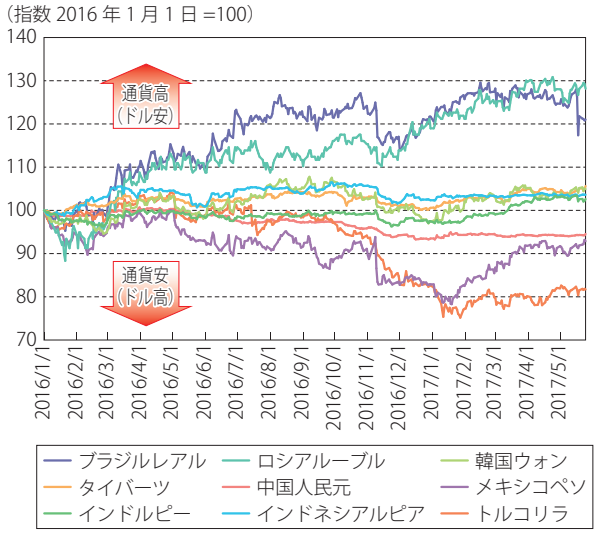

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

た。さらに 11 月末に OPEC が減産で最終合意し原油価格が上昇すると株価も上昇し、12 月前半には世界の株価は年初来高値をつけた（第Ⅰ-1-1-2-2 図）。

(3) 債券市場

2016 年前半の主要国の 10 年国債利回りは、中国や米国経済の減速、原油価格下落、英国の EU 離脱等により、危険回避の動きが強まり低下したが、後半になり、米国経済の持ち直しや、財政支出拡大による景気刺激策を唱えるトランプ氏が大統領選挙で勝利したことで、米国債利回りは急上昇した。ブラジル、トルコ、メキシコ等の新興国の 10 年国債利回りについてもおおむね、年前半は低下傾向だったが、後半になり上昇した。特にトランプ政権の強硬な通商・移民政策の影響を強く受けると見られるメキシコの金利の上昇が目立った。米国の景気刺激的な経済政策に対する期待から、当面、利回りに上昇圧力がかかるが、今後、トランプ政権の政策の実態が明らかになるにつれ、次第に落ち着いた動きになると予想されている（第Ⅰ-1-1-2-3 図）。

(4) 政策金利

世界経済危機の影響を受け世界の経済成長率は急落し、各国でデフレリスクが懸念された。2012 年には

第Ⅰ-1-1-2-2 図　株価の推移

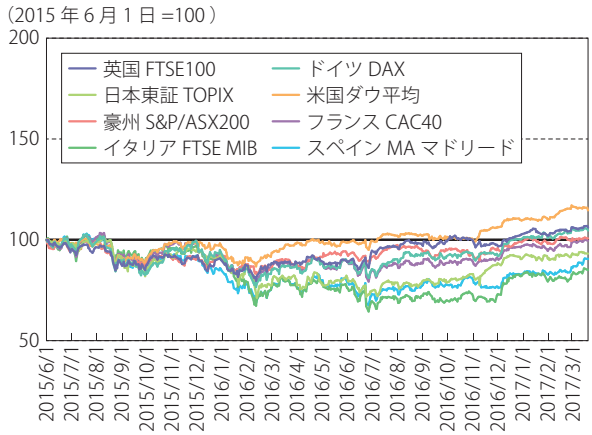

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

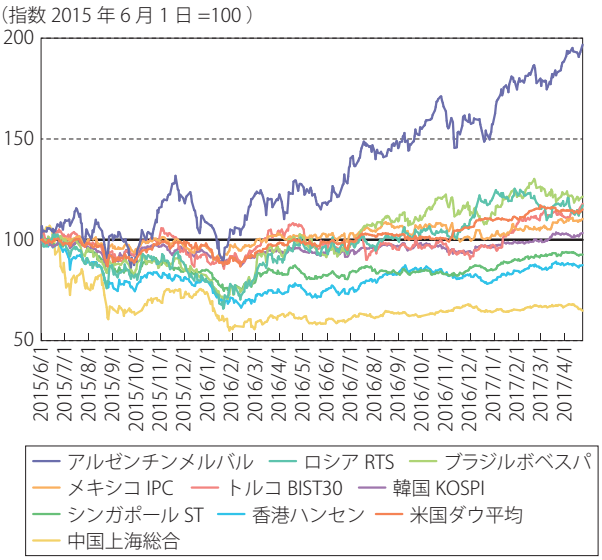

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-1-2-3 図　10 年国債利回りの推移

（先進国）

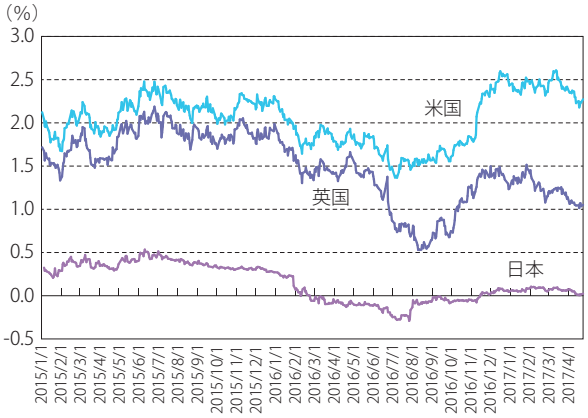

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

（新興国）

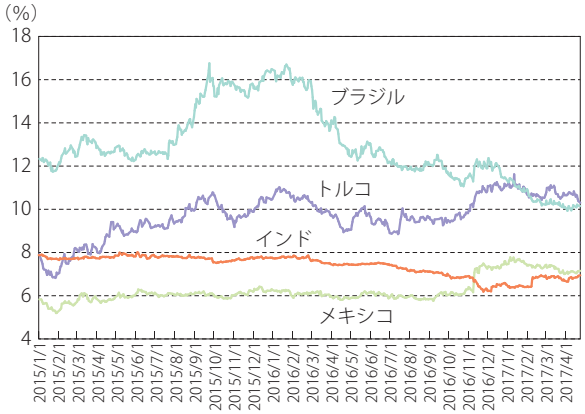

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

欧州債務危機も発生し、欧米の中央銀行は、急速に大幅な政策金利の引き下げを実施したが、景気回復にはつながらず、米国、EU、日本の主要先進国の政策金利はゼロ下限に直面し、これらの国々は、低金利政策に加えて、非伝統的金融政策（量的緩和、信用緩和）による緩和的な金融スタンスを導入した。しかし雇用が改善し経済が好調な米国では、2015 年 12 月以来、2016 年 12 月、2017 年 3 月の計 3 回の利上げが実施され、今後も国内外の経済に与える影響等を考慮しながら、2017 年内に追加で 2 回程度の利上げが実施される見込みである[8]。日本は 2016 年にマイナス金利やイールドカーブ・コントロールを導入し、米国が金融政策の正常化に向かう中で、当面は金融緩和を継続する見通しである。

新興国については、アジアの国の多くは米国の利上げ再開後も追随することなく緩和的な金融政策を継続している。背景として、為替が比較的安定して推移する中、ディスインフレが広がっていること、それに伴い政策金利引き下げの必要性が拡大していること等が挙げられる。インドネシアは 2016 年初より、インドは同年 10 月より利下げを実施、通貨安に悩むトルコは、景気低迷の中、同年 11 月に 33 か月ぶりに利下げ

第Ⅰ-1-1-2-4 図　政策金利の推移

（先進国）

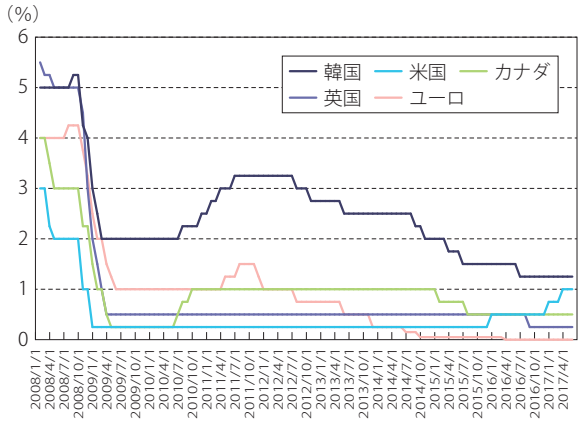

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

（新興国）

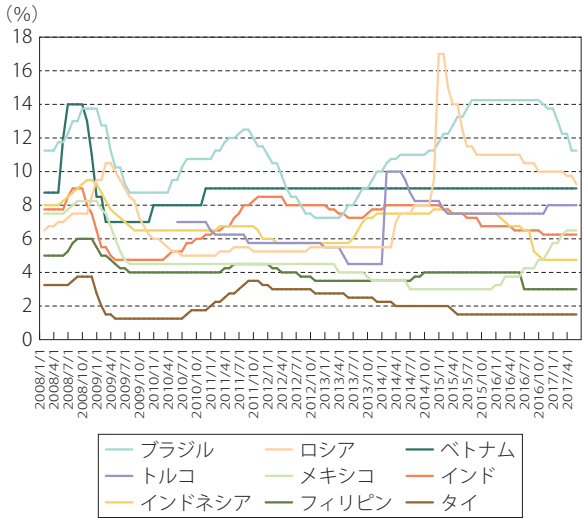

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

8　米連邦準備理事会（FRB）は 2017 年 3 月 15 日開催の米連邦公開市場委員会（FOMC）で、2016 年 12 月以来 3 カ月ぶりの利上げを決定し、同時に公表した政策金利見通しで、2017 年中に更に 2 回の追加利上げを見込んでいる。

を選択した。メキシコでは通貨安進行とインフレ上昇に対応した利上げを2015年12月以降、継続して実施、一方通貨安の回復とインフレ率低下に伴い、ブラジルでは2016年10月以降利下げを実施した。さらにロシアも通貨の上昇によりインフレが収まり、2017年3月と4月連続で利下げを決定した（第Ⅰ-1-1-2-4図）。

3. 世界経済成長のリスク要因

IMFによると、堅調な金融市場や製造業や貿易の循環的な回復により、世界的に経済活動の回復が進む中で、生産性の低さや所得格差等の構造的な障害が景気回復の足取りを重くしており、中期的には依然として下振れリスクの方向に傾いている[9]。下振れリスクは以下に挙げる複数の潜在的な要因から生じ、これらのリスクはそれぞれが無関係でなく、相乗的に影響が強まる場合もあるとしており、注視が必要である。

・貿易や対外投資減少による世界の経済成長の低下に伴う保護主義等の内向きな政策への移行。
・米国の想定を上回るペースでの金利上昇によるドルの急上昇が、世界の金融市場や、特にぜい弱な新興国に与える影響。
・金融規制の大幅な緩和による高リスクな金融取引の増加による将来の金融危機発生の可能性。
・急激な与信拡大による中国金融システムのぜい弱性の深刻化と、他の新興国の継続するバランスシートの弱さによる新興国での金融の引き締め。
・生産能力過剰な先進国での弱い需要、低インフレ、弱いバランスシート、生産性の伸びの鈍さといった要因の負の連鎖の継続。
・地政学上の緊張や国内政治の対立、ガバナンスの弱さや政治腐敗、異常気象、テロ、安全保障問題等。

9　IMF World Economic Outlook, April 2017

第２節　資源価格の動向と見通し

資源と一口に言っても様々だが、本節では貿易収支、消費者物価指数等一国の経済に特に重大な影響を与える原油価格について取り上げる。2016 年の原油価格に影響を与えた原油供給国の動き等の背景と今後 2017 年原油価格見通しについて述べる。

1. 背景（原油供給国の動き）

2014 年の原油価格の低迷の影響で、原油輸出に依存していた国家の財政状況が懸念されていた。その様な中、2016 年 11 月 30 日の OPEC 定例総会で 8 年ぶりに原油減産が正式に決定され、産油量を日量 3250 万バレル[10] に減らすことに合意した。OPEC 加盟 14 か国の 2016 年 10 月の生産量（計 3364 万バレル）を基準にすると日量 120 万バレルの減産で、対象期間は 2017 年 1 月から 6 か月とした[11]。減産を主導してきたサウジアラビアと、増産意欲の強いイランの対立は、最終局面でサウジ側が歩み寄り減産合意に達した[12]（第 I-2-1-1 表）。OPEC 非加盟国も日量 60 万バレルの減産を行う方向でその中でもロシアは生産量を日量 30 万バレル削減することに合意した。

このような原油減産合意を受け、IMF や世界銀行は 2017 年の平均原油価格は 1 バレル当たり 50～51 ドルと、2016 年の 40～43 ドルより上昇すると予測している。

第 I-1-2-1-1 表
主要 OPEC メンバー国の生産量水準割当（減産量）（tb/d）

メンバー国	基準生産量	調整	2017.1 月以降の生産量
イラン	3,975	90	3,797
イラク	4,561	-210	4,351
クェート	2,838	-131	2,707
リビア	適用除外		
ナイジェリア	適用除外		
サウジアラビア	10,544	-486	10,058
UAE	3,013	-139	2,874
ベネズエラ	2,067	-95	1,972

資料：OPEC から経済産業省作成。

2. 今後の見通し

原油先物（WTI）価格は 2016 年 2 月に一時 30 ドルを割った後は上昇に転じ、12 月の OPEC と非加盟国の減産合意後は 50 ドル前後で推移しており、2017 年 4 月現在まで大きな変動はない（第 I-1-2-2-1 図）。

今後、原油在庫の変動幅にもよるが、夏季の石油需要等で消費が増加する見込みである。

2017 年の動向については、多くの識者が需給の均衡が進み、価格も徐々に上昇基調になると見ており、40 ドルを割る下落を想定する識者は少ない。一方、高水準の石油在庫（第 I-1-2-2-2 図）や米国掘削リグ稼働数の継続的増加による将来のシェール生産増（第 I-1-2-2-3 図）等から、世界的な原油供給過剰の恐れがなくなったとは言えない。1 バレル 50 ドル台以上であればシェール生産が今後も増える可能性が大きい。増加基調を維持する稼働リグ数の推移はパイプライン状態の油田が完成すれば原油生産の更なる押し上げにつながっていく。また、OPEC と非加盟国の減産合意の動向が鍵になるとみられる。OPEC と非加盟国の産油量調整の協調を今後も中東の盟主であるサウジアラビアなどがまとめられるかが鍵になるとみられる。

10　2016 年 9 月の OPEC 臨時総会で合意した 3250～3300 万バレルの下限レベルである。
11　なお，この総会で減産合意に参加しなかったインドネシアは，メンバーシップ停止となった。
12　イランはかねて経済制裁前の日量 400（397.5）万バレルへの回復を主張し、今回の合意では現在の生産量のほぼ現状維持の、約 380（379.7）万バレルの生産量を割り当てた。なお、イランは今年 5 月以降日量 380 万バレル超を生産し、制裁前の水準（400 万バレル）に回復後、生産の固定化を予定していた。

第Ⅰ-1-2-2-1 図
2016 年～2017 年上期の原油価格推移

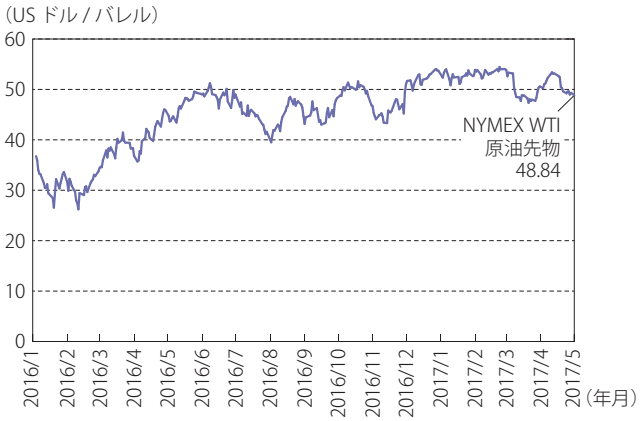

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-2-3 図　米国原油リグ数の増加

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-2-2-2 図　EIA 原油在庫数推移

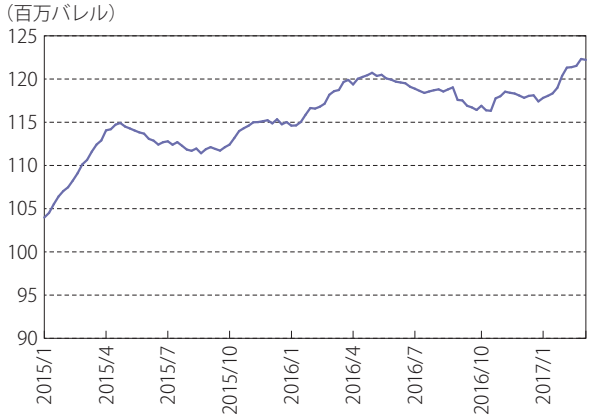

資料：米国エネルギー情報局から経済産業省作成。

第３節　世界の主要国・地域別対外経済関係

第１節では、IMF、WTO 等の国際機関の論考から見る世界経済動向を紹介し、特に前節では 2016 年の世界経済に影響を与えた資源価格の動向に関し説明を行なった。本節では、更に貿易と経常収支の観点から、世界の主要国・地域の対外経済関係を考察していく。

1. 世界貿易の動向

(1) 概観

近年の世界における貿易の動向について概観していく。2016 年の世界の財貿易額は 31 兆 9,128 億ドルで前年比▲ 3.8％と 2 年連続で減少した。貿易額の伸び率の推移を見ると、2008 年以前は毎年前年比 +10％を越える成長を続けていたことがわかる。しかし、世界経済危機が起こった後、大きく貿易額が落ち込んだ反動で一時的に高い伸び率を見せたものの、2012 年以降その伸び率は大きく鈍化し、2015 年には遂にマイナス転化した（第Ⅰ-1-3-1-1 図）。

近年、このような世界貿易の縮小が、国際機関等、世界の論壇において指摘されている。一例を挙げれば、第１節でも述べたように、世界の貿易量の伸び率が実質 GDP 成長率を長期間下回って推移していることが各機関で取り上げられている[13]。2007 年以前は実質 GDP 伸び率の約 2 倍の伸び率で推移していたが、2012 年に貿易量の伸び率が実質 GDP 伸び率を下回って以降、その状態が 5 年間にわたって継続していることが取り上げられている（第Ⅰ-1-3-1-2 図）。本状況を IMF、WTO 等の国際機関はスロー・トレード[13]と呼び、本論点に関する論考が多数出されている。

「スロー・トレード」とは貿易量に言及した議論であるが、本節では貿易額に焦点を絞って、近年の世界的な貿易縮小要因を考察していく。

第Ⅰ-1-3-1-1 図
主要国・地域別の財貿易額と伸び率の推移

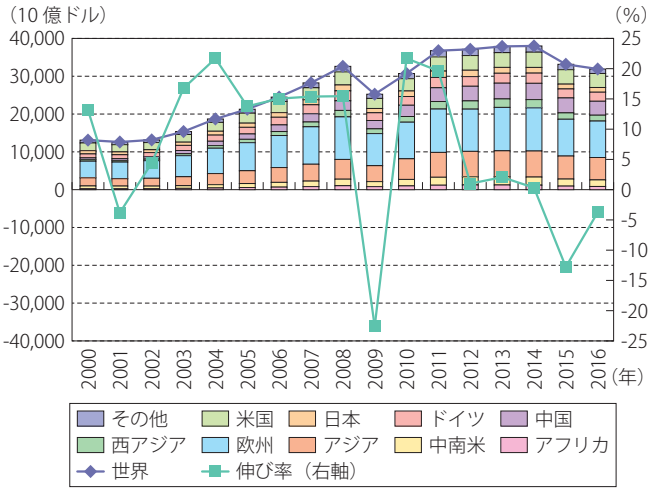

備考：1．貿易額＝輸出額＋輸入額として算出。
　　2．アジアは日本と中国、西アジア、欧州はドイツを差し引いた値。
資料：UNCTADStat から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-1-2 図
世界の実質 GDP、輸入量の伸び率推移

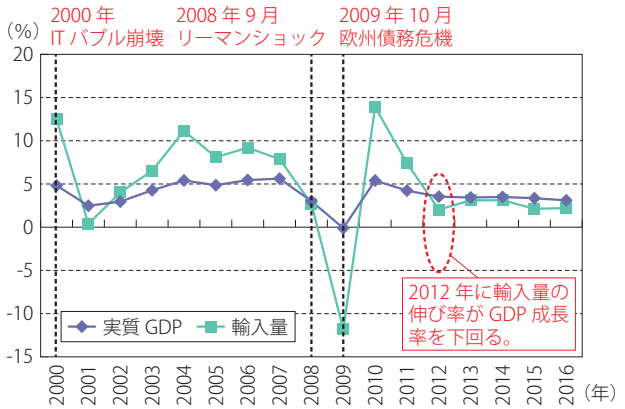

備考：ここではデータの制約上、貿易量でなく輸入量の成長率を用いている。
資料：IMF, WEODatabase, April 2017 から経済産業省作成。

(2) 貿易額の拡大鈍化の要因

世界の貿易額の伸び率鈍化の要因として、①世界的な経済成長率の鈍化、② 2011 年以降の原油価格の下落、③新興国の中間財国内生産化の三点を考察していく。

13 「スロー・トレード」は、2014 年 12 月に IMF が発行する雑誌「Finace & Development」の記事から提唱された。記事によれば、「スロー・トレード」とは、実質 GDP 成長率を貿易量の伸び率が下回ることであるが、明確な定義等は定まっていない。

① 世界的な経済成長率の鈍化

貿易額の伸び率鈍化の要因として、世界的な経済成長率の鈍化があげられる。世界の実質 GDP 成長率を見ると、世界経済危機が起こった 2008 年以前は前年比 +5％を超える上昇傾向であった。しかし、2009 年以降、新興国・途上国地域を中心に世界の実質 GDP 成長率は鈍化している。OECD によれば[14]、2016 年に至るまでの過去 5 年間、世界経済は低成長の罠に陥っている。さらに、成長率の継続的な低下は、将来の成長期待の重石となっており、経常的な支出及び潜在成長を低下させ、主要新興市場における投資の不振、賃金の伸び悩み、経済活動の停滞等を引き起こすとの指摘がある。上記に加え、需要と供給の減少もあいまって、各国・地域の貿易量を減少させ、貿易額が減少したと考えられる（第Ⅰ-1-3-1-3 図）。

第Ⅰ-1-3-1-3 図
世界の GDP 成長率と主要国・地域別寄与度の推移（購買力平価ベース）

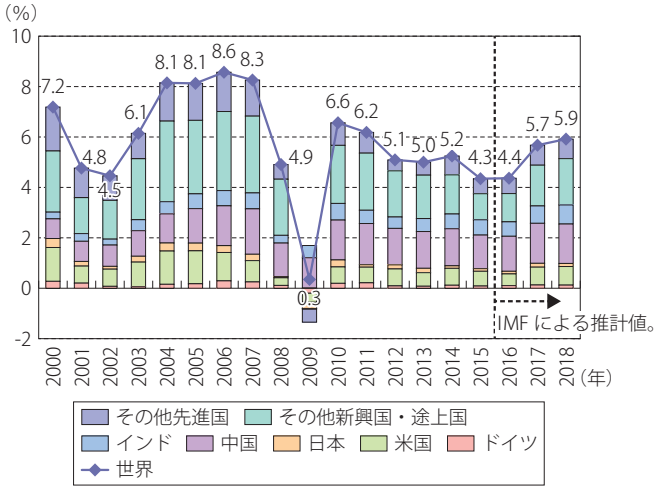

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

② 資源価格低下に伴う貿易額下落

次に、資源価格下落の観点から貿易額の伸び率鈍化の原因を考察していく。貿易額を詳細に見ると、2012 年以降、伸び率が鈍化している財貿易額の中でも、特に原油を含む資源貿易額の伸び率が大きく低下している（第Ⅰ-1-3-1-4 図）。2014 年の資源貿易額は前年比▲ 6.4％の伸びであったところ、2015 年では同▲ 38.0％の伸びとなった。これは、世界経済危機の影響を受けた 2009 年並みの下げ幅であり、この低下を受け、財貿易額全体も 2015 年には同▲ 11.3％と伸び率が縮小した（第Ⅰ-1-3-1-4 図）。

財別で貿易額の伸び率を寄与度分解すると、輸入額全体が同▲ 3.4％の伸び率であるところ、資源を含む素材は同▲ 2.6％と 8 割近くの寄与を占めており、2012 年から 2015 年にかけて大きく輸入額全体を下押しした品目であることがわかる（第Ⅰ-1-3-1-5 図）。

第Ⅰ-1-3-1-4 図
財・サービス、資源貿易額の推移

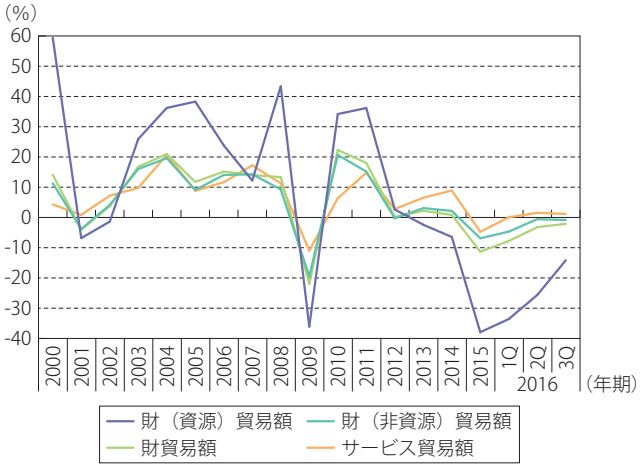

備考：1．次の国の輸入額を集計：日本、米国、ドイツ、英国、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、ポルトガル、中国、ブラジル、ロシア、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、韓国、香港（計 18 カ国）
2．財輸入の 2016-3Q にインドネシアは含まない。またサービス輸入の香港は 1998 年より算入。
資料：財輸入額は UNComtrade 及び GTA より取得したもの。うち資源輸入は HS コード =26 及び 27 のもの。
サービス輸入額は IMF 国際収支統計（BPM6）の値を使用。

第Ⅰ-1-3-1-5 図
輸入額成長率の財別輸入額寄与度の推移（世界）

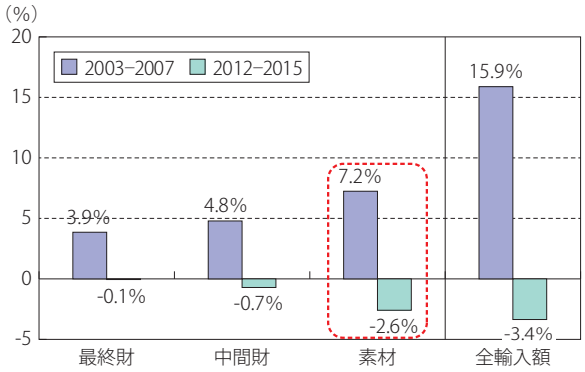

備考：1．素材とは、一次産品（鉄鉱石、原油、丸太、羊毛、土石等）。
2．中間財とは、加工品（鉄鋼、化学品等）及び部品。
3．最終財とは、資本財及び消費財。
4．伸び率は、2003 年から 2007 年、2012 年から 2015 年各期間の平均伸び率（前年比）。
資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

資源貿易額減少の主な要因としては、価格下落の影響が大きいと考えられる。前節で述べた原油だけでな

14　OECD「Economic Outlook100（2016 年 11 月）」を参考に記載。

く、石炭や鉄鉱石といった資源の価格も 2011 年比で 2014 年から 2016 年初頭にかけて大きく下落し、現在（2017 年 3 月時点）は低水準で推移している。IMF では、資源価格下落の要因として、資源の供給過剰及び中国のリバランスと成長への懸念をあげている。

また、2011 年と比較すると、前述したように低水準ではあるが、2016 年以降、主な資源価格は上昇傾向となっている（第 I-1-3-1-6 図、第 I-1-3-1-7 図）。

第 I-1-3-1-6 図　主要コモデティ価格の推移

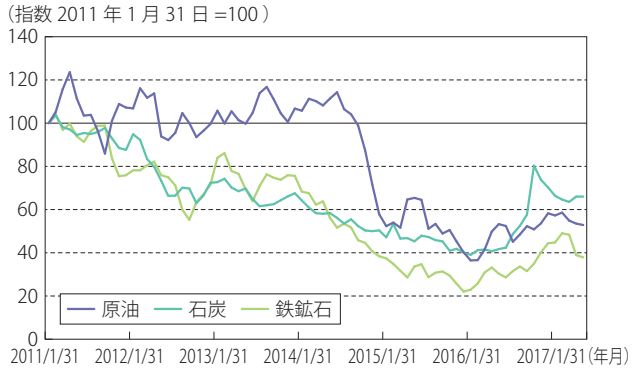

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第 I-1-3-1-7 図　WTI 原油先物価格の推移

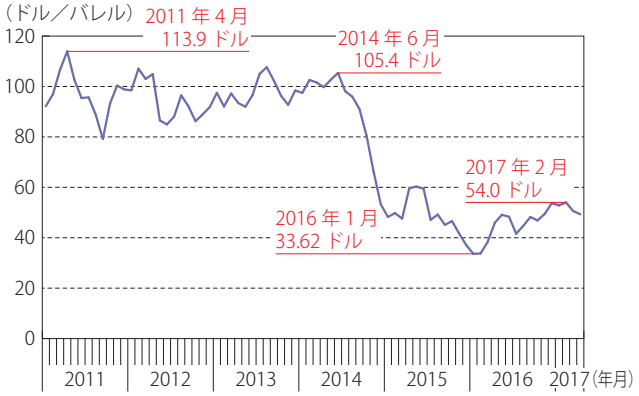

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

③ 中間財の国内生産化

財貿易の中で、グローバル・バリュー・チェーン（以下、GVC）の動向と世界の貿易額の関係について見ていく。IMF によれば[15]、世界で大きく財貿易額が拡大した要因の一つに、GVC の構築による中間財貿易の拡大があげられている。GVC とは、「製造業などにおける生産工程が内外に分散していく国際的な分業体制のこと[16]」を指す。国際的な生産分業により世界の財貿易額の半分近くを占める中間財の輸出入が活発になることで、大きく貿易額が増加した。GVC の拡大は、特に 1990 年代から 2000 年代初頭にかけて顕著であった。東アジア地域では、中間財の輸入割合が 64.6%（2015 年時点）を占めており、NAFTA（域内中間財輸出比率 47.0%）、EU28（同 49.8%）等の地域より大幅に高いことから、GVC の構築がより進んでいると考えられる[17]（第 I-1-3-1-8 図、第 I-1-3-1-9 図）。

第 I-1-3-1-8 図
世界における輸入額の財別シェア（世界、2015 年）

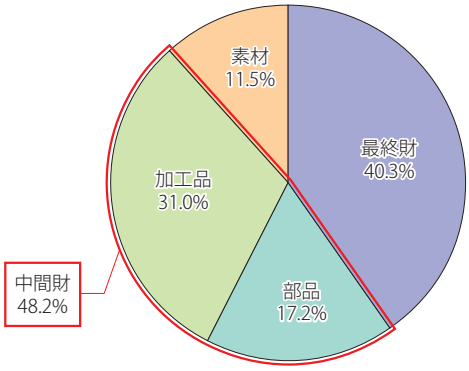

備考：1．素材とは、一次産品（鉄鉱石、原油、丸太、羊毛、土石等）。
2．中間財とは、加工品（鉄鋼、化学品等）及び部品。
3．最終財とは、資本財及び消費財。
資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

しかし、近年ではこの域内貿易における中間財輸出割合の拡大が鈍化している（第 I-1-3-1-9 図）。このことから世界の貿易額の伸び鈍化の一因として、世界の GVC 拡大の一服による中間財貿易の鈍化が影響を与えていると考えられる。

前述したように GVC の構築が他地域より進んでいると考えられる東アジアについて、2012 年以降の東アジアの財別輸入額の推移を見ると、2003 年から 2007 年までは中間財が年平均 16.7% 伸びることにより輸入額全体を牽引していた。しかし、2008 年 9 月に起こった世界経済危機の影響から 2009 年に輸入額が急落して以降、2012 年から中間財輸入額の伸び率は鈍化しており、2015 年は同▲ 15.4% の伸びと大きく落ち込んだ（第 I-1-3-1-10 図）。

中間財輸入額の推移傾向から、現地の GVC の現状を考察していく。一つの目安として、主要な品目別に輸出総額に対する中間財輸入比率を見ると、中国、ASEAN 域ともに電気機械、一般機械、精密機械の三品目全てにおいて中間財輸入比率が年々減少している

15　IMF「What's Behind the Slowdown?」
16　経済産業省「平成 23 年度総合研究調査　グローバル・バリュー・チェーン分析に関する調査研究」株式会社　三菱総合研究所より引用。
17　JETRO「東アジアの貿易構造と国際価値連鎖 モノの貿易から「価値」の貿易へ」（2011 年）を参照。

第Ⅰ-1-3-1-9 図　域内貿易の財別輸出比率の推移

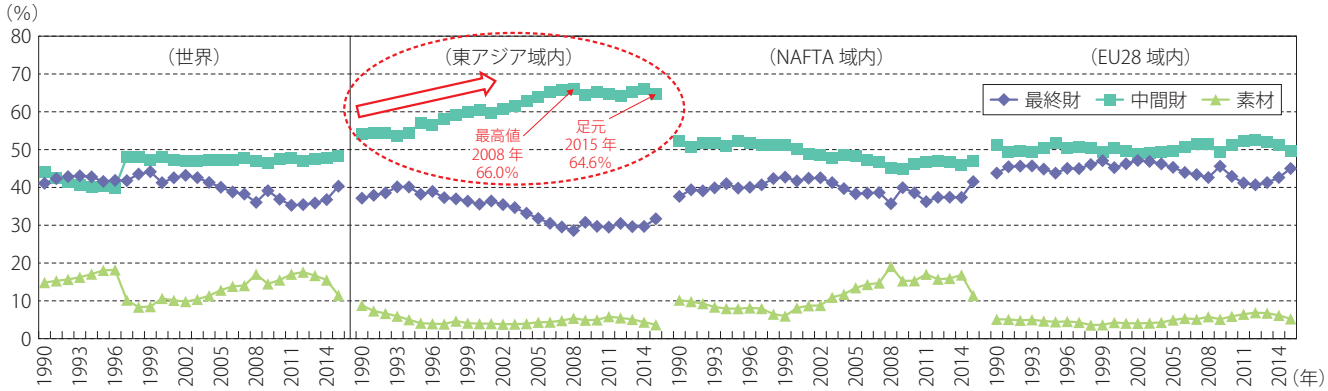

備考：1．素材とは、一次産品（鉄鉱石、原油、丸太、羊毛、土石等）。
2．中間財とは、加工品（鉄鋼、化学品等、素材を加工したもの）及び部品。
3．最終財とは、資本財及び消費財。
資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-1-10 図
財別輸入額成長率の推移（東アジア）

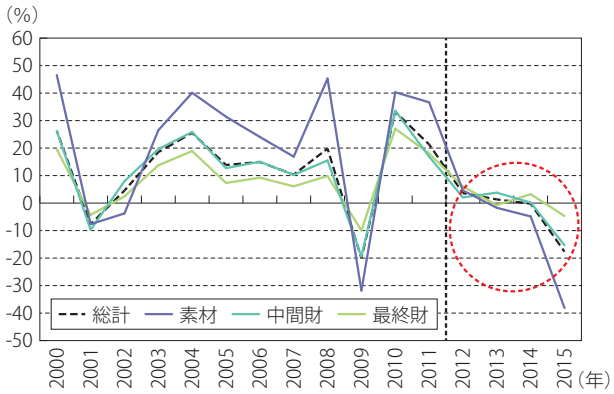

備考：1．伸び率は、対前年比。
2．素材とは、一次産品（鉄鉱石、原油、丸太、羊毛、土石等）。
3．中間財とは、加工品（鉄鋼、化学品等、素材を加工したもの）及び部品。
4．最終財とは、資本財及び消費財。
資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

ことがわかる。中国や ASEAN 域では、我が国を含む先進国との加工貿易が盛んであった。しかし、技術進歩等によりこれまで輸入していた中間財を国内で生産することが可能になり、中間財輸入が減少したとの指摘がある[18]（第Ⅰ-1-3-1-11 図）。なお、東アジアに立地する日系企業の動向を見ると、中国と ASEAN4[19] に立地する日系製造業の現地法人は、2005 年以降、それぞれ現地から中間財を調達する割合が年々高まっており、2015 年時点では調達物の半分以上を現地で賄っている。この点からも、新興国の中間財国内生産化による貿易額の伸び率鈍化の一端が伺える。

第Ⅰ-1-3-1-11 図　財別輸出に対する中間財輸入の比率（品目別）

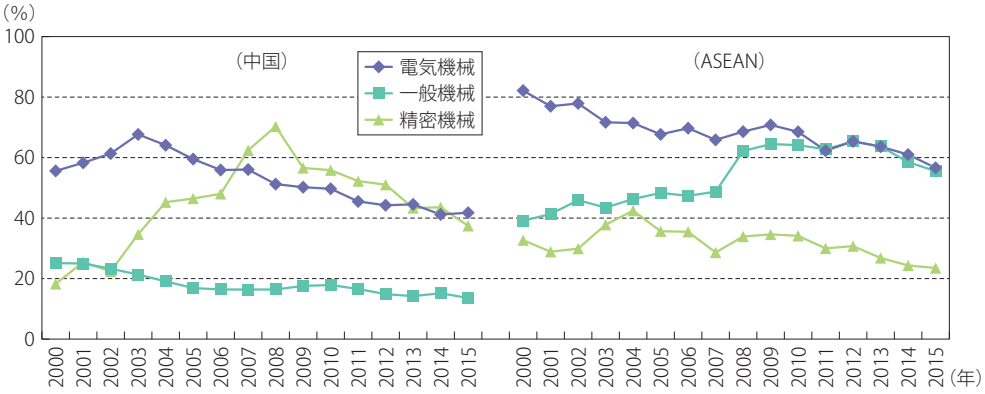

備考：1．比率は、各品目ごとに輸入額（中間財）/ 輸出額（総額）として計算。
2．輸入される中間財は、完成品に加工後、中国国内で販売される分もあるため、必ずしも輸出額とは対応しないが、ここでは一つの目安として表示した。
資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

18　IDE-JETRO、「東アジアの貿易構造と国際価値連鎖　モノの貿易から「価値」の貿易へ」（2011 年 10 月）を参考。
19　ASEAN4 とは、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを指す。

2. 世界の経常収支動向とその背景

前項においては、足下の貿易動向を中心に世界の経済関係を見てきた。本項ではさらに詳しく世界の経済関係を見るために第一次所得収支、サービス収支等を含んだ経常収支を概観していく。

(1) 経常収支の不均衡

2000 年代初頭の主要国・地域の経常収支の推移を見ると、経常黒字・赤字は大幅に拡大傾向であった。しかし 2008 年 9 月に発生した世界経済危機の影響を受け、それまで不安定に拡大を続けていた経常黒字・赤字は 2009 年にそれぞれ一挙に縮小することとなった。しかし 2010 年以降、黒字・赤字は再び緩やかな拡大傾向となっている（第 I-1-3-2-1 図）。

第 I-1-3-2-1 図　主要国・地域別経常収支の推移

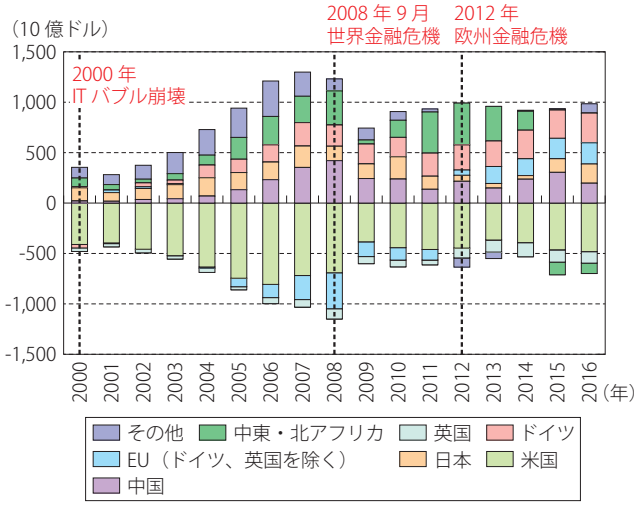

資料：IMF, World Economic Outlook, April から経済産業省作成。

詳しく見ていくと、黒字額はユーロ圏、日本、中国が、赤字額は米国がそれぞれ拡大を牽引している。ユーロ圏内では、2000 年代前半に赤字国となっていたイタリア、スペイン、ポルトガル等の国が世界経済危機以降、欧州債務危機を経て黒字国へと変化している[20]。黒字化の主因としては、財政再建を進めたことに加え、一次産品価格の低下、ユーロ安、当該国の経済停滞等が指摘されるが、域内全体で黒字額が大きく拡大している。また、主要な産油国を含む中東・北アフリカ地域が、2015 年以降、二年連続で経常収支が赤字化している。赤字化の主な要因は、原油価格の大幅な下落が原因と考えられるが、石油産業以外の産業の乏しい中東地域においてこの赤字が恒常化した場合、金融収支の動向等によって、経済が不安定化するリスクに注意が必要である。

(2) 主要国・地域の経常収支構造とその変化

主要国の経常収支の変化を見ていく。

まず、米国では 2000 年代初めにかけて、貿易赤字額の拡大により年々経常収支の赤字額を拡大させていた。しかし 2007 年以降、急激にサービス収支、第一次所得収支の黒字額が拡大し、経常収支赤字額の拡大に歯止めをかけた。サブプライムローン問題、世界経済危機等の経済危機の影響から、2007 年、2009 年と一時的に貿易収支の赤字額が縮小したものの、サービス収支、第一次所得収支の黒字額が更に拡大し、経常収支赤字額の拡大を抑制している（第 I-1-3-2-2 図、第 I-1-3-2-3 図）。

第 I-1-3-2-2 図　経常収支の項目別推移（米国）

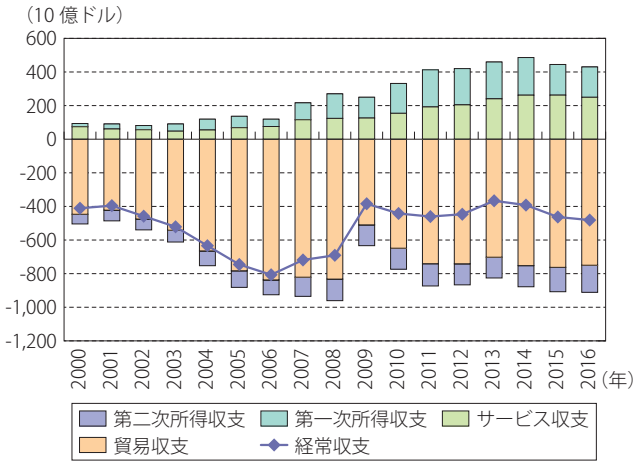

資料：IMF「Balance of Payments」、米国商務省「Balance of Payments (International Transaction)」から経済産業省作成。

サービス収支では、特に、旅行（教育を含む全目的）、知的財産権等使用料、金融サービス収支が黒字額拡大を牽引し、第一次所得収支では直接投資収益内の再投資収益、証券投資収益内の配当金受取が黒字額を拡大させている（第 I-1-3-2-4 図）。

次に EU の経常収支の推移を見ていく。EU 域内の主要国・地域別に経常収支を分解すると、ドイツの経常黒字額が 2,934 億ドル、英国の経常赤字額が 1,145 億ドルと特に額が大きい。EU 全体の経常収支額に対

20　IMF「2016 EXTERNAL SECTOR REPORT」

第Ⅰ-1-3-2-3 図
第一次所得収支の主要項目別推移（米国）

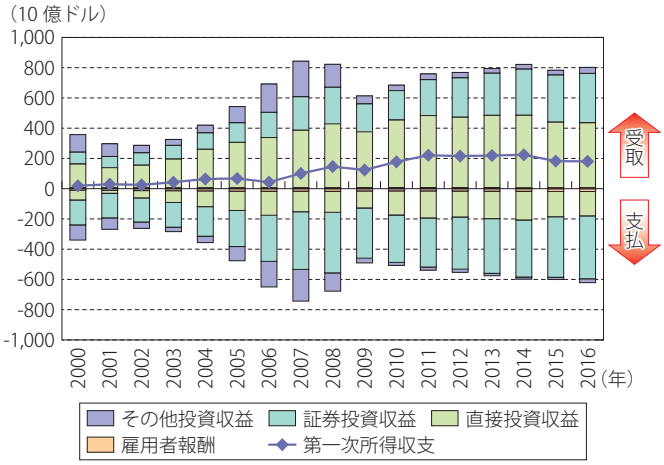

資料：米国商務省「Balance of Payments（International Transaction）」から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-4 図　サービス収支の項目別推移（米国）

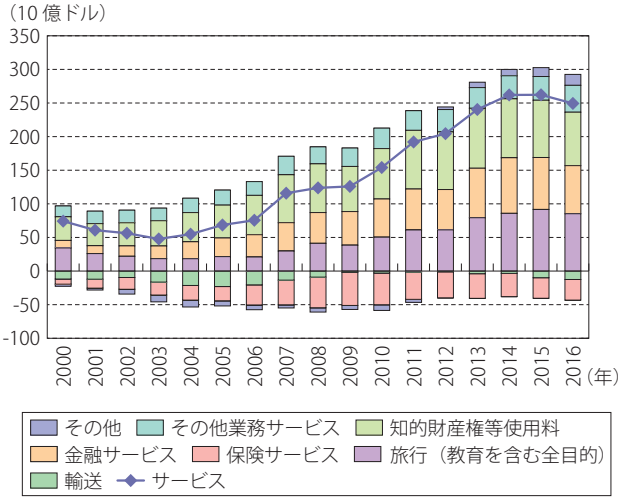

資料：米国商務省「Balance of Payments（International Transaction）」から経済産業省作成。

する割合でも、ドイツの経常黒字額は 75.5%、英国の経常赤字額は 29.4%を占めており、EU 全体の経常収支への影響力が強いことがわかる。そこで、本項ではドイツと英国の経常収支に関して概観していく（第Ⅰ-1-3-2-5 図）。

ドイツの経常収支を見ると、2016 年のドイツの経常収支は前年比 +14 億ユーロ[21] で 2,614 億ユーロの黒字となり 3 年連続で黒字額が拡大した。黒字額拡大の主な要因は、貿易収支が 2,717 億ユーロと同 +105 億ユーロ拡大したことである。

長期的な推移を見ると、ドイツにおける経常収支の構造変化は経常収支が黒字転化した 2002 年と第一次所得収支が黒字転化した 2004 年に起こったと考えら

第Ⅰ-1-3-2-5 図
EU 域内の主要国別経常収支額（2016 年）

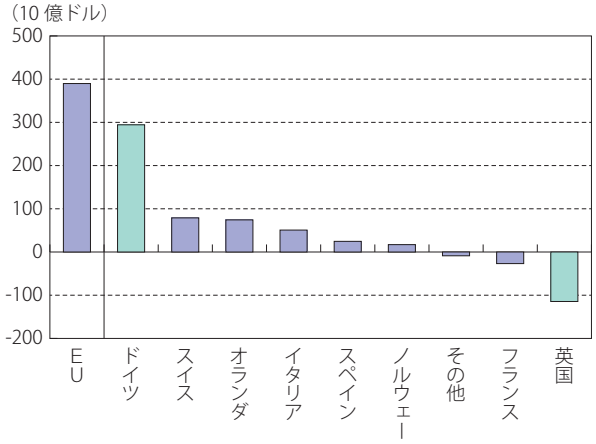

資料：IMF, World Economic, Outlook, April から経済産業省作成。

れる。2002 年は貿易収支の黒字額が大きく拡大したことで、経常収支を黒字転化させた。また 2004 年には直接投資収益の黒字転化により、第一次所得収支全体が黒字転化し、さらに経常収支を拡大させた。その後は 2008 年以降、世界経済危機の影響から貿易収支が縮小し一時的に経常収支の黒字額が縮小したものの、2011 年以降、更に貿易収支の黒字額は拡大し経常収支を押し上げている。ドイツの経常収支構造は、直近約 20 年間で経常収支全体、または第一次所得収支が一時的に赤字推移することはあったが、長期的に、貿易収支に加え、第一次所得収支により稼ぐ構造となっている（第Ⅰ-1-3-2-6 図）。

次に、英国の経常収支を概観していく。2016 年の経常収支は 845 億ポンドで前年比▲ 43 億ポンドと 2

第Ⅰ-1-3-2-6 図　経常収支の項目別推移（ドイツ）

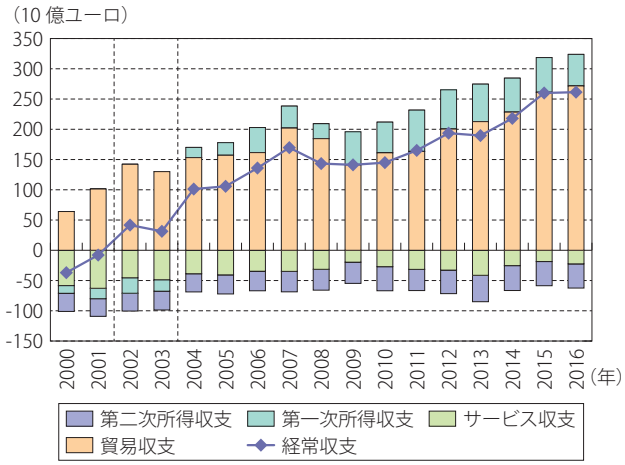

資料：ドイツ連邦銀行、CEICDatabase から経済産業省作成。

21　各国別で経常収支を概観する際は、為替変動の影響を排除するため現地通貨にて記載した。

年ぶりに赤字額が拡大した。赤字額拡大の主な要因は、1,341 億ポンドで同▲ 143 億ポンドと拡大した貿易収支赤字である。なお、同赤字額の拡大も 2 年ぶりである。

英国の経常収支は米国と同じく恒常的に大幅な貿易赤字を抱えている一方で、サービス収支の黒字額が拡大を続けており、貿易による赤字額を補填する形となっている。サービス収支と第一次所得収支は 2000 年代初頭から急激に黒字額の拡大を始め、サービス収支では英国の主要産業の一つである金融とその他業務サービスが、第一次所得収支では直接投資収益が黒字額拡大の牽引役となった（第Ⅰ-1-3-2-7 図、第Ⅰ-1-3-2-8 図）。

前述した世界経済危機の始期である 2008 年に、第一次所得収支内の直接投資収益の黒字額縮小から第一次所得収支が縮小。その後一時的に回復を見せたものの、2011 年をピークに直接投資収益の受取は急激に下落し、2009 年以降の証券投資収益の赤字額拡大も加わったことで、2012 年より第一次所得収支は赤字転化した（第Ⅰ-1-3-2-9 図）。さらに直接投資収益を業種別に分解すると、主要産業である「金融・保険」からの収益割合が高いことがわかる。もともと縮小傾向であった金融産業への対内直接投資が減少した結果、受取が減少し第一次所得収支の赤字転化へ繋がった可能性がある。英国では 2016 年 6 月 23 日に EU 離脱国民投票が行なわれ、英国の EU 離脱、いわゆる Brexit が決定されたところであるが、2011 年には既に Brexit に対する懸念が囁かれていた。このことから、Brexit による英国の金融ハブ機能縮小に対する懸念も投資の減少の要因であったとの指摘もある（第Ⅰ-1-3-2-10 図、第Ⅰ-1-3-2-11 図、第Ⅰ-1-3-2-12 図）。

次に中国の経常収支の構造に関して俯瞰していく。

世界第 2 位の経済大国である中国の経常収支を見る

第Ⅰ-1-3-2-7 図　経常収支の項目別推移（英国）

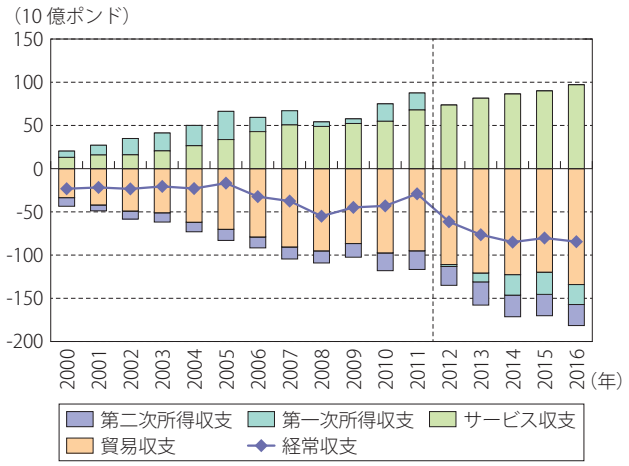

資料：英国国家統計局、CEICDatabase から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-8 図　サービス収支の項目別推移（英国）

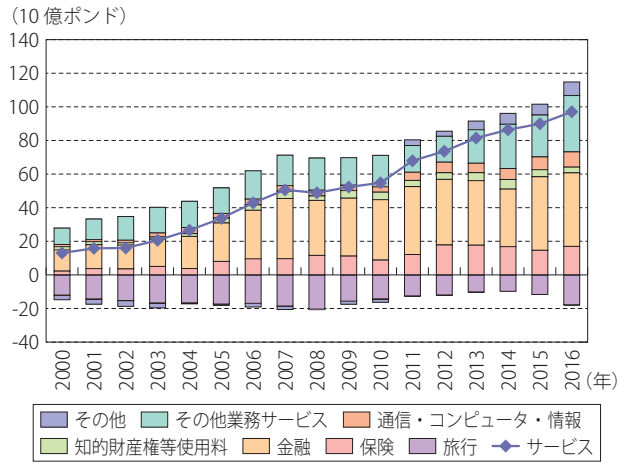

資料：英国国家統計局、CEICDatabase から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-9 図
第一次所得収支の項目別推移（英国）

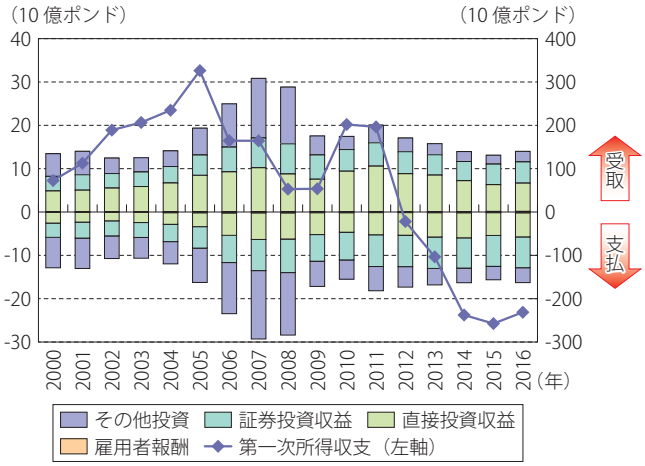

資料：英国国家統計局、CEICDatabase から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-10 図
金融セクターからの直接投資収益の主要国別推移

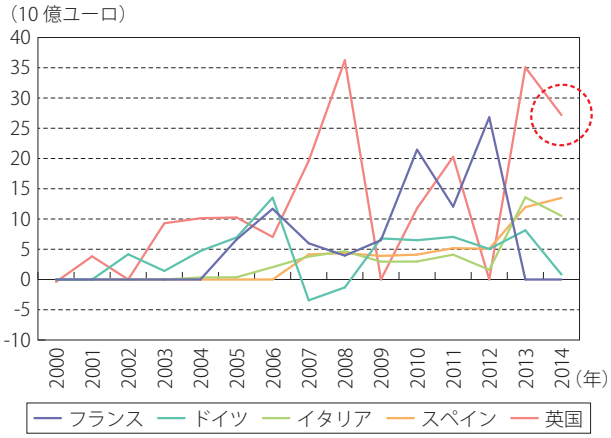

資料：EuroStat から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-11 図
対外直接投資収益の投資業種別割合（英国、2014 年）

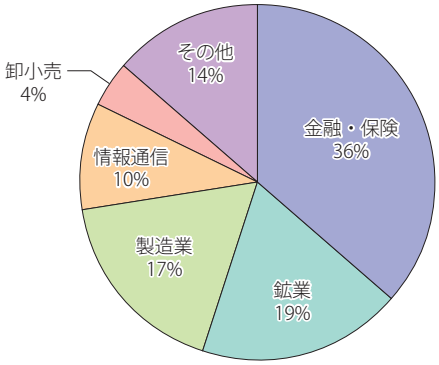

資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-1-3-2-12 図
金融セクターの対 GDP 比の推移（主要国別）

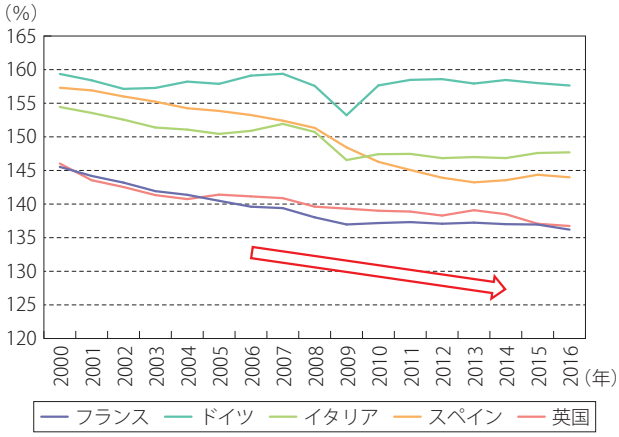

資料：EuroStat から経済産業省作成。

と、2016 年は 1,964 億ドルの黒字であり、同▲ 1,078 億ドルで黒字額が縮小した。黒字額縮小の主な要因は、貿易収支の黒字額が同▲ 821 億ドルと縮小したことに加え、サービス収支の赤字額が同▲ 258 億ドルと拡大したことである。

足元では多少縮小したが、中国の経常収支黒字を牽引しているものは貿易収支であり、直近の約 20 年の間、モノで稼ぐ構造に変化はない。一方、2009 年以降、サービス収支の赤字額が急速に拡大しており経常収支黒字額の拡大のペースが緩やかになっている（第Ⅰ-1-3-2-13 図）。

第Ⅰ-1-3-2-13 図　経常収支の項目別推移（中国）

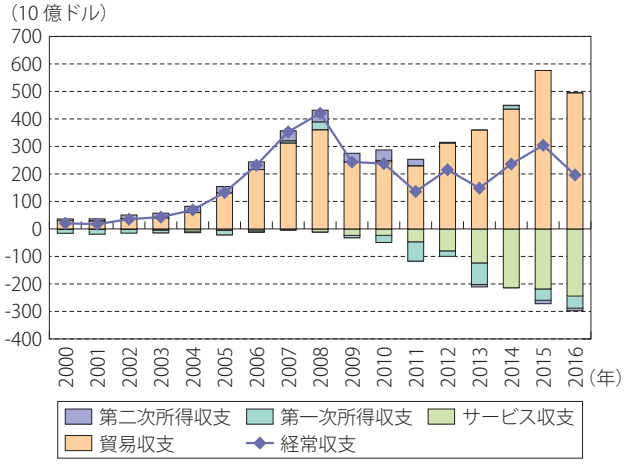

資料：中国国家外汇管理局、CEICDatabase から経済産業省作成。

(3) 国際収支発展段階説からみる経常収支の推移

前項まで、主要国の経常収支構造を概観してきた。本項では、主要国の収支構造を経験的な経常収支の段階変遷に基づき比較していく。

国際収支発展段階説とは、各国の経常収支構造を、①債権国（第一次所得収支がプラス）か債務国（第一次所得収支がマイナス）か、②資本輸入国（金融収支がプラス）か資本輸出国（金融収支がマイナス）か、という 2 つの基準を主に用い、経常収支の推移段階によって 6 段階に分けたものである（第Ⅰ-1-3-2-14 表）。

この仮説に前項で概観した国々をあてはめると、米国が「6. 債権取り崩し国」、我が国とドイツが「4. 未成熟な債権国」、中国が「3. 債務返済国」、英国が「1. 未成熟な債務国」となる。英国に関しては、現在の第一次所得収支の赤字推移が一時的なものであるとするならば、米国と同じく「6. 債権取り崩し国」に該当する。すると先進国であれば、経常収支の推移段階は

第Ⅰ-1-3-2-14 表　国際収支発展段階説

	1．未成熟な債務国	2．成熟した債務国	3．債務返済国	4．未成熟な債権国	5．成熟した債権国	6．債権取り崩し国
経常収支	−	−	＋	＋＋	＋	−
財・サービス収支	−	＋	＋＋	＋	−	−
第一次所得収支	−	−	−	＋	＋＋	＋
対外純資産	−	−	−	＋	＋＋	＋
金融収支	＋	＋	−	−−	−	＋

資料：Geoffrey Crowther（1907-1972）, Charles P. Kindleberger（1910-2003）から一部改編。

第Ⅰ-1-3-2-15 表　国際収支発展段階説による各国の分布

	米国	英国	日本	ドイツ	中国
発展段階	6．債権取り崩し国	6．債権取り崩し国	4．未成熟な債権国	4．未成熟な債権国	3．債務返済国

備考：英国に関しては、所得収支のみマイナスとなっている。

基本的に進んだ段階に位置していることがわかる（第Ⅰ-1-3-2-15 表）。

この仮説によれば、我が国は今後、①人口の高齢化と賃金の上昇から国の競争力が低下し、結果として貿易収支が赤字転化するが、②第一次所得収支の大幅な黒字を背景に、経常収支は黒字を保つ、という経緯を辿り、「5. 成熟した債権国」に移行していく。我が国は長期間「4. 未成熟な債権国」に位置しているが、1990 年代と比較すると実際に貿易収支は大幅に縮小している。一方で、第一次所得収支は増加しており、「5. 成熟した債権国」の経常収支の稼ぎ方に近づいている傾向がある（第Ⅰ-1-3-2-16 図）。

第Ⅰ-1-3-2-16 図
経常収支平均額の項目別推移（日本）

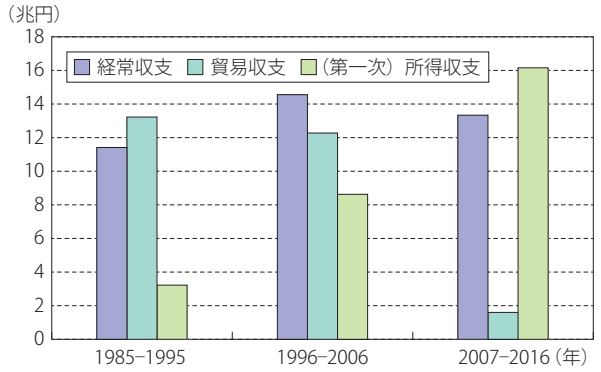

備考：1．1995 年以前の計数は、国際収支マニュアル第 5 版に準拠。
2．1996 年から 2013 年の計数は、国際収支マニュアル第 5 版準拠統計を第 6 版の基準により組み替えたもの。
3．貿易収支額は各期間の単純平均値。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

一方で、国際収支発展段階説は米国の経常収支等の推移に則り、経験則的に唱えられた仮説であるため、必ずしもこの経路に従って全ての国・地域が発展していくわけではない。したがって、我が国は我が国に適合した方法によってインクルーシブな成長を達成していくべきである。

（4）財・サービス収支と経済成長率の関係

ここまで、主要国別に経常収支の推移を概観した。本項では主要国の経済成長率が経常収支、とりわけ財・サービス貿易収支とどのような関係性を持つかについて考察していく。

① 収支と経済成長率の関係

まず、財・サービス収支名目 GDP 比と名目 GDP 成長率の関係性を見ていく。第Ⅰ-1-3-2-17 表は、名目 GDP 成長率を三段階に分け、2015 年時点で財・サービス貿易収支の高赤字から高黒字まで 4 つに分けてクロスさせ、12 分類とした。名目 GDP 成長率が高いか、財・サービス収支の名目 GDP 比が高いかに関わらず、それぞれの要素をもった国が各カテゴリーに分散していることがわかる。例えば、成長率が 8％以上である高成長国を比較しても、名目 GDP 比 5.3％の財・サービス貿易赤字を抱えているインドがあれば、名目 GDP 比 2.8％の財・サービス貿易黒字を持つ中国のような国も存在する。この点から、大幅な財・サー

第Ⅰ-1-3-2-17 表　主要国における名目 GDP 成長率と財・サービス貿易収支額の関係（2010-2015）

財・サービス貿易収支額の名目 GDP 比		高赤字（▲ 5％以上）	低赤字（▲ 5％未満）	低黒字（5％未満）	高黒字（5％以上）
名目 GDP 成長率	高成長（8％以上）	インド		中国、インドネシア	
	中成長（3 ー 8％未満）	トルコ	オーストラリア、ブラジル、米国、英国	韓国	スイス、タイ
	低成長（3％未満）		カナダ、フランス、南アフリカ、日本	デンマーク、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン	オランダ

備考：1．名目 GDP 成長率は、2010 年から 2015 年の前年比平均伸び率を単純平均したもの。
2．財・サービス貿易収支額、名目 GDP ともに、2010 年から 2015 年の値を単純平均したもの。
3．UD ドルベースで計算。
資料：世界銀行から経済産業省作成。

ビス貿易赤字額を計上している国が、必ずしも低成長に陥るとは限らないことがわかる（第Ⅰ-1-3-2-17 図）。

また、先進国で見ればイタリアのように財・サービス貿易収支黒字国であっても低成長となっている国が存在する一方で、米国、英国のように財・サービス貿易収支赤字国であっても中成長となっている国が存在する。以上のことから、財・サービス収支が黒字か赤字かと経済成長率の伸びは関連性が薄いことがわかる。

加えて、財・サービス貿易収支の名目 GDP 比と名目 GDP 成長率を各国ごとにプロットした散布図からも、財・サービス貿易収支額と名目 GDP 成長率との相関性は低いと考えられる。つまり、財・サービス貿易収支の赤字額が減少すれば、経済状態が改善するという訳ではない。経済理論においても、財・サービス貿易収支額は GDP 成長率とは関係は弱いとされており、実際の数字からも見て取れる（第Ⅰ-1-3-2-18 図）。

第Ⅰ-1-3-2-18 図
財・サービス貿易収支名目 GDP 比と名目 GDP 成長率の各国分布

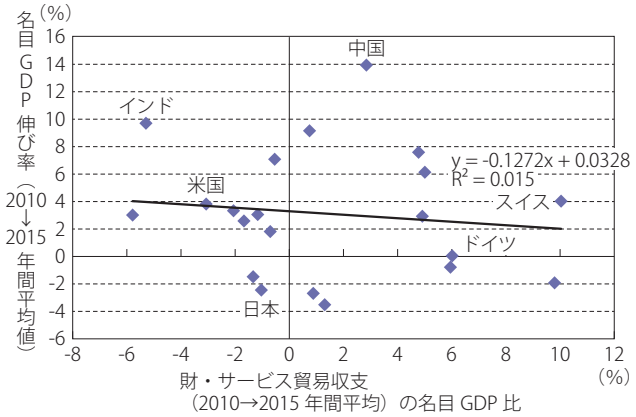

備考：1．名目 GDP 額、名目 GDP 成長率ともに、2010 年から 2015 年までの 5 年間の前年比伸び率を単純平均したもの。
2．対象国は、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、オランダ、南アフリカの 21 か国。
資料：世界銀行、CEICDatabase から経済産業省作成。

② 貿易額の変化と経済成長率の関係

次に、収支額ではなく、財・サービス貿易額[22]と名目 GDP 成長率の相関性を見る。第Ⅰ-1-3-2-19 図は財・サービス貿易額増加分の名目 GDP 比と名目 GDP 成長率を各国ごとにプロットしたものである。我が国では 2011 年に発生した東日本大震災以降、輸出額、輸入額ともに縮小したことで貿易額増分の名目 GDP 比は▲ 1.7％となっており、加えて名目 GDP 成長率も▲ 2.5％とマイナスになっている。前述のとおり名目 GDP 成長率の高い中国やインドを見てみると、貿易額増分の名目 GDP 比はそれぞれ +13.5％、+6.6％とプラスの値を示していることがわかる。その他の国の分布を見ても、財・サービス貿易額増分の名目 GDP 比が高いほど名目 GDP 成長率も高い傾向が見て取れ、経済成長率との関係では、収支額より貿易額の増加が比較的高い相関性を持つと考えられる（第Ⅰ-1-3-2-19 図）。

第Ⅰ-1-3-2-19 図
財・サービス貿易増加額名目 GDP 比と名目 GDP 成長率の各国分布

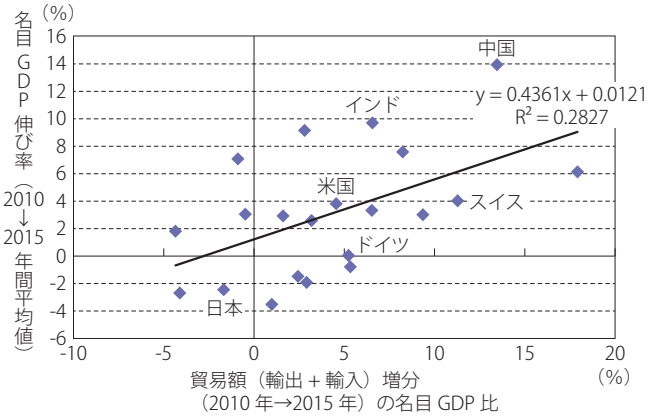

備考：1．横軸の名目 GDP は 2015 年の値。
2．縦軸の名目 GDP 成長率は、2010 年から 2015 年までの 5 年間の前年比伸び率を単純平均したもの。
3．対象国は、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、オランダ、南アフリカの 21 か国。
資料：世界銀行、CEICDatabase から経済産業省作成。

つまり、輸出と輸入の両方を拡大させることが、経済の活性化に寄与するという関係が見て取れる。

22　財・サービス輸出額と財・サービス輸入額を足したもの。

第 2 章　欧米経済動向

第 1 節　米国

第 2 節　欧州

第 2 章
欧米経済動向

第 1 節　米国

1. マクロ経済動向

米国は、世界経済危機による景気後退を経た後、7年以上にわたり景気回復を続けている。以下、2016年～2017年足下までの米国経済の動向につき、主要経済指標をもとに概観する。

(1) GDP

2016年の実質GDP成長率は前年比1.6％増と、2015年の2.6％増からはやや鈍化した。需要項目別寄与度を見ると、GDPの約7割を占める個人消費は引き続き堅調に伸びたものの、設備投資が7年ぶりにマイナスに寄与したほか、在庫投資の落ち込みが目立った（第Ⅰ-2-1-1-1図）。

四半期ごとの推移を見ると、第1四半期は年率換算で前期比0.8％増と鈍化したものの、第2四半期以降は好調な個人消費を中心に持ち直している。第3四半期は大豆輸出の急増などを背景に前期比年率3.5％増となったが、第4四半期はその反動による輸出減少などにより2.1％増へ減速した。弱さが指摘されてきた設備投資は、第1四半期は前期比マイナスとなったものの、第2四半期以降は前期比0.9％～1.4％増で推移している。設備投資全体の5割弱を占める機器設備投資の低迷が続いていることが背景にあるが、3割強を占める知的財産投資は比較的堅調に拡大している。米国経済は緩やかな拡大基調にあり、IMFの見通しによれば、2017年のGDP成長率は前期比年率2.3％増まで回復することが見込まれている。

第Ⅰ-2-1-1-1図
米国の実質GDP成長率（前期比年率）

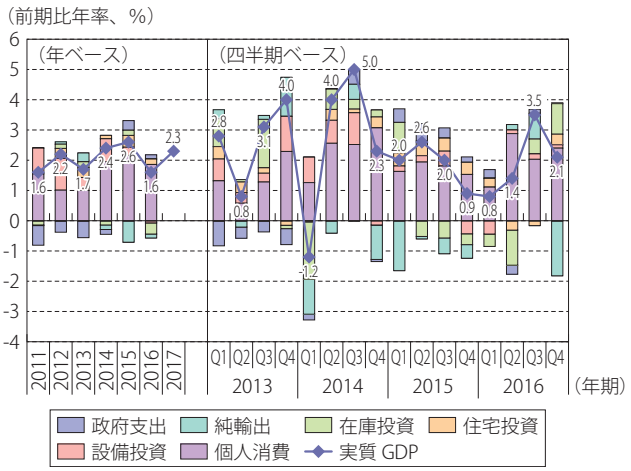

備考：季節調整値。2017年の実質GDP値はIMF予測値。
資料：米国商務省、IMF「World Economic Outlook, April 2017: Gaining Momentum?」から経済産業省作成。

(2) 個人消費

2016年の個人消費は、堅調な雇用などを背景に底堅く推移し、実質個人消費支出の伸びは年後半にかけて緩やかに上昇した（第Ⅰ-2-1-1-2図）。家計における個人消費の6割以上はサービスに関する消費が占めており、特に住居費・公益費（2016年：18％）、ヘルスケア（同17％）への支出が多いが、2016年の伸び率を見ると、娯楽用品（前年比10％増）、家具・住宅設備（同7％増）、ヘルスケア（同5％増）の伸びが高かった。

また、インフレ率として注目される個人消費支出（PCE）価格指数は、エネルギー価格及び輸入価格の下落による影響などから2015年は低迷したが、2016年は1月に前年比+1.1％まで上昇した後、年後半に再び急上昇し、2017年2月には連邦準備制度理事会（以下、FRBという）のインフレ目標[23]を上回る前年比+2.1％まで回復した（第Ⅰ-2-1-1-3図）。トラン

23　FRBは個人消費支出価格指数（PCEデフレータ）前年比＋2％を長期のインフレの目標としている。

第Ⅰ-2-1-1-2図
米国の実質個人消費、実質可処分所得及び貯蓄率

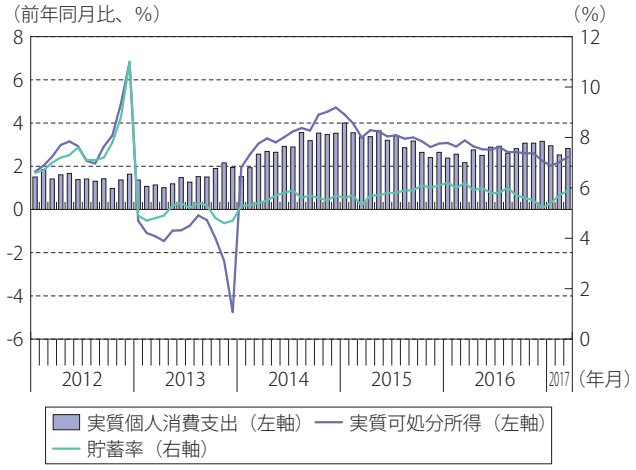

備考：実質個人消費支出、実質可処分所得は前年同月比、貯蓄率は当月分。
資料：米国商務省、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-3図
米国の PCE 価格指数、コア PCE 価格指数

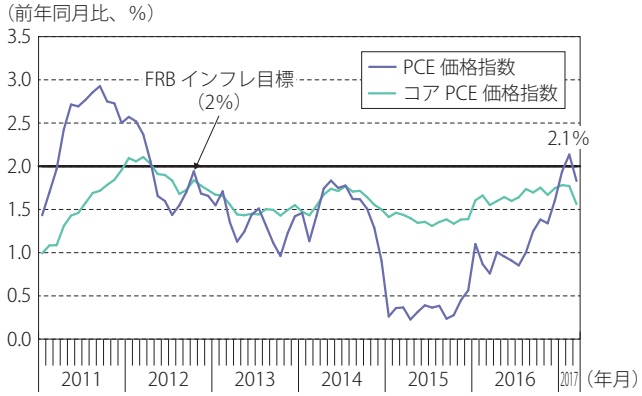

備考：コア PCE 価格指数は変動の大きい食品とエネルギーを除いて計算したもの。
資料：米国商務省、CEIC データベースから経済産業省作成。

プ新政権の経済政策への期待などから、消費者マインドは2016年秋以降改善基調にあるが、消費者物価の上昇による個人消費への影響など、今後の動向に注視が必要である。

（3）雇用環境

月間の非農業部門就業者数の伸びは2016年5月に前月比4.3万人増と大きく落ち込んだものの、その後勢いを取り戻し、2016年の平均では1か月あたり18.7万人増のペースで増加した（第Ⅰ-2-1-1-4図）。2015年の平均（1か月あたり22.6万人増）に比べると若干減速しているが、FRBイエレン議長が、失業率を長期的に安定させることができる雇用増加の水準を1か月あたり7.5万人～12.5万人としている[24]ことを踏まえると、2016年はこれを十分に上回るペースで就業者数が増加したといえる。

失業率は、今回の景気回復期に入ってから一貫して改善を続けており、2016年平均では4.9%、2017年4月は4.4%であった。これは、前回の景気拡大期の後半に並ぶ低水準であり、足下ではFRBによる長期見通し（4.7%）[25]を下回っている。一方、フルタイムで働く意思があるが経済的理由からやむなくパートタイム職に就いている人等を加えた広義の失業率（U-6）は2016年平均で9.6%となっており、前回の景気拡大期に比べると若干高止まりしているが、これについては、産業構造的要因、人口動態的要因などから正常な水準が世界経済危機前よりも上がっている可能性があるとの指摘もある[26]。

（4）金融政策

FRBは世界経済危機を契機にフェデラルファンド金利（以下、FF金利という）の誘導目標を事実上のゼロ金利（0%～0.25%）まで引き下げていたが、2015年12月、FRBは7年間にわたったゼロ金利政策を解除し、FF金利誘導目標を0.25%～0.50%へ引き上げた。この時点で公表された連邦公開市場委員会（以下、FOMCという）参加者による見通しでは、2016年末までに4回の金利引上げが予想されていた[27]が、金利の引上げは見送りが続いた。これについては、年前半の雇用関連指標及びGDP成長率の落ち込み、エネルギー価格及び輸入価格の下落の影響などによるインフレの停滞、英国のEU離脱にかかる国民投票による金融市場の混乱のリスクなどが背景との見方がある。

2016年は、12月のFOMCにおいて1年ぶりにFF金利誘導目標を0.50%～0.75%へ引き上げることが決定された。労働市場は力強さを増し、経済活動は緩やかなペースで拡大しているとの認識が示された。また、

24 Janet L. Yellen “The Economic Outlook and the Conduct of monetary Policy”、2017年1月19日、FRB Webサイト
25 連邦公開市場委員会（FOMC）経済見通し（2017年3月）中央値による。
26 Golden（2016）によれば、非自発的パートタイム労働者が増加している要因として、パートタイム職をより多く活用しているサービス業の成長という産業構造的要因、自発的にパートタイム職に就く若年齢層の減少という人口動態的要因、フルタイム職に比べてパートタイム職は雇用コストが低いために雇用主側がパートタイム職をより求めるという制度的要因などが指摘されている。FRBイエレン議長は、広義の失業率（U-6）に関しても、世界経済危機後に起きた急激な悪化はほぼ解消したと述べている（Janet L. Yellen “The Economic Outlook and the Conduct of monetary Policy”、2017年1月19日、FRB Webサイト）。
27 見通しの中央値による。1回あたり0.25%の引上げとした場合、年末までに4回の利上げが予想されていた。

第Ⅰ-2-1-1-4 図　米国の非農業部門就業者数と失業率

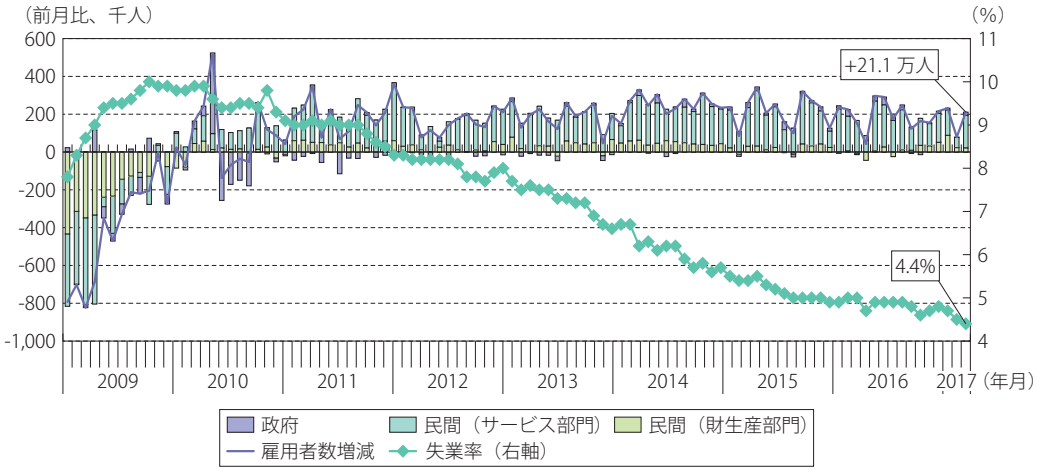

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEIC Database から経済産業省作成。

インフレ率はいまだ目標の 2%に達していないものの、エネルギーや輸入価格の過去の下落による一時的な影響が消え、労働市場が力強さを増せば、中期的に 2%へ上昇していくと判断された。

2017 年 3 月に行われた FOMC では、FF 金利誘導目標が 0.75%～1.0%へと再び引き上げられた。併せて発表された経済見通しでは、2017 年の実質 GDP 成長率は 2.1%、失業率は 4.5%、インフレ率及びコアインフレ率[28] は 1.9%とされ、経済活動が引き続き緩やかに拡大する中で労働市場は力強さを増し、インフレ率は中期的に 2%程度で安定するとの見通しが示された。雇用が堅調に伸び、インフレ率が 2%の目標へ向かって回復する中で、現時点では 2017 年末までに更に 2 回の利上げが見込まれている（第Ⅰ-2-1-1-5 図、第Ⅰ-2-1-1-6 表）。

また、世界経済危機に対応するために実施された大規模な量的緩和政策[29] によって連邦準備制度は多額

第Ⅰ-2-1-1-6 表
FOMC 参加者による米国経済見通し（2017 年 3 月時点）

（単位：%）

	2017	2018	2019	長期
GDP 成長率	2.1	2.1	1.9	1.8
失業率	4.5	4.5	4.5	4.7
インフレ率	1.9	2.0	2.0	2.0
コアインフレ率	1.9	2.0	2.0	–

備考：見通しの中央値。
資料：FRB 資料から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-5 図　FF 金利の推移

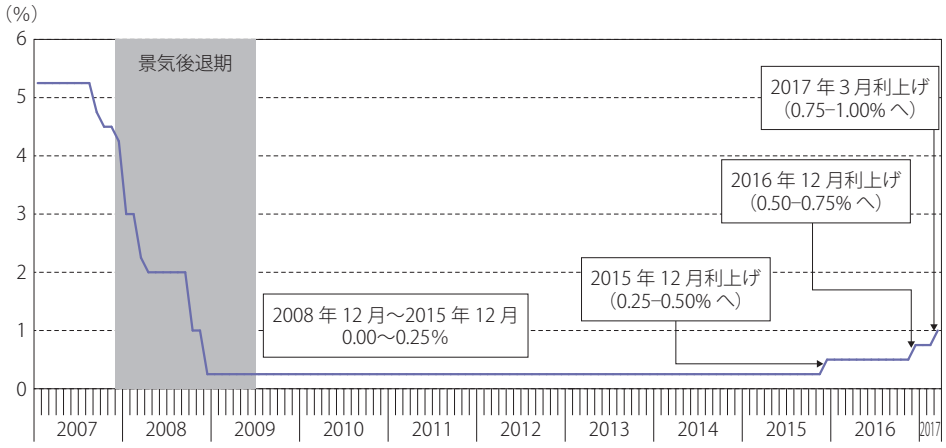

資料：米国連邦準備制度から経済産業省作成。

28　食品、エネルギーを除いた個人消費支出（PCE）価格指数。
29　FRB が国債や証券などを買い入れ、市場に潤沢に資金を供給し、景気回復を誘導する政策。世界経済危機後の 2008 年 12 月～2010 年 3 月（第 1 弾：QE1）、2010 年 11 月～2011 年 6 月（第 2 弾：QE2）、2012 年 9 月～2014 年 10 月（第 3 弾：QE3）の合計 3 回にわたって行われた。

第Ⅰ-2-1-1-7図　FRBの資産構成

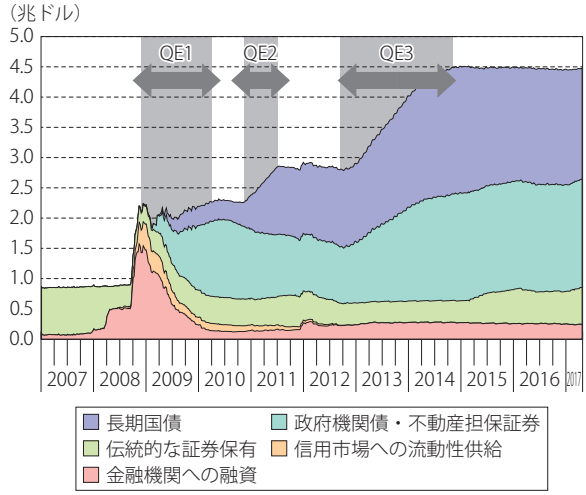

資料：クリーブランド連邦準備銀行から経済産業省作成。

の国債や住宅ローン担保証券（MBS）等を保有しており（第Ⅰ-2-1-1-7図）、現在は償還期限を迎えた債権については再投資を行うことでバランスシートの規模を一定に保っているが、経済が回復を続ける中で、バランスシート縮小に向けた再投資政策の変更に関する議論が始められている。2017年3月に行われたFOMCにおいては、大半の参加者が再投資政策の変更は年後半に適切になる可能性が高いと判断した。バランスシート政策の変更の具体的な内容や時期については、経済状況等を踏まえ、今後議論が本格化していくと考えられる。

(5) 国際収支

米国の経常収支は貿易収支の赤字により長年赤字で推移しており、世界経済危機直前にはGDP比6%弱まで赤字幅が拡大した。世界経済危機後は赤字が大幅に縮小し、09年以降はおおむね横ばいで推移している。2016年の経常収支は4,812億ドルの赤字となり、前年から赤字幅が3.9%拡大した。名目GDP比では2.6%の赤字と前年から横ばいだった（第Ⅰ-2-1-1-8図）。

① 貿易・サービス収支

貿易収支、サービス収支を主要分野別に見てみると、貿易収支はほぼ全ての分野で赤字が続いている。ただし、シェールオイルの開発により原油生産量が増加したことなどを背景に、石油が含まれる「工業資材・原材料」の赤字額は近年減少している。2016年は輸出が1兆4,597億ドル、輸入が2兆2,096億ドル、貿易赤字は7,499億ドルとなった。前年より輸出が506億ドル、輸入が633億ドルそれぞれ減少したことにより、前年に比べ赤字額が1.7%減少した（第Ⅰ-2-1-1-9図）。

第Ⅰ-2-1-1-9図　米国の貿易収支

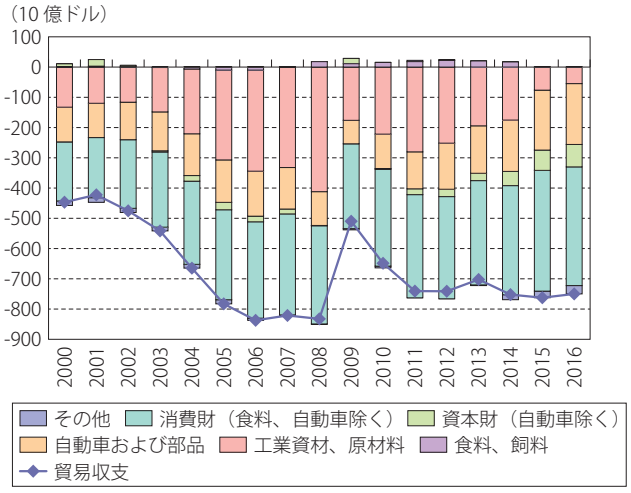

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-8図　米国の経常収支

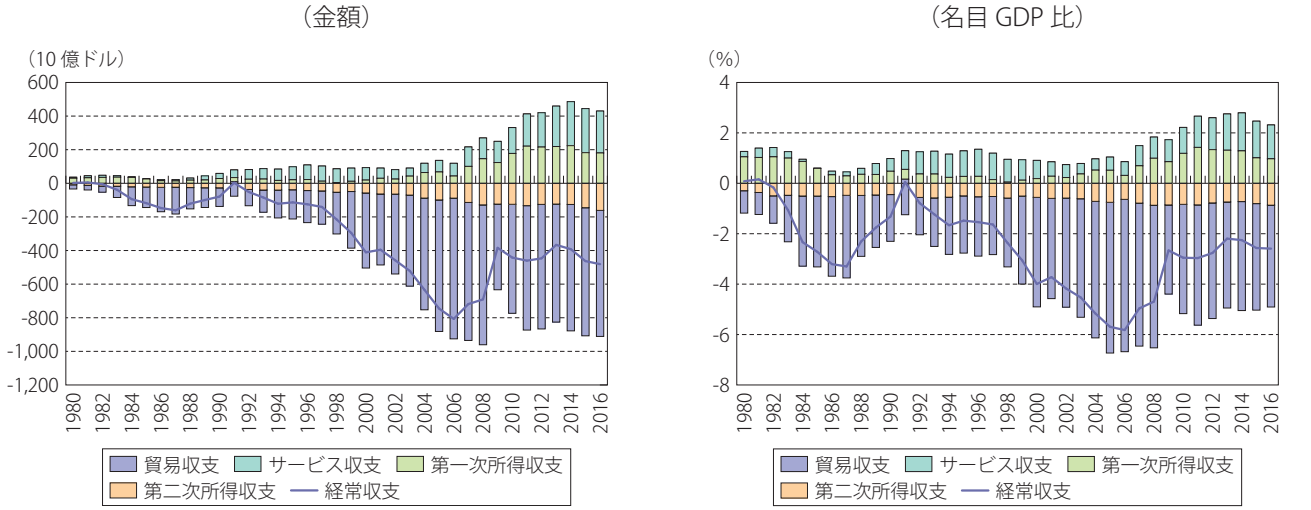

資料：米国商務省から経済産業省作成。　資料：米国商務省、CEICデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-10 図　米国のサービス収支

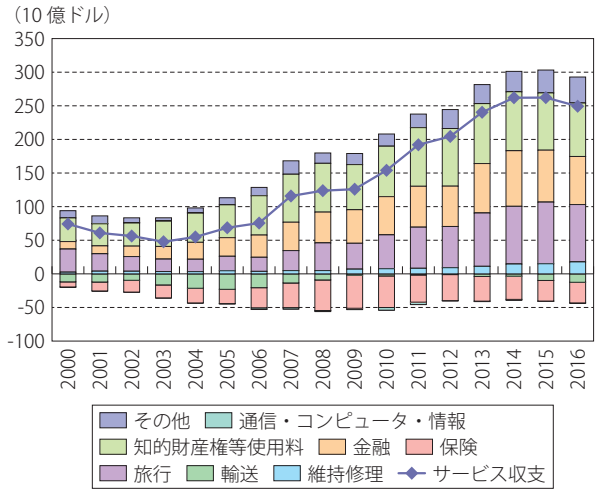

資料：米国商務省から経済産業省作成。

サービス収支は「保険」、「輸送」、「通信・コンピュータ・情報」分野を除いて黒字で推移している。「知的財産権等使用料」、「金融」、「旅行」等の伸びにより、収支全体の黒字も拡大基調となっており、2006 年から 2016 年の 10 年間でサービス収支の黒字は 3 倍以上拡大した。2016 年は輸出が 7,524 億ドル、輸入が 5,030 億ドル、黒字額は 2,494 億ドルとなった。前年に比べ輸出が 16 億ドル増加した一方で、輸入も 144 億ドル増加したため、黒字額は 4.9％減少した（第Ⅰ-2-1-1-10 図）。

② 第一次所得収支

第一次所得収支は、直接投資収益の収支黒字額の増加及び証券投資収益の収支赤字額の減少を受け、2000 年代前半に比べて黒字額が拡大している。特に直接投資収益の収支黒字額の増加が黒字幅の拡大に大きく寄与しており、対外直接投資の活発化、海外子会社の高い収益力等が背景にあると考えられる。2016 年の第一次所得収支は前年からほぼ横ばいの 1,806 億ドル（前年比 1％減）となった（第Ⅰ-2-1-1-11 図）。対外直接投資残高は 2000 年から 2015 年の間に約 4 倍に増加しており、特に欧州地域への投資の増加が全体を牽引している。アフリカ地域への投資は、金額は小さいものの増加率は最も高かった。（第Ⅰ-2-1-1-12 図）。

③ 金融収支

米国の金融収支は長年負債超過で推移しており、海外から米国証券市場への資金流入が多い。2016 年については 4,284 億ドルの負債超過となり、前年から大幅に負債超過額が増加した（第Ⅰ-2-1-1-13 図）。証券投資のうち債権については 2009 年を除き負債超過で推移しており、中でも米国債が含まれる長期債が証券投資における資金流入額の大部分を占めている。国債利回りは 2016 年半ばを底に、秋以降上昇傾向にあり、比較的高い利回りを維持する米国債への投資は今

第Ⅰ-2-1-1-11 図　米国の第一次所得収支

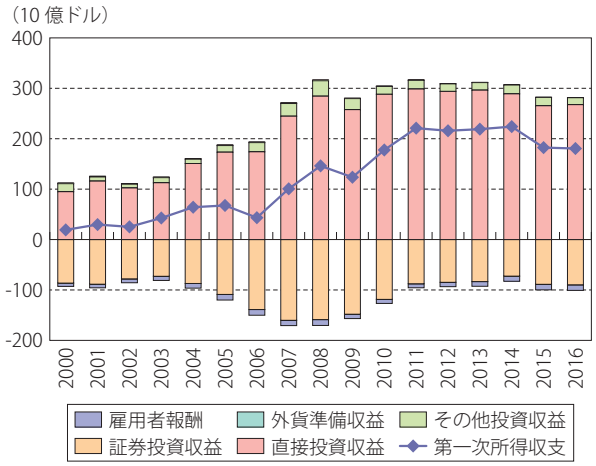

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-12 図　米国の対外直接投資残高

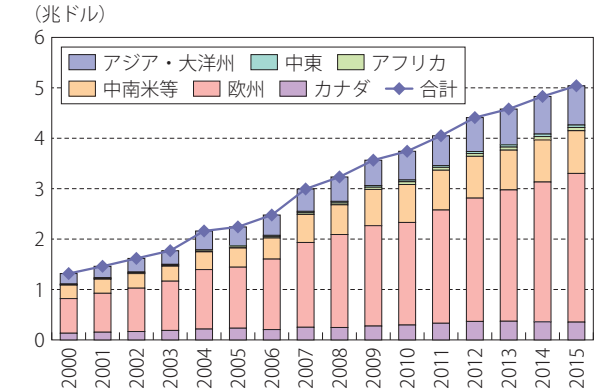

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-1-13 図　米国の金融収支

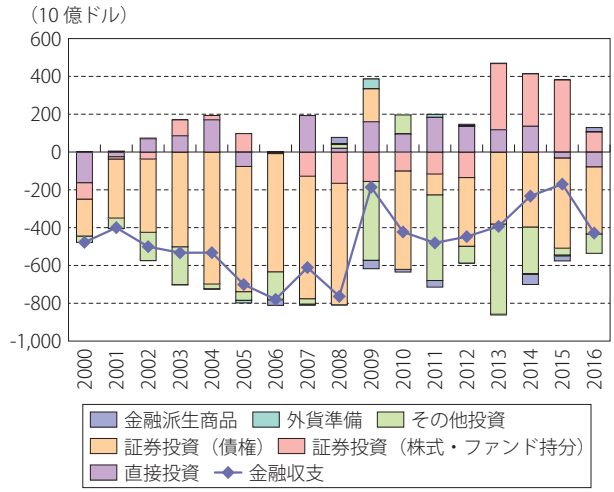

資料：米国商務省から経済産業省作成。

後も持続的に行われていくと予想される。

(6) 地域経済

米国経済は全体的には緩やかな拡大基調にあるものの、地域及び州によって多少のばらつきがある。

2016年の州別実質GDP成長率[30]を見ると、マイナスとなったのは50州のうち5州（アラスカ州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、オクラホマ州、ワイオミング州）であった。4つの地域別（北東部、中西部、南部、西部）に見ると、北東部は全体的に堅調に成長し、中西部では多くの州が相対的に高い伸びを示したが、西部は成長率が高い州とマイナスにとどまる州が混在する結果となった（第Ⅰ-2-1-1-14表）。

次に州別の個人所得[31]を見てみると、北東部は従来所得の高い地域だが、2016年においても1人あたり所得の上位1位～5位の州は北東部に位置している。他方、前年からの州別個人所得の増加率については、西部及び南部大西洋側の州が上位となった。最も増加率が高かったのは西部に位置するネバダ州で、前年比5.9％の伸びを示したほか、2位のユタ州では5.6％、3位のフロリダ州では4.9％の増加が見られた。2016年は大半の州で所得が増加したが、50州のうち3州（アラスカ州、ノースダコタ州、ワイオミング州）では所得が減少した（第Ⅰ-2-1-1-15図）。

失業率については米国全体でおおむね改善傾向にあり、2016年は41州で低下又は横ばいとなったが、9州では上昇が見られた。地域別では中西部地域が最も失業率が低く（4.7％）、西部地域が最も高かった（5.1％）が、前年からの低下幅は反対に西部地域が最も大きく（0.6％ポイント減）、中西部地域が最も小さかった（0.1％ポイント減）。

州別では、北東部のニューハンプシャー州及び中西部のサウスダコタ州が2.8％と最も低く、西部のニューメキシコ州が6.7％と最も高かった。前年比では、北東部マサチューセッツ州及び南部サウスカロライナ州で1.2％ポイント減と大きく低下した一方で、西部ワイオミング州では1.1％ポイント上昇した（第Ⅰ-2-1-1-16図）。

第Ⅰ-2-1-1-14表　米国の州別実質GDP成長率（2015～2016年）

	州名	2015	2016
北東部	コネチカット	0.7	2.6
	メーン	1.1	2.7
	マサチューセッツ	3.8	2.7
	ニューハンプシャー	1.4	2.6
	ロードアイランド	1.4	1.9
	バーモント	0.4	2.5
	ニュージャージー	2	2.8
	ニューヨーク	0.9	1.8
	ペンシルバニア	2.8	1.9
南部	デラウェア	2.7	2.9
	ワシントンDC	2.2	2.5
	フロリダ	4	2.9
	ジョージア	2.6	1.9
	メリーランド	2	2
	ノースカロライナ	2	3
	サウスカロライナ	2.5	2.5
	バージニア	2	1.4
	ウェストバージニア	1.4	0
	アラバマ	0.9	2.2
	ケンタッキー	1.4	1.7
	ミシシッピ	0.5	2.2
	テネシー	2.7	2.5
	アーカンソー	0.5	1.9
	ルイジアナ	1	0.8
	オクラホマ	2.2	-1
	テキサス	4.8	1.7

	州名	2015	2016
中西部	イリノイ	1.8	1.9
	インディアナ	1.4	2.6
	ミシガン	1.6	3.2
	オハイオ	1.8	2.8
	ウィスコンシン	1.1	2.7
	アイオワ	1.3	3
	カンザス	0.8	3.1
	ミネソタ	1.9	2
	ミズーリ	1.7	3
	ネブラスカ	0.9	4.1
	ノースダコタ	-2.6	-0.6
	サウスダコタ	2.6	3
西部	アリゾナ	1.4	2.7
	コロラド	3.2	3.1
	アイダホ	2.7	3.7
	モンタナ	2	1.4
	ネバダ	1.6	3.7
	ニューメキシコ	1.7	-0.1
	ユタ	3.4	4.5
	ワイオミング	-0.1	-2.5
	アラスカ	-0.6	-1
	カリフォルニア	3.8	2.8
	ハワイ	2.3	1.1
	オレゴン	4.9	3.2
	ワシントン	3	2.9

備考：2016年成長率は、2016年第1四半期～第3四半期成長率を年率換算したもの。
資料：米国商務省から経済産業省作成。

30　2016年第1四半期～第3四半期の成長率を年率換算したもの。
31　純収入、財産所得及び社会保障・年金等の受取の合計。2016年の値は速報値。

第Ⅰ-2-1-1-15 図　米国の州別個人所得

2016 年（ドル、1 人あたり）

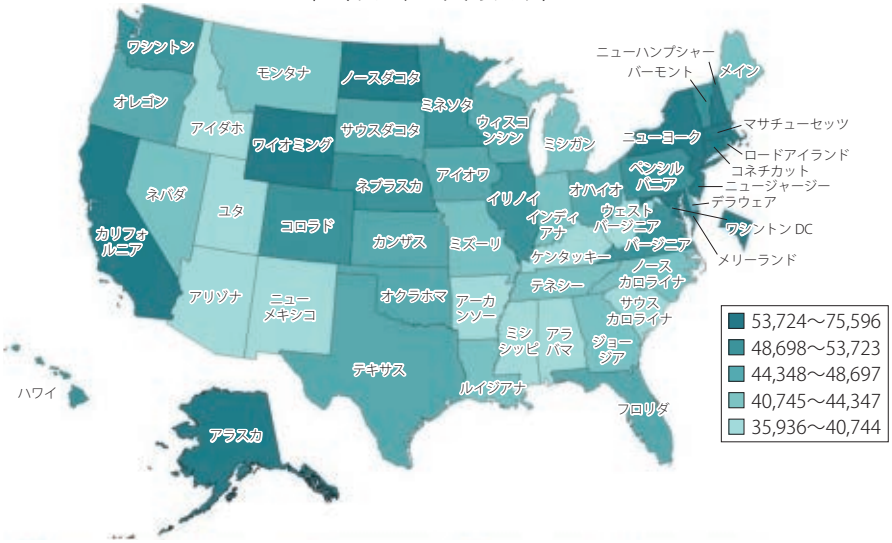

資料：米国商務省から経済産業省引用。

2015-2016 年の変化（%）

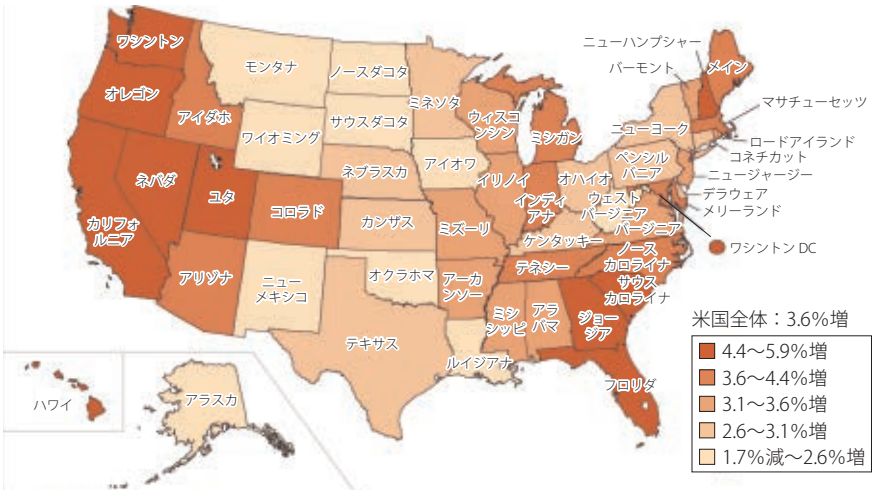

資料：米国商務省から経済産業省引用。

2016 年、米国内で実質 GDP 成長率が最も低く、1 人あたり所得及び失業率が最も減少・悪化したワイオミング州には石炭をはじめとする天然資源が豊富に存在しており、産業別 GDP（2015 年、民間部門）の 30%を鉱業が占めている。同州における同産業の成長率は近年の資源価格の変動等の影響により 2015 年第 1 四半期以降マイナスで推移していることから、所得及び雇用に影響が見られた可能性が考えられる。また、アラスカ州及びノースダコタ州でも GDP 成長率がマイナスとなり、所得の低下及び失業率の悪化が見られたが、これらの州も鉱業が主要産業となっているため、資源価格動向が州経済へ影響を及ぼした要因の一つとして示唆される[32]。

32　2015 年の産業別実質 GDP においては、アラスカ州では 31%、ノースダコタ州では 17%を鉱業が占めており、それぞれ民間部門で最大となっている。

第Ⅰ-2-1-1-16図　米国の州別失業率

2016年（%）

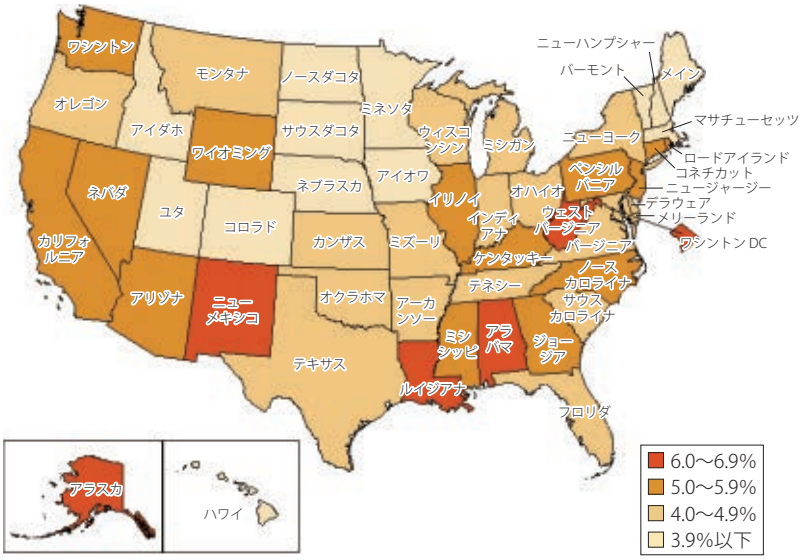

資料：米国労働省から経済産業省引用。

2015-2016年の変化（%ポイント）

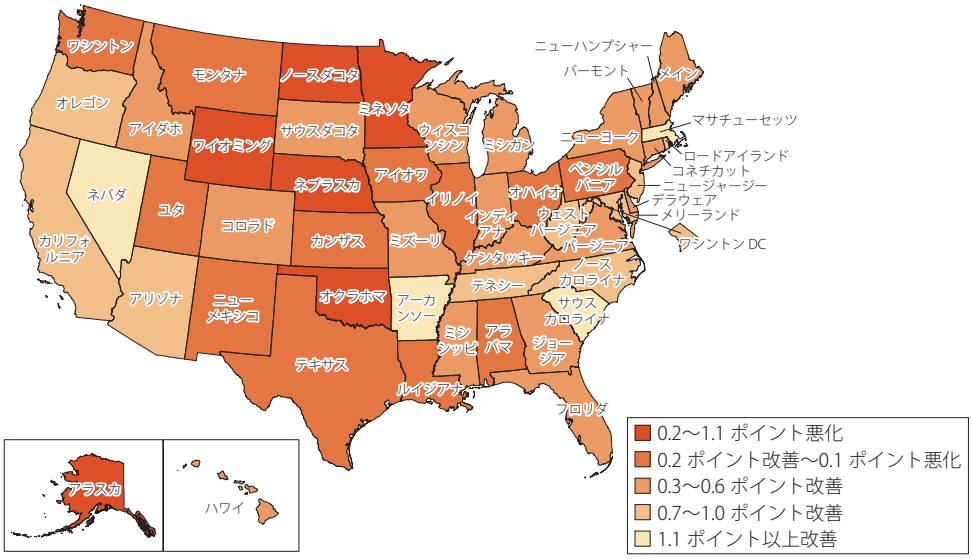

資料：米国労働省から経済産業省引用。

2. 大統領選挙概要及び背景

2016年11月に行われた大統領選挙は、共和党ドナルド・トランプ氏が民主党ヒラリー・クリントン氏を破り、第45代米国大統領に選出された。事前の支持率予想ではクリントン氏の勝利を予想する声も大きかったが、接戦州の多くを制したトランプ氏が大統領への就任を決めた。また、同日行われた連邦議会選挙においては、上下両院において共和党が過半数を占める議席を獲得した。

トランプ氏は「米国を再び偉大に」とのスローガンを掲げ、不法移民への対応厳格化、税制改革、通商政策の見直し、医療保険制度改革等の公約を掲げて大統領選を戦った。通商政策の見直しには環太平洋パートナーシップ（以下、TPPという）協定からの離脱や北米自由貿易協定（以下、NAFTAという）の見直しも含まれており、大統領就任直後にこれらを実行に移すための指示が通商代表部に出されるなどの動きが見られた[33]。

大統領選挙後に行われた出口調査[34]では、全体の

33　2017年1月23日、TPP協定からの離脱と二国間交渉の追求をUSTRに指示する大統領覚書に署名した。

半数以上（52%）の人々が米国の最重要課題として「経済」を挙げ、その数は２位の「テロリズム」（18%）、３位の「移民」（13%）、同３位の「外交」（13%）と回答した人々を大きく上回った。トランプ氏の支持者に限って見ても最多回答は「経済」となっていることからも、支持者を問わず、米国民全体で経済が最重要課題であると捉えられていたことが分かる（第Ⅰ-2-1-2-1 図）。

一方、国際的な貿易の影響については「米国から雇用を奪う」と考える人が最も多く（42%）、「米国の雇用を生み出す」と回答した人はそれを下回った（39%）。本質問については支持者による差が現れており、クリントン氏支持者の多くがグローバル貿易を肯定的に捉えていたのに対し、トランプ氏支持者の多くがグローバル貿易についてネガティブなイメージを持っていたことが分かる。なお、貿易が「雇用に影響しない」と回答した投票者は全体の１割程度だった（第Ⅰ-2-1-2-2 図）[35]。

第Ⅰ-2-1-2-1 図　出口調査結果（米国の最重要課題）

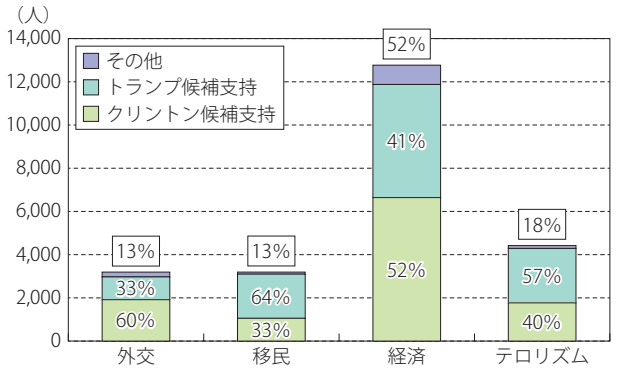

資料：National Election Pool 出口調査（対象：24,558 人）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-2-2 図
出口調査結果（国際的な貿易の影響）

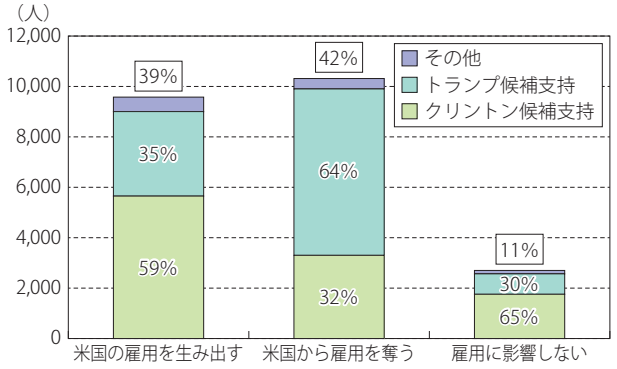

資料：National Election Pool 出口調査（対象：24,558 人）から経済産業省作成。

3. 米国における格差の拡大と産業構造の変化

（1）所得格差の拡大

米国の 2015 年の実質家計所得（中央値）は前年比 5.2%増となり、前回の景気後退以降の最高値を記録したが、過去最高の 1999 年及び景気後退直前の 2007 年の所得には届いていない（第Ⅰ-2-1-3-1 図）。

実質家計所得の伸び方を５つの階層別に見てみると、今回の景気回復局面（2010 年～2015 年）は、2014～2015 年の急激な所得水準の上昇を受け、前回の景気回復局面（2002～2007 年）に比べて全体的に増加率が高い。しかし、階層により増加率は大きく異なっており、最も所得が低い下位 20%の階層（第１分位）の所得は 4.2%、中間に当たる階層（第３分位）は 6.3%、最も所得が高い上位 20%の階層（第５分位）は 9.9%の増加となり、高所得層ほど所得の伸び率が高いことが分かる（第Ⅰ-2-1-3-2 図）。

また、中間所得層[36]の割合が減少しているとの指摘もある。ピュー・リサーチ・センターの調査によれば、2015 年、中間所得層に当たる成人の数は１億 2080 万人となった一方で、低所得層と高所得層を合わせた人数は１億 2130 万人となった[37]。これにより、

34　National Election Pool（ABC ニュース、AP 通信、CBS ニュース、CNN、Fox ニュース、NBC ニュースから成る）による。対象は 24558 名。（CNN “Exit polls 2016”、2016 年 11 月 23 日、CNN web サイト）
35　Gallup が 1,035 名の成人を対象に 2017 年２月に行った調査では、72%が貿易は経済成長のための好機会だと回答し、23%が貿易は経済への脅威だと回答。また、経済的好機だと回答した人は民主党員の 80%、共和党員の 66%だった。（Gallup “In US, record-high 72% see foreign trade as opportunity”、2017 年２月 16 日、Gallup Web サイト）
36　ピュー・リサーチ・センターは、世帯規模別の年間世帯所得の中央値の３分の２から２倍の所得がある家庭を中間所得層と定義している。2014 年は、３人家族の場合で約４万 2000～約 12 万 6000 ドル、４人家族の場合で約４万 8000 ドル～14 万 5000 ドルが中間所得層とされる。
37　Pew Research Center（2015）

第Ⅰ-2-1-3-1図
米国の実質家計所得（中央値）の推移

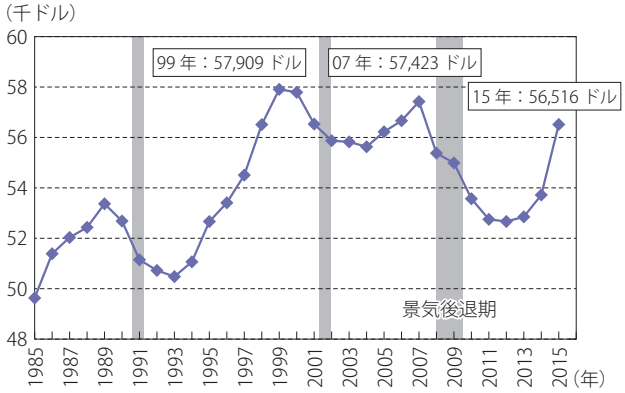

備考：2013年は質問が2種類あったため値が2つ存在しているが、回答が多い方の値を使用。
資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-2図
米国の所得階層別の実質家計所得の伸び

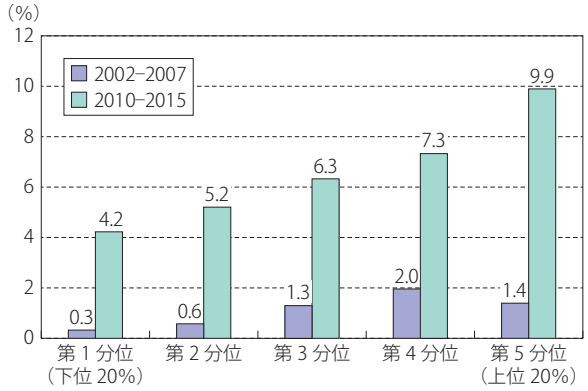

備考：各分位の平均値の変化。
資料：米国商務省から経済産業省作成。

1971年には成人の61%を占めていた中間所得層は、2015年には約50%まで減少したとされている。過去40年間以上、中間所得層の比率は徐々に縮小を続けているが、低所得層は25%から29%へ、高所得層は14%から21%へ拡大した（第Ⅰ-2-1-3-3図）。

これらの結果、近年指摘されている低所得層と高所得層の二極化が一層進んでおり、国全体としては所得が伸びているものの、景気回復の実感に乏しい人々が一部に残されていることが考えられる。

（2）所得格差の背景

この所得格差の背景について、2016年版通商白書では、米国では職業間に大きな賃金格差があり、近年、賃金水準が中程度の職業従事者が減少している一方

第Ⅰ-2-1-3-3図　米国の中間所得層の割合

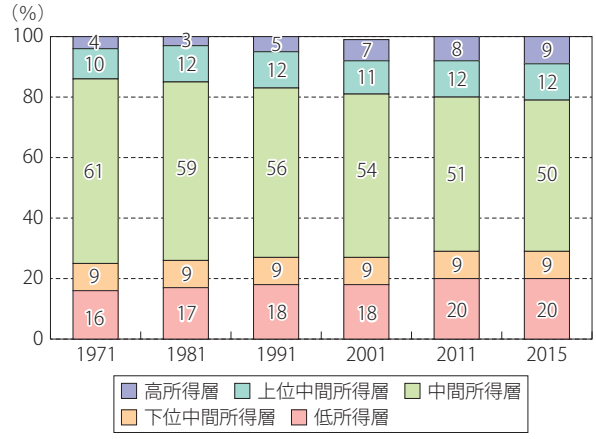

資料：Pew Research Center（2015）「American middle class is losing ground」から経済産業省作成。

で、賃金水準が相対的に低い職業及び相対的に高い職業の従事者の数が増加しているという雇用構造の変化を指摘している[38]。職種別就業者数と賃金水準の最新のデータを見ても、生産工程従事者の賃金を事務従事者の賃金が上回ったことを除けば構造的な変化は見られず、最も賃金水準の高い専門的職業従事者と最も低いサービス職業従事者の数が更に増加しており、雇用構造は一層二極化したことが分かる（第Ⅰ-2-1-3-4図）。

これに加え、主要業種別の就業者数の増減及び賃金水準を見てみると、米国では業種間でも大きな賃金の差が見られ、賃金水準が最も高い公益（1620ドル／週）と最も低い娯楽・ホスピタリティ（388ドル／週）の間には4倍以上の差が存在している。また、就業者数の伸びは低賃金業種に集中しており、専門・業務サービス業において就業者数が増加していることを除けば、高賃金かつ就業者数が増加している業種はない。公益、鉱業、情報といった最も高賃金の業種においては、過去20年以上就業者数の増加がほとんど見られない（第Ⅰ-2-1-3-5図）。

なお、例外的に賃金水準が高く、就業者数も増加している専門・業務サービスは、①専門・科学・技術サービス、②企業マネジメント、③管理・支援・廃棄物処理サービスの3つに分かれており、大半は企業向けサービスである[39]。そのうち、賃金水準を引き上げているのは専門・科学・技術サービス及び企業マネジメントであり、管理・支援・廃棄物処理サービスの平均

38　経済産業省（2016）
39　就業者の割合は、専門・業務サービス就業者全体に対して専門・科学・技術サービスが44%、企業マネジメントが11%、管理・支援・廃棄物処理サービスが45%を占める（2016年）。

第Ⅰ-2-1-3-4 図
米国の職種別就業者数の変化と賃金水準

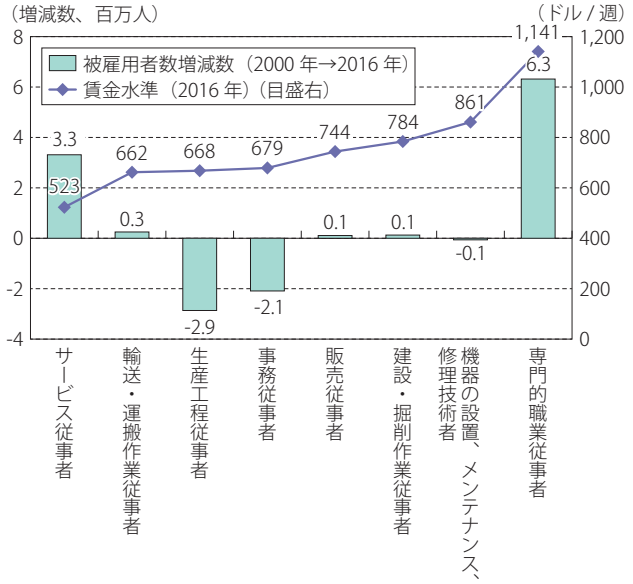

備考：賃金水準は中央値。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-5 図
米国の業種別就業者数の変化と賃金水準

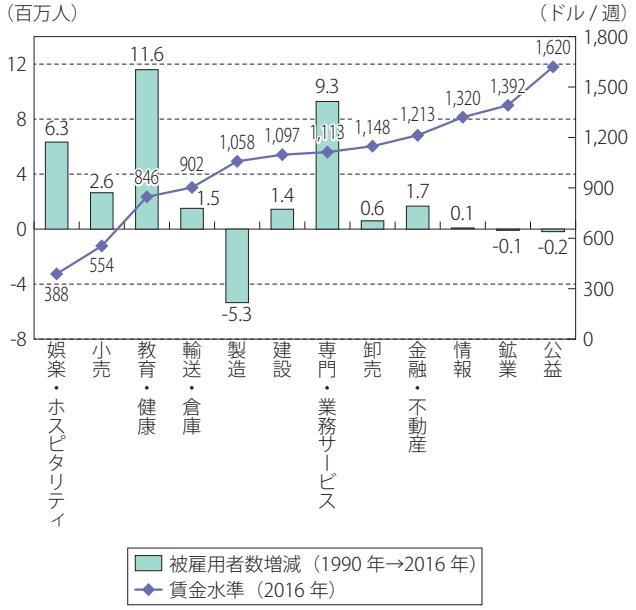

備考：季節調整値。賃金は 2016 年の平均賃金。
資料：米国労働省、CEIC データベースから経済産業省作成。

賃金とは２倍程度の違いがある[40]。

次に、賃金の伸び率を見てみると、2006 年から 2016 年の 10 年間において、賃金水準が高い公益、鉱業、情報、金融・不動産といった業種の賃金はそれぞれ 35％前後増加しているのに対し、飲食業及び宿泊業を含む娯楽・ホスピタリティは 26％、小売は 16％と伸び率が低い。賃金水準が高い業種は賃金上昇も速い一方で、賃金水準の低い業種は伸び方も緩やかであるといえる（第Ⅰ-2-1-3-6 図）。

一方で、就業者数の規模については、賃金水準及びその伸びが比較的低い業種（娯楽・ホスピタリティ、小売、教育・健康サービスなど）で規模が大きく、賃金水準、伸びともに高い業種（公益、鉱業、情報など）は就業者数の規模が非常に小さいことも分かる。賃金水準が中位程度と考えられてきた製造業は、現在でもある程度の規模を保ってはいるものの、教育・健康サービス、専門・業務サービス等に比べるとその規模は小さく、米国の中間層を支える業種が変化してきていることがうかがわれる。以上から、高賃金業種ほど賃金水準の伸び率は高いが、雇用の増加幅は小さく、反対に低賃金業種は相対的に賃金水準の伸びが小さいが、雇用の吸収力は高いという所得及び雇用の二極化の動きが分かる。

第Ⅰ-2-1-3-6 図
米国の業種別賃金水準・変化及び就業者数規模

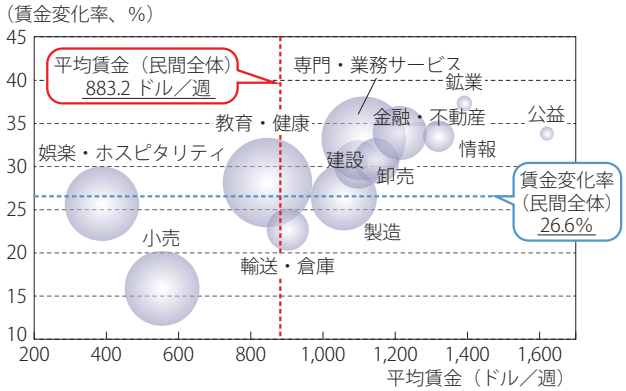

備考：１．バブルの大きさは各業種の雇用者数の規模（2016 年平均）。
２．平均賃金は 2016 年平均。賃金変化率は 2006～2016 年の変化。
資料：米国労働省、CEIC データベースから経済産業省作成。

（3）雇用構造の変化

経済発展に伴って経済活動の重点が農林水産業（第一次産業）から製造業（第二次産業）、非製造業（サービス業、第三次産業）へと移る現象は「ペティ＝クラークの法則」として知られている。米国においても、名目 GDP 及び雇用における財生産部門及び製造業のシェアは長年にわたり低下し続ける一方で、サービス部門のシェアは増加し続けるという産業構造の変化が見られ、現在では非農業部門就業者の約 70％が民間のサービス業に従事している（第Ⅰ-2-1-3-7 図）。こ

40　平均賃金（時間あたり、2017 年３月）は、管理・支援・廃棄物処理サービスが約 20 ドル、企業マネジメントが約 39 ドル、専門・科学・技術サービスが 40 ドルである。

れは過去の通商白書でも見てきたとおり、経済発展に伴い産業のサービス化が進展しているためと考えられる[41]。

1990年以降の米国の業種別就業者数の推移を見ると、教育・健康サービス、専門・業務サービス及び娯楽・ホスピタリティの3業種の就業者数の伸びが他業種に比べて圧倒的に大きい。特に教育・健康サービスについては景気後退期にも大きな減少が見られず、増加トレンドを保ち続けている。他方、製造及び公益については長期的に緩やかな減少傾向にあり、足下では1990年の7～8割まで就業者数が減少している。また、資源・鉱業についてはシェールオイル・ガスの生産の本格化によって2000年代後半以降は増加が見られるものの、足下では1990年の水準よりも減少している（第Ⅰ-2-1-3-8図）。

また、2008年以降に限って雇用の増減を見てみると、世界経済危機後の景気後退局面では教育・健康サービスを除く全ての業種において就業者数が減少しているが、その後の景気回復局面においてもその減少分を取り戻せていないのは建設業と製造業のみである。反対に雇用が大幅に伸びたのは、教育・健康サービス、専門・業務サービス、娯楽・ホスピタリティの3業種である。これらの産業の多くの職種は、業務を遂行する上で抽象的な要素が多く必要とされること、及び労働の提供とその消費が同時に同じ場所で行われる必要があることから、機械化やアウトソーシングが困難とされる「非定型業務」に分類される職業である[42]（第Ⅰ-2-1-3-9図）。

この結果、教育・健康サービス、専門・業務サービス、娯楽・ホスピタリティは全就業者数に占める割合が上昇しており、2016年の業種別雇用構成では、それぞれ16%、14%、11%の割合を占めるに至っている。製造業は1990年1月には就業者数全体の16%と民間部門で最大の雇用を生み出していたが、その後の景気後退期に減少した雇用が景気拡大期においても回復せず、減少を続けた結果、足下では全体の8%まで就業者数が減少している。なお、高賃金業種である公益、鉱業、情報が生み出す雇用は三業種合計で全体の

第Ⅰ-2-1-3-8図
米国の業種別就業者数の推移（1990年以降）

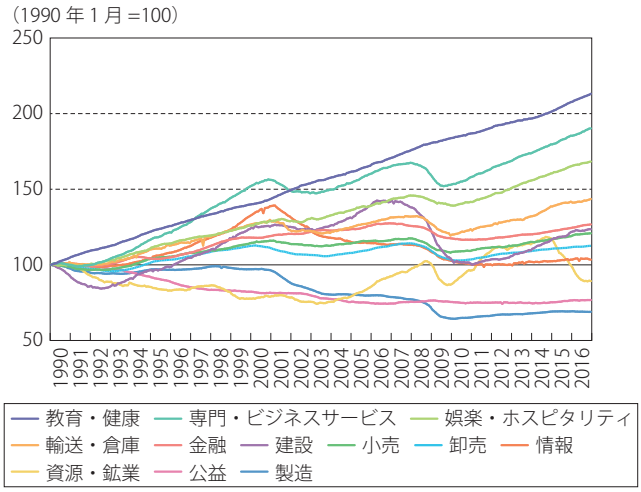

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEICデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-7図　米国の製造業・サービス業のシェア

（対名目GDP）

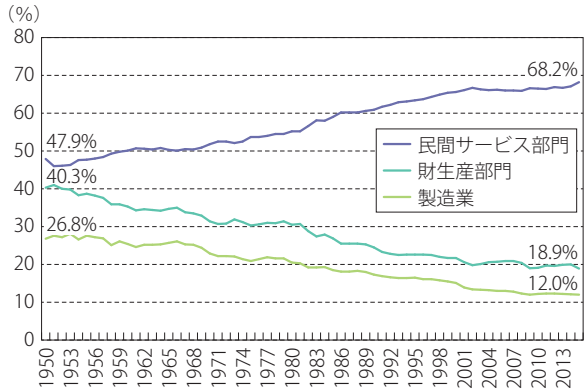

資料：米国商務省から経済産業省作成。

（対非農業部門就業者数）

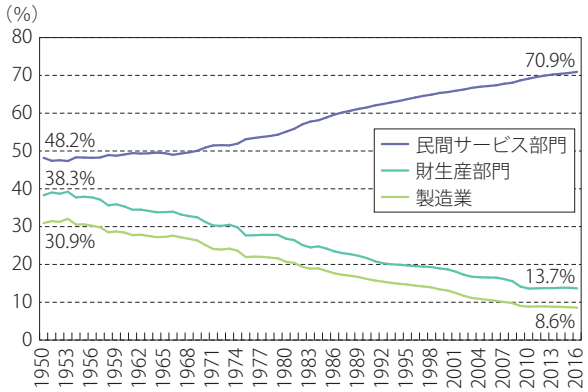

備考：年平均。
資料：米国労働省、CEICデータベースから経済産業省作成。

41　経済産業省（2016）
42　非定型業務とは、問題解決、説得、直感、想像力などが必要とされる高度な業務である「非定型・認知業務」と、状況適応性や視聴覚・言語能力、手先の器用さなどが要求される「非定型・手仕事業務」の二つで構成される。前者は医師・弁護士などといった専門的・技術的職業や、企業経営者などの管理的職業あるいは作家・芸術家と言った創造的職業などが該当し、後者には警備員、調理師やトラック運転手など主にサービス業や運輸業に従事する者が該当する（経済産業省（2016））。

第Ⅰ-2-1-3-9 図
米国の業種別就業者数の変化（2008 年以降）

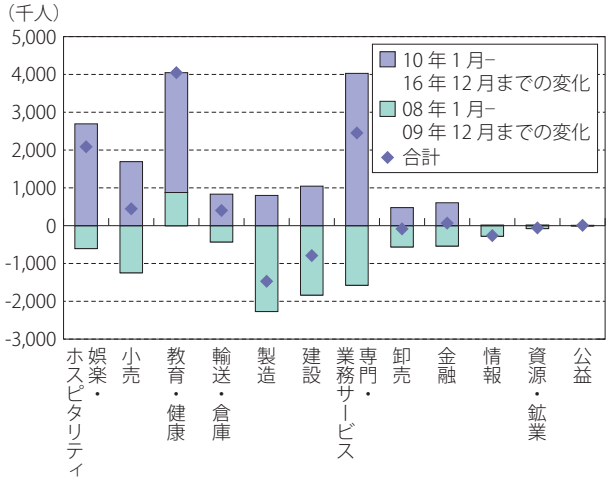

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEIC Database から経済産業省作成。

3%弱と非常に少ない（第Ⅰ-2-1-3-10 図）。

(4) 製造業の動き

製造業は業種別の所得水準が中位に位置し、就業者数が一定の規模を有することから中間所得層を支えてきた側面が強いと考えられる。中間所得層の変化を見るため、主要指標を概観する。

まず、製造業における就業者数の推移を見てみると、1990 年から 2016 年の間に 550 万人ほど就業者数は減少し、非農業部門就業者数全体に占める割合は、前述のとおり、16%から 8%へとほぼ半減している。しかし、就業者数は 2010 年を境に下げ止まりが見られ、今回の景気回復期においては、わずかではあるが雇用は回復傾向にある（第Ⅰ-2-1-3-11 図）。雇用変化の内訳を見てみると、自動車を含む輸送機器での増加割合が大きく、自動車・関連部品では同期間に 26 万人ほど就業者が増加している（第Ⅰ-2-1-3-12 表）。この結果、同分野での足下の就業者数は、2000 年代前半の水準には及ばないものの、世界経済危機による急激な減少分はほぼ回復を果たしている。

次に、雇用形態（フルタイム就労者・パートタイム就労者）別の割合を見ると、2016 年、サービス産業のフルタイム就労者割合は金融業を除いて 9 割を下回っているが、製造業のフルタイム就労者割合は鉱業・資源（96%）に次ぐ高い水準（94%）となっており、製造業の平均賃金が比較的高い要因の一つとなっていると考えられる（第Ⅰ-2-1-3-13 図）。

製造業が生み出す付加価値額については、景気後退期に一時的に落ち込むことはあるものの、過去 20 年間ほど増加を続けており、2016 年時点で GDP 全体の 12%を占める 1 兆 9092 億ドルとなっている。これは民間部門では不動産・リース、専門・業務サービスの 13%に次ぐ規模で、金融・保険業（6%）よりも大きい。ただし、実質 GDP 全体に占める割合はわずかだが低下傾向にあり、1997 年から 2016 年の間に 1%減少している（第Ⅰ-2-1-3-14 図）。製造業の雇用は減少しつつも付加価値額は増加を続けていることから、米国の製造業が生産性を高め続けていることが分かるが、そのシェアは低下傾向にあり、製造業を除く米国経済の成長ペースはより速いものであるといえる。

続いて、製造業に関する地域の動向を見ていく[43]。伝統的に製造業が集積している五大湖地域では、従来製造業の就業者が多かったが、2000 年代の景気後退期にはその大幅な減少が見られ、その後の景気回復局面においてもその減少分を回復できていない（第Ⅰ-2-1-3-15 図）。この結果、2000 年には製造業就業者が

第Ⅰ-2-1-3-10 図
米国の業種別就業者数の割合（2016 年 12 月）

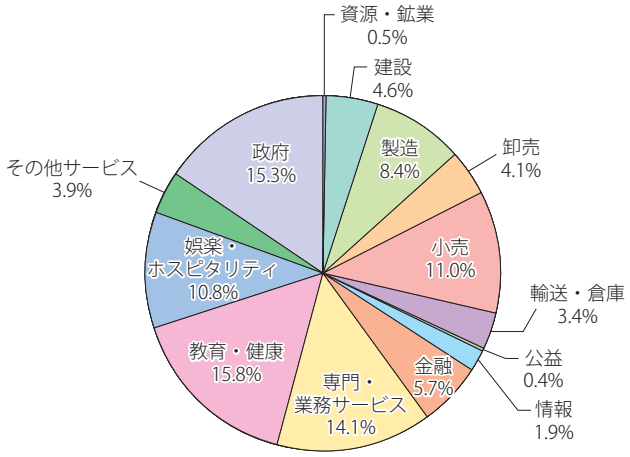

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-11 図　米国の製造業就業者数と割合

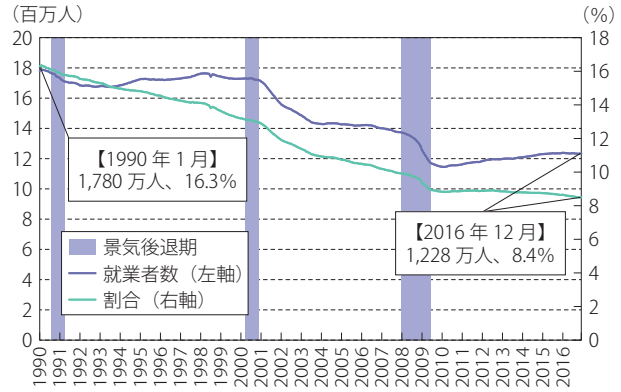

備考：季節調整値。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-12表　米国の製造業における雇用変化（2010年～2016年）

	就業者数変化（単位：千人）	2016年（2010=100）
製造業	820	107
耐久財	655	109
木材	50	115
非金属鉱物	36	110
一次金属	16	104
金属製品	143	111
一般機械	84	108
コンピュータ・電子機器	-47	96
電気機械	24	107
輸送機器	292	122
自動車・部品	262	139
家具等	32	109
その他耐久財	24	104

	就業者数変化（単位：千人）	2016年（2010=100）
非耐久財	165	104
食品	104	107
繊維	-5	96
繊維製品	-4	97
衣料	-25	84
紙製品	-24	94
印刷等	-41	92
石油製品	-2	98
化学	25	103
樹脂・ゴム	74	112

備考：2010年平均を100とした場合の2016年平均の指数。赤色着色部は雇用が増加した業種。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-13図
米国の業種別フルタイム就労者・パートタイム就労者の割合（2016年）

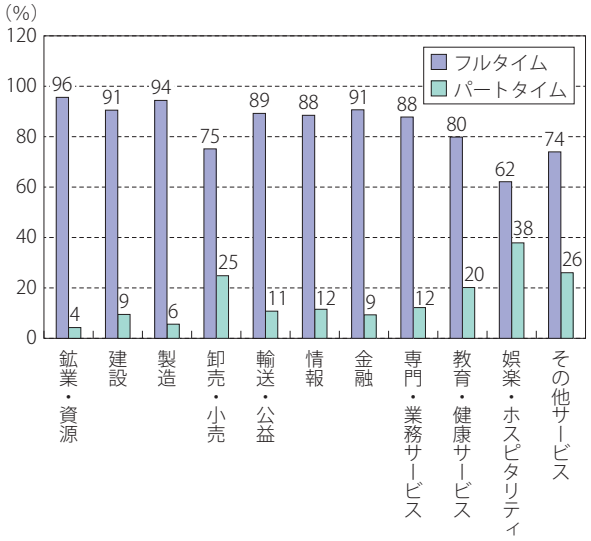

資料：米国商務省から経済産業省作成。

非農業部門就業者数の16%を占めていたが、2015年には教育・健康サービス、専門・業務サービスがそれぞれ14%で首位となり、製造業は11%まで減少している[44]。

また、同地域の2000年以降の製造業による付加価値額の推移を見ると、景気後退期に落ち込みは見られるものの、緩やかな増加傾向にあるが、実質GDP全体に占める割合は低下が見られる（第Ⅰ-2-1-3-16図）。このように、実質GDPに占める製造業付加価値額の割合が8地域のうち最も高い五大湖地域にあっても、雇用及び付加価値額については全国と同様の動きが見られる。

第Ⅰ-2-1-3-14図　米国の製造業の実質GDPと割合

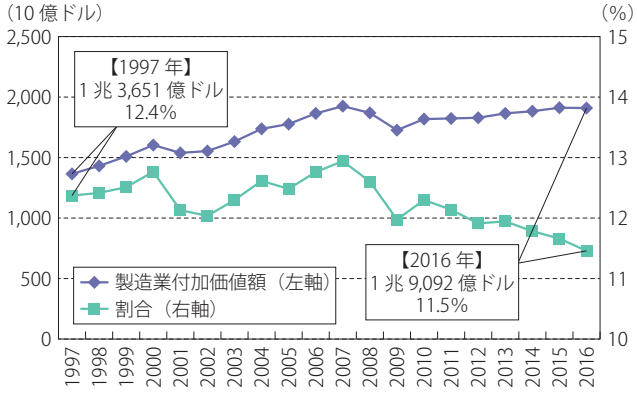

資料：米国商務省から経済産業省作成。

(5) 産業別雇用見通し

次に、米国における雇用の見通しを見ていきたい。

まず、2017年1月の業種別求人数を見てみると、教育・健康サービス、専門・業務サービスといった業種は現在でも雇用の規模が大きいが、未充足の求人数も多い産業であることが分かる。また、求職者に対す

43　ここでは、商務省経済分析局による地域分類（50州とワシントンDCをニューイングランド地域、中東地域、五大湖地域、平原地域、南東地域、南西地域、ロッキー山脈地域、最西地域の8つの地域に分類）を用いている。五大湖地域にはイリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、オハイオ州、ウィスコンシン州が含まれる。
44　製造業就業者の割合（2015年：11%）は8地域のうち五大湖地域が最も高いが、2000年～2015年の減少幅（4.8%ポイント減）も五大湖地域が最大となっている。

第Ⅰ-2-1-3-15 図
五大湖地域の業種別就業者数の変化

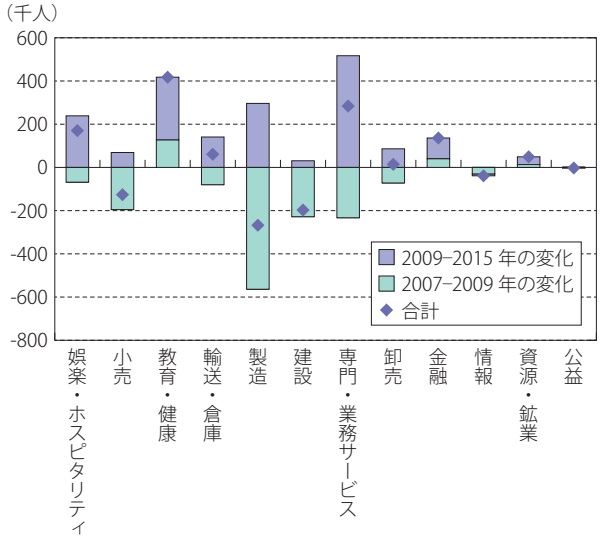

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-16 図
五大湖地域の製造業の実質 GDP と割合

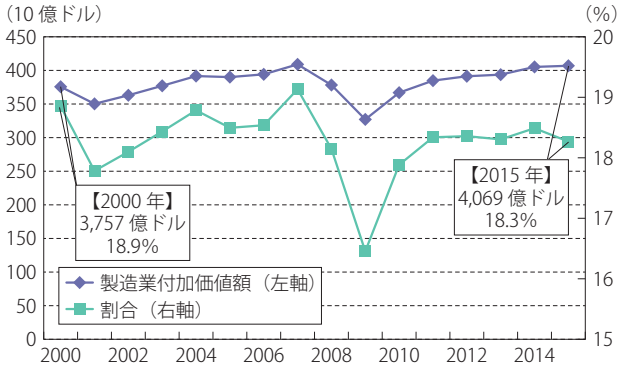

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-17 図
米国の業種別求人数及び失業者数に対する割合（2017 年１月）

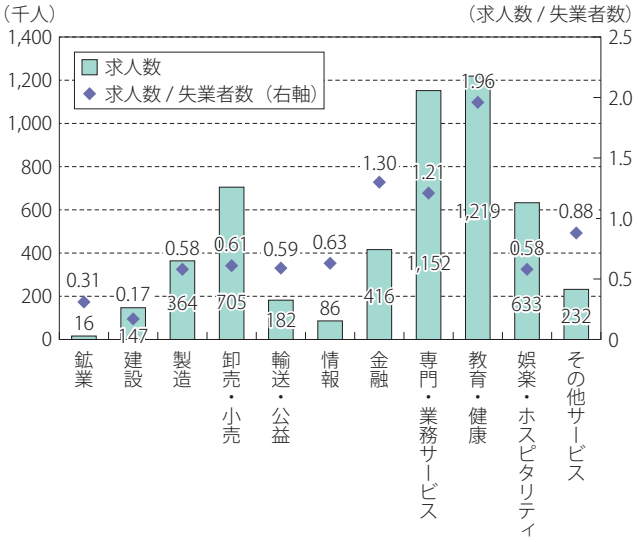

備考：求人数は速報値。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

る求人数の割合の代用として業種別失業者数に対する割合を見てみると[45]、上記２業種に加えて金融業も高い水準となっている。一般に異業種への転職は同業種内での転職に比べて困難であるが、金融業は比較的高い教育水準及びスキルが求められるため、異業種からの転職者が限定され、失業者に対する求人の割合が高くなっていることが一因として考えられる（第Ⅰ-2-1-3-17 図）。

続いて、米国労働省から出されている 2024 年までの雇用見通し[46]を見ていく。本見通しによれば、2014 年から 2024 年までの 10 年間では、「教育・健康サービス」の内訳である「ヘルスケア・社会扶助」で業種別で最多の約 380 万人の雇用増が見込まれており、2024 年には「州・地方政府」及び「専門・業務サービス」を抜いて就業者全体の 13.6％を占めると予測されている。ヘルスケア産業は、健康の維持増進に不可欠なことから景気に左右されにくい分野であり、徐々に人口の高齢化が進む米国において今後も拡大していくことが予想される。次に増加幅が大きいのが「専門・業務サービス」で同期間に約 189 万人、３番目が「娯楽・ホスピタリティ」で同期間に約 94 万人の雇用の増加が予想されている（第Ⅰ-2-1-3-18 表）。これらの産業の多くの職種は前述の「非定型業務」に相当し、今後も増加トレンドが続くことが予想される。

さらに、職種別の見通しを見てみると、2014 年から 2024 年までの 10 年間で雇用の増加人数が多いと予想されている職種は、１位：介護スタッフ、２位：看護師、３位：在宅医療スタッフと医療関係の職種が上位に並ぶ。また、上位 10 職種のうち、学歴不問の職種が６職種（予想増加人数は 177 万人）、何らかの高等教育が求められるのは３職種（同 85 万人）、そのうち大学卒業の学歴が必要とされるのは２職種（同 59 万人）となっており、高等教育を必要とする職種よりも学歴を不問とする職種が多いことが分かる（第Ⅰ-2-1-3-19 表）。

他方で、2014 年から 2024 年までの 10 年間で雇用の増加率が高いと予想されている職種を見ると、こちらも医療関係の職種が多く並ぶが、上位 10 職種のうち、学歴不問の職種は１職種（35 万人）、何らかの高等教育が求められるのは７職種（18 万人）、そのうち

45　失業者とは４週間以内に求職活動を行った人であることから、ここでは失業前と同業種内での職探しを行っていると仮定する。
46　U.S. Department of Labor “Employment Projections—2014-24”、2015 年 12 月８日、U.S. Department of Labor Web サイト

第Ⅰ-2-1-3-18表　米国の2024年の雇用構成見通し

	構成割合（%）			変化（万人）（2014-2024）
	2004	2014	2024	
財生産部門（農林水産業を除く）	15.1	12.7	12.0	5.7
鉱業	0.4	0.6	0.6	8.0
建設	4.8	4.1	4.3	79.0
製造	9.9	8.1	7.1	-81.4
サービス部門	76.8	80.1	81.0	926.4
公益	0.4	0.4	0.3	-4.8
卸売	3.9	3.9	3.8	32.5
小売	10.5	10.2	10.1	76.5
輸送・倉庫	2.9	3.1	3.0	13.7
情報	2.2	1.8	1.7	-2.7
金融	5.6	5.3	5.3	50.7
専門・業務サービス	11.4	12.7	13.1	188.9
教育（民間）	1.9	2.3	2.3	33.9
ヘルスケア・社会扶助	10.0	12.0	13.6	379.5
娯楽・ホスピタリティ	8.7	9.8	9.8	94.1
その他サービス	4.3	4.2	4.2	26.8
政府	15.0	14.5	13.9	37.3
農林水産業	1.5	1.4	1.3	-11.1
非農業部門自営業者	6.6	5.7	5.7	57.9

備考：赤色着色部は2004年から2024年にかけて構成割合の上昇が見込まれる産業。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

大学卒業以上の学歴が必要とされるのは3職種（13万人）となっており、高等教育を必要とする職種が多い（第Ⅰ-2-1-3-20表）。

また、雇用の見通しを教育水準別に見てみると、2014年から2024年の間に、博士、修士、学士取得者の雇用増加率はそれぞれ12%、14%、8%と予想されているのに対し、高校未満、高校卒業程度の人々の雇用増加率はそれぞれ7%、4%とされており、高等教育を受けた人々の伸びが高い（第Ⅰ-2-1-3-21表）。現時点では高校卒業以下の学歴があれば就ける職種が6割以上を占めているが、高等教育を必要とする職種は伸び率が高いため、向こう10年間の増加人数の5割程度は何らかの高等教育を必要とすると予想されている。また、高校卒業程度の人と学位取得者では賃金水準が2倍近く異なるなど、教育水準によって賃金水準が大きく異なるため、このような傾向が今後も続けば、高等教育を受けようとする人々が今後も増加していくことが予想される。

第Ⅰ-2-1-3-19表
米国で雇用の増加人数が多いと予想される10職種（2014-2024年）

		2014年～2024年の変化		年賃金（2015年、中央値、ドル）	必要となる教育水準
		人数（万人）	変化率（%）		
1	介護スタッフ Personal care aides	45.8	25.9	20,980	学歴不問
2	看護師	43.9	16.0	67,490	大学卒業
3	在宅医療スタッフ Home health aides	34.8	38.1	21,920	学歴不問
4	食品調理・接客（ファストフードを含む）	34.4	10.9	18,910	学歴不問
5	小売販売員	31.4	6.8	21,780	学歴不問
6	看護助手	26.2	17.6	25,710	専門学校等
7	顧客サービス担当者	25.3	9.8	31,720	高校卒業程度
8	料理人	15.9	14.3	23,100	学歴不問
9	運用マネージャー General and operations managers	15.1	7.1	97,730	大学卒業
10	建設作業員	14.7	12.7	31,910	学歴不問

資料：米国労働省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-20表
米国で雇用の増加率が高いと予想される10職種（2014-2024年）

		2014年～2024年の変化		年賃金（2015年、中央値、ドル）	必要となる教育水準
		人数（万人）	変化率（%）		
1	風力タービンサービス技術者	0.5	108.0	48,800	大学学科履修（学位なし）
2	作業療法助手 Occupational therapy assistants	1.4	42.7	56,950	短大卒業
3	理学療法助手 Physical therapist assistants	3.2	40.6	54,410	短大卒業
4	理学療法エイド Physical therapist aides	2.0	39.0	24,650	高校卒業程度
5	在宅医療スタッフ Home health aides	34.8	38.1	21,380	学歴不問
6	ダイバー	0.2	36.9	45,890	専門学校等
7	ナース・プラクティショナー Nurse Practithoners	4.5	35.2	95,350	修士
8	理学療法士 Physical therapists	7.2	34.0	82,390	博士、専門職学位
9	統計学者	1.0	33.8	79,990	修士
10	救急隊員（救急救命士を除く）	0.7	33.0	24,080	高校卒業程度

資料：米国労働省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-3-21 表　米国における就職に必要な教育水準と雇用の見通し

	2014		2014-2024		年間賃金（中央値、2016）
	人数（万人）	構成割合（%）	変化率（%）	増加人数（万人）	
合計	15,054	100.0	6.5	979	$37,040
博士	411	2.7	12.2	50	$103,280
修士	252	1.7	13.8	35	$67,970
大学	3,185	21.2	8.2	261	$71,530
短大	346	2.3	8.7	30	$51,050
専門学校等	909	6.0	11.5	105	$36,650
大学授業履修	379	2.5	0.5	2	$34,540
高校	5,493	36.5	3.9	214	$37,110
高校未満	4,080	27.1	6.9	282	$22,490

資料：米国労働省から経済産業省作成。

4. 今後の米国経済と課題

前項で見てきたとおり、米国は７年以上にわたる景気回復期にあり、労働市場は力強く推移し、経済活動は緩やかに拡大している。こうした状況の下、新政権によって打ち出された様々な政策が今後どのように具体化されていくのか、またそれらが内外に及ぼす影響が注目されている。新政権が打ち出すインフラ投資、税制改正等の財政政策は経済成長を押し上げる可能性がある一方で、今後明らかになる具体的な内容次第では経済の下振れ要因となるリスクもある。また、金融政策においてはFF金利の引上げ、バランスシート縮小などが見込まれているが、これらの動きが為替、株価、内外景気等に影響を与える可能性もある。近年弱めの動きが続いていた企業の設備投資の動向にも注目が集まる。

以下では、2017年１月に始まったトランプ新政権がこれまでに打ち出している政策について概観する。次に、米国経済・社会の長期的課題と考えられる労働参加率の低下及び高等教育の費用に関する問題について整理する。

(1) トランプ大統領の経済・通商政策動向

新政権は米国民の利益の保護を強く打ち出しており、通商政策については、多国間ではなく二国間での交渉を目指している。また、経済関連では税制改正や老朽化したインフラの近代化を含む大規模なインフラ投資を行う意向を示しており、注目が集まる。

まず、選挙期間中には、「米国人有権者との契約」として就任後100日間の行動計画が発表された。ここでは、「ワシントンの汚職と特別な利害関係を一掃する措置」、「米国の労働者を保護するための行動」、「安全と法の支配を回復させるための行動」、「100日以内に法制化を目指す措置」の４項目の下で各種政策が表明されており、経済・通商関連では、NAFTAの再交渉やTPPからの離脱といった通商政策の見直し、法人税の引下げを含む税制改正などが挙げられている（第Ⅰ-2-1-4-1表）。

就任後の2017年３月には、2018会計年度の予算案の編成方針を示す予算教書の原案[47]が議会に対して提出されたほか、通商代表部から「2017年通商政策課題」が公表され、通商政策の骨子が示された。「米国第一：米国を再び偉大にするための予算の青写真」との表題が付けられた予算教書では、国防費や教育関係費といった裁量的支出についての予算案が示され、国防費の上限を540億ドル（10%）増額させる一方で、非国防費の上限を同額減額させる案が提示された。省庁別に見ると、国防省（前年比10%増）、国土安全保障省（6.8%増）等が大幅に増額となり、安全保障分野の重視が明確になった。他方、国務省（28.7%減）、環境保護庁（31.4%減）等多くの省庁の予算が減額となった（第Ⅰ-2-1-4-2図）。

また、「2017年通商政策課題」では、貿易政策の最重要目標は「全ての米国民にとってより自由でより公正な形で貿易を拡大すること」とされており、米国の経済成長及び雇用創出を促進し、貿易相手との相互主

47　予算編成権を持つ連邦議会に対して大統領が示す予算の編成方針。これを受け、議会が予算決議及び関連法案を作成する。

第Ⅰ-2-1-4-1表　トランプ大統領「100日行動計画」経済関連施策（抜粋）

米国の労働者保護
- NAFTAとの再交渉、TPPからの離脱
- 中国の「為替操作国」認定
- 不公平な貿易不正行為の特定および終結
- エネルギー産業の生産規制を撤廃
- オバマ政権下で止まっていたエネルギーインフラプロジェクトの許可

法制化を目指す措置
- 中間層の減税、税区分の簡素化、法人税の引き下げ（年4%の経済成長、2,500万人の雇用創出のための計画）
- 企業の海外移転防止のための関税設定
- 10年間で1兆ドルのインフラ投資

義を進展させ、製造業基盤と米国を守る能力を強化し、農業とサービス産業の輸出を拡大するために行動するとの方針が掲げられている。また、これらの目標を達成するための優先事項として、①通商政策における米国の国家主権を守ること、②米国通商法の厳格な執行、③外国市場開放のためのレバレッジの活用、④新たな、より良い通商協定の交渉、の4点が示された。

その他、トランプ大統領は、就任演説において「Buy American, Hire American」というルールを掲げるなど、米国における雇用創出促進の一環として、製造業及びそれによる雇用創出を重視している。就任から1週間後には、製造業の雇用を拡大させるため、ダウ・ケミカル、フォード・モーター、ゼネラル・エレクトリックなどの企業トップを含む産業界のリーダー28名から構成される製造業雇用イニシアティブ（Manufacturing Jobs Initiative）が創設された。トランプ大統領は法人税率の引下げ、規制緩和といった企業を優遇する政策を打ち出すとともに、米国製造業の国内回帰を企業に呼びかけており、今後の動向に注目が集まる。

（2）人口動態が労働力に与える影響

近年、米国では労働参加率[48]の低下が続いており、景気回復に伴い労働力の確保が課題となりつつある[49]。G7各国の労働参加率の変化を比較してみると、2000年以降、米国を除く各国が上昇傾向にあるのに対し、米国は1990年をピークとして緩やかな低下傾向にあり、2014年時点では73.7%となっている[50]（第Ⅰ-2-1-4-3図）。また、男女別の労働参加率を見ると、90年代半ば以降、米国を除く各国では女性の労働参加率が上昇傾向にあるが、米国では2000年をピーク

第Ⅰ-2-1-4-2図　2018年度予算教書による主な省庁の予算（2017年度比）

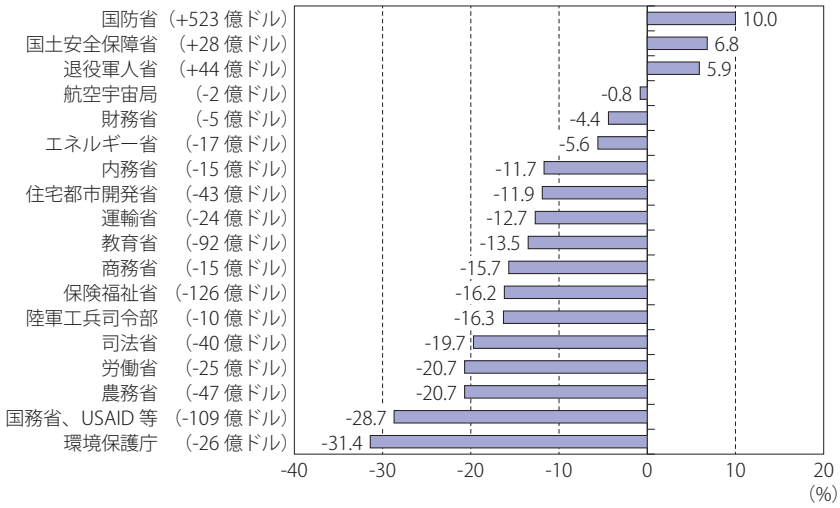

資料：米国行政管理予算局「Ameria First-A Budget Blueprint to Make America Great Again」から経済産業省作成。

48 刑務所、介護施設、軍隊などにいる人を除いた16歳以上の人口に占める労働力人口（働く意思のある人、すなわち就業者と失業者の合計）の割合。
49 例えば、地区連邦準備銀行経済報告（2017年4月）は、足下で労働市場が逼迫しており、大半の地域で高技能者、低技能者ともに労働力の確保が困難になっていることを指摘している（Federal Reserve District（2017））。
50 当数値はOECDの民間人労働参加率（15歳～64歳人口に対する民間人労働力の割合）による。米国労働省による労働参加率は16歳以上の人口を対象としており、2014年の労働参加率は62.9%。

第Ⅰ-2-1-4-3 図　G7 各国の労働参加率（全体）

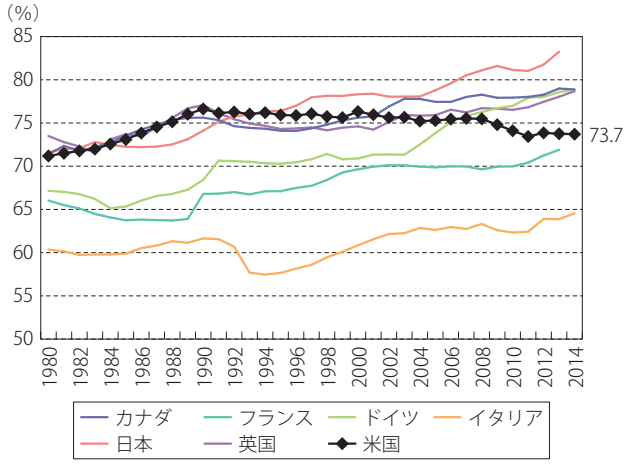

備考：軍隊を除く民間人労働参加率（15-64 歳）。フランス、日本は 2013 年まで。
資料：OECD Stat. から経済産業省作成。

として徐々に低下が見られる。男性の労働参加率は米国以外でも低下が見られる国があるが、米国では 1990 年をピークとして徐々に低下しており、特に 2008 年頃から急激な低下が見られる（第Ⅰ-2-1-4-4 図）。

また、性別及び年齢層別の労働参加率[51]を見ると、16 歳～24 歳の若年層は、男性は一貫して低下傾向にあり、特に 2000 年頃からの低下幅が大きい。女性は 2000 年頃まではほぼ横ばいだったが、男性と同様、2000 年頃から低下傾向となっている。プライム・エイジと呼ばれる 25～54 歳のグループは、男性は緩やかに低下を続ける一方、女性は 2000 年頃まで上昇を見せていたが、それ以降は男性と同じく緩やかに低下している。55 歳以上のグループは、男女ともに 90 年代半ばから徐々に上昇していたが、2010 年頃からはほぼ横ばいとなっている（第Ⅰ-2-1-4-5 図）。

このような労働参加率の低下については構造的な要因が大きいと考えられ、全体としては人口の高齢化が大きな要因であるといわれている。米国は移民を多く受け入れていることに加え、出生率も比較的高いため人口が増加し続けており、高齢化の問題を抱える印象は少ないが、他の先進国と同様に米国社会でも徐々に人口の高齢化が進んでおり、2030 年までに国民の 5 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されている（第Ⅰ-2-1-4-6 図）。高齢者層は相対的に労働参加率が低いため、労働力人口に占める割合が増加することによって全体の労働参加率は低下し、米国の労働力の成長は今後鈍化していくことが予想されている。

ただし、人口の高齢化だけで全ての要因を説明することはできず、他の年齢層における変化も全体の労働参加率の低下に影響を及ぼしている。例えば、若年層（16 歳～24 歳）の労働参加率が低下していることについては、90 年代以降の就学率の上昇、特に女性の就学率の上昇によって相殺されているとの指摘がある[52]。また、25 歳から 54 歳までの男性の労働参加率低下については、労働参加率の低下が高校卒業以下の学歴を持つ人々に多く見られることから、技術進歩、

第Ⅰ-2-1-4-4 図　G7 各国の労働参加率

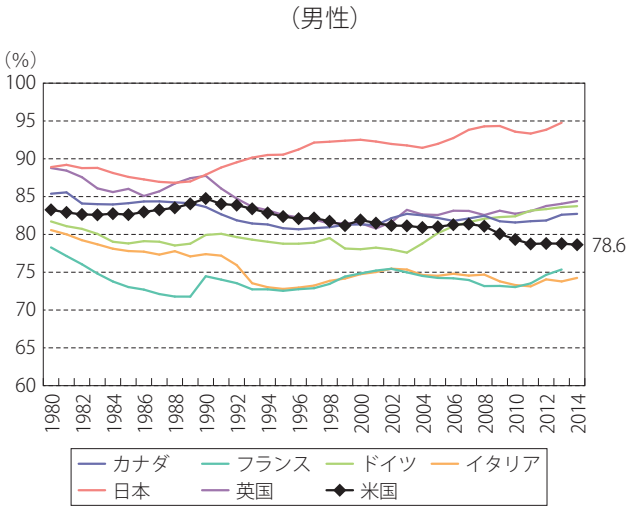

備考：軍隊を除く民間人労働参加率（15-64 歳）。フランス、日本は 2013 年まで。
資料：OECD Stat. から経済産業省作成。

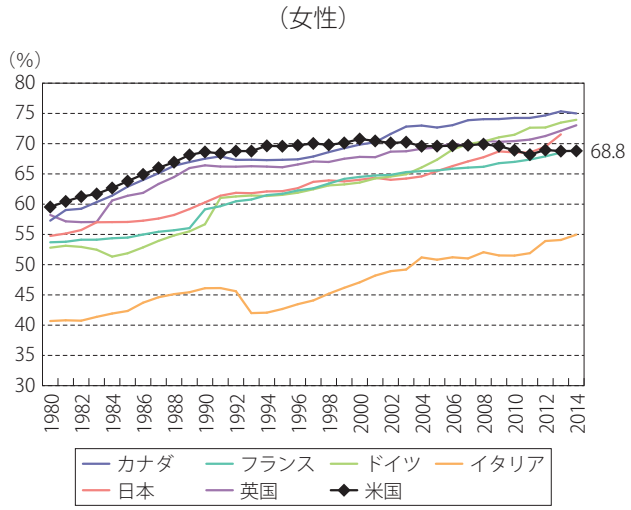

備考：軍隊を除く民間人労働参加率（15-64 歳）。フランス、日本は 2013 年まで。
資料：OECD Stat. から経済産業省作成。

51　米国労働省による。
52　Krueger（2016）

第Ⅰ-2-1-4-5図　米国の年齢別労働参加率（1980～2016年）

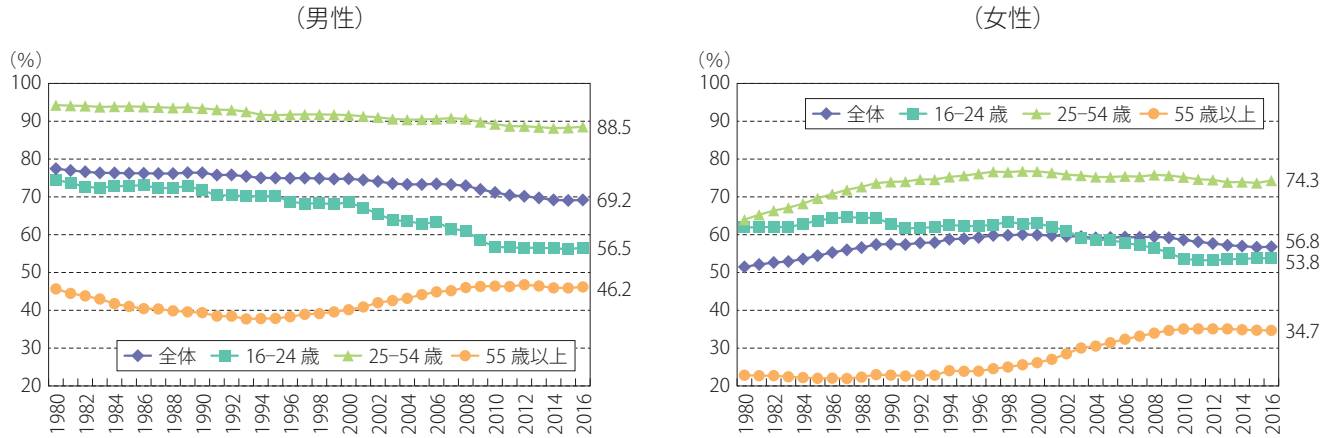

備考：各年の年平均。
資料：米国労働省から経済産業省作成。

自動化及びグローバル化による低技能者の労働需要の減少が要因の一つといわれている[53]。配偶者の就業、社会保障の受給などを理由として労働市場からの退出を選んだ人々は少ないとされており、不本意ながら労働市場から退出している人々が多くいることが示唆される。このほか、同じくプライム・エイジの女性の労働参加率については、米国以外の先進国では産育休や短時間勤務の制度等を整備したことによって上昇が見られた可能性があるといわれている[54]。

米国労働省によれば、労働参加率は足下の62.9％（2017年4月）から2024年には60.9％へ減少すると予想されている。世代別に見ると、16歳～24歳の労働参加率は55％（2014年）から49.7％（2024年）へ減少する一方で、65歳以上の労働参加率は18.6％（2014年）から21.7％（2024年）へ増加する見通しとなっているが、高齢者層の労働参加率は元の水準が低いため、全体としては低下が予想される。

労働参加率の低下による労働力の減少は経済成長にもマイナスの影響を与えるため[55]、労働力の確保は米国経済における長期的な課題と考えられる。また、労働力人口から外れる期間が長期にわたることで、労働市場への再参入がより困難になる可能性もある。労働する意思はあるものの、不本意に労働市場から退出している人々への対応策が今後求められる。

第Ⅰ-2-1-4-6図　米国の人口構成の見通し

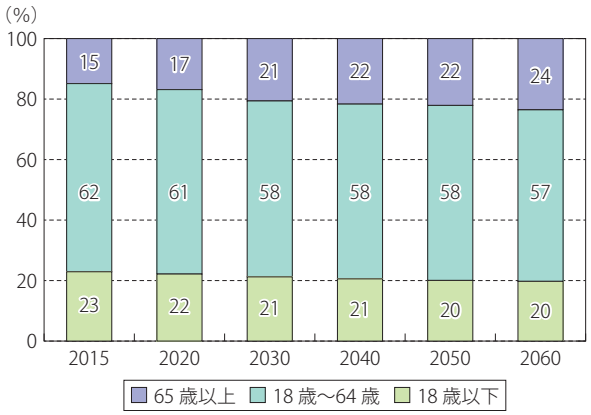

資料：米国商務省から経済産業省作成。

(3) 高額な教育費と拡大する教育ローン

米国では学歴によって失業率及び賃金水準に大きな差があり、前述のとおり、今後も教育水準が高いほど高賃金職種への就職機会が大きくなることが見込まれている。そのような状況の下、1980年頃から米国の大学進学率は上昇傾向にあり、現在では18歳及び19歳の約半数が大学へ進学する（第Ⅰ-2-1-4-7図）。

しかしながら、米国の高等教育は授業料が高額であり、2016-2017年度の4年制大学における学部学生の年間授業料等の平均額は公立大学で州内出身者が9,650ドル、州外出身者は24,930ドル、私立大学で33,480ドルとなっている（第Ⅰ-2-1-4-8表）。授業料は上昇傾向が続いており、1986～87年度から2016～17年度までの30年間で、私立大学で2.3倍、公立大学（州内出身者）で3.1倍の上昇がみられる（第Ⅰ-2-1-4-9図）。そのため、多くの学生が教育ローンを利

53　Council of Economic Advisers (2016)
54　Blau and Kahn (2013)
55　労働参加率の緩やかな低下に伴い、米国では2024年までの実質GDP成長率は年率2.2％にとどまると予想されている。

用しており、卒業後の膨大な債務負担が社会的な問題となっている。

米国では奨学金制度等が整備されており、実際に学生が負担しなければならない正味価格は上記の定価（published price）よりもかなり低額になるといわれているが[56]、全ての学生が奨学金によって十分な費用を賄うことができるわけではなく、教育ローンを利用する学生も多い。FRB によれば、大学の学士学位取得者の約半数が何らかのローンを組んだことがあり、18～29 歳の 66%、30～44 歳の 56%が教育ローンを利用している、又は利用したことがあるなど、年齢層が下がるにつれて債務を抱える人の割合は上がってきている[57]。

家計が抱えるローンのうち、教育ローンの債務残高は世界経済危機の間も唯一増加を続け、現在では自動車ローン及びクレジットローンによる債務残高を上回り、住宅ローンに次ぐ規模となっている。債務残高は全ての年齢層において拡大傾向にあり、国全体の残高は 2005 年～2015 年の 10 年間で 3 倍以上に増加し、

第Ⅰ-2-1-4-7 図
米国の 18 歳及び 19 歳の就学状況（1967 年～2014 年）

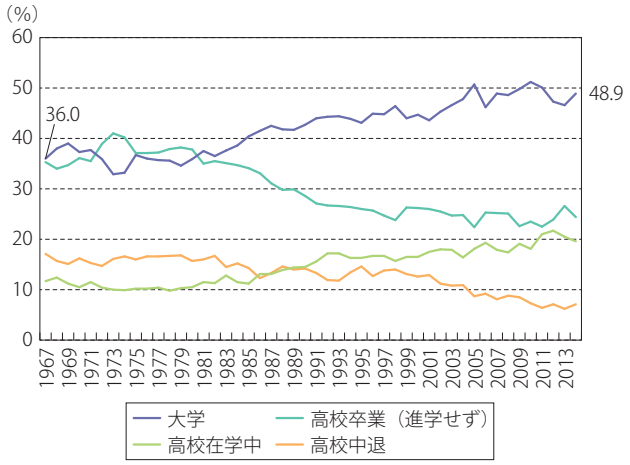

資料：米国商務省から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-4-8 表
米国の大学の年間費用（平均、2016-2017 年度）

（単位：ドル）

	授業料等	寮費、食費	合計
公立 4 年生（州内出身者）	9,650	10,440	20,090
公立 4 年生（州外出身者）	24,930	10,440	35,370
私立 4 年生	33,480	11,890	45,370

資料：The College Board から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-4-9 図
米国の大学の年間授業料（平均）の推移

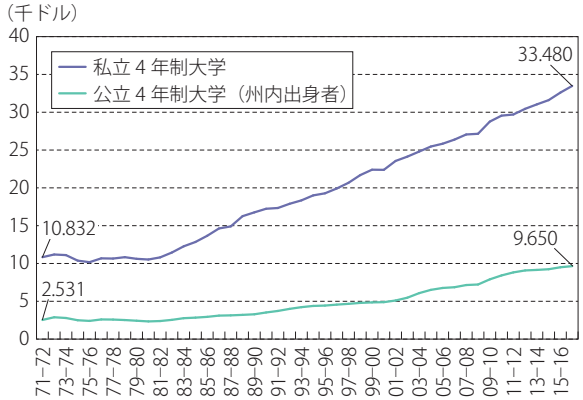

備考：実質値。
資料：The College Board「Trends in College Pricing 2016」から経済産業省作成。

2015 年時点で 1 兆 2307 億ドルに上った（第Ⅰ-2-1-4-10 図）。これは、教育ローンの利用者数及び一人あたりローン残高の両方が上昇しているためで、2005 年以降、それぞれ年に約 6%のペースで増加が続いており、2015 年時点の利用者数は 4420 万人、一人あたりローン残高は 27,870 ドルとなっている（第Ⅰ-2-1-4-11 図）。

高等教育を受けることは所得の向上につながる可能性が高いため、格差の固定化を防ぐという意味からも教育機会が広く提供されることは重要である。高等教育を受けようとする人々にとって教育ローンは非常に重要な役割を果たしてきているが、卒業後の高額なローンの返済が若年層にとって過度な負担となっている場合もある。また、これらの返済負担は個人支出を

第Ⅰ-2-1-4-10 図
米国の教育ローン残高（年齢層別）

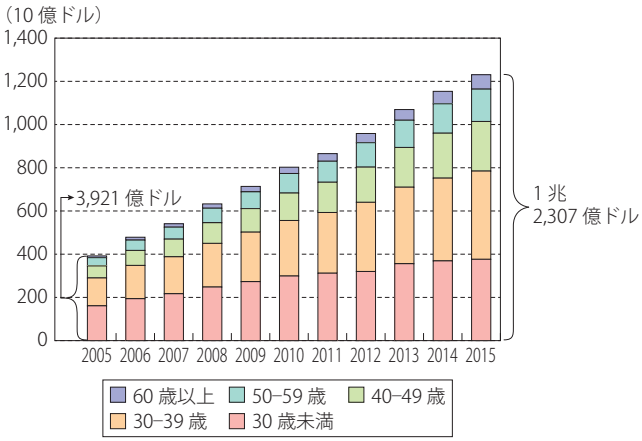

資料：ニューヨーク連邦準備銀行から経済産業省作成。

56　寺倉（2015）
57　FRB（2016）

第Ⅰ-2-1-4-11図
米国の教育ローン利用者数及び一人あたりローン残高

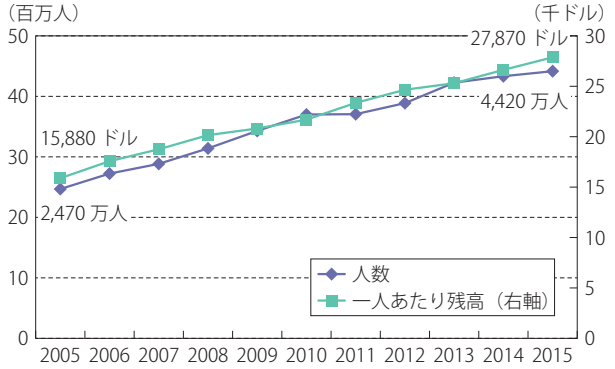

資料：ニューヨーク連邦準備銀行から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-1-4-12図
米国の若年層（18-34歳）の同居の割合

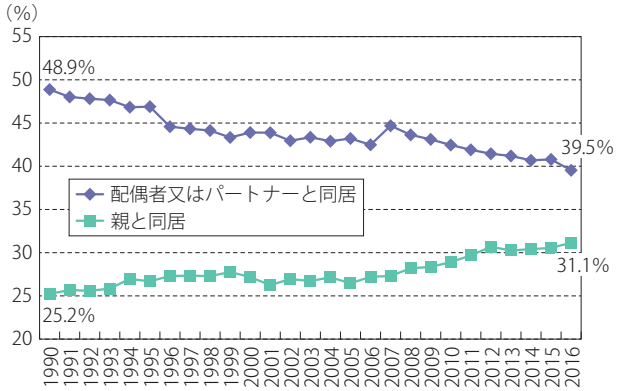

資料：米国商務省から経済産業省作成。

圧迫するため、米国経済に対して悪影響を及ぼす可能性があるともいわれている。例えば、高額の債務を抱えていたり、返済延滞又は債務不履行[58]の状態に陥っていたりする場合は、住宅ローンの借入れが難しくなるため、住宅市場に悪影響を及ぼす可能性がある。配偶者又はパートナーと同居している若年層及び親と同居している若年層の割合の推移を見てみると、1990年以降、前者が徐々に減少しているのに対し、後者は増加傾向にあることが分かる（第Ⅰ-2-1-4-12図）。これには教育ローンの存在以外にも文化、環境など様々な要因が考えられるが、教育ローンの返済負担も一つの背景となっている可能性がある。

トランプ大統領は、前述した就任後100日間の行動計画において教育関連の法改正についても触れており[59]、2年制及び4年制大学を手の届く価格とすることを目指している。このような問題の解決には時間がかかると思われるが、今後どのような政策がとられていくのか注目される。

58　教育ローンは返済を270日以上延滞すると債務不履行（デフォルト）と見なされる。
59　School Choice and Education Opportunity Act（学校選択と教育機会法）の法整備を目指すとしている。

第２節　欧州

1. マクロ経済動向

(1) ユーロ圏

① 概況

ユーロ圏経済は、引き続き堅調な内需を背景に、家計消費及び固定資本形成がプラスで推移している。さらに2016年第２四半期以降は、通貨の下落と世界経済の復調も影響し輸出も伸びている（第Ⅰ-2-2-1-1図、第Ⅰ-2-2-1-2図）。

また、景況感は好調であり、欧州委員会による景況感指数は、2017年３月時点で2011年４月以来の高い水準に達している（第Ⅰ-2-2-1-3図、第Ⅰ-2-2-1-4図）。建設業については、引き続きマイナス（悪化）ではあるものの、マイナスの幅が2015年以降縮小傾向にある。

消費者物価上昇率は、2016年後半にエネルギー価格の上昇を背景に加速し、2017年２月には一時2%に達したものの、エネルギー・食品・飲料・たばこを除くコア品目物価については1%を下回る水準が続いている。コア品目物価が伸び悩む中、欧州中央銀行（ECB）は、基調的なインフレ圧力は引き続き抑制されているとして、緩和的な金融政策の転換には至っていない[60]。

第Ⅰ-2-2-1-1図　ユーロ圏の実質GDP成長率

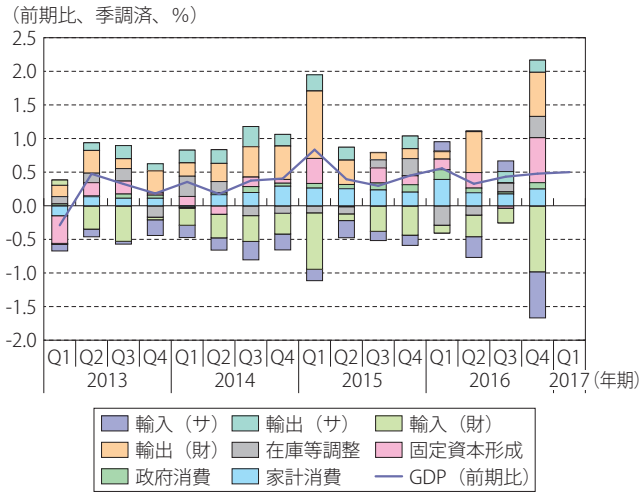

資料：Eurostatから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-2図
ユーロ圏諸国と英国の実質GDPの推移

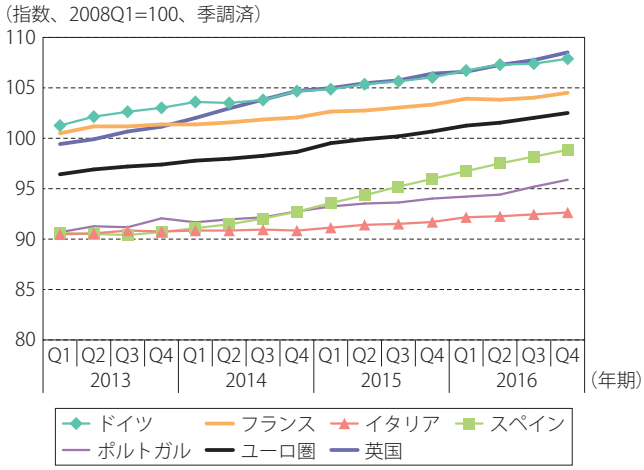

備考：2016年第４四半期まで。
資料：Eurostatから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-3図　ユーロ圏の景況感（業種別）

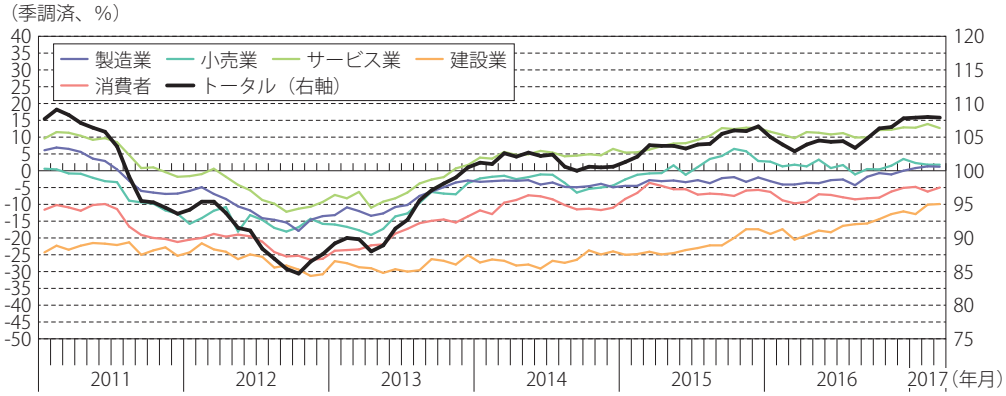

備考：アンケート調査における「良い / 悪い」の回答の割合の差。トータルは、経済信頼感指数（1990以降長期平均=100）。季調済。
資料：欧州委「Economic Sentiment Indicator」、CEICデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-4 図　ユーロ圏諸国の経済信頼感指数

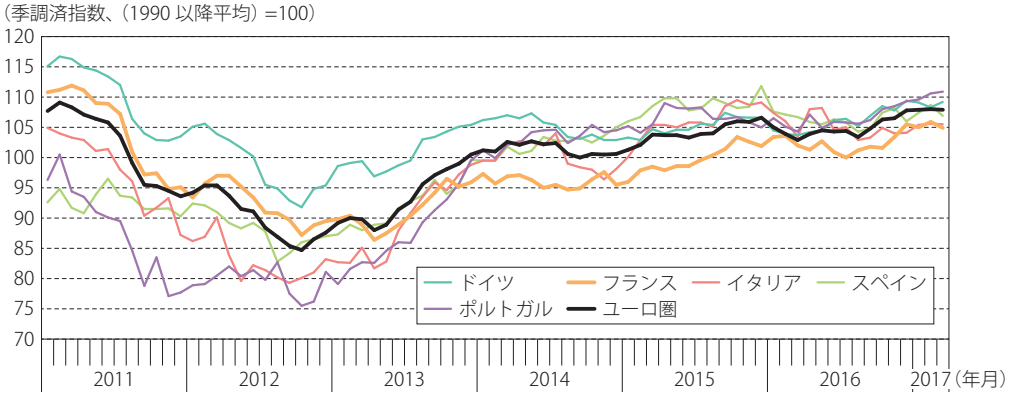

備考：調査は毎月第 1～3 週目に実施。
資料：欧州委「Economic sentiment Indicator（ESI）」、CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-5 図
ユーロ圏の輸出額伸び率と各国寄与度

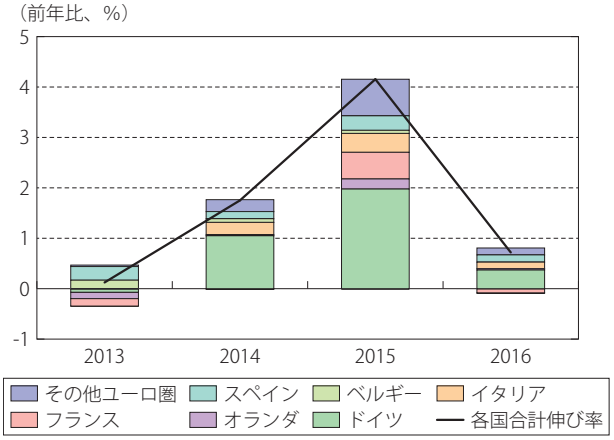

備考：各国の対世界輸出額合計（ユーロベース）。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-6 図　ユーロ圏の輸出推移（額・数量）

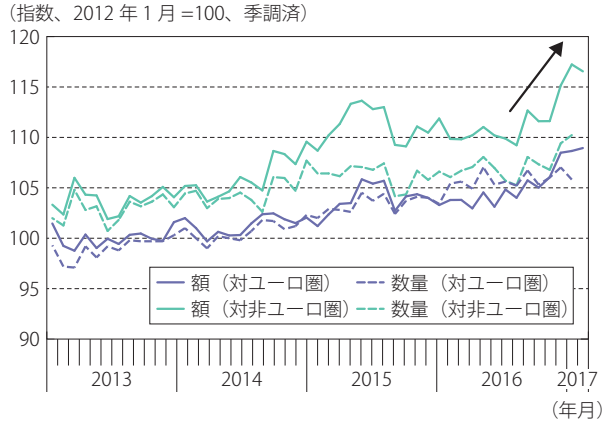

備考：金額は 2017 年 1 月まで、数量は 2016 年 12 月まで。ユーロベース。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

② 輸出

輸出については、2016 年前半は、新興国の景気低迷が影響し、前年に比べて伸びが鈍化した（第Ⅰ-2-2-1-5 図）が、2016 年秋以降、ユーロ圏向け・非ユーロ圏向けとも、数量・金額とも伸びが加速している（第Ⅰ-2-2-1-6 図）。

品目別の単価と仕向先別の数量を確認すると、2016 年秋における輸出額の伸びは、一次原料に加えて、鉄鋼を含む素材別製品、食品関連、及び化学品など、一次産品価格の影響を受けやすい品目単価の上昇（第Ⅰ-2-2-1-7 図）と、中国や西アジアなど、景気が回復傾向にある新興国向けの輸出数量の回復（第Ⅰ-2-2-1-8 図）が背景となっていることが分かる。

③ 投資

投資については、ユーロ圏全体ではドイツがけん引役となり 2013 年以降拡大が続いている。世界経済危機以前を上回る水準で推移するドイツをはじめとして、イタリアやスペインについても、欧州中央銀行（ECB）による金融緩和や経済の回復を背景に回復基調で推移している（第Ⅰ-2-2-1-9 図）。

中でもスペインは、非金融企業にけん引される形で固定資本形成の伸びが大きいが（第Ⅰ-2-2-1-10 図）、同国において非金融企業による投資が伸びている背景としては、労働市場と金融セクターをはじめとする改革が挙げられる。

スペインの金融セクターにおいては、2012 年に合意された EU と IMF による金融支援を受け、金融機関のリストラや不良債権処理、また資本増強などを通じた体力強化が図られた。

中小企業の資金調達に関するアンケート調査によれば、イタリアでも 2015 年に銀行の貸出し態度が改善方向に転化しているが、スペインについて見ると、イ

60　2017 年 4 月時点。

第Ⅰ-2-2-1-7 図　ユーロ圏の品目別輸出単価推移

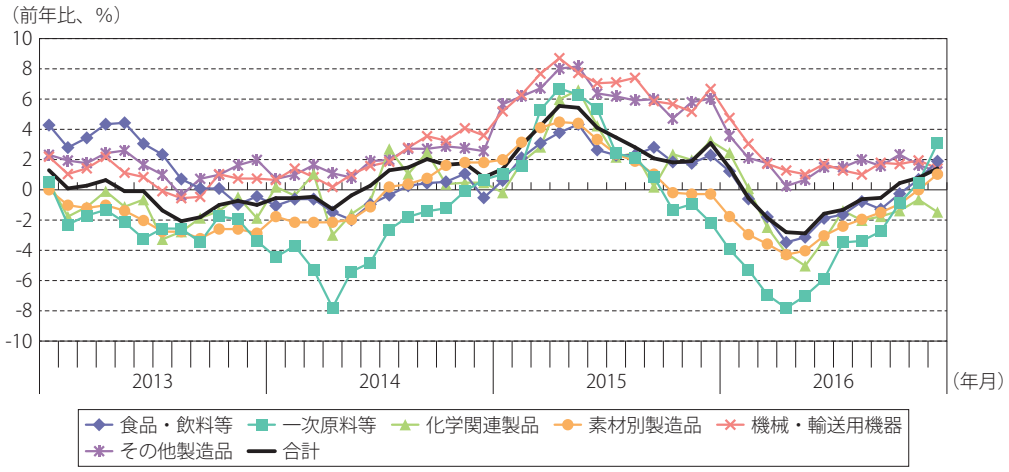

備考：ユーロ圏域外向け。2016 年 12 月まで。SITC 品目分類。ユーロベース。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-8 図　ユーロ圏の輸出数量推移（仕向先別）

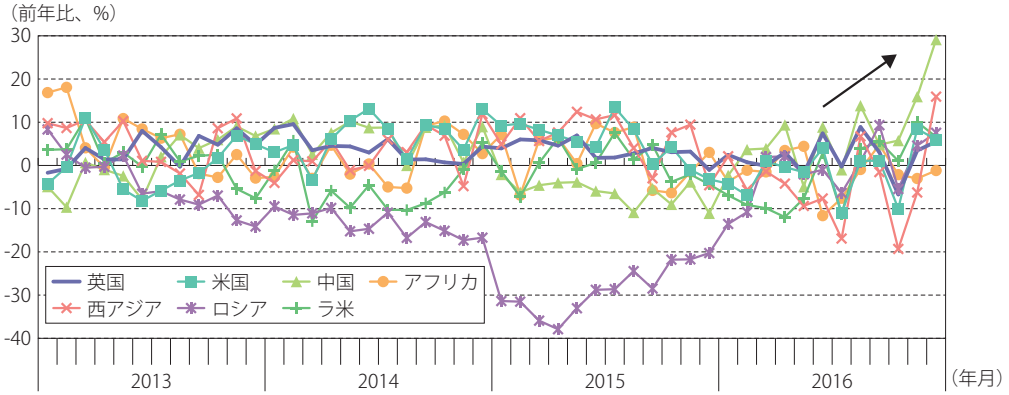

備考：2016 年 12 月まで。季節調整値。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-9 図
ユーロ圏諸国と英国における固定資本形成

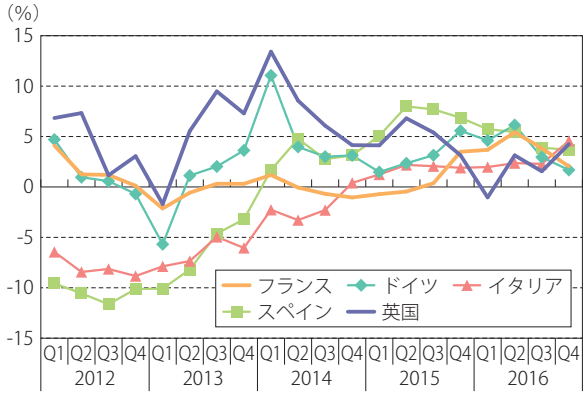

備考：前年比。各国通貨ベース。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-10 図
固定資本形成伸び率とセクター別寄与度（スペイン）

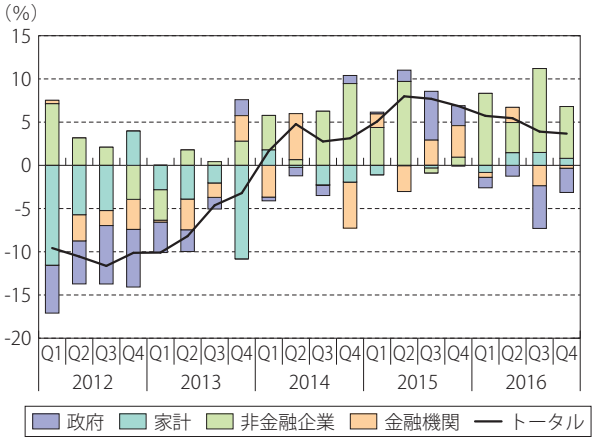

備考：前年比。季節調整前。ユーロベース。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

タリアより１年以上早い時期から、銀行の貸出し態度、経済見通し、企業見通しが改善方向に推移していることが確認できる（第Ⅰ-2-2-1-11 図）。

労働市場に関しては、正規雇用労働者に関する高い労働コストが、経済危機時における高い失業率の原因となっていたことから、2011 年以降、解雇規制の緩和や賃金調整の柔軟化をはじめとする改革が行われた。結果としてビジネスコストの低下が図られ、輸出競争力の改善につながった（第Ⅰ-2-2-1-12 図）ほか、労働市場改革の進展を理由とした対内直接投資事例も見られた。

一連の構造改革を背景にスペインの GDP は 2013 年第４四半期にプラスに転化したが、高い伸びを続ける中で、高い経済見通しが更なる投資を生んでいるといえる。なお、単位あたり労働コストについては、賃金の上昇と低い生産性を背景に、次第にユーロ圏の平均的な水準に近づいていくとみられている[61]。

イタリアは、他国に比べて投資の伸びが低迷しているが、ECB の金融政策や、成長を志向した国内の取り組みなどを背景に、2016 年後半になり、ようやく民間投資が拡大する兆しが見られている。しかし、反体制勢力の拡大を背景に、金融セクターの体力強化と労働市場の柔軟化等、現在予定されている構造改革の実施が難航するような場合には、企業活動は再び停滞する可能性が懸念される。

フランスは、企業の競争力の強化と雇用の創出のため、2015 年より社会保険料の事業主負担の軽減、2016 年より法人税率の引下げ等が行われている。また 2016 年の労働法改正では、解雇条件が明確化されたほか、労働時間について、産業レベルでなく企業レベルの合意によって延長が可能となった。こうした企業コストの軽減や規制緩和を背景に、企業の投資意欲は改善傾向にある。2017 年の大統領選では親 EU 派のマクロン氏が国民戦線のルペン党首に勝利した。新大統領が、予定されている改革をいかに実行していくかが注目される。

ただし、反体制勢力の拡大を背景に、欧州経済は不透明感を増している。経済は全体的に回復傾向にあるものの、欧州の政治情勢や政策に関する不確実性（あるいは不透明性）等が、欧州各国の投資に今後抑制的に働く可能性があるとみられている（第Ⅰ-2-2-1-13 図）。

第Ⅰ-2-2-1-11 図
中小企業の外部資金調達に影響する要素の変化

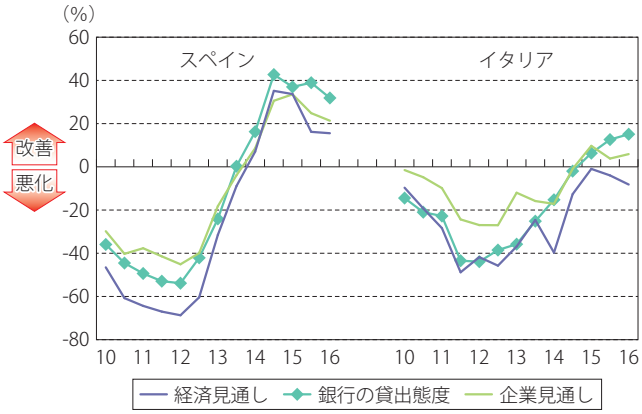

備考：過去６ヶ月における「改善」「悪化」の回答割合の差。2010 年上半期から 2016 年上半期まで。
資料：欧州中央銀行「Survey on the Access to finance of enterprises」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-12 図
ユーロ圏諸国と英国の労働コストの変化

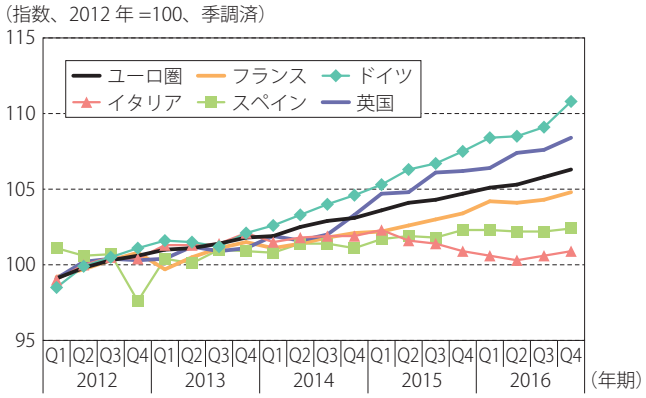

備考：工業、建設業、サービス業合計。労働者報酬と税負担分（補助金は除く）。名目値。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-13 図
ユーロ圏諸国と英国の固定資本投資伸び率

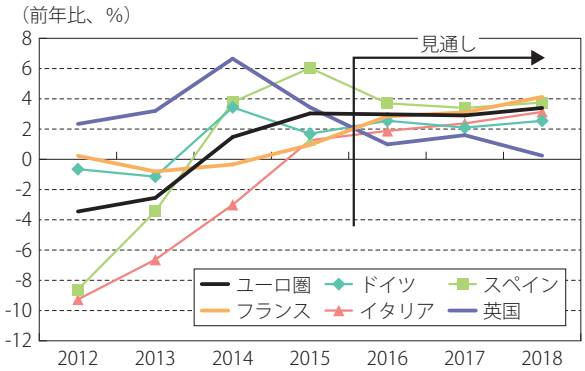

備考：実質値（各国通貨ベース）。2016 年以降は欧州委員会による見込み（2017 年２月時点）。
資料：欧州委員会 ameco online から経済産業省作成。

61　European Commission(2017).

④ 雇用

雇用に関しては、欧州債務危機当時と比べて全体的に改善している。

失業率については、イタリアは10％を超えて高止まりしているほか、ギリシャ及びスペインはピーク時よりかなり低下したものの未だに15％を超えるが、就労者数に関しては、これら南欧諸国も含めて軒並み増加傾向にある（第Ⅰ-2-2-1-14図、第Ⅰ-2-2-1-15図）。経済の回復が徐々に雇用の改善につながっているといえる。

（2）英国

① 概況

英国経済は、内需を中心に堅調に推移している。2016年6月に国民投票でEU離脱が決定された直後にはポンドと株価が大きく下落したものの、英国銀行による事前・事後の対応が奏功したこともあり、金融市場及び実体経済への影響は抑制された。その後、10月にメイ首相の方針表明により、EU市場への自由なアクセスを犠牲にしてでも移民の規制を優先させる「強硬」な離脱（ハード・ブリグジット）に対する懸念が高まりポンドが大きく下落した。しかし、EU離脱に関する英国政府の基本方針の発表、また、メイ首相に欧州連合（EU）離脱を通告する権限を付与する法案（EU離脱法案）の可決、さらに総選挙実施の方針発表を受けて、ポンドは少しずつ回復している。株価については、ポンドの上昇と同時に一時的な下落が見られるが、全体的には堅調に推移しているといえる（第Ⅰ-2-2-1-16図）。

さらにポンド安も背景として輸出が拡大し、投票前の大方の予想を裏切る形で、2016年の第3四半期、第4四半期の実質GDP成長率は前期比、前年比ともプラスを維持した（第Ⅰ-2-2-1-17図）。なお、欧州委員会の見通し[62]によれば、2017年から2018年にか

第Ⅰ-2-2-1-14図　ユーロ圏諸国と英国の失業率の推移

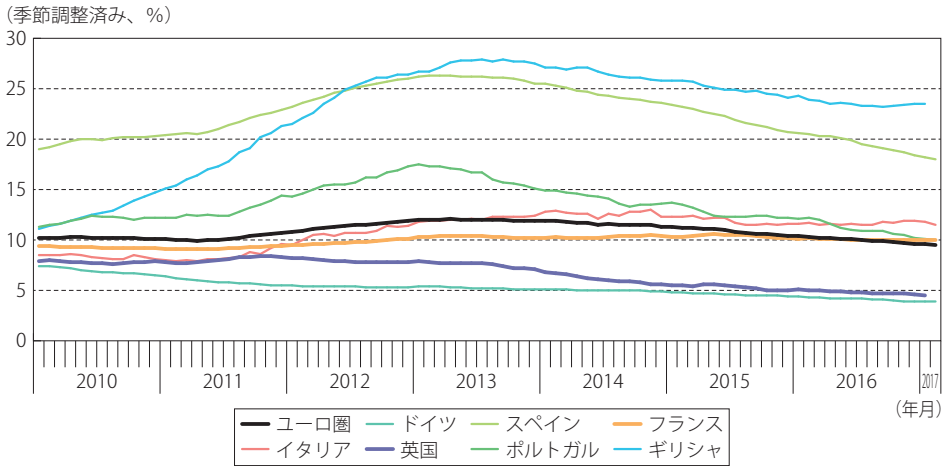

備考：2017年2月まで（ギリシャと英国は1月まで）。
資料：Eurostat、CEICデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-15図
ユーロ圏諸国と英国の就労者数伸び率

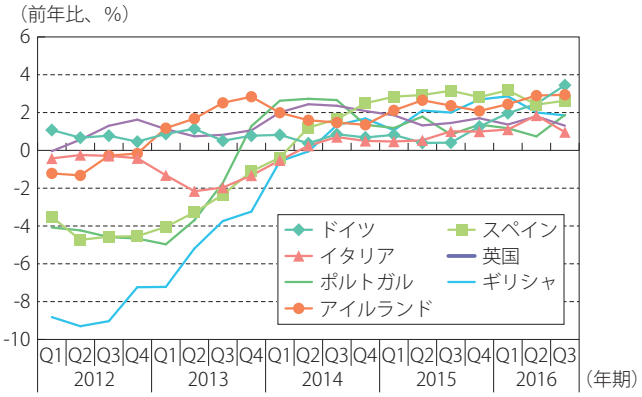

備考：15-64才。季節調整値。
資料：Eurostatから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-16図　英国の株価指数とポンドの推移

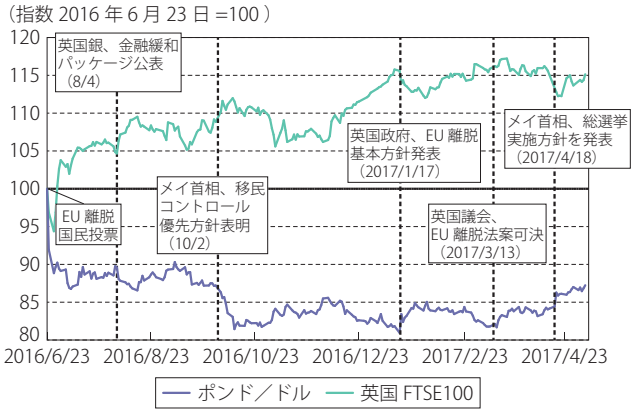

備考：2017年5月6日まで。日次ベース。
資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-17 図　英国の実質 GDP 成長率

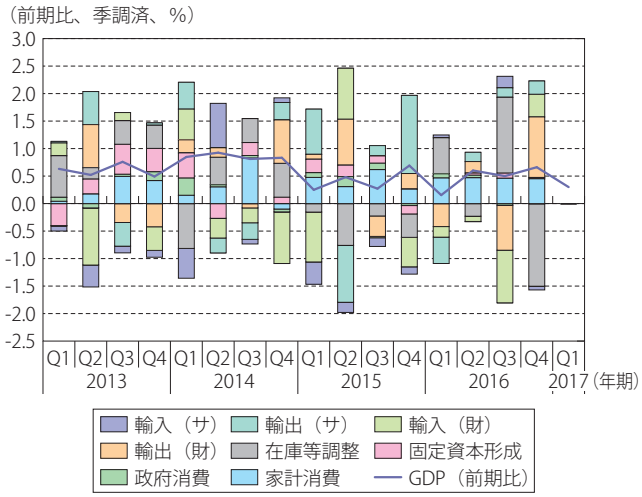

資料：Eurostat から経済産業省作成。

けて、個人消費の伸びの減速と不透明感による設備投資の伸び悩みを背景として、実質 GDP 成長率はやや鈍化すると見られている。

景況感は、2014 年をピークに低下傾向にあったものの、EU 離脱が決定した 2016 年半ば以降は改善方向で推移している（第Ⅰ-2-2-1-18 図）。

② 輸出

通貨ポンドは、EU 離脱投票の結果判明直後に大きく下落した後、早期に反転上昇していたが、10 月にメイ新首相が単一市場へのアクセスよりも移民のコントロールを優先することを明確にしたことを契機に再び大きく下落した。通貨の下落と世界経済の回復を背景に、英国の輸出は拡大している（第Ⅰ-2-2-1-19 図）。

仕向先別に見ると、EU 域内向けの輸出が 2016 年に入って以降前年より増加しているほか、米国向け及び西アジア向けも 2016 年秋以降増加している（第Ⅰ-2-2-1-20 図）。品目別では、2016 年に入り、自動車や一般機械等が増加傾向にあるほか、大きく減少していた貴金属等が、2016 年第 4 四半期には縮小幅をほぼゼロとしており、輸出額全体の伸びを押し上げた（第Ⅰ-2-2-1-21 図）。

③ 投資

EU 離脱後の単一市場へのアクセスについて見通しが立たない中、同国と EU の関係に関する不透明感が重しとなり、企業投資の手控えが懸念されている。一方、法人税引下げなどビジネス環境の改善を期待した外国からの対内直接投資の例も報道されている。

英国の対外金融収支を見ると、対外直接投資及び対外証券投資（証券）については、2016 年に入っても流入超過（マイナス）で推移しており、対内投資の手控えは抑制されている（第Ⅰ-2-2-1-22 図）。なお、

第Ⅰ-2-2-1-19 図　英国の輸出数量・額推移

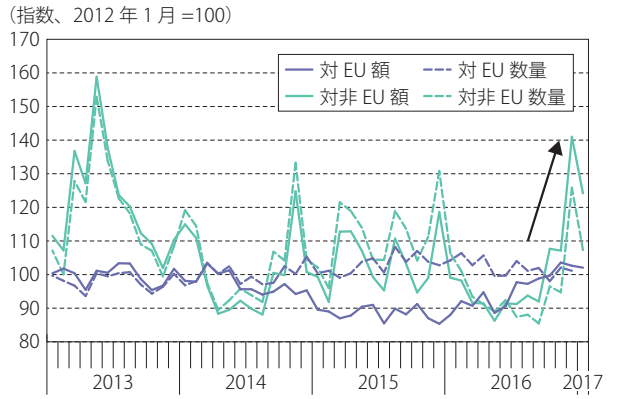

備考：2017 年 1 月（対 EU 数量は 2016 年 12 月）まで。季節調整値。金額はポンド換算。
資料：Eurostat、欧州中央銀行から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-18 図　英国の景況感（業種別）

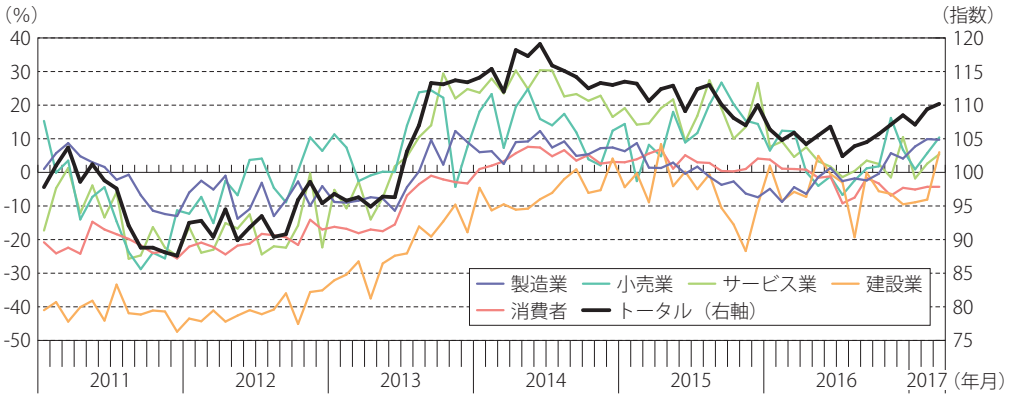

備考：アンケート調査における「良い / 悪い」の回答の割合の差。トータルは経済信頼感指数（1990 以降長期平均 =100）。季調済。
資料：欧州委「Economic Sentiment Indicator」、CEIC データベースから経済産業省作成。

62 European Commission(2017).

第Ⅰ-2-2-1-20 図
英国の輸出額伸び率推移（仕向先別寄与度）

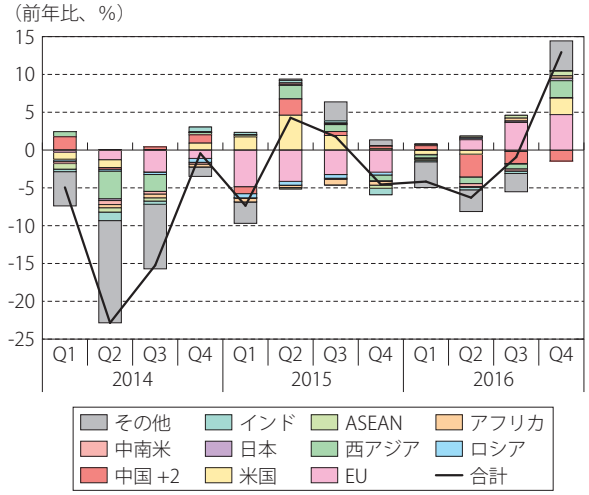

備考：中国 +2 は台湾・香港を含む。ポンドベース。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-21 図
英国の輸出額伸び率（品目別寄与度）

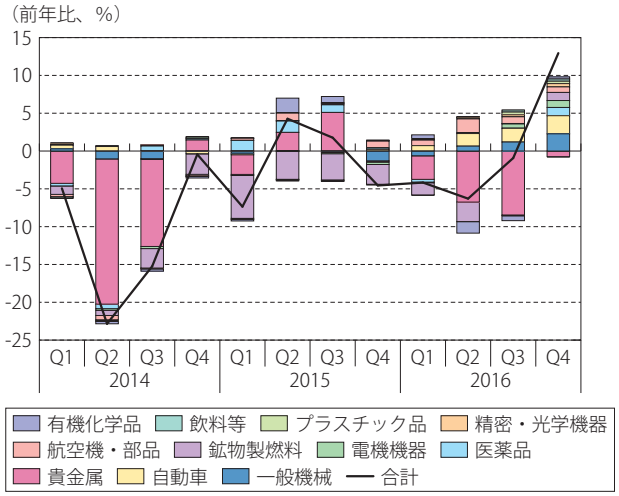

備考：ポンドベース。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

経済・金融に関する不透明感は、2015 年以前と比較して高い水準にあるものの、国民投票直後に比べるとその大きさは半減しており、M&A の増減見込みについては、2015 年第 3 四半期の水準にまで回復しているとのアンケート調査も見られる（第Ⅰ-2-2-1-23 図、第Ⅰ-2-2-1-24 図）。

ただし、住宅価格については、外国人による投資の多いロンドンの高級不動産を中心に、既に伸びが鈍化している（第Ⅰ-2-2-1-25 図）。

④ 個人消費

EU 離脱投票以前より、EU 離脱が決定した場合に

第Ⅰ-2-2-1-22 図　英国の金融収支

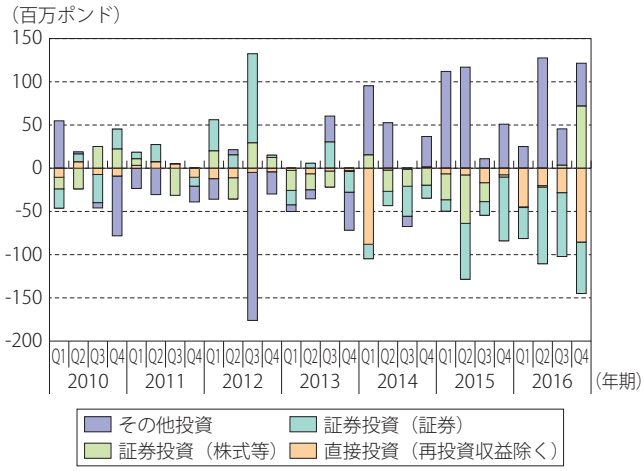

資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-23 図
金融経済に関する不透明感（英国 CFO に対する調査）

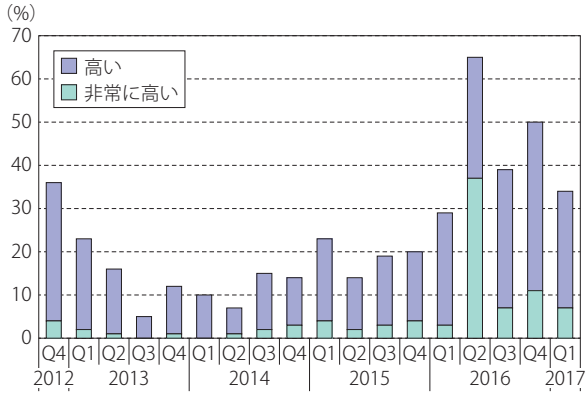

備考：当該時点に関する評価。直近は 2017 年 3 月 8～22 日調査。対象は英国の CFO130 人。
資料：Deloitte CFO Survey から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-24 図
英国における M&A 増減見込み（英国 CFO に対する調査）

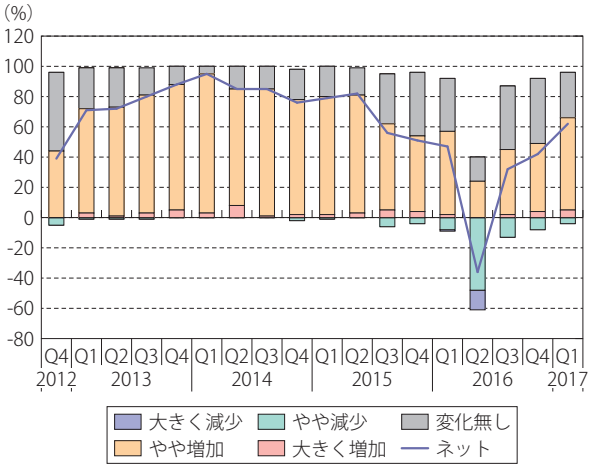

備考：今後 12ヶ月の増減見込み。直近は 2017 年 3 月 8～22 日調査。対象は英国の CFO130 人。
資料：Deloitte CFO Survey から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-25 図　英国の住宅価格伸び率

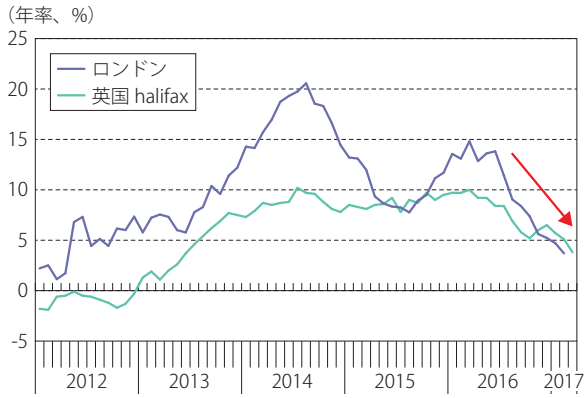

備考：住宅は全てのタイプを含む。ロンドンは 2017 年 2 月、英国は 3 月まで。
資料：英国土地登記所（LandRegistry）、及び Thomson Reuters Eikon から経済産業省作成。

は、単一市場の離脱により被る経済的ダメージと先行き不透明感を背景に通貨ポンドが下落し、輸入価格の上昇を通じて消費者物価を押し上げ、個人消費が冷え込む可能性が懸念されていた。

実際の動きを確認すると、予想に反して好調な経済を背景に、個人消費は 2016 年第 4 四半期まで堅調である（前掲、第Ⅰ-2-2-1-17 図）。

ただし、消費者の購入意欲は、消費者物価上昇率の加速が見込まれる時期に顕著に低下している（第Ⅰ-2-2-1-26 図）。通貨ポンドの下落と原油価格の持ち直しを背景に消費者物価上昇率が加速する中（第Ⅰ-2-2-1-27 図、第Ⅰ-2-2-1-28 図）、実質賃金は 2016 年末より低下しており（第Ⅰ-2-2-1-29 図）、個人消費は次第に鈍化していくと見られている。

第Ⅰ-2-2-1-26 図
購入消費額とインフレ見込み（英国の被雇用者）

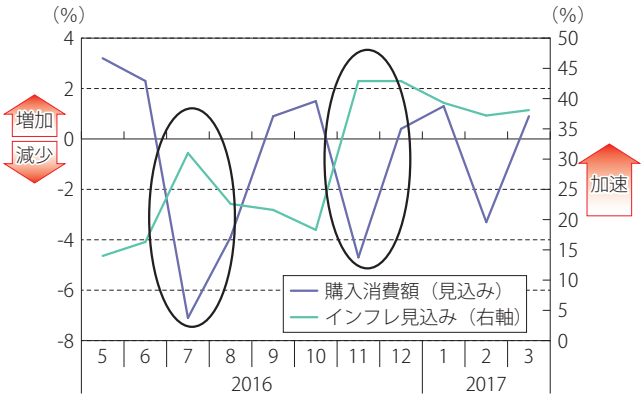

備考：季節調整前。主な購入で消費する金額の増減見込み（過去 12ヶ月から今後 12ヶ月への増減）について、「増加 / 減少」の回答割合の差。インフレ見込みは、今後 12ヶ月の消費者物価上昇率に関する見込み。
資料：欧州委員会 [Business and consumer survey」から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-27 図　英国の消費者物価上昇率

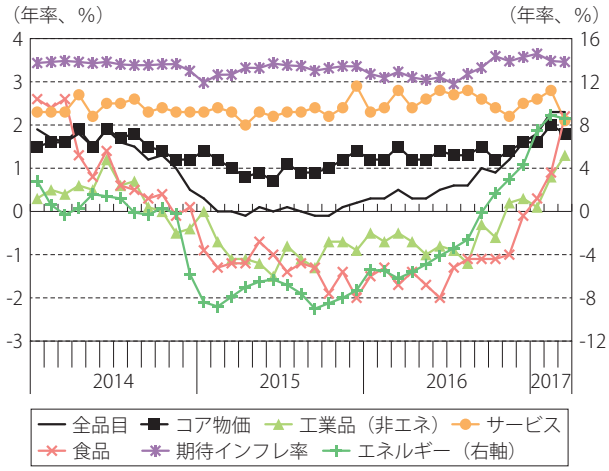

備考：コア物価は、エネルギー・食品を除く品目が対象。2017 年 3 月まで。期待インフレ率は、フォワード BEI（5 年先 5 年物）。
資料：Eurostat、英国国家統計局、Thomson Reuters Eikon から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-1-28 図　英国ポンドの推移

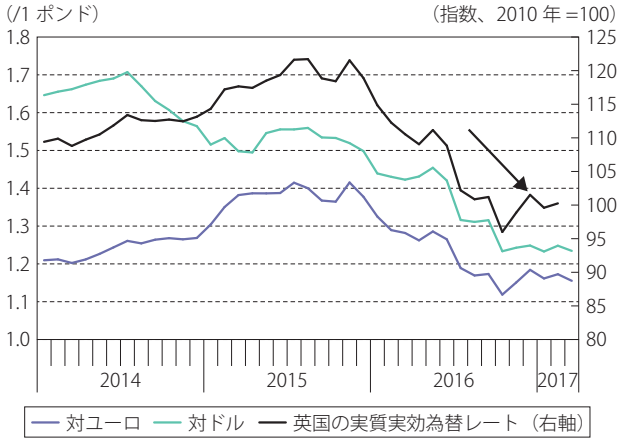

備考：2017 年 3 月（実質実効為替レートは 2 月）まで。
資料：欧州中央銀行、国際決済銀行（BIS）から作成。

第Ⅰ-2-2-1-29 図　英国における実質賃金の推移

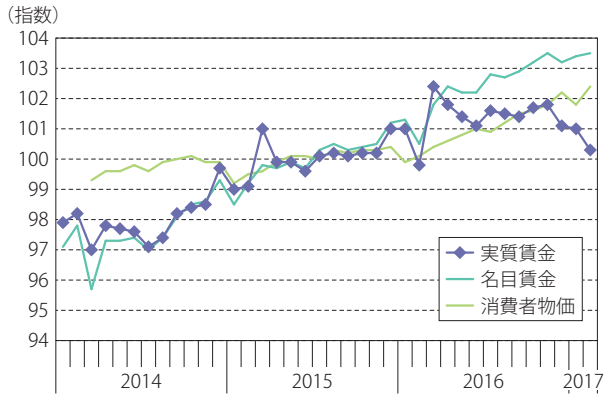

備考：2015=100。季節調整値。
資料：英国国家統計局から経済産業省作成。

2. BREXIT 概要及び背景

2016 年 6 月に英国で行われた EU 離脱国民投票の結果は、離脱支持 51.9%、残留支持 48.1%となり、離脱派が勝利した。英国のほかにも、反 EU や反体制を唱える勢力が欧州各国で拡大している。

EU は、ヒト、モノ、サービス、資金の自由な移動を可能にしている。この枠組みを前提として、EU 域内では、多国にまたがる製造業のサプライチェーンが構築され、国をまたいだサービスの提供と、高度人材を含む多様な人材の移動が行われてきた。英国では、EU から離脱することによって、こうしたビジネスの枠組みが一定のダメージを受け、GDP、一人あたり GDP、家計あたり GDP の減少をもたらし、税収も大幅に減少すると見られている。

投票前からこうした不利益が予想されていたにも関わらず、離脱支持者が残留支持者を上回ったのはなぜだろうか。

(1) EU に対するイメージと、移民の増加

欧州委員会によるアンケート調査（EUBAROMETER）から、EU 加盟国における人々の意識の変化を確認することができる。

EU 加盟国全体について見ると、各国において重要と考える課題として、「経済状況」及び「失業」を課題に挙げる割合は、2013 年以降大幅に低下している。一方、移民の流入の増大を背景に、「移民」を挙げる割合は 2014 年後半以降急上昇した（第 I-2-2-2-1 図）。

第 I-2-2-2-1 図
国にとって重要と考える課題（EU 全体）

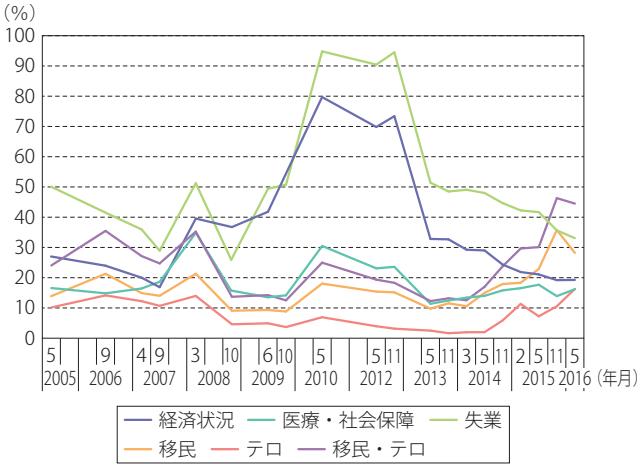

備考：EU 市民に対する欧州委員会によるアンケート調査。調査回数は年により 1～3 回と異なる。
資料：EUBAROMETER から経済産業省作成。

また、EU に対するイメージをネガティブと捉える人の割合は世界経済危機以降上昇傾向にあり、さらに 2015 年後半から 2016 年前半にかけて、ポジティブに捉える人の割合が顕著に低下している（第 I-2-2-2-2 図）。

また、移民を重要課題とする比率と、EU に対するポジティブイメージを抱く人の比率の関係を見ると、2013 年以前、「移民」は EU に対するイメージをどちらかといえば押し上げていたが（第 I-2-2-2-3 図）、2014 年以降では、EU イメージの下押し要因に転化した可能性がある（第 I-2-2-2-4 図）。

次に英国について見ると、EU 残留支持者は「景気」を重視する割合が非常に高かったのに対し、離脱支持者のうち「景気」を重視した者は僅かで、むしろ EU からの「国家主権」回復と「移民問題」を重視する割

第 I-2-2-2-2 図　EU に対するイメージ（EU 全体）

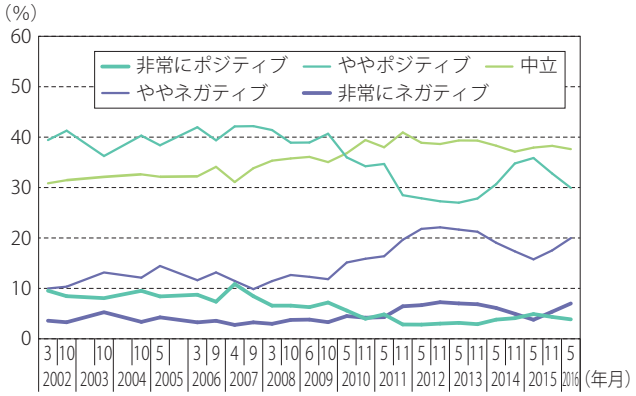

備考：EU 市民に対する欧州委員委員会によるアンケート調査。調査回数は年により 1～2 回と異なる。
資料：EUBAROMETER から経済産業省作成。

第 I-2-2-2-3 図
移民問題と EU イメージ（2006-2013）

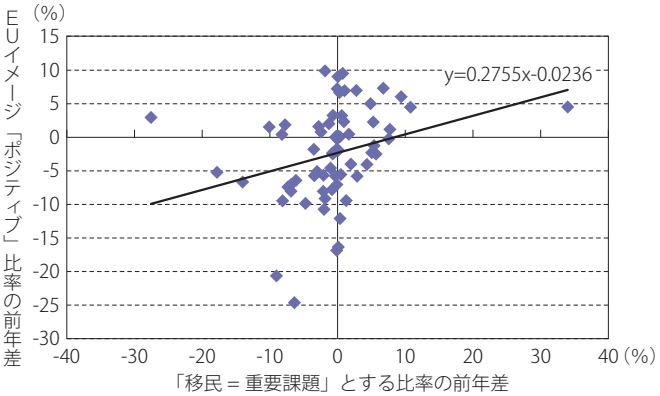

備考：2006-2013 年（各年初頭の数値）。英、独、仏、伊、オランダ、ポルトガル、オーストリア、ハンガリーを対象。
資料：EUbarometer から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-4 図
移民問題と EU イメージ（2014-2016）

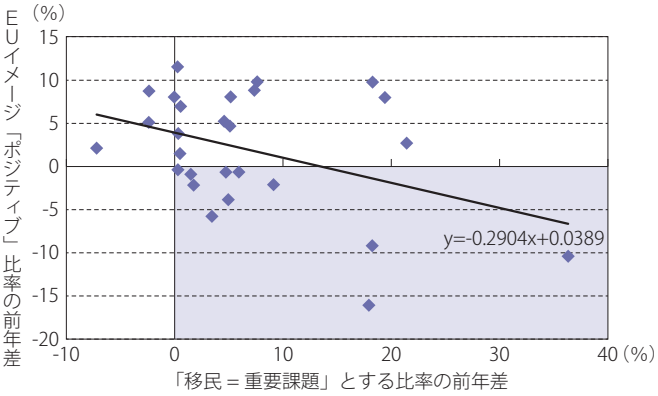

備考：2014-2016 年（各年初頭の数値）。英、独、仏、伊、オランダ、ポルトガル、オーストリア、ハンガリーを対象。
資料：EUbarometer から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-5 図
英国民が EU 離脱投票時に最も重視したこと

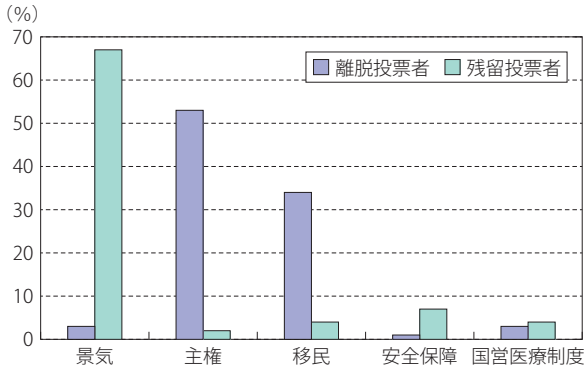

備考：EU 離脱投票時に最も重視したこと（回答者 1020 人）。2016 年 6 月 24 日オンラインによるアンケート調査。
資料：Comres から経済産業省作成。

合が顕著に高い（第Ⅰ-2-2-2-5 図）。

英国における移民は増加傾向にあり、特に EU 域内からの移民が 2004 年の EU 拡大以降伸びており、2010 年には EU 域外からの移民の数を上回っている（第Ⅰ-2-2-2-6 図）。

欧州委員会のアンケート調査（第Ⅰ-2-2-2-7 図）によれば、英国民のうち「経済状況」を重要と考える人々の割合が低下する一方で、「移民」を重要と考える国民の割合は 2014 年以降上昇している。

なお、英国民は元々独立心が強く、歴史的にも欧州統合の動きに対して懐疑的と言われ、通貨ユーロを導入せず、シェンゲン協定にも署名しない等、大陸欧州の国に比べて、EU から一定の距離を置いている。

前述の欧州委員会によるアンケート調査（第Ⅰ-2-2-2-8 図、第Ⅰ-2-2-2-9 図）によると、EU に対するイメージを「非常にネガティブ」とする人の割合は、英国では 2000 年代前半から一貫して 10％を超え、

第Ⅰ-2-2-2-6 図
英国における外国人労働者数の推移

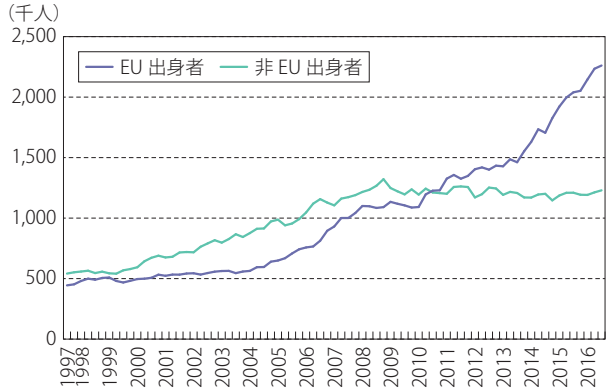

備考：英国における非英国籍の労働者数の推移。1997 年第 3 四半期から 2016 年第 3 四半期。
資料：英国国家統計局（ONS）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-7 図　国にとって重要と考える課題（英国）

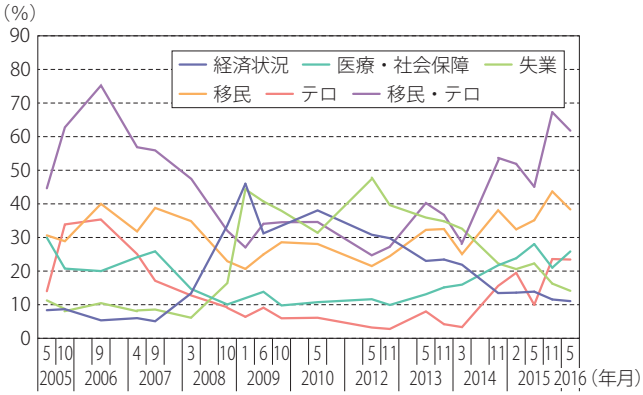

備考：英国民に対する欧州委員会によるアンケート調査。調査回数は年により 1～3 回と異なる。
資料：EUBAROMETER から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-8 図　EU に対するイメージ（英国）

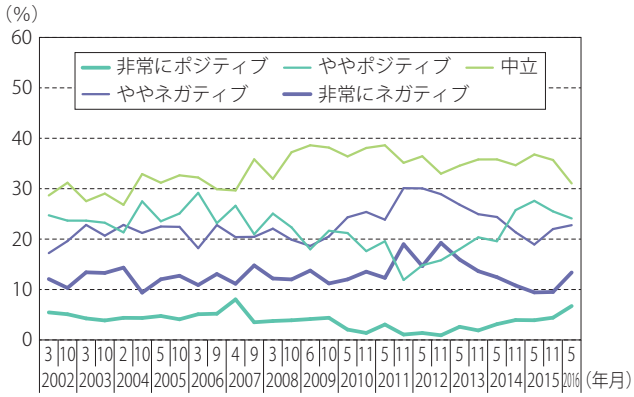

備考：欧州委員会による英国民に対するアンケート調査。
資料：EUBAROMETER から経済産業省作成。

EU 全体からの回答と比較して、全体的にネガティブと捉える割合が高かった。これも EU 離脱の支持者が多かったことの背景と言ってよいだろう。

(2) 移民の流入が経済に与える影響

2014 年以降、移民の急増により、EU に対するイメージが悪化した可能性を確認したが、地域ごとの投票結果を確認すると、EU 離脱支持と実際の移民の割合とは関係が余り見られない（第 I-2-2-2-10 図）。外国企業の割合については、同割合が高い地域ほど EU 残留支持の割合が高く（第 I-2-2-2-11 図）、外資企業立地など海外との関係が深い地域ほど残留を支持した傾向が見てとれる。

外国人の就労者割合が最も大きいのは、セクター別では宿泊・飲料（第 I-2-2-2-12 図）、職種別では単純作業（第 I-2-2-2-13 図）となっている。

一方、外国人就労者の人数で見ると、セクター別では健康・社会福祉、製造、卸小売等が多いが、職業別では、単純作業従事者などだけでなく、専門職、准専門職、高技能製造職など、技能が求められる職種も多いことが分かる。高技能な外国人労働者が多いことを

第 I-2-2-2-9 図　EU に対するイメージ（各国）

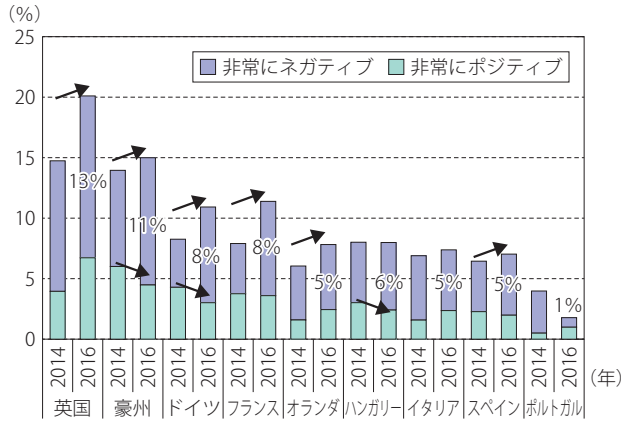

備考：欧州委員会による各国国民に対するアンケート調査（2014 年 11 月と 2016 年 5 月）。
資料：EUBAROMETER から経済産業省作成。

第 I-2-2-2-10 図
非英国人割合と投票結果（地域別）

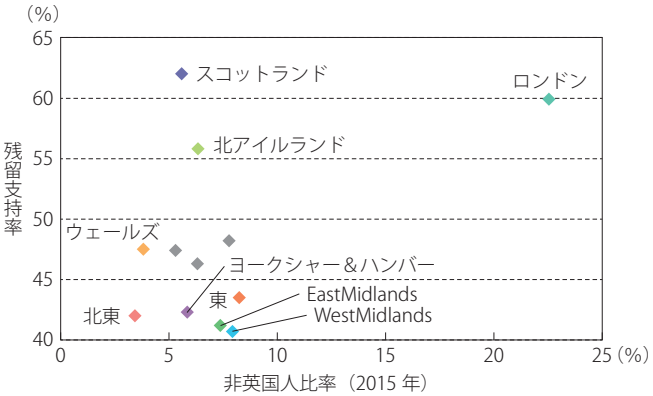

備考：縦軸は、英国の EU 離脱投票における残留支持率。
資料：英国国家統計局（ONS）、BBC ウェブサイトから経済産業省作成。

第 I-2-2-2-11 図　外国企業割合と投票結果

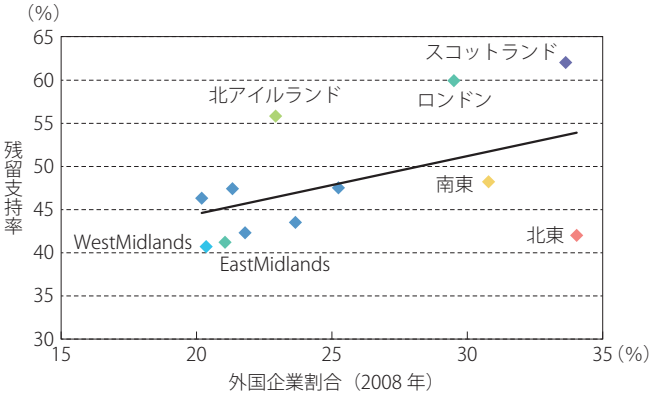

備考：外国企業割合は、全産業の生産に外資企業が占める割合。縦軸は、英国の EU 離脱投票時の残留支持率。
資料：英国国家統計局、BBC ウェブサイトから経済産業省作成。

第 I-2-2-2-12 図
英国の外国人労働者（セクター別）

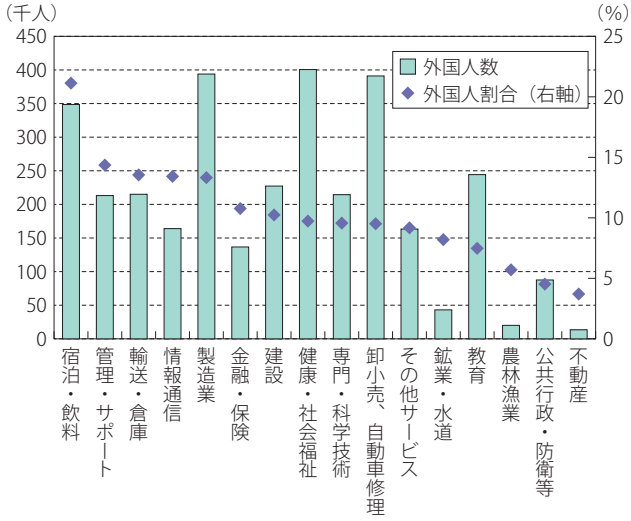

備考：16 才以上の労働者。2015/2016 年度。
資料：英国国家統計局から経済産業省作成。

第 I-2-2-2-13 図　英国の外国人労働者（職業別）

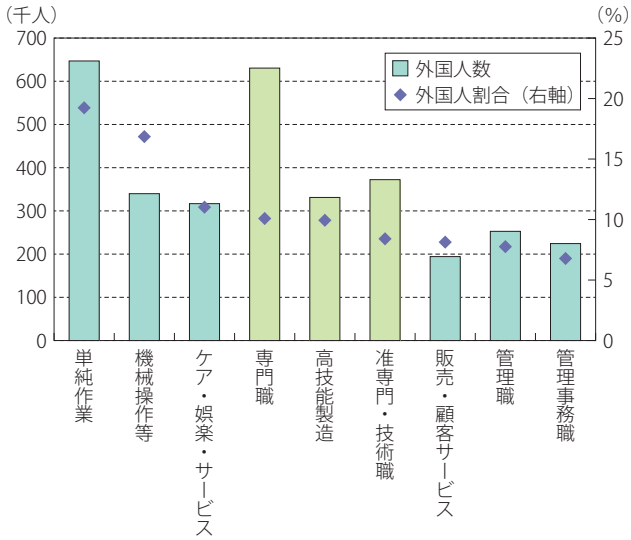

備考：16 才以上の労働者。2015/2016 年度。
資料：英国国家統計局から経済産業省作成。

背景に、出生国別の平均賃金については、英国人よりも高い国が多く見られる（第Ⅰ-2-2-2-14 図）。

移民による経済効果としては、高度な技術・技能を有し、受入れ国の標準語でのコミュニケーションが可能な人材を受入れることができれば、受入れ国の経済成長を促進し、自国労働者の社会保障負担を軽減し、財政安定化にも寄与するなどのよい影響をもたらすことが、多くの研究で確認されている[63]。

一方、英国の EU 離脱派は、移民の増加は、公共サービスに対する負担を拡大し、また国民の賃金を抑制するといったネガティブな側面を主張したが、実際に移民の流入は賃金に対して影響を与えているのだろうか。

英国における非英国人労働者の数は 2000 年代に入り増加しているが、EU が東方に拡大した 2004 年以降は、EU 域内出身者の増加が顕著であり（前掲、第Ⅰ-2-2-35 図）、中でも東欧国籍の労働者比率は、2007 年の 1.4％から 2016 年には 4％に増加している[64]。

従来、外国出身者の教育レベルは高く、外国出身者の平均賃金は英国生まれの者の賃金よりも高かったが、近年では、賃金水準が低い東欧出身の労働者の拡大等を背景に低下していることから、英国全体の賃金を押し下げている可能性がある。

一方で、英国全体ではなく、英国民の賃金に対する影響に関しては、多くの研究がなされている中で、賃金を抑制する効果は見られないとするものと、一部の労働者の賃金を僅かに押し下げる効果があるとするものがある。

イングランド銀行[65]によれば、移民割合の増加は、英国民の平均賃金に対して僅かにネガティブな影響を与えるにすぎない（10％の移民割合増加で平均賃金の低下は約 0.3％）。職種別に見ると、低技能（semi/un-skilled）サービス職種に対しては、英国民も含めて、他の職種に比べると相対的に大きな影響を与えるとされている。

※参考（イングランド銀行の分析）

四つの職種区分（低技能サービス、低技能生産、高技能生産、管理・専門）のうち、低技能サービス職種と高技能生産職種については、10％の移民割合増加は、それぞれ 1.88％、1.68％の賃金低下という影響を生ずる。

なお、外国人と英国民の賃金の差により、外国人の割合が増えれば自動的に平均賃金は低下する（構成効果）。高技能生産職種に関しては構成効果が大きい（1.13％）ため、移民割合増加による影響（1.68％）のうち英国民の賃金への影響が占める部分は小さいが、低技能サービス職種については、賃金格差が小さいことから構成効果が小さく（0.54％）、上述の移民割合増加による影響（1.88％）の多くは、英国民の賃金低下を示唆する。

第Ⅰ-2-2-2-14 図
英国における出生国別平均賃金（時間給）

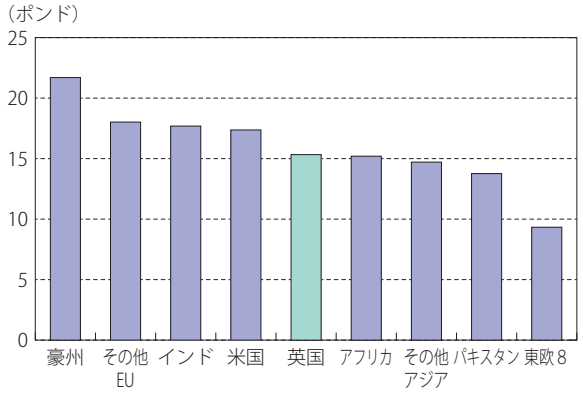

備考：英国における男性労働者（出生国別）の平均賃金（時間給）。2014 年。
資料：Migration Observatory から経済産業省作成。

職種別に英国における外国人の人数と賃金の変化（2006 年から 2014 年）を確認すると、低技能サービスにあたる職種では、外国人と英国民が、共に顕著に増加している（第Ⅰ-2-2-2-15 図）が、上記イングランド銀行の分析を踏まえると、これらの職種では、移民割合の増加によって、英国民の賃金も抑制されていることになる。なお、移民割合が最も拡大した低技能管理・サービス職種について見ても、同割合の増大は 11％であり、イングランド銀行の分析結果から試算すると、英国民の賃金低下は 1％台にとどまる。

なお、健康分野における専門職の賃金が大きく低下しているが、この分野は公的機関への就業者割合が大きいことから、移民の増大というよりは、むしろ、英国国民保健サービス（NHS）による医療費の抑制[66]

63　萩原、中島（2014）から引用。
64　英国国家統計局。
65　Nickell - Saleheen（2015）.
66　①Gardian 紙（2015 年 5 月）http://www.independent.co.uk/life-style/health-and-families/health-news/nhs-nurses-see-their-wages-fall-over-the-past-year-while-senior-managers-enjoy-a-pay-rise-10268012.html
②みずほ銀行（2015 年）。

第Ⅰ-2-2-2-15 図
英国における職種別の賃金と移民の増減（2006-2014）

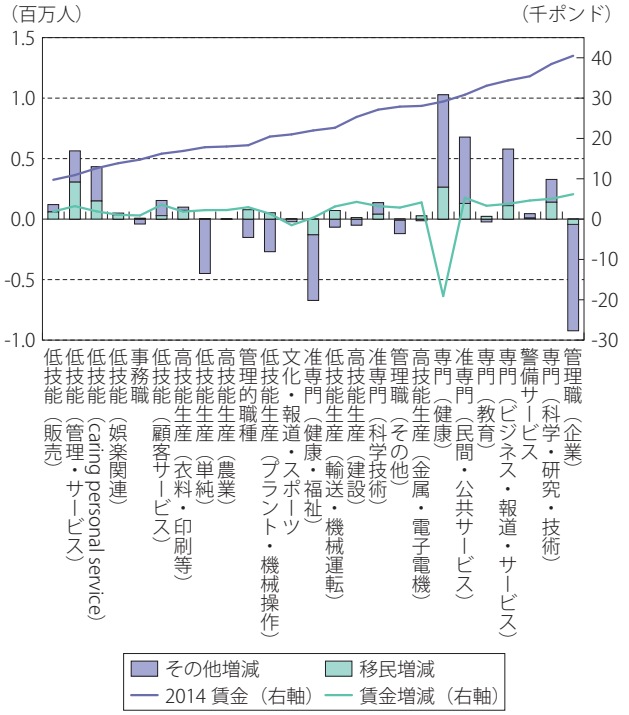

備考：移民増減は、各年の人数と、2004-2006 年、2012-2014 年の移民割合により試算。賃金は年間総賃金の中央値。
資料：英国国家統計局（ONS）、Nickel-Saleheen（2015）から経済産業省作成。

などが影響している可能性がある。

（3）経済状況の悪化と BREXIT

前項では、近年の移民の流入が、BREXIT に影響した可能性を確認したが、経済状況の違いは英国の EU 離脱支持者の拡大に影響していないだろうか。

英国では、GDP が成長する一方で、実質賃金は伸び悩み（第Ⅰ-2-2-2-16 図）、また所得格差は拡大している（第Ⅰ-2-2-2-17 図）。

地域別に見ると、EU 残留支持率が高い地域ほど、2000 年代における失業率が低下し（第Ⅰ-2-2-2-18 図）、賃金の伸び率が高い（第Ⅰ-2-2-2-19 図）。

賃金の伸び率を見ると、賃金水準が高いロンドンと南東部、また北アイルランドとスコットランドは、賃金の伸びが大きい。なお、ロンドンと南東部では、水準が上位の階層の伸びが大きい一方で低位の階層の伸びが低く、格差が拡大している。

水準が高い階層の伸びが大きい地域が多いが、北東部、ウェールズ、北アイルランドでは同階層の伸びが低い。残留支持率が低かった地域では、水準が中位の階層の伸びが低い傾向がある。特に北東部では、中央値よりも高い 60 分位の階層の伸びが顕著に低い（第Ⅰ-2-2-2-20 図）。

第Ⅰ-2-2-2-16 図
ユーロ圏諸国と英国の実質賃金推移

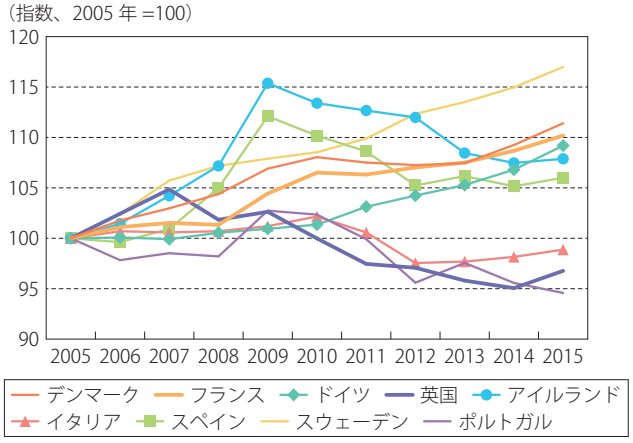

備考：年間総賃金。各国通貨ベース。
資料：OECD.stat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-17 図
可処分所得に関するジニ係数（所得移転後）

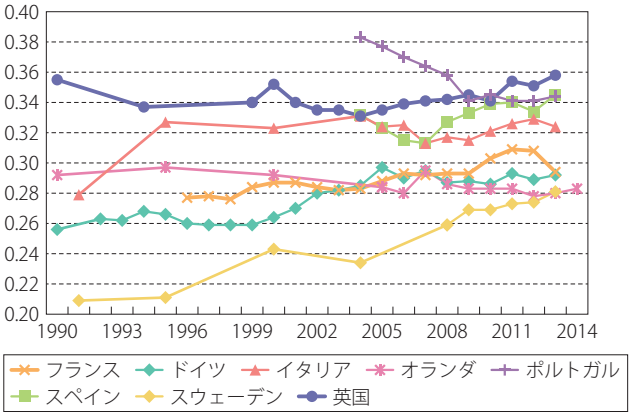

備考：可処分所得に関するジニ係数（所得移転後）。
資料：OECDstat. から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-18 図
英国の失業率の変化と投票結果（地域別）

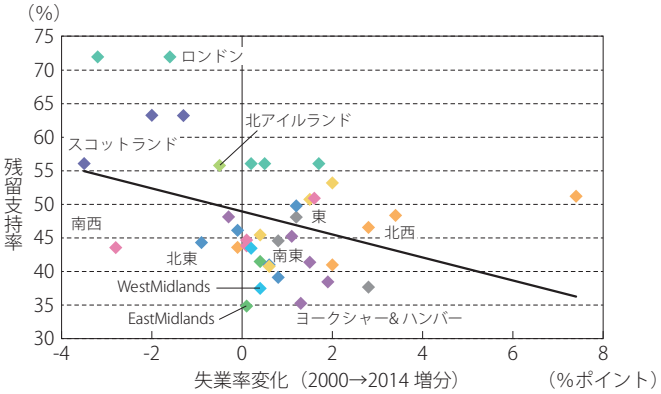

備考：英国地域（NUTS2 レベル）。横軸は失業率の変化（2000～2014 年）。縦軸は、英国の EU 離脱投票における残留支持率。
資料：Eurostat、BBC ウェブサイトから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-19 図
英国の賃金伸び率と投票結果（地域別）

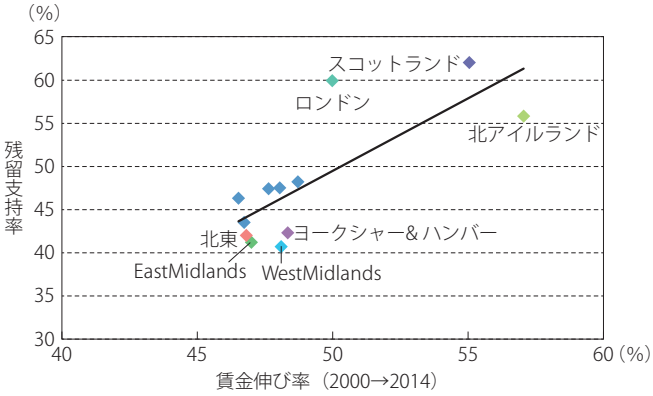

備考：英国地域（NUTS1 レベル）。横軸は、フルタイム労働者の年間総賃金（賃金階層別の中央値）の伸び率（2000～2014 年）。縦軸は、英国の EU 離脱投票時の残留支持率。
資料：英国国家統計局、BBC ウェブサイトから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-2-20 図　英国の階層別賃金伸び率（地域別）

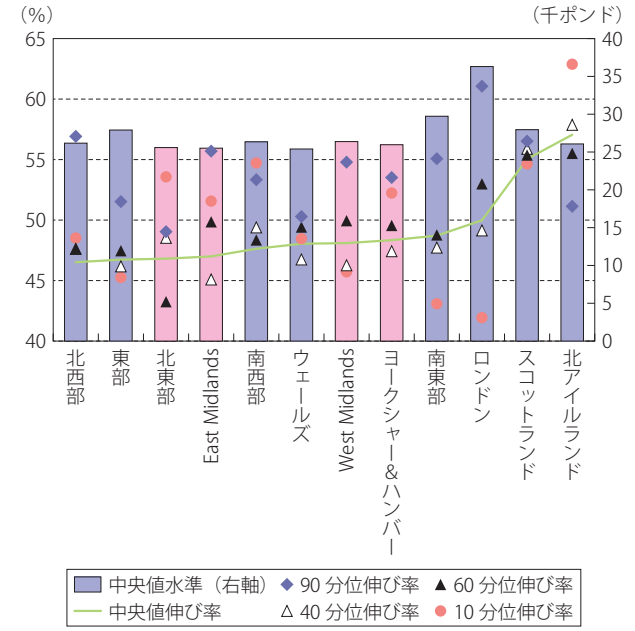

備考：1．フルタイム労働者の年間総賃金。2000～2016 年の伸び率。相対的に残留支持率の低い自治体下位 3 割は中央値水準をピンクで表示。
2．10 分位等は、年間総賃金水準の階層。
資料：英国国家統計局から経済産業省作成。

経済成長が低迷した地域では賃金の伸びが弱く、その中で一部の人々の不満が、反 EU あるいはポピュリズムという形で噴出してきた可能性は否定できない。

3. 英国における産業構造の変化と雇用

(1) 製造業の縮小

一部の地域における経済状況の悪化の背景には、英国における産業構造の変化がある。英国では、新興国の競争力向上を背景に輸出が低迷し（第Ⅰ-2-2-3-1 図）、製造業の付加価値は伸びておらず、また技術の進化を背景に、1990 年代以降、製造業の雇用は大きく減少している（第Ⅰ-2-2-3-2 図、第Ⅰ-2-2-3-3 図）。

地域別に見ると、ロンドンなどは経済成長率が高いが、製造業への依存度が高かった地域では、製造業の雇用縮小を背景に、一人あたり GDP の伸び率や雇用の伸び率は顕著に低い（第Ⅰ-2-2-3-4 図、第Ⅰ-2-2-3-5 図）。

第Ⅰ-2-2-3-1 図　輸出上位国の輸出推移

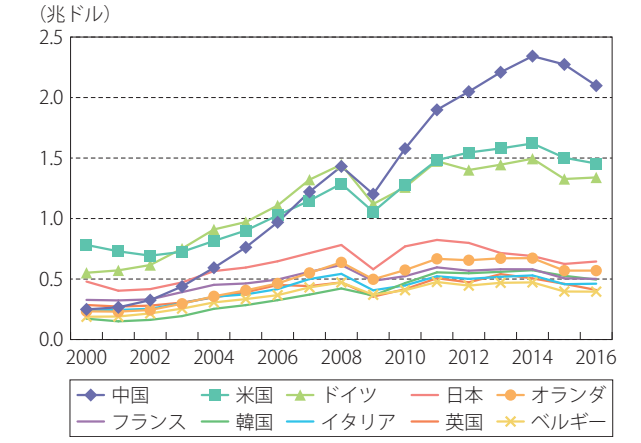

備考：財の対世界輸出額。2016 年の上位 10ヵ国。
資料：世界貿易機関（WTO）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-2 図　製造業付加価値の推移

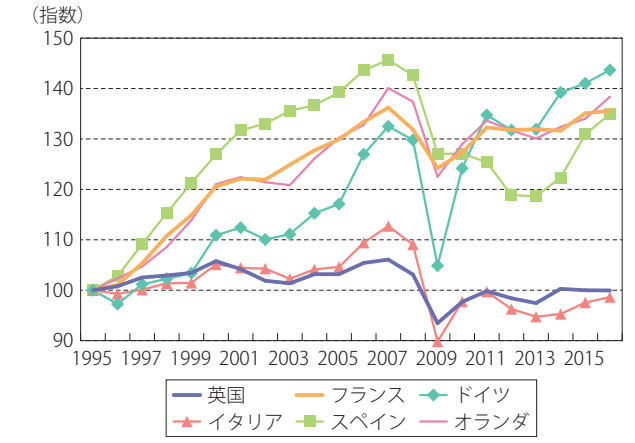

備考：製造業の付加価値（実質値）。1995 年 =100。各国通貨ベース。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-3 図　製造業就労者数の推移

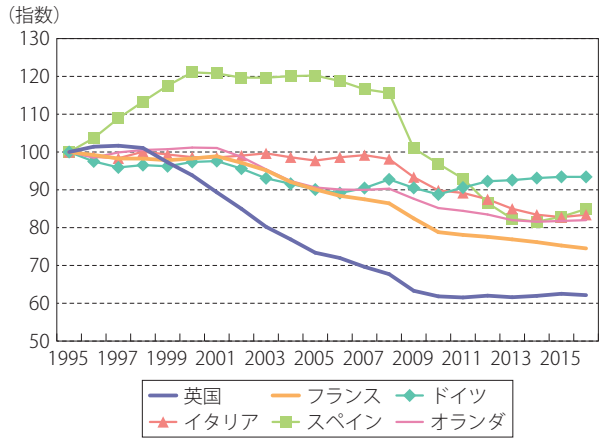

備考：製造業の就労者数の推移。1995 年 =100。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-4 図
英国地域の製造業割合と一人あたり GDP 成長率

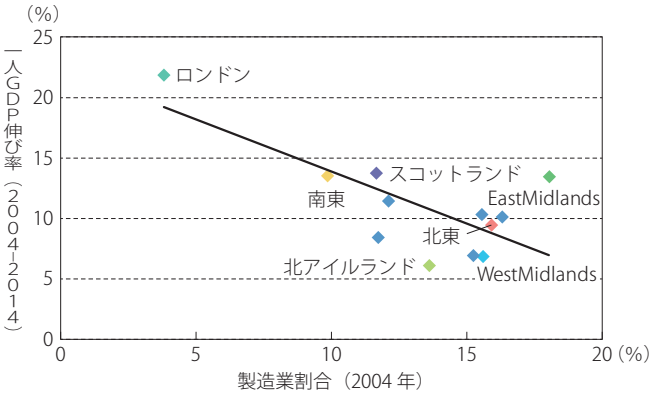

備考：一人あたり GDP はユーロベース。製造業割合は、全産業の付加価値に占める割合。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-5 図
英国地域の製造業割合と雇用伸び率

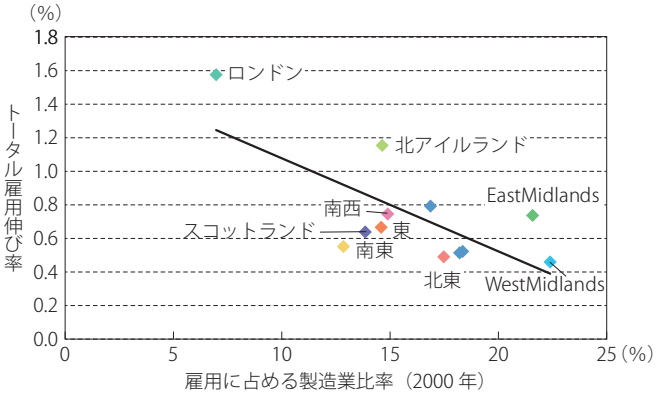

備考：英国地域（NUTS1 レベル）。雇用伸び率は 2000 年～2014 年の幾何平均。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

（2）雇用のサービスへのシフト

製造業の縮小により、英国のほとんどの地域で、雇用が製造業からサービス業へシフトした。サービス業の賃金は従来、製造業より低い地域が多く、製造業からサービス業へ移った労働者の多くは、賃金が低下した可能性がある（第Ⅰ-2-2-3-6 図）。

ドイツについてもほぼ同じことがいえるが、英国と比べると、製造業雇用の低下幅と、サービス業雇用の増加幅が小さい。ドイツでは、2000 年代半ば以降、製造業が競争力を向上し付加価値を拡大しており、製造業からサービス業への雇用シフトの程度は英国に比べて抑制されているといえる（第Ⅰ-2-2-3-7 図）。

次に、2000 年以降の雇用の状況を職種別にドイツ

第Ⅰ-2-2-3-6 図　雇用の伸びに対する業種寄与度とサービス賃金（英国）

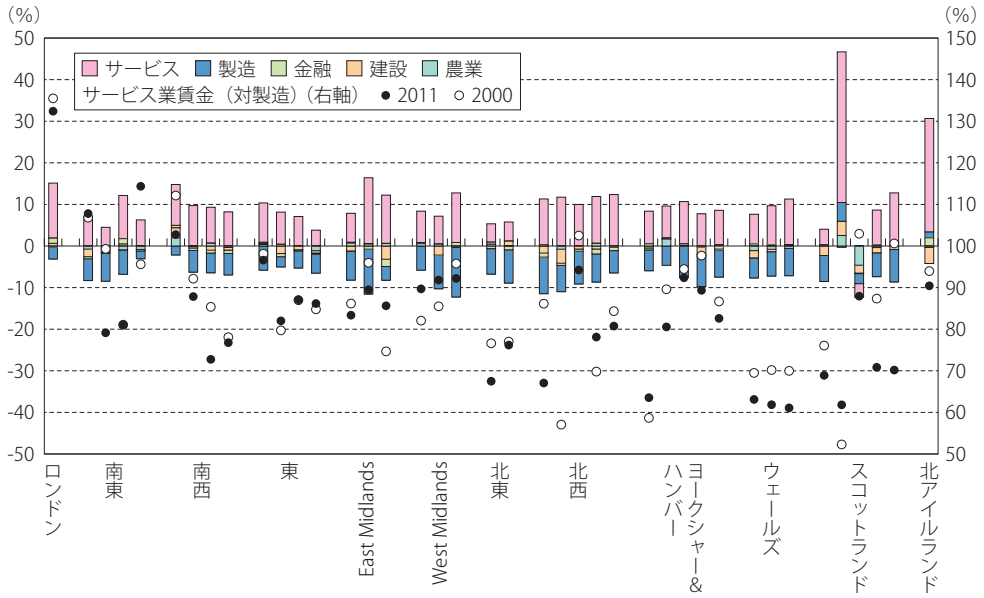

備考：業種別数値は雇用伸び率（2000 年から 2011 年）。地域区分は NUTS2 レベル。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-7 図　雇用の伸びに対する業種寄与度とサービス賃金（ドイツ）

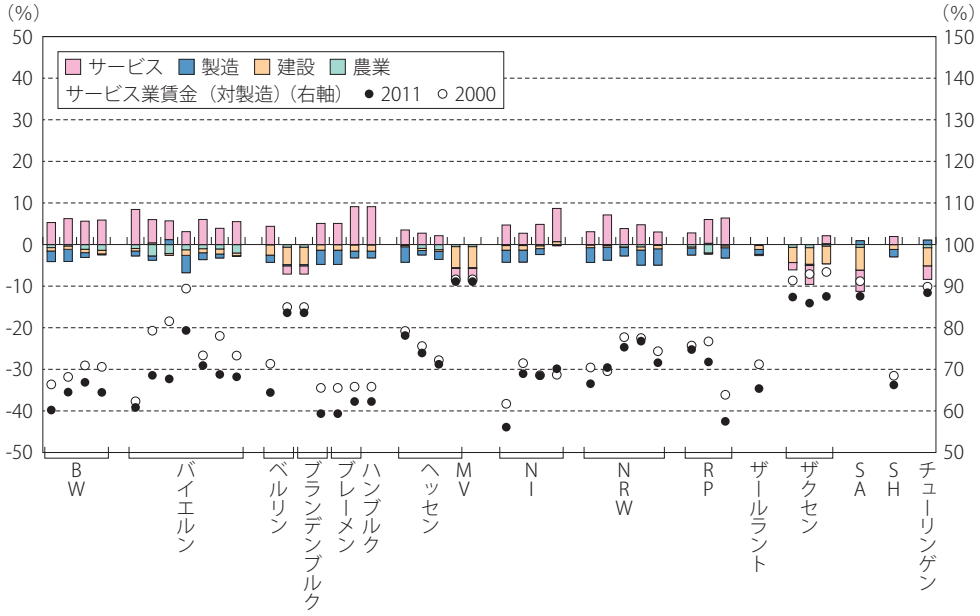

備考：業種別数値は雇用伸び率（2000 年から 2011 年）。地域区分は NUTS2 レベル。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-8 図　英国の職種別就業者数伸び率

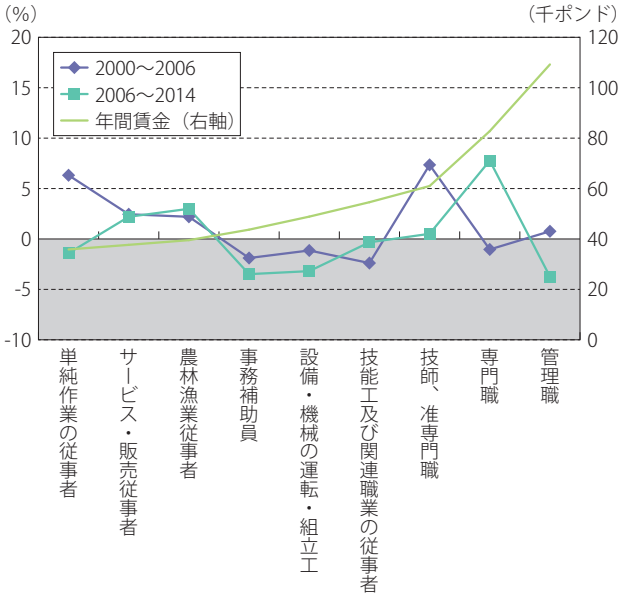

備考：英国の各期間における就業者数の伸び率（幾何平均）。年間賃金は 2014 年。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-9 図　ドイツの職種別就業者数伸び率

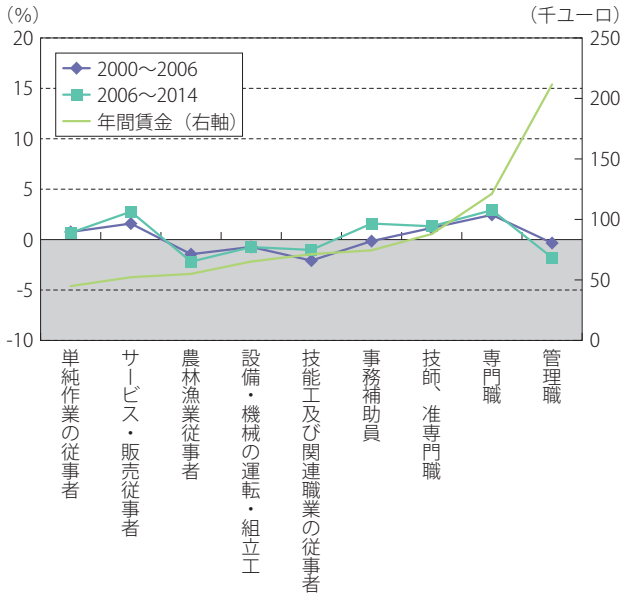

備考：ドイツの各期間における就業者数の伸び率（幾何平均）。年間賃金は 2014 年。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

と比較する。

賃金水準が中程度の職種の就業者数は、両国において減少している。英国では、2000 年代前半と比べて、2006 年以降、減少の速度が大きく、年率 3%程度の減少となっている。一方、ドイツでは減少幅は年率 2%未満に抑制されている（第Ⅰ-2-2-3-8 図、第Ⅰ-2-2-3-9 図）。

次に業種と職種を合わせて見ると、上記（職業別の場合）と同様に、賃金が中程度の業種・職種において、英国では雇用が大きく低下しているものが多い（第Ⅰ-2-2-3-10 図、第Ⅰ-2-2-3-11 表）のに対し、ドイツでは逆に就業者数が増加しているものが複数ある（第Ⅰ-2-2-3-12 図、第Ⅰ-2-2-3-13 表）。

一方、両国に共通する点も多い。例えば、少子高齢化を背景として健康関連業種の就業者数が増加し、世界経済危機を契機として不動産業種は減少している。

製造業に関しては、就業者数は単純作業職種で減少し専門職種で増加している。また就業者数が増加している職種では賃金も増加している。機械化や IOT と

第Ⅰ-2-2-3-10 図　英国の、業種・職種別の就業者数の変化

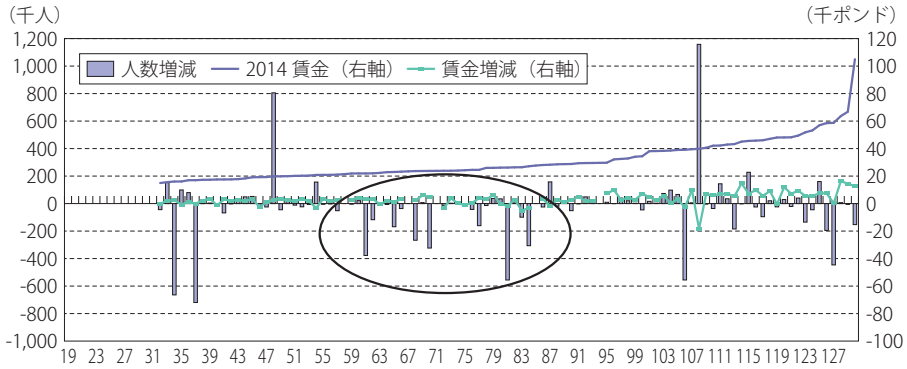

備考：横軸は、年間総賃金水準が低い順に、英国の業種・職種を並べたもの。2006 年から 2014 年の増減。
資料：Eurostat、欧州中央銀行から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-3-11 表　英国の、就業者数の増減と賃金の変化

就業者数増加			
業種	職業	横軸番号	賃金
Accommodation and food service activities	Elementary occupations	33	増加
Education	Elementary occupations	35	減少
Human health and social work activities	Elementary occupations	36	増加
Human health and social work activities	Service and sales workers	48	増加
Accommodation and food service activities	Technicians and associate professionals	54	減少
Public administration and defence; compulsory social security	Technicians and associate professionals	87	減少
Human health and social work activities	Professionals	108	減少
Manufacturing	Professionals	111	増加
Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	Professionals	115	増加
Financial and insurance activities	Professionals	125	増加

就業者数減少			
業種	職業	横軸番号	賃金
Other service activities	Elementary occupations	34	増加
Other service activities	Service and sales workers	37	増加
Real estate activities	Clerical support workers	61	増加
Transportation and storage	Elementary occupations	65	増加
Other service activities	Clerical support workers	68	増加
Public administration and defence; compulsory social security	Clerical support workers	70	増加
Human health and social work activities	Technicians and associate professionals	81	減少
Real estate activities	Technicians and associate professionals	84	減少
Real estate activities	Professionals	106	減少
Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	Managers	113	増加
Manufacturing	Managers	126	増加
Real estate activities	Managers	127	増加
Financial and insurance activities	Managers	130	増加

第Ⅰ-2-2-3-12 図　ドイツの、業種・職種別の就業者数の変化

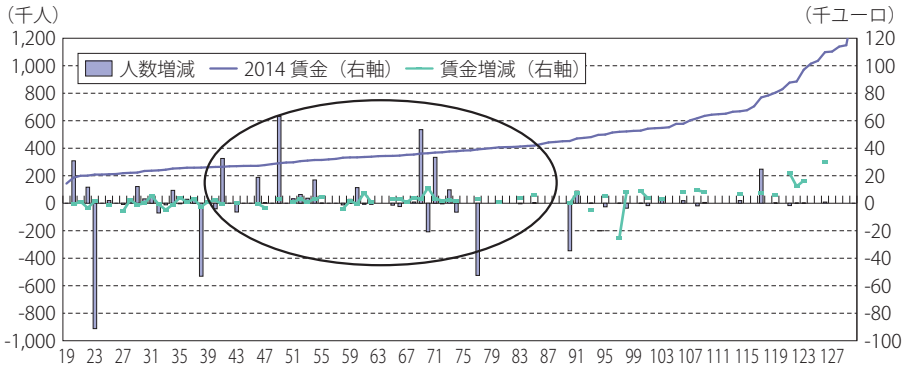

備考：横軸は、年間総賃金水準が低い順に、ドイツの業種・職種を並べたもの。2006 年から 2014 年の増減。
資料：Eurostat から経済産業省作成。

いった技術の進化によって単純作業が機械化される一方で、IT 人材のほか、高度な能力を必要とする人材が必要とされていることの表れと見てよいだろう。

サービスセクターに関しては、専門職種と単純作業職種で就業者数が増加している。ただしこれらの中には、就業者数が増えても賃金が減少しているものがみられる。

第Ⅰ-2-2-3-13 表　ドイツの、就業者数の増減と賃金の変化

就業者数増加			
業種	職業	横軸番号	賃金
Accommodation and food service activities	Elementary occupations	20	減少
Transportation and storage	Elementary occupations	22	減少
Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	Elementary occupations	29	減少
Education	Elementary occupations	34	減少
Human health and social work activities	Service and sales workers	41	減少
Transportation and storage	Plant and machine operators and assemblers	46	減少
Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	Service and sales workers	49	増加
Construction	Craft and related trades workers	54	増加
Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	Clerical support workers	60	減少
Human health and social work activities	Technicians and associate professionals	69	増加
Education	Technicians and associate professionals	71	増加
Manufacturing	Plant and machine operators and assemblers	73	増加

就業者数減少			
業種	職業	横軸番号	賃金
Real estate activities	Elementary occupations	23	増加
Manufacturing	Elementary occupations	38	減少
Real estate activities	Craft and related trades workers	70	増加
Real estate activities	Clerical support workers	77	増加
Real estate activities	Technicians and associate professionals	90	減少
Mining and quarrying	Service and sales workers	97	減少

先進国では技術の進化を背景に求められる人材が変化しており、英国、ドイツともに製造業の単純作業労働者がサービス業にシフトしている。また、サービス業の賃金は製造業を下回るケースが多く、製造業からサービス業へ移動した労働者は収入の低下を余儀なくされる可能性が高い。製造業の縮小の程度が大きかった英国では、この傾向が顕著あったことから、国民の格差拡大の背景となった可能性が考えられる。

4. 英国の産業政策

(1) 製造業の強化

世界経済危機により金融を中心とするサービス業が大きな打撃を受けたことを背景に、英国の産業政策は、縮小傾向にあった製造業を再び強化する方向に変化している。2013 年には、長期的な持続的経済成長と耐性のある経済を実現するためには製造業の強化が必要不可欠、とする報告書（「The future of Manufacturing」）が発表された。同報告書によれば、製造業は、製造と販売だけでなく、研究開発、商品設計、アフターサービスなど、付加価値の高い関連サービスを含むバリュー・チェーンで構成されるものであり、今後、ますます知的資源や顧客との関係、また企業間や業種間の連携、速やかな技術開発、また高技能人材が求められるとされている[67]。

産業を強化するための取り組みとしては、「カタパルト・プログラム」がある。英国が大学等における研究に強みを有する一方で、研究成果が十分に実用化・応用化されていないとの認識を踏まえ、同プログラムは、研究成果を産業界へ橋渡しするとともに、実証実験のための最新鋭の設備を企業に提供する拠点を形成するものとして 2011 年に開始された[68]。同プログラムの 11 分野のうち「高付加価値製造業」を対象としたカタパルト・センターは、国内に 7 拠点[69]を展開し、2016 年までに、中小企業 1700 社を含む民間企業に対する支援を行っているほか、1800 を超える協力プロジェクトの中には、海外企業との協力事例も見られる[70]。

(2) イノベーションと外国人材

英国は、発明・発見では世界のトップクラスの一角を占めるといわれ、イノベーションの環境や成果を総合的に加味した指標[71]の順位は世界で 3 位と高い。

67　Government Office for Science, UK (2013)、日本貿易振興機構（2016）。
68　津田（2017）。
69　先進成型、先進製造、加工イノベーション、製造技術、複合材料、原子力先進製造、ウォーリック大学製造グループ。
70　HVM Capapult ウェブサイトより。

イノベーションに貢献する要素としては、高度外国人材の受入れのほかに、インフラ、科学技術学生割合、ベンチャー投資比率、など複数が考えられるが、英国については、他の主要国と比べて外国資金による研究開発割合が高いことと大学に関する評価が高いことが特徴的である（第Ⅰ-2-2-4-1 図）。

同国では、世界的に評価の高い大学が多く、研究における国際協力が強みの一つであるが[72]、加えて、多様な国籍の人材や文化を受入れるオープンな文化を背景に、外国人が多く流入しており、研究開発に携わる外国人スタッフや（第Ⅰ-2-2-4-2 図）、科学技術関連分野の留学生が非常に多い。科学技術関連分野における留学生割合が高い国はイノベーションスコアが高い（第Ⅰ-2-2-4-3 図）が、多様な人材・知識労働者の集積はイノベーション活動の生産性を上昇させると言われており[73]、同国のイノベーションの高さが外国からの資金や人材を呼び寄せているだけでなく、高度外国人材の受入れが、さらにイノベーションを加速している可能性が示唆される。

また、高度外国人材の受入れによる効果は、イノベーションに限らない。英国の大学の代表機関である Universities UK によれば、英国における大学収入の14％以上が留学生の学費で構成されるほか、大学内外における消費も含めると、留学生は 258 億ポンドの総生産、138 億ポンドの総付加価値を生み出しており[74]、同国の留学生受入れは、大学の収益拡大等を通じて地域経済に貢献しているとのことである。

製造業をはじめとする産業の強化のためには、イノベーションの維持・強化が必須である。EU との交渉の行方は不透明であり、高度人材のみの受入れ実現については疑問が残るものの、英国経済にとって、イノベーションとそれを支える要素である高度外国人材の重要性は引き続き大きい。

（3）国全体の成長促進

英国政府は、2017 年 1 月に新産業戦略に関するグリーンペーパー[75] を発表した。同グリーンペーパーは、議論のたたき台として、同国の産業政策の大まかな方

第Ⅰ-2-2-4-1 図　イノベーション上位国の要素バランス

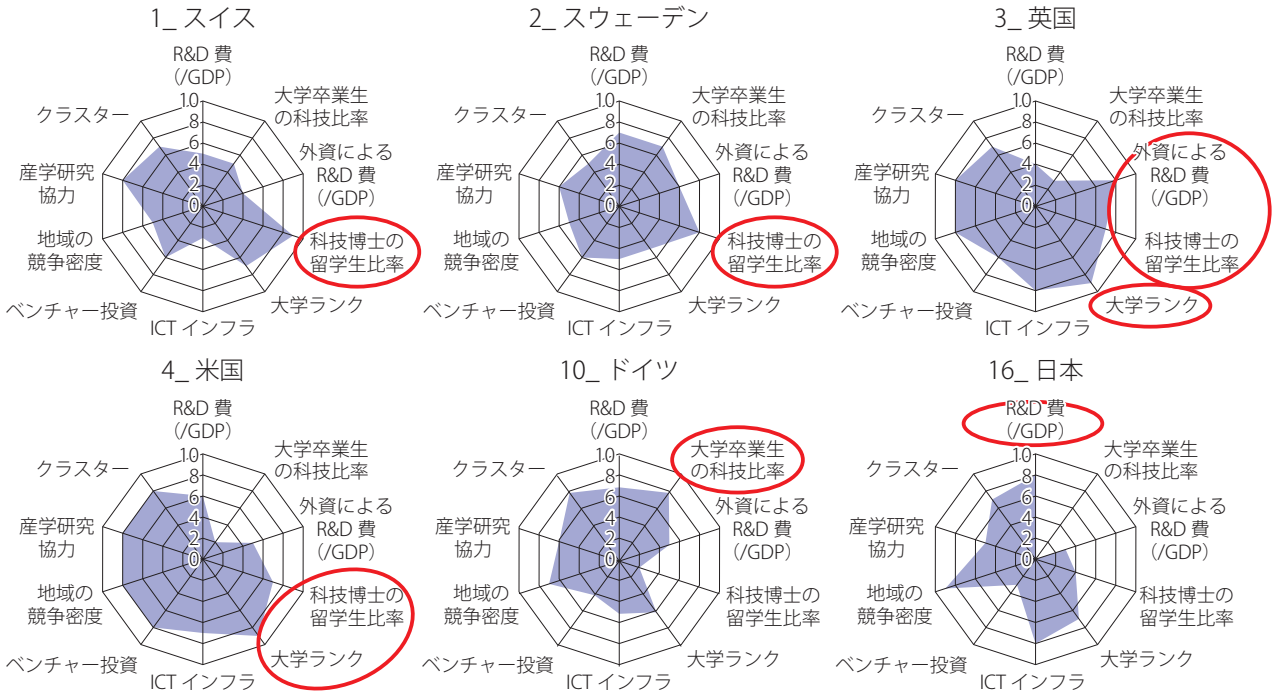

備考：国名の左の数字は、2016 年 Global Innovation Index（GII）ランキング。「外資による R&D 費」「科技博士の留学生比率」「大学卒業生の科技比率」を除き、これら上位国のいずれかの GII 世界順位が 1-3 位以内の項目を抽出（大学ランク：米 1、ICT インフラ：英 2、クラスター：米 2、ベンチャー投資：米 1、産学研究協力：米 2、地域の競争密度：日 1、R&D 費用（対 GDP 比）：日 3）。バランスは、GII 上位 30ヵ国（小規模国（2015 年名目 GDP2000 億ドル未満）除く）の平均を標準偏差で除した数値の 10 段階評価。
資料：Global Innovation Index、ユネスコ統計研究局、OECD.stat、IMF から経済産業省作成。

71　ここではグローバルイノベーションインデックス。
72　英国政府（2017 年 2 月）「The United Kingdom's exit from and new partnership with the European Union」。
73　藤田（2005）、「日本の産業クラスター」、『アジアとその他の地域の産業集積比較―集積発展の要因―』Chapter2、アジア経済研究所。
74　Universities UK（2017 年 3 月）「The Economic Impact of International Students」。

第Ⅰ-2-2-4-2 図
英国の大学スタッフに占める外国人割合

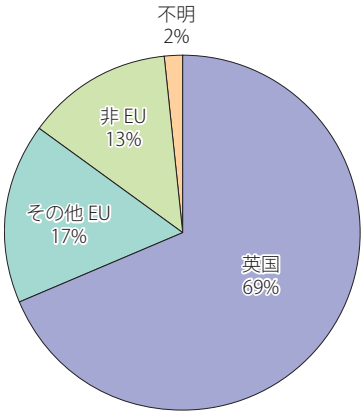

備考：英国の大学の教育研究を実施するスタッフに占める国籍別の割合。2015-2016。
資料：HESA から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-4-3 図
欧州の大学における留学生割合とイノベーション

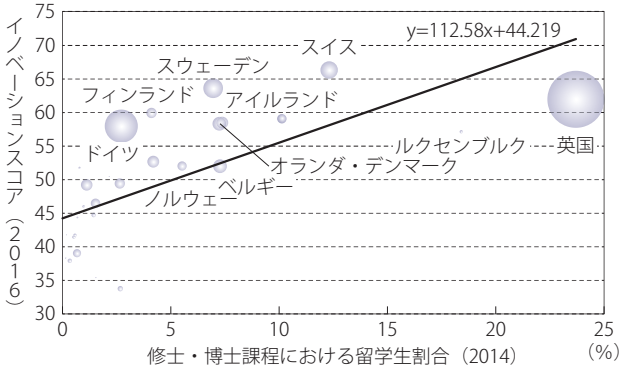

備考：横軸は、修士・博士課程における留学生割合（バブルの大きさは同人数）。縦軸は、Global Innovation Index のスコア。
資料：Eurostat、Global Innovation index（2016）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-4-4 図　主要国の労働生産性（労働時間あたり GDP）

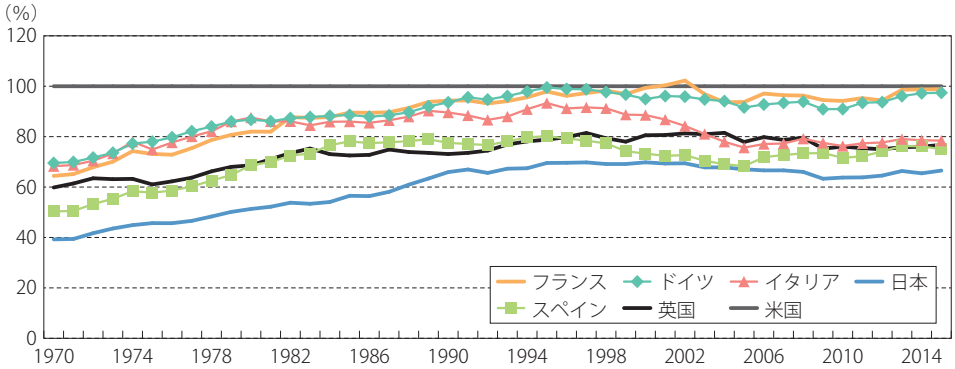

備考：労働時間あたり名目 GDP（購買力平価）。米国の水準 =100% としたもの。2015 年まで。
資料：OECD.stat から経済産業省作成。

針が分かりやすくまとまっている。

これによると、英国の主な課題は国内格差と低い労働生産性（第Ⅰ-2-2-4-4 図）等とされており、産業戦略に含まれる 10 本の柱のうち多くが、地域格差の縮小に対し一義的若しくは二義的に貢献することを期待したものとなっている。以下では、このうち地方経済の振興を一義的な目的とした柱「国全体の成長促進」に含まれる 4 項目と関連する施策について紹介する。（なお、この 4 項目はそれぞれ、本グリーンペーパー内の別の柱にも含まれている。）

① 戦略的なインフラ投資による地方のコネクティビティ支援

地域がつながることにより、厚みのある労働市場と、大きな経済規模と、高い経済成長と高い生活水準が期待される。英国の輸送インフラは他国と比較しても弱く、また一部の地域ではさらにそれが致命的な課題となっていることから、政府は地方における輸送インフラ改善に向けた投資を拡大する（以上、グリーンペーパー）。

経済状況が相対的に悪い北部地域では、2014 年以降、政府と地方自治体により、様々な取り組みが行われている。

「Northern Powerhouse」は、北部地域[76]全体の持続的な生産性向上を目的として、北部の都市や町を結びつけ、強みを共有することによって、北部経済の潜在性を解き放つためのビジョンとされる。技能教育へ

75 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/ 586626 /building-our-industrial-strategy-green-paper.pdf、http://crds.jst.go.jp/dw/20170215/2017021510812/
76 公式な定義はないが、イングランド北東部、イングランド北西部、ヨークシャー・アンド・ハンバー地方を対象とすると説明されている（自治体国際化協会ロンドン事務所（2017 年 1 月））。

の投資、イノベーションへの投資などが進められる中で、最も重点を置かれている取り組みは、輸送インフラの整備である。輸送インフラを整備し、地域に広がる主な都市を結びつけ、また地域外の都市との移動時間を短縮することによって、地域全体としての競争力を向上させることが期待されている。

② 国全体における技能水準の向上

グリーンペーパーによれば、人材不足が地域の生産性格差につながっているとして、基礎的技能水準の向上、技術教育改革、STEM（Science、Technology、Engineering、Mathematics）人材不足対策、産業別技能ギャップ対策等を行う。また、地元企業に就職する卒業生の確保や、修習生に対する訓練に関する規定策定の支援などを行う（以上、グリーンペーパー）。

これらのうち、特に人材不足が著しい技術者の育成に関しては、修習生の数の大幅な拡大[77]を期待した技術教育改革が始まっている。

雇用主を主体とするInstitute for Apprenticeship[78]を中心とする技術教育改革の枠組みは、対象年齢を16才以上とし、企業ベースの課程とcollegeベースの課程が相互に連携した形を取る。雇用主を主体とするパネルが、訓練・教育内容など関連する標準の策定などを主導し[79]、訓練・教育内容の重点は、地域産業のニーズを反映する形で地域ごとに自律的に決定される。なお、企業ベースの課程の財源とするため、2017年4月より、新たに修習訓練税が全ての雇用主に賦課されている。

また、各地に設けられるInstitute of Technology[80]は、主に高等教育レベル（ISCEDレベル4-5[81]）を対象として、地域の産業ニーズに沿う形で質の高い技術教育課程を提供するとされている[82]。

③ 地方における科学・イノベーションの強みに対する投資

グリーンペーパーによれば、ゴールデントライアングル（オックスフォード、ケンブリッジ、ロンドン大学）だけでなく、他の地域の研究・イノベーションを強化するため、国内全土にある世界レベルの研究・イノベーションクラスターを支援する新たな資金の流れをつくる。地域産業への技術移転や企業との連携に対する大学の協力促進に投資する。知的財産の効率的な商業化と地域経済の成長に貢献するため、知的財産事務所を、Northern PowerhouseとMidlands Engineなど国内の主な都市[83]に設置するとされている。

④ セクターと地域を統合する適切な機関の創設

イングランドでは、地方自治体への権限委譲に加え、地域社会・地域住民への権限委譲が重視されており[84]、地方自治体と企業と地域住民からなる「地域産業パートナーシップ（LEP）」や、複数の地方自治体で構成される合同行政機構（Combined Authorities）[85]が、地域の経済振興施策の実施に大きく関与している。

今回のグリーンペーパーは、こうした前政権からの地方分権の方向性を基本的に踏襲するものと見ることができるが、加えて、更に効率的な経済振興施策の実施を目指し、投資における優先分野の見直し、各関係機関の立地や役割の見直し、各関係機関と民間セクターの連携の改善、大学間のネットワークの支援などを行うとしている。

（4）まとめ

英国政府は、BREXITの決定以前から、縮小傾向にあった製造業を改めて強化する方向にあり、その中で、人手不足が顕著な高度技術者の育成を含む教育システムの改革を開始している。また、地方における交通インフラの整備やイノベーション環境の改善に重点

77　2015年から2020年の間に養成訓練の受講を開始する人を300万人にする（2015/16年度509,400人）。
78　2017年4月設立。2018年4月からは、責任範囲が企業ベースの課程に加えcollegeベースの技術教育にまで拡大する予定（英国教育省「Apprenticeship Reform Programme」（2017年3月）。
79　英国政府「16才以上に対する技能計画」（2016）。
80　新たな組織の設立だけでなく既存組織の変更も含む模様。
81　国際標準教育分類におけるレベル3（15-16歳若しくは中等教育を修了した者を対象とする、より専門的な教育）から、レベル5（Tertiary educationの第一段階）。
82　政府によるInstitute of Technologyの構想に対しては、効果を疑問視する声がある一方で、大手民間企業ダイソンは、政策に賛同する形でInstitute of Technologyの設立を決定（2017年秋に設立予定）。
83　Northern Powerhouse、Midlands Engineについては試験的に開始する。
84　大塚大輔（2013年）、「英国における地方分権の進展―地域主権法の制定」、『都市とガバナンス』第18巻。
85　2017年4月時点で、39の地域産業パートナーシップと、7の合同行政機構が設立されている。The LEP Networkウェブサイト、Local Government Associationウェブサイト。
https://www.lepnetwork.net/news/2017/lep-network-industrial-strategy-response/
http://www.local.gov.uk/topics/devolution/combined-authorities

を置き、地域格差の縮小に取り組んでいる。

EU を離脱することが決定した今、一定の経済的なダメージが想定され、また EU 離脱後に対する不透明感が高い中で、国内の強みを強化することは、同国にとっては以前にも増して切実な課題となっている。また、製造業の縮小を背景に、製造業から低賃金のサービス業にシフトした労働者を中心として、経済状況の悪化が EU 離脱の背景となった可能性を踏まえると、国全体の成長を図ることもまた重要性が増している。一方で、新興国の競争力向上や人材不足に悩む先進国にとって、イノベーションの強化や人材の育成は英国と同様に重要である。また、我が国に関しては、経済成長が低迷する中で、地方経済や中小企業の活性化によって国全体の成長率を底上げすることが期待されており、英国の一連の取り組みは参考になる面があるのではないだろうか。

5. 欧州の金融リスク

(1) 概要

欧州が抱える大きなリスクの一つとしては、金融リスクが挙げられる。ここでは最初に欧州の金融機関が抱えているリスクについての概要を述べた上で、特に懸念されているイタリア、ドイツ、ギリシャについて詳しく述べていく。

世界銀行のデータベースによれば、不良債権比率の世界平均は 2016 年時点で 3.91％であるが、欧州の多くの銀行が平均値を超えており、特にイタリアの銀行はモンテ・パスキ（45.1％）をはじめとして世界の平均を大幅に超えている銀行が多い。また、スペインのバンコ・ポピュラール[86]についても 2012 年は 13.6％であったが、2016 年には 22.2％となっており、不良債権比率が拡大傾向の銀行が多いことも懸念事項となっている（第Ⅰ-2-2-5-1 図、第Ⅰ-2-2-5-2 図）。

欧州銀行監督機構（EBA）が 2016 年 7 月 29 日に行った、欧州の銀行 51 行を対象とした健全性審査（ストレス・テスト）においても、経済へのショックが 3 年間続いた場合にはモンテ・パスキは中核的自己資本比率（CET1 比率）が -2.4％になるとされており、アイルランドのアライド・アイリッシュ銀行についても

第Ⅰ-2-2-5-1 図　各行の不良債権比率①

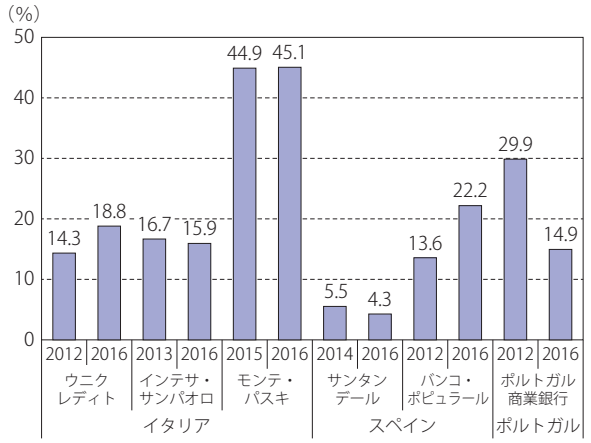

資料：Thomson Reuters から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-2 図　各行の不良債権比率②

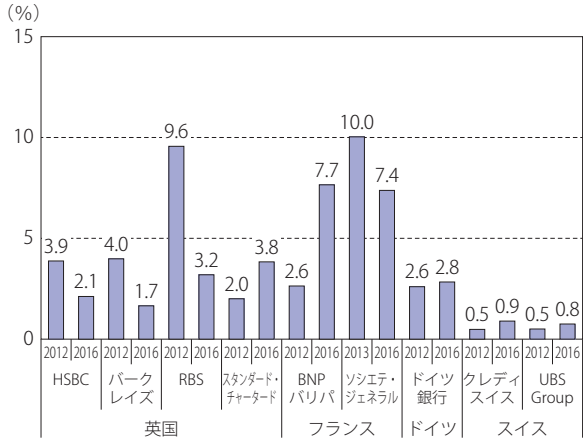

資料：Thomson Reuters から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-3 図
逆境シナリオにおける資本水準（CET1）比率

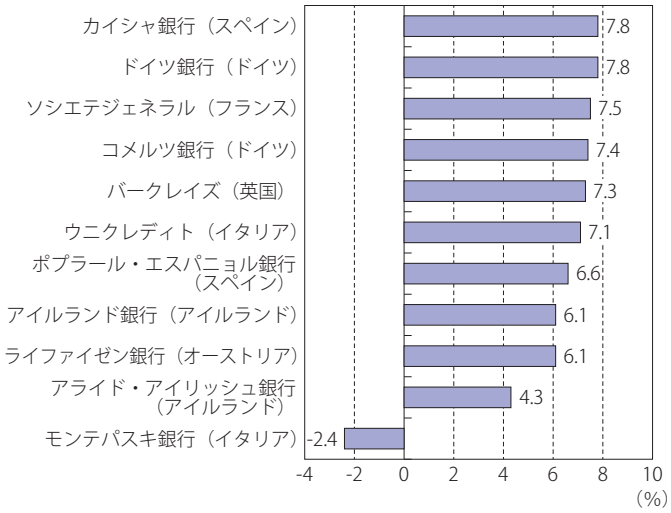

出典：欧州銀行監督機構から経済産業省作成。

86　2017 年 6 月 7 日に、ECB によって破綻認定が行われた。

規制当局が定める最低水準の4.5％を下回る結果となった（第Ⅰ-2-2-5-3図）。

各行のクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の水準に関しても、ポルトガル商業銀行、モンテ・パスキが危険水準と言われている400bp付近となっており、そのほかバンコ・ポピュラールやウニクレディトについても要注意水準と言われている200bpに近い値となっている（第Ⅰ-2-2-5-4図）。

また、CDS等のリスク指標については欧州の選挙の状況にも密接に関わっており、フランス大統領選挙で金融市場寄りの政策を掲げる中道系独立候補のエマニュエル・マクロン氏が優勢との見方が強まった4月下旬においては、大幅に下落しているものの、今後の政治状況によってはリスクが再び拡大する可能性がある（第Ⅰ-2-2-5-5図）。

CDS等のリスク指標を国全体でみた場合にはデフォルトの危険性があるギリシャが780bpと突出して高い値となっている。また、イタリアについても112bpとなっており、20bp台の英国やフランスと比較すると非常に大きな値となっている。国債利回りについても、ギリシャは6.4％台となっており、2％台のイタリアや1％台の英国と比較して非常に大きい値である（第Ⅰ-2-2-5-6図、第Ⅰ-2-2-5-7図、第Ⅰ-2-2-5-8図）。

他方で株価指数については、銀行の株価が大幅に下がっているイタリアが欧州主要国の中では最も低く、ギリシャは株価に関しては昨年初めよりも高い値となっている。他方でイタリアに関してもモンテ・パスキの救済が決まったことなどを受けて、足下では株価水準が戻りつつある。（第Ⅰ-2-2-5-9図）

第Ⅰ-2-2-5-4図
各行のCDS（5年物）スプレッド推移①

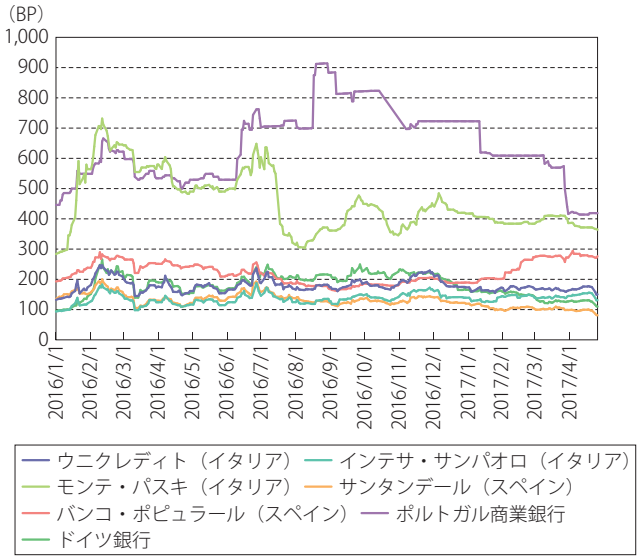

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-5図
各行のCDS（5年物）スプレッド推移②

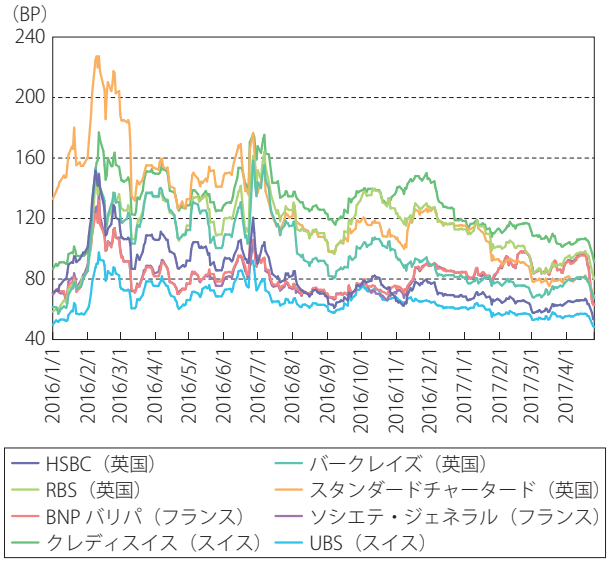

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-6図
各国のCDS（5年物）スプレッド推移①

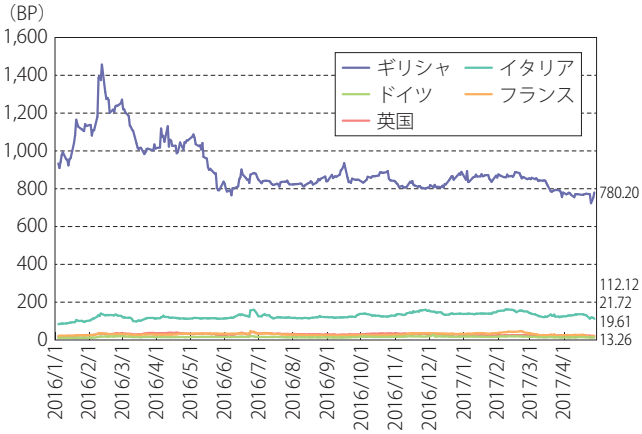

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-7図　各国のCDS（5年物）スプレッド推移②

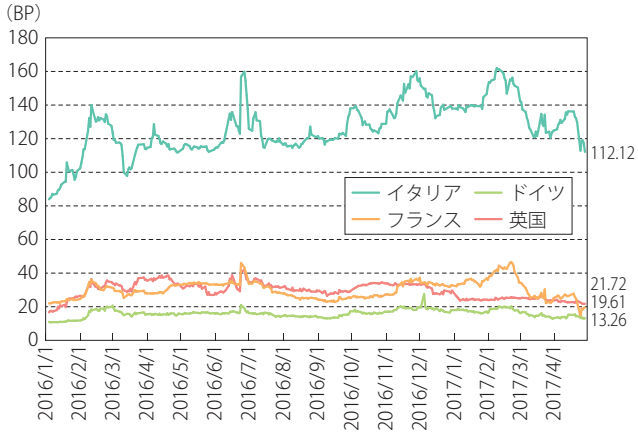

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-8 図　欧州各国の国債利回り推移

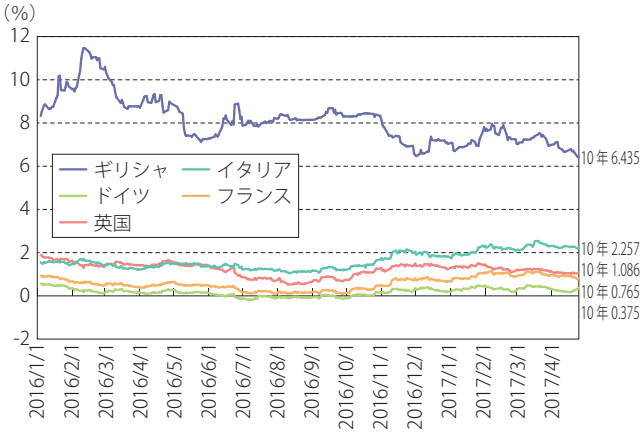

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-9 図　欧州各国の株価指数推移

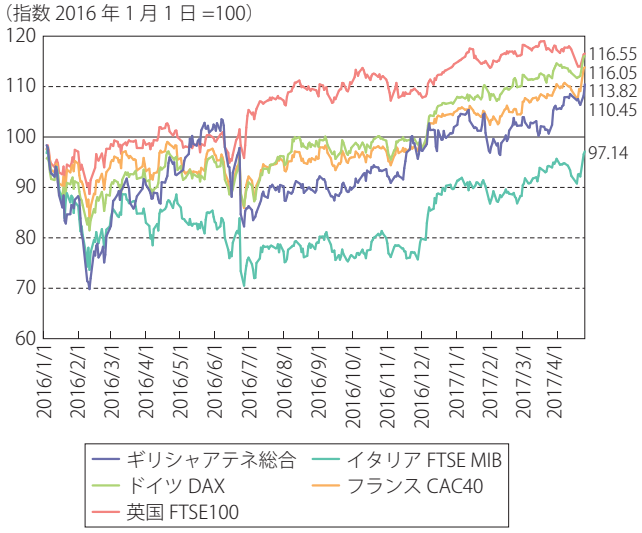

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

(2) イタリアの金融不安

先述したとおり、イタリアはモンテ・パスキをはじめとして不良債権比率が高い銀行が多く、イタリア国内銀行の不良債権の総額はイタリア中銀公表ベースで3600 億ユーロ、不良債権比率は 18％にのぼるとされている（第Ⅰ-2-2-5-10 表）。

不良債権比率が突出して高いモンテ・パスキは、2013 年に欧州委員会より最大 30 億ユーロの増資を柱とする再建策が承認され、欧州委は厳しく経費を削減し、自力で資本を増強するよう求めていた。また、2014 年にも欧州中央銀行（ECB）がストレス・テストで 21 億ユーロの資本不足を指摘していたが、状況が改善されず 2016 年 12 月下旬には同行への公的支援が閣議決定された。2017 年 2 月に、イタリア議会は銀行業界再編の取り組みの一環として、モンテ・パスキをはじめとする経営難の金融機関に最大 200 億ユーロを注入する法案を可決した。

また、モンテ・パスキだけでなく、同年 3 月 23 日には ECB が期間 4 年の貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）でイタリア第二位のインテサ・サンパオロ、第一位のウニクレディトにそれぞれ 120 億ユーロ、240 億ユーロの貸し出しを行っており、引き続き注視が必要な状況である（第Ⅰ-2-2-5-11 図、第Ⅰ-2-2-5-12 図）。

その他、今後懸念されるリスクとしては資産価格の低下が挙げられる。イタリアは欧州の中でも住宅価格の下落率が高く、不良債権問題の更なる悪化を招く可能性が考えられる（第Ⅰ-2-2-5-13 図）。

第Ⅰ-2-2-5-10 表　イタリアの主要銀行の資産規模・不良債権比率（10 億ユーロ）（2015 年決算）

(2015 年度決算)

	銀行名	総資産残高	純利益	貸出残高	預金残高	不良債権比率(%)
1	ウニクレディト	8,604	17	4,739	5,842	16.9
2	インテサ・サンパオロ	6,765	27	3,500	3,654	16.8
3	モンテ・パスキ	1,690	4	1,113	1,192	43.7
4	バンコ・ポポラーレ	1,205	4	853	821	27.1
5	UBI バンカ	1,172	1	845	915	15.6
6	国立労働銀行	775	0	NA	NA	NA
7	メディオバンカ	707	6	328	427	6.9
8	バンコ・ポポラーレ・デレミリア・ロマーニャ	613	2	437	472	28.6
9	カリパルマ	514	2	NA	NA	NA
10	ポポラーレ・ディ・ミラノ	502	3	341	286	25.5

資料：各行公表資料から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-11 図　イタリア金融機関の株価指数推移

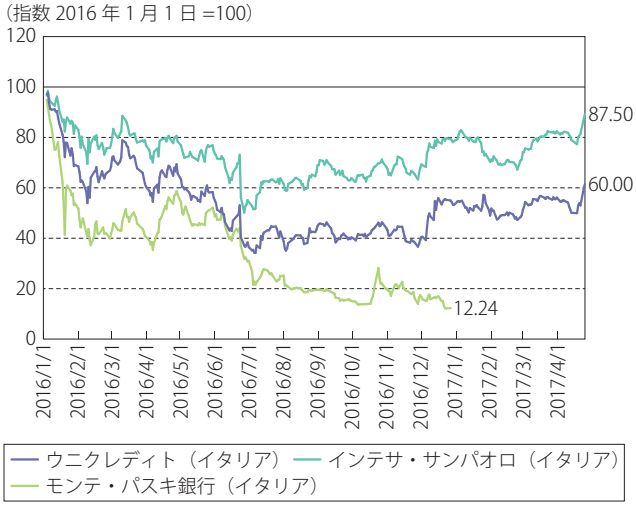

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-12 図
イタリア金融機関の CDS（5 年物）スプレッド推移

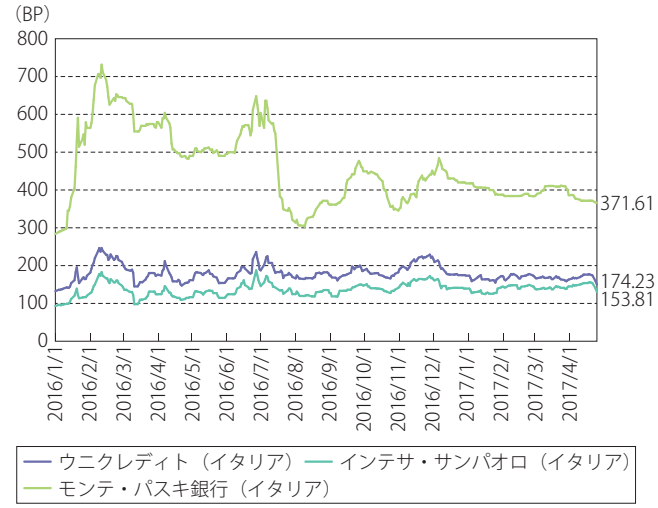

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-13 図　住宅価格上昇率

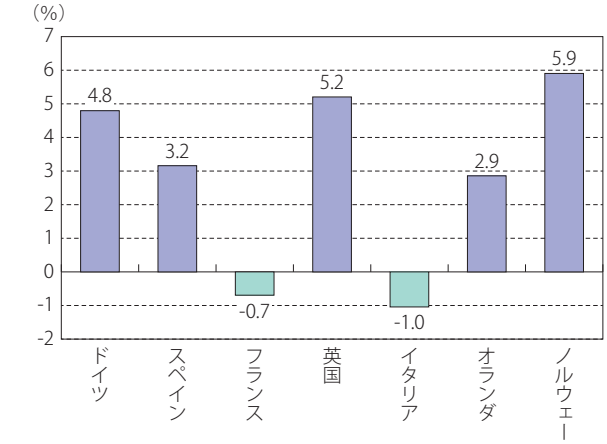

備考：2016 年 3Q における対前年比。
資料：BIS から経済産業省作成。

(3) ドイツ銀行リスク

ドイツ銀行はドイツの最大手行であるが、2016 年に入って急速にリスクが高まっている銀行の一つである。まず、2016 年 1 月下旬にドイツ銀行が 2015 年の決算について、グローバル・マーケット部門（投資）の収益減少などが要因で過去最大の 68 億ユーロの赤字になったと発表し、これを受けてムーディーズなどの格付けも下落した（第Ⅰ-2-2-5-14 図、第Ⅰ-2-2-5-15 図、第Ⅰ-2-2-5-16 図）。

第Ⅰ-2-2-5-14 図　ドイツ銀行の経常収支推移

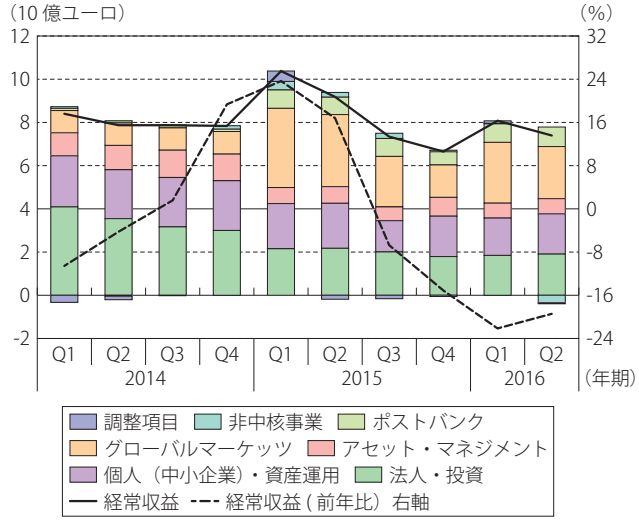

備考：2014 年以前と 2015 年以降では、セグメントに変更があったため内容は完全には一致していない。ここではセグメント名は 2016 年時点を使用。
資料：ドイツ銀行決算データ（2014 年第 4 四半期、2016 年第 2 四半期）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-15 図　ドイツ銀行の項目別収入推移

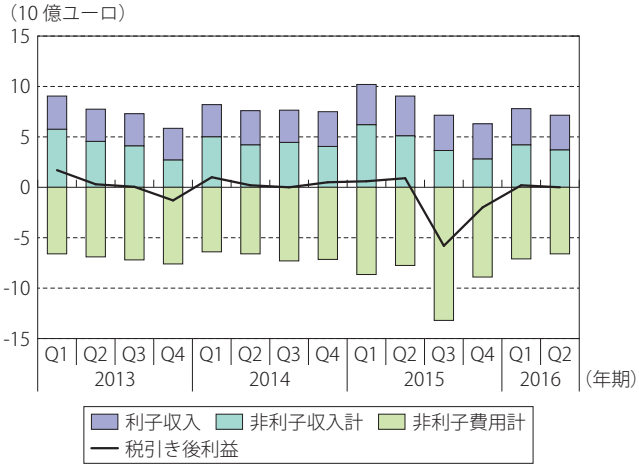

備考：収入は全てネット。
資料：ドイツ銀行決算データ（2014 年第 4 四半期、2016 年第 2 四半期）から経済産業省作成。

過去最大の赤字決算を受けて、ドイツ銀行が発行しているCoCo債[87]の利払い延期の可能性を恐れた投資家は、2月上旬に株式を売却し、株価は大幅安となった。

先述した欧州銀行監督局（EBA）が2016年7月下旬に発表したストレス・テストの結果においても、ドイツ銀行のCET1比率は逆境シナリオで7.8%になるとされた。規制当局が定める最低水準の4.5%は上回ったものの、ストレス・テストを行った欧州の51行中42位となった。また、レバレッジ比率[88]は世界の大手行の中でも最低レベルとなっており、現状の規制当局の定める最低水準の3%が今後引き上げられる可能性が高く、その場合にはレバレッジ比率を改善する必要がある（第Ⅰ-2-2-5-17図）。

更に2017年4月20日には、米連邦準備理事会（FRB）はドイツ銀行が銀行の自己勘定取引を規制するボルカー・ルールの順守に問題があったなどとして、1億5660万ドル（約170億円）の制裁金を求めている。この他にも、インターバンクレート不正、外貨不正取引、ロシア・英国株式不正取引疑惑等、多数の訴訟案件を抱えており、今後は法務関連費用が更に増加し、増資する必要が出てくる可能性もある。

他方で2017年1～3月期決算では、最終利益は前年同期の2.4倍の5億7500万ユーロ（約690億円）となっており、リストラや非中核部門の縮小などによる経費削減によって、懸念は一服感が出てきている（第Ⅰ-2-2-5-18図）。しかしながら、マイナス金利が続く中、今後は資金力に余裕が無くなってくることにより、ドイツ銀行の収益の柱である法人業務やトレーディングにおいてリスクのある行動が取りづらくなることも想定される。その他、ドイツ銀行は中国をはじめとする新興国の銀行へも株式出資しているため、売却面におけるリスクも抱えており、今後とも注視が必要である（第Ⅰ-2-2-5-19図）。

我が国における影響度については他国ほど高くはないものの、ドイツ銀行が世界に与える影響は世界の銀行の中でも高い水準にあるためドイツ銀行のリスクに

第Ⅰ-2-2-5-17図　世界の大手行のレバレッジ比率

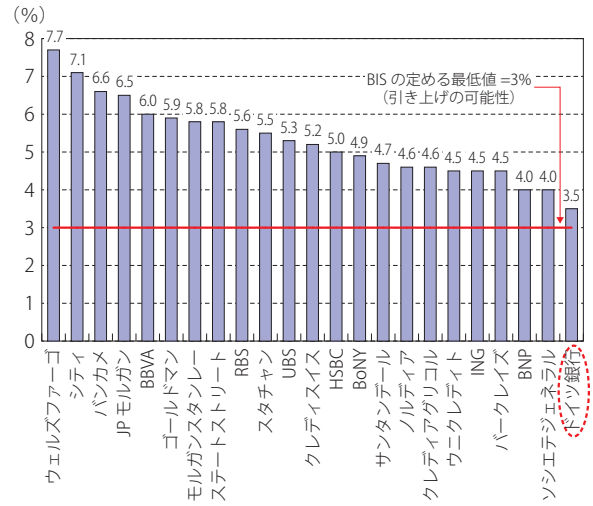

備考：各年度末基準。完全実施ベース。対象は、日本と中国を除く「世界のシステムにとって重要な銀行」（G-SIBs）
資料：Bloombergデータからマネックス証券作成。

第Ⅰ-2-2-5-18図　ドイツ銀行の財務データ

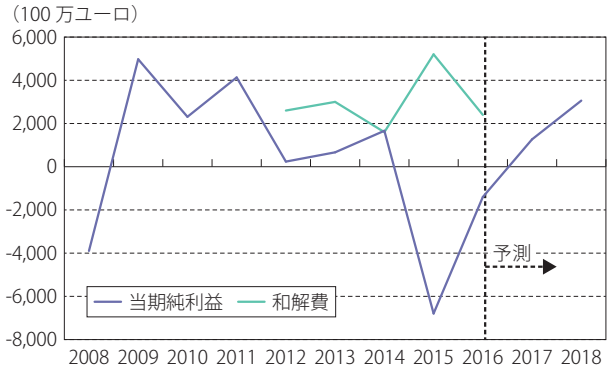

備考：当期純利益の2017年以降は予想値。
資料：Thomson Reutersから経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-16図
主要格付機関のドイツ銀行格付推移

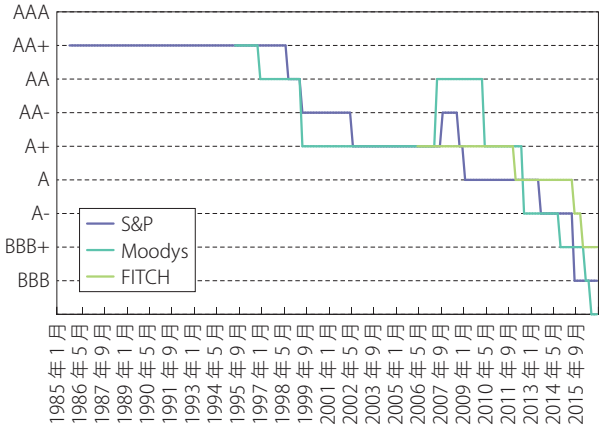

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

87　CoCo債とは、偶発転換社債とも呼ばれ、制限条項が付いた転換社債。発行体である金融機関の自己資本比率が予め定められた水準を下回った場合や公的資金が注入される場合等において、利払い停止、元本の一部または全部が削減、あるいは強制的に株式に転換されるなどの仕組みを有している。ドイツ銀行のCoCo債残高は5,500億円程度、世界全体で10兆円を超える。

88　レバレッジ比率とは、バーゼルⅢで導入されている新たなリスク指標である。リスク・ウェイトによる調整を行わない非リスクベースの指標であり、リスクベースの指標である自己資本比率を補完するもの。自己資本比率におけるTier 1を非リスクベースのエクスポージャーで除して求める。

第Ⅰ-2-2-5-19 図　保有株式の中の新興国関連株

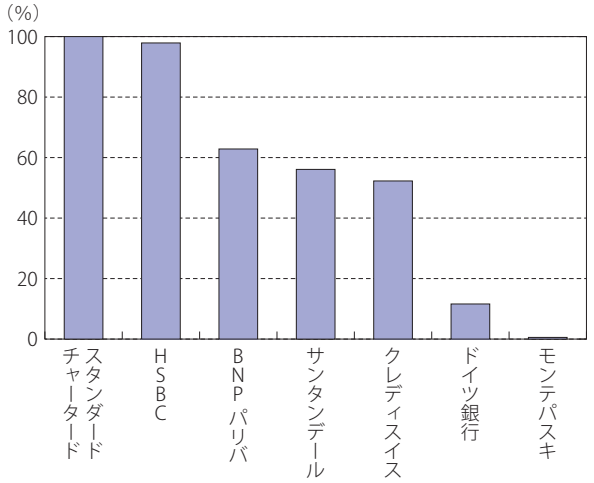

資料：トムソンロイター（2017 年 5 月時点）から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-20 図
ドイツ銀行の他行との連関性の強さ（線の太さが連関の強さを示す）

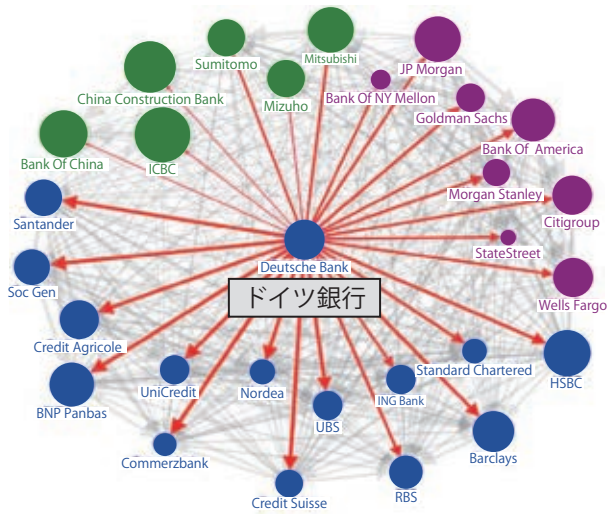

資料：IMF 資料より経済産業省作成。

ついては、他国の金融機関へと波及を起こす可能性が高い（第Ⅰ-2-2-5-20 図）。

(4) ギリシャの債務危機

ギリシャは 2017 年 7 月に 90 億ユーロ近い国債償還を迎えることとなっており、これを返済するためにはユーロ圏諸国、IMF や ECB の援助が必要不可欠な状態である（第Ⅰ-2-2-5-21 図）。4 月 7 日に行われたユーロ圏財務相会合において、ギリシャへの支援融資に関する交渉を加速させる方針を決定しているが、期限までに債権団との間で構造改革等に関する調整がつくか注視が必要な状況である。

2016 年の財政収支は 0.04％と 2015 年の -3.36％と比較して改善されたものの、未だに財政目標の達成に

第Ⅰ-2-2-5-21 図　ギリシャ政府債務残高（満期）

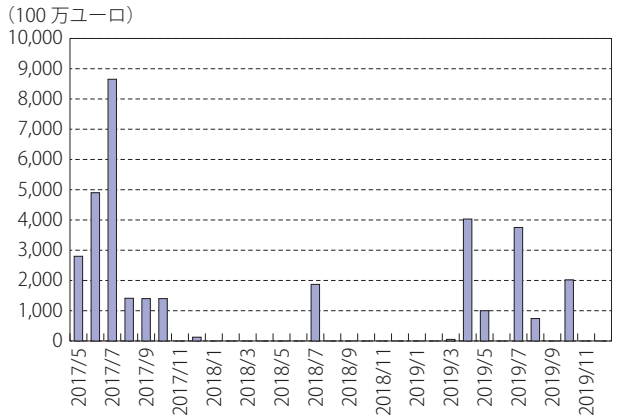

資料：トムソンロイターEIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-22 図　欧州各国の財政収支（対 GDP 比）

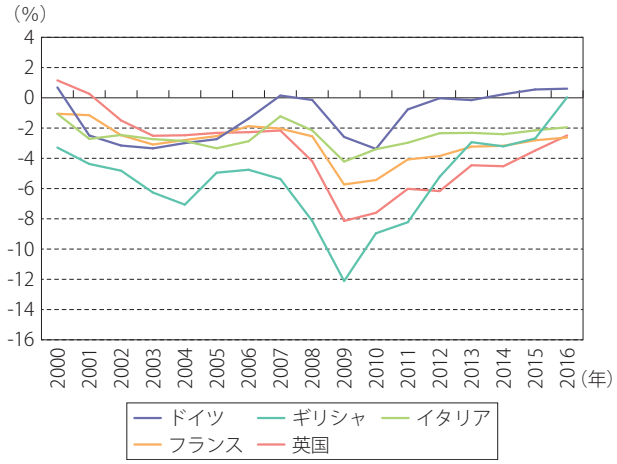

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-2-2-5-23 図
欧州各国の政府総債務残高（対 GDP 比）

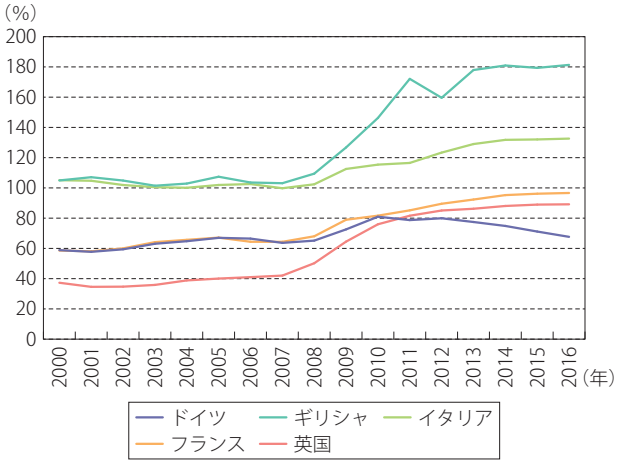

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

はほど遠い状況である（第Ⅰ-2-2-5-22 図）。また、政府総債務残高（対 GDP 比）も欧州の中では突出して高い値となっており、IMF も債務の見直しや改革を要求している（第Ⅰ-2-2-5-23 図）。

第 3 章　中国経済動向

第 1 節　中国マクロ経済動向

第 2 節　中国経済リスク

第 3 章
中国経済動向

第 1 節　中国マクロ経済動向

本節では主要経済指標の動向を中心に 2016 年の中国経済を概観する。その上で、次節において、過剰生産能力、不良債権、不動産問題等の構造問題を見ていくこととする。

(1) GDP

2016 年の実質 GDP 成長率は、前年より低下して 6.7%となった（第 I-3-1-1 図）。その寄与度を前年と比較すると、純輸出がマイナス幅を拡大させるなど内需中心の成長であり、内需の中では、投資の寄与が縮小し、消費の寄与が拡大するなど、投資から消費への転換の動きも見られる。なお、四半期ベースで推移を見ると 2017 年第 1 四半期は 2 四半期連続で伸びが上昇した。

名目 GDP 成長率では 2016 年は前年より加速しており、足下の 2017 年第 1 四半期は 11.8%と高い伸びとなっている（第 I-3-1-2 図）。この背景には、第 2 節で述べるが過剰生産能力問題のため価格が低迷していた第 2 次産業で一定の改善が見られ、デフレーターがプラスに転じて名目成長率の上昇が続いている影響が大きい[89]。また、第 3 次産業が名目、実質ともに高い成長を続けている。

第 I-3-1-1 図　中国の実質 GDP 成長率の推移

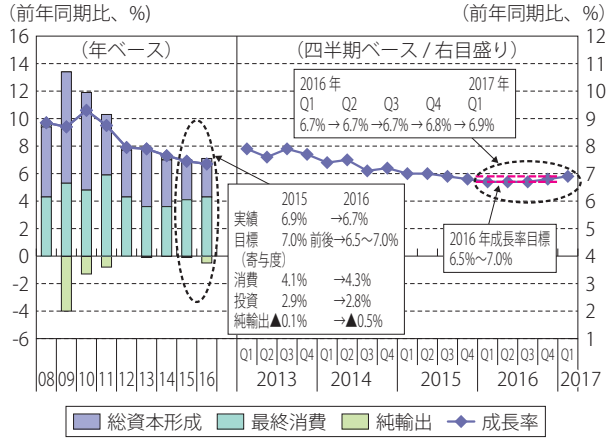

備考：四半期別の需要項目別内訳は発表されていないので伸び率のみ表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第 I-3-1-2 図　中国の GDP 成長率とデフレーターの推移

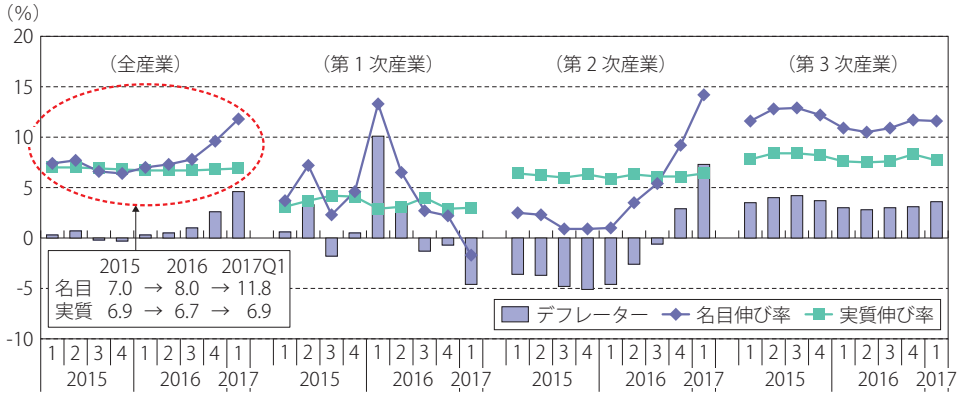

備考：中国政府はデフレーターを公表していないので次式のように逆算した。
デフレーター（物価変化率）＝名目変化率 / 実質変化率
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

89　第 1 次産業も価格（デフレーター）の変動が激しいが、これは農産物の価格が気候の影響を受けやすいことが背景にあると考えられる。

一方、地域的な跛行性が見られ、2016年がマイナス成長となった遼寧省、石炭の過剰生産能力問題の影響が出た山西省など、東北・華北地域は、低い伸びにとどまっている（第Ⅰ-3-1-3図）。

(2) 消費

消費の指標として社会消費品小売売上高の動きを見ると、月次の変動はあるものの、2016年全体では10.4%と比較的堅調に推移した。特に、小売の約1割を占めるネット販売が前年比26.2%の大幅な伸びを示している（第Ⅰ-3-1-4図）。

小売売上高を品目別に見ると、食料、衣類、家電など主要品目の伸びが低下する中で、小売総額の約3割を占める自動車が小型自動車の減税のため前年比10%と高い伸びを示した影響が大きい[90, 91]（第Ⅰ-3-1-5図、第Ⅰ-3-1-6図）。なお、2017年は自動車の減税額が半減され年初の自動車販売の伸び率は2016年に比べて低下した。

(3) 投資

固定資産投資は、長期的に減速が続いてきたが、2016年中頃から政府のインフラ投資等を背景に、伸び率が下げ止まり、ほぼ横ばいで推移した（第Ⅰ-3-1-7図）。2017年に入ってからはインフラ投資等が牽

第Ⅰ-3-1-3図
中国の地域別実質GDP成長率（2016年）

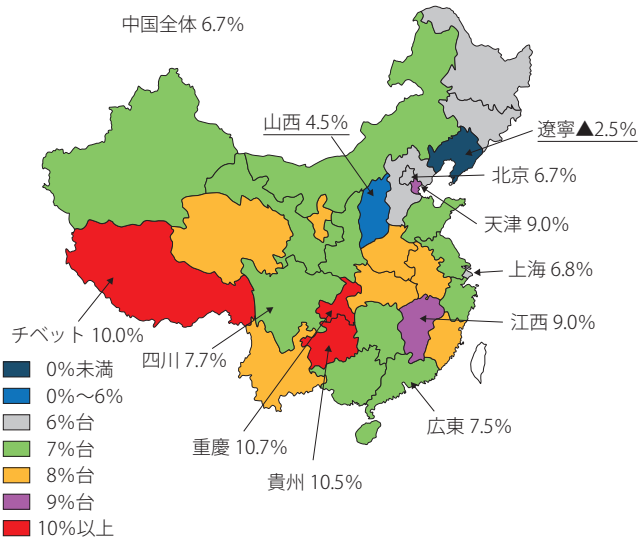

備考：地図は概略。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-5図
中国の小売売上高における主要品目別構成比（2016年）

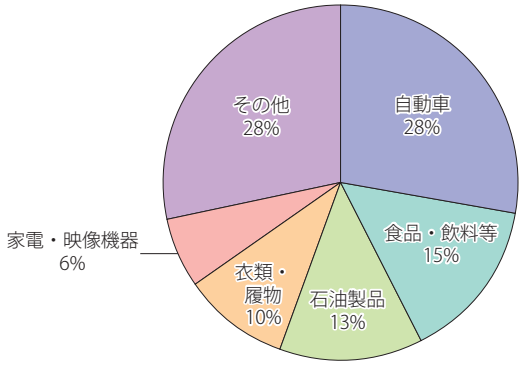

備考：主要品目を表示。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-4図　中国の小売売上高の伸び率（前年同月比）の推移

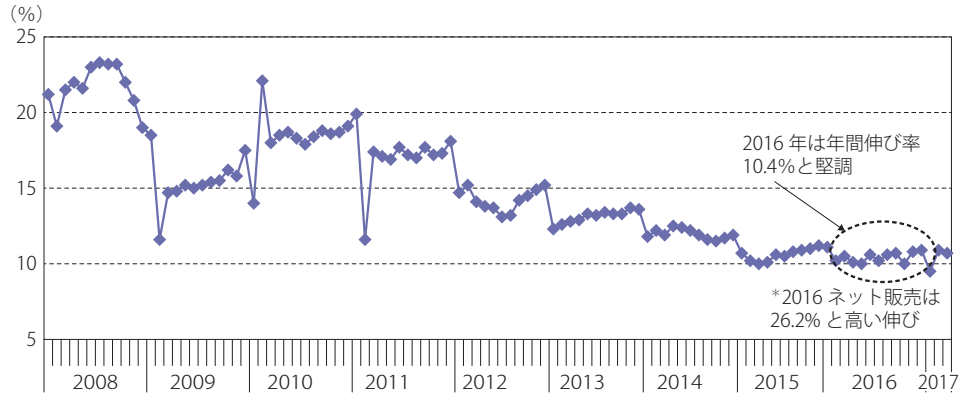

備考：ネット販売の伸び率にはサービスを含む。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

90 排気量1600cc以下の小型車の自動車取得税の税率10%を5%に引き下げる措置。2015年10月に導入され、2016年12月に終了の予定であったが、反動による販売減を考慮して、2017年12月まで延長された。ただし、減税幅は5%から2.5%に圧縮（税率10%を7.5%に引下げ）された。2017年初めの自動車の伸び率低下も、当初懸念された反動から考慮すれば、むしろ堅調との見方もある。

91 一方で、自動車の中ではSUV（スポーツ多目的車）の販売が台数ベースで減税対象の小型車よりも高い伸びを示しており、より豊かなものを求める消費行動に変化してきていることを示唆していると見ることもできる。例えば、2016年のSUVの販売台数伸び率は約44%で、小型車（1600cc以下）は約21%であった。

第Ⅰ-3-1-6 図　中国の小売売上高の品目別伸び率

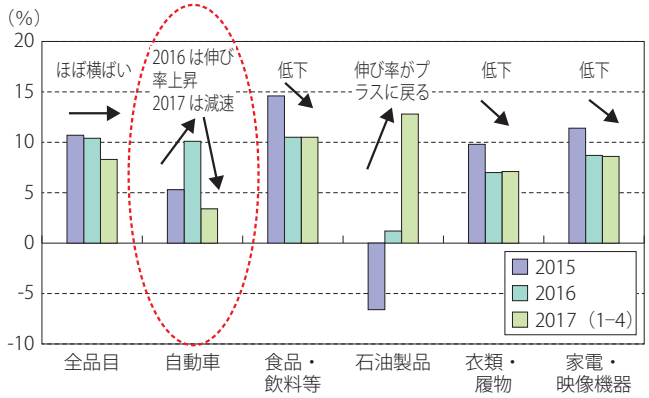

備考：全品目伸び率は、品目別統計の対象となっている、売上額の大きな企業の集計。より小さな企業も含む小売売上高全体の伸びとずれが生じることがある。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-7 図　中国の固定資産投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）

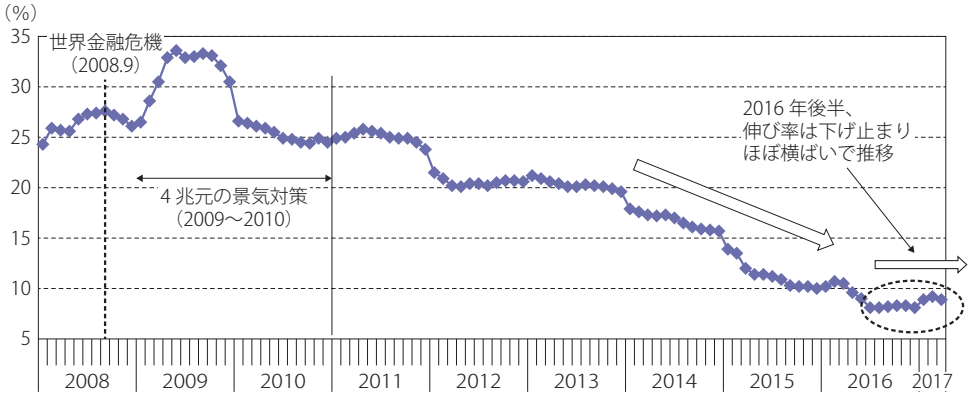

備考：固定資産投資は１月からの累計が公表される。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-8 図
中国の固定資産投資と民間投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）

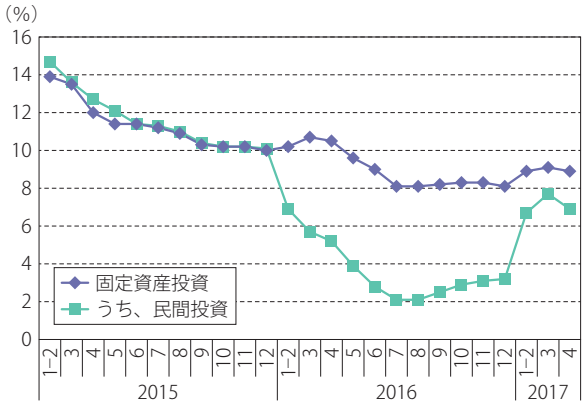

備考：固定資産投資は１月からの累計が公表される。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-9 表
中国の主要業種別固定資産投資（年初来累計・前年同期比）

（単位：%）

	鉱業	製造業	インフラ
2015	▲ 8.8	8.1	17.2
2016	▲ 20.4	4.2	17.4

資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

引して再び伸び率が上昇している。

事業主体別には、2016 年に入って民間投資が大きく落ち込んだ（第Ⅰ-3-1-8 図）。一方、政策的な下支えでインフラ建設の大幅な伸びが続き（第Ⅰ-3-1-9 表）、公共事業を受注しやすいといわれる国有企業の投資が全体を支えた。2016 年後半に入ってからは、民間からのインフラや不動産への投資が増え始め、民間投資の伸びも下げ止まり、回復の動きが見える。

(4) 貿易

2016 年の貿易は、年間計で見れば輸出入とも前年割れとなった。輸出伸び率のマイナス幅が拡大する一方で、輸入のマイナス幅は縮小して、結果として貿易黒字は縮小した。一方、輸出入の動きを月次で見ると、世界経済の回復に伴って、2016 年から 2017 年初めにかけて、伸び率がプラスに転じて上昇していく傾向も見られる（第 I-3-1-10 図）。

2016 年の輸出入を品目別に見ると、輸出では、電気機械の伸びがマイナスに転じるとともに、一般機械のマイナスが続いた。輸入では、依然として伸び率のマイナスが続くものの、資源価格の回復によって、鉱物性燃料、鉱石などのマイナス幅は大幅に縮小した（第 I-3-1-11 図）。

(5) 株価・景況感

2016 年の上海株式市場は、年初、株価急落により、サーキットブレイカーが発動され、取引停止となった。その後、下落が続いたものの、3 月頃からは緩やかな上昇基調で推移している（第 I-3-1-12 図）。

2016 年の企業景況感を製造業 PMI（購買担当者景気指数）で見ると、2016 年後半から景気判断の分岐点である 50 を上回って上昇した。主要項目の動きを見ると、2016 年後半以降に、生産や新規受注が上昇するとともに、新規輸出受注も改善している。企業規模別には、大企業を中心に PMI が上昇する一方、中小企業は依然として厳しい状況が続いている（第 I-3-1-13 図）。

(6) 2016 年・2017 年の政策目標と実績

2016 年は、実質 GDP 成長率等は景気支援策の効果もあり目標を達成した（第 I-3-1-14 表）。ただし、個別項目では小売売上高がほぼ目標どおり伸びる一方で、固定資産投資は目標を下回った。2017 年は、実質 GDP、固定資産投資、小売売上高等の目標を 2016 年よりも低めに設定する一方で、新規雇用者数の目標は引き上げて雇用を重視している。金融政策は「穏健中立」としているが、金融リスクや資産バブルを警戒

第 I-3-1-10 図　中国の輸出入の伸び率（前年同月比）

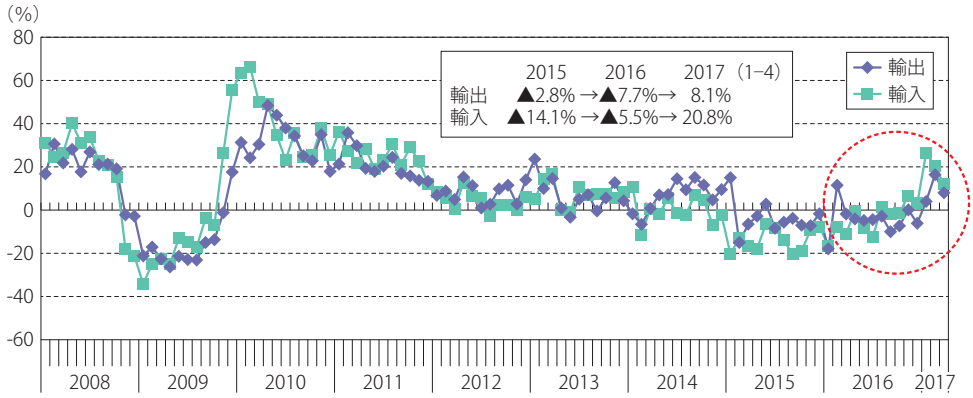

備考：春節が移動する影響を除くため、1-2 月合計値で計算した。
資料：中国海関総署、CEIC Database から経済産業省作成。

第 I-3-1-11 図
中国の輸出入の品目別寄与度の推移

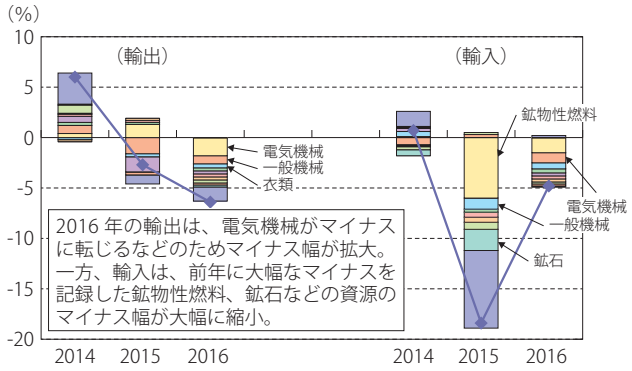

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-12 図　上海総合指数の推移

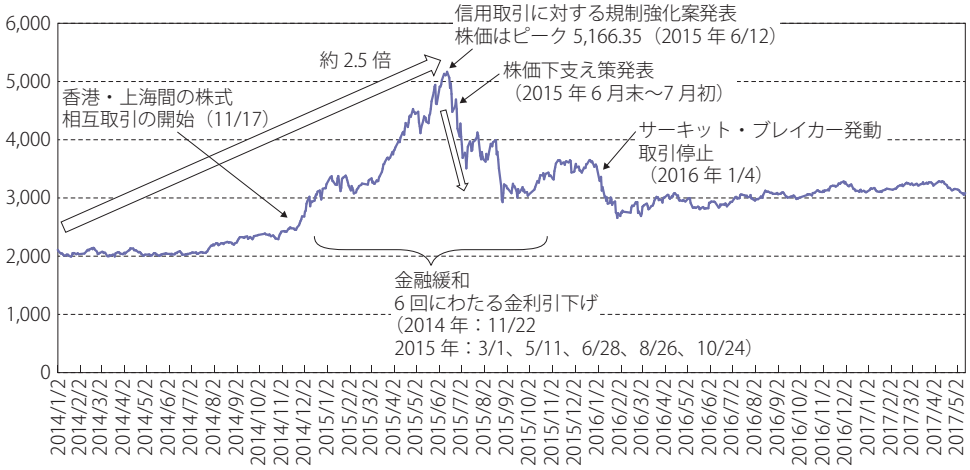

資料：CEIC databease、上海証券取引所から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-13 図　中国の製造業 PMI（購買担当者景気指数）の推移

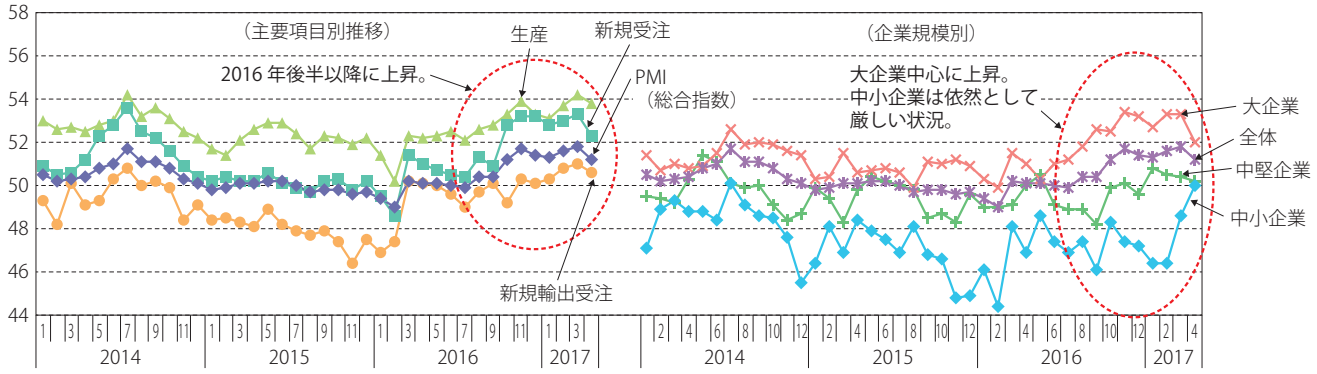

備考：１．企業の購買担当者へのアンケート調査による景気 DI 指数で、50 が景気判断の分岐点となっている。
　　２．PMI は「新規受注」、「生産」等の 5 つの指数から計算されるが、他に「新規輸出受注」などの項目も質問している。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-14 表　中国の主要経済目標

	2016		2017
	目標	実績	目標
GDP 成長率（実質）	6.5～7.0%	6.7%	6.5% 前後
消費者物価	3% 前後	2.0%	3% 前後
固定資産投資（名目）	10.5% 前後	7.9%	9% 前後
社会消費品小売総額（名目）	11% 前後	10.4%	10% 前後
輸出入（名目）	世界貿易の伸びを上回る （数値目標設定せず）	▲ 0.9%	
財政赤字規模（GDP 比）	GDP 比　3% （2 兆 1,800 億元）	GDP 比　3% （2 兆 1,800 億元）	GDP 比　3% （2 兆 3,800 億元）
マネーサプライ（前年比）	13% 前後	11.3%	12% 前後
社会融資総量残高（前年比）	–	–	12% 前後
都市部新規就業者数	1,000 万人以上	1,314 万人	1,100 万人以上
都市部登録失業率	4.5% 以内	4.02%	4.5% 以内
インフラ投資	鉄道 8,000 億元以上 道路 1 兆 6500 億元以上 中央予算枠　5,000 億元	鉄道 7,748 億元 道路 3 兆 2,937 億元	鉄道 8,000 億元以上 道路・水運 1 兆 8,000 億元以上 中央予算枠　5,076 億元

資料：中国全人代「政府活動報告」、「国民生活・社会発展計画報告」、中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

してマネーサプライの目標は小幅ながら引き下げた。財政赤字やインフラ投資は前年並みの水準として、引き続き、景気支援策を続ける方針がうかがえる。2017 年は５年に１度の共産党大会を秋に控え、景気支援策を続けながら経済成長を安定させる姿勢が見受けられる。

2017 年の重点的取組分野として、過剰生産能力、過剰債務、過剰不動産在庫などの構造的問題を解消し、改革の深化、内需の拡大、イノベーションによる経済の高度化等を推進していく方針を掲げている（第Ⅰ-3-1-15 表）。

(7) 中国の開発戦略（産業高度化・イノベーション、海外展開）

① 産業構造の変化

中国は、過剰生産能力等により、製造業の成長が鈍化するなど、GDP や就業人員の面で、第１次、第２次産業（製造業等）から第３次産業（サービス業）へ経済の重心が移行してきている（第Ⅰ-3-1-16 図）。

② 研究開発・イノベーション

また、中国では、製造業の中でも、イノベーションや研究開発を通じた産業高度化が志向されており、一つの例として、GDP に対する研究開発の比率は主要先進国に迫る勢いで上昇している（第Ⅰ-3-1-17 図）。

第Ⅰ-3-1-15 表　中国の 2017 年重点的取組分野

1. 「三つの解消、一つの低減、一つの補強」の推進
   ・過剰生産能力、不動産在庫、過剰債務の解消。企業コストの低減。貧困問題など脆弱部分を補強。
2. 改革の深化
   ・行政の簡素化、付加価値税制の簡素化、金融リスクの警戒、国有企業改革、非公有制経済の市場参入条件の緩和。
3. 内需の潜在力を一段と引き出す
   ・サービス、高品質製品の発展、偽物対策、投資プロジェクトの着工、PPP 優遇策の充実。
4. イノベーションによる経済のパターン転換・高度化
   ・科学技術インフラの建設、通信料金引下げ等による新興産業支援、ビッグデータ、IoT 等による在来産業支援、起業支援。
5. 農業の発展と農民の収入増の促進
   ・農業の安定的発展と農民の持続的な収入増の促進。
6. 対外開放の拡大
   ・ハイレベルフォーラムを開催し「一帯一路」の推進、対内直投条件の更なる緩和、貿易・投資の自由化の推進。
7. 生態環境保護の促進
   ・暖房の石炭から電気・ガスへの転換、工場の環境基準の徹底、自動車の排ガス基準の徹底。
8. 民生保証の改善
   ・「二人子」政策にあわせた医療・保険サービスの強化、食品・医薬品の安全管理、年金・生活困難者向け支援。
9. 政府の強化
   ・法に基づく職務の履行、反腐敗活動の深化。

資料：全人代「政府活動報告」から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-16 図　中国の産業構造の推移

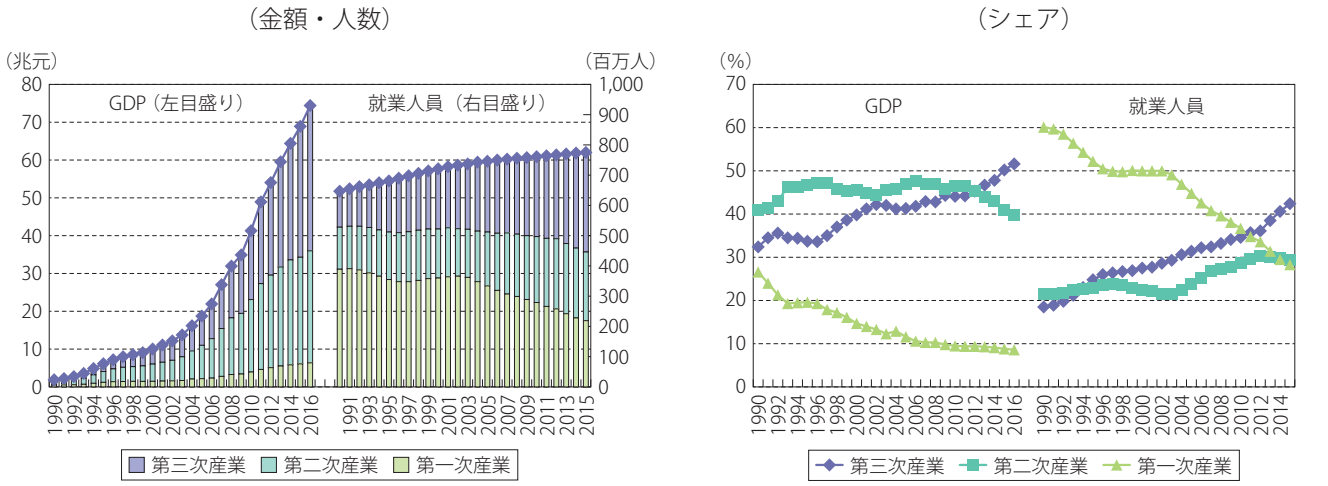

資料：中国国家統計局、人力資源社会保障部、CEIC Database から経済産業省作成。

資料：中国国家統計局、人力資源社会保障部、CEIC Database から経済産業省作成。

中国のイノベーション活動の水準を世界知的所有権機関（WIPO）等が公表している指数で国際的に比較してみると、既にG7など先進国に迫っている（第Ⅰ-3-1-18表）。

研究開発活動等の成果として特許の動向を見ると、特許協力条約に基づく国際特許出願件数も急速に増加しており、2016年、中国は国ベースで世界第３位となっている（第Ⅰ-3-1-19図）。さらに中国の一部のIT機器メーカーは、申請件数世界第１位、２位を占めるまでに至っている。

③ 中国製造2025

このようなイノベーションの促進、情報技術と製造業の融合等によって製造業の強化を図ることを目的とした戦略が2015年に発表された「中国製造2025」である。この戦略では、まず2025年までに中国を製造強国とし、次に2035年までに世界の製造強国の中でも中堅水準まで高め、最終的には建国100年である2049年に中国が世界の製造業トップに立つことを目指している（第Ⅰ-3-1-20表）。その方針としては、イノベーションの促進、情報技術と製造業の融合のほか、品質向上、ブランド化、環境保全への配慮等を掲げている。

④ 新シルクロード（一帯一路）構想

中国は、古代のシルクロードになぞらえた「新シルクロード（一帯一路）」構想を提唱している。この構想は、シルクロード沿線地域の道路、鉄道、港湾、通信等のインフラを整備し、人、モノ、資金、情報等の流れを拡大して、中国から欧州にいたる広い地域の経済

第Ⅰ-3-1-17図
主要国のGDPに対する研究開発費の比率

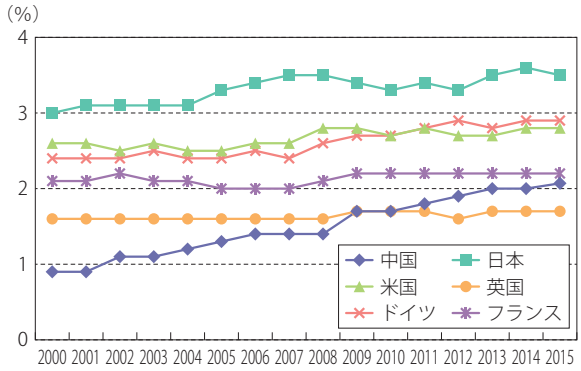

備考：全人代提出資料によれば、中国の2016年の研究開発費比率は2.08%と報告されている。
資料：OECD「Main Science and Technology Indicators」から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-18表　イノベーション能力の国際比較

順位	国名	昨年順位	順位	国名	昨年順位
1	スイス	1	14	香港	11
2	スウェーデン	3	15	カナダ	16
3	英国	2	16	日本	19
4	米国	5	17	ニュージーランド	15
5	フィンランド	6	18	フランス	21
6	シンガポール	7	19	豪州	17
7	アイルランド	8	20	オーストリア	18
8	デンマーク	10	21	イスラエル	22
9	オランダ	4	22	ノルウェー	20
10	ドイツ	12	23	ベルギー	25
11	韓国	14	24	エストニア	23
12	ルクセンブルク	9	25	中国	29
13	アイスランド	13	(29)	イタリア	

備考：グローバル・イノベーション・インデックスで128か国中上位25位までを表示。G7及び中国に印を付した。
資料：WIPO等「Global Innovation Index 2016」から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-19図　国際特許出願件数

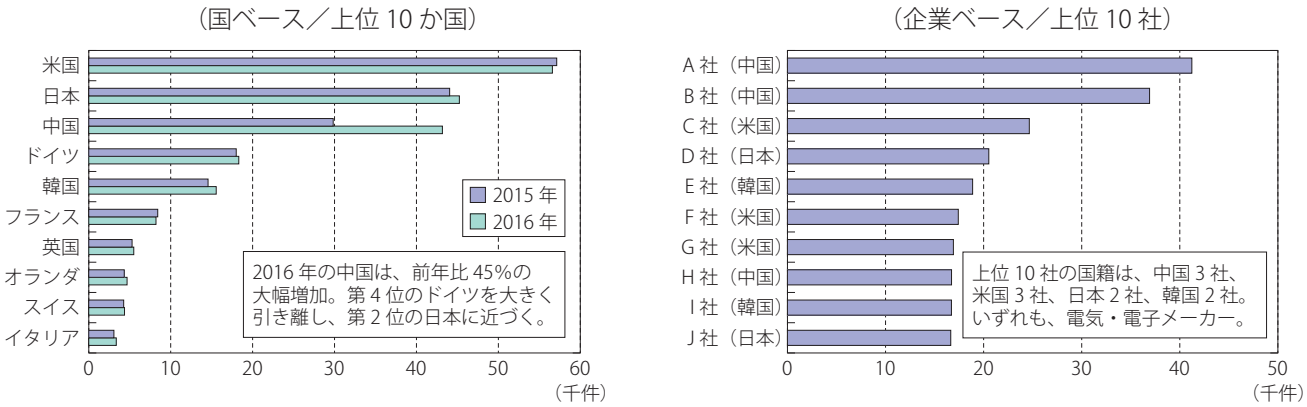

備考：国際特許協力条約に基づく国際出願件数。
資料：世界知的財産権機関（WIPO）プレスリリースから経済産業省作成。

備考：国際特許協力条約に基づく国際出願件数。2016年。
資料：世界知的財産権機関（WIPO）プレスリリースから経済産業省作成。

第Ⅰ-3-1-20 表
「中国製造 2025」（Made in China 2025）

・3 段階の戦略 第一段階は 2025 年までに製造強国に邁進。第二段階は 2035 年までに世界の製造強国の中堅水準まで高める。第 3 段階は新中国成立 100 周年（2049 年）に世界の製造強国のトップに立つ。 ・9 つの戦略任務 製造業のイノベーション能力の向上、情報化と工業化の高度な融合、工業の基礎能力の強化、品質とブランドの強化、グリーン（環境保全型）製造の推進、重点分野（後述）の発展、製造業の構造調整、サービス型製造業の推進、製造業の国際化の推進 ・10 大重点分野 次世代情報技術、高度なデジタル制御工作機械・ロボット、航空・宇宙設備、海洋エンジニアリング・ハイテク船舶、先進的な軌道交通設備、省エネ・新エネ車、電力設備、農業機械、新材料、生物薬品・高性能医療機器

資料：シンクタンクレポート等から作成。

圏の構築を目指している（第Ⅰ-3-1-21 表、第Ⅰ-3-1-22 図）[92]。その対象国に明確な規定はないが、構想の提唱以来、中国は各国に参加を呼びかけており、2017 年 5 月には北京において関係国を招いたハイレベルフォーラムが開催された。

一帯一路の経済的意味としては、関連地域では中国企業の参加の下にインフラプロジェクトが進行しており、相手国のインフラ整備とともに中国において生産過剰とされている鉄鋼等の輸出先となっていると見られる。また、沿線諸国だけでなく、中国内陸部地域の経済開発を促進する効果を指摘する声もある。さらに長期的には、インフラ整備等の下に沿線地域の発展、中国との関係の緊密化を目指している。

プロジェクト推進のための資金的裏付けとしては、中国輸出入銀行や開発銀行などの既存金融機関のほか、「シルクロード基金」が創設されている。また、中国はアジアにおけるインフラ投資を推進するため、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立も主導している。

第Ⅰ-3-1-21 表　「一帯一路」構想の対象国

北東アジア	ロシア、モンゴル
東南アジア	シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ラオス、東ティモール
南アジア	インド、パキスタン、スリランカ、バングラディッシュ、ネパール、モルティブ、ブータン
西アジア 北アフリカ	アラブ首連、クウェート、トルコ、カタール、オマーン、レバノン、サウジアラビア、バーレーン、イスラエル、イエメン、エジプト、イラン、ヨルダン、シリア、イラク、アフガニスタン、パキスタン、アゼルバイジャン、ジョージア（旧グルジア）、アルメニア
中東欧	ポーランド、アルバニア、エストニア、リトアニア、スロバニア、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、マケドニア、セルビア、ルーマニア、スロベキア、クロアチア、ラトビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ
中央アジア	カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン

資料：中国国家信息中心。

第Ⅰ-3-1-22 図　「一帯一路」地図

出所：中国中央電視台（CCTV）2015 年 3 月 8 日

92　中国の習近平国家主席が 2013 年 9 月にカザフスタン訪問中に「新シルクロード経済ベルト」構想（陸路）を、翌 10 月にインドネシア国会で行った講演の中で「21 世紀海上シルクロード」構想（海路）を提唱。中国は、この 2 つのシルクロードをあわせて「新シルクロード（一帯一路）」構想と呼んでいる。

第２節　中国経済リスク

中国経済の持続的な発展のためには、様々な構造問題を克服していく必要が指摘されているが、その中でも特にいくつかのリスク要因に高い注目が集まっている。例えば、中国政府が 2017 年の重点政策課題の第一に掲げた３つの過剰（過剰生産能力、過剰債務、過剰不動産在庫）の解消などである。これら重要なリスク要因に焦点を当てて見ていく。

1. 過剰生産能力問題

中国では、世界経済危機により、世界経済全体が減速する中、2009 年から 2010 年にかけて４兆元の景気対策を実施し、これが過剰な生産能力を生み出した。その結果、需給バランスが崩れ、生産者物価は長期にわたって低迷し、鉱工業企業の財務内容を悪化させた。さらに鉄鋼等の業種では輸出が急増し国際的な問題も招いている。中国政府は 2017 年主要重点政策分野のひとつとして過剰生産能力の解消を挙げている。

過剰生産能力問題は、鉄鋼、石炭、セメント、板ガラスなど幅広い業種にわたっていると見られるが、近年、政府は特に鉄鋼と石炭に注目し、削減目標を設定して過剰設備の解消に努める方針を公表した。政府発表によれば 2016 年の目標は達成され、さらに 2017 年の削減目標が公表されている（第Ⅰ-3-2-1-1 表）。

このような生産能力削減とともに、政府の景気支援策を受けた堅調な固定資産投資や自動車販売、一部では過熱ぎみの不動産開発等による需要増加の影響もあって、鉄鋼を始めとする生産者物価は 2016 年中頃からほぼ４年ぶりに前年比プラスに転じた（第Ⅰ-3-2-1-2 図）。これまでの反動もあって鉄鋼、石炭等の

第Ⅰ-3-2-1-1 表　中国の設備削減目標と実績

	長期目標	2016 年		2017 年
		目標	実績	目標
粗鋼	2016 年から５年間で、１億 4,000 万トン削減	4,500 万トン	6,500 万トン	5,000 万トン前後
石炭	2016 年から３～５年間で、10 億トンの削減	２億 5,000 万トン	２億 9,000 万トン	１億 5,000 万トン以上

資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」等から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-1-2 図　中国の主要品目の生産者物価（前年同期比伸び率）

（推移）

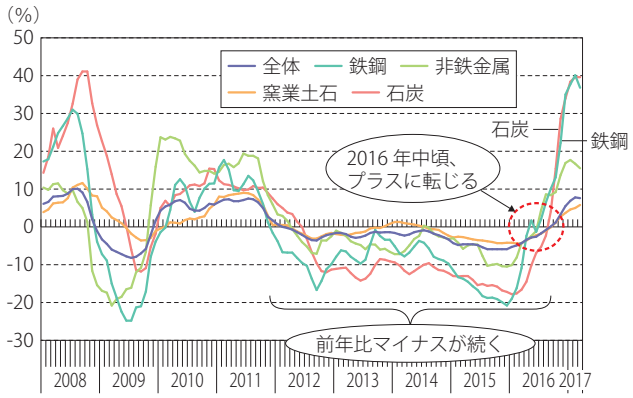

資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

（2015・2016 年末時点）

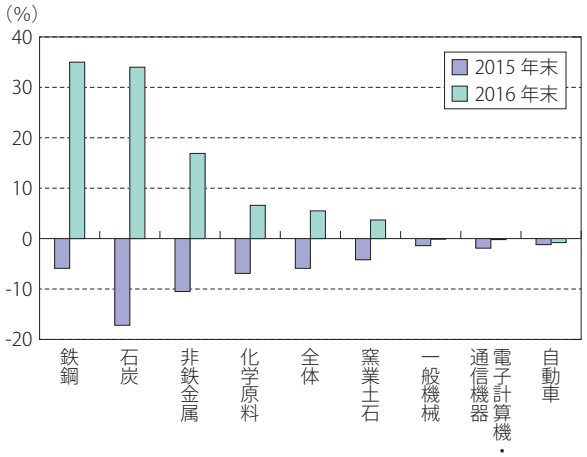

備考：2015 年 12 月、2016 年 12 月時点の前年同月比上昇率。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

生産者物価指数は足下で高い伸びを示している。

このような製品価格の回復を受けて、鉄鋼業等の企業の利益は2015年の落ち込みから、2016年はしだいに回復してきている[93]（第Ⅰ-3-2-1-3図）。ただし、今回の企業利益の回復が一時的なものでなく、政府の景気支援策や過熱気味の不動産開発がなくなっても、企業が継続的に利益をあげて活動していけるのかについては注視していく必要がある。

しかし、生産能力が削減される一方で、実際の生産量は再び拡大する兆しも見える。例えば、2015年、粗鋼の生産量は一旦伸びが前年比マイナスとなったものの、2016年、伸び率は再び前年比プラスに転じて上昇している（第Ⅰ-3-2-1-4図）。生産者価格の改善を背景に、休止していた設備の再稼働なども考えられ、仮に、需要を超えた生産の伸び率が加速していけば、再び過剰生産が拡大する可能性もある。同様の動きが板ガラスなどでも見受けられる。

第Ⅰ-3-2-1-3図　中国の過剰生産能力業種の企業利益の推移（利益額・伸び率／年初来累計・前年同期比）

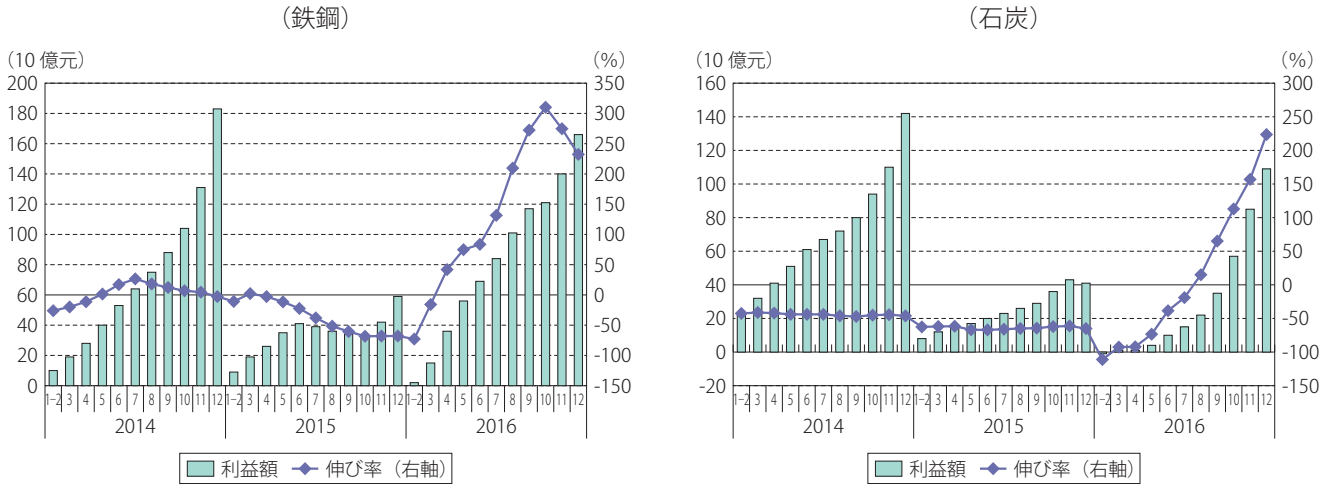

備考：業種別利益については年初来累計値のみ公表。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

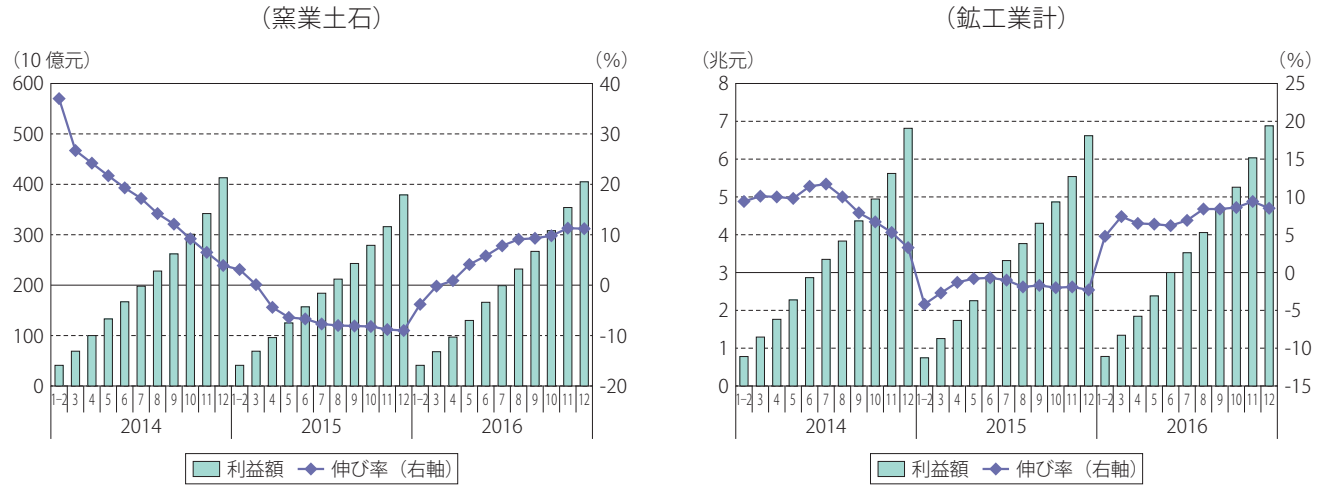

備考：業種別利益については年初来累計値のみ公表。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

93　一方で、収益改善は、一部の大手国有企業に集中しており、今後、獲得した利益を使ったM&Aや優良な資源獲得などにより、さらなる巨大化・強靭化を図る大手国有企業が現れる可能性があるとの指摘もある。

第Ⅰ-3-2-1-4 図　中国の主要品目別生産高の推移

（粗鋼）

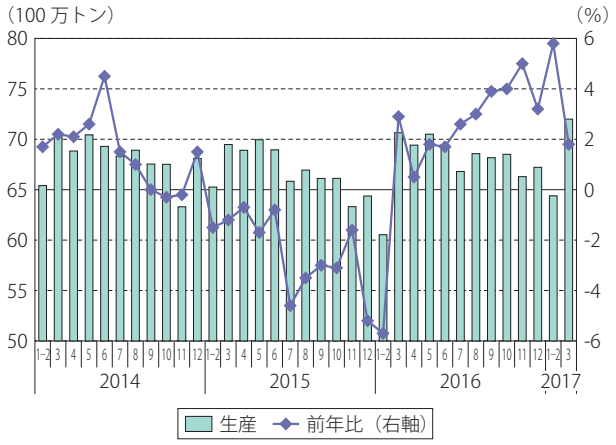

備考：1-2 月は合計値のみが公表されるため、1 か月平均を算出して表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

（石炭）

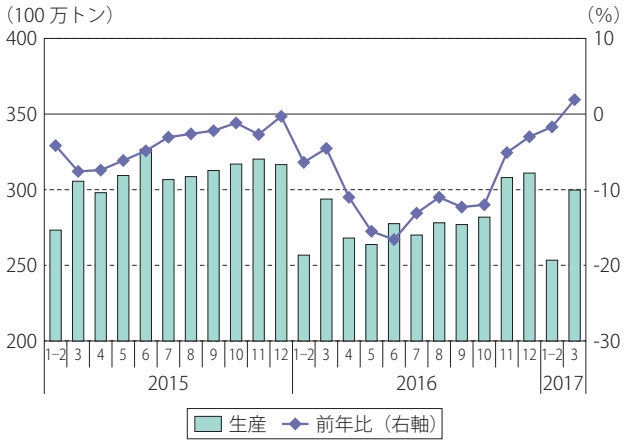

備考：1-2 月は合計値のみが公表されるため、1 か月平均を算出して表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

（板ガラス）

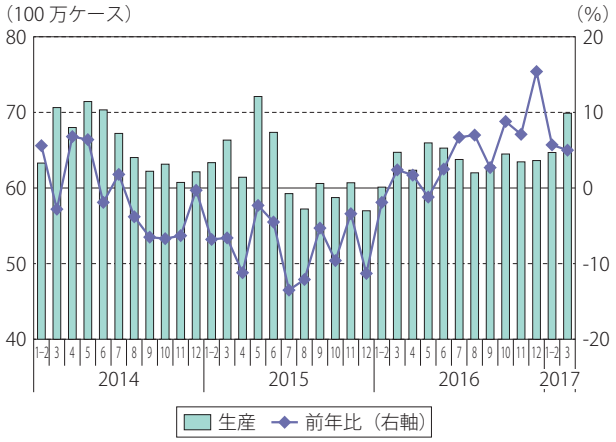

備考：1-2 月は合計値のみが公表されるため、1 か月平均を算出して表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

（セメント）

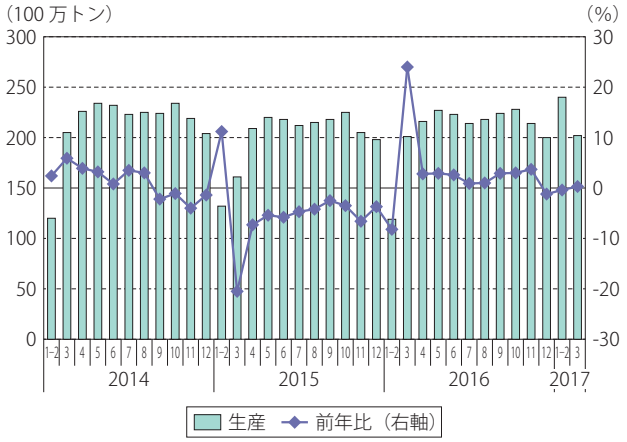

備考：1-2 月は合計値のみが公表されるため、1 か月平均を算出して表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

2. 不良債権問題

（1）拡大する不良債権の動向

中国の非金融企業の債務が、我が国のバブル崩壊後のピークを越える水準まで急速に拡大しており、その債務の返済可能性、言い換えれば不良債権の問題に懸念が高まっている[94]（第Ⅰ-3-2-2-1 図）。

中国の公式統計によれば、銀行融資の「不良債権」は増加してきており、2017 年 3 月末時点で、約 1.5 兆元、不良債権比率は 1.74％と公表されている（第Ⅰ-3-2-2-2 図）。これとは別に将来の返済に懸念要素のある「要注意先」[95] が 2 倍の約 3.5 兆元も存在している。

このような中国政府統計は、不良債権を必ずしも正

第Ⅰ-3-2-2-1 図　非金融企業の債務残高の対 GDP 比

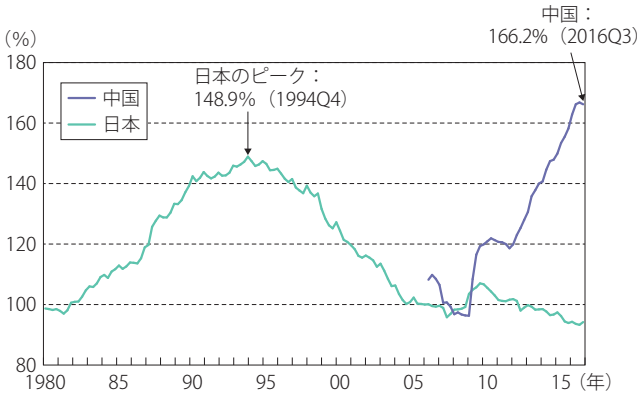

資料：BIS Web サイト「Credit to the non-financial sector data」から経済産業省作成。

94　国際決済銀行（BIS）は「BIS Quarterly Review」（2016 年 9 月）の中で、民間債務の伸びが GDP 成長率よりも異様に高く、過去の例からは金融危機に至ることも多いと警告している。一方、金融危機のリスクについては、中国の特異な事情（国内の大きな預金、経常収支黒字、過去の不良債権処理の実績等）を考慮する必要があるとの声もある。

第Ⅰ-3-2-2-2 図　中国の商業銀行の不良債権の推移

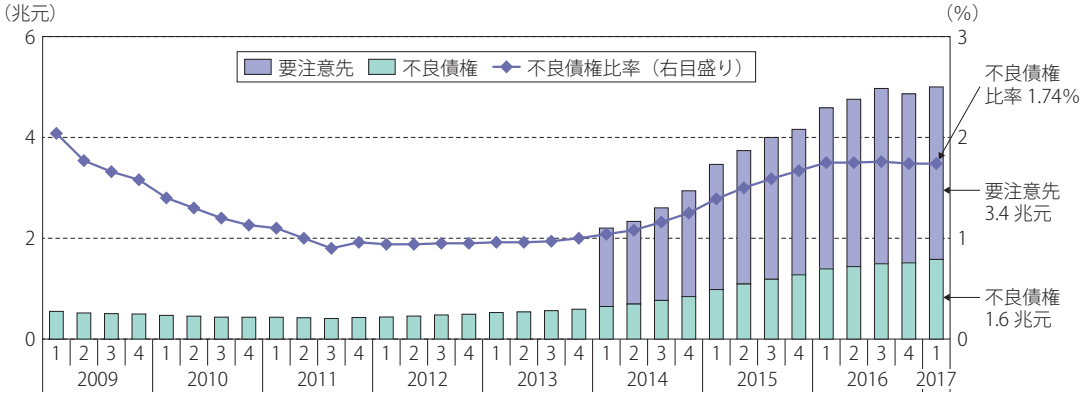

備考：1．不良債権比率は、融資残高に対する不良債権の比率。
　　2．「要注意先」は 2014 年からの公表。
資料：中国銀行業監督管理委員会（銀監会）、CEIC database から経済産業省作成。

確に評価していないとの指摘があり[96]、IMF 等は独自に「潜在的にリスクのある債権」を試算している[97]。IMF の試算値と政府統計を比較する形で、不良債権の構図を図示したのが第Ⅰ-3-2-2-3 図である[98]。IMF の試算値は銀行融資に係る部分だけでも政府公表値を上回っており、その他に政府統計に含まれないシャドーバンキング[99]部分に係る債務もある。IMF は中国にとって対処可能な額としながらも、必要な資金が成長分野へ十分まわらないこと等を通じて、中国経済を下押しする可能性を指摘して早急な対応を促してい

第Ⅰ-3-2-2-3 図　中国の不良債権の構図（2015 年末）

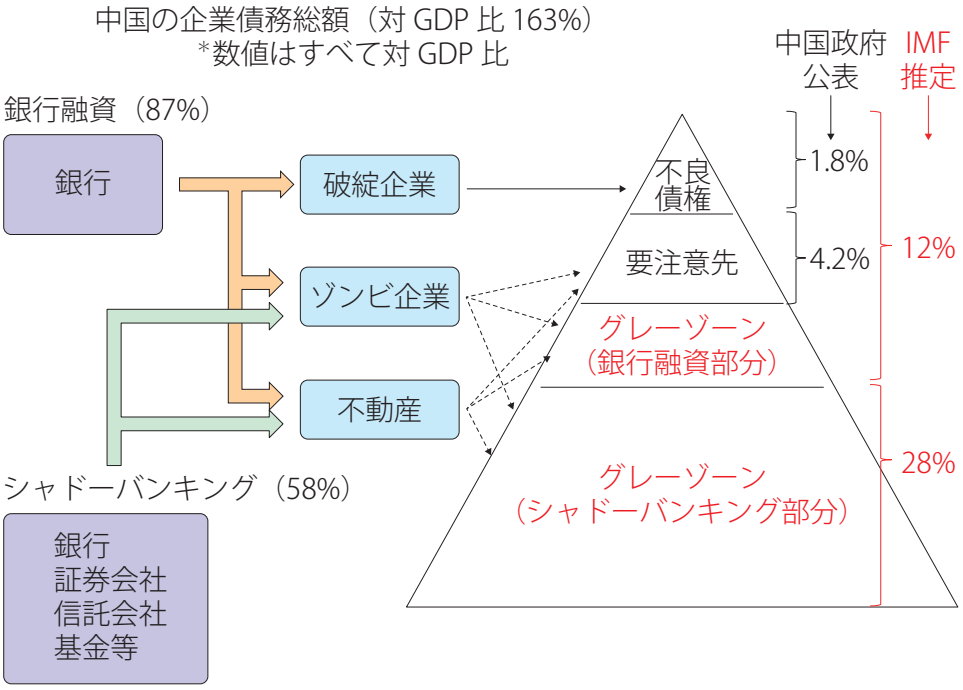

備考・資料は脚注参照。

95 「要注意先」（中国では「関注」と表記）とは、現段階では借り手に返済能力はあるが、将来の返済に懸念要素のある債権。中国では債権を５段階（借り手の返済能力が高い順に、正常、関注、次級、可疑、損失）に分類しており、このうち、「不良債権」とは、借り手の返済能力に問題のある下から３つの分類、「損失」（元利の回収が不可能）、「可疑」（担保を執行しても比較的大きな損失が発生）、「次級」（担保を執行しても一定の損失が発生）を指す。

96 不良債権の客観的な基準がないことが問題との指摘がある。例えば、３か月以上遅延しても必ずしも不良債権とならない、担保を執行して回収可能ならば不良債権として報告しないこともあるなどが指摘されている。

97 IMF「Global Financial Stability Report」（2016 年４月）では、銀行融資のうち、債務者が利子支払のための十分な利益がないものを「loan potentially at risk」として試算している。その額は GDP 比で 12%程度となるが、債務者は資産処分によって利子支払いをすることも可能であり、又、仮に利子支払いができない場合でも、担保差押え等から実際の銀行損失を軽減できるため、試算された債務がすべて「不良債権」になるわけではないとしている。損失率を 60%と仮定すれば潜在的な銀行の損失は GDP 比で 7%程度と見ている。同レポートでは、中国の銀行及び政策的バッファー、経済成長に照らして対処可能としながらも、早急な対応が重要としている。

る。

このシャドーバンキング部分の動向については正確な数字の把握が難しいが、例えば銀行で販売されながら、バランスシートには反映されない理財商品[100]は、足下の伸びは低下しているものの、これまで前年比4～5割増と急速に拡大してきた（第Ⅰ-3-2-2-4図）。

シャドーバンキングが直ちに不良債権につながるわけではないものの、その中には高リスク商品が多いとIMFは指摘している[101]（第Ⅰ-3-2-2-5図）。

ここまでは中国全体の不良債権の動向を見てきたが、不良債権問題が特定の地域に集中している様子もうかがえる。銀行の不良債権額は地域別にも公表されており、一般に各地域とも上昇傾向にある（第Ⅰ-3-2-2-6図）。その中でも内蒙古自治区、福建省、浙江省等で不良債権比率は、全国平均（2015年末1.67%）を大きく上回っている。

銀行融資の不良債権額は、沿海部の地域で高水準に達している（第Ⅰ-3-2-2-7図）。特に、浙江省、山東省、福建省は、不良債権比率で見ても全国平均を上回っている（第Ⅰ-3-2-2-8図）。また、内陸部の内蒙古自治区は、極めて高い不良債権比率に至っている。同地域の経済は資源開発への依存度が大きいといわれ、鉄や石炭の過剰生産問題の影響が考えられる。

（2）不採算企業と雇用動向

不良債権問題は、過剰生産能力問題とも関連してお

第Ⅰ-3-2-2-4図　中国の銀行の理財商品の残高の推移

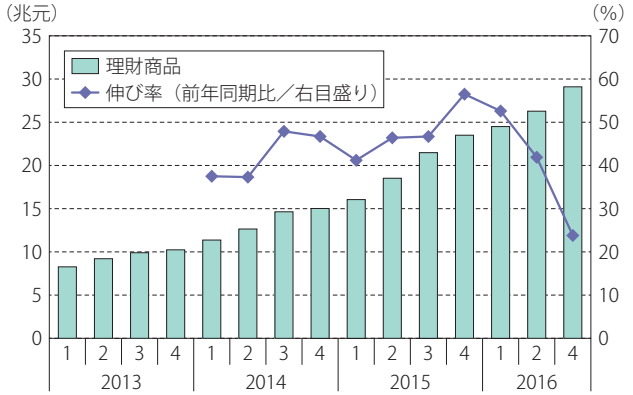

備考：銀行を経由しないシャドーバンキングも存在するので、本数値はシャドーバンキングの内数。
資料：中国中央結算公司、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-5図
中国のリスクレベル別のシャドーバンキング商品（2015年末）

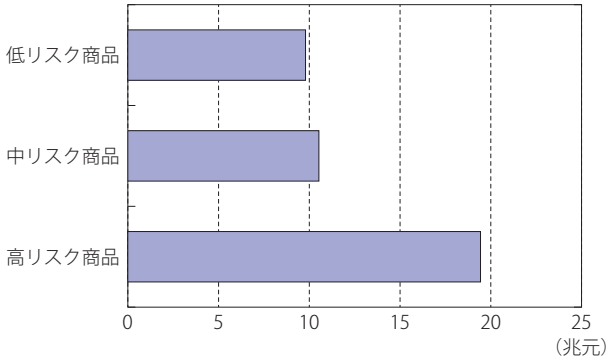

備考・資料：
1．IMF「The People's Republic of China : Selected Issues」（2016年8月）、「Global Financial Stability Report」（2016年10月）に掲載されている「Shadow products」のグラフデータから経済産業省作成。
2．IMFが利用した原データは、中国中央決算公司、中国信託業協会、モルガンスタンレー、WIND、IMFスタッフ推計。
3．シャドーバンキングの範囲や基になった統計相互の重複などの問題はあり得るが、ここではIMFの推計を利用した。

98 第Ⅰ-3-2-2-3図の時点はIMFの推定にあわせて2015年末で統一した。様々な機関の統計を使って作成しているため、数値ごとに平仄が異なる可能性はある。データの出典は、不良債権、要注意先は中国銀行業監督管理委員会、銀行融資残高は中国人民銀行、企業債務総額はBIS、シャドーバンキング残高はIMF。IMF推定値のうち、銀行融資部分については「Global Financial Stability Report」（2016年4月）、シャドーバンキング部分については「The People's Republic of China / Selected Issues」（2016年8月）を利用した。なお、IMF推定値以外は、より新しい数値が公表されており、最新の数値は、不良債権が2016年GDP比で2.0%（2017Q1）、要注意先4.5%（2017Q1）、銀行融資残高92%（2017Q1）、企業債務総額166%（2016Q3）と拡大している。

99 Financial Stability Board「Global Shadow Banking Monitoring Report 2015」（2015年11月）によれば、シャドーバンキングとは全体又は部分的に通常の銀行システムの外側の活動や事業体を通じた信用仲介、端的にはノンバンクによる金融仲介と定義されている。ただし、具体的な範囲について国際的に必ずしもコンセンサスがあるわけではなく、中国の場合、通常の銀行融資以外の信用仲介機能を意味し、銀行窓口で販売されている高利回りの資産運用商品である「理財商品」を始め、証券会社、信託会社、基金等が投資家等から資金を集めて行う投融資を広く含む。活動自体は合法的であるが、当局の規制が緩く、リスク管理や投資家への説明責任など問題点等が指摘されている。また、通常の銀行融資が受けにくい案件、例えば過剰投資業種や不動産プロジェクト等に資金が流れることが多いとの指摘もある。

100 理財商品とは通常の銀行預金よりも高い利回りの資産運用商品。投資信託に近い。銀行預金の基準金利は中国人民銀行から提示されているが、消費者物価上昇率が預金金利を上回ることも多く、より有利な資産運用商品として人気を集めている。基本的には元本等の保証がないものが多く、投資家の自己責任で行われるが、リスク管理や投資家への説明責任など問題点が指摘されている。原則として、銀行が元本等の保証をしない限り、銀行のバランスシートに反映されない。

101 IMFの中国に対する4条協議報告書別冊「The People's Republic of China：Selected Issues」（2016年8月）では、高い金利は高いリスクの裏返しと考えており、シャドーバンキング商品の中には、高い金利を提示するかわりに、質の低い資産を組み込んだ、デフォルト・リスクや損失可能性が極めて高い商品があると指摘している。IMFはシャドーバンキングの規模を2015年末で約40兆元と見ており、そのうち19兆元が銀行融資に比べて利率が高く、それに伴ってリスクも高いと推測している。

第Ⅰ-3-2-2-6 図　中国の省別不良債権の状況

（不良債権額）

（推移）

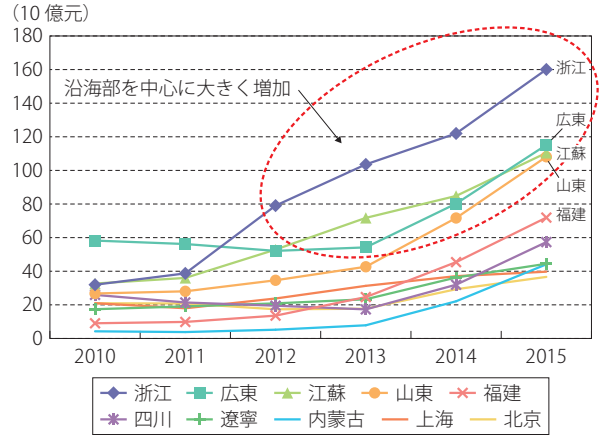

資料：中国人民銀行、CEIC database から経済産業省作成。

（2014・2015 年末時点）

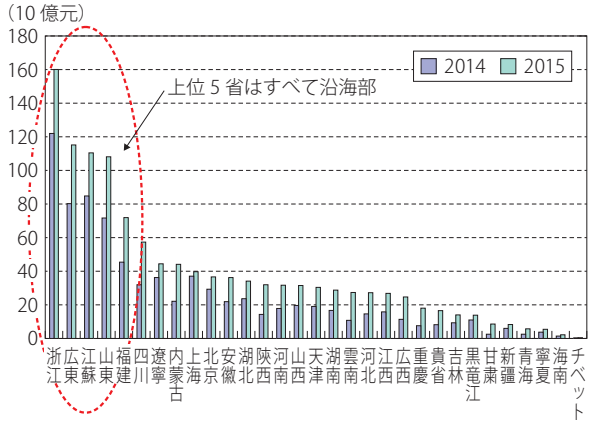

資料：中国人民銀行、CEIC database から経済産業省作成。

（不良債権比率）

（推移）

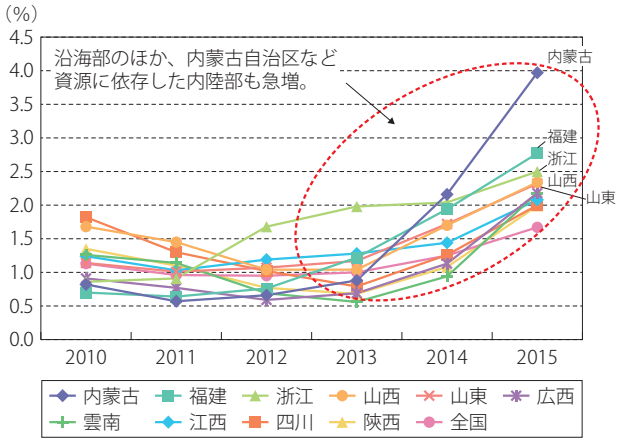

資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC database から経済産業省作成。

（2014・2015 年末時点）

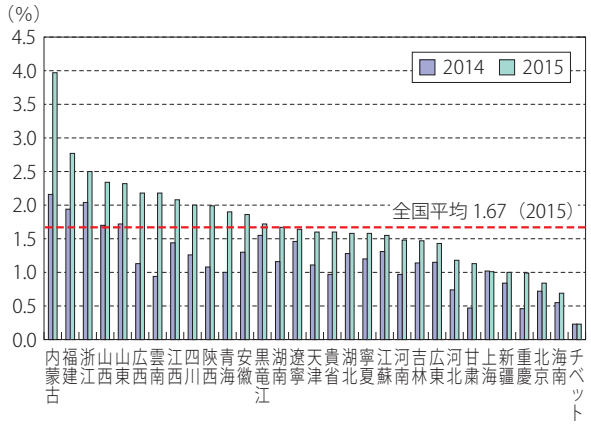

資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-7 図　中国の省別不良債権額（2015 年）

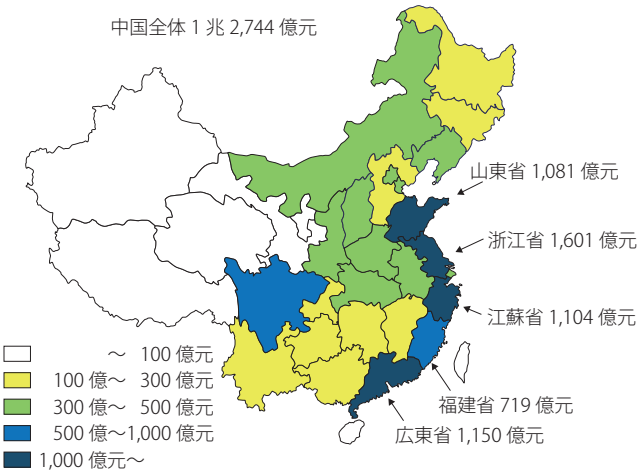

備考：年初来累計。地図は概略。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-8 図　中国の省別不良債権の状況

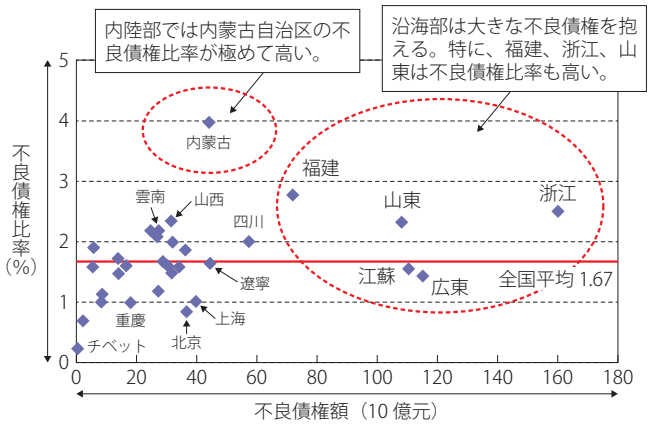

資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC database から経済産業省作成。

り、その背景にはいわゆるゾンビ企業など経営困難な企業の存在がある。中国の鉱工業分野における赤字計上企業は、4 兆元の景気対策の終了後、企業数、割合ともに増加した[102]（第 I-3-2-2-9 図）。2016 年は既に述べたように過剰生産業種の企業に利益改善の動きが見られ、赤字企業の比率も小幅減少した。ただし、依然として 2014 年の水準を超えている。

地域別には、内陸や周辺部の地域で不採算企業の割合が高い（第 I-3-2-2-10 図）。これらの地域は資源依存が高く、鉄や石炭等資源の過剰生産が影響していることが考えられる。

中国政府は、過剰生産能力の解消やゾンビ企業を整理する方針を掲げているが、その実行に当たって地元経済や失業など雇用問題が制約となっていることも指摘されてきた。2016 年 2 月、中国政府は、企業に対しては余剰人員を配置転換などで対処することを求めるとともに、1000 億元の資金を拠出し再就職支援を行うことを決定した。現在の雇用状況は、中国の統計によれば、都市部登録失業率は低水準を維持しており、都市部求人倍率も 1.0 を上回って推移している（第 I-3-2-2-11 図、第 I-3-2-2-12 図）[103]。社会問題が生じないよう注意しながら対処している様子がうかがえるが、地域別の差異や業種のミスマッチは考えられる。例えば、過剰投資業種や不採算企業が多く経済が低迷している地域ではより厳しい状況にあると考えられ、また、求人数が多い一方で、専門技術を持たない高齢の労働者の再就職は難しいことが予想される。

（3）銀行の健全性

中国の銀行は、総資産の 4 割近くを占める大型商業銀行（五大銀行）のほか、12 の株式制商業銀行、約 130 の都市商業銀行、3,000 以上の小規模な農村金融機関がある（第 I-3-2-2-13 表）。これらの銀行の不良債権や対処能力を見てみる。

最近は、各金融機関とも、利益率が低下する一方で、不良債権比率が上昇している。2016 年 Q4 時点で、大型商業銀行は都市商業銀行等と比べて、不良債権比率はあまり変わらないものの利益率が高い。一方、農村商業銀行は他の形態の銀行に比べて、不良債権比率が極めて高い（第 I-3-2-2-14 図）。

不良債権の対応余力を銀行形態別に見ると、いずれの銀行も政府が求める貸倒引当金水準は満たしているものの、農村商業銀行の不良債権比率が突出して高いのが目に付く（第 I-3-2-2-15 図）。

また、自己資本比率の面では、大型商業銀行が最も体力がある一方で、株式制商業銀行が最も体力が弱い（第 I-3-2-2-16 図）[104]。また、特に農村商業銀行や株式制銀行は、全行平均としては基準を満たしている

第 I-3-2-2-9 図
中国の鉱工業分野の赤字企業数と赤字企業割合の推移

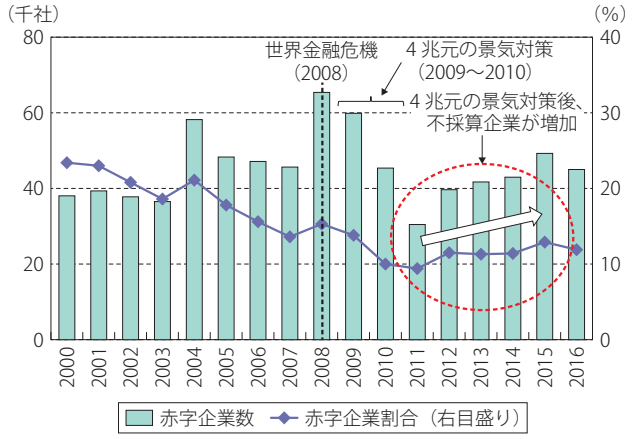

備考：当該年に赤字を計上した企業数。割合は企業数ベースで計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第 I-3-2-2-10 図
中国の鉱工業分野の赤字企業の割合（2016）

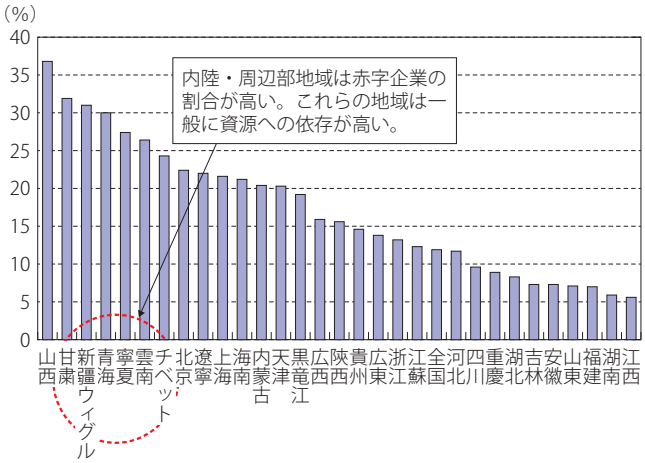

備考：当該年に赤字を計上した企業。赤字企業割合は企業数ベースで計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

102 企業数ベースの推移であり、金額ベースとは異なる可能性がある。
103 ただし、在中日系企業に対する調査（日本貿易振興機構「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」）によれば、経営上の問題として人材採用難を挙げる企業の比率は、ここ 2～3 年で低下傾向も見られ、次第に人材需給が緩んできている可能性もある。
104 バーゼル規制（バーゼルⅢ）では、最低水準 8%としている自己資本比率をリスクの吸収ができるように引き上げていくことを求めており、中国では 2018 年末に向けて段階的な引上げが予定されている（例えば、金融システムの上で重要な銀行の自己資本比率は、資本バッファー 2.5%、サーチャージ 1%を上乗せして 11.5%まで引き上げる予定）。中国の 2016 年末時点における最低所要水準は、大型商業銀行のような金融システムの上で重要な銀行は 10.7%、その他の銀行は 9.7%としている。

第Ⅰ-3-2-2-11 図　中国の都市部登録失業率の推移

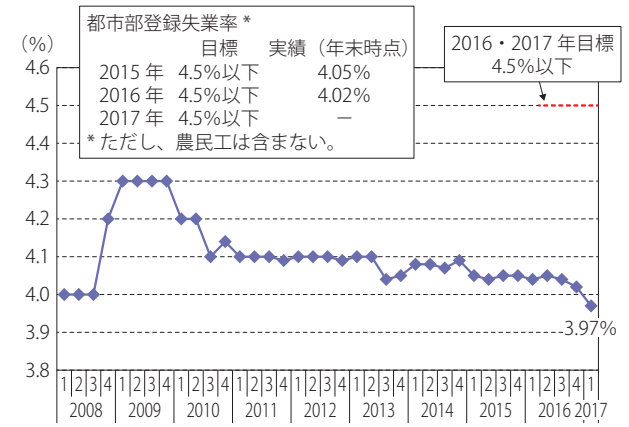

備考：都市に戸籍を持たない、いわゆる農民工は含まない。
資料：中国人力資源・社会保障部、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-12 図　中国の都市部の求人倍率の推移

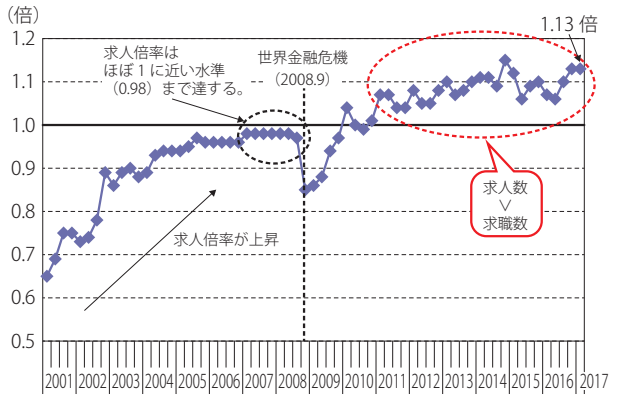

備考：全国の約 100 都市において調査（2017 年 Q1 の調査都市数は 105 都市）。
資料：中国人力資源・社会保障部、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-13 表　中国の銀行（2016 年末）

金融機関	総資産		銀行数（行）	1 行当たり資産規模（兆元）	備　考
	金額（兆元）	シェア（%）			
大型商業銀行	87	37.3	5	17.3	中国銀行等の「五大銀行」。
株式制商業銀行	43	18.7	12	3.6	中信銀行等の 12 行。
都市商業銀行	28	12.2	133	0.2	各都市に立脚して活動。 日本で言えば、地銀に近い。
農村金融機関	30	12.9	3,662	0.01	農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社等がある。金融機関数が多く、1 行当たりの規模が小さい。
その他	44	19.0	449	0.1	政策性銀行（開銀、輸銀等）、外資銀行、非銀行金融機関等。
銀行業金融機関計	232	100.0	4,261	0.1	

備考：1．銀行数は 2015 年末。1 行当たり資産規模は、2016 年総資産を 2015 年銀行数で除した。
　　2．「商業銀行」とは「政策性銀行」（開銀、輸銀等）に対する表現で、「民営銀行」という意味ではない。
　　むしろ、多くはいわゆる「国有銀行」であり、中央又は地方政府が出資の過半を占める。
資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-14 図
中国の銀行の総資産利益率と不良債権比率の推移
（2014Q1 → 2016 年 Q4）

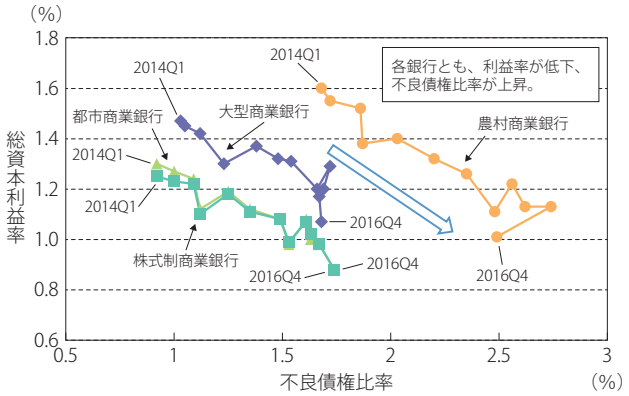

資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC databese から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-15 図
中国の銀行の不良債権比率と貸倒引当金比率（2016Q4）

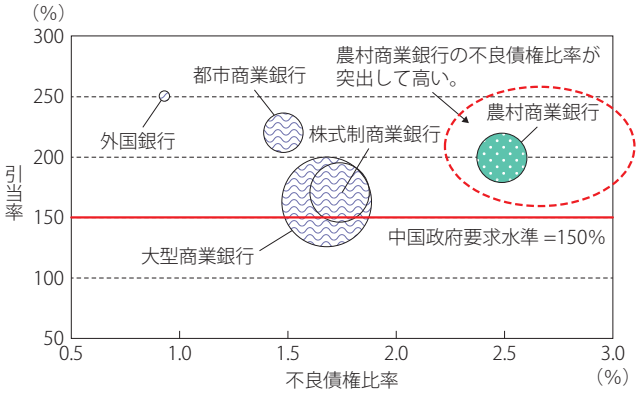

備考：円の大きさは不良債権額を表示。
資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC databese から経済産業省作成。

ものの、個別行によっては経営状況に大きな差があることが指摘されている。

このほかにバランスシートに計上されない理財商品に伴うリスクが指摘されている。理財商品については、株式制商業銀行の残高が、五大商業銀行を上回っており、その意味で株式制商業銀行のリスクには注意が必要と指摘されている（第Ⅰ-3-2-2-17 図）。

また、金利の自由化の中で、体力の弱い銀行の預金を集める力が低下して、融資資金を銀行間市場等で調達する割合が上昇していることもリスクを拡大してい

第Ⅰ-3-2-2-16 図
中国の銀行の不良債権比率と自己資本比率（2016Q4）

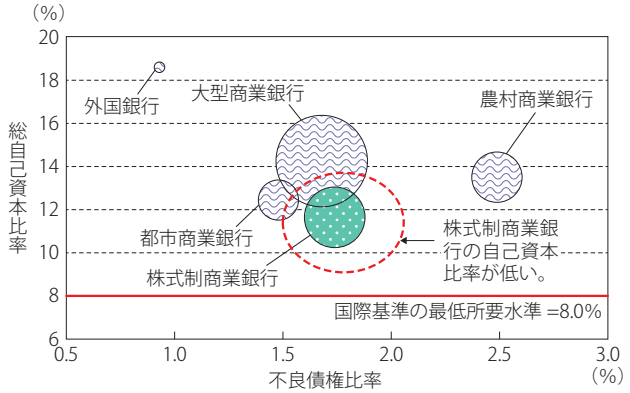

備考：円の大きさは不良債権額を表示。
資料：中国銀行業監督管理委員会、CEIC databese から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-17 図
中国の銀行の理財商品の残高の推移

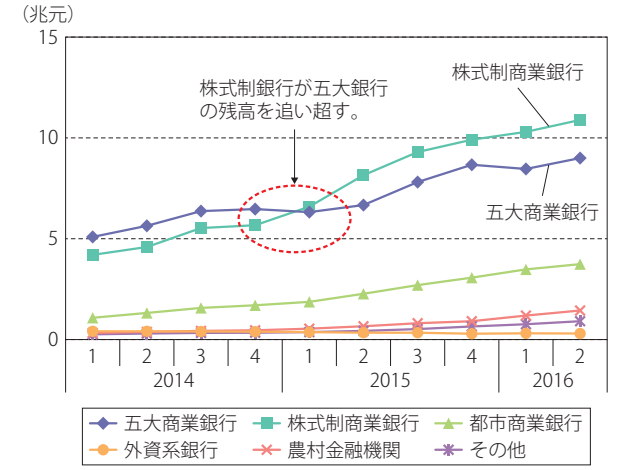

資料：中国中央結算公司、CEIC database から経済産業省作成。

る。例えば、中国人民銀行のシミュレーションによれば、株式制商業銀行は他行からの資金の借入れが大きく、デフォルト発生時に資本の最低要求水準を下回った場合は広範囲に影響を波及させるおそれがあると指摘されている[105]（第Ⅰ-3-2-2-18 図）。

(4) 中国政府の方針と対応余力

中国政府は、従来から企業の債務問題に取り組む姿勢を表明しており、2016 年 10 月、改めて企業債務引下げの方針を発表した（第Ⅰ-3-2-2-19 表）。その手段として、企業の合併・再編、銀行債権の株式化、破

第Ⅰ-3-2-2-18 図　中国の銀行のリスク波及効果

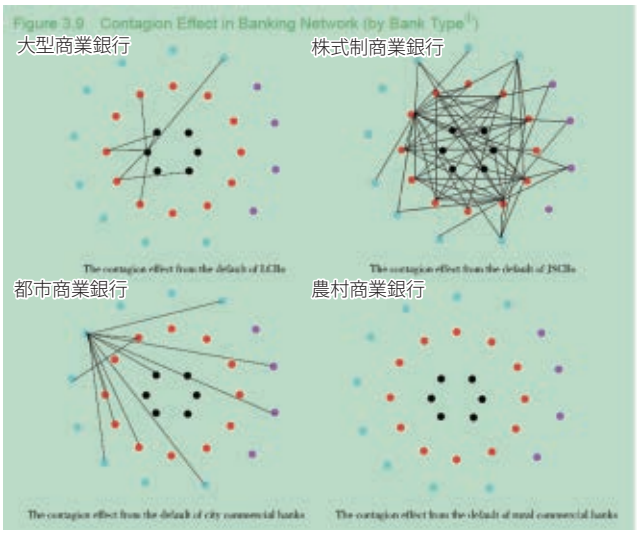

資料：People's Bank of China「China Financial Stability Report」から経済産業省引用。

産処理等を挙げている。この方針は 2017 年全人代の「政府活動報告」でも踏襲されている。

銀行債権の株式化については実施の際の基本方針も併せて発表された（第Ⅰ-3-2-2-20 表）。この手法は 2000 年代初めの銀行の不良債権処理の際にも政府主導で利用されたことがあるが、今回は市場ルールに基づいて実施することを強調している[106]。これに対しては、銀行や企業のガバナンスを強化することが必要で、運営を誤ればゾンビ企業の延命に使われ、投資者にリスクを拡散するおそれがある等の課題が指摘されている。

企業の資金調達は、従来の銀行融資から、社債、委託貸出、信託貸出（理財商品等）など多様化が進んでいる（第Ⅰ-3-2-2-21 図）。理財商品のように銀行、信託会社、証券会社等にまたがるような金融商品が登場する一方で、監督官庁は、銀行業、証券業、保険業と分かれていることから、規制当局間の連携不足により、リスク管理を十分に行うことが難しいとの指摘がある。

仮に一部の銀行に破綻のおそれが生じた場合、中国は主要国と比べて政府債務の水準はまだ低い[107]ことから、最終的には中国政府が国債等により資金を調達

105 中国人民銀行は「China Financial Stability Report 2016」の中で、31 の銀行（大型銀行 6、株式制銀行 12、都市銀行 9、農村銀行 4）を対象にリスクの波及効果をシミュレーションしている。2 つのシナリオ（緩やかなショックと厳しいショック）の下で、ある銀行がデフォルトにより資本の最低要求水準を下回った場合、他の銀行へリスクを伝染させるか影響を試算したところ、緩やかなシナリオでは大半の銀行がストレス・テストを合格し、厳しいシナリオでも 50%以上の銀行が合格したことから、総体的な波及リスクは対処可能としている。一方で、銀行のタイプ別には、株式制商業銀行が銀行間市場における最大の資金の借り手であり、デフォルト発生時には広範囲に影響を波及させるおそれがあるとも指摘している。

106 一時的な経営不振企業を対象とし「ゾンビ企業」は債務株式化の対象としないとするほか、当事者間で協議によって、対象企業、資金調達、株価などを決定し、仮に損失が生じても政府は補填しないなどの方針が提示された。

第Ⅰ-3-2-2-19 表
中国政府の企業の債務問題に係る方針

国務院「企業のレバレッジ比率の積極的かつ安定的な引下げに関する意見」（2016. 10. 10.）

一部の企業における企業債務負担の増加が経営困難を悪化させ、債務リスクの上昇を招いている。企業レバレッジの引下げは供給サイドの５大任務の１つ。

そのための主要な措置としては、
①積極的な企業の合併・再編
②企業のコーポレートガバナンスの完備
③企業の既保有資産の活性化
④企業債務構造の最適化
⑤銀行債権の株式化
⑥法律放棄に基づく破産処理の実施
⑦エクイティファイナンスの積極発展

全人代「政府活動報告」から 2017 年重点活動任務（抜粋）（2017. 3. 5.）

（債務削減について）
積極的かつ着実に過剰債務を解消する。（中略）　企業の保有資産の活用を促し、資産の証券化を進め、市場化・法治化の原則に基づく債務の株式化をサポートし、エクイティファイナンスにさらに力を入れ、企業とりわけ国有企業の財務レバレッジ制限を強化し、企業の負債を徐々に合理的な水準に引き下げる。

（金融リスクについて）
今のところ、システミックリスクは総じてコントロール可能であるが、不良資産やデフォルト、シャドーバンキング、インターネット金融[108]などの蓄積しているリスクを厳重に警戒する必要がある。

第Ⅰ-3-2-2-20 表
「市場化した銀行債権の株式化に関する指導意見」（2016. 10. 10.）

市場ルールと法の支配に従って銀行債権の株式化を進める。

・奨励企業：発展の見込みが良好であるのに、一時的に困難に直面している企業等を対象として奨励。
・禁止企業：「ゾンビ企業」などは債務株式化の対象とすることを禁止。
・実施主体：資産管理会社（AMC）、保険会社、国有資本投資運営企業など。なお、銀行が直接実施することは出来ないが、銀行傘下の企業は実施主体になり得る。
・資金調達は市場で調達、株価は当事者で協議、損失が生じても国は補填しない。

＊国務院「企業のレバレッジ比率の積極的かつ安定的な引下げに関する意見」の付属文書

して、銀行への公的資金注入で破綻を抑えることは可能との見方が多い（第Ⅰ-3-2-2-22 図）。特に中国の場合、銀行の大半が国有銀行で、過去の融資も政府の意向をくんだ結果であり、政府は迅速に公的資金注入等の救済を行うだろうとの見方が強い。その際には影響の大きい五大商業銀行は優先的に支援され、都市銀行や農村銀行も地方政府主導で破綻回避を目指すだろ

第Ⅰ-3-2-2-21 図
中国の社会融資総量（残高）の推移

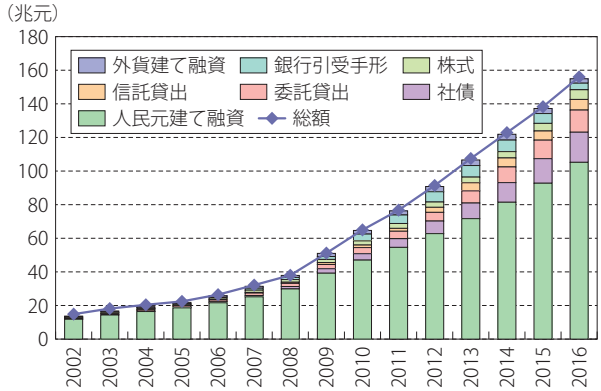

資料：中国人民銀行、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-2-22 図　主要国の非金融部門の債務残高

（主要国の比較）

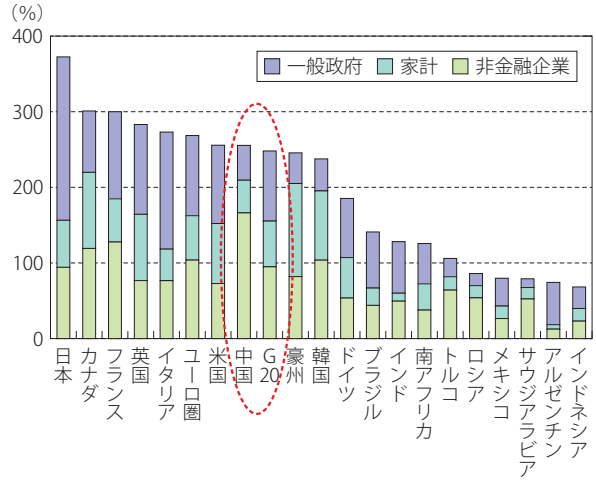

備考：１．主要国として G20 を表示。
　　２．一般政府は中央・地方政府を含み、家計には対家計サービスの民間非営利団体を含む。
資料：BIS「total credit statistics」から経済産業省作成。

（中国と G20 平均の比較）

（単位：%）

	中国	G20 平均
一般政府	46.1	92.7
家計	43.2	60.5
非金融企業	166.2	94.9
計	255.6	248.1

備考：一般政府は中央・地方政府を含み、家計には、対家計サービスの民間非営利団体を含む。
資料：BIS「total credit statistics」から作成。

107 政府債務には、中央・地方政府とも含むが、地方政府の融資平台は含まれない。今後、融資平台の債務が地方政府発行の地方債に置き換えられていけば増加することは考えられる。また、内陸部中心に官民パートナーシップのインフラプロジェクトの計画があり、新たな債務問題につながる可能性を指摘する声もある。
108 インターネット金融については、投資先の実態がわかりにくいことなどリスクが懸念される一方で、ネット事業者が、スマートフォン経由で広く資金を集め、ビッグデータを活用して信用情報を蓄積し、少額多頻度の中小・零細企業等へも融資サービスが提供できるなど前向きにとらえて評価する声もある。

うと指摘されている。ただし、一部の影響の小さな銀行は破綻させる可能性や実際の資金注入までの間に市場に不安が伝播して、一時的な混乱が拡大する可能性を指摘する声もある。

外国への影響については、中国が資本取引を規制しているため、海外への影響は限られるとの見方が多い[109]。ただし、中国経済の減速は、世界経済にとってリスクとなる可能性はある。

また、不良債権問題は、貸し渋りなど与信活動の停滞や必要な資金が成長分野へ十分まわらないこと等を通じて、長期的に中国の実体経済を減速させ、世界経済の下押し要因となることは考えられる。

3. 不動産市場リスク

中国の不動産を巡っては、沿海部大都市等を中心に価格が上昇し、過熱からバブルが懸念されている。その一方で、経済不振地域を中心に住宅の過剰在庫問題も併存している。

現在の過熱は、不動産在庫の解消を目指して、政府の方針が住宅支援に転じたことから始まった（第Ⅰ-3-2-3-1 図）[110]。政策金利引下げ、株式市場からの資金流入、住宅制限措置の緩和等を受けて、主要都市の住宅価格は上昇に転じる都市が増加していった（第Ⅰ-3-2-3-2 図）。まず、沿海部大都市（深圳、上海等）において不動産価格が上昇を始め、続いて周辺の主要都市（南京、合肥等）にも上昇の動きが広がった（第Ⅰ-3-2-3-3 図）。これらの都市では実需とともに投資目的の購入も多いといわれ、都市によっては前年比数十パーセントという急速な価格上昇を示しており、不動産バブルの懸念が指摘されている[111]。

このような急速な価格上昇に見舞われた住宅購入に当たって、若年層を中心に銀行の住宅ローンの利用が増え、ローン残高は 2016 年末で前年比約 35％増と増勢を強めている（第Ⅰ-3-2-3-4 図）。この他にも、ローンの頭金に相当する部分を銀行以外から融資を受けているケースもあるといわれ、住宅価格の急落や金利の

第Ⅰ-3-2-3-1 図　中国の不動産開発・販売（年初来累計 / 前年同期比）の推移

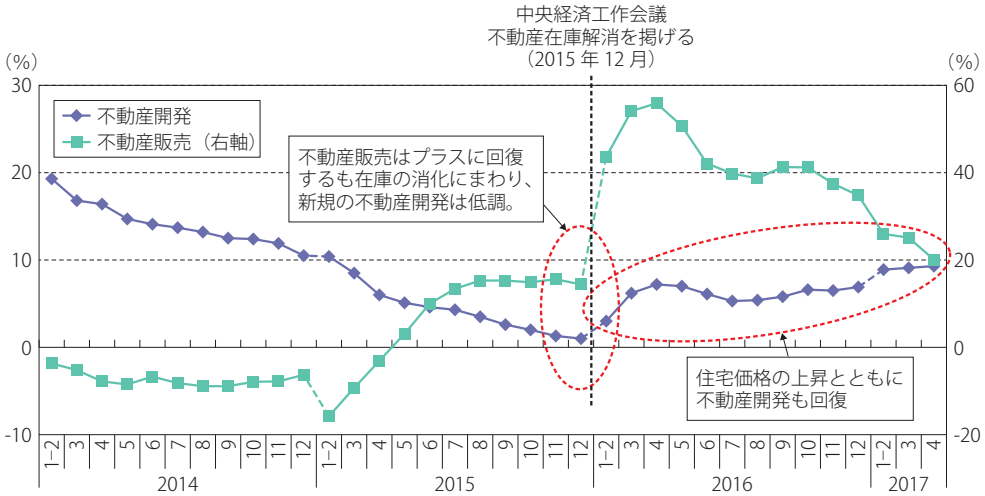

備考：1～2 月は合計値で公表されている。1 月からの累計値に対する伸び率。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

109 英国等の一部の金融機関は中国の銀行に出資していると言われ、影響が生じる可能性はある。例えば、イングランド銀行は、英国主要銀行のストレス・テスト報告書の中で、中国の経済減速、急速な信用拡大、不動産価格の高騰等を重要なファクターと認識している。

110 2015 年 12 月の中央経済工作会議で、供給側の構造改革の一環として、不動産在庫の処理を進める方針が掲げられた。そのために、農民工の市民化加速によって住宅需要を拡大することや不動産市場に対する制限措置の撤廃等が打ち出された。当時は、不動産販売の伸びは前年のマイナスからプラスに回復したものの、過剰在庫の解消にまわり、新規の不動産開発はゼロ成長近くまで落ちていた。

111 不動産価格上昇の背景には、国際的な資本取引に規制のある中国では、国内で資本が高い利率を求めて移動しているとの指摘がある。2015 年夏に株式市場が暴落すると、株式市場から不動産市場に資金が流入し、まず、一線都市といわれる北京、上海、広州、深圳の上昇をもたらし、次いで二線都市といわれる南京、合肥等に資金が移動した。なお、一線都市では実需も相当にあり、むしろ、投資対象という意味では二線都市の方がバブルなのではないかとの声もある。一方、中国では、土地の所有は認められていないため、住宅についても価格の調整が遅れ、現在の住宅価格上昇は短期間に本来の市場価格にまで調整が進んでいるだけとの見方（カーネギー国際平和基金の Yukon Huang 氏）もある。

第Ⅰ-3-2-3-2 図　中国主要 70 都市の新築住宅販売価格の動向

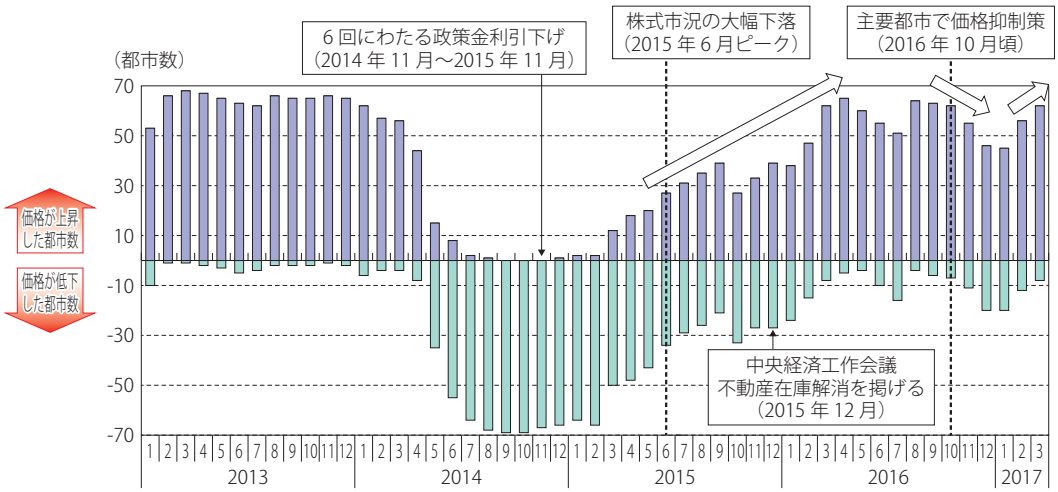

備考：主要 70 都市のうち、前月と比較して価格が上昇・低下した都市数。70 都市の残りは不変。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-3-3 図
中国主要都市の新築住宅販売価格（前年同月比）の推移

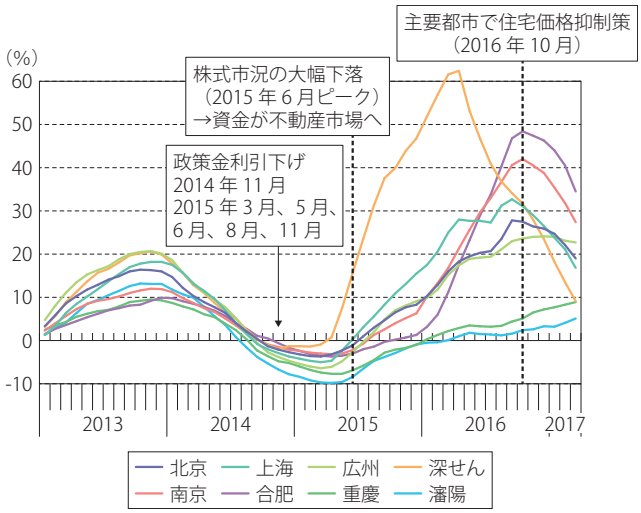

資料：中国国家統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-3-4 図
中国における住宅ローン残高の推移

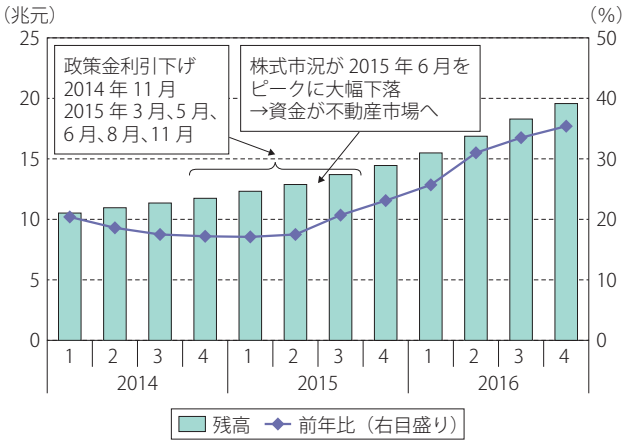

資料：中国人民銀行、CEIC database から経済産業省作成。

上昇等を契機に債務問題を懸念する声がある。

このような中で、2016 年は価格上昇の著しい都市において不動産購入規制が導入された。まず、春に上海、深圳で導入され、次いで秋の国慶節前後に多くの都市で相次いで導入されている（第Ⅰ-3-2-3-5 表）。これら都市の伸び率上昇は沈静化に向かったが、依然として高い価格水準が続いており、規制が導入されていない都市に住宅価格上昇が広がっていく可能性も指摘されている。実際に主要 70 都市で価格上昇している都市数は 2016 年 10 月以降一旦減少したものの、足下では価格上昇都市が全体の約 9 割に及ぶなど再び増加する動きが見える（第Ⅰ-3-2-3-2 図）。

一方の住宅在庫の動向を見ると、全国計で見た在庫面積、在庫比率は上昇しており、2015 年末時点の在庫率は販売額の 5 か月分近くまで上昇していた（第Ⅰ-3-2-3-6 図）[112]。既に書いたように中国政府は在庫解消のため、金融緩和や不動産規制の緩和を行うとともに、農民工の都市への移住、バラック地区の再開発等を進め、2016 年末の在庫率は低下に転じている。

住宅在庫は地域的に大きな相違があり、主要 35 都市の中で 2015 年末の在庫比率トップ 3 都市は、東北地域に集中し、在庫比率も 10 か月を超えている（第Ⅰ-3-2-3-7 図）。

住宅在庫の変動には、景気、需給、政策など様々な要因が考えられるが、経済が不調な東北地域の都市で顕著に上昇している（第Ⅰ-3-2-3-8 図）。

112 ここで在庫率は、在庫の販売に対する比率＝年末在庫面積（m^2）/ 当該年の 1 か月平均販売面積（m^2）として計算。

第Ⅰ-3-2-3-5 表　中国主要都市の不動産購入規制

（導入都市）

都市	時期	内容
上海、深圳	2016 年 3 月	
合肥、南京、蘇州、厦門	2016 年 8 月	住宅の購入制限、ローン規制
北京、天津	2016 年 9 月	
上海、広州、深圳、成都、鄭州、武漢、合肥、南寧、済南、南京、厦門、福州、南昌、仏山、東莞等	2016 年 10 月	

＊同じ都市が複数回登場するのは、規制強化が行われたことを意味する。

（規制の例）

○住宅の購入制限
・市の戸籍を持つ者の住宅購入は２軒まで。
・市の戸籍を持たない者の住宅購入は１軒まで。
　＊都市によっては、市の戸籍を持たない場合、一定年数、社会保険料を支払っていないと１軒も購入を認めないところもある。

○住宅ローン規制
・１軒目の住宅を購入する場合の頭金は 30%。２軒目購入の場合の頭金は 70%。
＊規制の内容は都市によって異なり、総じて価格上昇の著しい都市の方が厳しい。

資料：各種報道、シンクタンクレポート等から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-3-6 図　中国の住宅在庫の推移

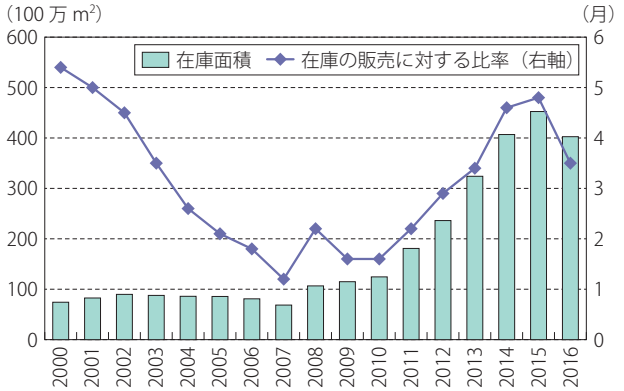

備考：在庫の販売に対する比率＝年末在庫面積（m²）/ 当該年の１か月平均販売面積（m²）として計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-3-7 図
中国の都市別住宅在庫の販売に対する比率（2015 年末）

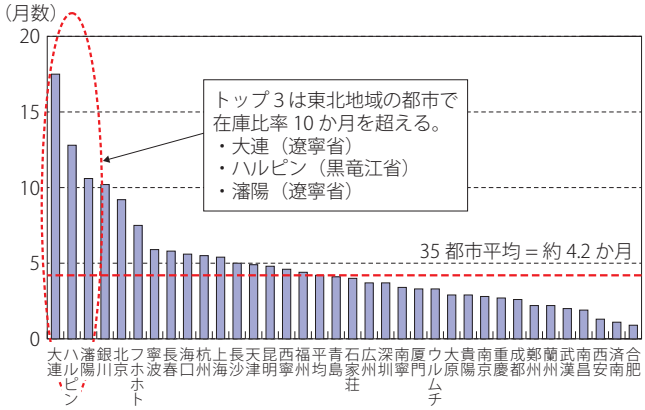

備考：１．在庫の販売に対する比率＝ 2015 年末在庫面積（m²）/2015 年中の１か月平均販売面積（m²）として計算。
　　２．2016 年間の地域別住宅在庫は未公表。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-3-8 図　中国の住宅在庫と経済成長率の推移

（全国計）

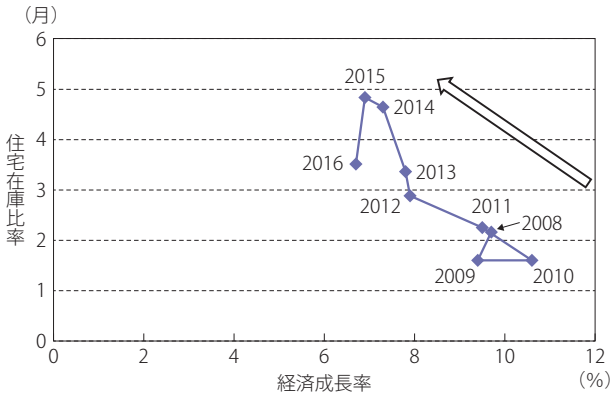

備考：在庫の販売に対する比率＝当該末在庫面積（m²）/ 当該年中の１か月平均販売面積（m²）として計算。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

（大連・ハルピン・瀋陽）

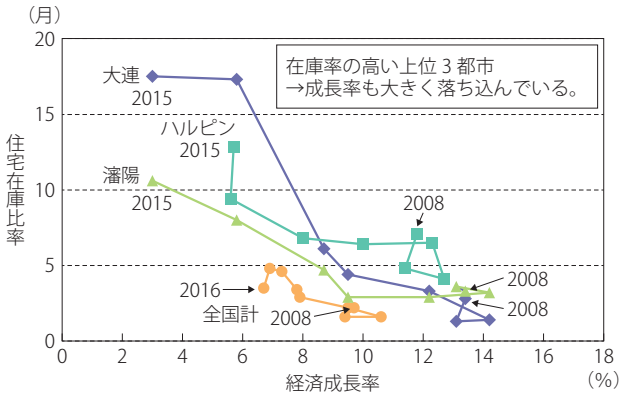

備考：１．在庫の販売に対する比率＝当該末在庫面積（m²）/ 当該年中の１か月平均販売面積（m²）として計算。
　　２．経済成長率は、当該都市の所属する省の実質 GDP 成長率で代用。
　　３．全国計では 2016 年末が公表されているが、都市別には 2015 年末まで。
資料：中国国家統計局、CEIC database から経済産業省作成。

4. 米国利上げによる資金流出リスク

米国 FRB の金利引上げは、ドル高・元安を通じて、中国からの資金流出を加速させるおそれが指摘されている。中国も金利を引き上げる場合は、為替の下落、資本流出を抑える効果がある一方で、景気の減速や債務問題の悪化をもたらす懸念がある。

人民元は、中国経済減速や米金利引上げ観測等で、2015 年夏以降、元安方向に推移してきた（第 I-3-2-4-1 図）。一時期 4 兆ドルにまで迫った外貨準備は、急速な元高を抑えるための市場介入により減少を続け、2017 年 1 月末は一時的に 3 兆ドルを切る水準まで低下した。

足下の元安は比較的落ち着いているものの、先物価格の動きを見ると、依然として 1 年後は現在よりも元安になるとの予想（人民元の先安感）が続いている（第 I-3-2-4-2 図）。

中国の外貨準備の適正水準について、IMF が公表している計算式に基づいて試算すると、管理変動相場制という中間形態をとっているため、ただちに問題があるとは言えないものの、固定相場制の場合の下端に近づいている（第 I-3-2-4-3 図）。中国の外貨準備高は、現状でも十分な水準との見方がある一方で、外貨準備を流動性の高い資産で保有しているのか不明のため、為替介入など必要な際にすぐに外貨に交換できるのか等の懸念も指摘されている。

既に 2014 年半ば以降、流出超に転じていた中国の資本・金融収支は、2015 年の為替レート切り下げ後、人民元安方向に動く中で、米利上げの影響もあって大幅な赤字を計上、資本流出が続いている。2016 年通年では 4,000 億ドル以上の流出超となった（第 I-3-2-4-4 図）。

最近の資本流出は、外国資本の撤退というよりも、中国居住者による流出の拡大が大きい（第 I-3-2-4-5 図）。金融収支の資産（中国居住者による外国への投融資）の動きを見ると、中国企業による M&A を含

第 I 部　第 3 章

第 I-3-2-4-1 図　中国の為替レートと外貨準備の推移

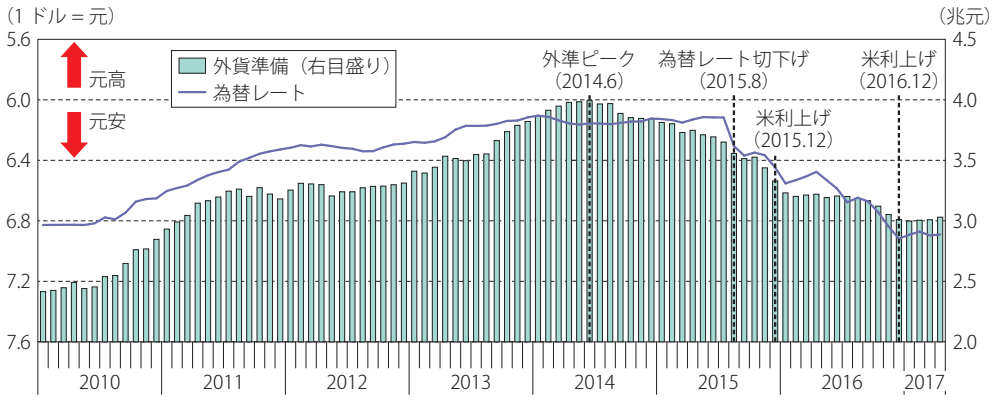

備考：為替レートは月間平均。
資料：中国人民銀行、中国外貨交易センター、CEIC database から経済産業省作成。

第 I-3-2-4-2 図　人民元の現物価格と先物価格の推移

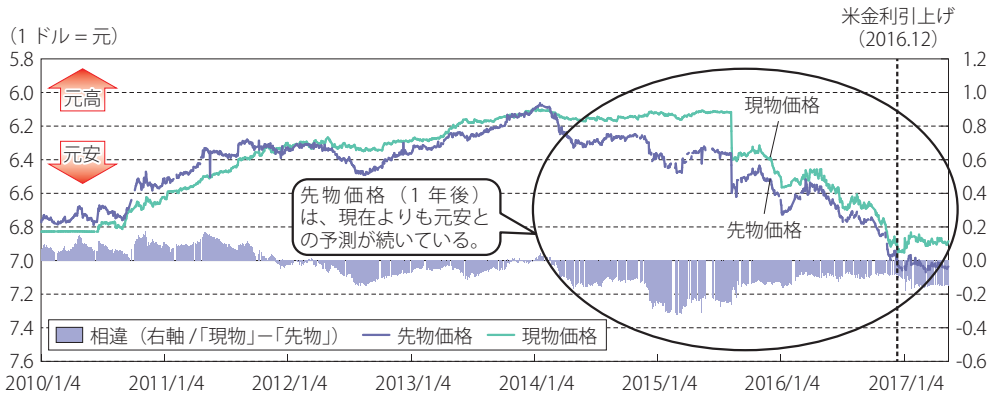

備考：先物価格は 1 年もの。現物価格は中国外貨交易所の基準値。
資料：中国外貨交易所、中国銀行、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-4-3 図　中国の適正な外貨準備の水準（試算）

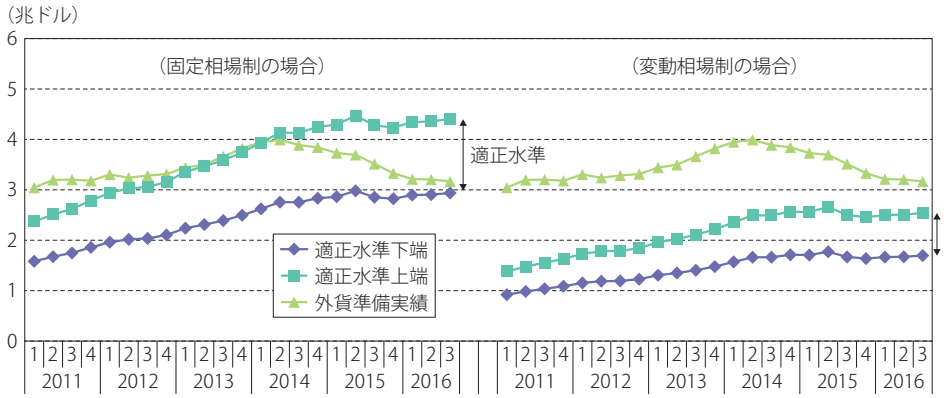

備考：１．適正水準は IMF「Assessing Reserve Adequacy-Specific Proposals」（Apr. 2015）に基づき試算。
２．IMF は、計算式に基づく基準の 100%～150% を適正水準としており、その数値を上端・下端とした。
３．輸出額は当該四半期までの年間輸出額、通貨流通量（M2）、短期債務、その他債務は四半期末の残高を利用。
資料：中国人民銀行、国家外貨管理局、海関総署、CEIC database から経済産業省作成。

（計算式）

	固定相場制	変動相場制	備考
輸出	10%	5%	外需の低下等による潜在的損失に対応。
通貨供給量（M2）	10%	5%	居住者の国内資産の資本逃避に対応。
短期債務	30%	30%	債務支払リスクに対応。
その他債務	20%	15%	その他の証券投資の流出に対応。
適性水準	上記４項目に比率を乗じたものの合計額の 100%～150% が適正額。		

備考・資料：IMF「Assessing Reserve Adequacy-Specific Proposals」(Apr. 2015) から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-4-4 図　中国の国際収支の推移

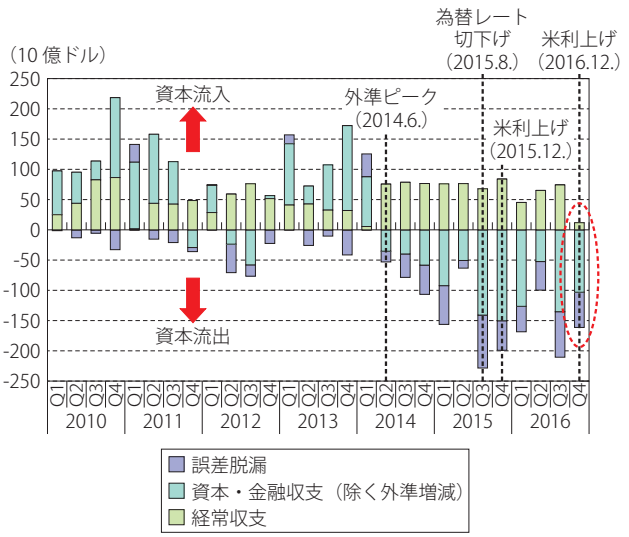

備考：１．中国の国際収支は、IMF 国際収支マニュアル第６版に準拠しており、金融収支の中に準備資産増減が含まれるが、ここでは除外して表示した。
２．資本流出超の場合、外貨準備は減少（外貨準備減少は国際収支統計上プラスとして計上（グラフでは上向き）。
３．資本収支は規模が小さいため、金融収支と合計で図示してある。
資料：中国国家外貨管理局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-4-5 図
中国の金融収支（除：外貨準備増減）の推移

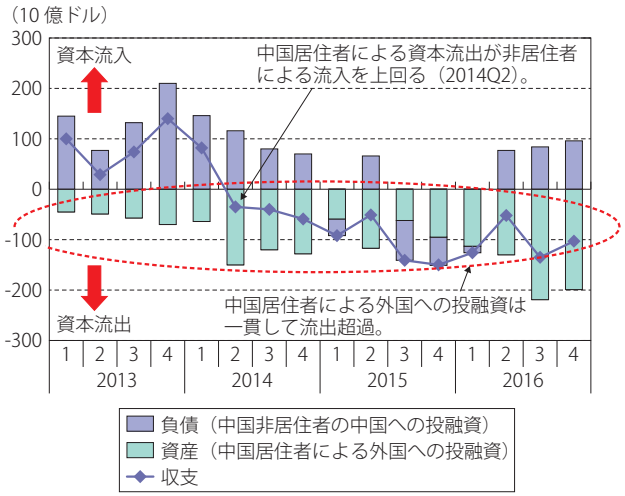

資料：中国国家外貨管理局、CEIC database から経済産業省作成。

む直接投資だけでなく、証券投資、その他投資（現預金、融資、貿易金融等）など様々な形で中国居住者による流出超過が続いている（第Ⅰ-3-2-4-6 表）。

このような中で、中国政府は 2016 年末から資本流出を抑えるための対策を強めている。まず、外貨取引から強化され、直接投資に伴う両替の事前許可審査の強化、個人の外貨両替の際の書類提出等が要求されている。このような資金移動の規制は、事業環境の悪化につながり、一部の企業では円滑な事業活動への影響も懸念されている。また、海外に移動できない資金が国内に滞留し、シャドーバンキング等を通じて、不動産市場に流入してリスクを高めているとの指摘もある。

このような為替の下落、資本流出を抑える政策として、金利の引上げが考えられるが、一方では企業の金

第Ⅰ-3-2-4-6 表　中国の金融収支（資産）の推移

（単位：10 億ドル）

		2013				2014				2015				2016			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
直接投資		▲21	▲16	▲16	▲20	▲19	▲29	▲38	▲38	▲22	▲32	▲54	▲67	▲59	▲65	▲57	▲36
証券投資		▲3	▲5	2	0	2	1	▲4	▲10	▲25	▲32	▲0	▲16	▲22	▲16	▲32	▲34
デリバティブ		0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	▲1	▲1	0	▲2	▲3	▲1	▲1
その他投資		▲21	▲28	▲44	▲50	▲47	▲123	▲78	▲81	▲11	▲52	▲7	▲12	▲30	▲46	▲130	▲128
	現・預金	25	▲5	▲6	▲21	▲56	▲66	▲28	▲36	▲8	▲7	▲26	▲14	0	▲5	▲17	▲22
	融資	▲10	▲8	▲8	▲6	▲18	▲39	▲14	▲3	▲18	▲36	▲31	37	▲20	▲24	▲37	▲33
	貿易金融	6	▲15	▲29	▲23	28	▲18	▲35	▲44	18	▲5	▲40	▲19	31	▲11	▲57	▲64

資料：中国国家外貨管理局、CEIC database から経済産業省作成。

利負担増加を通じて景気を冷やす等のおそれもある。銀行の資金調達金利を考えると、預金者から資金を集める預金基準金利（貸出基準金利とともに政策金利と呼ばれている）は中国人民銀行によって決定され 2015 年 10 月以降変えられていない（第Ⅰ-3-2-4-7 図、第Ⅰ-3-2-4-8 図）。一方、銀行間金利は昨年末の米国利上げ前後から上昇している。また、中国人民銀行は本年 2 月、3 月と公開市場操作金利の引上げを行っている。この引上げは不動産バブル抑制等のためとの指摘もあるが、金利を上げすぎれば景気の腰折れや不良債権問題を始めとした金融リスクの悪化を招く懸念もある。

第Ⅰ-3-2-4-7 図　中国における銀行の資金調達と金利

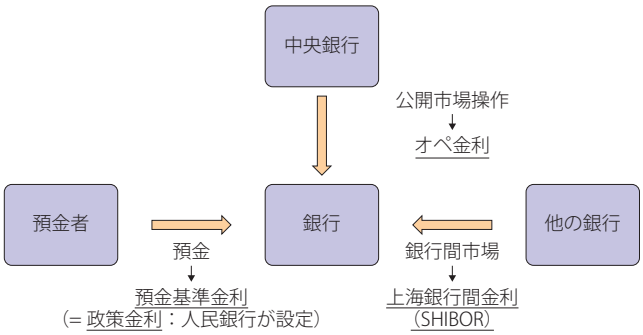

備考：中国人民銀行が設定する、預金基準金利と貸出基準金利をあわせて「政策金利」と称している。
資料：経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-4-8 図　中国の金利の推移

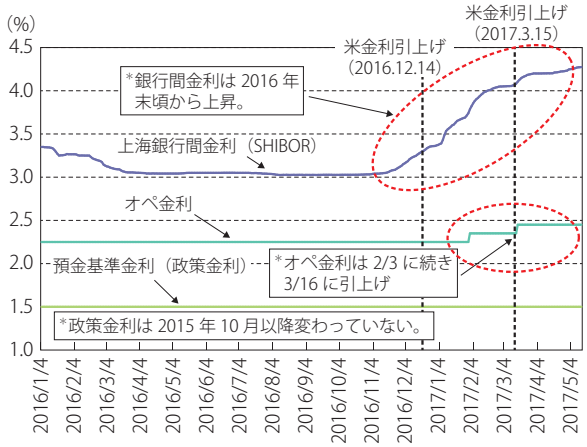

備考：1．預金基準金利、上海銀行間金利は 1 年物、オペ金利はリバースレポ 7 日物を表示した。
2．オペ金利は公開市場操作の実施日にしか生じないが、ここではグラフの便宜上連続して表記した。
資料：中国人民銀行、CEIC 等から経済産業省作成。

5. 米国トランプ政権の貿易・通商政策による影響

米中間の貿易は、米国側の貿易赤字が続いていることを受けて、2017 年 4 月の米中首脳会談において中国が貿易不均衡是正に向けた「100 日計画」を作成することが合意された。5 月には米中両国が「100 日計画」で合意した内容を発表するとともに、その進捗を具体化し、更なる関係強化に向けた「1 年計画」の協議を開始することも決定された[113]。

中国の対米貿易の推移を見ると、2000 年代に入っ

113 米国商務省のプレス発表（2017 年 5 月 11 日）では、両国が「100 日計画」で合意した内容が公表されている。主な合意内容としては、中国は、国際的な食品安全基準等を満たすのを条件に BSE（牛海綿状脳症）問題で輸入を停止していた米国産牛肉の輸入を再開する、全額外資出資の金融業企業による中国国内における信用格付業務を認める、米国の二つの金融機関に債権引受・決済業務の免許を付与する等が公表されており、一方、米国は、中国の「一帯一路」構想の重要性を認識して、5 月に北京で開催される「一帯一路」会議に代表団を送る等が挙げられている。

て輸出が大きく拡大したが、輸入は輸出の半分以下にとどまったため、結果として対米貿易黒字が大きく拡大した（第Ⅰ-3-2-5-1 図）[114]。

2016 年の統計で見れば、中国にとって米国は第 1 位の輸出相手国であり、対米輸出額は、英独仏など EU28 か国合計や ASEAN10 か国合計を上回る規模に達している（第Ⅰ-3-2-5-2 図）。

一方、米国側から見た対中貿易赤字は年々増加しており、また、全赤字の中で中国が占めるシェアも上昇をたどっている（第Ⅰ-3-2-5-3 図）。2016 年時点で米国の赤字のうち、中国が占めるシェアは約半分に迫っている。

次に米国側の貿易統計で、どのような品目で対中赤字を計上しているかを見てみると、特に電気機器（携帯電話、テレビ、モニター等）、一般機械（パソコン、事務機部品等）で多額の赤字を計上しており、家具、玩具、履き物、衣類など軽工業品が次いでいる（第Ⅰ-3-2-5-4 図）。

第Ⅰ-3-2-5-1 図　中国の対米貿易収支の推移

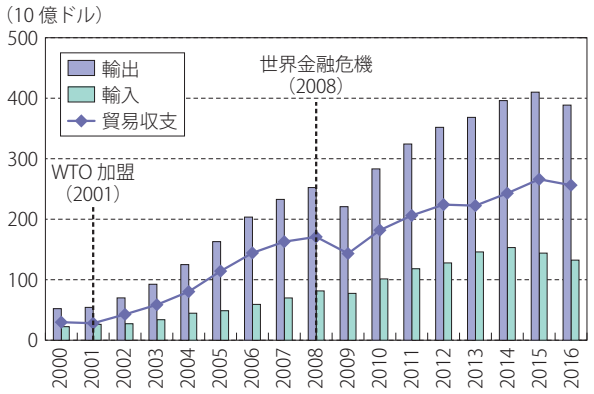

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-5-2 図　中国の主要国・地域別輸出額（2016）

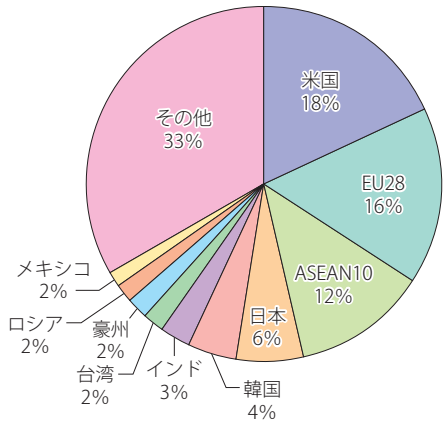

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

現在、二国間の貿易赤字に注目が集まっているが、我が国や米国を含む各国企業はグローバル・バリューチェーンの下で、国際的に生産分業を展開している。既に中国には多くの外資系企業が立地しており、中国の輸出入の中で外資系企業が占めるシェアは低下してきているものの、依然として輸出の 4 割強、貿易黒字の 3 割弱を占めている（第Ⅰ-3-2-5-5 図）。米国が大きな赤字を計上している、電気機器、一般機械についても、中国の地場企業とともに、外資系企業も生産していることが考えられる。

我が国製造業について見てみると、中国に現地法人を展開しており、現地調達とともに、日本から部材を調達して生産活動を行っている。その製品は、中国、日本を中心に販売されるが、一部は米国にも輸出されている（第Ⅰ-3-2-5-6 図）[115]。業種別には輸送機械が

第Ⅰ-3-2-5-3 図　米国の相手国別貿易赤字の推移

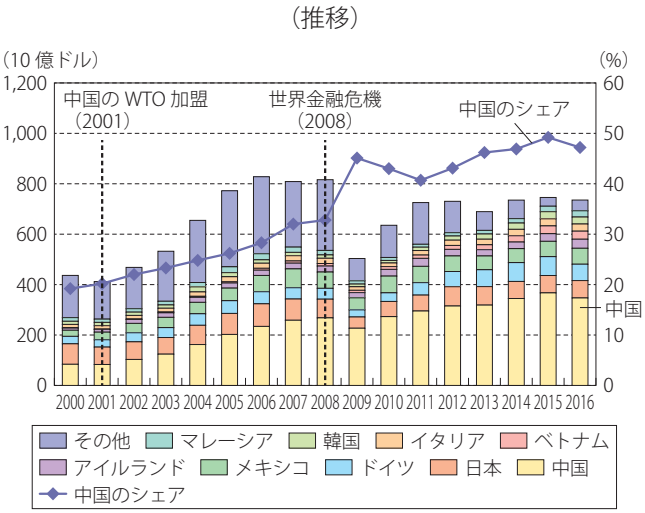

備考：2016 年貿易赤字額の上位 10 か国を表示。
資料：Globat Trade Atlas から経済産業省作成。

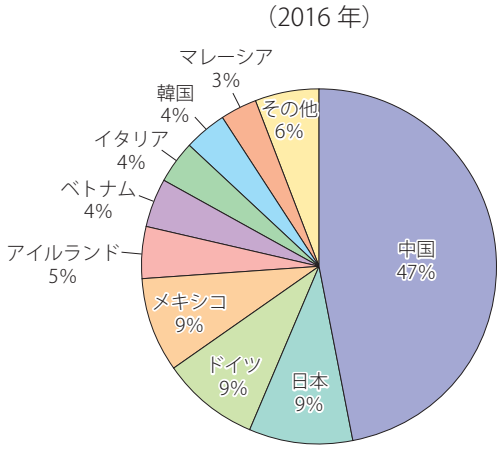

114 ここで中国とは本土のみ、香港は含まない。本節において特に記載のない限り同じ。

第Ⅰ-3-2-5-4 図　米国の品目別の対中貿易収支状況（2016）

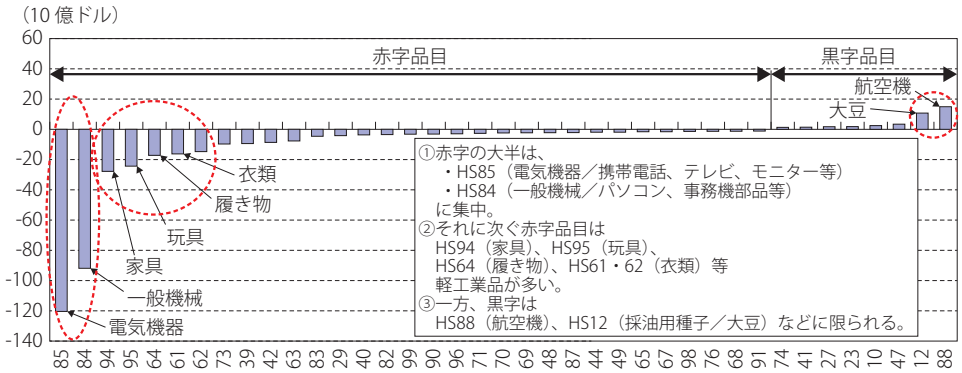

備考：HS2 桁ベースで、貿易収支が 10 億ドル以上の品目に限る。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-3-2-5-5 図　中国の貿易に占める外資系企業のシェアの推移

（対世界輸出）

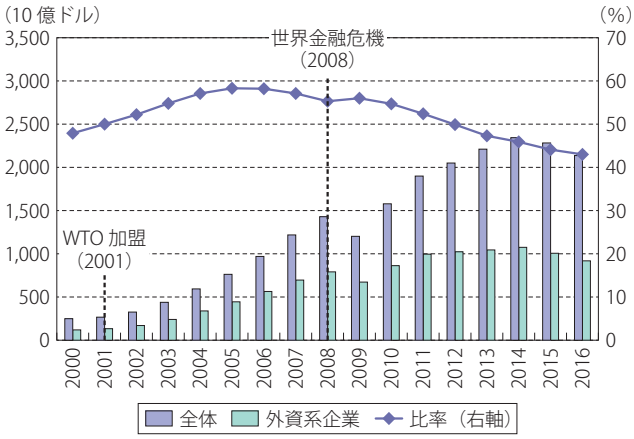

資料：中国海関総署、CEIC database から経済産業省作成。

（対世界貿易収支）

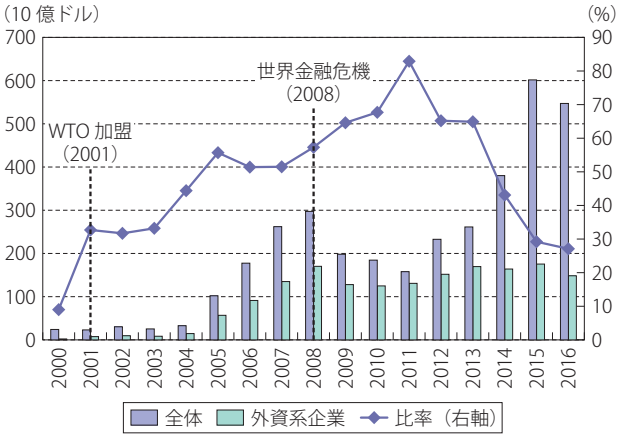

資料：中国海関総署、CEIC database から経済産業省作成。

多いが、電気機械も輸出されている。もし、中国からの輸入に制限が課された場合、在中日系企業の輸出、ひいては日本から中国への部材輸出に影響が生じる懸念がある。

第Ⅰ-3-2-5-6 図
在中日系現地法人（製造業）の活動（2015 年度）

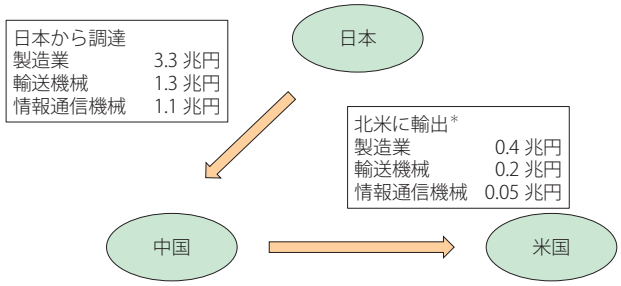

売上内訳	総額	現地	日本	アジア	北米
製造業	30.4 兆円	17.7 兆円	4.8 兆円	7.1 兆円	0.4 兆円
輸送機械	13.1 兆円	6.9 兆円	0.6 兆円	5.2 兆円	0.2 兆円
情報通信機械	4.1 兆円	1.5 兆円	1.8 兆円	0.7 兆円	0.05 兆円

備考：北米とは米国・カナダの合計。
経済産業省「海外事業活動基本調査」から経済産業省作成。

115 具体的な数値は経済産業省「海外事業活動基本調査」による。ただし、本調査の回答は任意であり、必ずしもすべての日系現地法人を網羅した統計とは限らない。なお、回収率は 2015 年度実績調査で 74.7%となっている。

コラム 1　米国多国籍企業にとっての中国

米国商務省は、毎年、米国の多国籍企業の海外現地法人について、売上、利益、米国との輸出入等の事業実績を調査している。これによれば、在中の米現地法人の対米輸出入額は、2014 年時点でそれぞれ約 102 億ドル、153 億ドル、中国の対米輸出入総額に占めるシェアは、2.6%、10.0%となっている（コラム第 1-1 図）。

コラム第 1-1 図　在中米国海外現地法人の対米輸出入の推移

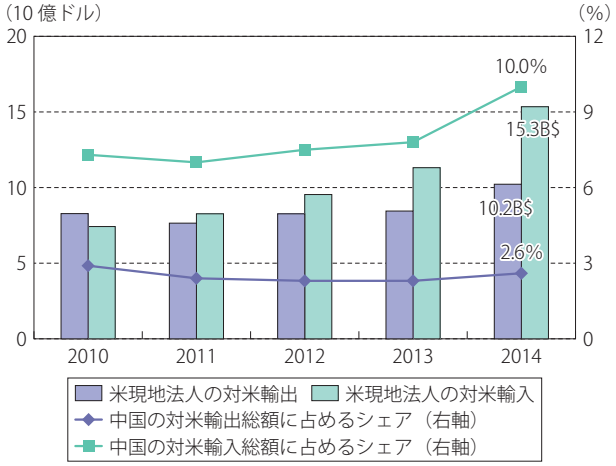

備考：全業種合計。中国は本土のみ。
資料：米国商務省経済分析局 Web サイト、Global Trade Atlas から経済産業省作成。

世界の米国現地法人における立地国としての中国のシェアを見ると、売上、利益、輸出入のいずれの面でも中国のプレゼンスは拡大している（コラム第 1-2 表）。

コラム第 1-2 表　全世界の米国海外現地法人に占める中国のシェア

（単位：%）

	地域	2000	2014
売　上	中国	1.0	6.3
	（含香港）	3.1	8.1
利　益	中国	0.8	2.5
	（含香港）	3.1	3.7
米国への輸出	中国	1.3	2.6
	（含香港）	4.6	4.6
米国からの輸入	中国	1.3	4.9
	（含香港）	3.8	6.4

備考：2000 年調査は非銀行現地法人のみ。
資料：米国商務省経済分析局 Web サイトから経済産業省作成。

また、世界の米国現地法人の活動において、中国は、売上、利益、米国との輸出入において上位 3～4 位に入り、米国多国籍企業にとって重要な立地拠点となっている[116]。もし、米中間で貿易摩擦が拡大するような事態になった場合、米国企業にとっても影響が及ぶ懸念がある（コラム第 1-3 表）。

116 利益については、バーミューダ等の租税回避地があるため、やや順位が低いが 10 位以内には入っている。また、項目によっては一部の国が秘匿扱いになっている場合もあり、順位が前後することはあり得る。

コラム第 1-3 表　米国多国籍企業の海外現地法人の国別事業実績（2014）

売上

（単位：10 億ドル、%）

No	国名	売上	シェア
1	英国	745	10.0
2	カナダ	722	9.7
3	中国	470	6.3
4	ドイツ	397	5.4
5	アイルランド	363	4.9
6	スイス	331	4.5
7	オランダ	315	4.2
8	日本	303	4.1
9	メキシコ	292	3.9
10	フランス	240	3.2

利益

（単位：10 億ドル、%）

No	国名	利益額	シェア
1	オランダ	180	13.9
2	ルクセンブルク	132	10.2
3	アイルランド	109	8.4
4	バーミューダ	94	7.3
5	英国	94	7.3
6	カナダ	75	5.8
7	英領カリブ諸島	73	5.6
8	スイス	69	5.3
9	シンガポール	46	3.6
10	中国	32	2.5

米国への輸出

（単位：10 億ドル、%）

No	国名	対米輸出	シェア
1	メキシコ	63	16.3
2	アイルランド	33	8.7
3	オランダ	14	3.7
4	中国	10	2.6
5	ベルギー	9	2.3
6	ドイツ	9	2.3
7	香港	8	2.0
8	タイ	6	1.6
9	アルゼンチン	6	1.6
10	マレーシア	4	1.1

米国からの輸入

（単位：10 億ドル、%）

No	国名	対米輸入	シェア
1	カナダ	85	26.9
2	メキシコ	43	13.8
3	中国	15	4.9
4	オランダ	15	4.7
5	英国	14	4.5
6	日本	10	3.3
7	ベルギー	10	3.1
8	ブラジル	8	2.6
9	アイルランド	8	2.5
10	香港	5	1.5

備考：1．中国は本土のみ。
　　2．国別データが秘匿されている国を除く。例えば、米国への輸出においてカナダのデータが秘匿されている。
資料：米国商務省経済分析局 Web サイトから経済産業省作成。

第4章　その他新興国経済動向

第1節　南西アジア・東南アジア

第2節　中南米

第3節　ロシア

第4節　中東

第5節　アフリカ

第4章
その他新興国経済動向

第1節 南西アジア・東南アジア

1. 南西アジア・東南アジアの経済概略

ここでは、インド、フィリピン、ベトナムを取り上げる。この3国は、近年高い成長率を示している[117]（第Ⅰ-4-1-1-1図）が、各国の成長要因を調べると、内需の強さ、サービス業の堅調さ、資源依存度の相対的な低さ、対米国の貿易黒字と対中国の貿易赤字の拡大、海外労働者送金の大きな役割等、共通点を抽出することができる。

第Ⅰ-4-1-1-1図
インドとASEAN主要国の実質GDP成長率の推移

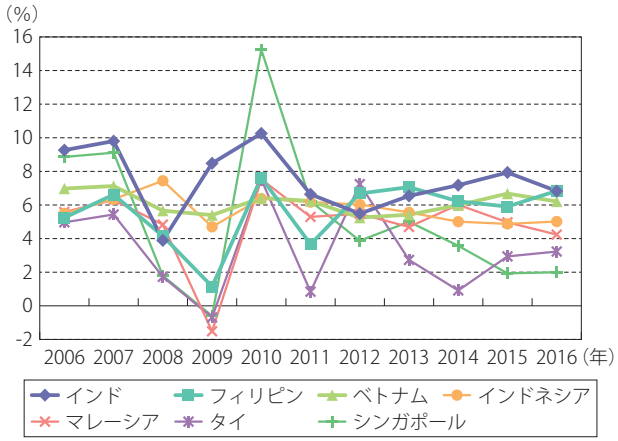

資料：IMF WEO Database, April 2017から経済産業省作成。

(1) 内需の強さ

3国は、1人当たり名目GDP額が、他のASEAN先発国と比較して低く、耐久消費財の需要が拡大する3,000ドルに向かって上昇する局面にある（第Ⅰ-4-1-1-2図）。中間層の増加、人口規模の大きさと平均年齢の若さ[118]から、内需が成長エンジンとなっている。

第Ⅰ-4-1-1-2図
インドとASEAN主要国の一人当たり名目GDP額の推移

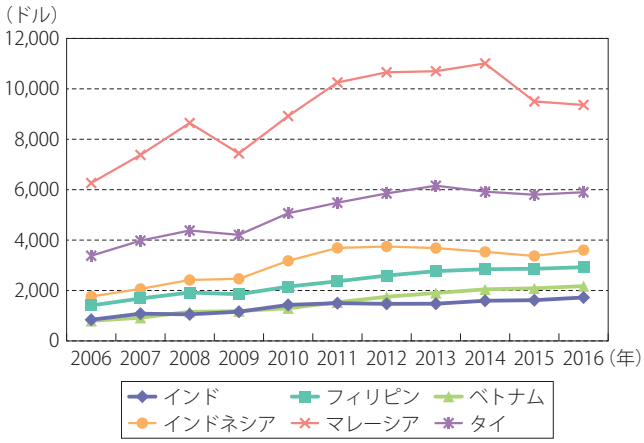

備考：シンガポールは2014年（56,338ドル）まで上昇傾向にあったが、足下では下降し、2016年は52,961ドルとなっている。
資料：IMF WEO Database, April 2017から経済産業省作成。

(2) サービス業の堅調さ

3国は、サービス業付加価値額の年成長率が、他のASEAN先発国と比較して高い（第Ⅰ-4-1-1-3表）。また、サービス輸出も伸びている（第Ⅰ-4-1-1-4表）。

(3) 資源依存度の低さ

3国は、資源輸出に依存している国ではない[119]ため、近年の資源価格の下落は、輸入額の低下となり、成長の追い風になっている。なお、インド、フィリピンについては、そもそも輸出依存度が低いが、ベトナムは、外資系企業による輸出が成長に大きく寄与して

117 3国は有望な市場と注目されていることから、代表的な株価指数（VN指数、SENSEX指数、フィリピン株価指数）は堅調に推移しており、市場関係者の中では、各国の頭文字を使った「新VIP」という呼び方がされることもある。
118 人口規模については、インドの約13億人は桁違いであるが、フィリピン、ベトナムも1億人前後と大きい。また、国民の平均年齢は、インドが26歳、フィリピンが26歳、ベトナムは30歳と若い（日本は46歳）。
119 ベトナムでは、かつて、原油が主力輸出品であった。2008年は原油の輸出額が104億ドルあったものの、年々減少傾向にあり、2016年はわずか23億ドルとなっている。

第Ⅰ-4-1-1-3 表
インドと ASEAN 主要国のサービス業（付加価値額）の年成長率

（単位：%）

インド	9.0
フィリピン	6.7
ベトナム	6.4
インドネシア	6.0
マレーシア	6.0
シンガポール	4.5
タイ	3.2

備考：2013～2015 年の平均。
資料：世界銀行「World Development Indicators（1 February, 2017）」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-1-4 表
インドと ASEAN 主要国の財・サービス輸出の伸び率（前年比）

（単位：%）

フィリピン	財輸出	-1.8	サービス輸出	12.8
タイ	財輸出	-2.0	サービス輸出	8.0
ベトナム	財輸出	12.3	サービス輸出	5.3
シンガポール	財輸出	-4.6	サービス輸出	3.3
インド	財輸出	-2.4	サービス輸出	2.4
インドネシア	財輸出	-7.3	サービス輸出	-2.0
マレーシア	財輸出	-5.3	サービス輸出	-4.6

備考：2013～2015 年の平均。
資料：世界銀行「World Development Indicators（1 February, 2017）」から経済産業省作成。

おり、輸出依存度は高い点が異なる（第Ⅰ-4-1-1-5 図）。

（4）対米国の貿易黒字と対中国の貿易赤字の拡大

3 国は、主要輸出国が米国であり（インド、ベトナム共に、輸出国の第 1 位。フィリピンに関しては、日本に次いで第 2 位）、輸入国の第 1 位が中国である。3 国とも、対米国の貿易黒字、対中国の貿易赤字は拡大傾向にある[120]。これは、堅調な米国景気を反映した米国への輸出増加[121]、国内における電気電子産業の進展による中国からの輸入増加[122]が、主な背景と考えられる。なお、他の ASEAN 先発国と比較し、相対的に、輸出に占める米国の割合は高く、中国の割合は低い（第Ⅰ-4-1-1-6 図）。

第Ⅰ-4-1-1-5 図
インドと ASEAN 主要国の資源依存度と輸出依存度

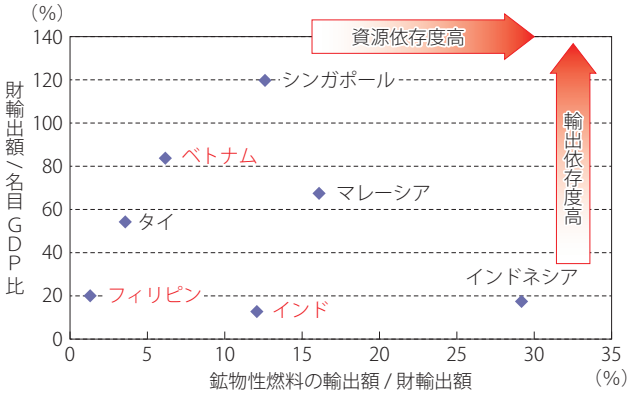

備考：2015 年ベース（インドネシアとベトナムの鉱物性燃料／財輸出額のみ、2014 年ベース）。なお、鉱物性燃料は、SITC 分類 rev.3 の section 3（mineral fuels）を指す。
資料：世銀「World Development Indicators（1 February, 2017）」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-1-6 図
インドと ASEAN 主要国の輸出依存度（対米国・対中国）

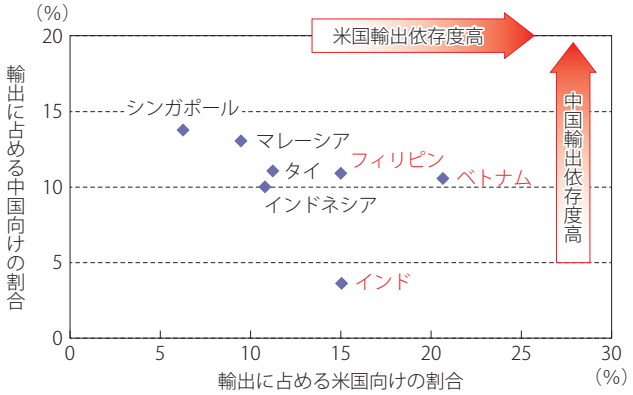

備考：2015 年数値。
資料：GTA から経済産業省作成（ベトナムのみ、CEIC Database から作成）。

（5）海外労働者送金の大きな役割

3 国は、堪能な英語、IT 等専門性、器用さや勤勉さ、先進国と比較し低賃金であるなどと評価される人材面のメリットを生かし、海外で働く国民が多い。特に、米国での労働者は多く、彼らからの海外送金は、本国経済へ大きく貢献している（第Ⅰ-4-1-1-7 表）。

以上、近年高成長を示す 3 国の共通点を挙げたが、各国の政策とその進捗、持続的に成長をするための課題、リスク要因は様々である。以下、各国別に概観してゆく。

120 品目や推移等詳細は、各国の節を参照されたい。
121 消費財を中心として輸出が増加している。
122 国内における電気電子産業の進展の一方で、基幹部品製造までは至っていないため、結果的に中国からの電子部品等の輸入が増加している。

第Ⅰ-4-1-1-7 表
インド・ASEAN 主要国の米国永住権取得者数（フローベース）の推移

（単位：人）

	2013 年	2014 年	2015 年
インド	68,458	77,908	64,116
フィリピン	54,446	49,996	56,478
ベトナム	27,101	30,283	30,832
タイ	7,583	6,197	7,502
マレーシア	2,477	2,622	2,749
インドネシア	2,731	2,139	2,084
カンボジア	2,624	2,536	1,868
ラオス	923	806	917
シンガポール	835	779	781
ブルネイ	21	25	21
ミャンマー	不明（10 名以下）	不明（10 名以下）	不明（10 名以下）

備考：出生国別永住権取得者数（各年のフローベース）。
資料：米国国土安全保障省「Yearbook of Immigration Statistics 2015」から経済産業省作成。

2. インド

（1）マクロ経済動向

2014 年 5 月、単独の政党としては 30 年ぶりに下院で過半数を獲得したインド人民党（BJP）のモディ政権[123]が始動して約 3 年が経った。モディ首相は「開発、成長、雇用」の実現に向け、矢継ぎ早に数々のスローガンを打ち立て、インドの進むべき方向性を国内外に示している。また、国内産業振興策、税制改革、金融セクター改革等の構造改革にも取り組んでおり、高い支持率を維持している。

① GDP

近年の実質 GDP 成長率を見ると、個人消費がけん引し、2014 年度、2015 年度は 7% 台と高い水準にある。原油安の影響などでインフレ圧力が後退し、家計の実質購買力が高くなっていることが成長を後押ししている。

投資[124]については、公共投資がけん引し、年ベースで拡大傾向にある一方、企業の過剰債務問題や銀行の不良債権問題から、民間投資が弱いことが指摘されている。また、2016 年度に入ると、それまで堅調だった公共投資に代わり、政府消費が成長に寄与している（第Ⅰ-4-1-2-1 図）。

実質 GVA[125]成長率を見ると、サービス産業が成長をけん引していることが分かる（第Ⅰ-4-1-2-2 図）。

GVA（総付加価値）の産業項目別構成[126]は、農林水産業が 15.4%、工業が 31.4%（うち製造業は

第Ⅰ-4-1-2-1 図
インドの実質 GDP 成長率及び需要別寄与度の推移

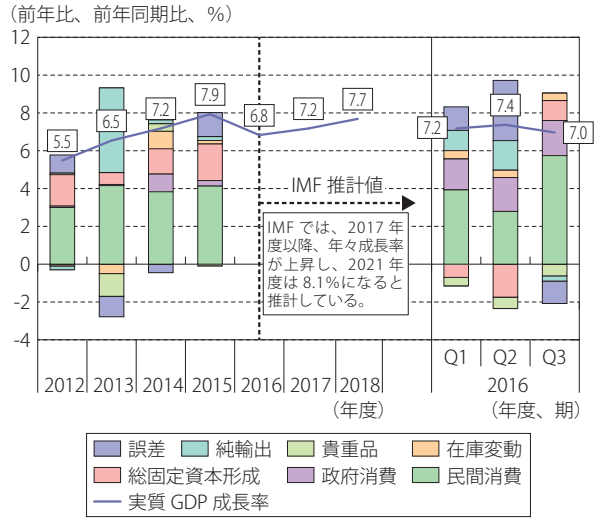

備考：年度は財政年度（4 月～3 月）による。
資料：インド中央統計局、CEIC database から経済産業省作成。

123 前政権（国民会議派連合政権）下での低成長、インフレ、汚職の他、連合政権であるが故の政策決定の遅滞、政情不安といった諸問題を迅速に解決する、強いリーダーシップを国民が期待した結果、とする見方が多い。なお、任期は 5 年である。
124 第Ⅰ-4-1-2-1 図の総固定資本形成に該当する。
125 生産側から推計された総付加価値。GDP はこの GVA に純間接税（NIT：間接税－補助金）を加算したもの。NIT の変動に左右される GDP より、月次景気指標に近い動きをする指標として評価され、供給サイドの実質成長率を見る際によく使われる。

第Ⅰ-4-1-2-2図
インドの実質GVA成長率及び産業別寄与度の推移

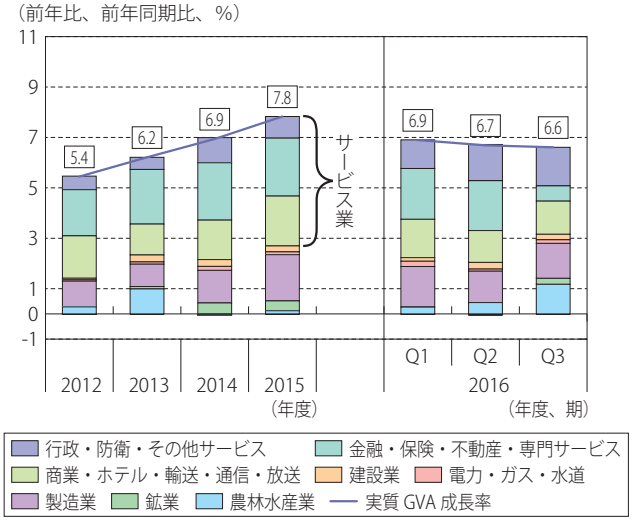

備考：年度は財政年度（4月～3月）による。
資料：インド中央統計局、CEIC databaseから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-3図　インドのサービス産業の内訳

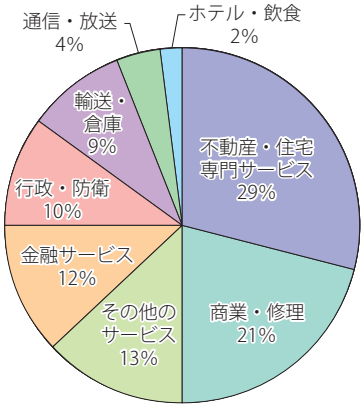

資料：インド中央統計局、CEIC databaseから経済産業省作成。

17.8%)、サービス産業が53.2%である。なお、サービス産業の主な内訳は、割合が大きな順に、不動産・住宅・専門サービス業、商業・修理業、金融サービス業となっている（第Ⅰ-4-1-2-3図）。

② 貿易収支

貿易収支は赤字が常態である。しかし、輸出依存度が低いため、成長への影響は他の新興国と比較すると限定的であるといえる。2015年、2016年と輸出入ともに縮小しているが、原油価格の下落などにより、赤字幅は縮小傾向にある。

輸出の推移を見ると、減少傾向だった宝飾品が2016年に回復したほか、医療用品の輸出が年々増加している。輸入の推移を見ると、鉱物性燃料が大きく減少している（第Ⅰ-4-1-2-4表）。経済成長に伴い、原油の輸入量は年々増加しているにもかかわらず、単価下落の影響により、2016年の輸入金額は2012年と比較し、約6割も減少した[127]。

米国との貿易は、2009年以降2014年まで、輸出拡大に従い、貿易黒字幅が拡大した。足下では、輸出入ともに横ばいとなっており、2016年の貿易黒字は約200億ドルである（第Ⅰ-4-1-2-5図）。主な輸出品は、ダイヤモンドなどの貴石・貴金属、医薬品などの医療用品[128]である。主な輸入品は、一般機械、航空機・同部品[129]である[130]。

中国との貿易は、総じて、年々中国からの輸入が拡大しており、2006年には約78億ドルだった貿易赤字が、2016年は約517億ドルまで拡大している（第Ⅰ-4-1-2-6図）。主な輸入品は、携帯電話、半導体デバイス等の電気機械や、有機化学品である。主な輸出品は、綿糸などの綿・綿織物、鉄鋼等の鉱石である[131]。

③ 国際収支

経常収支は赤字が常態であり、内訳は、貿易収支、第一次所得収支が赤字、サービス収支、第二次所得収支が黒字である。2015年度の経常収支は約221億ドルの赤字、名目GDP比は▲1.1%であり、近年改善している。2016年度に入っても、同割合は、低い水準で抑えられている。これは、原油価格下落に伴う貿易赤字の縮小が主な要因である。通信・情報といったITサービス・ソフトウェア産業に関するサービス輸出は堅調に増加しており、サービス収支黒字に大きく寄与している。第一次所得収支は、直接投資配当支払の増加に従い、赤字が増加傾向にある。第二次所得収支[132]は、主に労働者送金受取の減少により、黒字が減少傾向にあるが、サービス収支とともに、経常収支の赤字の抑制に大きく寄与している構造には変わりがない（第Ⅰ-4-1-2-7表）。

金融収支は、近年、減少傾向にあるものの、堅調な資金流入が見てとれる。モディ政権の構造改革への期

126 GVA at Basic Price 2011-12の2015年ベース。インド中央統計局データによる。
127 インド中央統計局データによる。
128 2006年から2016年の10年間で、医薬品等の医療用品が11.1倍に増加している。
129 2006年から2016年の10年間で、飛行機・同部品が4.4倍に増加している。
130 GTAデータによる。
131 GTAデータによる。
132 第二次所得収支は、経常移転（無償で提供する取引）であり、例えば、労働者送金やODAが該当する。

第Ⅰ-4-1-2-4 表　インドの貿易収支と主な輸出入品目の推移

（単位：貿易収支（輸出額・輸入額）は百万ドル。それ以外は全て％）

		構成比（%）	2014 年	2015 年	2016 年
貿易収支（百万ドル）			-139623	-126178	-98298
輸出額			321740	267947	262353
輸入額			461363	394125	360651
輸出増加率（%）			2.1	-16.7	-2.1
主な品目	宝飾品	16.5	-3.0	-7.7	11.2
	鉱物性燃料	10.5	-2.0	-48.6	-17.0
	車両･同部品(鉄道用以外)	5.7	15.7	-2.7	5.9
	一般機械	5.2	13.6	-2.1	1.7
	医療用品	5.0	7.1	7.4	4.1
主な輸出先	米国	15.7	9.9	-5.0	2.3
	アラブ首長国連邦	11.7	3.7	-7.7	0.2
	香港	5.0	4.9	-10.9	8.8
	中国	3.4	-8.3	-27.0	-8.1
	英国	3.3	0.5	-8.0	-3.7
輸入増加率（%）			-1.4	-14.6	-8.5
主な品目	鉱物性燃料	24.9	-2.6	-40.3	-14.9
	宝飾品	13.4	-14.3	-0.8	-19.3
	電気機械	10.3	7.7	10.8	4.6
	一般機械	9.0	-2.3	3.0	1.5
	有機化学品	4.1	8.7	-12.8	-7.2
主な輸入元	中国	16.8	13.3	4.9	-0.8
	米国	6.0	-8.9	-0.1	1.8
	アラブ首長国連邦	5.3	-18.0	-24.7	-5.9
	サウジアラビア	5.1	-9.7	-34.8	-13.6
	スイス	4.2	-17.9	-0.2	-29.1

備考：暦年ベース。構成比は 2016 年ベース。総計以外全て、前年比増加率。品目は HS コード 2 桁分類。
資料：GTA から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-5 図　インド貿易収支（対米国）の推移

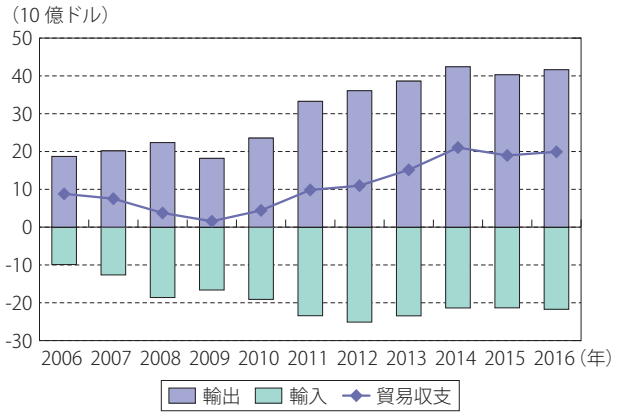

備考：年（西暦）ベースの数値。
資料：GTA から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-6 図　インド貿易収支（対中国）の推移

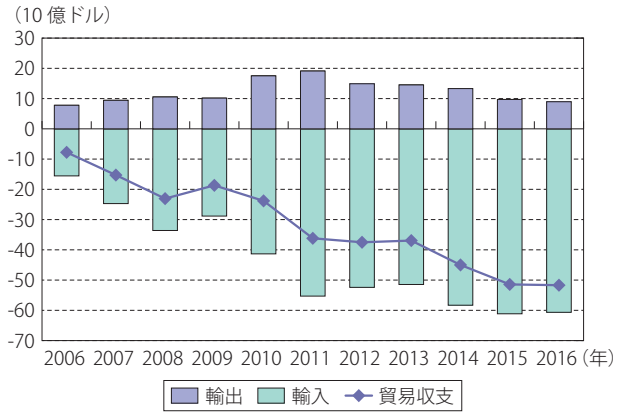

備考：年（西暦）ベースの数値。
資料：GTA から経済産業省作成。

待感から、直接投資が底堅く推移している一方、足の速い証券投資に流出の動きもある（第Ⅰ-4-1-2-8 表）。

（2）成長を持続するための課題

モディ政権の一連の構造改革は、着実に前進している。国民への積極的な語りかけが奏功し、短期的な混乱や痛みを伴っても、長期的なロードマップに賛同する国民が多い。成長の持続には、構造改革の継続が必要であるが、主に以下が注目されている。

① GST（物品・サービス税）の導入

2017 年 7 月導入を目指し、GST（物品・サービス

第Ⅰ-4-1-2-7表　インドの経常収支の推移

（単位：10億ドル）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年Q1（4-6月）	2016年Q2（7-9月）
経常収支	-32.4	-26.7	-22.1	-0.3	-3.4
（名目GDP比）(%)	-1.7	-1.3	-1.1	-0.1	-0.6
貿易収支（財収支）	-147.6	-144.9	-130.1	-23.8	-25.6
サービス収支	73.0	76.6	69.7	15.8	16.3
第一次所得収支	-23.0	-24.1	-24.4	-6.2	-7.9
第二次所得収支	65.3	65.8	62.7	14.0	13.9
資本移転収支等	0.7	0.1	0.0	0.2	-0.0

備考：財政年度（4月～3月）ベース。
資料：インド中央銀行、CEICから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-8表　インドの金融収支の推移

（単位：10億ドル）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年Q1（4-6月）	2016年Q2（7-9月）
金融収支	-32.6	-27.7	-23.1	0.0	-4.2
直接投資	-21.6	-31.3	-36.0	-4.1	-17.2
証券投資	-4.8	-40.9	4.5	-2.1	-6.1
金融デリバティブ	-2.0	1.6	-0.6	-2.9	-0.9
その他投資	-19.7	-18.5	-8.9	2.1	11.4
外貨準備高（増減）	15.5	61.4	17.9	7.0	8.5

備考：財政年度（4月～3月）ベース。金融収支（資産－負債）のプラスは、純資産の増加（資金の流出超）、マイナスは純資産の減少（資金の流入超）を意味する。外貨準備（増減）のプラスは外貨準備の増加、マイナスは減少を意味する。
資料：インド中央銀行、CEICから経済産業省作成。

税）[133]の制度設計がされている。GSTの導入により、連邦政府と州政府が管轄する複数の物品・サービス関連の間接税[134]が一元化され、課税の重複を回避できること、州をまたいだ事業展開が容易になること等が期待されている（第Ⅰ-4-1-2-9図）。従来の複雑な税体系では、ビジネス上の非効率性、特定の品目における高い税率、低いコンプライアンス意識、脱税の横行等を招いていたため、今後は、政府による徴税率が高くなることも見込まれている。

短期的には、一部の物品・サービス品目での税率上昇も生じるが、中長期的には、ビジネス環境の改善を

第Ⅰ-4-1-2-9図　インドにおいてGSTを導入することにより期待される効果

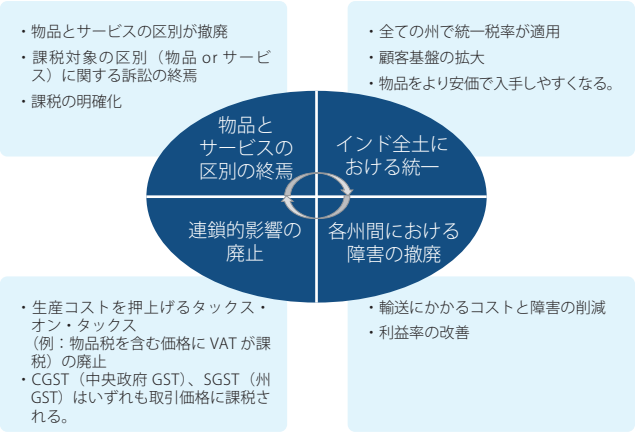

資料：Mayura Batra Group（http://www.mayurbatragroup.com）から経済産業省作成。

通じ、経済成長を加速させると見込まれている。政府は、GST導入による税制の効率化により、実質GDP成長率が2%程度押し上げられるとの試算をしている。

ただし、GSTの実行には、細則の協議、ITインフラの整備[135]等、多くのプロセスが残されている。

② 脱現金主義の促進

2016年11月、モディ首相は、脱税・汚職・偽造等の不正資金[136]を撲滅するなどの目的のため、高額紙幣の廃止[137]を決行した。短期的には、貨幣不足により、企業決済や消費などに混乱を与えたが、これを機に、国民が銀行との取引機会を拡大させた[138]ことは、長期的には、信用創造などの観点で同国へのプラスの効果があると内外から評価されている。なお、同国では、社会給付も現金により提供されるため、給付の過程で搾取されることも大きな問題であった。モディ首相は、国民全員に銀行口座をもたせ、社会給付を直接届けるという「金融包摂」の政策を積極的に推進しており、問題解決に向けて前進したといえる。

また、今回の措置を契機に、現金を使用しない決済

133 2017年3月末にGST法案が下院、4月初旬に上院を通過した。GSTが議論され始めたのは、現野党である国民会議派・シン前政権下の2006年度のことであり、10年が経過している。
134 インド憲法では中央政府と州政府双方に徴税権を認めている。課税対象が分かれている他、各州によって税率が異なるなど、複雑なものとなっている。
135 2016年11月に、納税者、銀行、州政府、インド中央銀行とのウェブ上での情報のやり取りを行う政府のポータルサイト（www.gst.gov.in）が運用開始されている。
136 インドの地下経済はGDPの2割を占めると言われている。「ブラックマネー」と言われる統計上表れない通貨が流通していることが、同国の長年の課題である。
137 モディ首相は、2016年11月8日の夜、テレビ演説で、11月9日午前零時（演説のわずか4時間後に当たる）から現行の500ルピー（約800円、1ルピー＝約1.6円に相当）紙幣と1,000ルピー紙幣を無効とする旨を発表した。国民は、11月10日から12月30日までに、廃止対象紙幣を銀行に預け入れるか、新紙幣（500ルピー札と2,000ルピー札）と交換する必要に迫られた。インド準備銀行は、発表後1か月間で旧紙幣の9割を回収できたとしている。
138 同国は、現金決済が主流であり、国民の半数は銀行口座を保有していない。政府主導で「国民皆銀行口座」を奨励したが、銀行口座を開設しても預金がないというケースが多いと言われている。

手段（キャッシュレス）の普及が見込まれている。モディ首相は月に１度の国民向けラジオ番組を通し、電子決済などを用いたキャッシュレス社会の実現について発信し続けている。政府は、電子決済にも用いられる POS（販売時点情報管理システム）の機器製造者に対して、機器に課される物品税、機器の部品や原材料の輸入にかかる追加関税などのほか、カード決済にかかるサービス税の免除を発表するなど、現金取引からの脱却を促している。

③ 健全な金融システムの構築（不良債権処理）

国営銀行と民間銀行の債権総額とそれぞれの不良債権比率を見ると、債権全体[139]の７～８割をも占める国営銀行の不良債権比率が上昇していることが分かる（第Ⅰ-4-1-2-10 図）。同国における国営銀行の与信審査は従来厳格なものではなかった[140]という見方が多い。

政府と中銀は、銀行の資本強化[141]、国営銀行のガバナンス改革[142]等の対策を進めている。製造業の発展を通じた成長を目指す同国にとって、資金供給源である銀行経営は重要であり、早期に健全な金融システムを構築することが求められている。

④ 破産法の成立による倒産処理の効率化

2016 年５月、インドの破産法[143]が成立した。本法は、同国初の統一的に体系化された倒産処理の基本法であり、倒産処理の円滑化、迅速化等を目的としている。同国では、複数の破綻処理機関や関連法規が存在していたが、本法により一本化されることとなった。世界銀行が公表した Doing Business 2017 によれば、インドは、「破綻処理のたやすさ」の項目で、190 か国中 136 位にランキングされ、破綻処理期間は 4.3 年をも要するとされている（第Ⅰ-4-1-2-11 表）。本法では、破綻処理日数を 180 日に制限することが示されていることから、今後の破綻処理の効率化、不良債権処理の加速化、産業の新陳代謝の促進等が期待される。また、外国企業にとっては、同国で事業を行う上で、債権を取得することのリスクを低下させることから、本法は歓迎されている。

第Ⅰ-4-1-2-10 図
インドの国営銀行・民間銀行の債権額と不良債権比率の推移

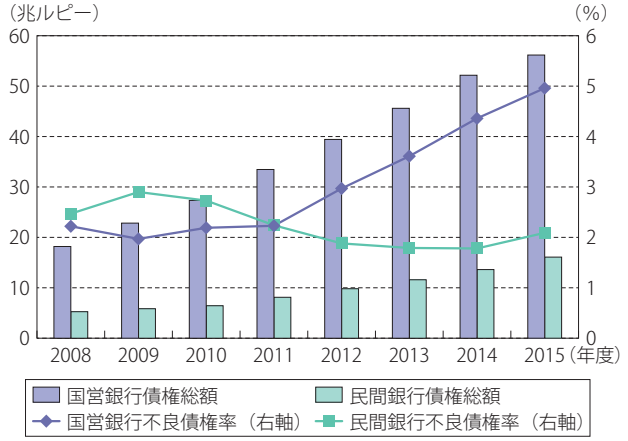

備考：財政年度（４月～３月）ベース。
資料：インド中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-11 表
倒産処理のたやすさ総合ランキングと倒産処理にかかる年数

	倒産処理のたやすさ総合ランキング（単位：位 /190 か国中）	倒産処理にかかる年数（単位：年）
日本	2	0.6
米国	5	1.5
タイ	23	1.5
シンガポール	29	0.8
マレーシア	46	1.0
中国	53	1.7
フィリピン	56	2.7
インドネシア	76	1.9
ベトナム	125	5.0
インド	136	4.3

備考：総合ランキングは、倒産処理にかかる年数のみならず、コストや債権者手続きへの参加など、他の項目を含めて評価される。
資料：世界銀行「Doing Business（2016-2017）」から経済産業省作成。

139 商業銀行（国営銀行、民間銀行、外資系銀行）の全債権を指す。
140 世界経済危機の影響で、国内景気が減速し融資リスクが高まった際、2008 年８月のインド中銀の特例措置に基づき、返済期間の延長や利息支払の猶予を行った債権は、不良債権ではなく正常債権として分類された。2013 年５月、中銀はこの特例措置を解除した。同年９月、2003～2006 年に IMF のチーフエコノミストを務めたラグラム・ラジャン氏が中銀総裁に就任し、各銀行に対し、資産の質の査定を実施するよう指示したほか、2017 年３月までに適切な引当金を積んで損失計上をし、不良債権処理を終了すべきとの方針を出した。これを受けて、各銀行が債権分類基準を厳格化したことが不良債権比率上昇の要因である。
141 2015 年３月から４年間の間に、政府による国営銀行への 7,000 億ルピーの注入が計画され、2016 年７月に第一弾として 13 行に対する 2,292 億ルピーの注入が行われた。
142 2016 年４月に、国有銀行改革を担う Banks Board Bureau（BBB）が設立されており、国営銀行の役員の任命を始めとしたガバナンスの改善に当たり、国営銀行の再編や増資を進めていく任務を担うことが期待されている。
143 The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。本法の適用対象は、金融機関以外の全ての会社、組合及び個人であり、金融機関の倒産処理については、本法の制定後、本法とは別の倒産法を制定することが予定されている。

⑤ 対内直接投資の積極的な誘致

政府は、国内の資本、技術及び技能を補完し、一層の経済成長の拡大を実現するため、対内直接投資を誘致している。モディ政権発足直後より、主要セクターにおける出資比率の上限の引上げや撤廃、手続の簡素化（政府認可ルートから自動認可ルートへの変更）等、外資規制緩和策を相次いで打ち出している。現在のFDI政策（Consolidated FDI Policy）[144]の内容は以下のとおりとなっている（第Ⅰ-4-1-2-12表）。

政府の積極的な外資規制緩和策により、対内直接投資額は上昇し、2016年は過去最高の464億ドルとなった。国別では、モーリシャス（全投資額の32.5%）、シンガポール（同21.2%）、日本（同12.5%）が多く、業種別では、サービス（同21.9%）、通信（同12.5%）、貿易（同6.7%）と非製造業が中心である（第Ⅰ-4-1-2-13図、第Ⅰ-4-1-2-14図）。

なお、鉱工業生産指数の推移を見ると、製造業の勢いが持続して拡大しているとは言い難い（第Ⅰ-4-1-

第Ⅰ-4-1-2-12表　インドの対内直接投資に関する政策内容

一定の条件下で自動認可ルートが認められた分野

	分野	出資比率の上限
1	農業・畜産	100%
2	農園	100%
3	鉱業（金属・非金属鉱石の採掘）	100%
4	鉱業（石炭・褐炭の採掘）	100%
5	製造	100%
6	放送キャリッジサービス	100%
7	放送内容サービス（ニュースと時事問題以外）	100%
8	空港事業（新規プロジェクト）	100%
9	空港事業（既存プロジェクト）	100%
10	航空輸送サービス（不定期便）	100%
11	航空輸送サービス（ヘリコプター、水上飛行機）	100%
12	空港の地上業務サービス	100%
13	航空分野の維持修理機関・飛行訓練機関・技術訓練機関	100%
14	建設開発	100%
15	工業団地 - 新規・既存	100%
16	貿易取引 - 卸売	100%
17	貿易取引 - 電子商取引（B to B）	100%
18	免税店	100%
19	鉄道インフラ	100%
20	資産管理会社	100%
21	信用情報会社	100%
22	ホワイトラベルATM事業	100%
23	ノンバンク金融会社	100%
24	製薬（新規）	100%
25	石油・天然ガス - 民間による調査採掘等	100%
26	石油精製 - 国営企業によるもの	49%
27	証券取引所	49%
28	商品取引所	49%
29	保険	49%
30	年金	49%
31	電力取引所	49%

政府認可を必要とする分野

	分野	出資比率の上限	政府の要承認
1	鉱業（チタニウム鉱物鉱石の採掘・鉱物分離等）	100%	100%まで
2	食料品小売取引	100%	100%まで
3	防衛	100%	49%超
4	出版印刷（科学技術雑誌、専門誌、定期刊行物）	100%	100%まで
5	出版（海外新聞のファクシミリ版）	100%	100%まで
6	出版（ニュース・時事を扱う新聞や定期刊行物）	26%	26%まで
7	出版（ニュース・時事を扱う外国雑誌のインド版）	26%	26%まで
8	航空輸送サービス（定期便）	100%	49%超
9	航空事業（海外航空会社からの投資）	49%	49%まで
10	衛星 - 設置と運営	100%	100%まで
11	通信サービス	100%	49%超
12	シングルブランド製品小売の取引	100%	49%超
13	製薬（既存）	100%	74%超
14	銀行（民間セクター）	74%	49%超
15	銀行（公的セクター）	20%	20%まで
16	民間セキュリティ会社	74%	49%超
17	放送内容サービス（FMラジオ、時事ニュースのTVチャンネル）	49%	49%まで
18	マルチブランド製品小売の取引	51%	51%まで

備考：ホワイトラベルATM企業とは、店頭に銀行、企業名等を冠しないノンバンク企業を指す。
資料：インド商工業省産業政策推進局（http://dipp.nic.in/English/Investor/FDI_Policies/FDI_policy.aspx）から経済産業省作成。2016年8月7日現在

144 FDIの規制を変更する際は、商工業省の産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion: DIPP）が、報道発表（Press Note）として、変更内容を随時公表している。なお、投資家の便宜を考慮し、規制内容を一つにまとめた「統合版FDIポリシー（Consolidated FDI Policy）」を年1回公表している（http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes.aspx）。本文中に掲載した内容は、2016年6月7日に施行された内容である。最新の情報や詳細を把握するために、DIPPのHPも併せて参照されたい。

第Ⅰ-4-1-2-13 図
インドの対内直接投資の推移（国別）

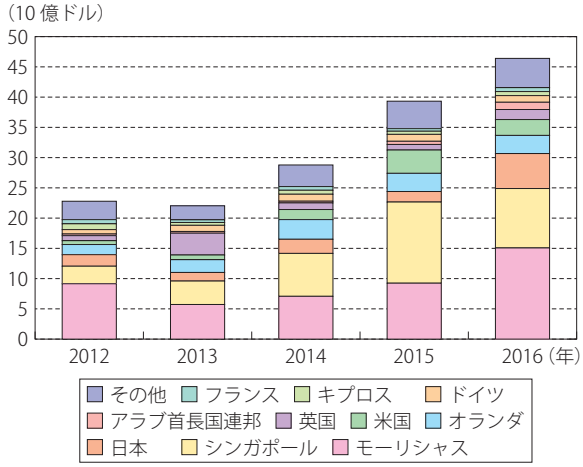

備考：西暦ベース
資料：インド商工業省産業政策推進局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-14 図
インドの対内直接投資の推移（業種別）

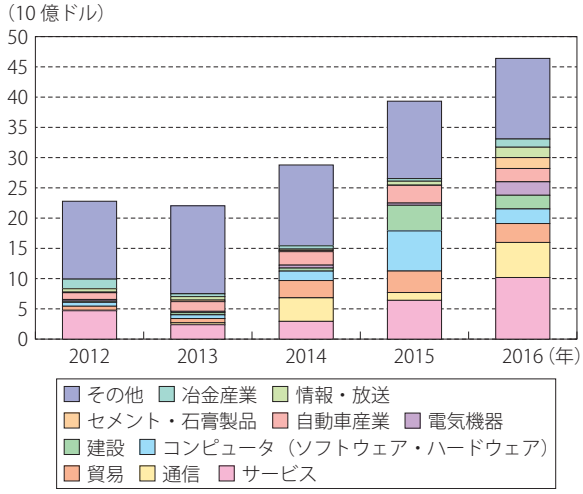

備考：西暦ベース
資料：インド商工業省産業政策推進局、CEIC Database から経済産業省作成。

2-15 図）。モディ政権は、若年層の雇用確保及び輸入削減を目的とした製造業振興に重点をおいており、製造業の GDP 比率を、現在の約 15% から 2022 年までに 25% まで引き上げようとしている。モディ政権が海外に声高に発信する製造業誘致のキャンペーン「Make in India」によって、同国への投資分野が今後どのような動きを見せるかが注目される。

⑥ 農村や貧困層に配慮した包括的成長とインフラの促進

モディ政権は、農村や貧困層への配慮とインフラの必要性を強調している。2017 年度予算では、「Transform Energise and Clean India：TEC India」を標語に掲げ、ガバナンス・国民生活の質の向上、若者・社会的弱者の支援、贈賄・不透明な政治資金の一掃を目指している。これを踏まえ、優先分野は以下となっている（第Ⅰ-4-1-2-16 表）。

第Ⅰ-4-1-2-15 図
インドの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移

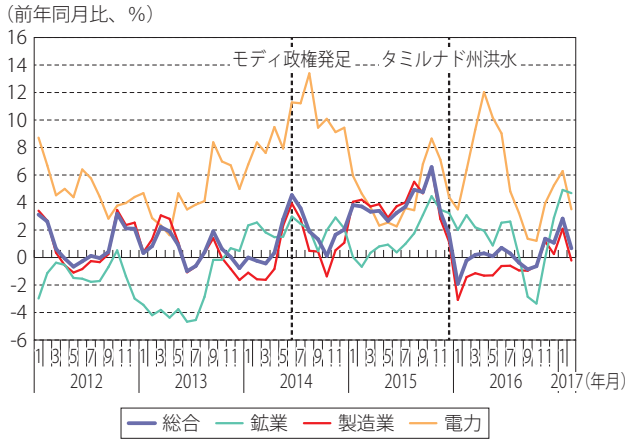

備考：後方 3ヶ月平均
資料：インド中央統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-2-16 表　インドの 2017 年度予算における優先 10 分野

「Transform, Energise and Clean India : TEC India」	
農家	5 年で所得を倍増する目標を継続
地方在住者	雇用と基礎インフラを提供
若者	教育、技術訓練、雇用により若者を元気づける
貧困層・弱者	社会保障、医療及び住宅取得システムを強化
インフラ	効率性、生産性及び生活の質の向上
金融セクター	制度強化による成長と安定を確保
デジタル経済	スピード、説明責任と透明性の向上
公共サービス	国民の参画を通じ、有効なガバナンス、効率的なサービス供給を実現
財政健全化	資源の最適配分を確保し、財政の安定性を維持
税制改革	正直者を高く評価する

資料：インド財務省 HP（http://indiabudget.nic.in/budget.asp?pageid=2）から経済産業省作成。

(3) リスク要因

① 原油を含む鉱物性燃料価格のリスク

IEAは、①世界のエネルギー需要は、2040年に2013年と比較し、約3割増加し、インドはその増加分の約4分の1を占める最大の需要増国になること、②インドのエネルギー需要は、2040年に2倍以上に増加し、需要のけん引車は中国からインドに変わること、③中でも、原油需要の伸びは世界最大になり、世界の石炭需要に占める同国のシェアは20%以上に達すること、を予測している[145]。

同国は、資源輸入国であるため、原油など鉱物性燃料の価格上昇は大きなリスク要因である。足下では、原油安の長期化に伴い、インフレ圧力の後退など内需依存度の強い同国の追い風となっているが、急速な経済成長に伴う需要増に対応するためには、原油価格に左右されないためのリスクヘッジが重要となる。例えば、太陽光や風力発電など低炭素エネルギーの導入が対応策の一つになろう。

② 米国新政権の政策

同国は、輸出依存度が低く、財貿易の観点では、米国の影響度は限定的である。しかし、米国新政権が、モノやカネ、人の自由な移動に制約を与えるような施策[146]をとれば、英語を話せる人材やITなど専門性が求められる高度人材が多い同国は、海外労働者送金やBPO[147]ビジネスへの打撃により、現在の成長エンジンである内需、サービス業の勢いをそぐ可能性があることが懸念される。

145 World Energy Outlook 2015におけるインドに関する分析。
146 2017年4月、専門技能を持つ外国人向けのビザ（査証）「H1B」の審査を厳格化する方針を表明している。当該ビザは、インドを中心とする移民技術者が多く取得している。
147 企業の業務プロセスの一部を専門企業に外部委託すること。

コラム 2　電子商取引・フィンテックから見えるキャッシュレス化の動向

電子商取引

ブロードバンド利用料の低下や、3G や 4G サービスの開始もあいまって、インドの消費者は、食料から家具、映画チケット、電車の切符から、鉄、石炭、紅茶にいたるまでオンラインで購入するなど、電子商取引の拡大をけん引している。また、オンライン販売者は、デジタル機器、ソーシャルメディアの浸透によって、先例のない成長機会を得ている。インド工業連盟は、同国の電子商取引産業の規模は、年平均成長率 34% で成長し、2013 年の 29 億ドルから、2020 年には 1,019 億ドルまで拡大すると推測している。

電子商取引は、一般的に、インターネットや携帯電話の普及率とともに発展する。同国のインターネットユーザー率は 36% にとどまるものの、ユーザー数は約 4 億 6000 万人と中国に次いで 2 位の多さであり、増加率も勢いがある[148]（コラム第 2-1 表）。また、携帯電話の加入人口は、約 10.1 億人であり、中国と同様、飛び抜けて多い（コラム第 2-2 図）。なお、スマートフォン所持者は、同国の 4 人に 1 人とのことで、今後のスマートフォンの普及が、電子商取引の発展に一層拍車をかけることが予想される。

コラム第 2-1 表　世界のインターネットユーザー人口（上位 20 か国）

	国名	人口（単位：人）	インターネットユーザー人口（単位：人）	インターネットユーザー率（単位：%）	増加率（2000 年～2016 年）（単位：%）	Facebook 人口（参考）（単位：人）
1	中国	1,378,561,591	721,434,547	52	31	1,800,000
2	インド	1,266,883,598	462,124,989	36	91	157,000,000
3	米国	323,995,528	286,942,362	89	2	201,000,000
4	ブラジル	206,050,242	139,111,185	68	27	111,000,000
5	日本	126,464,583	115,111,595	91	1	26,000,000
6	ロシア	146,358,055	103,147,691	70	32	12,000,000
7	ナイジェリア	186,879,760	97,210,000	52	485	16,000,000
8	インドネシア	258,316,051	88,000,000	34	43	88,000,000
9	ドイツ	80,722,792	71,727,551	89	2	31,000,000
10	メキシコ	123,166,749	69,000,000	56	24	69,000,000
11	英国	64,430,428	60,273,385	94	3	39,000,000
12	フランス	66,836,154	55,860,330	84	6	33,000,000
13	フィリピン	102,624,209	54,000,000	53	26	54,000,000
14	バングラデシュ	162,855,651	53,941,000	33	538	21,000,000
15	ベトナム	95,261,021	49,063,762	52	244	40,000,000
16	イラン	82,801,633	47,800,000	58	190	n/a
17	トルコ	80,274,604	46,196,720	58	22	46,000,000
18	韓国	49,180,776	45,314,248	92	1	17,000,000
19	タイ	68,200,824	41,000,000	60	17	41,000,000
20	エジプト	90,067,793	33,300,000	37	73	32,000,000
	上位 20ヵ国	4,959,932,042	2,640,559,365	53	9	1,035,800,000
	上位 20ヵ国以外の総計合計	2,380,161,938	970,816,448	41	8	626,433,530
	世界合計	7,340,093,980	3,611,375,813	49	9	1,662,233,530

備考：インターネットユーザー人口（世界上位 20 か国）。
　　インターネットユーザー人口が多い順で並び替えている。人口は 2016 年推計。
資料：Internet World Stat（http://www.internetworldstats.com/stats.htm）から経済産業省作成。

148 2000 年から 2016 年の増加率は 91%。参考までに、Facebook 人口は、誕生国の米国に次いで 2 位の多さである。

電子商取引の活性化は、政府イニシアティブのてこ入れにより加速している。モディ政権の推進する「デジタル・インディア」「スタートアップ・インディア」「スキル・インディア」がそれである[149]。

電子商取引は、B2B、B2C、C2C等様々な形で運営されている。同国における電子商取引のモデルとリーディングカンパニーは以下のとおりである（コラム第2-3表）。同国を代表する企業として有名なのは、B2Cでマーケットプレイス型のFlipkart Snapdeal及びAmazonであろう。Flipkartは2007年に創業され、2010年に代金引換（Cash on delivery：COD）[150]による決済を導入したことで大きく勢力を拡大した。Snapdeal[151]は、2010年に創業され、中小都市で売上高の約6割を占めるなど、地方都市の顧客獲得に力を入れていることが特色である。Amazonは外資企業であるため、厳しい外資規制に阻まれ参入できなかったが、自社が在庫を持って販売するのではなく、商品を出品する業者と購入者の仲立ちのみを行うというビジネスモデルに転換（マーケットプレイス方式に限定）したことで参入を果たした。

コラム第2-2図
世界の携帯電話加入人口（上位10か国）

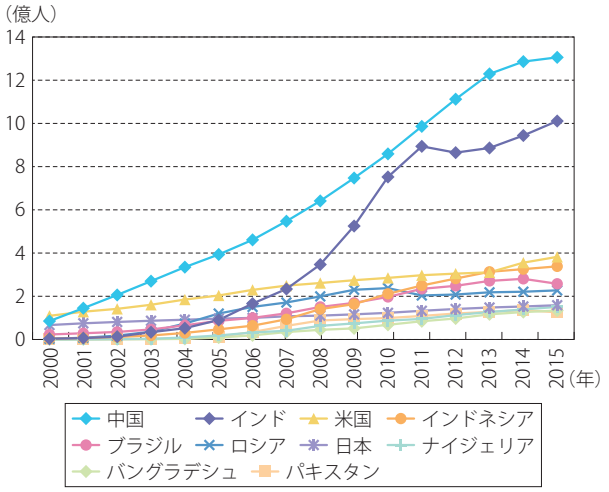

資料：ITUから経済産業省作成。http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/stat/default.aspx

電子商取引が扱う分野は、小売だけではなく、旅行を筆頭に幅広い分野にわたっている。また、健康、洗濯、娯楽、物流といった新興分野を扱う企業も現れている。

電子商取引が急激に発展する一方で、税制度、物流、決済方法の課題が指摘されている。それぞれの課題と解決方法は以下のとおりである（コラム第2-4表）。

フィンテックについて

インドには、銀行口座保有率の低さ、スマートフォン所持者数の多さ、電子商取引の拡大、豊富なソフトウェア技術者といった、フィンテックが急速に普及する要因がそろっている。政府による現金取引

コラム第2-3表　インドの電子商取引のモデルとリーディングカンパニー

電子商取引のモデル	リーディングカンパニー
B2C e-Commerce marketplace	Snapdeal.com, Amazon.com, Flipkart.com
B2C e-Commerce Inventory Led	BigBasket.com, FirstCry.com, Zovi.com
B2C e-Commerce Aggregator	Uber.com, olacabs.com
C2C e-Commerce	Cloudacar.com, quickr.com, olx.in
B2B e-Commerce	mjunctionservices limited, cloudBuy.com, tolexo.com, industrybuying.com, power2sme.com, Amazonbusiness.com
Omni-channel Retailers	Shopper Stop Ltd, Infiniti Retail LimitedCroma, Raymond Limited

資料：インド工業連盟「e-Commerce of Indian Inudustry（2016年4月）」から経済産業省作成。

149「デジタル・インディア」は、国家の基本的なICT政策であり、デジタル化を通じて強化された知識経済社会に変革するというプログラムである。「スタートアップ・インディア」は、ベンチャー企業の育成政策である。起業を活発化させることで経済成長や雇用確保につなげる目的がある。「スキル・インディア」は、スキル人材の育成政策である。具体的には、人材不足を解決するため、2022年までに4億人に職業訓練を施すなどのプロジェクトである。

150 CODは、クレジットカードを所持しない人も利用できること、前払したのに商品が届かないといったトラブルが生じないことから、購買者に好まれる支払方法である。販売者や配送業者にとって効率性は低いが、企業の信頼を構築することに寄与した。

151 2014年にソフトバンク株式会社が同社に出資したことが話題になった。

コラム第 2-4 表　インドの電子商取引拡大による課題と解決策

	実際発生している問題	解決策
税制度	税体系が州毎に異なるため、州をまたいで商品が移動する際、コスト（費用・時間）の増加、二重課税の問題が生じる。	GST 導入。
物流	地方都市への配送増加に伴うコスト（費用・時間）の増加。※既に、India Post といった、地方都市の既存インフラを持つ事業者との提携は進んでいるものの、コストは高いままである。	物流バリューチェーンの運営効率を上げ、利益率を上げる技術革新の導入。
決済方法	代引引換（Cash on Delivery : COD）が主流で、返品機会が高い。	モバイルインターネットや UPI（Unified Payments Interface）の利用増加による、電子支払への移行。

資料：インド工業連盟「e-Commerce of Indian Industry（2016 年 4 月）」から経済産業省作成。

から信用取引へのシフトの推奨も後押しし、電子商取引の決済サービスから金融サービスに急速に発展する可能性が高い。

米国の調査会社 IDC が毎年発表する世界のフィンテック企業トップ 100 社ランキング[152] では、約 50 社がランキングに入った米国が最も多いが、インドは 8 社で 2 番目に多いほか、トップ 100 社の 1 位はインドのタタ・コンサルタンシー・サービスである。

3. フィリピン

（1）マクロ経済動向

2016 年 6 月、ロドリゴ・ドゥテルテ氏が大統領に就任した。過激な発言で「フィリピンのドナルド・トランプ[153]」と揶揄されることもあるが、ダバオ市長[154] を長く務めた政治家出身であり、治安対策に注力し、犯罪で悪名高かった同市を安全な都市にした実績が、国民に評価されている。

前大統領であるベニグノ・アキノ氏は、2010 年 6 月の就任以来、政治の安定、財政健全化、高い経済成長を達成し、対外的に高い評価を得て任期を全うした。それにもかかわらず、同氏から後継者指名された候補者が落選し、ドゥテルテ氏が選出されたのは、汚職や犯罪、地域格差や所得格差、都市部の交通インフラといった諸問題の解決が遅滞していることに不満をもつ国民が、決断力・実行力のある強いリーダーを求めたことにある、という見方が多い。

① GDP

過去 3 か年の実質 GDP 成長率を見ると、底堅い個人消費と投資がけん引し、年ベースでは、6% 台の高い成長率を見せている。四半期ベースでは、2015 年第 1 四半期から、成長率が上昇し、2016 年第 2、3 四半期は 7.1% という高水準となった。2016 年第 4 四半期は 6.6% に減速したものの、これは、選挙関連の押し上げが一服したものと見られている。2017 年は選挙の反動、輸出不振の継続は想定されるものの、今後も個人消費[155]、インフラ投資が成長をけん引していくものと見込まれている（第 I-4-1-3-1 図）。

同国の成長は、名目 GDP の 6 割弱を占めるサービス業がけん引している。2016 年ベースでは、実質 GDP 成長率 6.8% に対する寄与度が 4.3% にも上り、同業に従事する労働者も約 6 割と多くを占める（第 I-4-1-3-2 図）。

サービス輸出は年々増加しているが、主にビジネス・

152 IDC Financial Insights FinTech Rankings Top 100（2016 年 9 月発表）。全世界の IT サービス企業のうち、既存の金融機関に対して納入したハードウェア、ソフトウェアやサービスの収益が全収益の 1/3 以上の企業を対象に、独自の調査・分析結果と、前年度の収益等を併せ、総合的に評価されている。独自にサービスを提供するスタートアップ企業は含まれていない。

153 ドゥテルテ氏が 71 歳、トランプ氏が 70 歳と、それぞれ歴代最高齢での大統領就任となった（フィリピンについては、1986 年の民主化以降の大統領で比較）。

154 ダバオはマニラ、セブに次ぐ第 3 の都市。ドゥテルテ氏の父は旧ダバオ州の知事であった。同氏はダバオ地検で検事として働いた後、ダバオ市長（1988～1998 年、2001～2010 年、2013～2016 年）として約 20 年以上務めた。

155 2015 年の同国の 1 人当たり名目 GDP は 2,863 ドルであり、10 年で 2.4 倍（2005 年は 1,209 ドル）となった。自動車等の耐久消費財が広く普及し始めるとされる 3,000 ドルに近づいている。

第Ⅰ-4-1-3-1図
フィリピンの実質GDP成長率及び需要別寄与度の推移

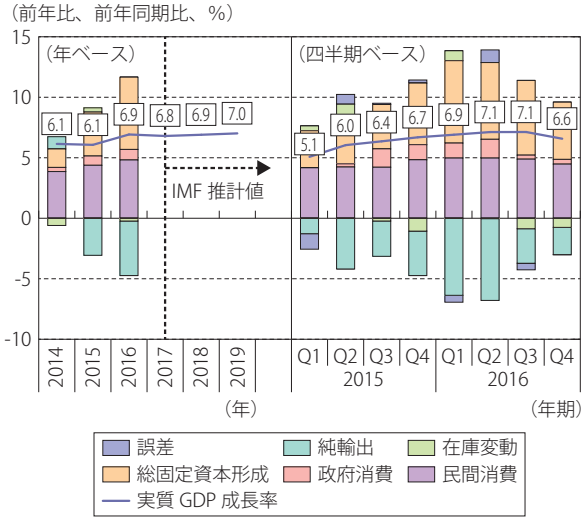

資料：フィリピン統計局、CEIC database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-3-2図
フィリピンの実質GDP成長率及び産業別寄与度の推移

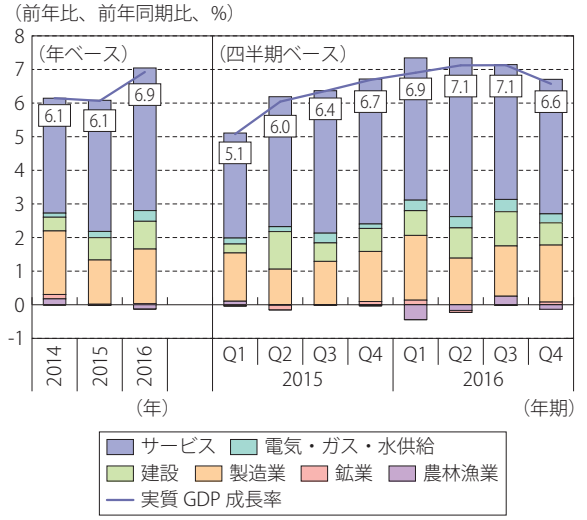

資料：フィリピン統計局、CEIC database から経済産業省作成。

プロセス・アウトソーシング[156]関連（以下、BPO）が大きく寄与している。BPO産業サービスの輸出先は、7割超を米国が占めており、サプライチェーンにうまく組み込まれている。また、2011年、2012年と欧州からBPO産業への対内直接投資が増加したことも影響し、サービス輸出先として欧州の割合も増加している（第Ⅰ-4-1-3-3図、第Ⅰ-4-1-3-4図）。同国は、インドと同様、英語力、コスト競争力、24時間サービスを可能とする時差等の強みにより、欧米企業からの対内直接投資先に選ばれている。BPO産業の発展は、雇用拡大、所得水準の上昇を通じ、海外労働者送金とともに、同国の民間消費を支えている。

第Ⅰ-4-1-3-3図
フィリピンのサービス・BPO関連輸出額の推移

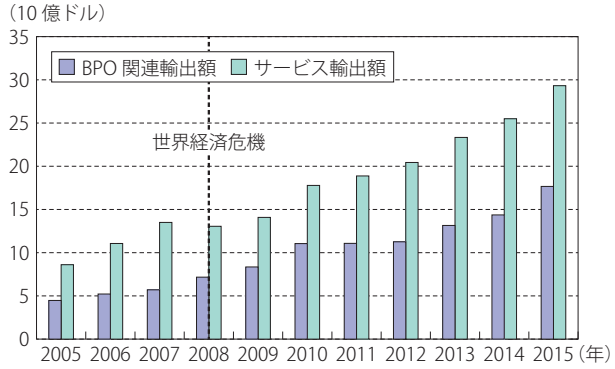

資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-3-4図　フィリピンのBPO輸出先の推移

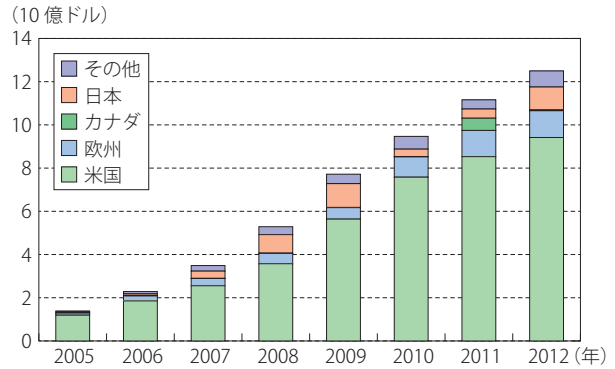

備考：国別データは2005年より。2012年の値を最後に更新データなし。
資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

② 貿易収支

同国は貿易赤字が常態であるが、2014年以降、年々赤字が拡大している。これは、旺盛な内需により、資本財や消費財（特に耐久消費財）の輸入が増加していること、その一方で、輸出の約5割を占める主力輸出品目である電子部品・製品（特に、半導体製造装置・部品、電子データ処理機器）の輸出が、中国など主要輸出先の需要減退により減少していることが要因である（第Ⅰ-4-1-3-5表）。

米国との貿易の推移を見ると、2012年から、フィリピンからの輸出は増加したが、2016年は輸出入ともに減少した。貿易黒字額は足下では減少しており、2016年は約14.3億ドルである（第Ⅰ-4-1-3-6図）。主な輸出品、輸入品はともに集積回路などの電気機械であり、米国のサプライチェーンに組み込まれていることが分かる。

156 企業の業務プロセスの一部を専門企業に外部委託すること。

第Ⅰ-4-1-3-5 表　フィリピンの貿易収支と主な輸出入品目の推移

（単位：貿易収支（輸出額・輸入額）は百万ドル。それ以外は全て％）

		構成比（%）	2014 年	2015 年	2016 年
貿易収支（百万ドル）			-3296	-12240	-24927
輸出額			62102	58827	56232
輸入額			65398	71067	81159
輸出増加率（%）			9.5	-5.3	-4.4
主な品目	電子部品・製品	51.3	11.9	7.9	-0.1
	電子部品・製品（半導体製造装置・部品）	36.2	6.8	12.6	-2.9
	電子部品・製品（電子データ処理機器）	9.6	29.1	-13.5	7.1
	機械・輸送機器	5.8	90.6	-0.9	-16.7
	木工品・家具	5.1	-5.7	-6.6	0.9
	点火配線セット	3.5	18.4	4.1	-6.7
	化学品	2.5	-0.6	-31.6	-19.8
	金属部品	2.2	-18.3	-9.9	-0.2
	ココナッツオイル	2.0	19.6	-6.2	0.6
	衣料品	1.8	20.2	-21.9	-28.3
輸入増加率（%）			4.8	8.7	14
主な品目	資本財	33.7	-6.3	21.4	39.6
	通信機器・電子機械	14.3	-17.2	39.8	40.7
	発電機器・特殊機械	8.9	7.2	26.5	35.3
	事務・電子データ処理機器	3.5	-2.3	26.8	45.6
	乗用車・二輪車	3.0	4.8	29.3	41.7
	航空機・船舶・ボート	2.4	-7.1	-42.3	27.9
	写真機材・光学機器	1.7	4.4	51.6	60.0
	原材料・中間財	38.3	11.7	16.3	1.9
	半加工品	35.2	17.2	15.4	2.4
	未加工品	3.0	-28.3	26.6	-3.5
	消費財	17.7	17.2	20.9	26.2
	耐久財	10.1	12.7	20.7	53.0
	非耐久財	7.6	21.4	21.2	2.4
	鉱物燃料・潤滑油	9.7	0.4	-29.9	-15.2

備考：構成比は 2016 年ベース。増加率は前年比。
資料：フィリピン統計庁、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-3-6 図
フィリピン貿易収支（対米国）の推移

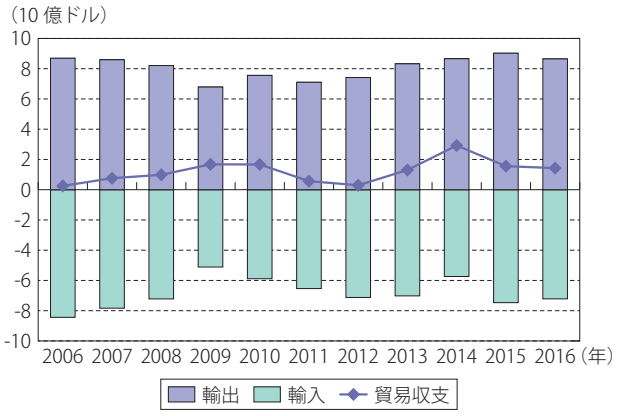

備考：輸入はマイナス値であらわしている。
資料：フィリピン統計庁、CEIC Database から経済産業省作成。

中国との貿易の推移を見ると、従来はフィリピンからの輸出超で貿易黒字であったが、近年は貿易赤字が大きく拡大し、2016 年は約 87.8 億ドルである（第Ⅰ-4-1-3-7 図）。主な輸入品は、携帯電話や集積回路などの電気機械である。近年、電気電子産業が進展したことから、同国は中国の主要輸出国になっている[157]。なお、主な輸出品は、自動データ処理機械・同付属品などの一般機械である[158]。

③ 国際収支

同国は、貿易収支の赤字を、海外労働者送金などの第二次所得収支及びサービス収支の黒字が相殺して、経常黒字を確保しているという特色がある。経常収支

157 電気電子産業の進展の一方で、基幹部品製造までは至っていないため、結果的に中国からの電子部品等の輸入が増加している。
158 フィリピンにとって、90 年代までは、輸出入ともに米国が最大の貿易相手であったが、2000 年以降、アジア域内貿易が拡大した。

第Ⅰ-4-1-3-7図
フィリピン貿易収支（対中国）の推移

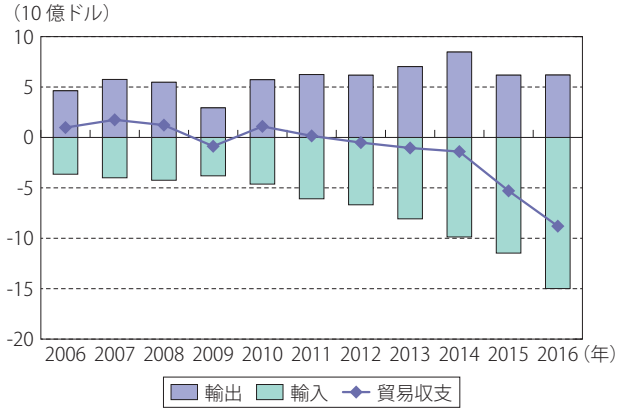

備考：輸入はマイナス値であらわしている。
資料：フィリピン統計庁、CEIC Database から経済産業省作成。

の推移を見ると、2015年以降、貿易赤字の増加により経常黒字は減少しており、2016年の経常収支は約6億ドル、経常収支対名目GDP比は約0.2%となっている。主に、好調な民間需要による輸入の増加と、外需低迷に伴う輸出の減少が主な要因である（第Ⅰ-4-1-3-8図）。

第Ⅰ-4-1-3-8図　フィリピンの経常収支の推移

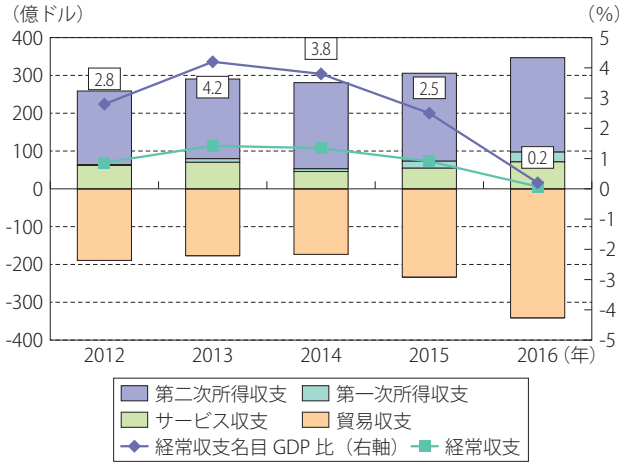

資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

フィリピン人が海外で就労する歴史は長く、名目GDPの約1割にも上る海外労働者送金は、同国の民間消費を大きく支えている。直近10年の海外労働者送金額の推移を見ると、伸び率は鈍化傾向だが、年々増加している。米国からの送金額の割合が最も多く、2016年では33.2%であるが、2006年では51.1%を占めていた。年々、米国の割合は低下傾向にある[159]一方、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールといった中東地域からの送金額の割合は、2006年の14.9%から2016年の27.6%と拡大している。同地域から、家事手伝い、看護士・介護士、販売員、エンジニア等の人材需要が増加したことが要因と思われる（第Ⅰ-4-1-3-9図）。

第Ⅰ-4-1-3-9図
フィリピンの海外労働者送金額（上位10か国）と伸び率の推移

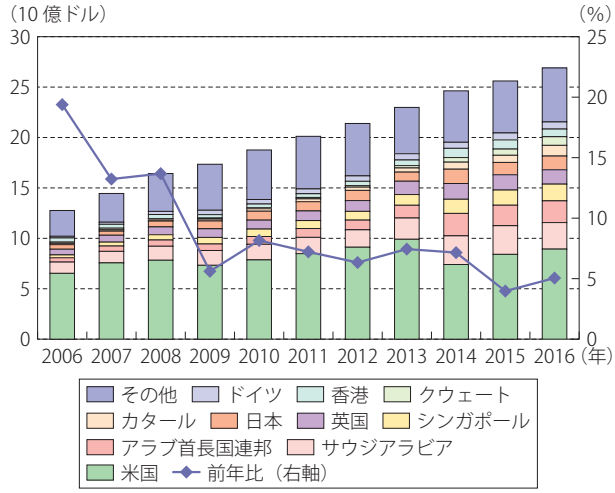

資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

海外労働者送金額が増加する一方、海外労働者数には変化が見える。2000年に入り、海外労働者数は年々増加したが、2012年以降その伸び率は鈍化している。また、国内の失業率は2013年以降大きく改善し、2006年の8.0%から2016年には5.5%となった。失業率の低下は、内需の堅調さによる小売や建設部門の他、BPO産業の要員の増加を反映していると思われる（第Ⅰ-4-1-3-10図）。

第Ⅰ-4-1-3-10図
フィリピンの海外労働者数と失業率の推移

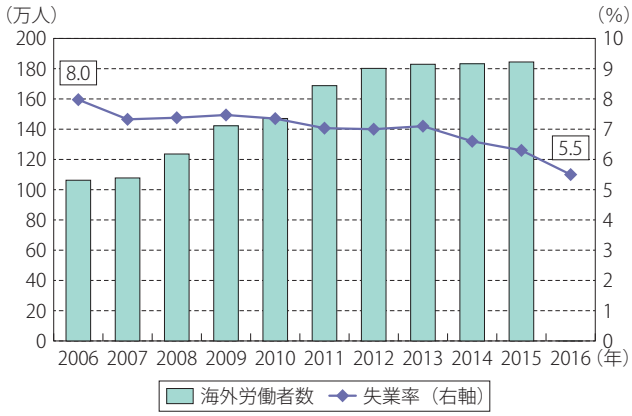

備考：2016年の海外労働者数は未公表。
資料：フィリピン海外雇用庁、CEIC Database から経済産業省作成。

159 海外送金総額に占める米国からの送金割合は、1994年は87%と高く、それ以降は、総じて下降傾向にある。

2016 年金融収支の純資産は、5.3 億ドルの増加（資金の流出超）となったが、2013 年以降、純資産は縮小している。足の速いその他投資、証券投資[160]において資金の流出超となったが、対内直接投資では資金が流入した（第Ⅰ-4-1-3-11 図）。

第Ⅰ-4-1-3-11 図　フィリピンの金融収支の推移

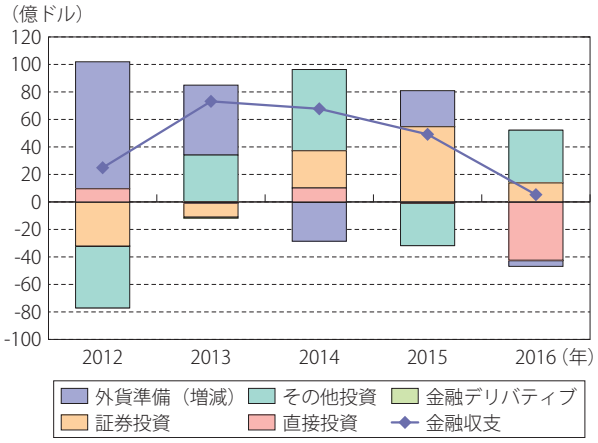

備考：金融収支のプラスは純資産の増加（資金の流出超）、マイナスは純資産の減少（資金の流入超）をあらわしている。
資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

(2) 成長を持続するための課題

① 人口ボーナスを生かす

フィリピンの人口は、約 1 億 100 万人[161]であり、特に若年層が多い。出生率、人口増加率、失業率[162]を見ると、同国は、全ての項目につき、近隣主要国の中で最も高い水準となっている（第Ⅰ-4-1-3-12 表）。同国の成長が期待されている要因として、少子高齢化が進む国が多い中で、生産年齢人口比率の上昇、すなわち人口ボーナスが今後も続くと見込まれることが挙げられる。人口ボーナスは労働集約型の製造業に有効とする見方があるが、同国においては、製造業よりも先にサービス業が発展したために、生かされていない。今後、増加し続ける労働力を吸収する国内の雇用機会が創出されれば、人口ボーナスが更なる経済成長に有効に結び付くと思われる。

② 格差の是正（包括的成長）

同国には、大きな地域格差、所得格差が存在し、同国のジニ係数[163]は 43.0%、貧困率[164]は 25.2%（どちらも 2012 年値）と、近隣主要国の中で極めて高い水準となっている（第Ⅰ-4-1-3-13 表）。歴代の政権が、この問題を解消すべく対策を実施してきたが、いまだに十分な効果が得られていない。その理由の一つとして、貧困対策のために中央政府から給付された予算が、地元政治家などの有力者に恣意的に利用され、末端まで届かないことが指摘されている。今後、汚職撲滅が進展し、経済成長の恩恵が全ての人に行き届くような仕組みが構築されれば、前政権が目指した「包括的成長（Inclusive Growth）」が実効性あるものになる。

③ インフラ整備

成長が加速する同国にとって、インフラ整備は大きな課題である（第Ⅰ-4-1-3-14 図）。例えば、首都マニラの交通渋滞は深刻化しており、JICA がまとめた

第Ⅰ-4-1-3-12 表　出生率・人口増加率・失業率に関する近隣主要国との比較

	出生率（単位：‰）	人口増加率（%）	失業率（%）
インド	20.0	1.2	3.6
インドネシア	20.0	1.2	6.2
マレーシア	16.8	1.4	2.0
フィリピン	23.6	1.6	7.1
タイ	10.8	0.3	0.9
ベトナム	17.2	1.1	2.3

備考：出生率の単位は‰（パーミル：千分率）。その年に生まれた人口をその年の総人口で割り、1000 をかけたもの。
出生率は 2014 年ベース、人口増加率は 2015 年の年ベース。
失業率は 2014 年ベース (ILO 推計値)。
資料：世銀「World Development Indicators（1 February, 2017）」から経済産業省作成。

160 2015 年は、12 月に実施された米国利上げによる資金流出、2016 年は、新政権への期待感からの資金流入、新大統領の発言による警戒感からの資金流出などが見られ、安定していない。
161 2015 年の国勢調査による。
162 先述のとおり、同国の失業率は足下では下落しており、雇用環境は改善しているといえる。
163 国内における個人又は世帯所得が、完全に平等な状態からどの程度かい離しているかを示す。0 の場合は完全に平等、100 の場合は完全に不平等を示す。
164 国家の貧困線以下の人口割合を指す。世帯調査による人口加重サブグループ推定に基づいている。

第Ⅰ-4-1-3-13表　ジニ係数と貧困率に関する近隣主要国との比較

	ジニ係数	調査年	貧困率(単位:%)	調査年
インド	35.2	2011	21.9	2011
インドネシア	39.5	2013	11.3	2014
マレーシア	46.3	2009	0.6	2014
フィリピン	43.0	2012	25.2	2012
タイ	37.9	2013	10.5	2014
ベトナム	37.6	2014	13.5	2014

備考：ジニ係数、貧困率ともに、各国で調査年が異なる。
資料：世界銀行「World Development Indicators(1 February, 2017)」

第Ⅰ-4-1-3-14図
フィリピンのインフラ評価（アジア主要国との比較）

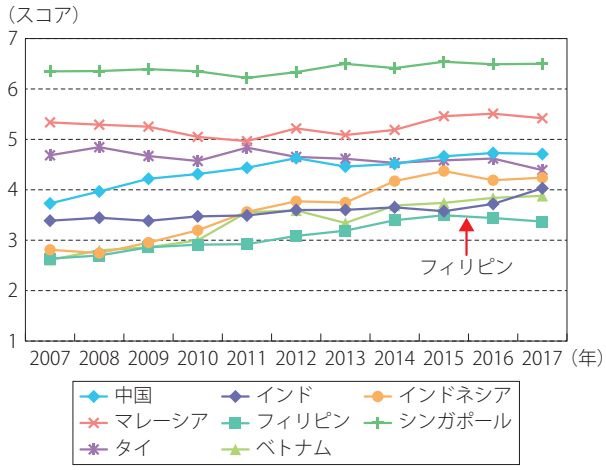

備考：スコアは1が最低値、7が最高値。年は発行年。
資料：World Economic Forum「The Global Competitiveness Report」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-3-15図
フィリピンの投資比率　（アジア主要国との比較）

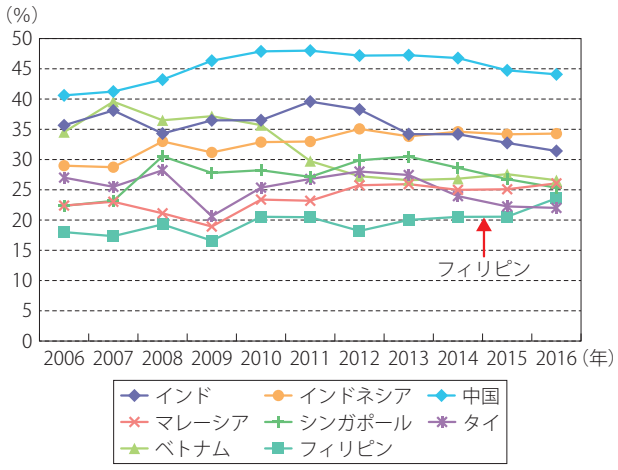

備考：投資比率は、総固定資本形成を名目GDPで割ったものとする。
資料：IMF WEO Database, April 2017から経済産業省作成。

報告書[165]によると、渋滞による社会的な損失[166]は、1日当たり24億ペソに値するとされている。前アキノ政権（2010～2016年）では、インフラ整備を推進したことで、総固定資本形成が成長率に大きく寄与した。また、民間の資金や技術力を活用する官民連携手法（PPP）を推奨したことも高く評価されている。しかし、投資比率[167]は、アジア主要国と比較すると低い水準であることが分かる（第Ⅰ-4-1-3-15図）。今後も成長を持続していくためには、国内民間投資の促進や、対内直接投資の誘致が有効であろう。

④ 外資規制緩和

同国の憲法では、外資の出資比率規制がされており、少なくとも内資が60%以上出資している企業しか公共施設を運営できない。この憲法上の制限によって、外資を生かしたインフラ整備が不可能になっていた。現政権では、憲法を改正し、外資規制を緩和する方向である。これが実現すれば、対内直接投資が増加し、雇用機会の増加、インフラ整備の促進が見込まれる。

近年、対内直接投資額（認可ベース）は下降傾向であり、2016年は46.1億ドルに留まっている。投資国別で見ると、上位から、オランダ（全投資額の22.6%）、オーストラリア（同14.8%）、米国（同14.3%）となっている。業種別で見ると、上位から、製造（同43.8%）、電気・ガス・蒸気・空調供給（同25.4%）、BPO関連サービスに該当する管理サポートサービス（同11.8%）となっている（第Ⅰ-4-1-3-16図、第Ⅰ-4-1-3-17図）。

165 フィリピン国家経済開発庁（NEDA）は、計画に一貫性がなかったマニラ首都圏のインフラ整備と交通計画を、セクター横断的な視点で整理し、2030年の理想的な交通ネットワーク計画を策定するため、JICAに調査を要請した。その調査報告書では、2030年に目指す交通ネットワークを「ドリームプラン」と名付け、約300キロの鉄道、約500キロの高速道路の整備、公共交通機関の合理化、交通管理を行う複数のプロジェクトを提案している。
166 交通機関の走行費用と利用者の時間コストを元に計算されている。
167 投資比率とは、総固定資本形成を名目GDPで割ったものとする。

第Ⅰ-4-1-3-16 図
フィリピンの対内直接投資の推移（国別）

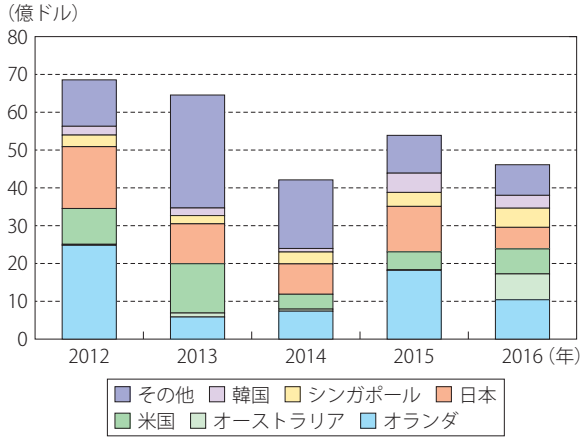

備考：認可ベース。
資料：フィリピン統計局から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-3-17 図
フィリピンの対内直接投資の推移（業種別）

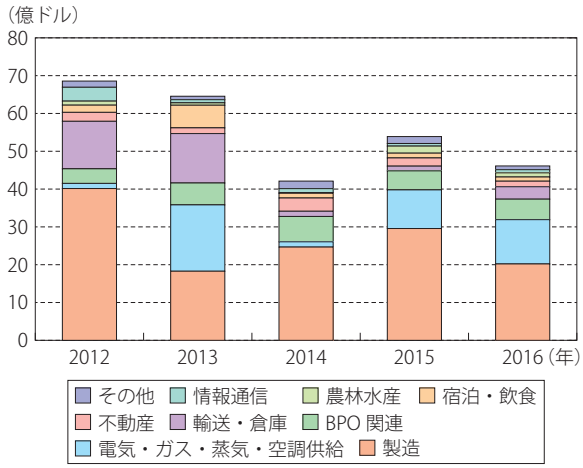

備考：認可ベース。
資料：フィリピン統計局から経済産業省作成。

（3）リスク要因

① ドゥテルテ大統領の政策と外交のリスク

ドゥテルテ大統領は、治安を改善し、役所の腐敗と非効率を一掃すれば、国内外からの投資が集まるとの考えが基本にあり、大統領就任後すぐに、麻薬と汚職の撲滅に取り組んでいる。とりわけ、麻薬取締りは厳しく、その強権的な手法が国際機関や他国から批判されており、米国（当時はオバマ大統領）など、同国を批判した国への暴言が外交問題にまで発展した。麻薬と汚職の撲滅は、ビジネス環境の改善を促すと期待されるが、その手法に対する評価や外交問題の不確実性により、一時的な投資の減速、株価の低下や通貨安など、経済への影響が懸念される。

同国の外交に関しては、特に、対米国と対中国の姿勢が注目されている。前アキノ政権では、米国との同盟関係を重視し、中国と距離を置く姿勢[168]をとっていたが、ドゥテルテ大統領は、2016 年 9 月、自主独立外交（independent foreign policy）を行うと発言した。その後、2016 年 10 月に中国を訪問し、240 億ドル相当の経済協力を取り付けたり、同年 12 月、アジアインフラ投資銀行に正式加盟し、融資を約束したりするといった動きがある。

② 米国新政権の政策

トランプ大統領の貿易や移民政策は、同国にとってのリスクである。英語が公用語であることで、米国からの海外労働者送金、米国企業からアウトソースされる BPO ビジネスは、同国の経済成長に大きく寄与してきた。上述のように、米国からの送金額は、海外からの送金額の中で 33.2% と最も多く、BPO 産業サービスの輸出先の中で、米国への輸出が占める割合は 7 割超を占めている。

今後、米国新政権が、モノやカネ、人の自由な移動に制約を与えるような施策をとれば、海外労働者送金や BPO ビジネスへの打撃により、現在の成長エンジンである内需、サービス業の勢いをそぐ可能性があることが懸念される。

4. ベトナム

（1）マクロ経済動向

2016 年 5 月、グエン・スアン・フック氏[169]が首相に就任した。新指導部は、前指導部が推進した経済改革[170]に継続して取り組むとしており、基本方針に大きな変更はない。最初の 5 年間（2016 年～2020 年）の基本方針として、公的債務などの財政管理、国営企

168 前アキノ政権は、中国との南シナ海を巡る領有権問題を契機として、親米路線を強め、米国と共同で軍事活動を行う方針をとった。また、この領有権問題について、ASEAN 首脳会議や国際海洋法条約に基づく仲裁裁判所を通じた平和的解決を目指していた。
169 前指導部で副首相を務めていた。
170 強いリーダーシップで、2007 年の世界貿易機関（WTO）への加盟、2016 年の環太平洋戦略的連携協定（TPP）への署名など、成果を出してきた。

業改革、農業・地方の開発等の課題に対処しつつ、自由貿易の更なる推進による高い成長と早期の現代的な工業化を目指すとしている。

① GDP

近年の実質GDP成長率の推移を見ると、年々、民間消費の寄与度が上昇している。また、2013年を境に、純輸出が成長のけん引役から一転、押し下げ要因に変化している一方、総固定資本形成の寄与度が上昇している（第Ⅰ-4-1-4-1図）。

第Ⅰ-4-1-4-1図
ベトナムの実質GDP成長率及び需要別寄与度の推移

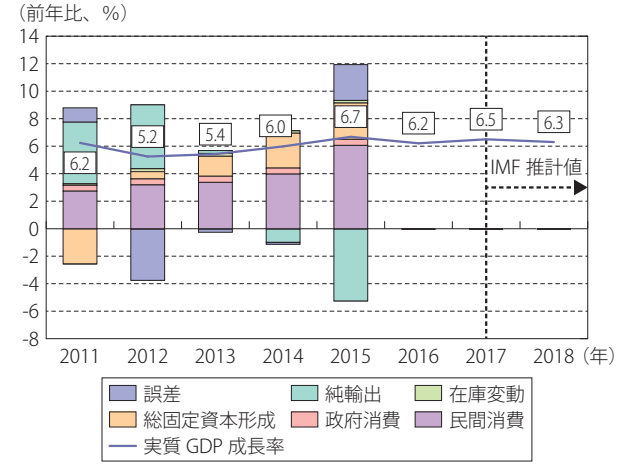

備考：2016年の内訳はまだ公表されていない（2017年4月現在）。
資料：ベトナム総統計局、CEIC Databaseから経済産業省作成。

2016年の実質GDP成長率は前年比6.2%となり、前年（同6.7%）より成長が減速した。原油減産でマイナス成長となった鉱業、天候不順の影響を受けた農林水産業が成長を押し下げた一方、堅調な内需を背景にしたサービス業、外資企業を中心に好調な製造業が全体の成長を下支えした（第Ⅰ-4-1-4-2図）。

なお、サービス産業は、名目GDPの約43%（2016年ベース）を占めており、その内訳を見ると、割合が大きな順に、小売・卸売・車両修理業、金融・保険業、宿泊・飲食業、不動産業となっている（第Ⅰ-4-1-4-3図）。

② 貿易収支

同国は貿易赤字が常態[171]であったが、2012年から2016年まで、2015年を除き黒字となった。これは、同国が、海外企業から製造業（韓国メーカーによるスマートフォンの製造が代表例）の生産（主に加工）拠点として選ばれ、投資が流入し、その製品の輸出が拡大していることによる。なお、2015年の赤字の要因は、中国からの機械・同部品や、中国や韓国からのコンピュータ・電子部品の輸入額の増加と、水産業など国内企業の輸出が低迷したことにある。

ベトナムの輸出品目の推移を見ると、2013年に、携帯電話・部品がそれまで1位だった縫製品を抜いた[172]。携帯電話・部品は、統計を取り始めた2010年から2016年の7年間で、約15倍にも増加している。また、水産物や原油が足下で減少している一方、コンピュータ・電子部品は同期間で5倍に増加している。

ベトナムの輸出金額においては、外資系企業が約

第Ⅰ-4-1-4-2図
ベトナムの実質GDP成長率及び産業別寄与度の推移

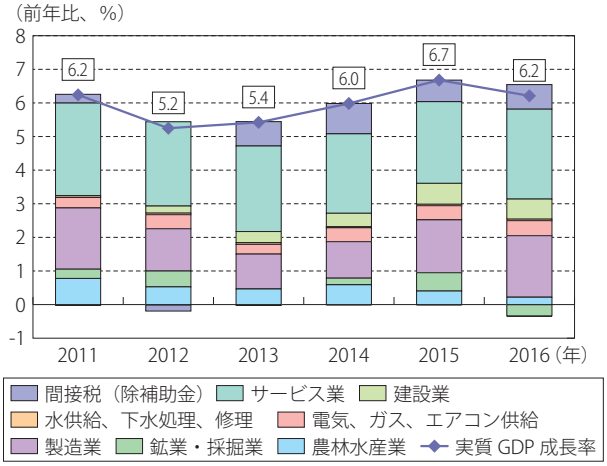

備考：産業分類はVietnam Standard Industrial Classification（VSIC）2007年基準
資料：ベトナム統計総局、CEIC Databaseから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-4-3図　ベトナムのサービス産業の内訳

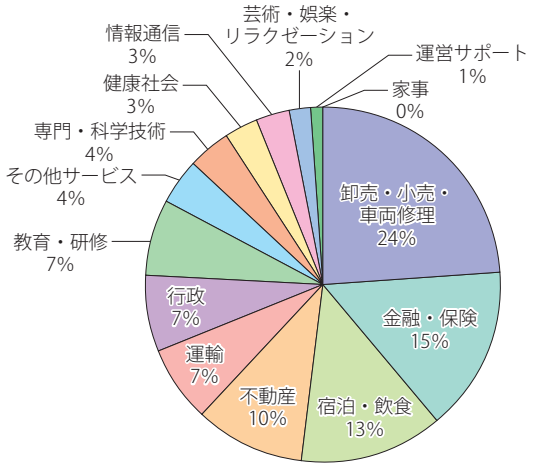

備考：2016年ベース。
資料：ベトナム統計総局、CEIC Databaseから経済産業省作成。

171 データで遡及できる1955年以来（1992年に4000万ドルというわずかな黒字を記録した以外）、2011年までの長い期間、貿易赤字であった。
172 2008年まで、原油が輸出品目の第1位であり、その後、縫製品に替わった。

70% と多くを占める特徴がある。外資系企業の輸出の伸び（前年比、2016 年ベース）が、12.1% と拡大を維持している一方、約 30% を占める国内企業の輸出の伸びは同 2.5% と勢いに欠ける。

ベトナムの輸入品目の推移を見ると、近年、機械・同部品、コンピュータ電子製品・同部品が大きく増加している[173]。これは、製造組立て拠点の増加が主たる要因である。なお、ベトナムの輸入金額においては、外資系企業が約 59%、国内企業が約 41% を占める（第Ⅰ-4-1-4-4 表）。

米国との貿易推移を見ると、ベトナムの大幅な輸出超であり、2016 年の貿易黒字額は約 260 億ドルとなっている（第Ⅰ-4-1-4-5 図）。主な輸出品は、携帯電話、衣料、履物である。主な輸入品としては、集積回路、アルミニウム（棒状）等である。

中国との貿易推移を見ると、ベトナムの大幅な輸入超であり、2016 年の貿易赤字額は約 280 億ドルとなっている（第Ⅰ-4-1-4-6 図）。主な輸入品は、携帯電話・

第Ⅰ-4-1-4-4 表　ベトナムの貿易収支と主な輸出入品目の推移

（単位：貿易収支（輸出額・輸入額）は百万ドル。それ以外は全て %）

		構成比（%）	2014 年	2015 年	2016 年
貿易収支（百万ドル）			2368	-3554	2521
輸出額			150217	162017	176632
輸入額			147849	165570	174111
輸出増加率（%）			13.8	7.9	9.0
国内企業		29.9	10.1	-8.5	2.5
外資系企業		70.1	16.1	17.7	12.1
主な品目	電話機・同部品	19.4	11.1	27.8	13.5
	繊維・衣料	13.6	16.6	9.0	5.0
	コンピュータ電子製品・同部品	10.5	7.9	36.5	18.8
	履物	7.4	22.9	16.3	8.4
	水産物	4.0	16.9	-16.1	8.0
	木材・木製品	4.0	11.4	10.6	1.3
	コーヒー	1.9	30.9	-24.9	25.0
	ハンドバッグ、財布、スーツケース、傘	1.8	31.2	13.4	10.5
主な輸出先	米国	21.8	13.8	7.9	9.0
	中国	12.4	20.0	16.9	14.9
	日本	8.3	13.3	14.6	28.4
	韓国	6.5	8.3	-3.7	3.9
	香港	3.4	7.3	24.5	28.0
輸入増加率（%）			28.0	32.2	-12.5
国内企業		41.3	10.5	7.4	5.2
外資系企業		58.7	13.1	15.5	5.2
主な品目	機械・同部品	16.3	20.0	23.0	2.9
	電子製品	16.0	5.8	23.4	20.3
	衣料	6.0	13.0	7.8	3.4
	鋼	4.6	16.0	-3.1	8.0
	プラスチック	3.6	10.5	-5.7	5.1
	自動車	3.4	56.8	59.7	-2.0
	繊維・皮等	2.9	24.1	6.7	1.8
	石油製品	2.9	8.0	-29.1	-6.9
主な輸入元	中国	28.7	18.3	13.4	0.9
	韓国	18.4	5.1	27.2	15.9
	日本	8.6	11.2	11.7	4.7
	台湾	6.4	17.7	-0.7	2.1
	タイ	5.1	12.3	17.4	6.2

備考：構成比は 2016 年ベース。数値は、総計以外全て、前年比増加率。
資料：ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

173 2016 年は、機械・同部品については減少した。

第Ⅰ-4-1-4-5図
ベトナムの貿易収支（対米国）の推移

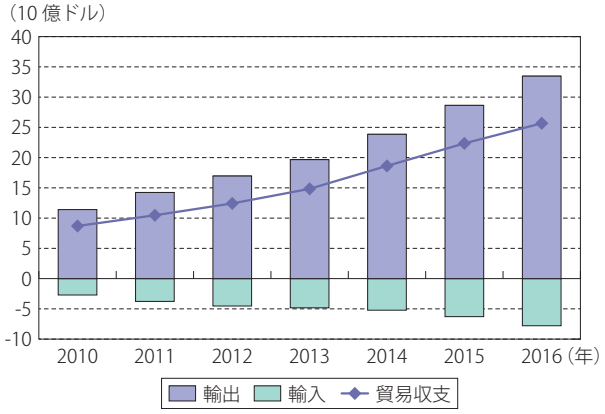

備考：輸入はマイナス値であらわしている。
資料：ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-4-6図
ベトナムの貿易収支（対中国）の推移（右）

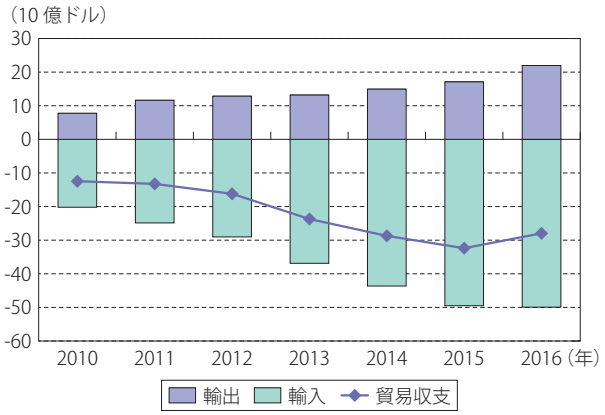

備考：輸入はマイナス値であらわしている。
資料：ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

部品、集積回路等の電気機器及び部品、自動データ処理機などの一般機械の他、鉄鋼[174]、繊維、アルミニウム、プラスチックである。金額的には相対的に低いが、主な輸出品は、集積回路などの電気機器である。中国と距離的に近い北部ベトナムを中心に、スマートフォンなどのIT機器産業が進展してきていることから、同国は中国の主要輸出国になっている[175]。

③ 対内直接投資[176]

対内直接投資（認可ベース）は、2013年以降、200億ドル超と堅調である。投資国別（2015年ベース、以下同じ）では、韓国が1位であり、全体の約29.0%を占めている。業種別では、製造業が1位であり、全体の約68.1%を占めている。なかでも、韓国メーカーによる携帯電話などの電気機器に関する投資が大きい[177]。その他、TPP協定の発効によるベトナムのメリットを見込み、台湾、韓国、香港等の非参加国・地域からの縫製品への投資が活発化した（第Ⅰ-4-1-4-7図、第Ⅰ-4-1-4-8図）。

第Ⅰ-4-1-4-7図
ベトナムの対内直接投資の推移（国別）

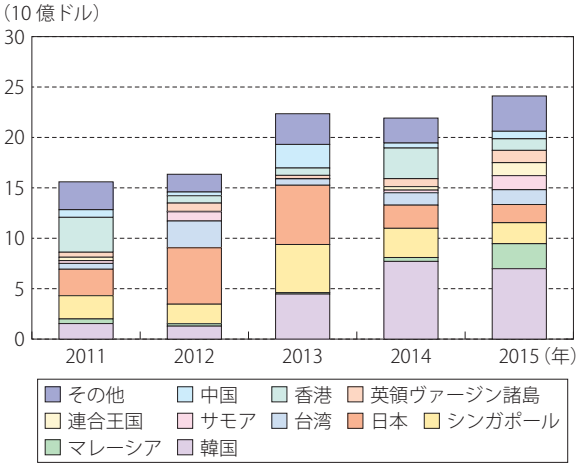

備考：認可ベース。
資料：ベトナム総統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-4-8図
ベトナムの対内直接投資の推移（業種別）

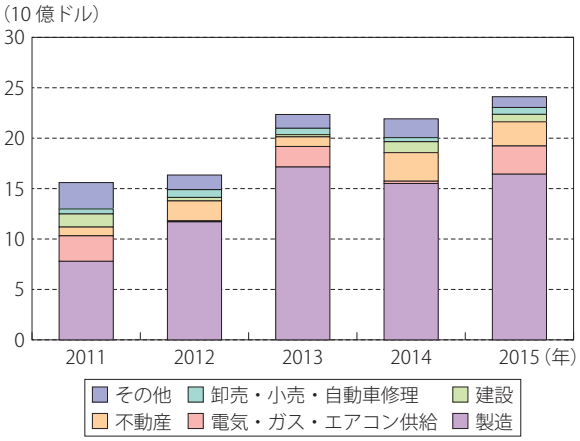

備考：認可ベース。
資料：ベトナム総統計局、CEIC Database から経済産業省作成。

174 2016年7月、ベトナムは、鉄鋼製品に対するセーフガード措置を2016年8月から20年3月まで発動する決定をした。これは、中国における鉄鋼の過剰生産により、その在庫が廉価でベトナムに流入したことに起因する。
175 電気電子産業の進展の一方で、基幹部品製造までは至っていないため、結果的に中国からの電子部品等の輸入が増加している。なお、電子製品は小型で単価が高いため、陸路越境輸送が多く利用されている。
176 同国政府から公表されている対内直接投資額（年ベース）の数値は2015年が最新となる。
177 韓国からの新規投資は、2015年は2014年より金額ベースで減少をしたが、件数ベースでは増加した。韓国の携帯電話メーカーによる大型投資が一巡し、中小規模の部品メーカーを含む周辺産業が拡大したことが要因と考えられる。

④ 国際収支[178]

経常収支（2015 年ベース）は、9 億ドル（GDP 比 0.5%）の黒字であり、前年の 94 億ドル（GDP 比 5.0%）の黒字から大幅に減少した。外資系企業による電子部品などの輸入が増加した一方、水産品など、国内企業の輸出が伸び悩んだことが主たる要因である。また、サービス収支が、訪越旅行客の伸び悩みなどにより悪化したこと、第二次所得収支が、海外労働者送金の減少などにより黒字幅が縮小したことも寄与した（第Ⅰ-4-1-4-9 表）。

第Ⅰ-4-1-4-9 表　ベトナムの経常収支

（単位：10 億ドル）

		2014 年	2015 年
経常収支		9.4	0.9
（名目 GDP 比）（%）		5.0	0.5
	貿易・サービス収支	8.6	3.1
	貿易収支	12.1	7.4
	サービス収支	-3.5	-4.3
	第一次所得収支	-8.8	-9.9
	第二次所得収支	9.6	7.7

資料：ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

金融収支（2015 年ベース）は、前年の 28 億ドルの増加（資金の流出超）から、76 億ドルの減少（資金の流入超）となった。2015 年 12 月に実施された米国による利上げに伴い、中銀が外貨売り介入を行い、ベトナム通貨ドンを買い支えたことにより、外貨準備が 60 億ドル減少したことが主たる要因である。対内直接投資は、製造業を中心に堅調に推移しており、2015 年は、107 億ドルの減少（資金の流入超）となった（第Ⅰ-4-1-4-10 表）。

第Ⅰ-4-1-4-10 表　ベトナムの金融収支

（単位：10 億ドル）

		2014 年	2015 年
金融収支		2.8	-7.6
	直接投資	-8.1	-10.7
	証券投資	-0.1	0.1
	その他投資	2.6	9.1
	外貨準備（増減）	8.4	-6.0

備考：金融収支のプラスは純資産の増加（資金の流出超）、マイナスは純資産の減少（資金の流入超）をあらわしている。
資料：ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

（2）成長を持続するための課題

① 国有企業改革の推進

1986 年、ドイモイ（刷新）路線が採択されてから約 30 年間、中央集権的な計画経済から市場経済へ移行が進められてきたが、現在でも、名目 GDP に占める国有比率は約 28.7%（2015 年ベース）と高い水準にある[179]（第Ⅰ-4-1-4-11 図）。国有企業に対する保護政策は、民間企業の参加を阻害し、経済効率性を下げている。同国経済の一層の成長のためには、株式会社化を含めた、国有企業の整理が大きな課題である。政府は、期限付の数値目標をたて、株式会社化を推進しているものの、実際は、国内の利害関係によりなかなか進展していない[180]。また、株式会社化が実現しても、株式の多くを政府が継続所有するなど、実態が変わらない例も少なくない。

第Ⅰ-4-1-4-11 図
ベトナムの名目 GDP に対する所有別構成と国有比率の推移

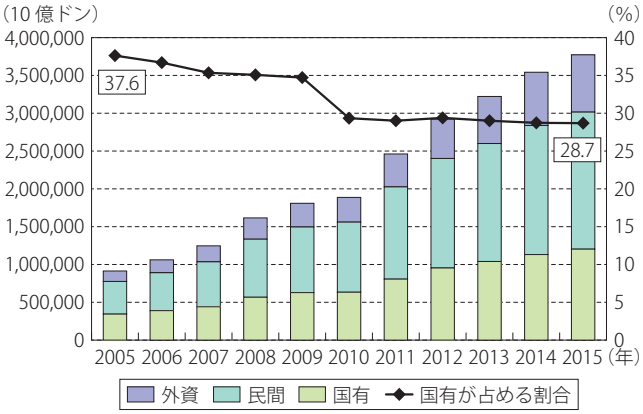

ベトナム統計総局、CEIC Database から経済産業省作成。

② 銀行の不良債権比率の改善

同国の銀行の不良債権比率は高く、他の ASEAN 主要国と比較すると最も高い[181]。この主な要因は、国有企業への貸付である。政府は、2013 年、中央銀行の傘下に不良債権処理会社（VAMC）を設立し、不良債権の買取りを開始した。その結果、2015 年末には、不良債権比率は 2.6% と政府目標である 3% を下回ったとされている。しかしながら、不良債権が VAMC に移管されるのみで、VAMC による売却という最終処理がされたものは、いまだ少ないことが懸念される。

178 同国政府から公表されている経常収支、金融収支の年ベースの数値は 2015 年が最新となる。
179 2005 年の国有比率は 37.6% であり、年々低下傾向にはある。
180 2016 年、当初計画されていた国内乳業最大手ビナミルクなど、国内有力企業の株式会社化が延期となった。
181 世界銀行「WDI」のデータでは、銀行の不良債権比率は、ベトナムが 3.4%、インドネシアが 3.0%、タイが 2.9%、フィリピンが 2.0%、マレーシアが 1.7% となっている。なお、ベトナムのみ 2015 年の数値であり、それ以外の国は、2016 年の数値である。

③ 国内裾野産業の育成による輸入依存の脱却

中国や韓国に対する大きな貿易赤字は、同国がグローバルバリューチェーンに組み込まれ、経済成長が拡大している結果ともいえる。しかし、最終製品に組み込む部品などを輸入だけに依存せず、国内裾野産業の育成による内製化を促進することが、持続的成長のために必要である。内製化のためには、自国の技術者や経営者の育成や、外資系企業の進んだ技術を取り入れる技術移転などを政府が推進することが不可欠であろう。なお、2016年、中小企業の定義から、予算、税制、金融といった各種支援、政府調達への配慮まで広範に規定した「中小企業支援法案」が議会に提出された。中小企業支援の財源確保問題が疑問視され、成立には至らなかったが、修正案を2017年の議会に再提出し、2018年の施行を目指している。このような国内企業、とりわけ中小企業の育成策を実際に遂行できるかが大きな課題となっている。

④ 財政赤字の改善

同国の財政収支は、課税ベースが小さいこと、徴税システムの未成熟などの要因により、赤字が常態化している。財政収支対名目GDP比をASEAN10か国で比較すると、最も悪い水準である[182]。

同国の財政収支対名目GDP比は、2011年に一旦は改善したものの、2012年、AFTA（ASEAN自由貿易地域）の協定に基づく1,600品目もの関税撤廃実施により、歳入が急減し大幅な赤字となった。それ以降も年々悪化し、2015年の財政収支対名目GDP比[183]は▲4.6%である。2016年は▲4.3%と若干の改善が見られた。政府は2020年までに▲3.5%とすることを目標としている（第Ⅰ-4-1-4-12図、第Ⅰ-4-1-4-13図）。

大幅な財政赤字は、通貨の信頼性を低下させ、インフレを生じさせることで、マクロ経済を不安定にしかねない。今後、課税ベースの拡大、徴税システムの改善のほか、長年の課題であるインフラ（特に交通・物流）整備[184]に、官民協力事業PPP（Public Private Partnership）を積極的に活用するなど、財政改善に向けた取組が必要となっている。

第Ⅰ-4-1-4-12図　ベトナムの財政収支の推移

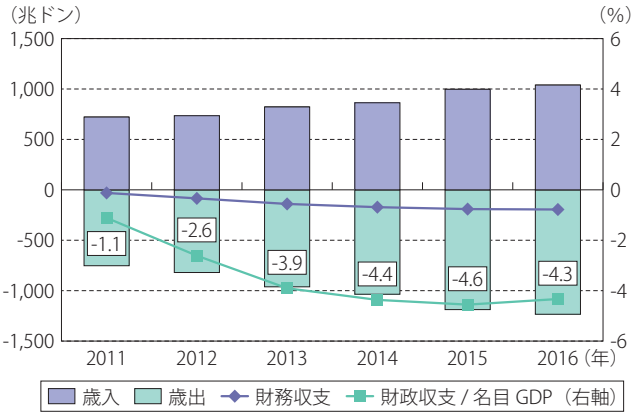

資料：ベトナム中央銀行、CEIC Databaseから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-1-4-13図
ベトナムの財政収支対GDP比の推移（ASEAN主要国との比較）

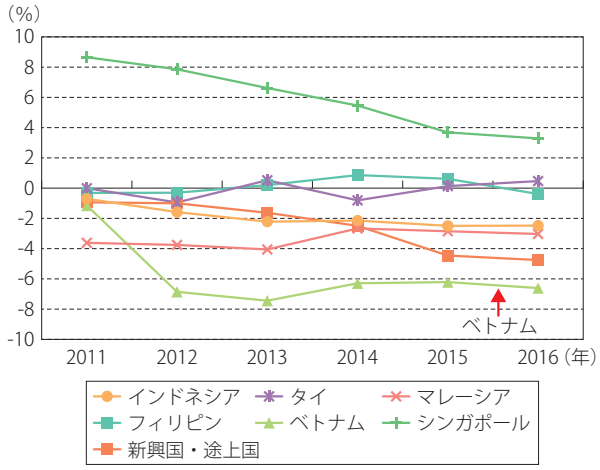

資料：IMF WEO Database, April 2017から経済産業省作成。

(3) リスク要因

① 外資依存型の成長スタイル

成長の源泉を特定の国、企業、モノに過度に依存すると、それらの安定性が揺らいだだけで、国の経済を左右しかねない。例えば、2016年秋、外資系企業の輸出品がリコールとなったことで、同国の輸出における大きな不安定要素となった[185]。外資系企業の製造業への進出は、雇用創出効果が大きく、同国の内需喚起を支えている大きな要因であるものの、そのメリットを享受しながら、今後は、国、企業（業種）、製品の多様化といったリスク分散を図る必要があろう。

182 IMF WEO Database, October 2016によれば、2012～2014年までベトナムが最下位である。2015年、2016年（推計値）も、原油価格下落の影響を大きく受けたブルネイを除けば、最下位となっている。
183 債務返済を含まない場合で算出している。
184 同国は、北部にハノイ、南部にホーチミンという2大都市があり、およそ1,800km離れているが、それを結ぶ物流インフラが十分ではなく二極化している。
185 2016年10月、韓国サムスン電子は、発火事故が相次いだ新型スマートフォン「ギャラクシーノート7（Galaxy Note 7）」の生産・販売を打ち切った。ベトナム統計総局によると、同社がベトナム工場で生産した同機種250万台を回収したことにより、9月の輸出総額は前月比で▲6.8%減少したとしており、1社の経営状態が1国のマクロ経済に大きな影響を与えうることが見て取れる。

② 米国新政権の政策

米国新政権の貿易や移民政策は、同国にとってリスクである。

TPP により、署名国の中で最もメリットを享受すると試算されていた同国であるが、トランプ大統領が TPP 離脱を表明したことにより、先行利益を求めて世界から同国へ流入した投資が、今後どのような動きを見せるか不透明になっている。

ベトナムの輸出依存度（輸出総額／名目 GDP、2016 年ベース）は 92.1% と、インド・ASEAN 諸国の中では、シンガポールの 111.0% に次いで高く、特に、米国輸出依存度（米国への輸出総額／名目 GDP、2016 年ベース）は 18.6% と一番高い。2006 年と 2016 年の 10 年間の輸出依存度と対米国輸出依存度の変化を見ると、他国が依存度を軒並み下げている一方、ベトナムは対照的な動きをしていることが分かる（第 I-4-1-4-14 図）。

第 I-4-1-4-14 図
インド・ASEAN 主要国の輸出依存度と米国輸出依存度（10 年間の変化）

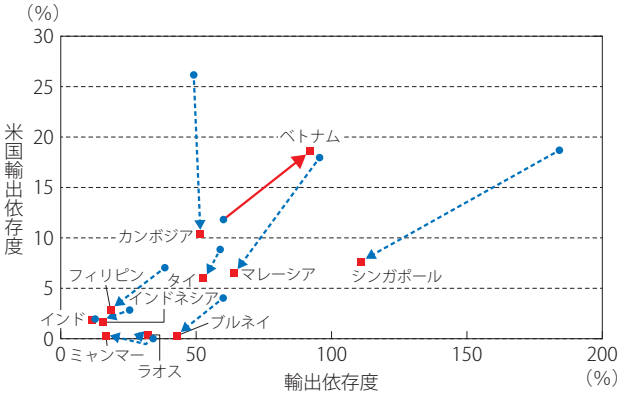

備考：2006 年（青丸）から 2016 年（赤四角）の変化を矢印で表している。
資料：IMF「WEO April, 2017」から経済産業省作成。

インテルやゼネラル・エレクトリック（GE）等米国企業はベトナムで大きく展開しており、次世代のエンジニアを育成するなどの同国への成長への貢献度も大きい。加えて、越僑は全世界に存在しているが、最も多いのは米国とされており、彼らからベトナムへの送金は同国の GDP に大きく寄与している。

今後、米国新政権が、モノやカネ、人の自由な移動に制約を与えるような施策をとれば、携帯電話、衣料といった主力品の輸出減少、米国企業によってもたらされていた雇用、研修、技術移転の機会喪失、送金減少による内需の低迷等により、成長の勢いをそがれる可能性が懸念される[186]。

186 このような懸念がある中、2018 年の発効を目指す EU との FTA は、輸出先の多様化といった視点で期待されている。発効へ向け、着実に手続を進めていくことが重要となっている。

第２節　中南米

1. 中南米の経済概略

中南米経済は、主要な輸出品である一次産品価格の下落や世界経済の減速に伴い、他の新興・途上国と同様に成長が低迷しているが、資源価格の回復等に伴い、今後は緩やかに回復していくと見込まれている。IMF は中南米地域の経済成長率について、2016 年の -1.0% から 2017 年は +1.1%、2018 年は 2.0% とプラス成長に転じると見込んでいる（第 I-4-2-1-1 図）（第 I-4-2-1-2 表）（第 I-4-2-1-3 図）。

以下では、中南米地域の中で、経済的に影響力が強いメキシコとブラジルについて最近の経済の動向等について概観し、現状と課題について展望する。

第 I-4-2-1-1 図　中南米地域及び主要国の GDP 成長率の推移

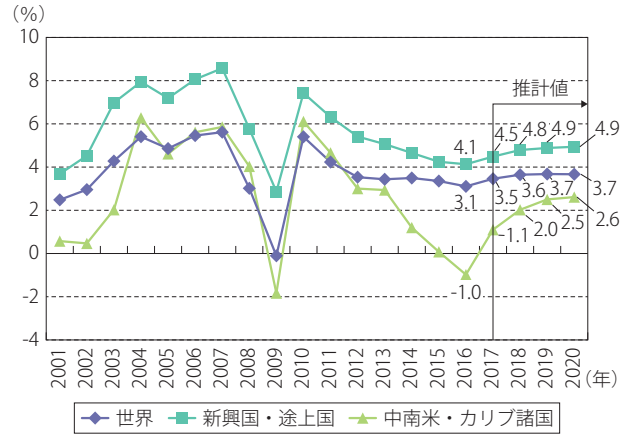

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

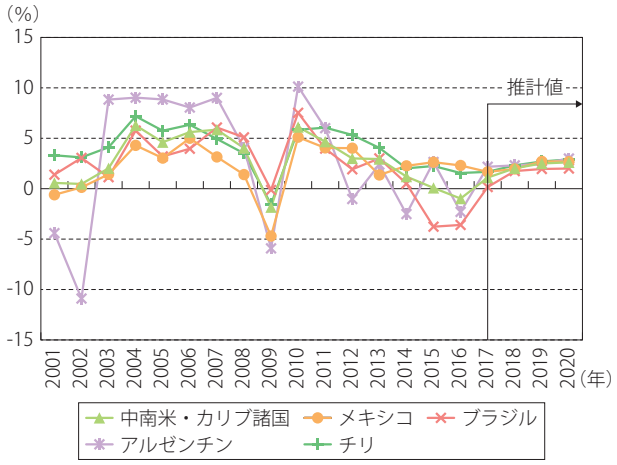

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

第 I-4-2-1-2 表　中南米主要国の経済・貿易指標の比較

		メキシコ		ブラジル		アルゼンチン		チリ	
	単位	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年	2005 年	2015 年
輸出に占める資源依存度*	(%)	18.2	10.7	42.8	59.5	70.3	68.3	58.5	60.6
輸出に占める中国依存度	(%)	0.5	1.3	5.8	18.6	7.9	9.1	11.9	25.5
輸出に占める米国依存度	(%)	85.7	84.7	19.0	12.6	11.3	6	16.3	12.8
経常収支対 GDP 比	(%)	-1.0	-2.9	1.5	-3.3	2.6	-2.5	1.5	-2.0
外貨準備対 GDP 比	(%)	8.6	15.5	6.0	20.1	14.1	4.0	13.8	16.1
財輸出対 GDP 比	(%)	24.7	33.3	13.3	10.8	20.2	9.0	33.5	26.4
サービス輸出対 GDP 比	(%)	1.8	2.0	1.7	1.9	3.2	2.2	5.8	4.1
対内投資ストック対 GDP 比	(%)	27.0	36.7	20.0	27.4	27.7	14.9	63.9	86.5
GDP 成長率（2016 年）	(%)		2.3		-3.6		-2.3		1.6
1 人当たり名目 GDP（2016 年）	ドル		8,555		8,727		12,503		13,576

注：＊メキシコは石油と鉱物、農産品、ブラジルは一次産品と半製品、アルゼンチンは一次産品、農産品及び燃料・エネルギー、チリは鉱物と農水産品の輸出額から算出。
資料：Comtrade、UNCTAD、CEIC、IMF 等のデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-1-3 図　中南米主要国の財輸出額、サービス輸出額、対内直接投資額の伸び率の比較

（財輸出額伸び率の推移）

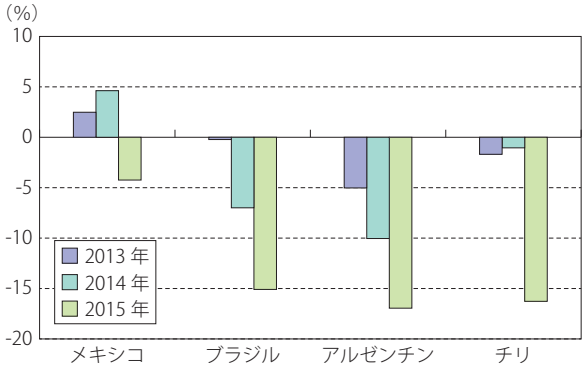

資料：Comtrade、UNCTAD、IMF、CEIC のデータベースから経済産業省作成。

（サービス輸出額伸び率の推移）

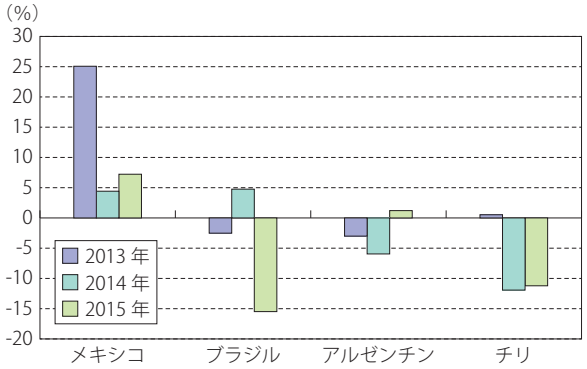

資料：Comtrade、UNCTAD、IMF、CEIC のデータベースから経済産業省作成。

（対内直接投資額伸び率の推移（フロー））

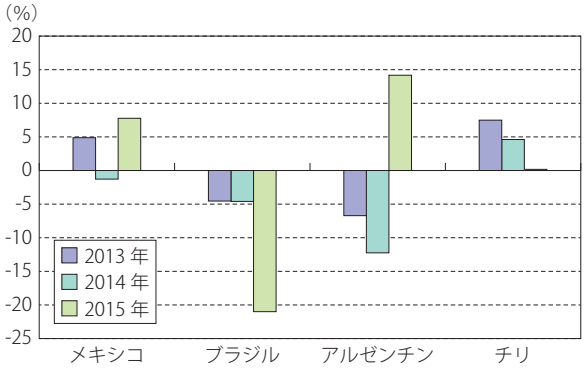

資料：Comtrade、UNCTAD、IMF、CEIC のデータベースから経済産業省作成。

2. メキシコ

（1）マクロ経済

① GDP

メキシコの実質 GDP は、2016 年は前年比 +2.3％と 2015 年の同 +2.6％から減速したが、3 年連続で 2％台の緩やかな成長を続けている。2017 年に入り、通貨安を背景としたインフレが加速しており、メキシコ経済の牽引役である個人消費への影響が懸念される。また、米国の対メキシコ政策の先行きの不透明性も対内直接投資や国内の設備投資を抑制させるリスクとなっている（第Ⅰ-4-2-2-1 図）。メキシコ政府、メキシコ中央銀行（以下、中央銀行）及び IMF は、2017 年の GDP 成長率について、それぞれ 1.5-2.5％、1.5-2.5％、1.7％と予測している[187]。

② 生産、消費

鉱工業生産は全体として横ばいで推移している。製造業は堅調であるが、鉱物採取の低下が続いている。消費については、小売売上高指数は堅調に推移していたが、好調だった自動車の売上げの伸びが足下で失速している（第Ⅰ-4-2-2-2 図）（第Ⅰ-4-2-2-3 図）。

第Ⅰ-4-2-2-1 図
メキシコの実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度の推移

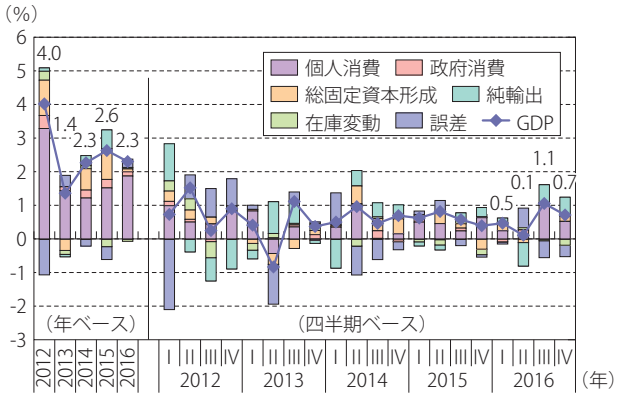

備考：四半期ベースは季節調整済み、前期比
資料：メキシコ国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

187 財務公債省（2017 年 5 月 22 日）、中央銀行（同年 5 月 31 日）、IMF（同年 4 月 18 日）公表。

第Ⅰ-4-2-2-2 図　メキシコの鉱工業生産指数の推移

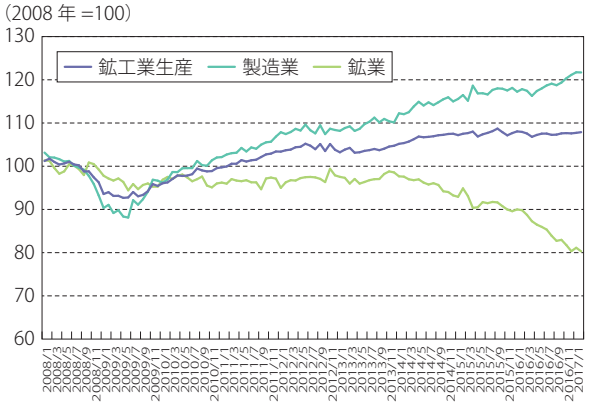

資料：メキシコ国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-3 図
メキシコの小売売上高の伸び率の推移

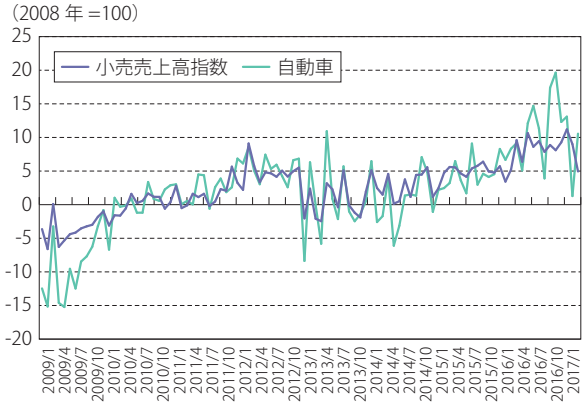

資料：メキシコ国立統計理情報院のデータから経済産業省作成。

③ 物価、為替、政策金利

メキシコの消費者物価指数は、2016 年 10 月にメキシコ中央銀行が定めるインフレ目標値（3% ± 1%）を約 1 年半ぶりに超えて以来加速を続けており、2017 年 4 月には前年同月比 5.8% と目標値上限の 4% を大きく超えて推移している。メキシコは産油国でありながら精製設備の不足から、ガソリンを輸入に頼っており、政府のガソリン低価格政策見直しによる価格引上げが、最近の物価上昇に影響している（第Ⅰ-4-2-2-4 図）。

また、米国のトランプ新政権の強硬な通商・移民政策がメキシコ経済に与える影響への懸念から、通貨ペソは 2017 年 1 月に過去最安値を更新したが[188]、同年 2 月の先物取引を利用した通貨介入政策「為替ヘッジ・プログラム」導入や米国との通商交渉が順調に進むとの期待感から上昇に転じている。メキシコペソは、新興国の中でも取引量の多さと流動性の高さから投機的資金の出入りが大きく、ボラティリティが拡大しやすい通貨であると言われている（第Ⅰ-4-2-2-5 図）（第Ⅰ-4-2-2-6 図）。

中央銀行は、インフレへの対応と通貨防衛のため、2015 年 12 月の米国の利上げに追随し政策金利を引き上げて以来、2017 年 5 月までに計 9 回の利上げを実施し、年 6.75% となっている。今後も追加的な引き上げが必要となれば、減速している国内経済を一層停滞させる懸念があるため、注意が必要である。

第Ⅰ-4-2-2-4 図　メキシコの消費者物価と政策金利の推移

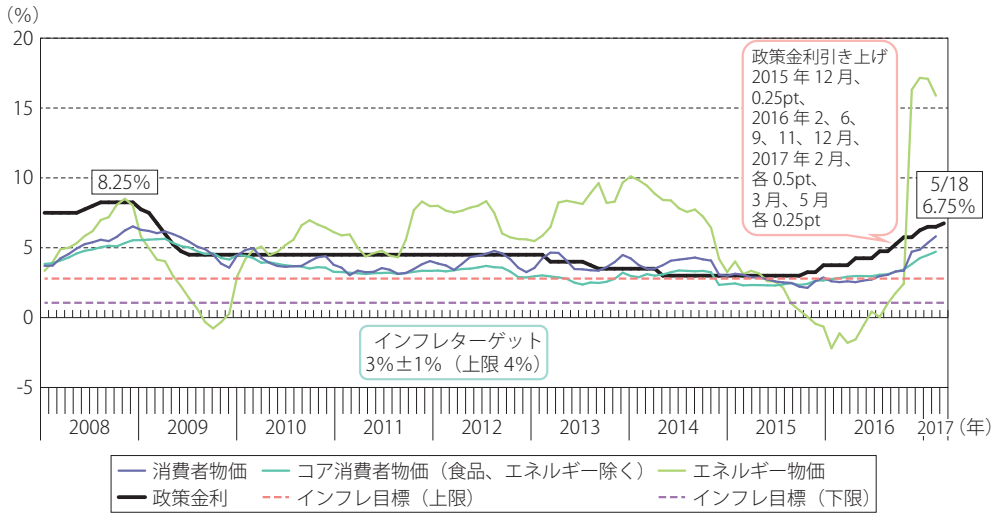

資料：メキシコ国立統計地理情報院、メキシコ中央銀行のデータから経済産業省作成。

188 2017 年 1 月 11 日に 1 ドル = 21.8275 ペソ（ロイター通信による）。

第Ⅰ-4-2-2-5 図　メキシコペソの為替レートの推移

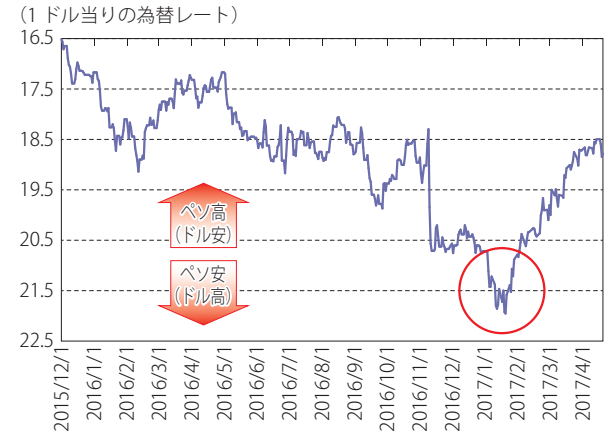

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-6 図　新興国通貨の為替取引高の比較

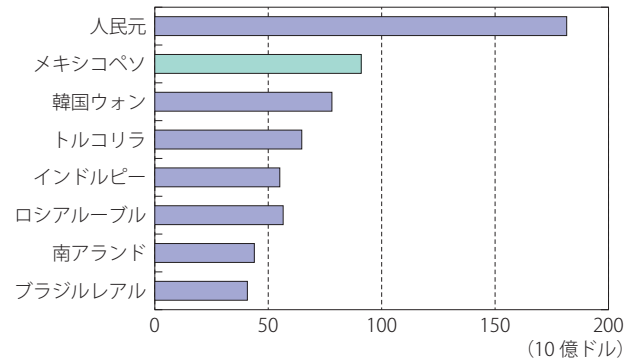

備考：2016 年 4 月の月間平均ベースの 1 日当たり取引金額
資料：BIS「Triennial Central Bank Survey of foreign exchange and OTC derivatives markets in 2016」から経済産業省作成。

（2）貿易、投資、国際収支

① 貿易

1982 年のメキシコ債務危機当時は、メキシコの輸出総額の 7 割以上を石油が占めていたが、1980 年代後半から進められた輸出志向の工業化や 90 年代の北米自由協定（NAFTA）締結を契機に、メキシコは米州向け輸出・加工拠点として発展を遂げた。2016 年には、メキシコの輸出に占める工業製品の割合が 8 割強に増加した一方、石油の割合は約 5％まで低下した。また、メキシコの輸出依存度は 2016 年で 35.7％と中南米諸国の中では高い水準となっている（第Ⅰ-4-2-2-7 図）（第Ⅰ-4-2-2-8 図）。

2016 年のメキシコの貿易収支は、輸出が 3,739 億ドル（前年比 -1.7％）、輸入が 3,871 億ドル（同 -2.1％）と輸出入ともに減少し、貿易収支は 131 億ドル（同 -10.6％）の赤字だった（第Ⅰ-4-2-2-9 図）。

メキシコの主な輸出品は、自動車・同部品、電気機器、一般機械、鉱物性燃料（原油）、輸入品は、電気機器、一般機械、自動車・同部品、鉱物性燃料（ガソリン）となっている（第Ⅰ-4-2-2-10 図）（第Ⅰ-4-2-2-11 図）。また、2016 年の財別の輸入構成比をみると、中間財 76.2％、資本財 10.4％、消費財 10.4％となっており、中間財や資本財を海外から輸入して、国内で加工・組立を行い、最終財を海外に輸出するという貿易形態を取っている（第Ⅰ-4-2-2-12 図）。

メキシコの主な貿易相手国は米国で、米国への輸出依存度は 2016 年で約 80.9％、輸入依存度も 47.3％と

第Ⅰ-4-2-2-7 図　メキシコの輸出額の品目別構成

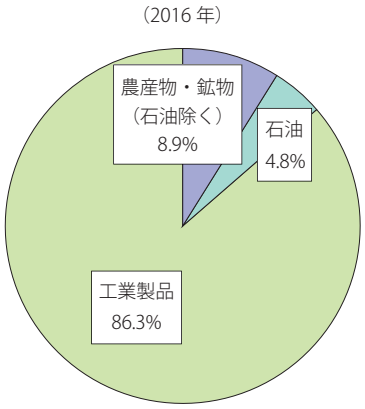

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-8 図　中南米主要国の輸出依存度の比較

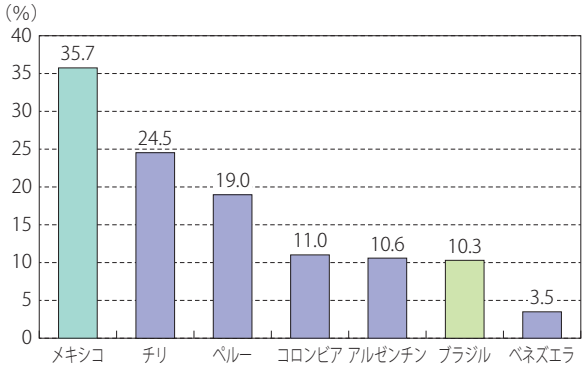

備考：数値は 2016 年、ベネズエラのみ 2015 年
資料：IMF「WEO, April 2017」、CEIC のデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-9 図　メキシコの貿易収支の推移

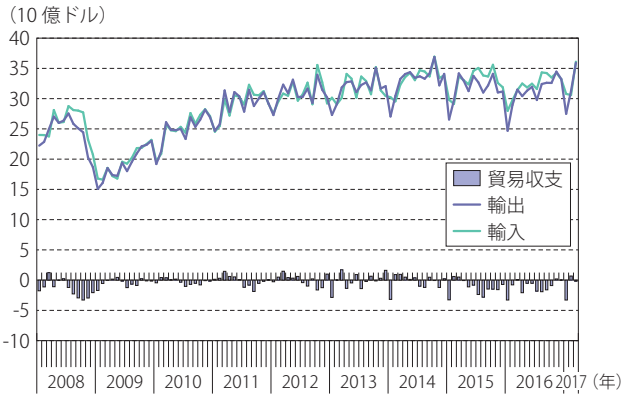

資料：Global Trade Aatlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-10 図　メキシコの主要輸出品目の割合と輸出額の伸び率の推移

輸出品目（2016 年）

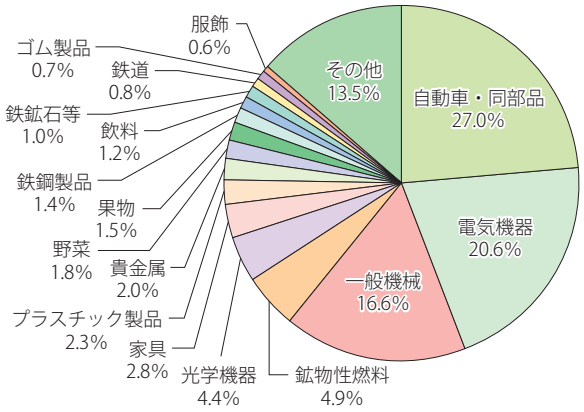

備考：HS2 桁ベース
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

輸出額の伸び率の推移（品目別寄与度）

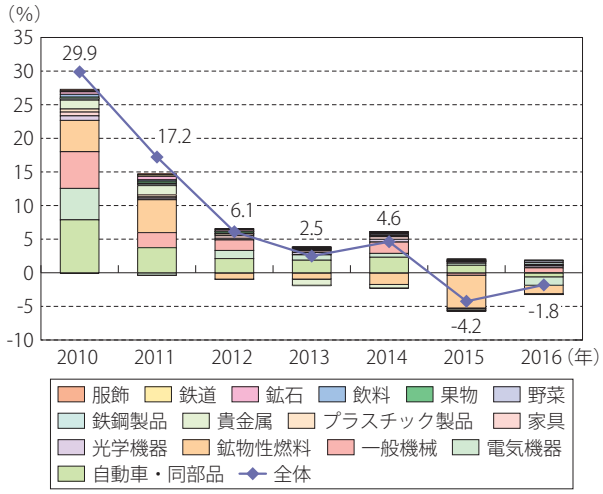

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-11 図　メキシコの主要輸入品目の割合と輸入額の伸び率の推移

輸入品目（2016 年）

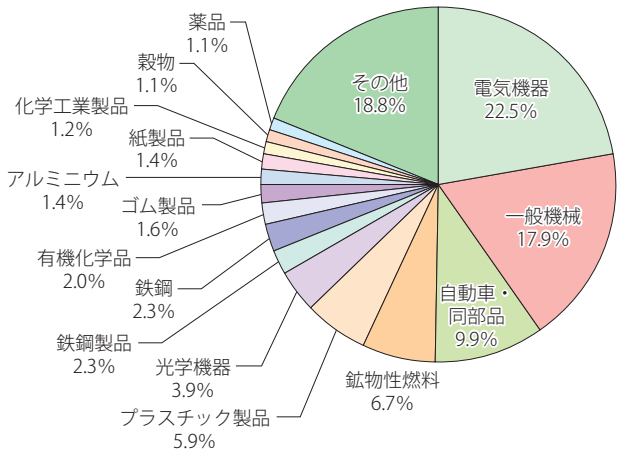

備考：HS2 桁ベース
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

輸入額の伸び率の推移（品目別寄与度）

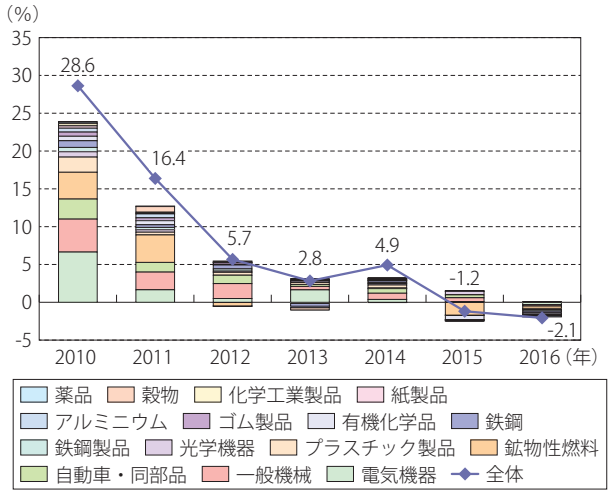

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-12 図　メキシコの輸出入額の財別割合

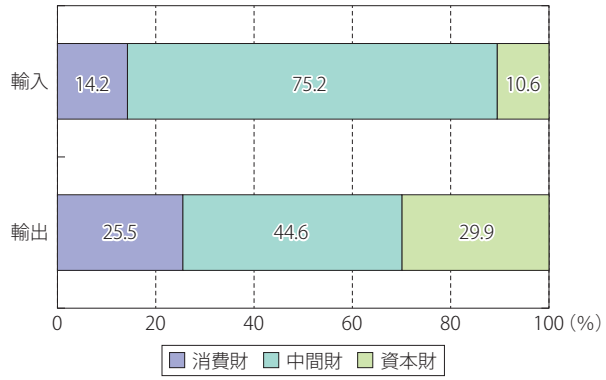

資料：メキシコ国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

極めて高い。対米国の貿易黒字額は拡大している（第Ⅰ-4-2-2-13 図）（第Ⅰ-4-2-2-14 図）（第Ⅰ-4-2-2-15 図）。

一方、米国にとってもメキシコは、中国、カナダに次ぐ第３位の輸入相手国であり、対メキシコの輸入比率は 2016 年 13.4％で増加傾向にある（第Ⅰ-4-2-2-16 図）。メキシコから米国向けの主要な輸出品は、乗用車、自動車部品、トラック、コンピュータ、テレビ、輸入品は、石油（原油除く）、自動車部品、石油ガス、ディーゼルエンジン、乗用車となっている（第Ⅰ-4-2-2-19 図）。輸出入双方の上位品目に乗用車及び自動車部品が含まれており、米国とメキシコの間に、自動車産業

第Ⅰ-4-2-2-13 図　メキシコの主要輸出相手国の割合と輸出額の推移

輸出相手国（2016 年）

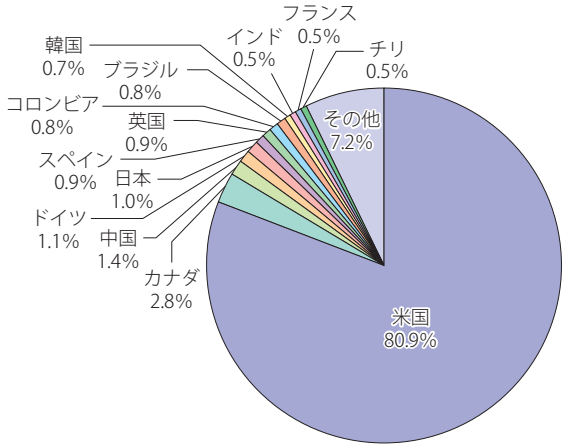

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

（国別の輸出額の推移）

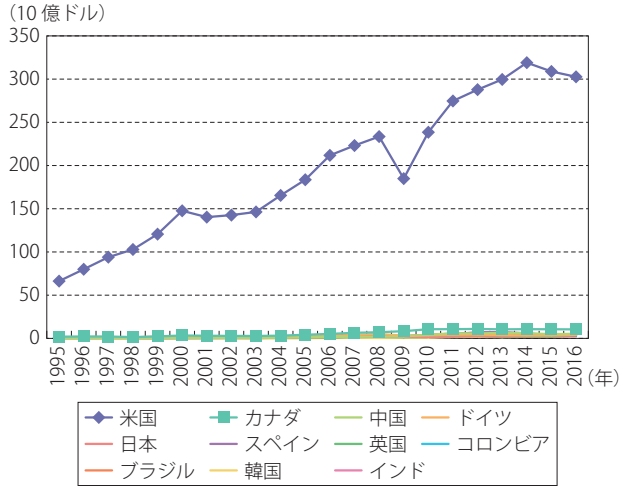

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-14 図　メキシコの主要輸入相手国の割合と輸入額の推移

輸入相手国（2016 年）

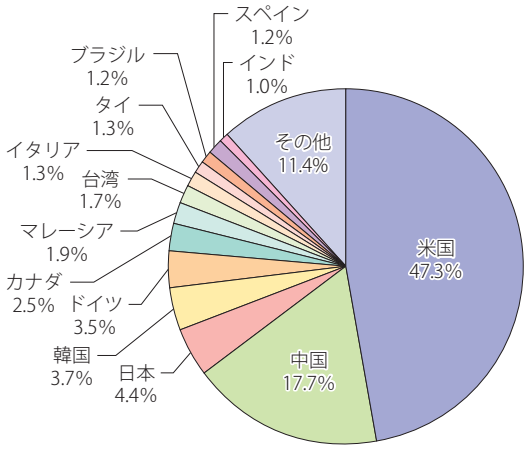

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

（国別の輸入額の推移）

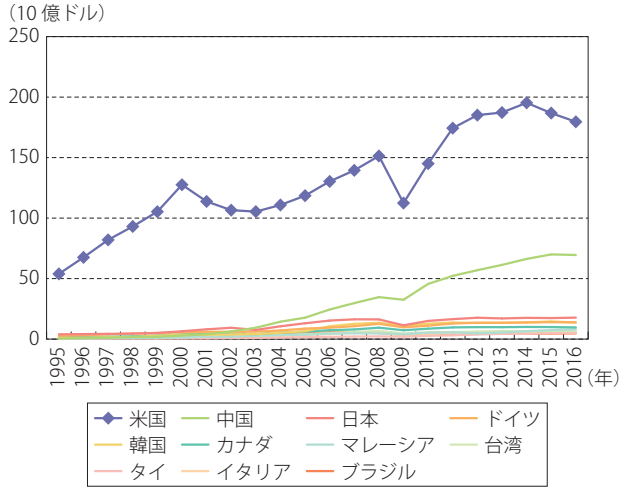

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-15 図
メキシコの対米国の貿易収支の推移

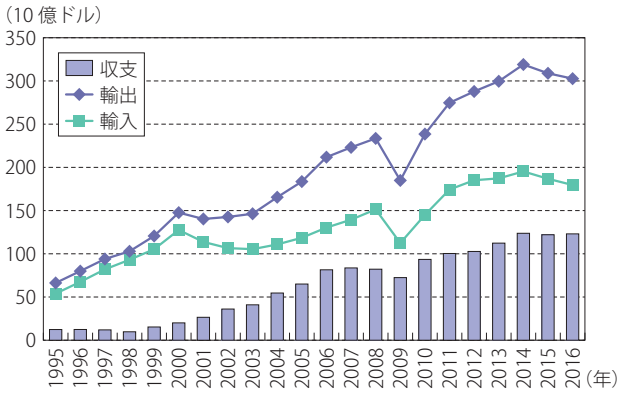

資料：Global Trade Aatlas のデータから経済産業省作成。

を中心とするサプライチェーンが構築されていることを示している。なお、米国国際貿易委員会（USITC）によると、米国がメキシコから自動車及び同部品を輸入する際の NAFTA 利用率は 2016 年が 93.2 %、NAFTA 利用額は約 701 億ドルに上っている（第Ⅰ-4-2-2-17 表）（第Ⅰ-4-2-2-18 表）。

第Ⅰ-4-2-2-16 図　米国の主要輸入相手国の割合と輸入額の推移

米国の輸入相手国（2016 年）

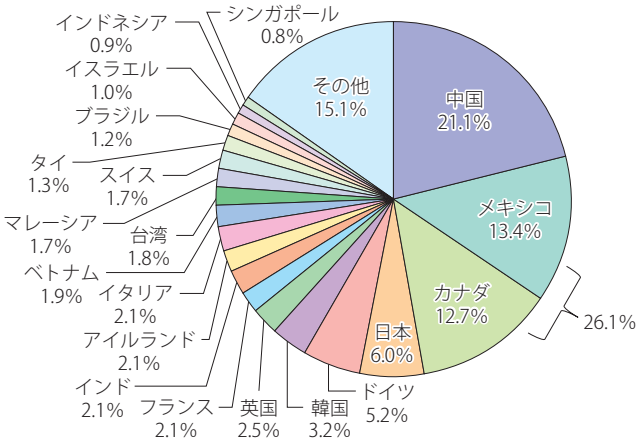

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

（国別の輸入額の推移）

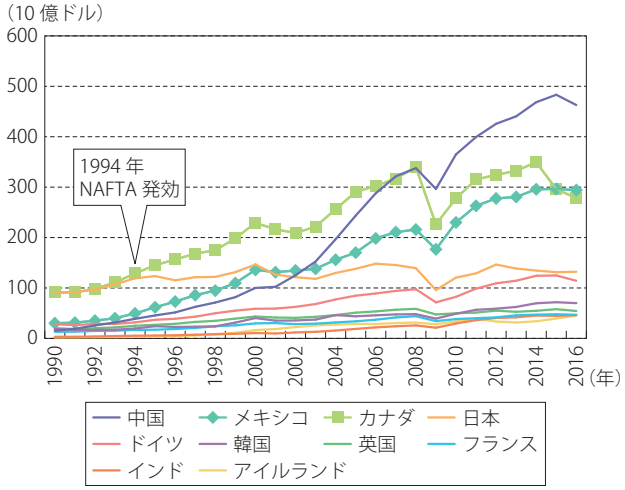

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-17 表
米国のメキシコ輸入品の NAFTA 利用率

2016 年　（百万ドル）

	輸入額全体	NAFTA 利用額	
			利用率（%）
輸送用機器	75,223	70,139	93.2
電気・電子機器	62,028	32,998	53.2
一般機械	51,046	14,887	29.2
精密機械	13,275	2,587	19.5
家具	11,280	2,313	20.5
鉱物性燃料	8,915	2,710	30.4
野菜	6,376	6,369	99.9
合計	296,882	165,009	55.6

資料：JETRO、USITC のデータを基に経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-18 表
NAFTA の自動車関連の原産地規則と各国の最恵国税率

	米国	カナダ	メキシコ
原産地規則	完成車　62.5%		
	部品　60.0%		
域内関税率	関税率　0%		
最恵国（MFN）税率	乗用車 2.5%	完成車 6.1%	完成車 20%
	トラック 25%		
	部品 2.5-5.0%	部品 0-6%	部品 0-5%

資料：各種資料を参考に経済産業省作成。

② 海外直接投資

2016 年のメキシコへの対内直接投資額は約 267 億ドル（前年比 -5.8%）で、米国からの投資が約 104 億ドルと全体の約 4 割を占め、次いでスペイン、ドイツ、イスラエル、カナダ、日本[189]からとなっている（第Ⅰ-4-2-2-20 図）。2015 年時点のメキシコへの日系進出企業数は 957 社（第 13 位）となっている[190]。

業種別では、製造業が全体の約 6 割を占め、外国企業がメキシコを米州における製造業の加工・輸出拠点として積極的に活用している様子が伺える。製造業以外では、運輸、金融・保険、情報、商業が続く（第Ⅰ-4-2-2-21 図）。2015 年は自動車関連の投資が活発に続いている他（第Ⅰ-4-2-2-22 図）、金属包装や飲料、航空機等の分野で大型の投資案件がみられた。エネルギー改革の一環としてメキシコ石油公社（PEMEX）が独占してきた基礎石油化学や製油部門への民間企業の参入が認められたほか、油田鉱区の開発・生産事業の入札も開始されており、更なる外国資本の流入が期待される[191]。

189 JETRO によると、日本のメキシコ向け投資の多くは在米現地法人を介して行われ、メキシコの統計上、米国側に計上されるものも多いことから、実際の日本からの投資額は統計の約 2 倍以上となる。また近年中国からの投資も増加しているが、租税回避地等の第三国を経由した投資については、本統計では捕捉されていない。
190 外務省「海外在留邦人数統計調査　平成 28 年」
191 2013 年 12 月エネルギー改革に向けた憲法の部分改正（エネルギー改革法）が、ペニャ・ニエト大統領により公布され、メキシコ国営石油公社（PEMEX）が独占してきたメキシコでの石油開発事業への外資企業の参入機会が開かれた。原油埋蔵量が最も期待される深海油田の入札が 2016 年 12 月に実施され、日本の石油企業や商社も権益を獲得した。

第Ⅰ-4-2-2-19 図　NAFTA 域内（メキシコ、米国、カナダ）の貿易関係（2016 年）

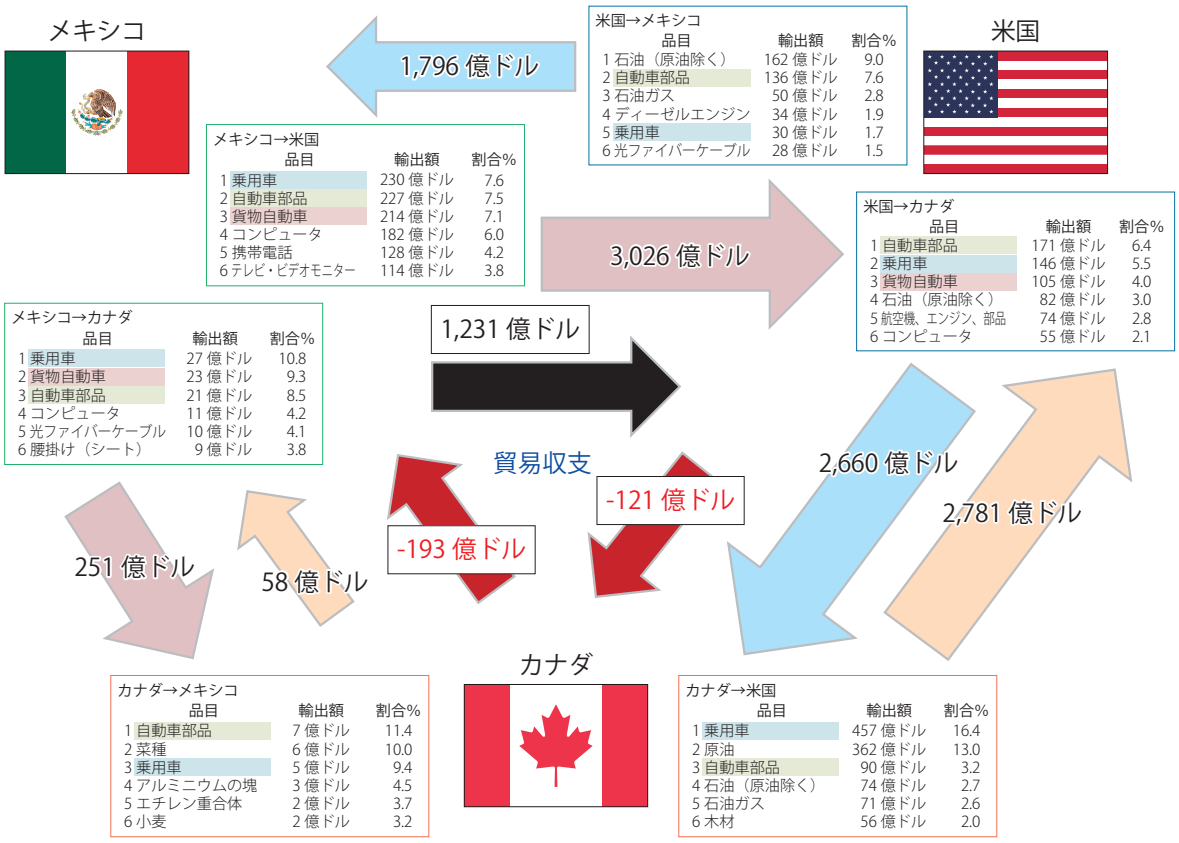

備考：数値は 2016 年
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-20 図　メキシコへの対内直接投資額の推移

主要投資国の割合（2016 年）

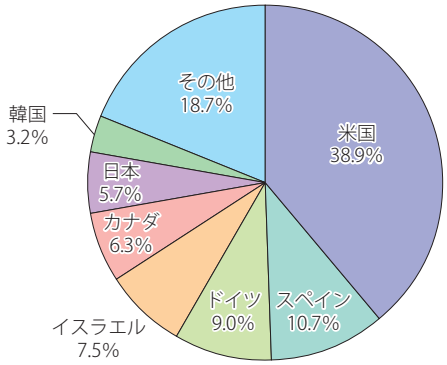

資料：メキシコ経済省外国投資局のデータから経済産業省作成。

対内直接投資額の推移（フロー）

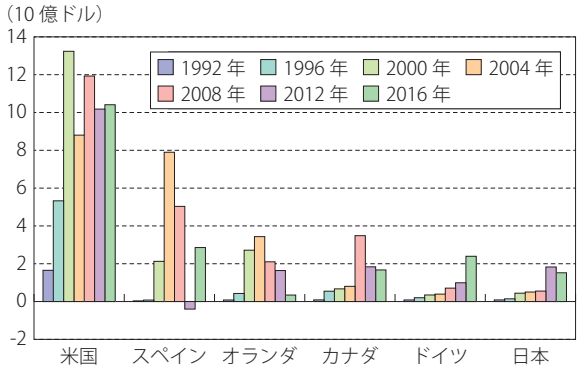

資料：メキシコ経済省外国投資局のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-21 図
メキシコへの対内直接投資額の業種別の割合

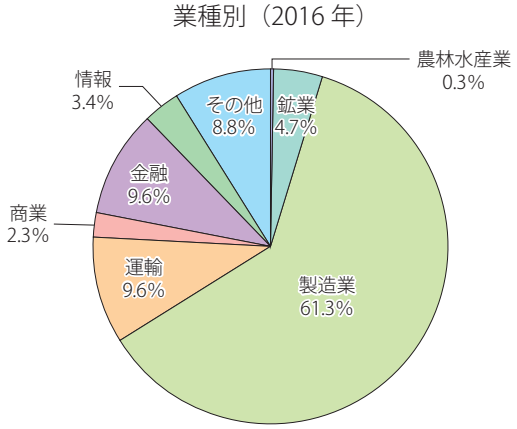

資料：メキシコ経済省外国投資局のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-22 図
メキシコの輸送機器部門への対内直接投資額の推移（フロー）

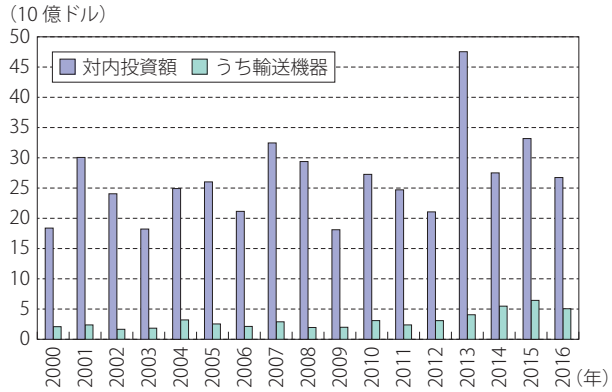

資料：メキシコ経済省外国投資局のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-23 図　メキシコの経常収支の推移（対 GDP 比と構成）

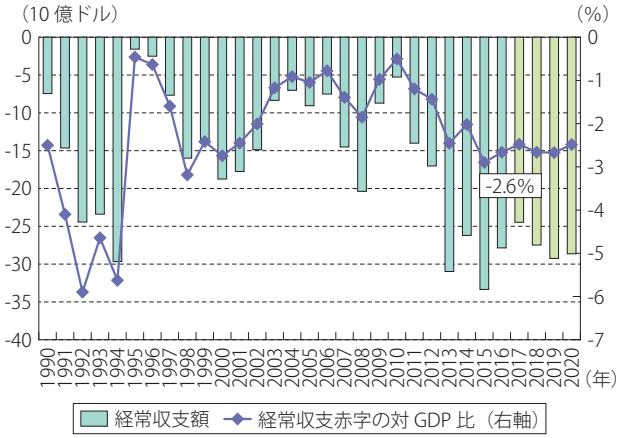

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

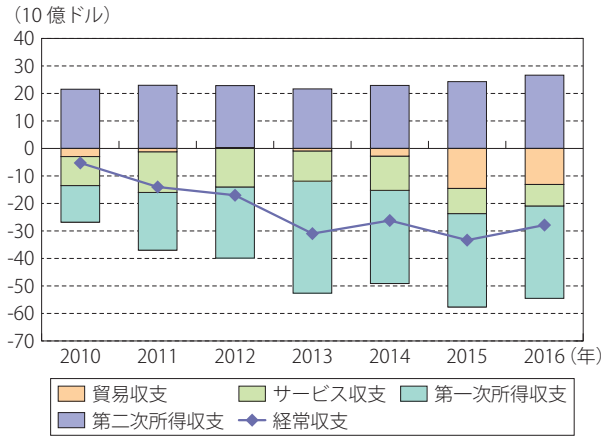

資料：メキシコ銀行のデータから経済産業省作成。

③ 国際収支

メキシコの経常収支は、慢性的な赤字状態でやや拡大傾向にあり、2016 年は対 GDP 比 -2.6%となった（第Ⅰ-4-2-2-23 図）。米国等への出稼ぎ労働者からの送金により、第二次所得収支は黒字が続いており、2016 年の在米国メキシコ人からの送金額は、過去最高の約 270 億ドルで全送金額の 95%を占め、メキシコの GDP の 2%に相当する規模で、自動車産業輸出に次ぐメキシコの外貨獲得手段となっており、中低所得層の重要な現金収入源となっている（第Ⅰ-4-2-2-24 図）。

メキシコは、これまで経常収支の赤字を海外からの資金流入で補ってきているが（第Ⅰ-4-2-2-25 図）、米新政権のメキシコに対する強硬な通商・移民政策は、為替リスク増大とともに、好調を続けてきたメキシコ向け直接投資や証券投資への影響が懸念される。近年、加速していた日本や欧米自動車メーカー等のグローバル企業のメキシコへ向け投資についても、新規進出や

第Ⅰ-4-2-2-24 図　メキシコへの海外送金額の推移

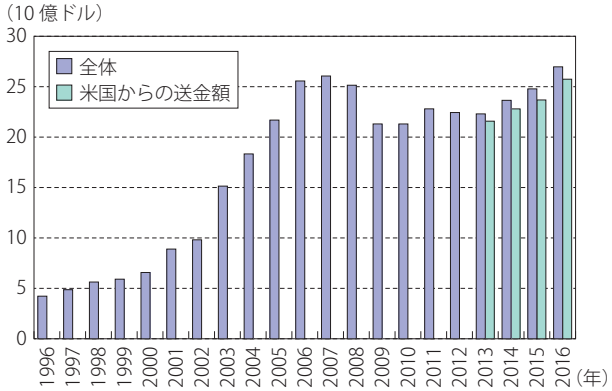

注　：米国のデータは 2013 年から
資料：メキシコ銀行のデータから経済産業省作成。

生産拡大計画等について、今後の米国の政策の動向を伺い慎重な姿勢に向かう可能性がある。

2015 年の外貨準備高（ストック）の水準について見てみると、短期対外債務の 2.5 倍（2.5 年分相当）と IMF が保有外貨準備の目安とする 1 倍以上を上

第Ⅰ-4-2-2-25 図　メキシコの金融収支の推移

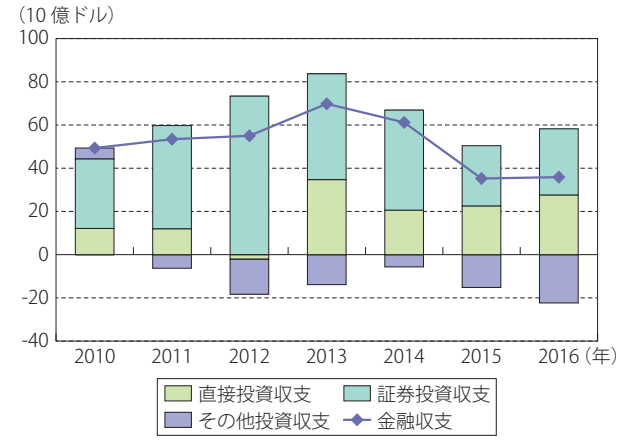

資料：メキシコ銀行のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-26 図
メキシコの対外債務残高と外貨準備高の推移

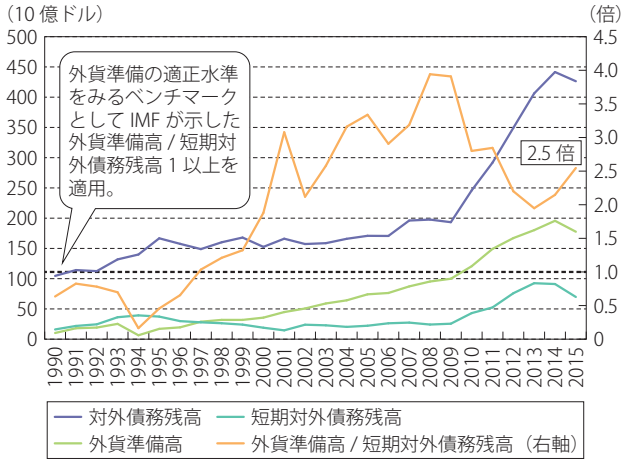

資料：世界銀行 World Development Indicators から経済産業省作成。

回っていることから、直ちに金融危機を発生させる可能性は、現時点では低いと言える（第Ⅰ-4-2-2-26 図）。

（3）産業、財政

① 産業

メキシコは多岐にわたる産業が発達しているが、労働や生産コストの低さを強みとして、自動車産業、電気・電子産業、航空宇宙産業等の製造業が発展しており、広範な FTA ネットワーク[192]を活用した輸出が活発である。産業別にみると、第二次産業（鉱業、電気・ガス・水道、建設、製造業）の全産業の GDP に占める割合は、2016 年で 32.5％と縮小傾向にあり、中でも原油生産量の減少に伴い鉱業は 6.2％に低下している。製造業については 16.8％とほぼ横ばいで推移しているが、自動車産業（輸送機器）については 3.2％と堅調な伸びをみせている（第Ⅰ-4-2-2-27 表）。

第Ⅰ-4-2-2-27 表
メキシコの産業部門の GDP 構成比の推移

（%）

	第一次産業	農業	第二次産業	鉱業	製造業	輸送機器	第三次産業
1995	3.8	2.4	36.1	11.0	17.0	1.3	57.6
2000	3.3	2.1	37.8	9.9	18.7	2.2	56.3
2005	3.2	2.0	37.1	10.0	17.4	2.0	57.1
2010	3.1	2.0	34.9	8.3	16.4	2.2	59.4
2015	3.1	2.0	33.2	6.8	16.8	3.2	61.0
2016	3.1	2.0	32.5	6.2	16.6	3.2	61.6

資料：メキシコ国立統計地理情報院、CEIC のデータから経済産業省作成。

（メキシコの自動車産業）

メキシコの自動車生産台数は、2014 年にブラジルを上回り世界第 7 位となり、その後も拡大を続けている（第Ⅰ-4-2-2-28 表）。メキシコの自動車産業は、主要市場（北米、南米、欧州等）へのアクセスの良さや、自動車部品メーカーの産業集積、整備された物流網、低廉で豊富な労働力、さらには NAFTA を始めとする世界各国・地域との自由貿易協定のネットワークの積極的な活用により、米州地域における生産・輸出拠点としての優位性を有している。近年は、新興国の自動車市場の拡大もあり、メキシコを米州における中小型車の生産・輸出拠点として位置付ける海外自動車・部品メーカーの進出や、生産能力増強の動きが活発化している。小型車は利幅が小さく生産コストの抑制が競争力を左右することから、中国等、新興国の労働者の賃金が上昇する中、労働コストが低廉で安定しているメキシコの優位性が増している[193]（第Ⅰ-4-2-2-29 図）。

（メキシコの自動車生産・販売・輸出）

メキシコ自動車工業会（AMIA）によると、メキシコの 2016 年の自動車生産台数（バス・トラックを除く）は約 346 万台（前年比 +2.0％）、輸出台数は約 277 万台（前年比 +0.3％）と、ともに 7 年連続で過去最高を更新した（第Ⅰ-4-2-2-30 図）。全生産に占める輸出の割合は約 8 割（79.9％）で、輸出先は米国が約 213 万台（前年比 +7.1％）、以下カナダが約 24 万台（同 -15.2％）、ドイツが約 7 万台（同 -15.2％）となっており、輸出台数に占める米国向け比率は 77.1％、カナダが 8.9％、二国の合計で 86％と北米市場への依存度

192 米州ではチリに次いで多い世界 46 カ国（EU28 カ国含む）と FTA（自由貿易協定）を締結。（2017 年 4 月現在）
193 自動車や家電等の労働組合が一般的に穏健であることも利点と考えられている。

第Ⅰ-4-2-2-28 表　各国の自動車生産台数の推移

2005 年　（百万）

	国名	台数
1	米国	11.9
2	日本	10.8
3	ドイツ	5.8
4	中国	5.7
5	韓国	3.7
6	フランス	3.5
7	カナダ	2.8
8	スペイン	2.7
9	ブラジル	2.5
10	英国	1.8
11	メキシコ	1.7
12	インド	1.6
13	ロシア	1.4
14	タイ	1.2
15	イラン	1.1

2010 年　（百万）

	国名	台数
1	中国	18.3
2	日本	9.6
3	米国	7.7
4	ドイツ	5.9
5	韓国	4.3
6	インド	3.6
7	ブラジル	3.4
8	スペイン	2.4
9	メキシコ	2.3
10	フランス	2.2
11	カナダ	2.1
12	タイ	1.6
13	イラン	1.6
14	ロシア	1.4
15	英国	1.4

2016 年　（百万）(%)

	国名	台数	前年比
1	中国	28.1	14.5
2	米国	12.2	0.8
3	日本	9.2	-0.8
4	ドイツ	6.1	0.5
5	インド	4.5	7.9
6	韓国	4.2	-7.2
7	メキシコ	3.6	0.9
8	スペイン	2.9	5.6
9	カナダ	2.4	3.8
10	ブラジル	2.2	-11.2
11	フランス	2.1	5.6
12	タイ	1.9	1.8
13	英国	1.8	8.0
14	トルコ	1.5	9.4
15	チェコ	1.3	8.3

備考：台数はバス・トラックを含む。
資料：国際自動車工会（OICA）のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-29 図　一般工職の月額賃金の比較

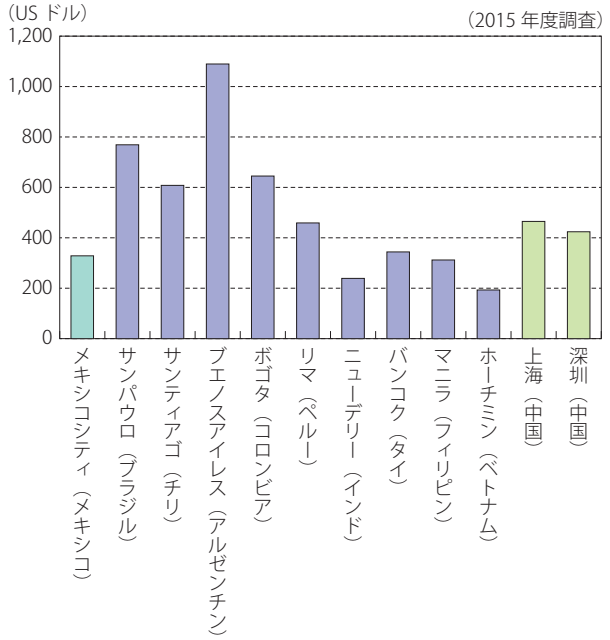

資料：JETRO「2015 年度投資コスト比較」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-30 図　メキシコの自動車の生産・輸出・販売台数の推移

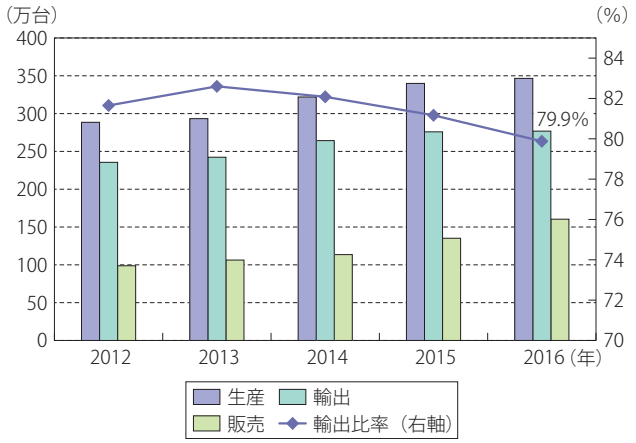

資料：メキシコ自動車工業界（AMIA）、国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

が極端に高い（第Ⅰ-4-2-2-31 図）。また、米国市場における原産国別の販売比率をみると、2007 年に 7.5％だったメキシコ製が 2016 年に 12.2％まで上昇し、日本製は 12.9％から 9.3％に低下している（第Ⅰ-4-2-2-32 図）。

メキシコに進出している海外完成車メーカーは、2016 年末時点で合計 10 社で、国籍別メーカーの生産台数は、米国系メーカーが 155 万台（シェア 45％）、日系メーカーが約 139 万台（同 40％）、欧州系が 41 万台（同 12％）、韓国系が 10 万台（同 3％）となっている（第Ⅰ-4-2-2-33 図）。

（自動車部品産業）

メキシコ国内では、自動車部品サプライヤーの集積も進んでおり、輸出額も拡大している（第Ⅰ-4-2-2-34 図）。2016 年、メキシコの自動車部品輸出額の約 9 割が米国向けとなっており（第Ⅰ-4-2-2-35 図）、米国から見てもメキシコは自動車部品輸入額の約 3 割強を占める輸入先として存在感を強めている（第Ⅰ-4-2-2-36 図）。現在、米国がメキシコから輸入する自動車部品の多くは、米国原産の構成部品をメキシコ内で加工したものとなっており、米墨間では国境を越えた自動車産業の分業体制が確立されており、両国の相互

第Ⅰ-4-2-2-31 図　自動車の輸出相手国の割合

輸出相手国（2016 年）

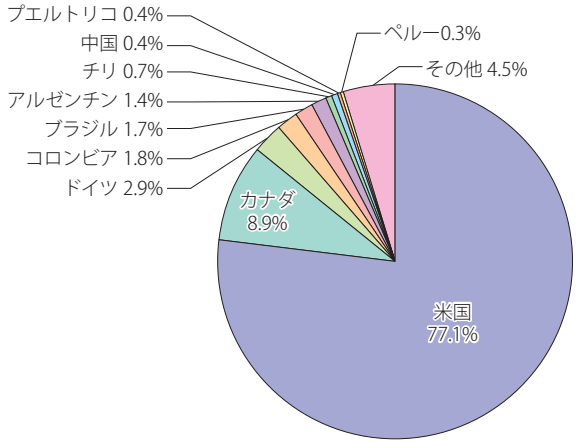

資料：メキシコ自動車工業界（AMIA）、国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-32 図
米国市場の原産国別自動車販売の比率

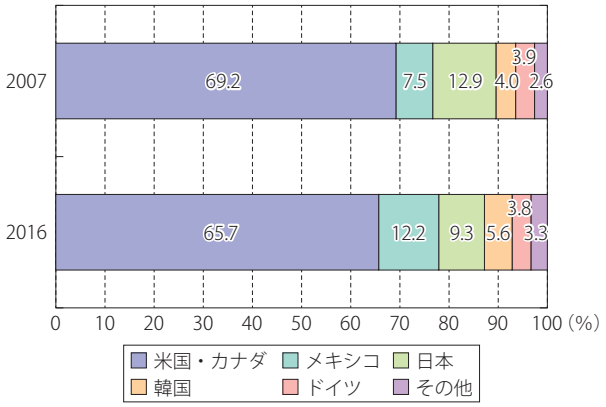

資料：JETRO、メキシコ自動車工業会（AMIA）のデータから経済産業省作成。
（原資料：Ward'sAutomotive）

第Ⅰ-4-2-2-33 図
メキシコの国籍別完成車メーカーの生産・輸出・販売台数の比較

2016 年

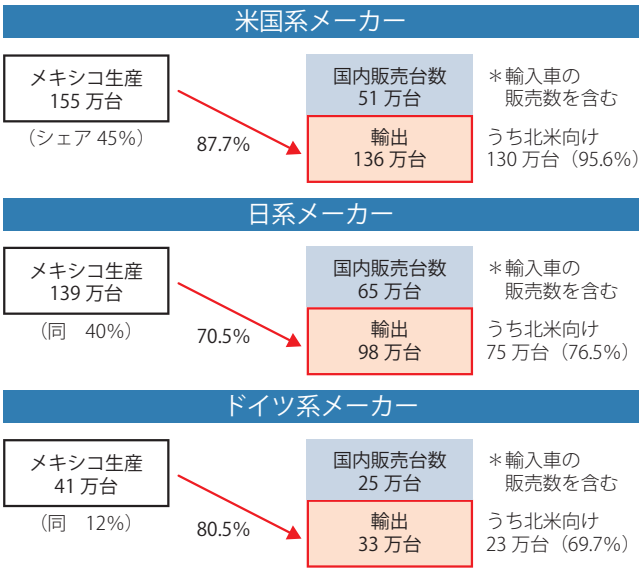

* 国内販売台数は、輸入した完成車をメキシコ国内で販売した台数も含むため、ここで示す生産台数は、国内販売台数と輸出台数の合計と等しくない。
資料：メキシコ自動車工業会（AMIA）のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-34 図
メキシコの自動車部品の輸出入額の推移

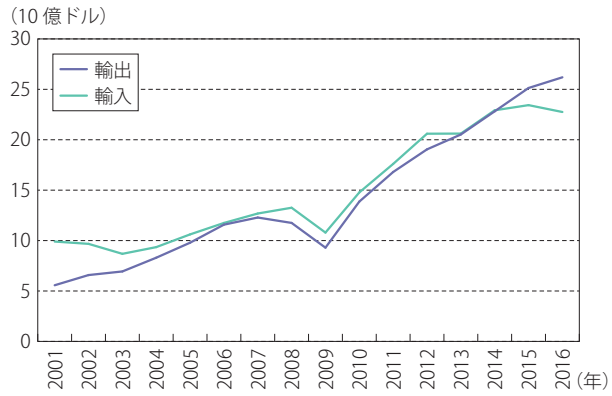

備考：自動車部品（HS8708）
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-35 図　メキシコの自動車部品の主要輸出相手国・輸入相手国の割合

輸出先（2016 年）

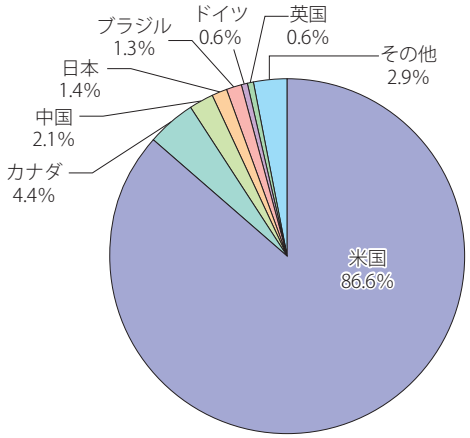

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

輸入先（2016 年）

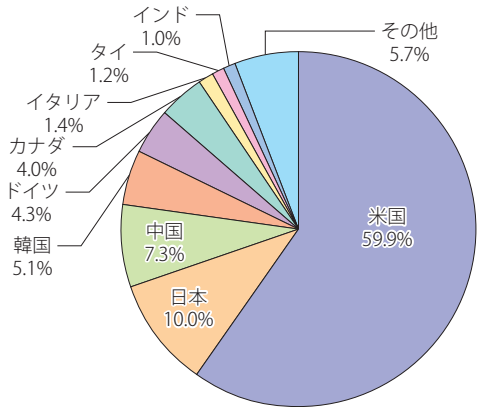

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-36 図　米国の自動車部品の輸出相手国の割合と推移

輸出相手国（2016 年）

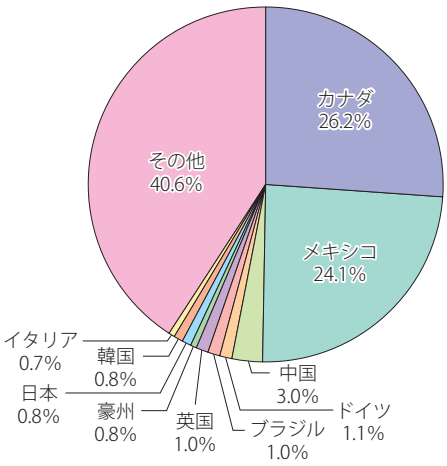

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

（国別の輸出額の推移）

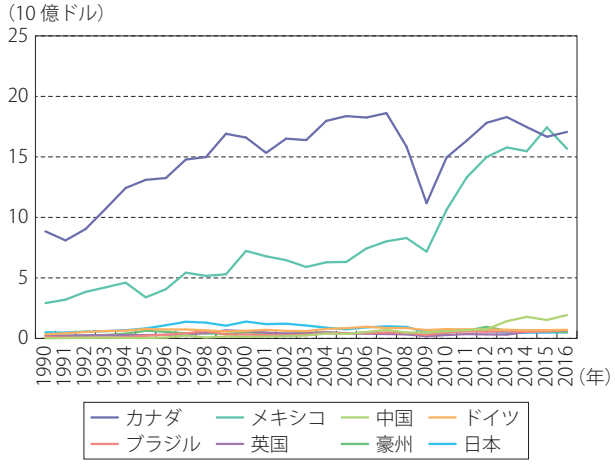

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-37 図　米国の自動車部品輸入相手国の割合と推移

輸入相手国（2016 年）

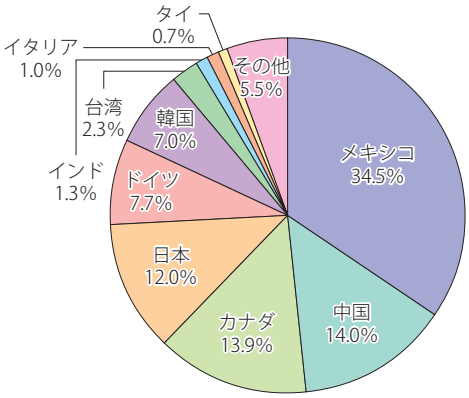

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

（国別の輸入額の推移）

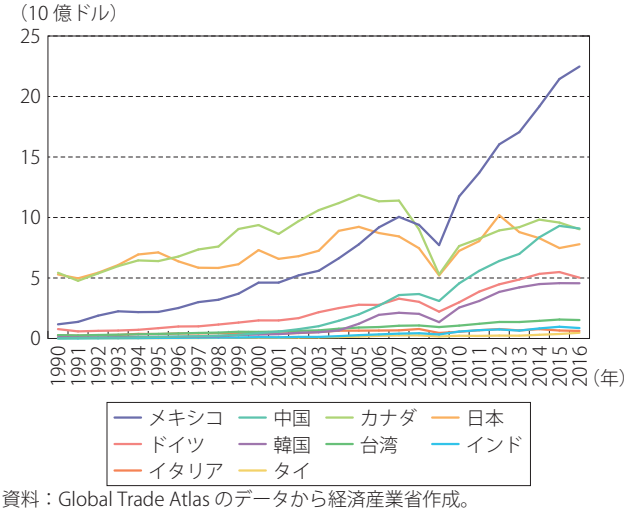

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

の依存度は極めて高い（第Ⅰ-4-2-2-37 図）。

② 財政

メキシコ政府は、過去の債務危機や経済危機からの経験から、財政やマクロ経済運営に対する投資家の信頼を確保し、海外直接投資の流入やそれに伴う正規雇用の創出を維持するため、財政規律を重視している。2006 年、財政収支の均衡を義務づける財政責任法が施行されて以降、原則、財政赤字を容認しない予算編成が定められている（第Ⅰ-4-2-2-38 図）。かつては国家歳入の多くを石油収入に依存し、2008 年にはその割合が歳入の 45.6％にまで達していたが、その後生産量減少や石油価格下落により、2016 年には 8.5％まで低下している（第Ⅰ-4-2-2-39 図）（第Ⅰ-4-2-2-40 図）。経済成長が減速傾向にある中にあっても、政府は財政規律の維持を優先し歳出削減に努めており、増税等による税収基盤の強化により石油関連以外の税収による財源の確保に努めている[194]。

世界経済危機後の 2009 年、景気後退による歳入減少と景気対策向けの歳出増加により財政赤字は対 GDP 比で -5.1％に増大したが、2016 年には同 -2.9％に改善している。政府総債務残高については、2016 年で対 GDP 比 58.1％と他の新興国等と比べ低い水準にはあるものの、増加傾向にあることが懸念される（第Ⅰ-4-2-2-41 図）。

194 財務公債省のデータによると 2016 年の連邦政府の税収の内訳は、所得税が 53％、付加価値税が 29％、物品税（ガソリン等）が 15％、法人税 -0.2％、関税 2％となっている。

第Ⅰ-4-2-2-38 図　メキシコの財政収支の推移

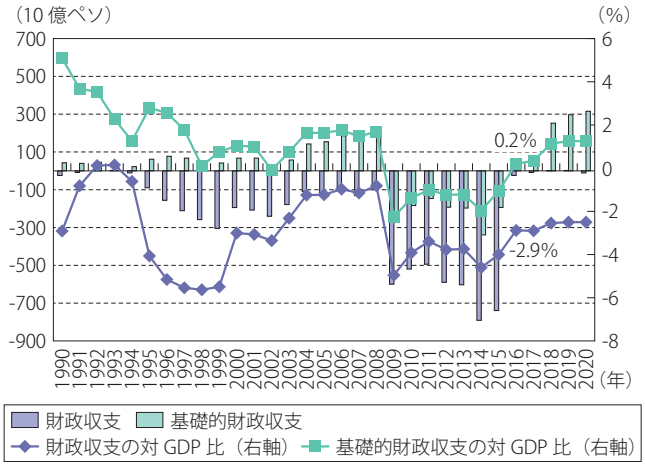

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-39 図　メキシコの原油生産量の推移

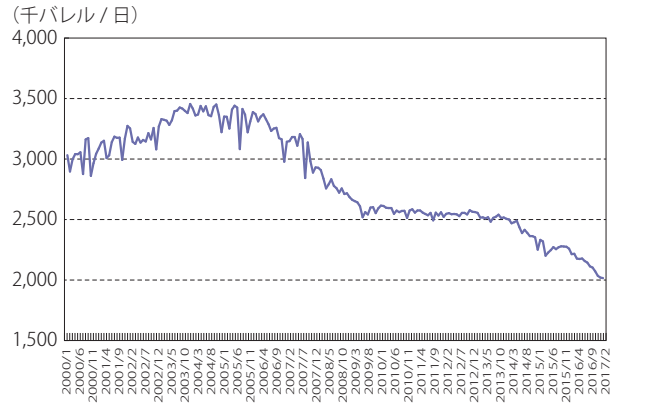

資料：メキシコ国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-40 図
メキシコの歳入に占める石油関連収入の割合

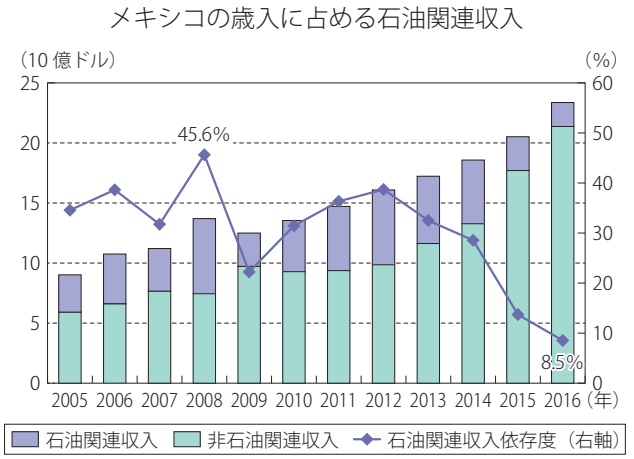

資料：メキシコ国立統計地理情報院のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-2-41 図　メキシコの政府総債務残高

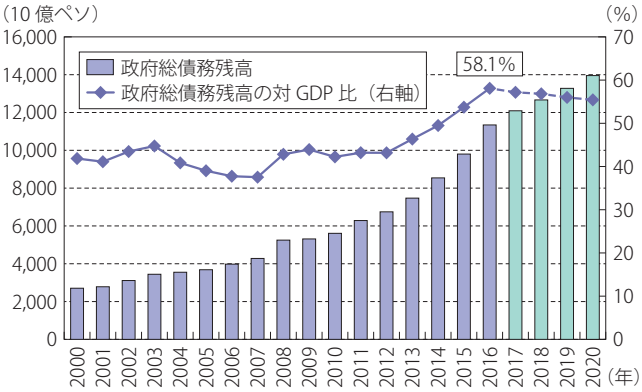

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

(4) メキシコ経済のリスク要因

以上、最近のメキシコ経済の動向を見てきたが、米国経済の堅調な拡大により、輸出の増加が期待できるものの、メキシコの経済成長を押し下げるリスク要因として、米国の対メキシコ政策の先行きの不透明性、それに伴うペソ安進行とインフレ率の上昇、金利引き上げによる消費・投資マインドの低下、原油生産量の減少と今後の価格動向、政情不安等による構造改革の実行の遅れ等が挙げられる。

3. ブラジル

(1) マクロ経済

① GDP

2016 年のブラジルの実質 GDP 成長率は -3.6％と、2015 年の -3.8％から 2 年連続してマイナス成長となった。内需（消費、投資）の低迷、高インフレ、高失業率、高金利、等により景気停滞が長期化していたが、一次産品価格の持直しや政治混乱の収束、インフレ率の低下等、好転の兆しが見られている（第Ⅰ-4-2-3-1 図）。しかし一方で、失業率の悪化は続いており、商品価格の先行きにも不透明感があることから、本格的な回復には、更に時間を要すると思われる。

2017 年の成長率については、ブラジル政府（財務省）が +1.0％、ブラジル中央銀行（以下、中央銀行）が発表した民間予測が +0.5％、IMF が +0.2％と、プラス成長に転じると予測しているが、回復のペースは緩やかなものとなるとしている[195]。

第Ⅰ-4-2-3-1 図
実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度の推移

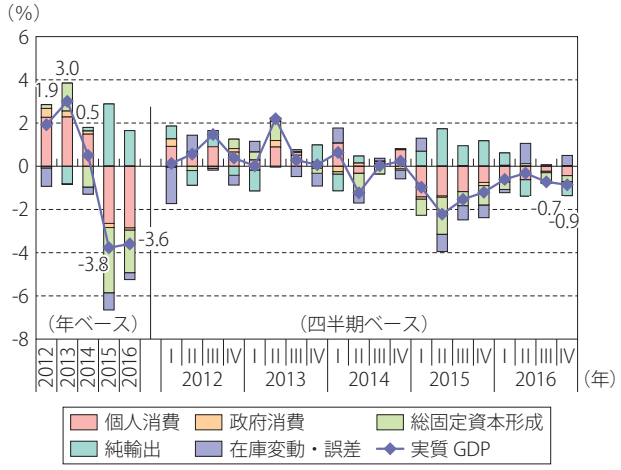

備考：四半期ベースは季節調整済、前期比
資料：ブラジル地理統計院のデータから経済産業省作成。

② 生産、消費

鉱工業生産は低迷を続けているが、鉱物採取に回復の兆しがみられる。消費は低迷を続けており、小売売上高の伸び率は長期にわたり減速している（第Ⅰ-4-2-3-2 図）（第Ⅰ-4-2-3-3 図）。

③ 物価、政策金利、為替

ブラジルの消費者物価指数（IPCA）は、公共料金引き上げの影響の緩和や、通貨レアル高による輸入物価上昇の抑制と国内消費の減退等により伸び率が鈍化

第Ⅰ-4-2-3-2 図　ブラジルの鉱工業生産の推移

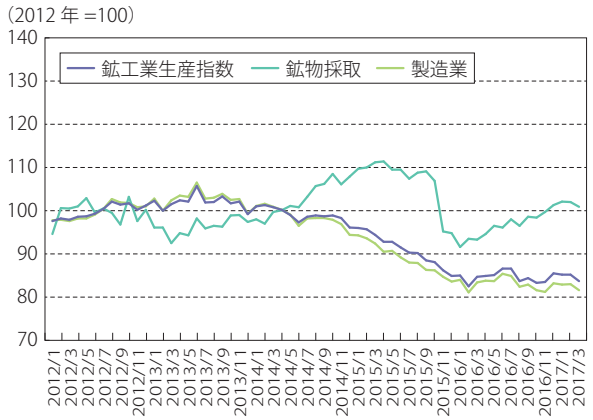

資料：ブラジル地理統計院、CEIC のデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-3 図
ブラジルの小売売上高の伸び率の推移

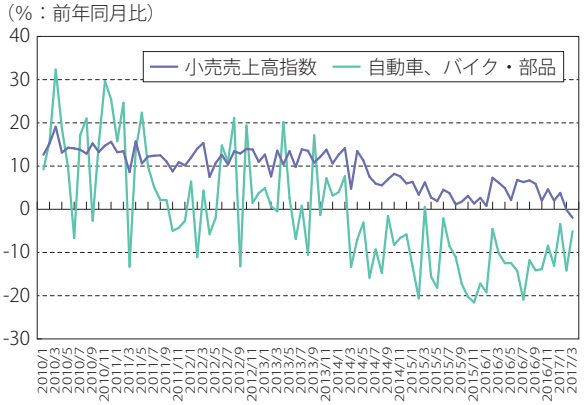

注：2016 年 =100
資料：ブラジル地理統計院、CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-4 図　ブラジルの消費者物価と政策金利の推移

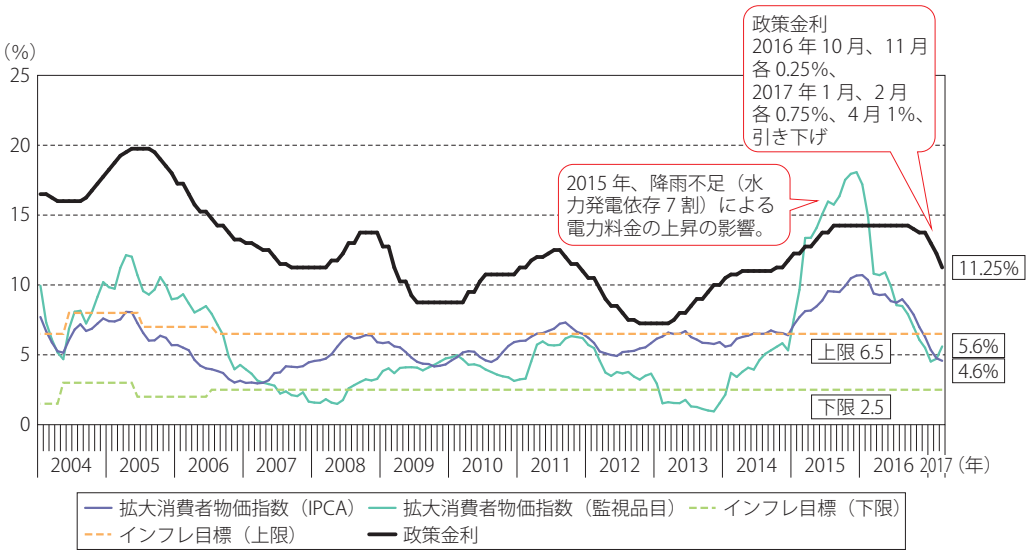

備考：＊ IPCA は前年同月比
＊拡大消費物価指数（IPCA）：ブラジル政府の公式インフレ指数。最低給与の 40 倍までの所得を持つ家族を対象。
＊＊監視品目：ガソリン価格や電気・通信料金、公共交通機関運賃等が政府による監視の対象となっている。
資料：ブラジル地理統計院、ブラジル中央銀行のデータから経済産業省作成。

195 ブラジル銀行が週次で発表しているエコノミスト等への調査に基づく GDP 成長率予測に関し、1 月 27 日時点で 2017 年の GDP 成長率を 0.5%、2018 年の GDP 成長率を 2.20%としている。

し、2016 年（通年）は前年比 +6.29％と、インフレ目標値（4.5 ± 2％）の上限値 6.5％を下回った。さらに 2017 年 3 月は、7 か月連続で前月を下回り推移し、同 +4.6％と上記目標値の 4.5％に近づいた。ブラジル中央銀行は、2017 年 4 月、政策金利である基準金利を 1％引き下げ、年 11.25％とした。利下げは 5 会合連続で、インフレの抑制が想定通りに進んでいることから、今後も緩和のペースを加速するものとみられ、企業の設備投資の増加が期待される（第Ⅰ-4-2-3-4 図）。

ブラジル通貨レアルは、原油安の長期化や政治的混乱を背景に 2014 年以来下落していたが、テメル政権の構造改革実現への期待や原油価格の上昇等により、年明け以降、持ち直しがみられた。レアルは 2016 年 11 月の米国大統領選挙後 1 ドルあたり 3.5 レアル近くまで下落したが、足下では 3.0 レアル台まで上昇している（第Ⅰ-4-2-3-5 図）。

第Ⅰ-4-2-3-5 図　ブラジルレアルの為替レートの推移

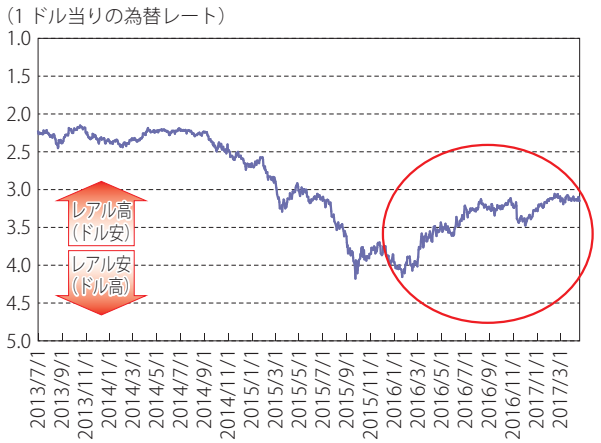

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

昨年末以来、米国が拡張的な財政政策を実施するとの観測から米国金利の先高観が高まったが、米国の利上げが想定以上のペースで加速すれば、資金流出圧力が高まり、レアル安が起こる可能性もある。レアル安となれば、インフレ低下のペースが遅れ、更に金融緩和基調が弱まることになれば、景気回復を遅らせる要因となる可能性もあることから、注意が必要である。

④ 雇用、所得

ブラジルの失業率は、17 年 4 月末時点で 13.7％と雇用状況の悪化が続いている。企業は雇用拡大に慎重な姿勢を示しており、回復には時間が要するとの見方が強い。失業率の上昇に加え、インフレによる実質所得の減少や債務負担の増大から家計の購買力は低下していたが、足下の実質所得の伸び率は 16 年 12 月以降プラスに転じている（第Ⅰ-4-2-3-6 図）。

第Ⅰ-4-2-3-6 図
ブラジルの失業率と実質所得の伸び率の推移

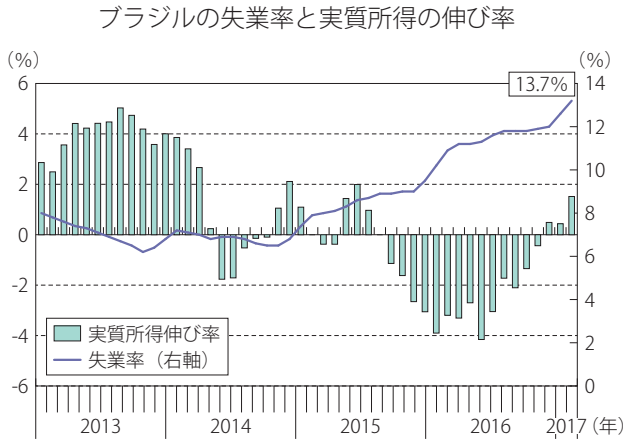

資料：ブラジル地理統計院のデータから経済産業省作成。

（2）貿易、投資、国際収支

① 貿易

2016 年のブラジルの貿易は、輸出が 1,852 億ドル（前年比 -3.1％）、輸入が 1,375 億ドル（同 -19.8％）、貿易収支の黒字は 477 億ドルと過去最高を記録した（第Ⅰ-4-2-3-7 図）。

第Ⅰ-4-2-3-7 図　ブラジルの貿易収支の推移

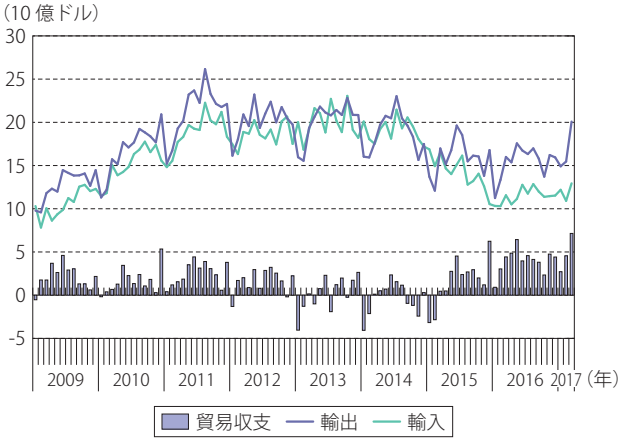

資料：Global Trade Aatlas のデータから経済産業省作成。

ブラジルは、大豆、砂糖、コーヒー、食肉等の農産品や鉄鉱石、鉱物性燃料等の鉱物資源等の一次産品が主要な輸出品目で、全輸出額の 5 割弱を占める一方で、航空機、自動車・同部品等の工業製品も 4 割弱を占めている。また、原油の産出・輸出国であるが、ガソリン等の石油製品や原油も輸入している（第Ⅰ-4-2-3-8 図）。

ブラジルにとり、中国及び米国が主要な貿易相手国となっている。輸出については、2016 年の全輸出額

第Ⅰ-4-2-3-8 図　ブラジルの主要輸出品目と主要輸入品目の割合

輸出品目（2016 年）

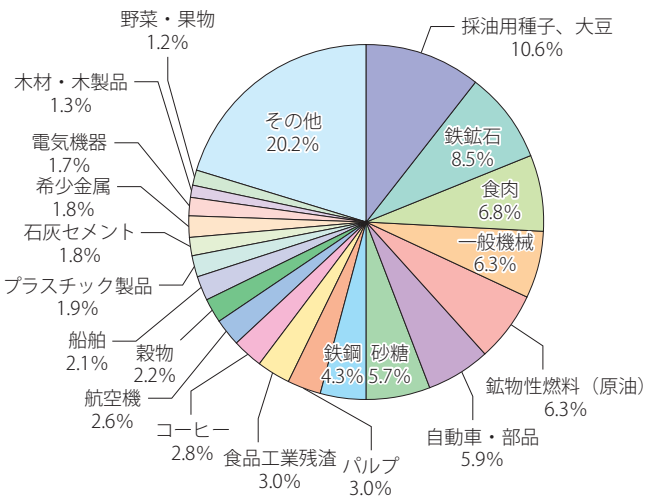

備考：HS2 桁ベース
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

輸入品目（2016 年）

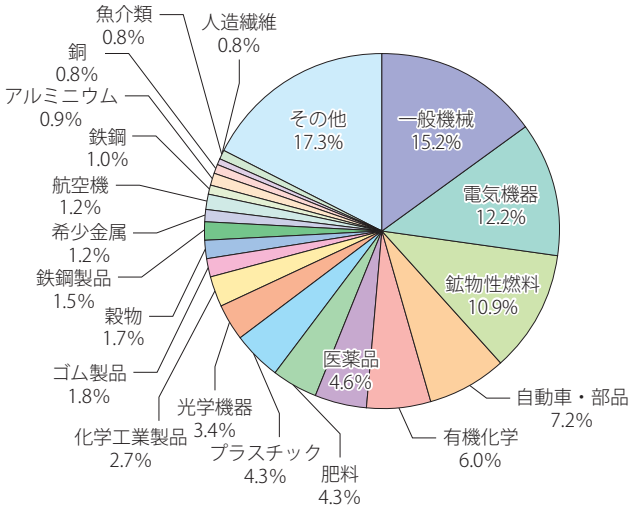

備考：HS2 桁ベース
資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

の 19.0%が中国向けで、主に大豆や鉄鉱石、肉類等の一次産品を、次いで 12.5%が米国向けで、主に一般機械、航空機、鉄鋼等を輸出している（第Ⅰ-4-2-3-9 図）。また、輸入については、同年の全輸入額の 17.3%を米国から、主に一般機械、鉱物性燃料、プラスチック製品等を、次いで 17.0%を中国から、主に電気機器、一般機械、有機化学品等を輸入している（第Ⅰ-4-2-3-10 図）。2000 年以降は輸出、輸入ともに米国の占める割合が低下する一方、中国の割合が増加し、中国に対する貿易依存度が高くなってきている。以上のことからブラジルは、一次産品価格の動向や中国及び米国経済の影響を受けやすい構造となっていると言える。

2016 年のブラジルの輸出についてみると、一次産品の上位品目の大豆、鉄鉱石、原油、食肉、コーヒー等が減少したが、自動車や航空機等の工業製品が増加した（第Ⅰ-4-2-3-11 図）米国の自動車市場が堅調だったことや、コロンビアとの間で無関税輸入枠を相互に設定したことが良い影響を与えたほか、中国国内の民間航空機の旅客輸送量の増加を背景とした航空機も増加した。2017 年以降は、原油や鉄鉱石等の国際市況の回復や穀物生産量の増加により、輸出の伸びが期待されている（第Ⅰ-4-2-3-12 図）。

第Ⅰ部　第4章

第Ⅰ-4-2-3-9 図　ブラジルの主要輸出相手国の割合と推移

輸出相手国（2016 年）

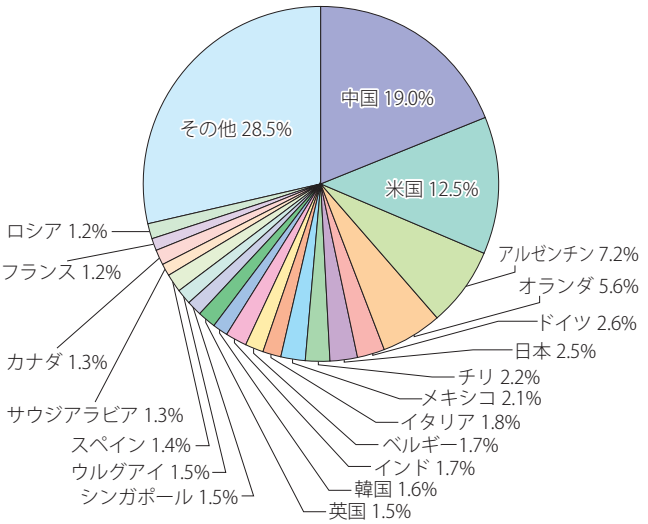

資料：Global Trade atlas のデータから経済産業省作成。

輸出相手国の推移（割合）

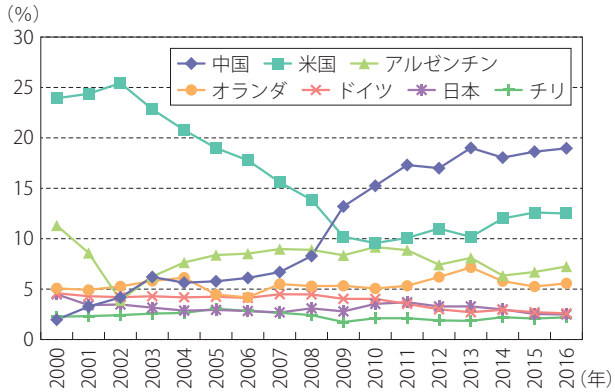

資料：Global Trade Atlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-10 図　ブラジルの主要輸入相手国の割合と推移

輸入相手国（2016 年）

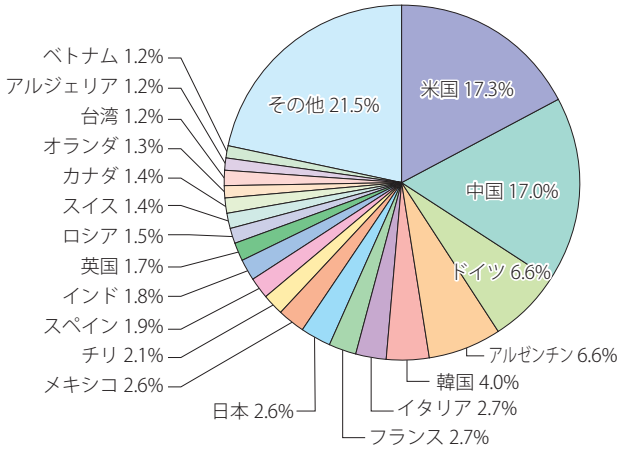

資料：Global Trade Aatlas のデータから経済産業省作成。

輸入相手国の推移（割合）

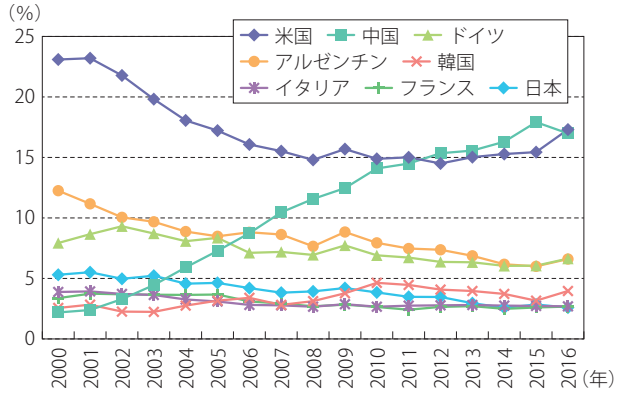

資料：Global Trade Aatlas のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-11 図　ブラジルの輸出額の伸び率の推移

輸出伸び率の推移（品目別寄与度）

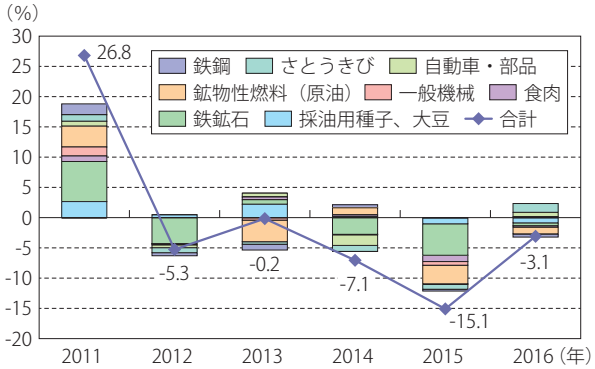

資料：Global Trade Aatlas から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-12 図　商品先物指数の推移

資料：トムソン・ロイター・コアコモディティーCRB 指数、Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

② 海外直接投資

ブラジルでは、長期の経済停滞にかかわらず、中長期的な成長のポテンシャル等[196]から海外からの直接投資は堅調に推移してきたが量的拡大ペースには一服感が見られる（第Ⅰ-4-2-3-13 図）。2015 年時点のブラジルへの日系進出企業（拠点）数は 705 社（第 17 位）となっている[197]。

2016 年のブラジルの対内直接投資額（フロー）は約 530 億ドル（前年比 +3.2％）で、国・地域別で見る第 3 位の米国以外は、オランダ、ルクセンブルク、英国、スペイン等の欧州諸国が上位を占めている（第Ⅰ-4-2-3-14 図）。中国については、日本に次いで第 13 位（8 億 8 千万ドル）で[198]、近年、中国企業による電力等のインフラ部門への投資が積極的に行われている。対内投資の業種別割合は、サービス業が約 6 割、農業・畜産・鉱業が約 14％、工業が約 26％となっているが（第Ⅰ-4-2-3-14 図）、2015 年 1 月に外資系企業の医療分野への直接・間接的な資本参加が可能となったことから、今後は健康・医療分野への投資の伸びが見込まれる。

③ 国際収支

ブラジルの経常収支は 2008 年以降赤字が続いており、金融、通信、小売等の業種で外国企業のプレゼンスが大きいことから、第一次所得収支は流出超で恒常的に赤字となっている。また一次産品価格下落等の影響で、2014 年は貿易収支が赤字に転じたが、価格の持ち直しにより 15 年には黒字に回復し、2016 年の経

196 内需主導型経済、労働人口の増加、豊富な資源等。
197 外務省「海外在留邦人数統計調査　平成 28 年」
198 中国からの投資の多くが租税回避地域を回避して行われており、正確な数字が統計上に現れていない。

常赤字は 235 億ドル（対名目 GDP 比 -1.3%）と改善がみられている（第 I-4-2-3-15 図）。

ブラジルの経常収支赤字は、ブラジル経済への信認を背景とした直接投資や証券投資による資本流入によりカバーされてきたが、2016 年には証券投資がマイナスに転じており、今後の安定した外資繰りに懸念が生じている（第 I-4-2-3-16 図）。

2015 年の外貨準備高（ストック）の水準を見てみると、短期対外債務の 6.8 倍（6.8 年分相当）と IMF が保有外貨準備の目安とする 1 倍以上を十分に上回っていることから、ブラジルの外部ショックへの耐性は高まっており、金融危機発生のリスクは低いといえる（第 I-4-2-3-17 図）。

第 I-4-2-3-13 図
ブラジルの対内直接投資額の推移（フロー）

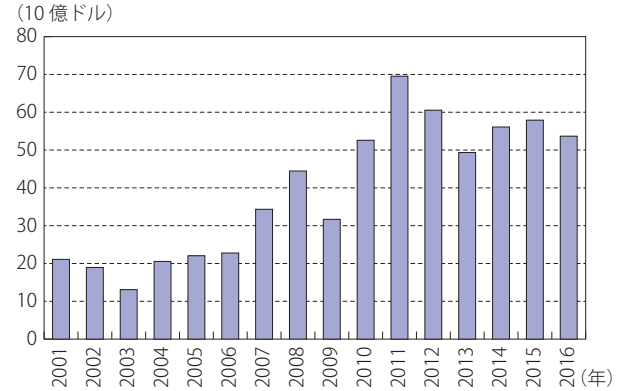

資料：ブラジル銀行のデータから経済産業省作成。

(3) 構造改革

2016 年 8 月末に発足したテメル政権は、経済再生と財政健全化に向けた構造改革を進めている。

a）歳出に上限を設定するための憲法改定

前政権下の低所得者層向けの社会保障支出拡大の政策は低所得者層の底上げには貢献したが、高水準のインフレや財政悪化を招く要因となった。2016 年 12 月、

第 I-4-2-3-14 図　ブラジルへの主要対内直接投資国と業種の割合

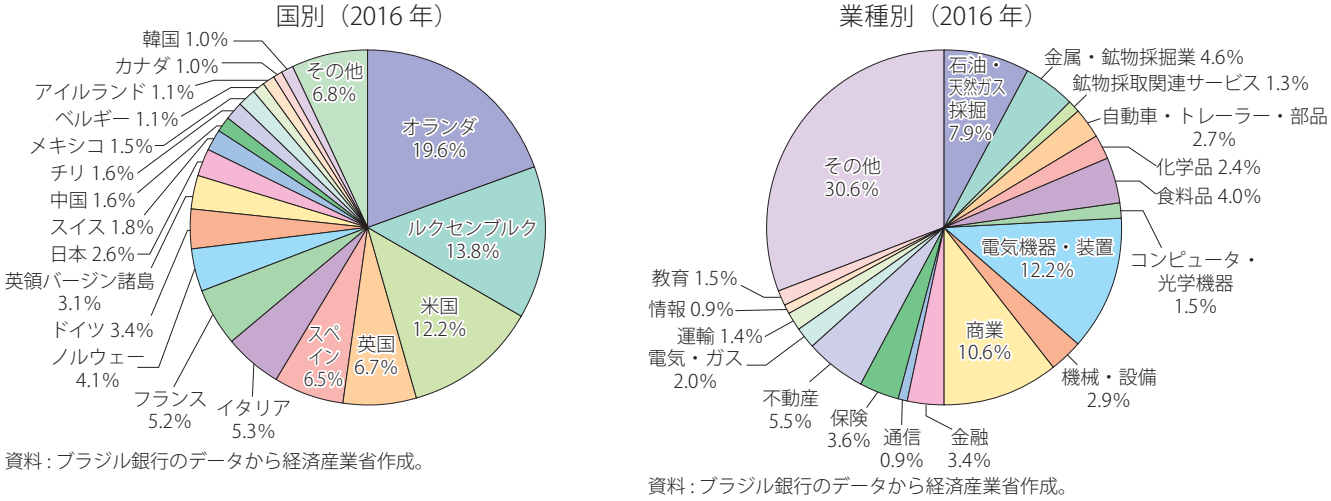

資料：ブラジル銀行のデータから経済産業省作成。

資料：ブラジル銀行のデータから経済産業省作成。

第 I-4-2-3-15 図　ブラジルの経常収支の推移（対 GDP 比と構成）

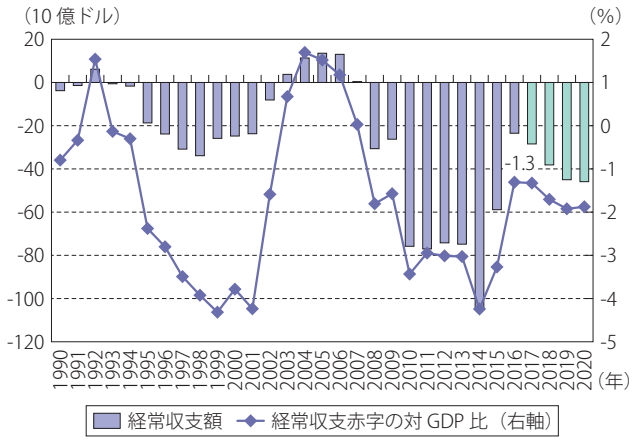

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

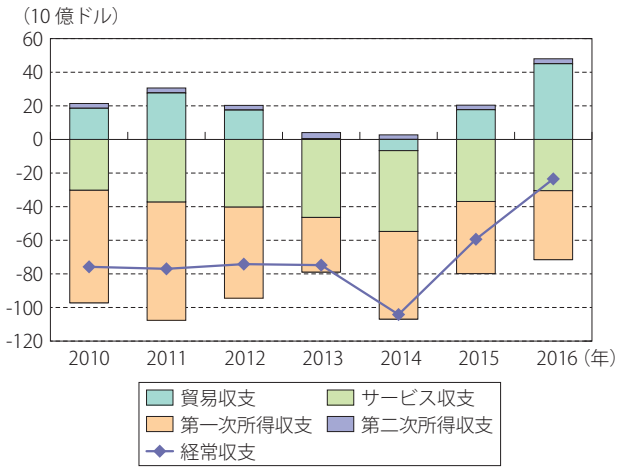

資料：ブラジル銀行のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-16 図　ブラジルの金融収支の構成の推移

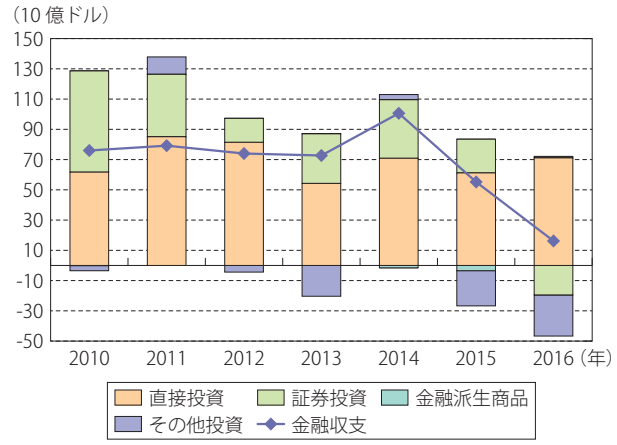

資料：ブラジル銀行のデータから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-17 図
ブラジルの対外債務残高と外貨準備高の推移

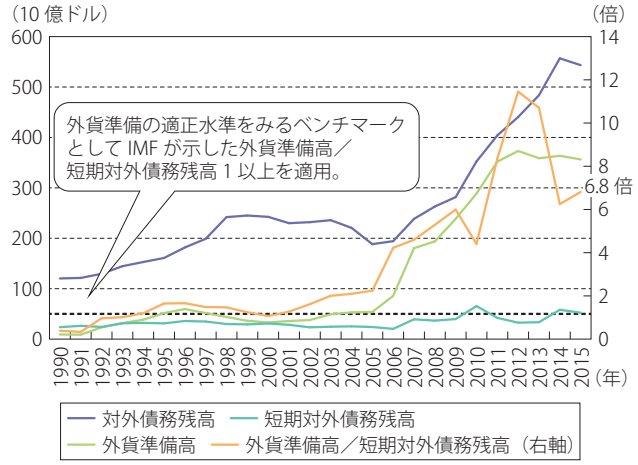

資料：世界銀行 World Development Indicators から経済産業省作成。

テメル政権は「歳出上限設定の憲法改正案（歳出上限法）」を成立させた。歳出上限設定とは、連邦政府支出の増加率を前年の物価上昇率以下に抑えることを義務付けるもので 2036 年まで 20 年間続く。

（財政）

ブラジルでは、財政責任法に基づき、予算段階で各政府の基礎的財政収支に対する目標設定が義務づけられている。2016 年の中央連邦政府の同収支の赤字幅については、目標を 1,705 億レアル（GDP 比 -2.75%）と設定し、16 年（実績）は赤字額が 1,558 レアル（同 -2.47%）となり目標を達成した（第Ⅰ-4-2-3-18 図）。政府は、2020 年に赤字解消を目指しているが、依然として政府債務残高の増大が懸念されている。（第Ⅰ-4-2-3-19 図）。

b）　年金改革のための憲法改定

ブラジルの年金財政は恒常的な赤字で、社会保障費が連邦政府の歳出額の 4 割 [199] にのぼり、財政赤字拡大の要因となっている。政府は 2016 年 12 月、「年金改革に関する憲法改正案」を発表し、議会に特別委員会を設置し改革の内容についての議論を開始した。改正の内容は、年金受給年齢の引上げや保険料支払期間の厳格化、サラリーマンや公務員、農村部労働者に分かれた年金制度の統一、受給年齢の男女差解消等となっている。

c）労働法改正

ブラジル進出外国企業の多くが、硬直的で労働者保護色の強いブラジルの労働法（統一労働法：1943 年制定）の問題を指摘しているが、2016 年 12 月、政府

第Ⅰ-4-2-3-18 図　ブラジルの財政収支の推移

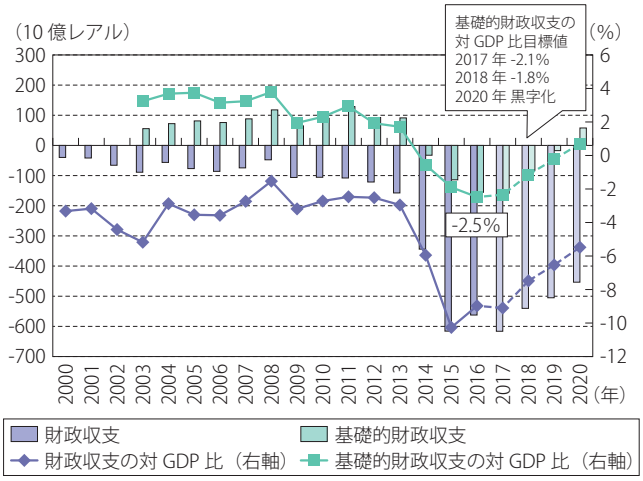

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

は同法の近代化を図るため改正案を国会に提出し、現在、審議が行われている。改正の内容は、労働協約の裁量の拡大・運用の柔軟化で、臨時雇用契約やパートタイム労働についても制限緩和の対象としている。

〈ブラジルのビジネス環境〉

ブラジル経済や産業の成長を妨げ、海外企業のブラジル進出を困難にしている要因として、複雑で高率な税制や極端に労働者保護に偏った労働法制、交通・インフラの未整備といった「ブラジルコスト」が知られている（第Ⅰ-4-2-3-20 表）。以下ブラジルのビジネス環境についての外部評価の結果を紹介する。

○ビジネス環境ランキング

世界銀行の「2017 年ビジネス環境総合ランキング」によると、中南米では、メキシコ（47 位）を首位に、

199 ブラジル銀行によると 2016 年ブラジルの社会保障費は約 537 億レアルで歳出の約 40.9%。

コロンビア、ペルー、チリの太平洋同盟の国々が50位台で続いているのに対し、メルコスールではアルゼンチン（116位）、ブラジル（123位）と低位に留まっている（第Ⅰ-4-2-3-21表）。

ブラジルのビジネス環境評価の下位の項目として、納税（181位）、事業立ち上げ（175位）、建築許可（172位）、越境取引（149位）、財産権登記（128位）、資金調達（101位）等が挙げられている。中でもブラジル特有の複雑で高率な税制が障害として度々指摘されてきており、同報告書によると、ブラジル国内の企業は納税の準備のために年間2,038時間も費やしており、中南米諸国の平均343時間、高所得国（OECD加盟国）の同163時間を大きく上回っている。また起業に要する手続数や日数等についても改善の必要性が指摘されている。

○進出日系企業調査

JETROの「2016年度中南米進出日系企業実態調査」によると、ブラジルにおける投資環境面のメリットとして「市場の規模や成長性」を挙げる企業が多い一方で、デメリットとして税務面等の様々なリスクを指摘する企業が多い。「税制・税務手続の煩雑さ」を挙げる企業が86.5％と最も多く、「人件費の高騰」、「不安定な為替」、「不安定な政治・社会情勢」、「労働争議・訴訟」、「行政手続の煩雑さ（許認可等）」が続いている（第Ⅰ-4-2-3-22図）。また、2000年代以降進出した企業のうち、初期投資が回収できた企業は14.3％に過ぎないことも、固有のコストの高さが影響している

第Ⅰ-4-2-3-19図　ブラジルの政府総債務残高の推移

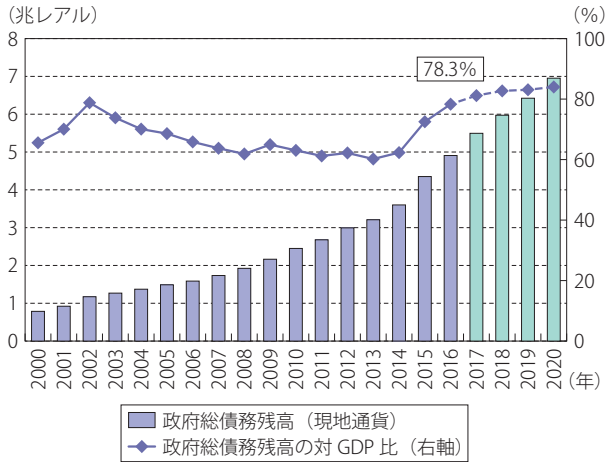

資料：IMF「WEO, April 2017」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-20表　ブラジルコストの例

項目	内容
税制	非常に多くの種類の税金が存在し、GDPの約4割に達する高負担。制度の頻繁な変更等も問題とされ、手続等でも企業の負担が大きい。
労働・雇用	給与・役職等の面での被雇用者の優遇。最低賃金が名目成長率にスライド。高い社会保障費用や頻繁に発生する労働訴訟等、硬直的で時代遅れの労働法等が問題に。
治安	警備員の派遣、警備システム構築、防弾車購入等、対策のための費用負担。
金融	高率な融資金利や手数料代の負担。
インフラ・物流	電力や通信、道路、港湾設備の未整備や港湾スト等による経費負担や時間のロス。 鉄道網が未発達により、高コストのトラック輸送が中心。
保護主義	国内産業保護のための輸入制限。複雑で頻繁に変わる税制（自動車関連）等。

資料：各種資料を参考に経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-21表　世界銀行ビジネス環境総合ランキングの結果

中南米主要国のビジネス環境ランキング（2017年）　（順位）

総合順位	国名	事業立ち上げ	建築許可	電力供給	財産権登記	資金調達	個人投資家保護	納税	越境取引	契約履行	破綻処理
47	メキシコ	93	83	98	101	5	53	114	61	40	30
54	ペルー	103	51	62	37	16	53	105	86	63	79
53	コロンビア	61	34	74	53	2	13	139	121	174	33
57	チリ	59	26	64	58	82	32	120	65	56	55
116	アルゼンチン	157	173	91	114	82	51	178	111	50	98
123	ブラジル	175	172	47	128	101	32	181	149	37	67
（参考）											
34	日本	89	60	15	49	82	53	70	49	48	2

参考：世界190カ国・地域
　　各国・地域の電力事情や資金調達、税制等10項目を分析しランキングを作成
資料：2017年　世界銀行 ビジネス環境ランキング　(Ease of Doing Business)」から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-2-3-22 図　ブラジルの投資環境面のリスク調査結果

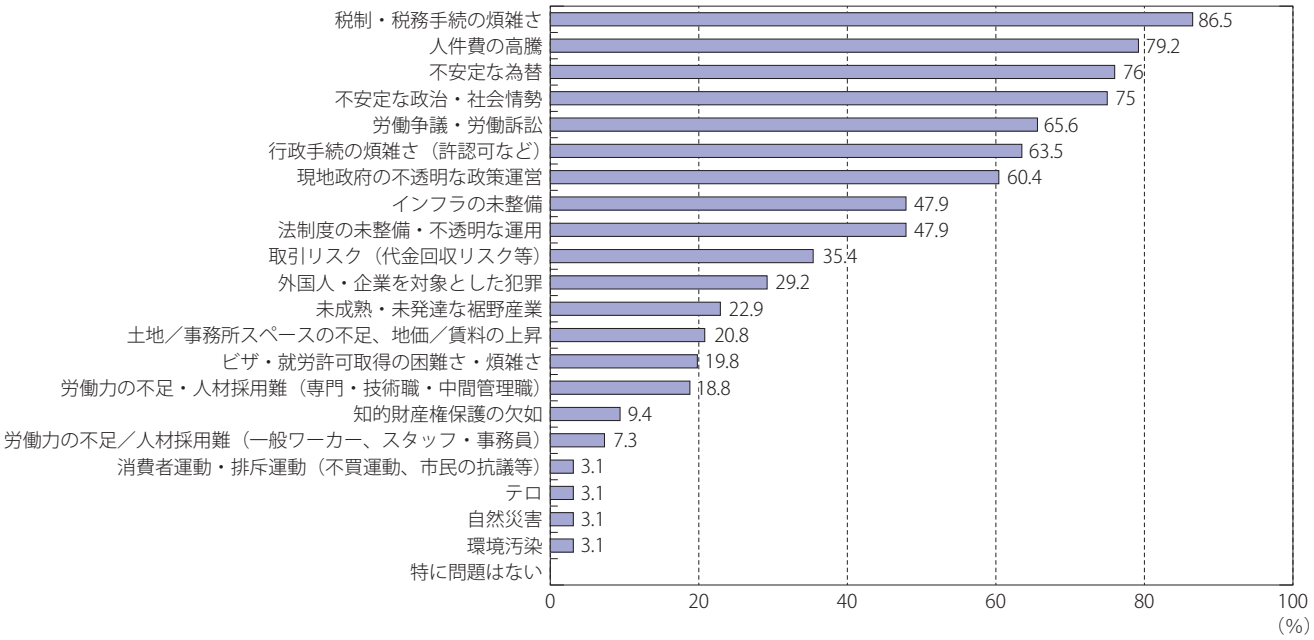

参考：調査対象企業数 222 社のうち、回答企業数 96 社、（n=96）
資料：JETRO 2016 年度中南米進出日系企業実態調査の結果より。

ものと考えられる。

(4) ブラジル経済のリスク要因

以上、ブラジル経済の動向を見てきたが、ブラジルの経済成長を押し下げるリスク要因として、失業率の更なる上昇と民間消費回復の鈍化、世界や中国の経済の減速、原油を含む一次産品価格の動向、米国の予想を上回るペースでの利上げによる金融市場への影響、政治情勢の不安定や汚職問題の長期化等による構造改革実行への影響等が挙げられる。

テメル政権の一連の構造改革は、金融市場からの期待や評価は高い一方で、財源確保や制度見直し等による国民への負担が重く、国民や議会から支持を得ることは容易なことではないが、ブラジル経済再生に向けて、政府が明確な道筋を示し、着実に実行していくことが重要である。

第３節　ロシア

1. マクロ経済動向

ロシア経済は、緩やかな回復基調にある。2014 年 7 月以降のウクライナ危機発生及びクリミア併合に伴う欧米からの経済制裁に加え、2015 年以降、原油価格の下落を主因として、ロシア経済はマイナス成長で推移した。しかし、その後の原油価格の上昇を追い風として、2016 年 10-12 月期に前年比 +0.3％と 8 期ぶりにマイナス成長を脱した。IMF の見通しによれば、2017、2018 年は引き続きプラス成長で推移することが見込まれている（第 I-4-3-1-1 図、第 I-4-3-1-2 図）。

第 I-4-3-1-1 図　ロシアの実質 GDP の成長率の推移

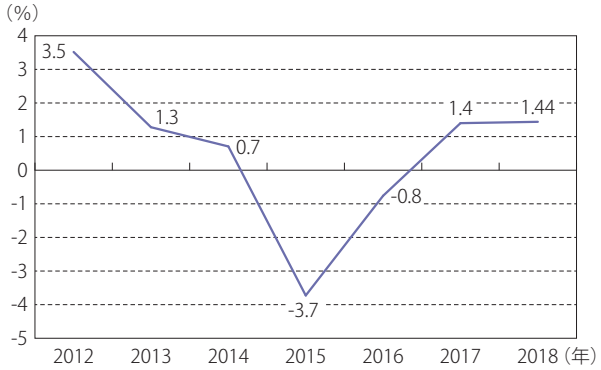

備考：1．伸び率は前年比。
2．2016 年の値は IMF の推定値。
3．2017 年、2018 年は IMF 見通し。
資料：IMF WEO Oct2016 から経済産業省作成。

第 I-4-3-1-2 図
ロシアの実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移

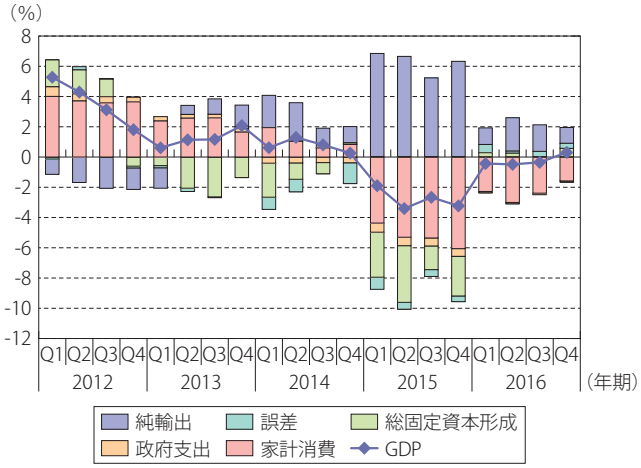

備考：成長率は基準年を 2011 年とし、前年同期比にて算出。
資料：ロシア連邦国家統計庁、CEICDatabase から経済産業省作成。

以下、輸出、個人消費、消費者物価、金融市場の動向を中心に概観する。

(1) 輸出動向

ロシアの輸出動向をエリア別に見ると、EU27 向けは 45.7％、CIS 諸国向けが 13.1％を占めており、EU 諸国と CIS 諸国向けで 58.8％と 6 割近くを占めている（第 I-4-3-1-3 表、第 I-4-3-1-4 図）。

第 I-4-3-1-3 表
ロシアの主要輸出先及びシェア（2016 年）

主要な輸出相手国	輸出シェア
EU27	45.7%
CIS	13.1%
中国	9.8%
トルコ	4.8%
韓国	3.5%
日本	3.3%
米国	3.3%
イラン	0.7%
シンガポール	0.6%
ブラジル	0.6%

備考：ロシアの総輸出額に対する各国のシェア
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第 I-4-3-1-4 図　地域別輸出シェアの推移

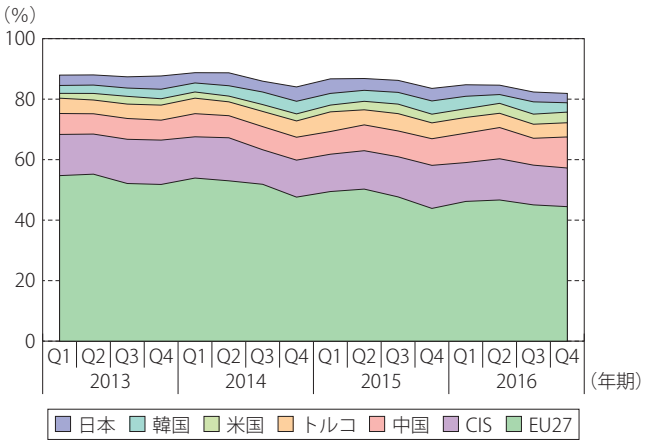

資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

輸出の大半を占めるEU向けが2014年以前の額を回復していないため、ロシアの輸出全体を押し下げる形となっているが、2016年度は後半に向けて輸出回復の基調がみられる（第Ⅰ-4-3-1-5図、第Ⅰ-4-3-1-6図）。

第Ⅰ-4-3-1-5図　ロシアの輸出額推移（前年比）

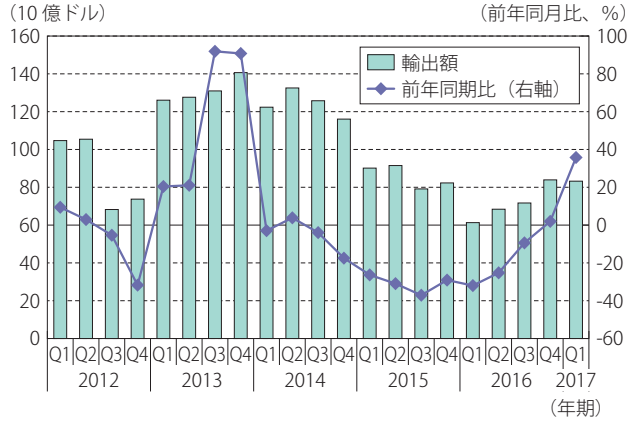

資料：Global Trade Atlasから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-6図
輸出額及び輸入額推移（ドルベース）

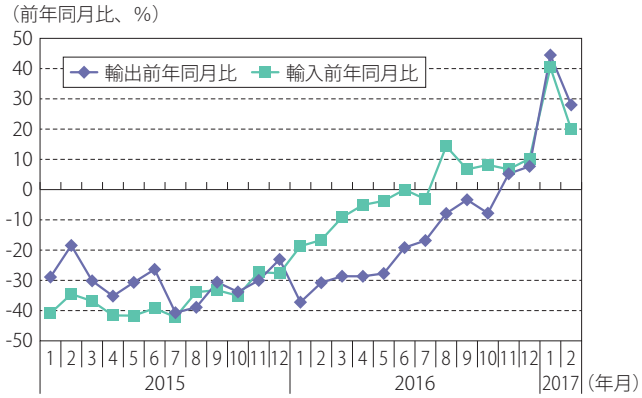

資料：Global Trade Atlas, CEICデータベースから経済産業省作成。

しかし、ウクライナ問題に加え、シリア情勢も重なりロシアと欧米諸国の関係の改善の兆しがみられないこともあり、注視が必要である。また、ロシアの輸出の（47.1%）（2016年時点）を占める石油天然ガス関連の輸出額が減少している。しかしながら、油価の下落に歯止めがかかったことにより、減少傾向に歯止めがかかる可能性もある（第Ⅰ-4-3-1-7図）。

第Ⅰ-4-3-1-7図
ロシアの輸出に占める石油天然ガス関連比

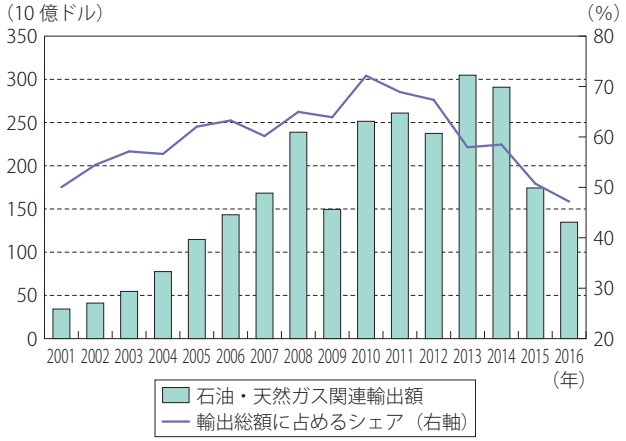

備考：石油・天然ガス関連輸出とはHSコード27類の輸出を指す。
資料：Global Trade Atlas Navigatorから経済産業省作成。

（2）個人消費

個人消費は2015年第1四半期に大きく落ち込み、第4四半期まで下降傾向が続いた。2016年第1四半期から、持ち直し傾向ではあるものの、個人消費は、2014年以前の水準には戻っていない（第Ⅰ-4-3-1-8図）。

第Ⅰ-4-3-1-8図　個人消費の推移

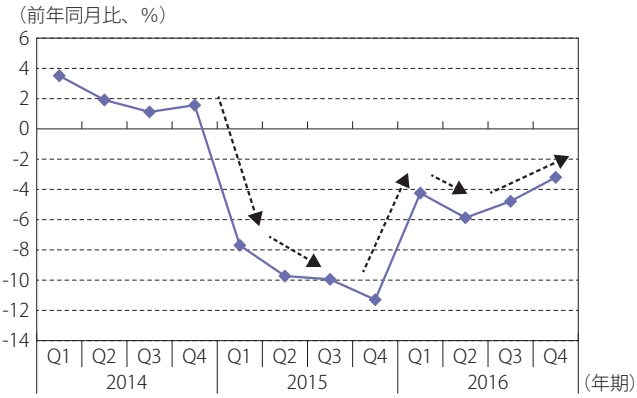

資料：CEICデータベースから経済産業省作成。

関連指標である名目賃金及び小売売上高の動向を見てみると、2015年第1四半期に個人消費が落ち込んだ際には、両者とも減少し、2015年5月には若干持ち直したものの2015年末にかけ減少基調であった。2016年1月から2月には両者とも持ち直しが見られたが、その後も大幅な回復には至っていない（第Ⅰ-4-3-1-9図）。

（3）自動車販売

前述のように、2016年第1四半期に、個人消費を取り巻く環境が改善するに伴い、小売売上高の伸びも大幅に改善した。小売売上高への影響が大きい自動車

第Ⅰ-4-3-1-9 図　小売売上高および名目賃金の推移

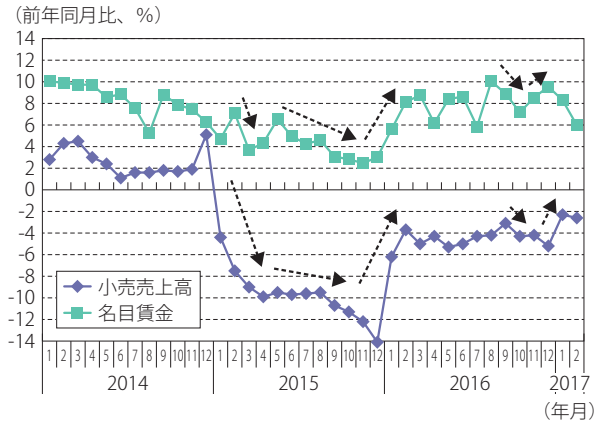

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-10 図
国内自動車販売数、伸び率の推移（月次）

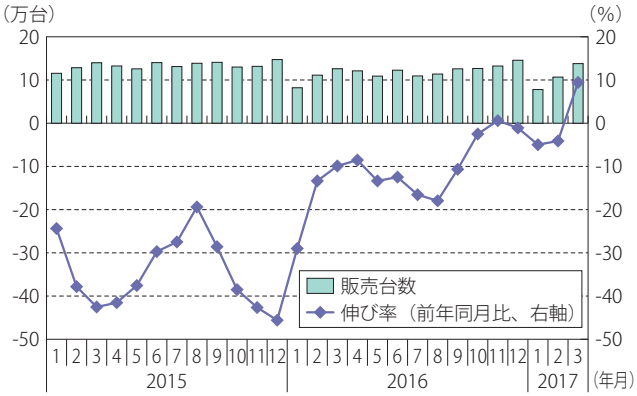

資料：マークラインズから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-11 図
国内自動車販売数、伸び率の推移（年次）

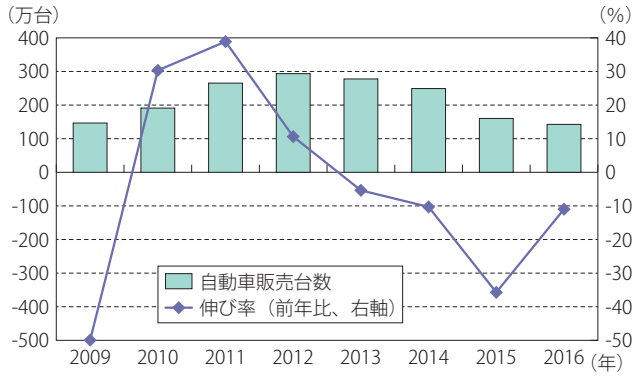

資料：マークラインズから経済産業省作成。

販売動向を見ると、(2) で示した個人消費の改善に呼応して 2016 年 1 月以降、自動車販売台数の減少幅が改善しており、2017 年 3 月には前年比 9.4%増となり、4 か月ぶりにプラスに転じた（第Ⅰ-4-3-1-10 図）。

また、2016 年通年のロシアの自動車販売台数は 142 万 5791 台となり、前年比 10%減となったものの、2015 年の前年比 35%減より減少幅が大幅に小さくなった（第Ⅰ-4-3-1-11 図）。

(4) 消費者物価指数と政策金利

2014 年後半以降は、資源安に伴いルーブルが下落したことで、輸入物価が上昇したため、一時は消費者物価が 17%程度まで上昇した。これに併せてロシア中央銀行は政策金利を 2014 年 12 月に 17%まで引き上げた。しかし 2015 年後半以降、消費者物価は下落に転じ、その後は 2016 年 1 月の 8%から 2017 年 3 月の 4%程度まで徐々に低下している。その後ロシア中央銀行は、政策金利を 10%まで徐々に引下げたが、2017 年 3 月にも景気に配慮し、0.25%利下げを実施したため、政策金利は 9.75%となった。その後、4 月の政策金利は据え置かれたものの、5 月には政策金利は 0.5%引き下げられ、9.25%となった（第Ⅰ-4-3-1-12 図）。

第Ⅰ-4-3-1-12 図
ロシアの政策金利と消費者物価指数の推移

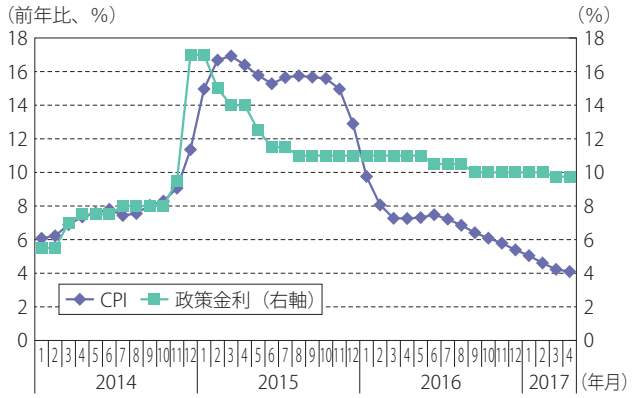

資料：Thomson Reuters EIKON、CEIC から経済産業省作成。

(5) 金融市場動向

原油価格の低迷等により、ルーブルは 2015 年 6 月以降、2016 年 1 月まで最大約 35%下落した。これは、ブラジル等の新興諸国と比べても高水準なものであった。しかし、その後は緩やかな上昇に転じ、2017 年に入っても上昇傾向で推移している。株価についても、おおむね右肩上がりで推移している（第Ⅰ-4-3-1-13 図、第Ⅰ-4-3-1-14 図）。

CDS で見ても 2015 年 8 月には中国やインドと比較しても金融市場のリスクは高かったが、その後は、緩やかな下降傾向にあり、特に 2016 年 11 月以降は警戒水域とされる 200 の水準以下に低下し、金融市場のリスクは、足下は軽減する傾向が見られる（第Ⅰ-4-3-1-15 図）。

第Ⅰ-4-3-1-13 図　為替レート（対 USD）推移

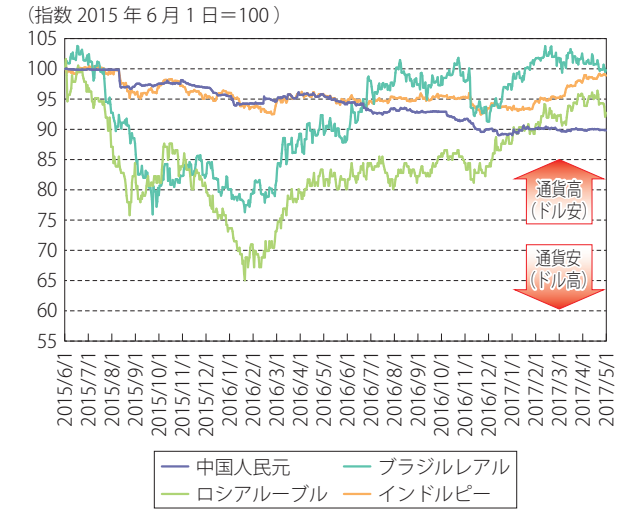

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-14 図　新興国の株価指数推移

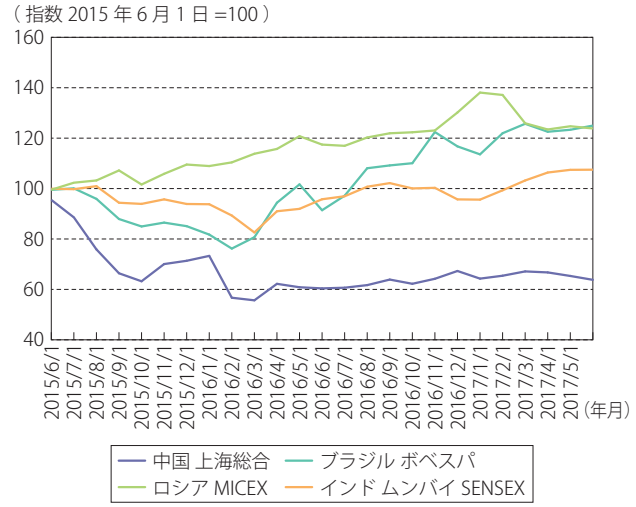

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-15 図　新興国の CDS（5 年物）の推移

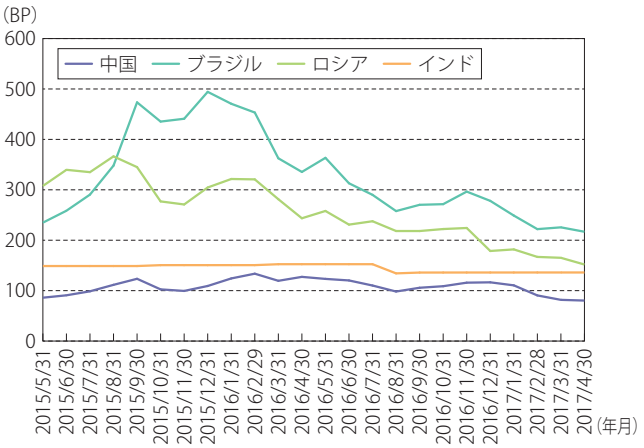

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

また、外貨準備は、対 GDP 比で見ても 2014 年の 18.5％から 2016 年の 29.2％まで改善が進んでおり、2016 年には新興諸国の中でも最も高い水準となった（第Ⅰ-4-3-1-16 図）。また、ロシアの PMI については、足下は低下しているものの、おおむね上昇傾向にあり、主にサービス業が牽引しており、新興諸国の中でも堅調に推移している（第Ⅰ-4-3-1-17 図、第Ⅰ-4-3-1-18 図）。

第Ⅰ-4-3-1-16 図
新興国の外貨準備（対 GDP 比）の推移

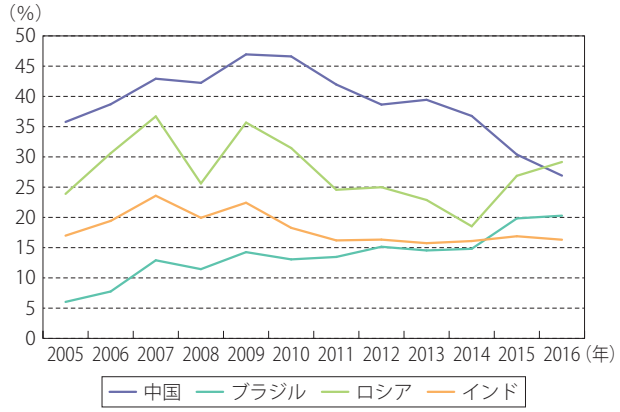

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-17 図　ロシアの PMI の推移

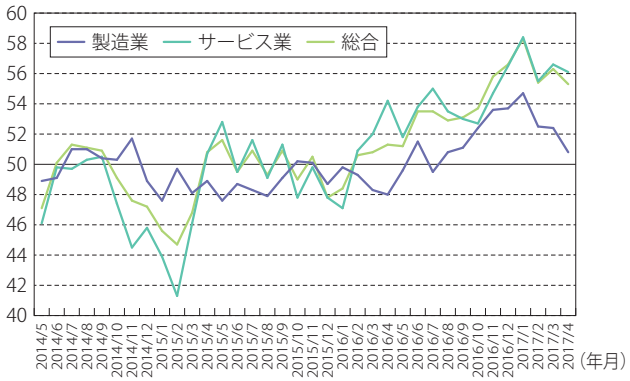

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-3-1-18 図　新興国の PMI（総合）の推移

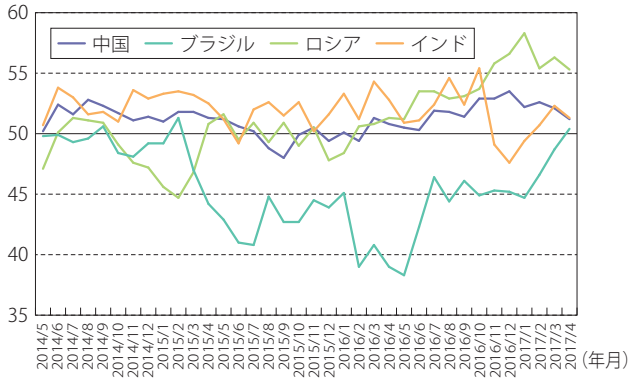

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

トランプ大統領が選出されたことに伴い、米ロ関係の改善が見込まれていたが、サイバー攻撃疑惑やシリア情勢の不安定化により、現段階では関係改善には至っていない。ロシアの金融市場は今後も注視が必要である。

2. 今後注意すべきリスク

ここまで概観したように、輸出や個人消費の低迷により、2016年のロシアの経済成長率はマイナスであったものの、2017年以降は、原油価格の持ち直しを背景として輸出の拡大と個人消費の増加によりプラス成長になることが見込まれる。但し、今後、財政・金融政策が引締め傾向で推移した場合には、その回復ペースは緩やかになる可能性がある。

また、ウクライナ問題やシリア情勢を巡り、欧米諸国との関係改善の兆しが見えず、制裁の解除については不透明である。また原油価格の動向も今後、減産合意や米国シェールガス生産の動向にも左右されるため、引き続き上昇基調で推移するかどうかは、現時点でははっきりしない。このため、今後ともロシア経済は、地政学リスクや原油価格動向によって左右される点に注意が必要である。

第４節　中東

1. 中東の経済概略

まず、最初に中東の主要国について、近年の経済動向を見ていく。その後、サウジアラビアとトルコについて、より詳細にその動向を述べていく。

(1) 実質 GDP 成長率及び１人当たり名目 GDP の推移

2010 年代前半まで比較的成長率が高かったサウジアラビア、UAE、トルコは足下成長率が減速する傾向にある。一方で、2012 年以降成長率が悪化していたイランは 2016 年は高い成長率に回復し、長らく 2～3％程度の成長で推移していたエジプトは 2015 年以降 4％超の成長率に回復している（第Ⅰ-4-4-1-1 図）。

また、１人当たりの名目 GDP は、原油価格の下落等により 2014 年を境に低下する傾向にある（第Ⅰ-4-4-1-2 図）。

(2) 経常収支及び外貨準備の GDP 比の推移

経常収支 GDP 比については、サウジアラビアや UAE がかつては GDP 比で 20％を超える経常収支黒字であったが、足下ではこれが大きく低下し、サウジアラビアについては対 GDP 比 5％程度の赤字に、UAE は同 5％程度の黒字となっている。一方、イラ

第Ⅰ-4-4-1-1 図
中東主要国の実質 GDP 成長率の推移

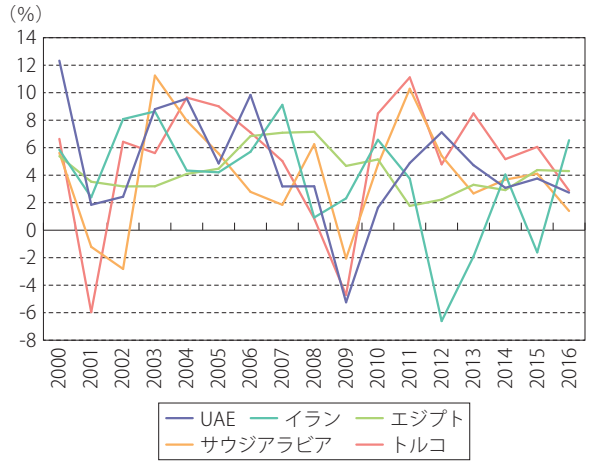

資料：IMF WEO Database April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-1-2 図
中東主要国の一人当たり GDP の推移

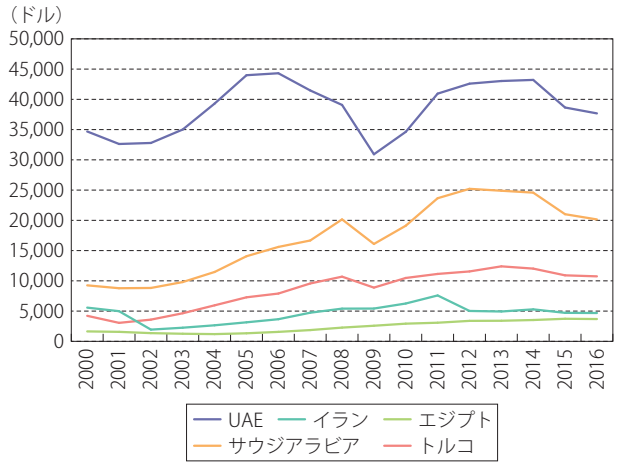

資料：IMF WEO Database April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-1-3 図
中東主要国の経常収支 GDP 比の推移

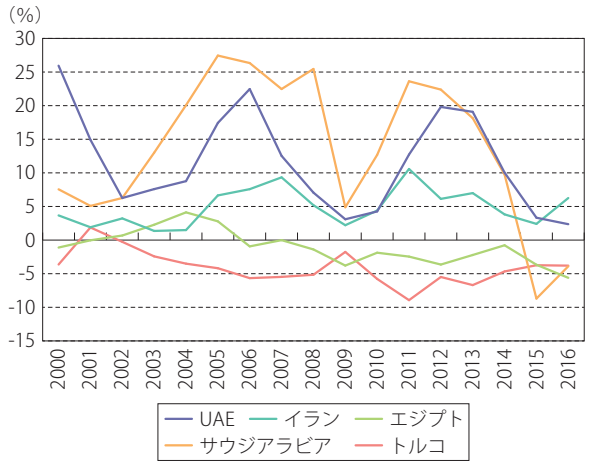

資料：IMF WEO Database April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-1-4 図
中東主要国の外貨準備（対 GDP 比）の推移

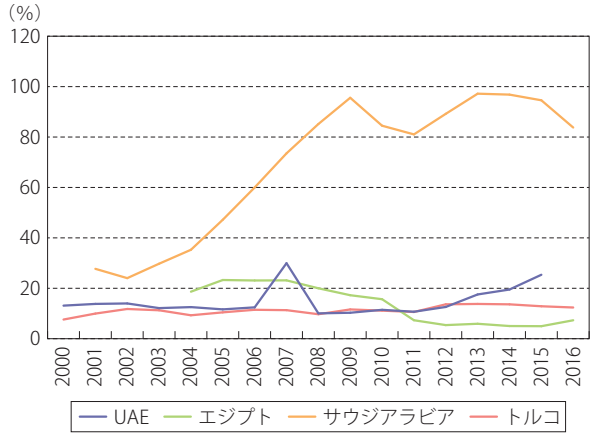

資料：CEIC, IMF WEO Database April 2017 から経済産業省作成。

ンは、2011年以降対GDP比で黒字額が減少傾向だったが、足下では拡大に転じている（第Ⅰ-4-4-1-3図）。

外貨準備については、対GDP比でサウジアラビアが足下低下傾向であり、トルコとエジプトが低い水準で推移している（第Ⅰ-4-4-1-4図）。

（3）国債CDSの推移

各国国債のCDSの推移を見ると、エジプトが中東域内では常に最も高い水準で推移していたが、足下では300bp付近まで低下してきた。一方、トルコは国内政治情勢の悪化に伴い、2015年以降250bp以上の高い水準で推移している。また、サウジアラビアについても2015年以降の資源価格の弱含み等を反映して、高い水準で推移しているが、足下は資源価格の回復を反映して、低下傾向で100bp付近を推移している（第Ⅰ-4-4-1-5図）。

第Ⅰ-4-4-1-5図　中東主要国のCDSの推移

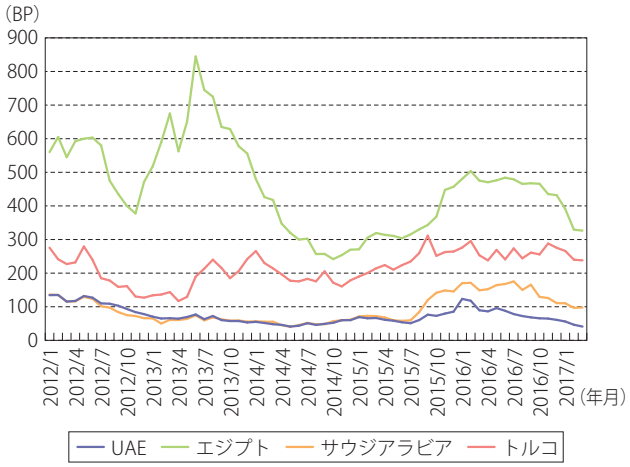

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

2. トルコ

（1）トルコ経済の動向

① GDP

実質GDPと需要項目別寄与度の推移（第Ⅰ-4-4-2-1図）について、2012年から2016年にかけて年率平均5.5%と世界的に見ても高い実質成長率が、長期的に継続している。実質GDP成長率の伸びに、個人消費を中心に、企業の設備投資による固定資本形成が大きく貢献している。これまで内需の拡大、国内経済の引き締め、最大貿易相手であるEU圏の回復による輸出牽引型の緩やかな成長を実現した。2016年第3四半期は純輸出の落ち込みにより前期比-1.3%だったが第4四半期では個人消費の伸びの回復と純輸出の赤字幅が縮小し、3.5%と引き続き高い数値を記録した。大統領信任による安定した政権、欧州諸国と比較しても良好な財政水準、国民の平均年齢が若く豊富な労働力、健全な銀行セクターといった強みを有する一方、経常赤字解消のためのエネルギーの海外依存の低下、産業の高付加価値化、国内の低貯蓄率等の課題がある。

2016年は後半トルコリラの下落が大きな打撃を与えたものの、中央銀行の利上げや原油価格が比較的低いレンジを推移したため、深刻な事態に陥ることはなく、現在回復基調にあり、徐々に持ち直しつつある。

第Ⅰ-4-4-2-1図
実質GDPと需要項目別寄与度の推移

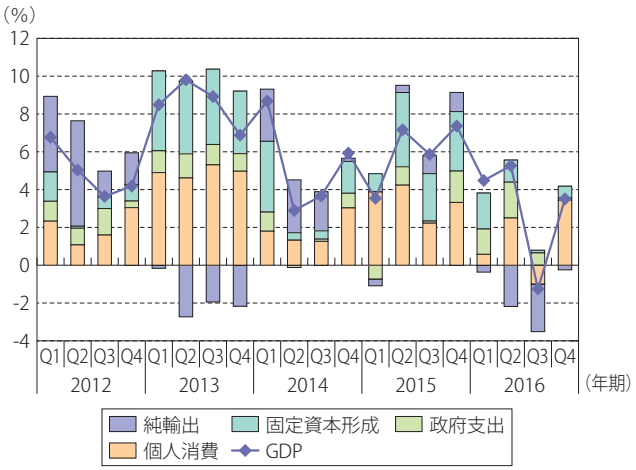

資料：トルコ統計局、CEIC Databaseから経済産業省作成。

② CPI

トルコの消費者物価指数（CPI）（前年比）の推移（第Ⅰ-4-4-2-2図）のとおり、2011年6.5%、2012年には8.9%と前年比+2.4%と大きく上昇したものの、2013年には7.5%に下降するなど、2011年から2015年には上下を繰り返していたが、2015、2016年には連続して漸増し、7.7%（2015年）から1%上昇した。トルコは天然ガス等の資源輸入国であり、CPIは資源（原油）価格の影響を受ける。近年原油価格は下落傾向にありトルコはその恩恵を受けているところだが、貿易収支において恒常的に輸入超過にあるため、トルコリラが下落するとその赤字分が膨らむ。2016年はトルコリラが大きく下落したため、輸入超過が拡大した。

第Ⅰ-4-4-2-2 図
トルコの消費者物価指数（前年比）の推移

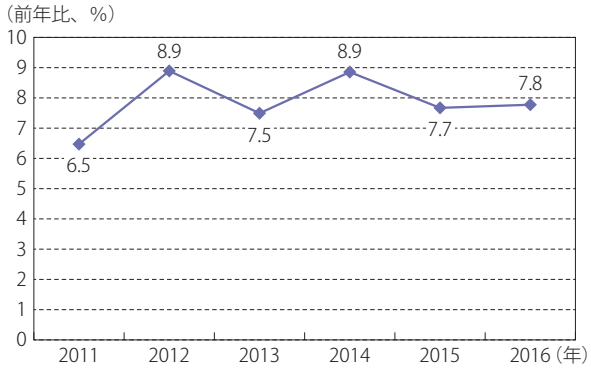

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

なお、いずれの年もインフレターゲットの 5%を大幅に超えている。（2015 年 1 月よりトルコ中央銀行（TCMB）はインフレターゲットを 5%とし、± 2%を許容範囲としているところ。）

③ 経常収支

トルコの経常収支推移について、サービス収支が黒字、貿易収支が赤字であることがトルコの経常収支推移によりわかる。2012～2016 年にかけて経常収支は継続してマイナスであり、平均 440 億ドルの赤字となっている（第Ⅰ-4-4-2-3 図）。経常収支の対名目 GDP 比は平均マイナス 5.6%となっている。貿易収支は恒常的に輸入超過により赤字である、トルコ独自の経済構造によるものだ。

第Ⅰ-4-4-2-3 図　トルコの経常収支推移

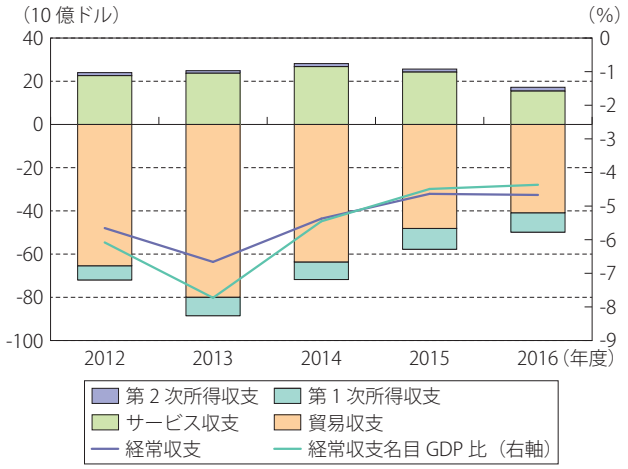

資料：トルコ中央銀行、CEIC Database から経済産業省作成。

a. サービス収支を牽引する観光収入

サービス収支受取のほとんどは観光収入によるものだ。国営航空会社でトルコのフラッグキャリアであるターキッシュ・エアラインズがイスタンブールを拠点に欧州のほぼ全ての都市（就航国は 105ヵ国で世界最多（2014））を網羅して運航し（第 4 図国際観光客到着数ランキング（UNWTO 2016 年）より、トルコはフランス、米国、スペイン等観光大国に次いで、世界第 6 位である。）トルコの観光収入の多くを占める（第Ⅰ-4-4-2-4 表）。

第Ⅰ-4-4-2-4 表　国際観光客到着数ランキング

ランク	国際観光客到着数 2015（単位：100 万人）	国際観光客到着数 前年比率伸び率（%）
1　フランス	84.5	0.9
2　米国	77.5	3.3
3　スペイン	68.2	5.0
4　中国	56.9	2.3
5　イタリア	50.7	4.4
6　トルコ	39.5	-0.8
7　ドイツ	35.0	6.0
8　英国	34.4	5.6
9　メキシコ	32.1	9.4
10 ロシア連邦	31.3	5.0

資料：国連世界観光機関（UNWTO）から経済産業省作成。

トルコは 2023 年に建国 100 周年を迎えるに当たって様々な目標を掲げ、アジアと欧州を結ぶ地政学的に重要な要衝に位置している利点を活かしトルコ共和国建国 100 周年の 2023 年には世界で 5 番目の観光大国になることを目指している[200]。

④　財政収支

トルコ財政収支（歳入・歳出）と財政収支の対 GDP 比について、2008 年の世界金融危機の余波や、高成長ゆえの内需拡大により輸入が大幅に増加し、経常収支がマイナスに悪化したことが影響し、2010 年財政収支は、-380 億トルコリラと大幅な赤字だった（第Ⅰ-4-4-2-5 図）。政府は投機的な資本流入を抑制しつつ、経常赤字を縮小することをねらいとして、政策金利の引き上げと預金準備率の引き上げの組み合わせによる金融引き締めを実施し、2011 年には -78 億トルコリラと赤字額が大きく減少した。その後 2015 年まで -200 億トルコリラ付近を推移していたが、2016 年には前述の通り、トルコリラ下落等の影響により -420 億トルコリラと 2010 年と同程度の赤字幅に拡大した。

200 2023 年はトルコ共和国建国 100 周年にあたり、単独与党の公明発展党は 2023 年に向け、GDP の世界トップ 10 入りなどさまざまなプロジェクトに言及している。

第Ⅰ-4-4-2-5 図
トルコ財政収支（歳入・歳出）と財政収支の対 GDP 比

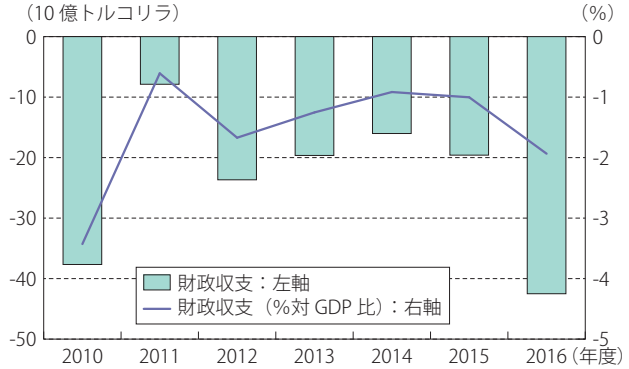

資料：IMF WEO Database, October 2016 から経済産業省作成。

（2）海外からの投資状況

トルコへの対内直接投資額の推移（フロー）（第Ⅰ-4-4-2-6 図）について、2005～2008 年まで対内直接投資額は各年 200 億ドル程度に達した。2009 年には世界金融危機の影響を受けて 86 億ドルにとどまったものの、その後は 2016 年まで 140 億ドル程度を推移している。

第Ⅰ-4-4-2-6 図
トルコへの対内直接投資額の推移（フロー）

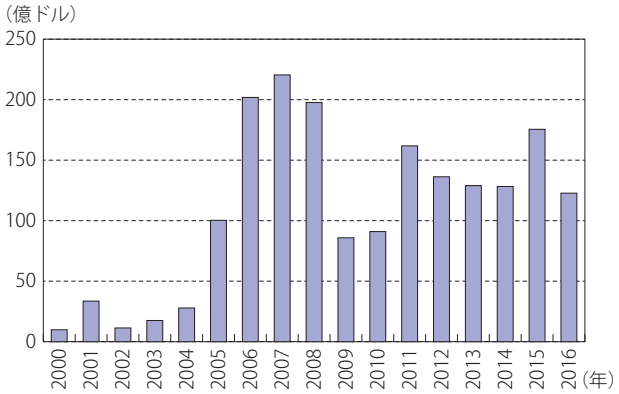

資料：トルコ経済省、CEIC Database から経済産業省作成。

トルコの海外資本が入っている企業数の推移（累計）（第Ⅰ-4-4-2-7 図）について、世界金融危機後の 2008～2009 年とトルコリラの上昇が進んだ 2012 年、国内経済拡大が鈍化した 2013 年を除き、2000 年以降、増加傾向だった。2016 年には昨年から 20 社減の 5,581 社だった。

国別のトルコの対内直接投資額割合について 2016 年は、欧州からはオランダ、イギリス、ドイツ、オーストリアが多く、他に中東諸国全体で 18％と全体の約 5 分の 1 を占めており、地理的に近い地域と経済的にも密接な関係があるといえる（第Ⅰ-4-4-2-8 図）。

第Ⅰ-4-4-2-7 図
海外資本が入っている企業数の推移（累計）

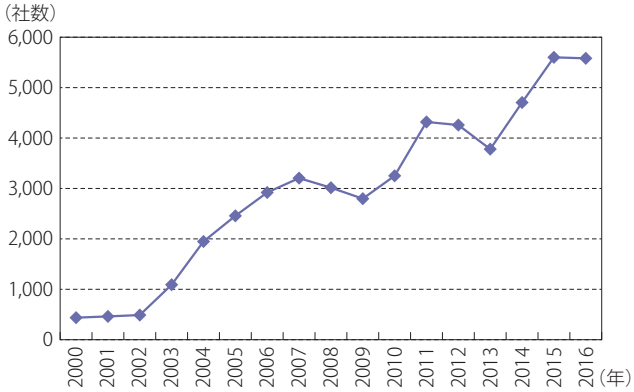

資料：トルコ経済省、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-2-8 図
国別トルコ対内直接投資額の割合（2016 年）

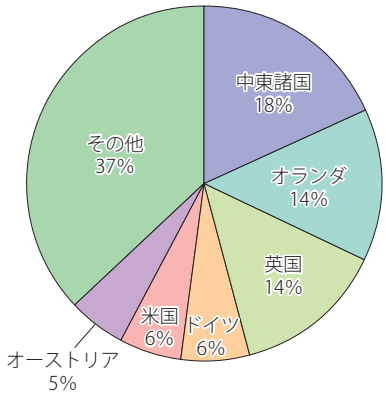

資料：トルコ経済省、CEIC Database から経済産業省作成。

日本からトルコへの対外直接投資額は 2013 年に 4.4 億ドルに達した後 2014 年に 2.6 億ドルに落ち込んだが、2015～2016 年は逓増している（第Ⅰ-4-4-2-9 図）。トルコに登記簿上登録している日本企業数も 2015 年には 200 社を超えた（第Ⅰ-4-4-2-10 表）。

2016 年 8 月、日本の大手建機会社がトルコ・イズミール市に駐在事務所を開設した。「トルコは農業 GDP において欧州で第 1 位、世界でも 7 位の農業大国であり、主力事業である農業機械の販売拡大が見込め、さらに現地での旺盛な建設需要がさかんな海上交易を背景に、小型建設機械・船舶用エンジンについても今後も安定した需要が期待でき、トルコは今後大きなビジネスチャンスが見込める有望国」と進出理由及び背景を述べている。また、2016 年 11 月には日本の大手食品会社が現地大手食品会社の全株式を取得した。その背景として、トルコの人口、30 歳以下の若年層が 50％を占める年齢構成比、安定した GDP 成長率の経済・社会基盤に加えて、経済発展に伴い、都市部での女性

第Ⅰ-4-4-2-9 図　日本からトルコへの直接投資額

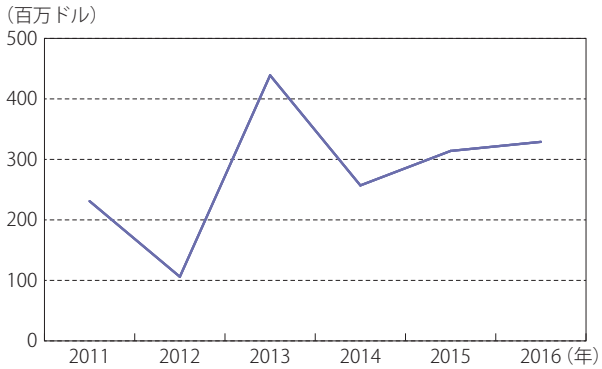

資料：トルコ中央銀行から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-2-10 表
トルコに進出している日本企業数（登記ベース）[201]

年	登記している日本企業数
2011	148
2012	158
2013	174
2014	—
2015	205
2016	216

資料：トルコ経済省から経済産業省作成。

の社会進出が拡がっており、簡便性の高い調味料・加工食品のニーズが拡大していると述べている。

トルコは、人口が 7,867 万人（2015 年時点）と中東や北アフリカの周辺国と比較して多く、かつ従属人口（人口統計で、14 歳までの年少人口と 65 歳以上老年人口を合計した人口。従属人口以外の人口は生産年齢人口という。）比率が 49.7％と小さい（第Ⅰ-4-4-2-11 表、第Ⅰ-4-4-2-12 表）。また、欧州、アフリカに近接する地理的特性という点で、輸出拠点や生産拠点となるポテンシャルを有する。中央アジア・コーカサスや中東地域から欧州へのエネルギー（石油・天然ガス）輸送の要衝として地政学的に重要といえる。これまでのトルコの経済成長、マーケットとしての利点（人口が多く、若年層世代の厚みがある）（第Ⅰ-4-4-2-11 表、第Ⅰ-4-4-2-12 表）、中東、欧州、北アフリカへの輸出拠点として有望なことを踏まえ、長期的観点で日本

第Ⅰ-4-4-2-11 表　トルコ及び周辺国の人口推移

（単位：万人）

	2000	2015	2030	（2015-2030 年の増加）
エジプト	6,833	9,151	11,710	2,559
トルコ	6,324	7,867	8,772	905
UAE	305	916	1,098	182
サウジアラビア	2,139	3,154	3,913	759
中東 20ヵ国	37,743	50,149	61,649	11,500
世界	612,662	734,947	850,077	115,130

資料：World Population Prospects: The 2015 Revision、JETRO から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-2-12 表　トルコと周辺国の従属人口の比較

	従属人口（%）		従属人口比率	従属人口（%）		従属人口比率
	15 歳未満	65 歳以上		15 歳未満	65 歳以上	
	エジプト			トルコ		
2000	36.3	5.1	70.7	30.7	6.0	58
2015	33.2	5.2	62.3	25.7	7.5	49.7
	UAE			サウジアラビア		
2030	29.6	6.7	57.1	20.5	12.1	48.4
2000	25.5	1.1	36.2	25.5	2.9	67.2
2015	13.9	1.1	17.8	13.9	2.9	45.9
2030	12.4	6.3	22.9	12.4	6.7	41.5

備考：従属人口比率＝$\frac{(15\text{ 歳未満人口}+65\text{ 歳以上人口})}{(15\sim64\text{ 歳人口})}\times 100$

資料：World Population Prospects: The 2015 Revision、JETRO から経済産業省作成。

201 2014 年は該当データなし。

企業の投資は2016年以降も冷静な判断と慎重を期しつつ、継続しているのは着目に値する。

(3) 今後注意すべきリスク

【クーデター未遂の影響と今後の経済見通し】

2016年7月15日にトルコ軍の一部がクーデターをおこしたが、数日で政府の鎮圧により収束した。国民の政権支持の姿勢は早期の事態収拾につながり、大統領に対する国民の支持の高さが改めて示された。

クーデターによる直後の影響は、為替市場は大きく反応し、一時対米ドル3.05リラをつけるなど4.5%下落した。トルコ2年国債で0.3%、10年国債で0.6%程度金利が上昇した。金融政策決定会合ではコリドー上限金利の引き下げが行われた。金融市場ではリラ相場が一時的に大幅下落したが、早期の事態解決に加え中銀による市場安定化策を受け、徐々に落ち着きを取り戻した。なお、格付け会社S&Pは、トルコ外貨建長期債務格付けを「BB+」から「BB」へ引き下げる一方、自国通貨建長期債務格付けを「BBB-」から「BB+」へ引き上げた。

今後の経済見通しについては、足下の景気は移民流入などを背景に個人消費を中心とする内需が景気をけん引している。企業の設備投資意欲は後退するなか、今回のクーデター未遂やテロなどの治安悪化は海外からの直接投資を抑制へと促した。2017年4月には、大統領権限を拡大する憲法改正の是非を問う国民投票が行われ賛成票が上回り、国民のエルドアン大統領への信任と政権の安定を示す結果となった。憲法改正案では、首相職を廃止し現行の議院内閣制は大統領が国家元首と行政の長を兼任し、大統領に非常事態宣言の発令権や閣僚の任免権、予算策定の権限などを与える。改憲により、次の大統領選は2019年となり、エルドアン大統領は2029年まで大統領職にとどまることが可能になる。

原油などエネルギーは大部分を輸入に依存しており、為替レート値下げによる貿易赤字の拡大やインフレ率が徐々に上昇している。

当初2017年の成長見通しをIMFは3.8%に上方修正、世界銀行は3.5%と予測していたが、今後引き下げの可能性がある。

トルコには3つの政策金利がある。トルコ中央銀行は、主要政策金利の1週間レポ金利挟み、翌日物貸出金利（上限金利に相当）、翌日物借入金利（下限金利に相当）という「3つの政策金利」によるコリドー（金利レンジ）を形成して、市場金利を誘導するやや複雑な金融政策としている。将来的には金利の一本化を目指している。

2014年1月にはトルコ中央銀行は緊急開催した金融政策会合において、政策金利の大幅な引き上げ（4.5%→10.0%）を決定した。トルコ中央銀行が、このような大胆な政策金利引き上げに踏み切った直接的な原因は、アメリカの量的金融緩和政策の縮小や中国経済の減速による、新興国からの資本流出を懸念しリスク回避目的の、新興国通貨の急落である。アルゼンチンペソ、ブラジルレアルと同様にトルコリラも対米ドルで下落が続き、通貨下落の歯止めのため急激な引き上げを行った。

2016年11月には、トルコリラ安による影響に加え、インフレ抑制を目的として3つの中でも特に重要である1週間レポ金利を7.5%から8%に利上げした。2年10か月ぶりの利上げであり、金融政策会合後の声明文でトルコ中央銀行は「同国経済に底打ちの兆候が出

第Ⅰ-4-4-2-13図
トルコ政府総債務残高（対GDP比）

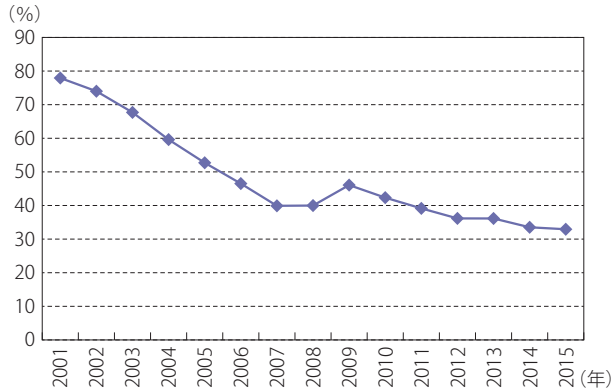

資料：IMF WEO Database, October 2016から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-2-14図
トルコリラ為替レート（対USD）推移（直近）

資料：Thomson Reuters EIKONから経済産業省作成。

る中、インフレ率も頭打ちしつつあるものの、足許の急激なリラ安はインフレ上振れ要因となる」とし、金融引き締めを通じたインフレ期待の沈静化が必要との認識を示した。

第Ⅰ-4-4-2-15 図　トルコの政策金利の推移

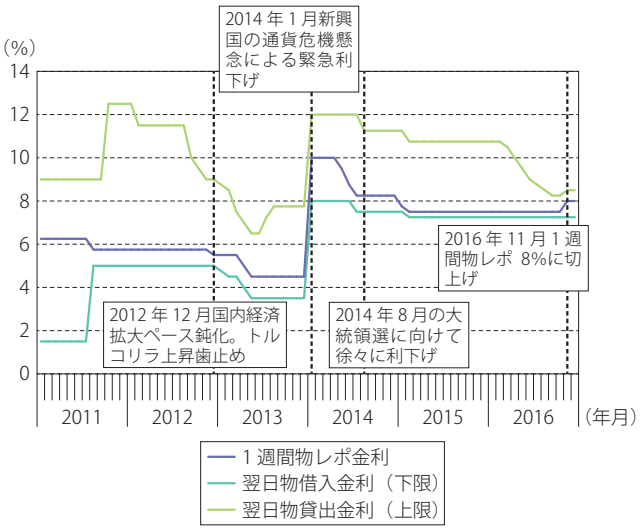

資料：トルコ中央銀行、Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

3. サウジアラビア

(1) マクロ経済動向

GDP 成長率は世界経済危機（2008 年）の影響より 2009 年には大きく落ち込んだ（-2.1%減）ものの、その後 2011 年まで漸増し 10.3%に達した。主に輸出と資本形成が成長率に大きく寄与している。これは 2009 年には世界的な経済悪化により一時原油需要が低下したこと、2010～2011 年には原油価格が 1 バレル 100 ドル付近を推移するなど、原油価格の高騰が背景にある。2012 年以降は原油価格が下落したため輸出の寄与度は減少し、2014 年にはマイナスに達した（-0.9%）。代わって、政府消費、個人消費が成長率に大きく貢献していることが第Ⅰ-4-4-3-1 図よりわかる。

消費者物価指数（CPI）について、サウジアラビア総合統計庁（旧中央統計局）が発表した 2016 年 1 月の消費者物価指数（CPI）は、前年同月比 4.3%上昇し、過去 5 年間で最大の伸び率となった。当地の大手投資銀行ジャドワ・インベストメントは、2015 年末から実施されたエネルギー価格値上げの影響と分析している。物価の大幅な上昇は、中所得層への負の影響が大きいと警告する経済学者もいる。

貿易収支について、2011 年の輸出額は 1.37 兆リヤル（以下リヤル）、輸入額は 4,934 億リヤルだったが、2015 年には輸出額は 7,633 億リヤルに減り、一方輸入は 6,550 億リヤルまで増加した。原油価格の下落が影響しており、貿易収支黒字分が縮小傾向だったことがわかる。

第Ⅰ-4-4-3-1 図
サウジアラビアの GDP 成長率及び産業別寄与度の推移

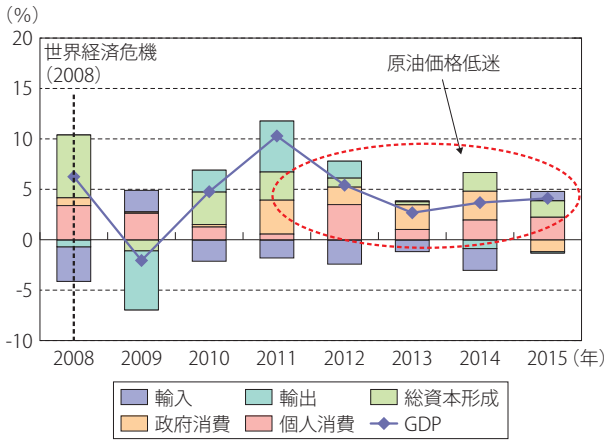

資料：サウジアラビア経済計画省、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-3-2 図
サウジアラビアの消費者物価指数（CPI）推移
（前年同月比）

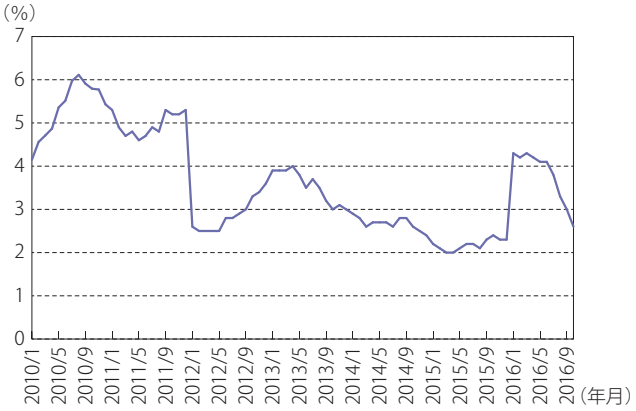

資料：サウジアラビア総合統計庁、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-3-3図　サウジアラビアの貿易収支推移

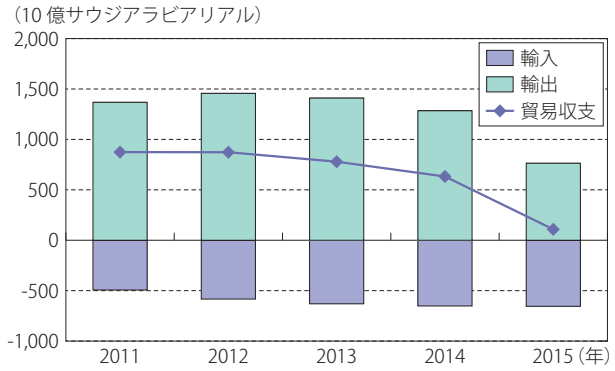

資料：サウジアラビア総合統計庁、CEIC Database から経済産業省作成。

経常収支については、2010年667億51百万USドルだったが増加が続き、2012年には1,647億64百万USドルと約2.5倍に倍増した。その後黒字は徐々に減り、2015年には534億78百万USドルの赤字となり、大幅な収支悪化となった（第Ⅰ-4-4-3-4図）。

政策金利については、サウジアラビアではドルペッグ制[202]を採用しており、2010年以降、政策金利も一定である。

第Ⅰ-4-4-3-4図　サウジアラビアの経常収支推移

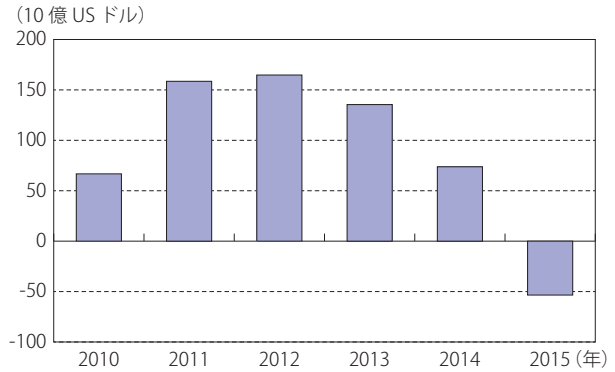

資料：サウジアラビア貨幣庁、CEIC Database から経済産業省作成。

(2) 油価下落による財政収支への影響

財政収支のうち、歳入は2009年以降漸増し、2012年にはピークの1兆4,400億リヤルに達したもののその後逓減し、2015年には6,150億リヤルまで減少した。歳出は2009年5,960億リヤルから2014年の1兆1,090億リヤルをピークに増加傾向だったが、2015年にはやや縮小し、9,780億リヤルに微減した。

WTI原油価格は2008年2月に1バレル100USドル超えの高止まり、その年の6月には140USドルに達した。しかし、世界経済危機が起きた10月には60ドル台にまで下落した。その後2009年は40～70ドルを推移した。2009年の平均は1バレル当たり63.9USドルだった。上下を繰り返した後2015年11月には40ドル台にまで下落。2015年の平均は49.3USドルで2009年時と比較すると14.6USドルもの差がある。

第Ⅰ-4-4-3-5図
サウジアラビアの財政収支と名目GDP比の推移

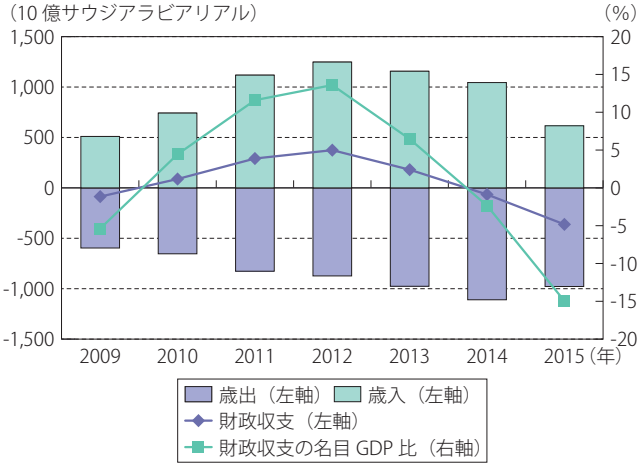

資料：サウジアラビア財務省、CEIC Database から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-3-6図　2006-2015年の原油価格推移

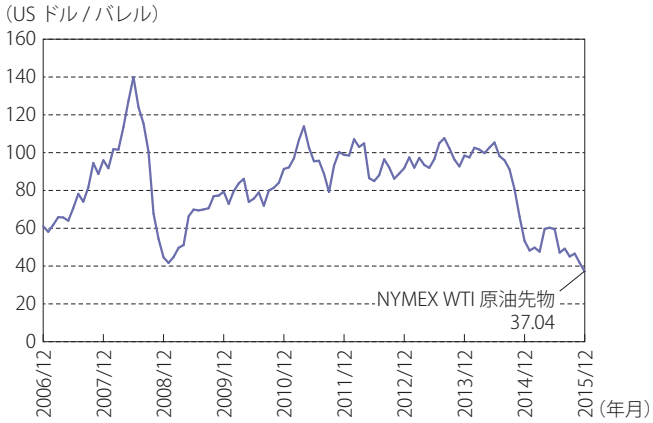

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

石油依存脱却を目指す国家目標「サウジアラビア・ビジョン2030」[203]を2016年4月に発表し、非石油部門の収入増のための政策を立案している中での予算編成となり、歳入は6,920億リヤル（約20兆7,600億円、1リヤル＝約30円）で2016年度実績（推計値）に比べ31.1％増加した。一方、歳出は8,900億リヤルで前年度実績を7.9％上回った。歳出額は2015年度を上回

202 ドルペッグ制とは、ある国の政府や中央銀行などが金利調節や為替介入を行い、自国の通貨とアメリカドルの為替レートを一定割合に保つ、自国通貨と米ドルとの固定相場制を図る政策である。サウジアラビアやUAEは自国の金利をアメリカの金利と連動させることで為替レートの大幅な変動を回避できる。

203 2030年までの経済改革計画で石油依存型経済から脱却し、投資収益に基づく国家の建設を目的に投資や観光、製造業や物流の整備育成など経済の多角化がビジョンとして掲げられている。

り過去最大になっている。内訳では、石油収入 4,800 億リヤル（45.9％増）、非石油収入 2,120 億リヤル（6.5％増）を見込んでいる。OPEC 加盟国の原油減産合意を受けて、2017 年度は原油価格上昇による歳入増と非石油部門の増収に期待している。

財政赤字分の 1,980 億リヤルは GDP の 7.7％に相当するが、国債発行や外貨準備高の取り崩しによって補うとしている。なお、歳出には「国家改革計画（NTP）2020」[204] のための 420 億リヤルも含まれている。（第Ⅰ-4-4-3-7 表）

第Ⅰ-4-4-3-7 表　2016～2017 年度の歳出入

（単位：10 億リヤル）

	2016 年度		2017 年度
	予算	実績（推計値）	予算
歳入	514	528	692
石油	—	329	480
非石油	—	199	212
歳出	840	825	890
教育	207	206	200
軍事	179	205	191
保健・社会福祉	125	101	120
公共プログラム	96	84	108
防衛と地方行政	102	101	97
インフラ・交通	31	38	52
地方自治体サービス	35	25	48
経済関係（公共事業を含む）	27	38	47
公共政策	28	27	27

備考：歳出の 2016 年度実績は前年度の未払い分（1050 億リヤル）も含めると 9300 億リヤル。
資料：サウジアラビア財務省、JETRO などから経済産業省作成。

【教育、軍事、保健・社会福祉が歳出の柱】

歳出の内訳は第Ⅰ-4-4-3-8 図のとおりで、政策の柱となる教育、軍事、保健・社会福祉にそれぞれ 23％、21％、14％が割り当てられている。

【2016 年後半以降原油価格は上昇基調】

2016 年～2017 年上期の原油価格推移（第Ⅰ-4-4-3-9 図）について、2016 年 11 月の OPEC と非加盟国の協調減産合意後は上昇基調で世界的な原油先物価格の指標となる WTI 価格は 50 ドル付近を推移している。

（3）今後注意すべきリスク

① 原油価格の動向

サウジアラビアの輸出額の 8 割が原油である。多くの識者は 2017 年の動向について、40 ドルを割る下落はなく、徐々に上昇基調となると見ているが、世界的な原油供給過剰の恐れが全くないとは言い切れない。1 バレル 50 ドル台以上であればシェール生産が今後も増える可能性が大きい（第Ⅰ-4-4-3-10 図）。また、今後も OPEC と非加盟国の産油量調整の協調をサウジアラビアなどがまとめられるかが鍵となる。

輸出の大部分が鉱物資源燃料のため、ひとたび資源価格が下落すると経済も悪化しやすい傾向がある。鉱物資源燃料に依存した経済構造からの脱却とともに、自国内での石油精製設備に加えて石油産業以外の製造業の発展やインフラ整備など、自国産業の育成・多角化を外国資本企業等の協力を得ながら促進させることが課題である。

第Ⅰ-4-4-3-8 図　2017 年度予算の歳出内訳

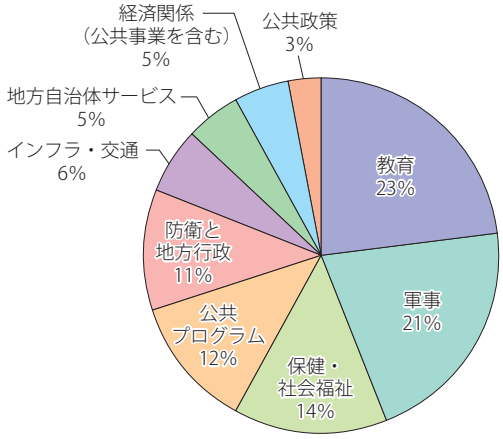

資料：サウジアラビア財務省、JETRO などから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-4-3-9 図
2016 年～2017 年上期の原油価格推移

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

204 ビジョン 2030 を実現するために、2020 年までに達成すべき目標を具体的に提示しており、具体的には、「非石油収入を 5300 億リヤルに増やす」「公務員の給与総額を 4800 億リヤルから 4560 億リヤルに削減する」「GDP に対する公的債務割合を 7.7％から 30％に増やす」などが盛り込まれている。

第Ⅰ-4-4-3-10 図　米国原油リグ数の増加

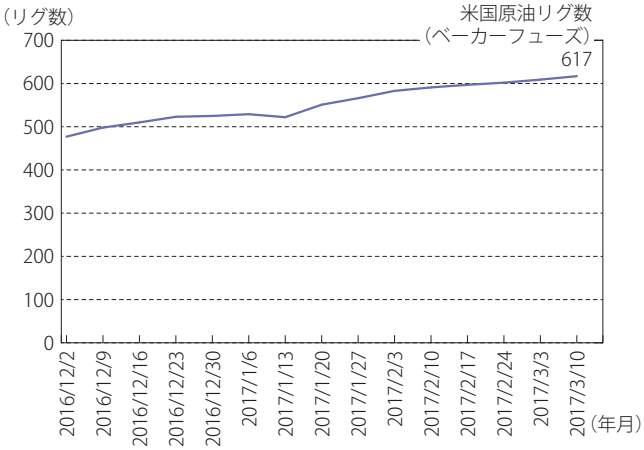

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

② 財政再建改革による現地企業への影響

政府は予算と同時に発表した「財政均衡プログラム」（財政再建のための具体的な計画）で、1 年前に 2016 年度予算とともに発表したガソリンなどエネルギーの国内価格値上げ（政府補助金の削減）を引き続き実施する方針を示すとともに、非石油部門の増収を目指す以下のような政策を挙げている。既に導入済みの政策としては、「ビザ代値上げ」「地方自治体のサービス料金値上げ」「エネルギー・水道価格の改定（フェーズ 1）」「公務員の給与改定（削減）」がある。さらに、今後 2020 年までに導入する政策として、「エネルギー価格の再改定」「外国人への課税強化」「付加価値税（VAT）の導入」などを挙げている。このように各種補助金の合理化と合わせ、歳入の多様化を進めている。

2016 年 1 月に実施したガソリンなどへの補助金削減に際しては、小売価格や水道料金の値上げなどにより、1～6 月の消費者物価上昇率が前年同期比 4％超となるなど、国民への負担が大きかった。今後もエネルギー関連の補助金削減は財政の健全化には欠かせないとしているが、所得の低い国民に対しては相対的に負担を軽減するため手当を支給する方針だ。

政府は国民支援を強化する一方、外国人には一層負担を求める方針だ。しかし、これは海外からの投資を呼び込み、民営化の促進や民間部門の活性化を図ろうとする政策と相反するともみられ、今後どのような影響が出るのか注視が必要だ。

第５節　アフリカ

1. アフリカの経済概略

アフリカは世界最後のフロンティア市場と呼ばれ、多くの国が投資先として注目している。他方で、格差問題などの課題もあり、リスクを抱えている地域である。ここでは、まずアフリカ地域全体に関して概要を述べ、その後に、資源価格下落によって近年リスクが高まっているナイジェリアと TICAD Ⅵが開催され堅調な経済成長を続けているケニアについて述べていく。

アフリカでは多くの国が高い GDP 成長率を維持しており、特にエチオピアにおいては新興国の中でも高い10％近い水準の成長率を維持している（第Ⅰ-4-5-1-1図）。また、一人当たり GDP も上昇傾向にある。近年は資源価格の下落等によって、南アフリカやナイジェリア等の資源依存国では成長率が低下しているものの、それ以外のケニアやエチオピア等では依然として高水準の GDP 成長率を維持している（第Ⅰ-4-5-1-2図）。

他方で経済格差の問題を抱えており、アフリカの多くの国ではジニ係数が高止まりしている状況である。特に南アフリカでは 1993 年のジニ係数は 0.59 であったが、2013 年では 0.63 まで上がっており、格差は悪化傾向である。ジニ係数の社会騒乱多発の警戒ラインは 0.4 であるとされているため、社会及び経済の安定性が懸念要素として挙げられる（第Ⅰ-4-5-1-3図）。

また、南アフリカ、ナイジェリアをはじめとしてアフリカの多くの国では資源輸出に依存しているため、資源価格の下落によって、財政収支が悪化する傾向がある。特にナイジェリアは近年の資源価格下落によって急速に財政収支が赤字方向に拡大しており注視が必要である（第Ⅰ-4-5-1-4）。

第Ⅰ-4-5-1-1図　アフリカ主要国の実質 GDP 成長率

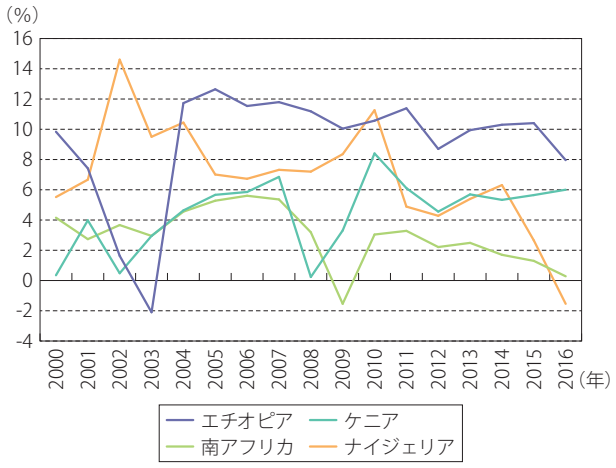

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-1-2図
アフリカ主要国の一人当たり名目 GDP

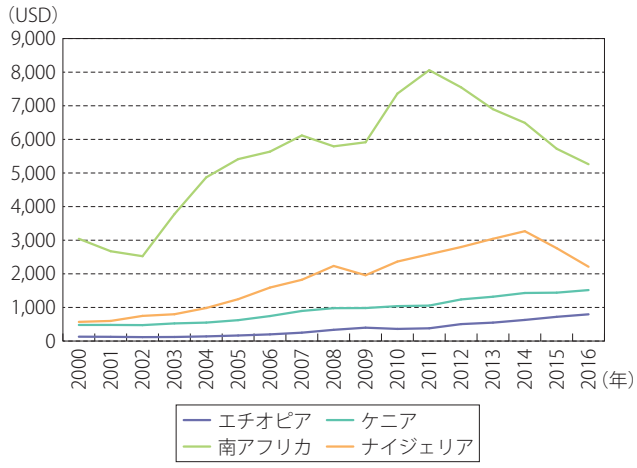

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-1-3図　アフリカ主要国のジニ係数推移

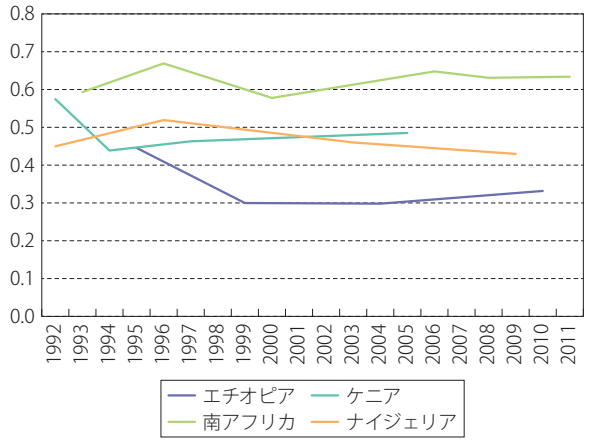

資料：世界銀行データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-1-4図
アフリカ主要国の財政収支推移（対GDP比）

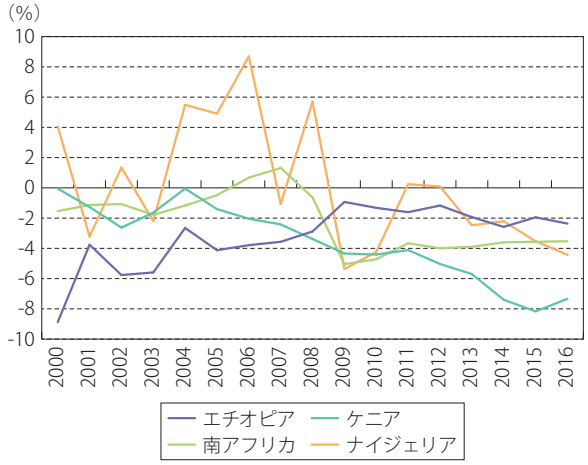

資料：IMF WEO Database, April 2017から経済産業省作成。

2. ナイジェリア

まず、ナイジェリアの輸出品目の推移を見ていくと、ナイジェリアは飲食料品が増加しているほか、輸送用危機や化学工業品についても足下では増加していることが分かる。他方で、資源依存度が高く、鉱物性生産品の輸出は全輸出品目の9割程度を占めている（第Ⅰ-4-5-2-1図）。

産業面では石油等を含む採掘業のGDPシェアは6%程度と低いものの（第Ⅰ-4-5-2-2図）、外貨獲得手段が石油に大きく依存しているため、石油価格の変動が公的部門の需要を減らし、消費、投資、資産の価格などを通して非石油部門へと影響が及ぶ（第Ⅰ-4-5-2-3図）。

ナイジェリアの経常収支を見ると、2013年までは堅調だったものの、2014年以降は、財貿易収支が急落することによって、経常収支がマイナスにまで落ち込んでいることが分かる（第Ⅰ-4-5-2-4図）。財貿易収支の中身を見ると、その大部分が石油関連の輸出に依存していることが分かる（第Ⅰ-4-5-2-5図）。

石油価格が下落することによって、外貨準備等も減少し、格付等も大きく連動して下がる状況となっており、石油依存から脱することが目下の課題となっている（第Ⅰ-4-5-2-6図，第Ⅰ-4-5-2-7表）。

GDPの構成要素の推移を見ていくと2000年以降、純輸出は下落傾向にあり、家計消費が上昇している（第Ⅰ-4-5-2-8図）。純輸出の内訳を見ていくと、輸入も下落傾向にあるものの、資源価格の下落によって輸出が大幅に下落したため、純輸出が下落していることが分かる（第Ⅰ-4-5-2-9図）。

第Ⅰ-4-5-2-1図　ナイジェリアの輸出品目推移

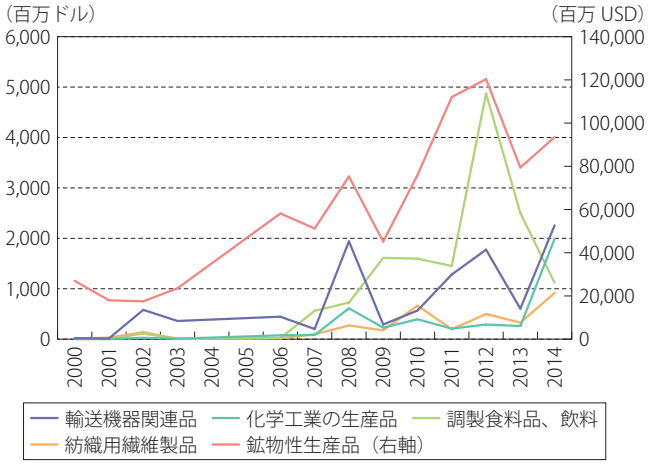

資料：UN Comtradeから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-2図　ナイジェリアのGDP構成（2015年）

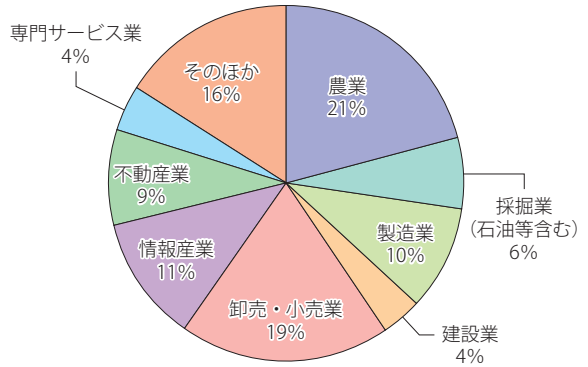

資料：CEICデータベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-3 図　ナイジェリアにおける石油価格下落による経済への影響

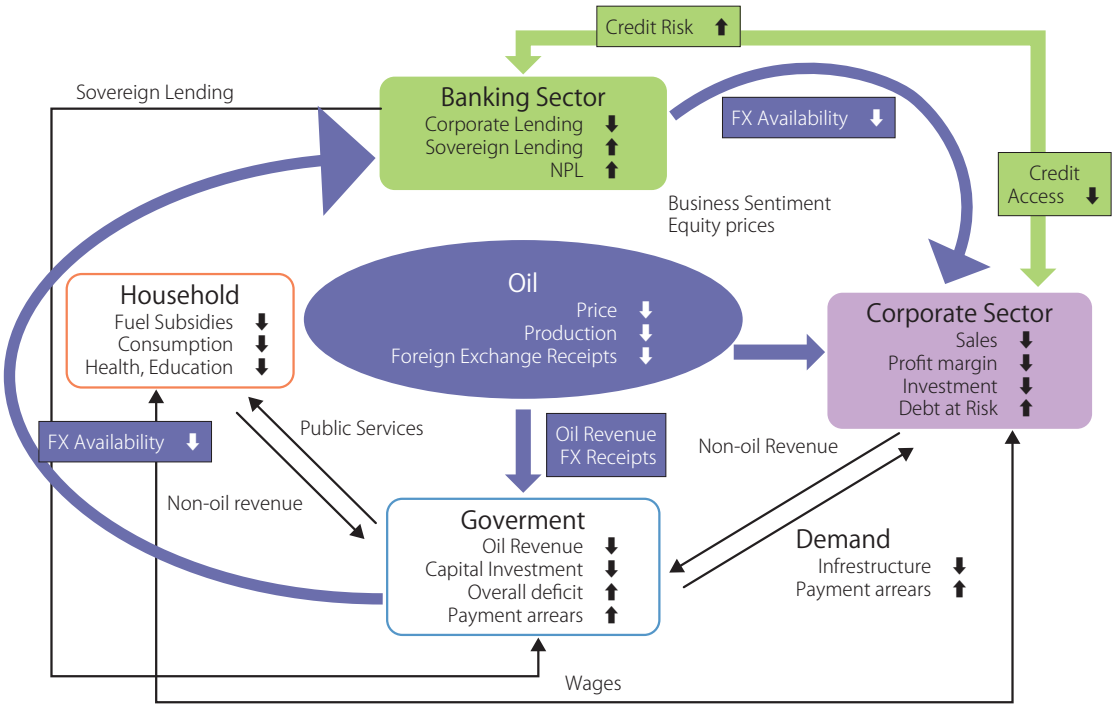

資料：IMF ナイジェリア４条協議資料から抜粋。

第Ⅰ-4-5-2-4 図　ナイジェリアの経常収支推移

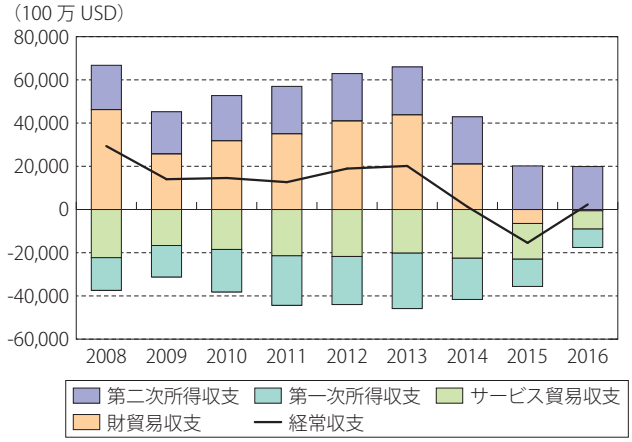

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-5 図　ナイジェリアの財貿易収支内訳推移

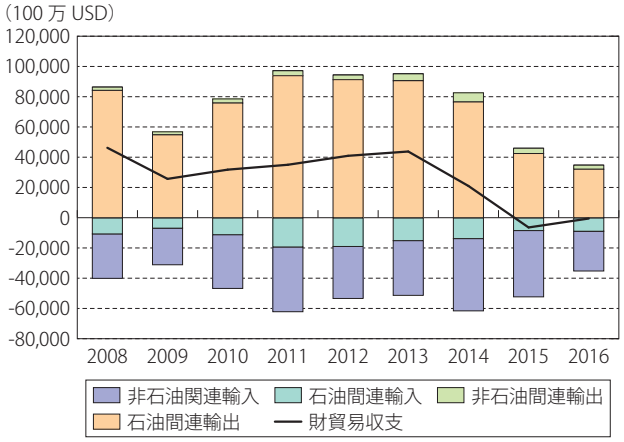

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-6 図　アフリカ主要国の外貨準備高

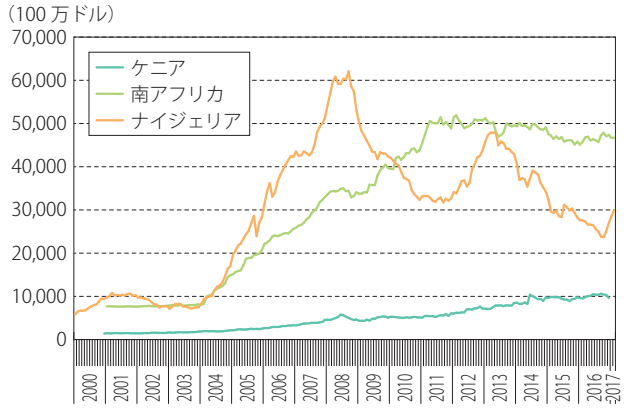

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-7 表　ナイジェリアの長期発行体格付（外貨建て）

発行国	機関	Rating（現在）	過去の Rating（左から新しい順）			
ナイジェリア	Moodys	B1 2016/4/29	Ba3 2012/11/7			
	S&P	B 2016/9/16	B+ 2015/3/20	BB− 2012/11/7	B+ 2009/8/21	BB− 2006/2/6
	FITCH	B+ 2016/6/23	BB− 2006/1/30			

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-8 図　ナイジェリアの GDP 構成比

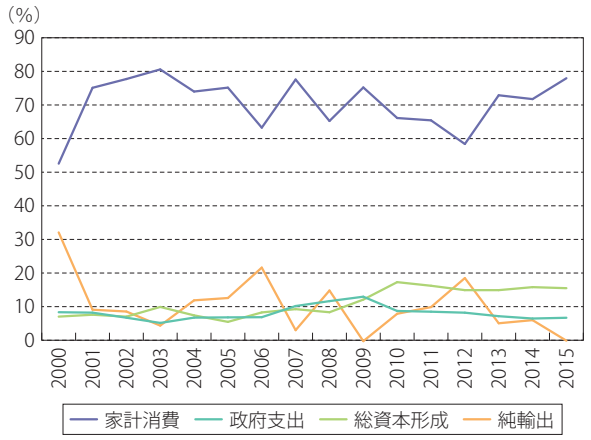

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-2-9 図
ナイジェリアの輸出入推移（対 GDP 比）

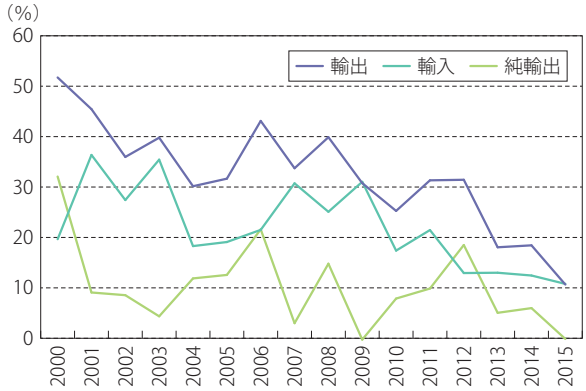

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

3. ケニア

ケニアは資源依存度が低く、産業面においても主産業は農業である（第Ⅰ-4-5-3-1 図）。また輸出で見ても、植物性生産品がメインであり、その額も上昇傾向である（第Ⅰ-4-5-3-2 図）。輸入品目については、工業用品や機械製品に加えて燃料を輸入しており、輸出額よりも大幅に輸入している状況となっている（第Ⅰ-4-5-3-3 図）。

GDP の構成比でみると、純輸出の項目がマイナスとなっており、それ以外の大部分は家計消費によって構成されていることが分かる（第Ⅰ-4-5-3-4 図）。経常収支についても第一次所得収支、サービス収支の黒字よりも大きく財貿易収支の赤字が出ている状況（第Ⅰ-4-5-3-5 図）。

第Ⅰ-4-5-3-1 図　ケニアの GDP 構成（2016 年）

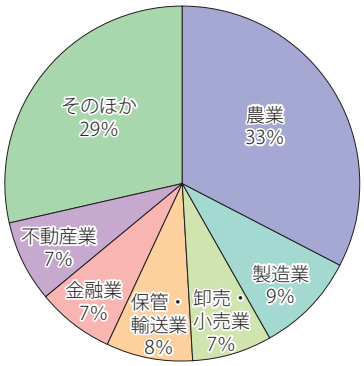

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-3-2 図　ケニアの輸出品目推移

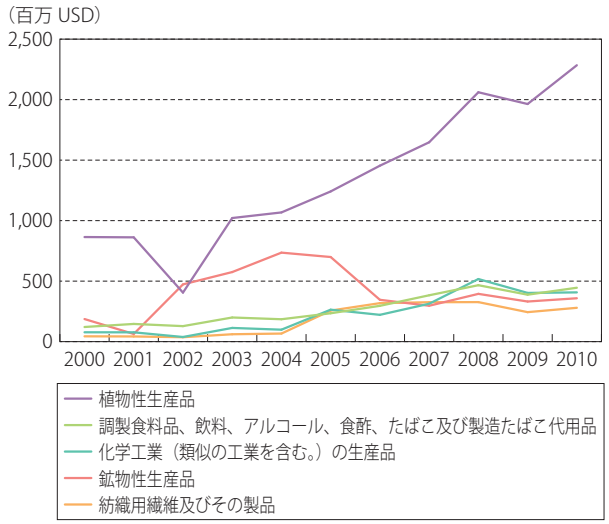

資料：UN Comtrade から経済産業省作成。

他方で、資源依存度が低く外貨準備高についても堅調に伸びてきており、南アフリカやナイジェリアと比較すると資源面でのリスクが小さく、IMF の経済成長率見通しにおいても、2021 年においても 6.5％程度の高い成長率を維持することが推測されている（第Ⅰ-4-5-3-6 図）。

第Ⅰ-4-5-3-3 図　ケニアの輸入品目推移

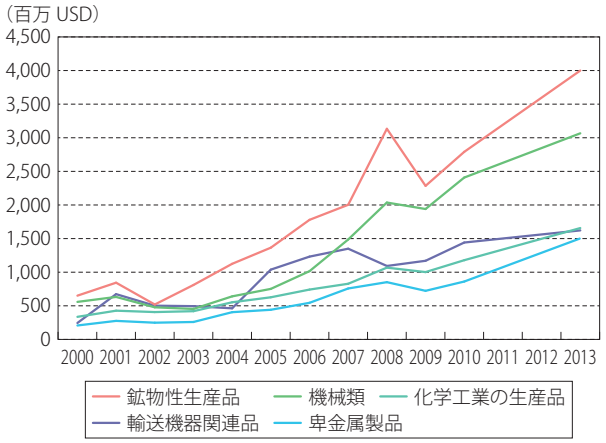

資料：UN Comtrade から経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-3-4 図　ケニアの GDP 構成比

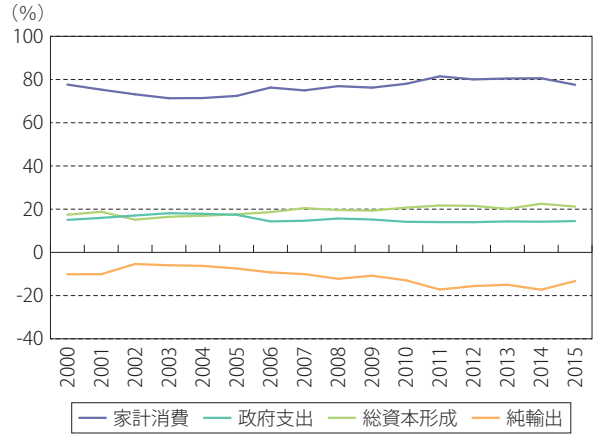

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-3-5 図　ケニアの経常収支推移

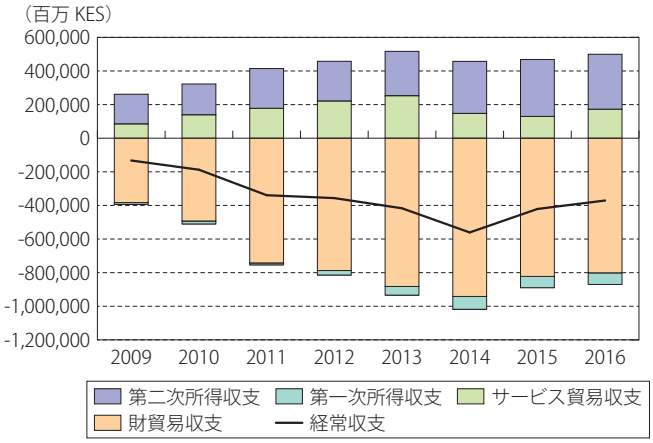

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅰ-4-5-3-6 図　アフリカ主要国の実質 GDP 推移

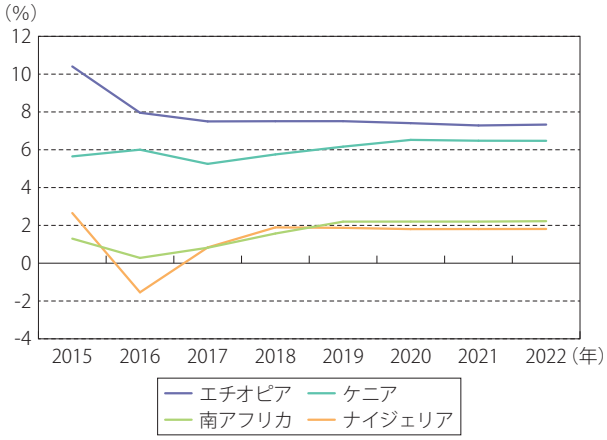

資料：IMF WEO Database, April 2017 から経済産業省作成。

第Ⅱ部

分析編

〈世界編〉

第1章 持続可能なグローバル化に向けた分析

第1節 自由貿易のメリット

第2節 貿易による所得格差への影響

第3節 貿易による雇用・賃金への影響

第4節 インクルーシブな成長に関する国際的な論調

第1章
持続可能なグローバル化に向けた分析

第1部第2章において先進国におけるグローバル化に対する不安・不満が高まっている様子を紹介している。本章では、そうした不安・不満の背景に貿易が格差拡大の主たる要因ではないかとの考えが関係している可能性を他の要因とも比較しながら検証していく。

第1章の全体構成としては、まず、第1節では貿易が何故重要なのかそのメリットについて貿易理論と実証研究の結果を踏まえつつ整理する。続いて第2節では世界全体及び先進国における所得格差の現状を確認するとともに、所得格差の要因について分析を加える。さらに、第3節では貿易による雇用・賃金への影響について研究の潮流や我が国の貿易と雇用に関する実証分析を紹介する。最後に第4節では貿易を全ての人の成長の原動力とするとの国際的な論調をまとめている。

第1節 自由貿易のメリット

1. マクロ経済面でのメリット

(1) 経済のパイの拡大

はじめに経済理論が貿易によるメリットをどう捉えてきたのか概観した後、メリットとしてはマクロ経済面でとらえられるメリットとミクロ経済面でとらえられる面に分け、前者の中に経済のパイ拡大、輸入による購買力向上、国レベルでの全要素生産性の上昇や格差縮小への寄与のメリットを紹介し、後者については、企業レベルでの生産性の向上にふれたい。

貿易は経済のパイ拡大には不可欠なものである。貿易に関する伝統的貿易理論を展開したリカルドによれば、2国間で異なる2つの財を製造していた国がお互いに比較優位[1]を持つ財を輸出し、そうでない財を輸入することで、相手国への輸出分も含めて生産をすることで規模の経済が働きより効率的な生産を行うことで生産者としてメリットが生じるだけでなく、消費者として消費できる量も増えたり、より安いコストで同じ財を入手するメリットを享受したりすることが可能となる。伝統的貿易理論、新貿易理論及び新々貿易理論について概略を整理した表を作成した（第Ⅱ-1-1-1-1表）。

リカルドの伝統的貿易理論の実証分析として貿易利益がどの程度得られたのかを明らかにするのは難しい。なぜなら、貿易利益とは貿易のある状態の経済厚生から貿易のない状態の経済厚生を引いた値になるが、この条件を満たすのは極めて難しいためである。しかし、その条件を満たしたものとして、WTO（2008）[2]によれば、ベンホーフェンとブラウンによる19世紀末に日本が鎖国から開国した時に貿易利益を分析した研究を挙げている。この研究によれば日本の貿易利益はGDP比8～9%に相当するとの結論が出ている。また、同レポートではもう1つの実証研究の例としてアーウィンが1807年～1809年に米国議会が輸出禁止を定めた際に貿易利益はGDP比5%程度（ただし、全ての貿易利益を示すものではない）と示したものが紹介されている。

その後、新貿易理論としてクルーグマン（ニューヨーク州立大学大学院教授。2008年にノーベル経済学賞を受賞）は規模の経済性に着目し、先進国間であっても

1 比較優位とは、2国2財モデルにおいて、国によって生産技術や生産要素の賦存量は異なるが、相手国との比較で相対的に優位な生産技術や生産要素を持つことでより効率的な生産が行えることを言う。
2 WTO（2008）, p. 34.

第Ⅱ-1-1-1-1表　貿易理論のまとめ

理論	研究者	貿易パターン	仮定	貿易が発生する理由	貿易利益	
伝統的貿易理論	リカルド（1817）	産業間貿易	生産要素は労働のみ	比較優位：技術（生産性）格差	各国間の生産の機会費用の差違の利用	研究：Bernhofen and Brown（2005） 事例：19世紀末の日本の開国 結果：最大でGDPの8-9％（CGEモデルによるシミュレーション）
	ヘクシャー（1919） オリーン（1933）		生産要素は資本と労働の2要素	比較優位：相対的要素賦存の差		
新貿易理論	クルーグマン（1980）	産業内貿易	企業の均質性（代表的企業）	規模の経済性（収穫逓増） ＋ 消費者の多様性愛好 産業間調整のみ。	消費可能な製品の種類の拡大	研究：Broda and Weinstein（2006） 事例：1972-2001年の米国 結果：米国消費者は、輸入によって消費できる財の種類が広がったことで、30年間でGDPの2.6％（年率0.1％）の価値を得た。
新々貿易理論	メリッツ（2003）		企業の異質性（企業ごとに異なる生産性）	生産性の高い企業のみが輸出できる 同一産業内の企業間調整（参入・退出）のメカニズムが新たに追加。	低生産性企業から高生産性企業への資源の再配分（生産性利益）	研究：Pavcnik（2002） 事例：1970年代以降チリの貿易自由化 結果：製造業全体の生産性が19.3％上昇（うち2/3が再分配効果）

資料：田中鮎夢「新々貿易理論とは何か」（2015年）P.130～134を参考に経済産業省作成。

貿易が生じることを明らかにした。この時の貿易利益としては、生産量が多いほど平均費用が低下して生産が効率化することと、消費者が国内で生産される製品だけでなく、輸入品が国内市場に入ってくることにより、多くの種類の製品を購入する選択肢を持つことができる点としている。

さらに、メリッツ（ハーバード大学経済学部教授）は同一産業内であっても輸出する企業と輸出しない企業が生じるのは、生産性の高い企業のみが輸出できるからだとする新々貿易理論を構築した。貿易の自由化により競争が高まり、資源の再配分が生じて、生産性の低い企業から高い企業へと労働者が移動し、生産量も同様にシフトしていくことで産業全体としての生産性が向上するという貿易利益が生じると説明している。

上記は貿易による静態的効果についての分析だったが、貿易と経済成長の動態的効果についてもふれておきたい。WTO（2008）[3]によれば、従来の経済成長理論では国際関係を考慮してこなかった。なぜなら、経済成長理論は、自国で生産、消費することが一般的な前提とされてきたためである。しかし、各国の成長はその国だけで分析することは不可能であるから、貿易面についても考慮することが不可欠ということになってきている。第Ⅱ-1-1-1-2図を見れば、一般的にGDP成長率と貿易の伸び率は正の相関関係があるように見える。これはどちらかがもう1つをリードしていることを示唆するものではないが、両者が非常に重要な関係にあることを表しており、WTO（2008）によれば、多くの研究が国際貿易量と経済成長には正の関係があるとしている[4]。

この他にもこれまで多くの経済学者や研究者がマルチ、リージョナル、バイの自由貿易の枠組み締結は参加する国の経済成長につながるとの予測や、事後的に自由貿易の効果について研究を行ってきている。第Ⅱ-1-1-1-3表は日本における自由貿易、地域貿易協定についての実証研究の代表例をまとめたもの。いずれも貿易を増やす効果が正であることに加え、経済成長にプラスの影響が生じるとの結果が出ている[5]。

貿易が経済のパイの拡大に寄与するという点の確認が出来たが、パイの拡大要因の中で貿易はどの程度の寄与度があるのかについて確認するため、代表的な成長促進要因であるR&D投資と比較してみたい。

なお、標準的な経済成長理論によれば、一人当たり

3　WTO（2008）, p. 64.
4　WTO（2008）, p. 71.
5　この表にまとめた以外の研究の中には、自由貿易による経済成長への貢献は有意ではない等、本節で紹介したものとは異なる主張をしているものもある。

第Ⅱ-1-1-1-2 図　GDP 成長率と貿易の伸び率

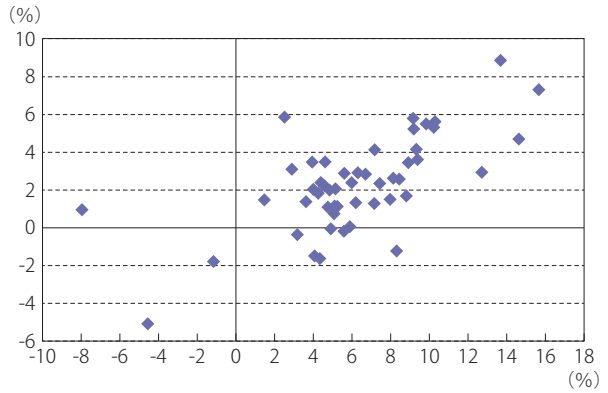

備考：横軸は貿易（輸出＋輸入）伸び率、縦軸は GDP/Capita の伸び率。単位は%。世銀による世界 7 地域（東アジア、高所得国、欧州及び中央アジア、ラテンアメリカ及びカリブ地域、中東及び北アフリカ、南アジア、サブサハラ・アフリカ）の 1961～2005 年の 5 年毎の貿易及び GDP/Capita の伸び率平均値をプロットしたもの。
資料：World Trade Report 2008, WTO, P.65 Chart 8 から引用。

第Ⅱ-1-1-1-4 図
一人当たり GDP の各要素の寄与（2001～2014）

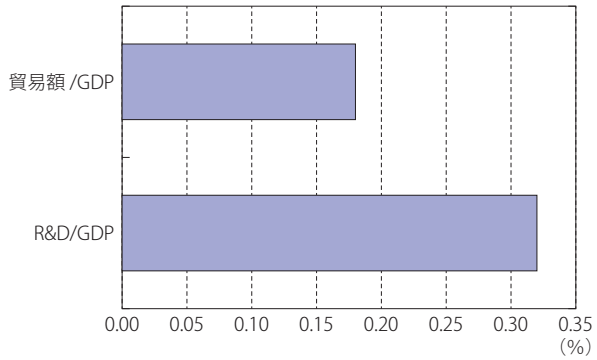

備考：1. 横軸は各指標が 1% 変化した時の、一人当たり GDP の変化率（%）を表す。
2. 一人当たり GDP 成長率、財の貿易額対 GDP 及び R&D 対 GDP 比は 2001 年から 2014 年までの各年の成長率の平均値
3. 対象国は OECD 諸国。
資料：OECD Stat. から経済産業省作成。

GDP 成長率は、技術進歩率及び資本蓄積のスピードに依存すると言われているが、経済成長を長期的に支える源泉としては、資本蓄積よりも技術革新が重要であるという考え方が重視されてきた。さらに技術革新を起こすには R&D に労働を投入する必要があるとの考え方が有力視されている[6]ため、R&D を技術進歩の代替変数として用いている。貿易も市場の拡大効果、競争促進効果や技術拡散効果を通じて技術進歩につながると言われており、もう１つの技術進歩の代替変数としてとらえ、両者について一人当たり GDP にどれだけ貢献するか確認することとした。

第Ⅱ-1-1-1-4 図は一人当たり GDP への寄与度を分析するため、財の貿易額の対 GDP 比及び R&D の対 GDP 比が 1%変化した時に一人当たり GDP がどれだけ変化するかを 2001 年～2014 年の OECD 諸国を対象に調べた結果となる。これを見ると財の貿易額の対 GDP 比が 1%変化した際、一人当たり GDP が 0.18%増加するのに対し、R&D の対 GDP 比が 1%変化した際、一人当たり GDP が 0.32%増加することを示している。この結果から財の貿易額の対 GDP 比は、通常経済成長への貢献度が高いと言われている R&D に比べ一人当たり GDP に貢献する割合が小さくないことが分かる。

さらに、財貿易だけでなく、サービス貿易や対外直接投資等などより広い対外経済活動について見た場合でも、OECD13 カ国及び中国では経常収支や財サービス収支の伸びが高いほど実質 GDP 成長率が高い傾向（第Ⅱ-1-1-1-5 図、第Ⅱ-1-1-1-6 図）が観察される。

これまでふれてきた伝統的貿易理論、貿易利益や自由貿易協定・地域貿易協定に関する実証研究、国際貿易量と経済成長の正の関係性、財貿易だけでなく、サービス貿易や対外直接投資等などより広い対外経済活動について見た場合でも、経常収支や財サービス収支の伸びが高いほど実質 GDP 成長率が高い傾向に見られるように、貿易はパイの拡大に不可欠である[7]。パイが拡大することによって縮小均衡に陥りパイを奪い合

第Ⅱ-1-1-1-3 表　日本における自由貿易協定、地域貿易協定に関する既存の実証研究の例

研究	事例	主な結果
Urata and Okabe（2010）	世界の様々な FTA による貿易創出効果・貿易転換効果を推定	FTA 加盟国間の貿易額が FTA を締結していない国同士の貿易額よりも統計的に有意な形で大きければ貿易創出効果の推計値が正となり、貿易創出効果が認められた。
Kawasaki（2014, 2015）	アジア太平洋地域における TPP、RCEP、FTAAP の経済効果を試算	TPP、RCEP、FTAAP による関税及び非関税障壁削減による APEC 加盟国の経済への影響はそれぞれ、1.2%、2.1%、4.3% との試算結果。

資料：田中鮎夢「新々貿易理論とは何か」（2015 年）P.128 を参考に経済産業省作成。

6　平田渉（2011）
7　ただし、後述するように一部の地域、産業、企業にしわ寄せが出ているという点については米国を中心に多くの論文等が出ている。その代表的な論文については第３節でふれることとしたい。

第Ⅱ-1-1-1-5 図
経常収支合計と名目 GDP（2005～2015 年）

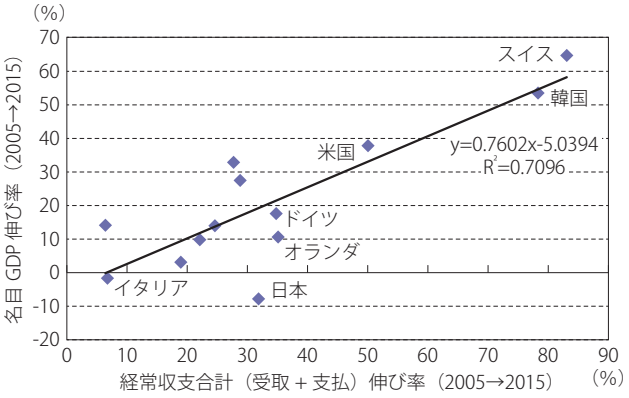

備考：対象国は、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国。
資料：世銀 World Development Indicators 及び CEIC から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-1-6 図
財サービス貿易と名目 GDP（2005～2015 年）

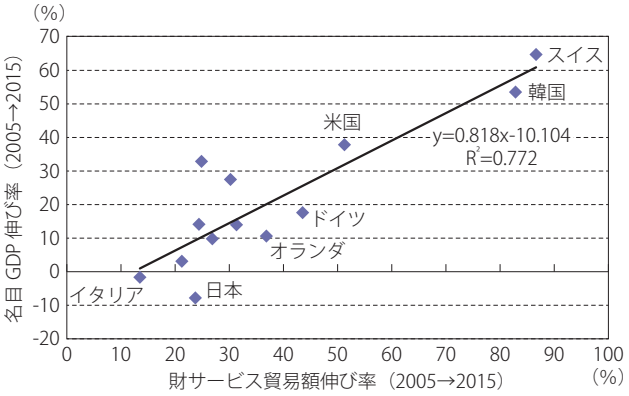

備考：対象国は、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国。
資料：世銀 World Development Indicators から経済産業省作成

うことを避けることが可能になり、また、格差を埋めるための再分配の原資を得ることも可能になる。

(2) 輸入による購買力上昇

次に消費者としての立場から貿易のメリットをみることにしたい。貿易理論の項でもふれたように、自国製品よりも競争力のある製品を海外から輸入することで消費者は同じ品質のモノであればより安い価格で、そして、同じ値段であればより良い品質のモノを入手することが可能となる。第Ⅱ-1-1-1-7 図は輸入による消費者メリットとして日本と米国の所得階層別に「輸入なし」の場合の購買力と「輸入あり」の場合の

第Ⅱ-1-1-1-7 図
輸入による購買力上昇率（所得階層別）

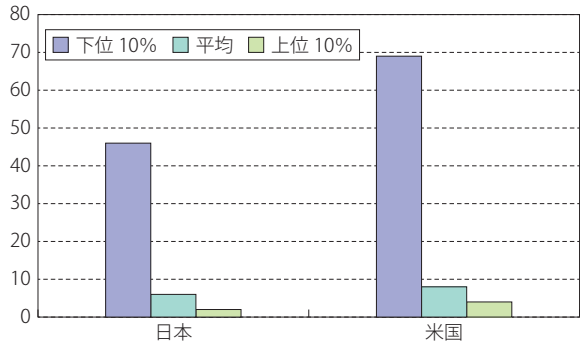

備考：World Input-Output Database 等のデータベースから抽出した 40 か国 35 部門の貿易額・生産額・ジニ係数等を使用してエンゲル曲線および重力方程式のパラメータを推計し、所得階層別購買力の「輸入あり」の場合が「輸入なし」の場合と比較してどの程度上昇したかを解析したもの。
資料：Fajgelbaum and Khandelwal（2016）"Measuring the Unequal Gains from Trade," Quarterly Journal of Economics, p.1152 の表Ⅴから経済産業省作成。

購買力を比較し、「輸入あり」の場合の購買力が輸入なしの場合と比較してどの程度上昇したかを計算したもの。平均及び上位 10％の所得階層の人は購買力上昇率が日本と米国いずれも１桁と低い。他方、下位 10％の所得階層の人の購買力の上昇率が日本では 46％、米国では 69％といずれも平均や上位 10％所得階層の上昇率よりも非常に高い。そして両国の間には 23 ポイントの差も生じている。

これは裏返せば保護貿易政策を講じた場合、輸入によって得られていた購買力上昇のメリットが得られなくなることを指すが、低所得層ほどその影響度合いが大きいこと、さらにその影響度合いは日本よりも米国の方が大きいことを示唆している。

(3) 全要素生産性[8] 上昇

(1) でもふれたように、貿易額対 GDP 比が高くなれば経済成長にプラスの効果があるとされている。その経路の１つとして、新々貿易理論が述べてきた、国内の個別企業の生産性向上や産業間・企業間の資源の再配置による産業全体としての生産性の向上につながるという経路がある。

この点に着目して、貿易により国全体の全要素生産性の上昇にもつながるかを確認したい。第Ⅱ-1-1-1-8 図は貿易額の対 GDP 比及び ICT 投資の対 GDP 比が

8　全要素生産性（Total Factor Productivity: TFP）とは、労働だけでなく原材料や資本といった全ての生産要素を考慮した生産性指標であり、全要素生産性（TFP）＝生産量÷全生産要素投入量として定義される。労働生産性は、生産に投入された生産要素のうち、労働のみに注目した指標となっているが、TFP は労働のみならず、原材料や資本も考慮した生産性指標なので、TFP の改善は物量投入に依存しない生産効率の改善、つまり業務効率の改善や技術革新を示す指標であると考えられる。

第Ⅱ-1-1-1-8 図
全要素生産性への各要素の寄与（2001～2014）

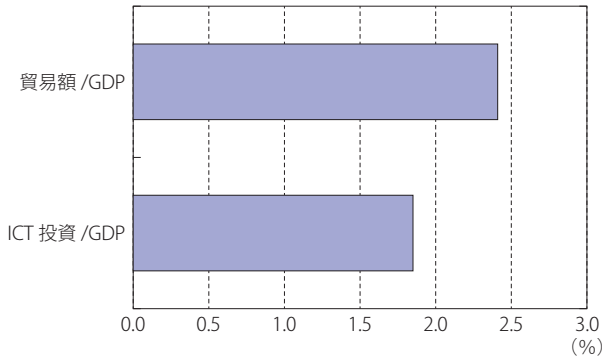

備考：1．対象国は OECD 諸国
2．横軸は各指標が 1% 変化したときの、全要素生産性の変化率（%）を表す。
3．平成 23 年度内閣府「年次経済財政報告」を参考に、分析期間（1980～2009）を 2001～2014 年に変更。
資料：OECD Stat. から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-1-9 図
貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（1995 年）

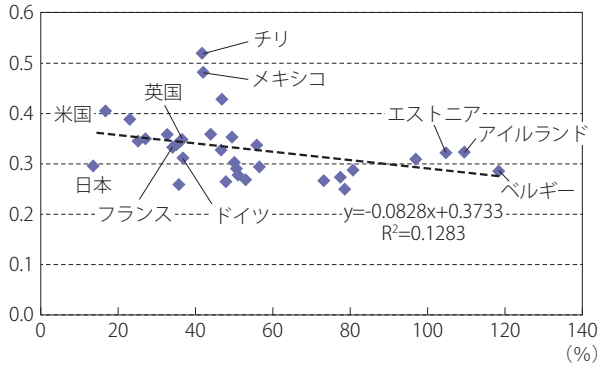

備考：横軸は貿易額（対 GDP 比）。縦軸はジニ係数（税・再分配前）。対象国は OECD 加盟国（韓国とニュージーランドは除く）。
資料：OECD Stats、World Bank、総務省統計局から経済産業省作成。

1%変化した時に全要素生産性がどれだけ変化するかを 2001 年～2014 年の OECD 諸国を対象に調べた結果となる[9]。貿易額の対 GDP 比が 1%変化した時、全要素生産性は 2.41%上昇するのに対し、ICT 投資の対 GDP 比が 1%変化した時、全要素生産性は 1.85%上昇するとの結果を示している。この結果から一般に全要素生産性向上と密接不可分と言われている ICT 投資以上に貿易が全要素生産性上昇に貢献していることが分かる。貿易が全要素生産性向上につながるのは、①市場拡大効果、②競争促進効果、③技術拡散効果があるためと指摘[10]されている。

また、輸入だけで見ても、IMF が行った分析によれば、2006 年～2012 年の韓国の産業別全要素生産性の増減を輸入によるものとそれ以外（労働、資本及び素材）によるものとについてそれぞれの寄与度を回帰分析により行ったケースでは輸入が全要素生産性の増分の 2 割の寄与度があるとされている。また、韓国以外でも同様に輸入による生産性向上の効果は多くの文献で示されている[11]。この輸入による生産性向上は先に述べた 3 つの効果のうち、競争促進効果に関係すると見られるが、海外の優れた技術から学ぶことができ、高品質の輸入による品質の上昇効果、そして入手可能な輸入（部）品が拡大することによる様々な効果が得られるためと考えられる。

（4）所得格差縮小

これまで見てきたメリット以外にも、自由貿易により所得格差が縮小するとのメリットも挙げられる。OECD 加盟国（OECD 加盟国の内、韓国とニュージーランドは 2014 年のジニ係数（税・再分配前）[12]がないため除く）を対象として貿易額（対 GDP 比）とジニ係数の関係を調べた結果、貿易額（対 GDP 比）が高いほどジニ係数は低い、すなわち、所得格差が低いという傾向（第Ⅱ-1-1-1-9 図）がみられた。

貿易額（対 GDP 比）が 100%を越えているのは、ベルギー、エストニア及びアイルランドの 3 か国だが、いずれもジニ係数はそれほど高くはない。他方、チリ及びメキシコのジニ係数は 0.5 近くにあり回帰線から大きく上に乖離している。

さらに、2005 年及び 2014 年でも同じ様な散布図を作成し、貿易額（対 GDP 比）とジニ係数の関係を見たところ、相関係数にばらつきはみられるものの貿易額（対 GDP 比）が高いほどジニ係数が低い傾向に変化はなく、両者の間に一定の相関関係はあるようだ（第Ⅱ-1-1-1-10 図、第Ⅱ-1-1-1-11 図））。なお、中国についてはジニ係数のデータが取得できなかったため、2014 年以外のグラフには含まれていない。また、2010 年から 2014 年の貿易額（対 GDP 比）とジニ係数の伸び率（2014 年／2010 年）をとった場合でも貿易額（対 GDP 比）とジニ係数の関係に変化は見られなかった（第Ⅱ-1-1-1-12 図）。

9　詳細については補論 1 参照。
10　市場拡大効果、競争促進効果、技術拡散効果及び制度革新効果については経済産業省（2001）『通商白書 2001』、p. 164。
11　JaeBin Ahn and Moon Jung Choi（2016）, p. 3.
12　ジニ係数とは、所得や資産の分布の不平等度を表す指標の 1 つ。係数は 0 と 1 の間の値で示され、完全に平等なとき最小値 0 をとり、不平等度が大きいほど 1 に近づく。イタリアの統計学者ジニ（C. Gini 1884～1965）が考案。

第Ⅱ-1-1-1-10 図
貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2005 年）

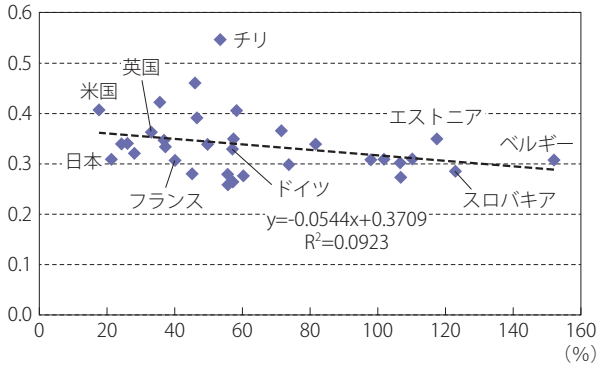

備考：横軸は貿易額（対 GDP 比）。縦軸はジニ係数（税・再分配前）。対象国は OECD 加盟国（韓国とニュージーランドは除く）。
資料：OECD Stats、World Bank、総務省統計局から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-1-11 図
貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2014 年）

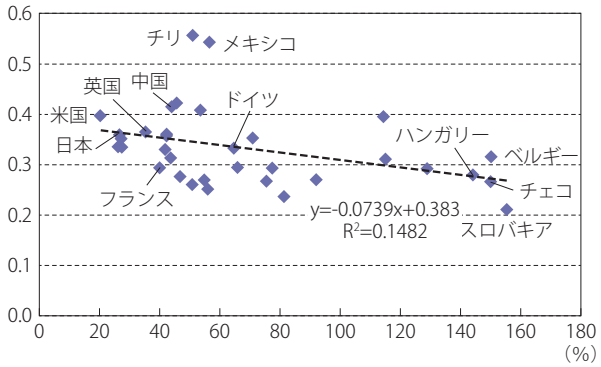

備考：横軸は貿易額（対 GDP 比）。縦軸はジニ係数（税・再分配前）。対象国は OECD 加盟国（韓国とニュージーランドは除く）及び中国（データの制約上 2012 年の値を使用。
資料：OECD Stats、World Bank、総務省統計局から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-1-12 図
貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2010 年 -2014 年の伸び率）

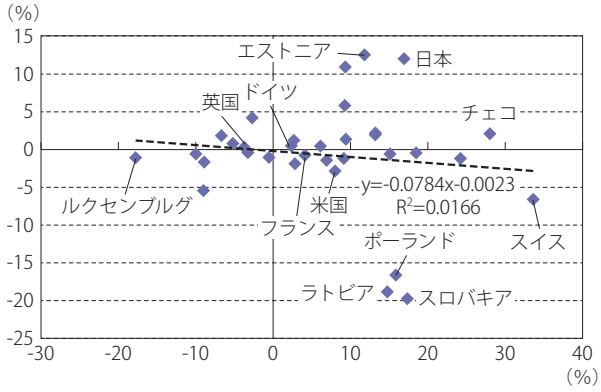

備考：横軸は貿易額（対 GDP 比）2010 年～2014 年の伸び率。縦軸はジニ係数（税・再分配前）（2010 年から 2014 年の伸び率）。対象国は OECD 加盟国（韓国とニュージーランドは除く）。
資料：OECD Stats、World Bank、総務省統計局から経済産業省作成。

2. ミクロ経済面でのメリット

これまでマクロ経済面からのメリットについて見てきたが、ミクロ経済面、具体的には企業ベースでみた場合のメリットとして企業の生産性向上が挙げられる。

新々貿易理論では、輸出に係る初期費用（輸出固定費用）に着目し、輸出固定費用を支払う生産性（輸出閾値）を擁する企業のみが輸出企業としてグローバル市場に参加可能と説いている。この新々貿易理論は同じ産業内において企業の異質性を前提としている点が、新貿易理論と異なる。これは貿易自由化やその他の政策的工夫によって、本来非輸出企業に甘んじている企業も輸出企業に転化する可能性を示唆するものである。

さらに、最初から生産性が高い企業が輸出できるというだけでなく、輸出した企業の生産性は輸出しなかった企業よりも向上する効果があることが WTO のレポート[13]に書かれている。国際貿易への参加により、市場規模の拡大、規模の経済の活用、余剰生産能力の吸収に加え、国際的なベストプラクティスへのアクセスが可能となることを契機として技術改良や異なる高品質の商品開発への刺激を高める働きがあるとの論文[14]を引用して、輸出による生産性向上を信ずるに足る理由があるとしている。

同論文では、カナダ企業の輸出企業と非輸出企業の労働生産性及び全要素生産性に関し、輸出参入企業はもともと労働生産性の成長率が非輸出企業よりも高いことに加えて輸出市場参入前と参入後で成長率の差が

13　WTO（2016）, p. 22.
14　Baldwin, J.R. and Gu, W.（2003）and Avendano, R., Daude, C. and Perea, J.（2013）,

有意に拡大するとの調査結果を紹介している（第Ⅱ-1-1-2-1 表）。

第Ⅱ-1-1-2-1 表
輸出参入企業と非参入企業間の生産性成長率の差

	労働生産性成長率の差（%/年）	全要素生産性成長率の差（%/年）
輸出参入前（1990～1993 年）	3.4*	-0.1
輸出参入後（1993～1996 年）	5.5*	1.7*
輸出参入前後の差	2.1*	1.8*

備考：＊は 5%の有意水準があることを示す。
資料："Participation on Export Markets and Productivity Performance in Canadian Manufacturing", Baldwin and Gu,（2003）Canadian Journal of Economics, 36 (3) :634-657, Table 7 から経済産業省作成。

日本でも同様に輸出した企業の生産性は輸出しなかった企業の労働生産性と比較して向上するとの分析結果[15]が出ている（第Ⅱ-1-1-2-2 図）。これは 2000 年に輸出を行っていなかった企業のうち、2001 年に輸出を開始した企業と輸出を開始しなかった企業とに分けて、労働生産性の平均の対数の推移を 1998 年から 2008 年まで示している。輸出を開始する以前においてすでに輸出開始企業は輸出非開始企業よりも生産性が高く、その格差は輸出開始後年々拡大していることが分かる。なお、対象企業は経済産業省の「企業活動基本調査」対象企業の中から製造業企業を抽出している。

また、2014 年までの直近のデータを使って、世界経済危機の前後の期間（2001 年～2009 年と 2010 年～2014 年）に分けて輸出開始企業と非開始企業の労働生産性の実数を比較したところ、2001 年～2009 年までの世界経済危機前の期間における輸出開始企業の労働生産性は 7.44 と非開始企業の 6.50 を上回っており、また、2010 年～2014 年の世界経済危機後の期間でも、輸出開始企業の労働生産性は 6.83 と非開始企業の 6.34 を上回っていることから、世界経済危機後も輸出開始企業は労働生産性を引き上げる効果を持続していることがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-2-3 図）。

輸出による生産性上昇の効果もあって、多くの直接輸出企業は売上のみならず経常利益を拡大させており、さらには雇用や賃金を拡大させたと回答する企業も 3～4 割近く存在していることが今年行われたアンケート調査[16]でも確認された（第Ⅱ-1-1-2-4 図）。

第Ⅱ-1-1-2-2 図
輸出開始企業と非開始企業の生産性

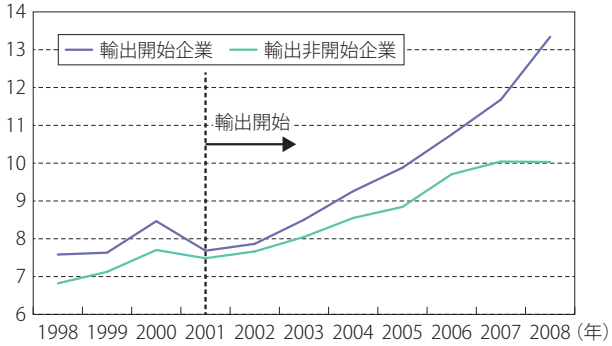

備考：１．縦軸は労働生産性の対数値。労働生産性＝付加価値額÷常時従業者数。
２．2000 年に輸出を行っていなかった企業の内、2001 年から輸出を開始した企業と輸出を開始しなかった企業とに分けて、労働生産性の平均の対数値の推移を示している。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-2-3 図
輸出開始企業と非開始企業の生産性比較

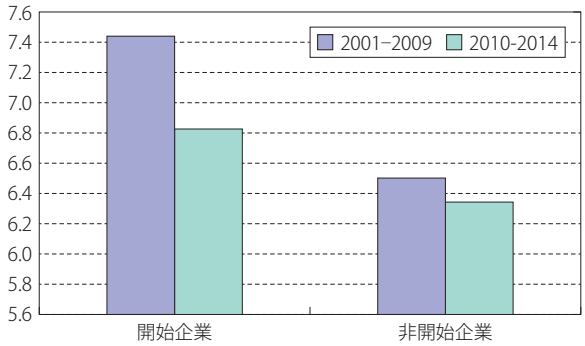

備考：１．縦軸は労働生産性の実数。労働生産性＝付加価値額÷常時従業者数。
２．2000 年に輸出を行っていなかった企業の内、2001 年から輸出を開始した企業と輸出を開始しなかった企業とに分けて、世界経済危機の前（2001～2009 年）と後（2010～2014 年）の期間で労働生産性の年平均を示している。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-2-4 図
直接輸出が売上高などに寄与したと考える企業の割合

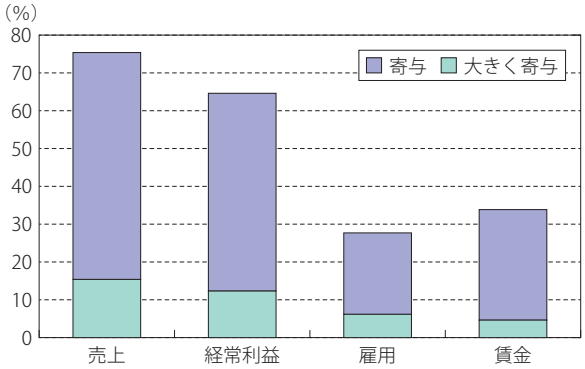

備考：直接輸出のみ、若しくは直接輸出と越境 E コマースのみを行っている企業（卸売企業を除く）。n=65。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

15　経済産業省（2012）『通商白書 2012』、p. 298。
16　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）

3. 保護主義的な措置をとった場合のデメリット

一部の国においてグローバル化に対する不安・不満の高まりを背景に保護主義的な措置を講じようとする動きも散見されるが、仮に保護主義的な措置として関税の引き上げを行う場合、輸入物価の上昇を招き、低所得者層に最も被害が生じる可能性が高く、むしろ格差を更に拡大してしまう恐れがある。

更には、国内のインフレ率上昇による金利引き上げ、通貨高による輸出減速等により経済に悪影響を及ぼす可能性がある。また、貿易相手国が報復措置を発動すれば、悪影響は更に拡大する。最悪の場合、保護主義がさらなる保護主義を呼び、誰にもとめられなくなる可能性も指摘されている。保護主義の連鎖を止めることがいかに難しいかは、第一次大戦後のブロック経済の歴史を改めて振り返る必要があろう。

政策研究大学院大学の川崎氏は、米国大統領選挙の際、トランプ候補（当時）が公約として掲げていた中国やメキシコに対しそれぞれ45％、35％まで関税を引き上げるという政策が実施された場合、各国経済にマイナスの影響が生じるとの試算結果を示している（第Ⅱ-1-1-3-1表）。この他、米国シンクタンクのPeterson International Institute of Economics[17]が同様に保護主義的措置が実行された場合、米国実質GDPにマイナスの影響があるとの試算を出している。

また、保護主義的な措置が実行された場合の世界経済及び世界の貿易への影響については、OECDが2016年11月のEconomic Outlookの中で、仮に米国、欧州、中国が輸入品に対する関税等の貿易コストを10％引き上げた場合、世界のGDPを1.4％押し下げ、世界貿易を6％減少させるとの試算を出している（第Ⅱ-1-1-3-2図）。

第Ⅱ-1-1-3-1表
米国による中国・メキシコへの高関税導入のGDP影響試算

米国	関税障壁	中国
▲1.72%	一方的措置	▲2.51%
▲1.99%	双方的措置	▲3.03%
米国	**関税障壁**	**メキシコ**
▲0.52%	一方的措置	▲18.0%
▲0.80%	双方的措置	▲26.9%

備考：中国の場合は関税率45%、メキシコの場合は35%と仮定。
資料：川﨑研一（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-1-3-2図
米国、欧州、中国が輸入品に対する関税等の貿易コストを引き上げた場合の世界経済及び貿易への影響試算

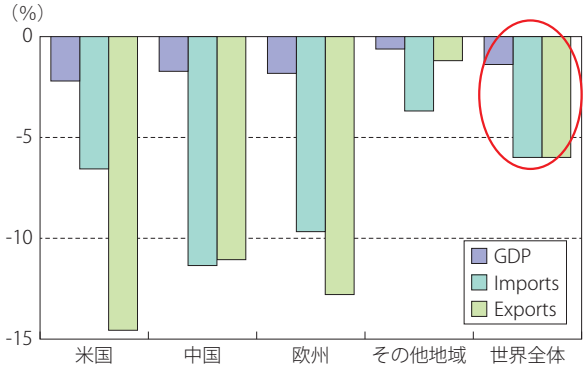

備考：1．貿易コストには関税のほか、物量コストや通関手続等の非関税コストも含まれる。
2．欧州は、EU加盟国、スイス、ノルウェー。
資料：OECD（2016）から経済産業省作成。

17 Peterson Institute for International Economics（2016）

第２節　貿易による所得格差への影響

これまでに示したように、貿易に代表されるグローバル化の進展には、生産性改善などの経路を通じて、経済成長を促すというメリットがあることが理論的・実証的にも示されている。しかしながら、グローバル化の進展により、一部の地域・産業において雇用への影響等しわ寄せが生じ、格差の拡大につながっているという批判も中には見られる。

そこで本節では世界全体で所得格差がどう推移してきたかを概観し、その上で特に先進国における所得格差がどう推移してきたか、その要因は何か、について分析していくことにする。

1. 世界の所得格差の現状

所得格差を表す指標としてジニ係数（税・再分配後）がよく使われる。ジニ係数を用いて世界の所得格差の現状を見ていくこととしたい。

世界全体での所得格差については、第Ⅱ-1-2-1-1図にあるとおり、1990年には0.703だったものが、2010年には0.623へと減少しており、特に2000年以降の格差縮小のペースは急速だ[18]。その主な理由としては中国の経済成長が特筆されるが、他にもインドやアジアの新興国によるキャッチアップが急速に進んでいることが背景にあるとされている。中国の影響の大きさについては、中国を除いた場合、同期間のサブサハラアフリカ及びラテンアメリカの低成長により世界の格差は若干増加したとの分析にも現れている[19]。

ただし、傾向としては減少傾向にあるものの、直近の2010年の世界全体のジニ係数の0.623は先進国のジニ係数がおおむね0.4以下であることと比べるとまだかなり高い水準にある点は留意が必要と思われる。

また、ジニ係数が国内全体の格差を示すのに対し、上位所得層が下位の所得層と所得格差があるかを表す所得の上位10%が下位90%の何倍かを表す指標でも、ジニ係数と同様に上位と下位の格差は減少傾向にあることがわかる（第Ⅱ-1-2-1-2図）。それでも2010年の世界の上位10%の所得は下位90%の所得の63.5倍にもなる。

ジニ係数の推移及び所得の上位10%と下位90%の所得比率の推移から世界における国際間の格差は縮小傾向にあることが分かったが、その理由として中国や

第Ⅱ-1-2-1-1図
世界全体での格差の傾向（ジニ係数）

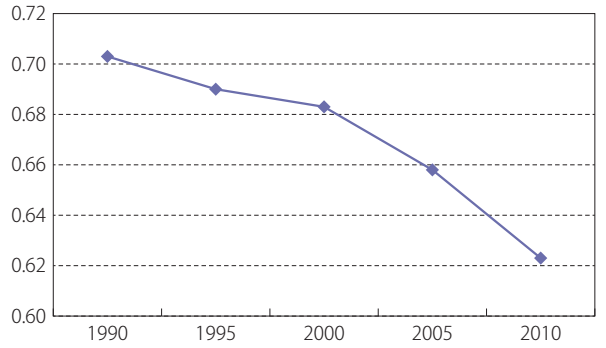

備考：対象国は106か国（先進国34か国及び新興国72か国）で世界人口の90%以上をカバーしている。
資料：François Bourguignon（2015）P.42 Table 1から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-2-1-2図
世界全体での格差の傾向（所得の上位10%と下位90%の所得比率）

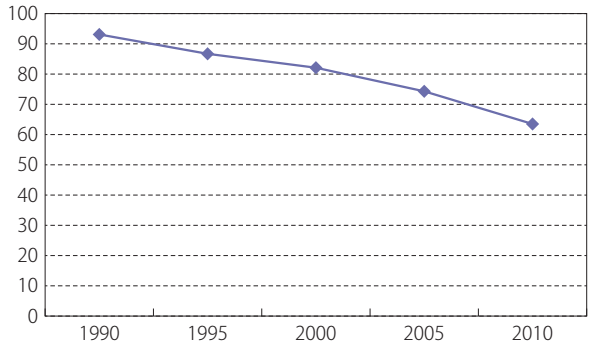

備考：対象国は106か国（先進国34か国及び新興国72か国）で世界人口の90%以上をカバーしている。
資料：François Bourguignon（2015）P.42 Table 1から経済産業省作成。

18　世界全体のジニ係数については、先進国と新興国のデータソースの違い、為替、PPP、所得の定義の違い、人口による加重平均調整等、統計上の課題があり、Branko Milanovic（2006）によると1988年～2002年の期間で世界全体のジニ係数は安定的ないし若干の増加傾向を示しているとの分析もある。
19　François Bourguignon（2015）, p. 36.

第Ⅱ-1-2-1-3 図
新興国、先進国及び世界の一人当たり GDP の推移

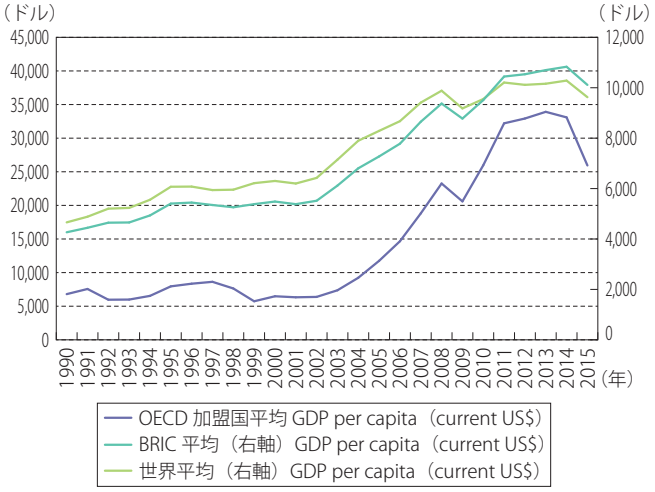

備考：BRIC（ブラジル、ロシア、インド及び中国）、OECD 加盟国及び世界の一人当たり GDP 推移を現在の US ドルに換算したもの。
資料：世銀 World Development Indicators から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-2-1-4 図
一人当たり GDP（1990 年～2015 年）における伸び率比較

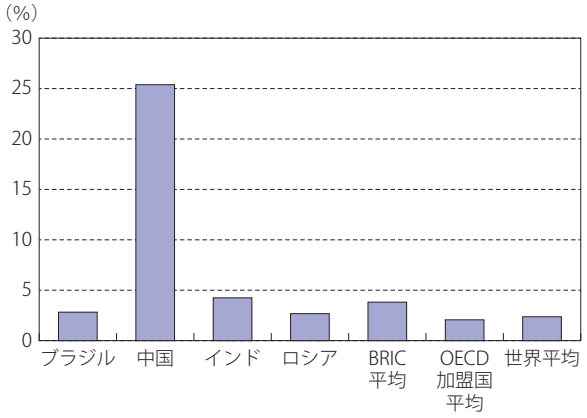

備考：BRIC（ブラジル、ロシア、インド及び中国）、OECD 加盟国及び世界の一人当たり GDP が 1990 年から 2015 年に何倍増えたかを示したもの。
資料：世銀 World Development Indicators から経済産業省作成。

アジアをはじめとした新興国の台頭が挙げられている。

第Ⅱ-1-2-1-3 図は新興国（ブラジル、ロシア、インド及び中国）、OECD 加盟国及び世界の一人当たり GDP の推移を示したもの。世界全体の一人当たり GDP は 1990 年から 2015 年までに 2.37 倍に拡大しているが、BRIC（ブラジル、ロシア、インド及び中国）の平均一人当たり GDP は同期間中に 1,812 ドルから 6,917 ドルへと 3.82 倍と世界平均を上回る伸びを示している（第Ⅱ-1-2-1-4 図）。OECD 加盟国平均一人当たり GDP は同期間中に 17,473 ドから 36,095 ドルへと

第Ⅱ-1-2-1-5 図
世界全体での国際間及び国内間格差の傾向

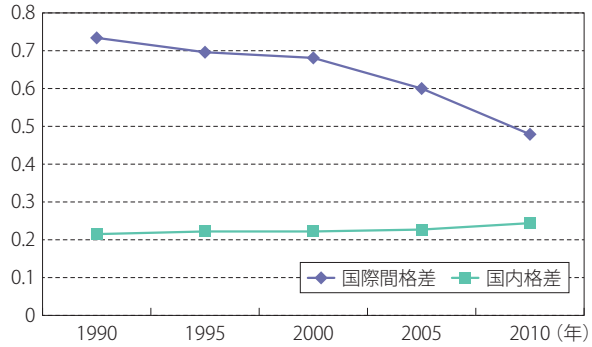

備考：対象国は 106 か国（先進国 34 か国及び新興国 72 か国）で世界人口の 90%以上をカバーしている。
資料：François Bourguignon（2015）P.42 Table 1 から経済産業省作成。

2.07 倍となっていることから BRIC 諸国の伸びは OECD 加盟国の伸びも上回っていることがわかる。中でも中国の同期間中の伸びは 25.4 倍とその他と比較して突出した伸びとなっており、さらに、人口の大きさを鑑みると世界全体の格差縮小に大きな影響を与えていることが推測される。

世界全体の所得格差を見る際、各国間の格差と国内格差の両方に分けて見ることができる指標としてタイル指数[20]がある（第Ⅱ-1-2-1-5 図）。このタイル指数の国際間格差については 1990 年に 0.734 だったものが、2010 年には 0.479 と同期間中に 0.255 減少しており、特に 2000 年以降の減少率は高い。一方、国内間格差については 1990 年に 0.215 だったものが、2010 年には 0.244 と 2000 年以降徐々にではあるがしかし確実に増加傾向が見られる。国際間格差の縮小については、ジニ係数の動向でふれたように中国やアジアをはじめとした新興国のキャッチアップがその背景にあることは変わらない。国内間格差の増加傾向に関し、フランソワ・ブルギニョン氏はその著書[21]の中で、いくつかの国（特に先進国）では国内間格差が大きく拡大しているのに対し、新興国を中心としたその他の国では減少していて、全体としては緩やかな増加に留まっているためと分析している。

さらに世界銀行は格差の指標の１つとして貧困率を使っている。貧困率は 2011 年の購買力平価に基づき、1 日 1.90 ドルの所得以下の人口割合を示す。1990 年に世界の貧困率は 37.1％だったものが 2012 年には

20　ジニ係数と同様に格差を表す指標の１つ。ジニ係数があるグループ全体の格差を示すだけなのに対し、タイル指数はグループ全体を相互独立した要素（性別、所得階層別等）に分解することが可能な点が特徴。ここでのタイル指数は、国際間格差と国内間格差に分解したもの。両方を足したものが全体の指数となる。係数は 0 と 1 の間の値で示され、完全に平等なとき最小値 0 をとり、不平等度が大きいほど 1 に近づく。オランダ計量経済学者タイル（H. Theil 1924-2000）が考案。
21　François Bourguignon（2015）

12.7％に減少、貧困層の数でも、1990 年に 19 億 5800 万人だったが、2012 年には 8 億 9600 万人に減少している[22]。

これまで見てきたように代表的な格差の指標を見る限り、世界的な国際間の所得格差については 1990 年以降減少傾向にあるようだ。

2. 先進国における国内格差の現状

次に先進国における国内の格差を示すジニ係数（税・所得移転後）について国際比較した結果が第Ⅱ-1-2-2-1 図となる。米国は 1990 年の 0.35 から 2014 年には 0.39 まで上昇してきている。英国も 1990 年の 0.36 から世界経済危機以降いったん減少したものの上昇傾向に戻り 2013 年には 0.36 まで戻している。日本はデータの制限があり毎年のデータではないが、1995 年の 0.32 から 2012 年には 0.33 と多少の増減はあるもののほぼ一定の水準を維持している。ドイツは 1990 年の 0.26 から 2013 年には 0.29 と緩やかに上昇している。フランスは 1996 年の 0.28 から 2013 年には 0.29 とドイツよりもさらに緩やかな上昇傾向にある。そして比較的格差が少ないといわれる北欧のスウェーデンは 1991 年の 0.21 から 2013 年には 0.28 と最も格差が低い水準にあるものの、2004 年以降増加傾向が顕著になっている。全体として見れば日本を除く先進国では格差が拡大傾向にあることが見てとれる。

なお、出典が異なるため正確な比較とは必ずしも言えないが、世銀のデータによれば中国は 2008 年の 0.43 から 2012 年には 0.42 へと若干下落しているものの、先進国の中では最も高い水準の米国や英国よりもさらに数値が高く、国内格差が大きいことがわかる。

次に上位 1％及び 10％の所得比率を見たものが第Ⅱ-1-2-2-2 図及び第Ⅱ-1-2-2-3 図となる。特に米国は唯一 20％を越えており、かつ、上位 10％の所得層も 50％に迫る水準まで上昇が続いているなど、上位 1％及び 10％の所得層がいずれも所得が伸びていることがうかがわれる。フランスは上位 1％の所得層のシェアは 1990 年以降 10％を下回る水準を維持しており、同時に上位 10％の所得層でも同様に 30％近辺の水準を維持しているなど、主要国の中では比較的格差は安定して低い水準にあると言える。ドイツもフランスほどではないものの、上位 1％及び 10％の所得階層の格差はそれほど拡大していない。日本の上位 1％の所得層のシェアは 1992 年に 10％を下回った後、2007

第Ⅱ-1-2-2-1 図
可処分所得に関するジニ係数（所得移転後）

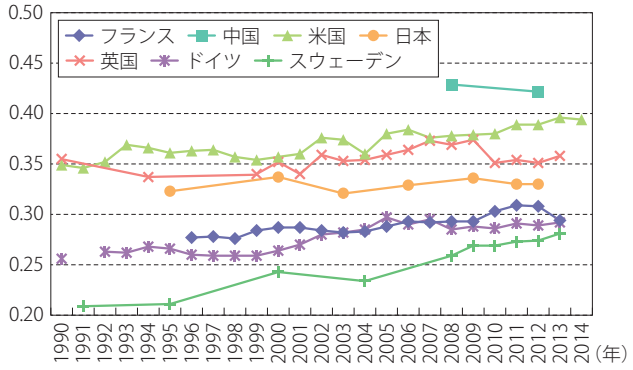

資料：OECDstat. から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-2-2-2 図　上位 1％層の所得比率（所得移転前）

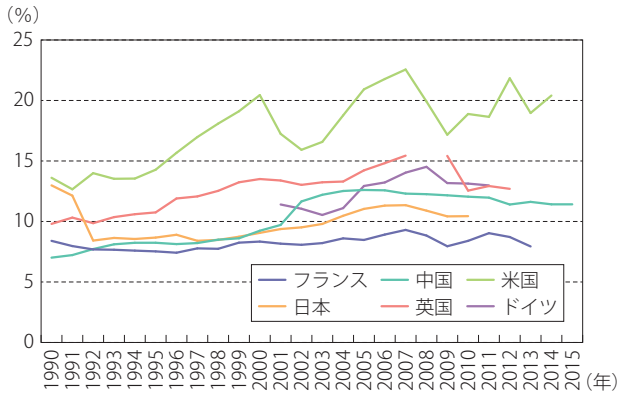

資料：OECDstat. から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-2-2-3 図　上位 10％層の所得比率（所得移転前）

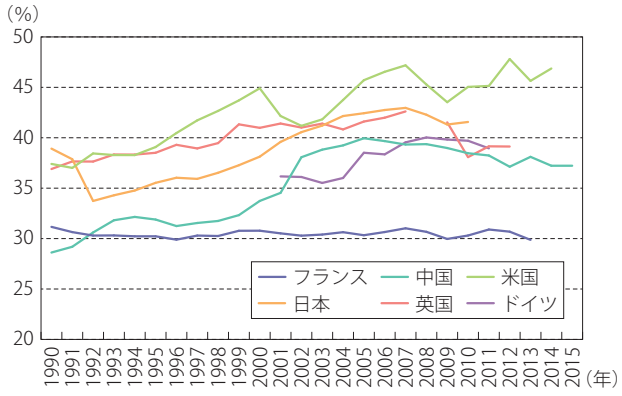

資料：OECDstat. から経済産業省作成。

22　http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty

年まで上昇傾向が見られたが、その後2010年までほぼ横ばいを示している。上位10%の所得層のシェアも1%所得層と同じような推移を示している。

3. IMF（2007年）による所得格差の要因分析

貿易と賃金の関係に関する理論として、先進国において豊富な高技能・高学歴労働者の賃金が上昇し、新興国と競合する低技能労働者の賃金が低下することで両者の賃金格差が拡大することを示したStolper-Samuelson定理[23]があげられる。また、2000年以降米国においては中国からの輸入が急激に増加したことにより、一部地域の製造業の雇用が減少したことを定量的に示した研究成果[24]も示されており、貿易による格差拡大に対する不安が高まっているものとみられる。

一方で、賃金格差の決定要因には貿易などのグローバル化以外にも、技術革新や労働政策、教育水準など、多様な要因が指摘されており、それぞれの要因がどの程度の影響を与えているかを分解するのは極めて困難だが、エコノミストの間では労働賃金プレミアム（高技能者の賃金が低技能者の賃金よりも高い）の主要因は技術革新ととらえるのが通説とみなされている[25]。

複数の要因を比較する形での研究はそれほど多くなく、以下、その代表例として、IMFによる“Economic Outlook 2007”での研究成果[26]を紹介する。IMFでは、1980年～2006年の期間において、先進国20か国、新興国31か国により構成される51か国を対象にしたパネルデータを用いて、グローバリゼーションの指標（対GDP比輸出、対GDP比対内直接投資受入額など）、技術革新の指標（対総固定資産形成比ICT投資額）、その他の指標（教育水準、労働者の産業別構成比など）を用いてジニ係数の水準を比較検討する分析を実施している。なお、IMFは対象地域によって用いる説明変数を変えている。

主な推計結果は、第Ⅱ-1-2-3-1図のとおり。なお、モデルは固定効果を用いている。

ジニ係数の変化に関する要因分解を行った結果として、IMFは「格差に対する影響が最も強いのは技術革新」と結論付けている。

第Ⅱ-1-2-3-1図
IMF2007によるジニ係数拡大の要因分析（先進国及び新興国）の結果

ジニ係数（被説明変数）	0.45
説明変数	寄与度
技術（ICT/総資本蓄積）	0.43
対内直接投資/GDP	0.36
その他	-0.05
関税削減	-0.12
輸出/GDP	-0.17

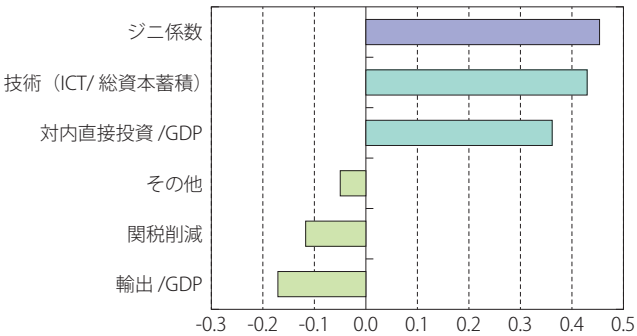

備考：対象国は先進国20ヶ国及び途上国31ヶ国で構成される51ヶ国。
資料：IMF (2007), Chapter 4 Globalization and Inequality, Table 4.1, Figure 4.9及びFigure 4.10から経済産業省作成。

但し、先進国だけに限ると、グローバリゼーション（対外直接投資）の影響が技術革新の影響よりも高いとの結果が示されている（第Ⅱ-1-2-3-2図）。グローバリゼーションの内訳の中で最も影響が強いのは対外直接投資で、次いで対内直接投資となっている。他方、輸出や新興国からの輸入は格差縮小に効いている。

新興国だけの場合、技術革新の影響が全世界よりもより大きく出ていることに加え、グローバリゼーション全体（対内直接投資、関税削減及び輸出の合計）が格差縮小に出ている点が違う。なお、グローバリゼーションを対内直接投資、関税削減及び輸出に分解すると、対内直接投資が格差拡大に、それ以外の関税削減と輸出が格差縮小に効いている（第Ⅱ-1-2-3-3図）。こうした違いは先進国と新興国の間でグローバル化の

23 Stolper, W.F. and P.A. Samuelson (1941), p. 58-73.
24 David H. Autor, David Dorn, and Gordon H. Hanson. (2013), p. 2121-2168　など
25 Douglas A. Irwin (2015), p. 142.
26 個別の指標の詳細については、IMF (2007), Chapter 4, Appendix 4.1.Data Sources and Methodsを参照頂きたい。

第Ⅱ-1-2-3-2 図
IMF2007 によるジニ係数拡大の要因分析（先進国のみ）

ジニ係数（被説明変数）	0.57
説明変数	寄与度
対外直接投資 /GDP	0.81
技術（ICT/ 総資本蓄積）	0.39
対内直接投資 /GDP	0.31
関税削減	-0.03
輸出 /GDP	-0.12
途上国からの輸入割合	-0.21
その他	-0.24
対内債務	-0.35

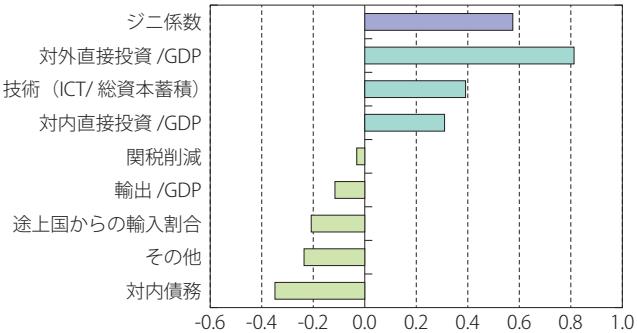

備考：対象国は先進国 20ヶ国。
資料：IMF (2007), Chapter 4 Globalization and Inequality, Table 4.1, Figure 4.9 及び Figure 4.10 から経済産業省作成。

第Ⅱ-1-2-3-3 図
IMF2007 によるジニ係数拡大の要因分析（新興国のみ）

ジニ係数（被説明変数）	0.32
説明変数	寄与度
技術（ICT/ 総資本蓄積）	0.53
対内直接投資 /GDP	0.29
その他	-0.14
関税削減	-0.16
輸出 /GDP	-0.19

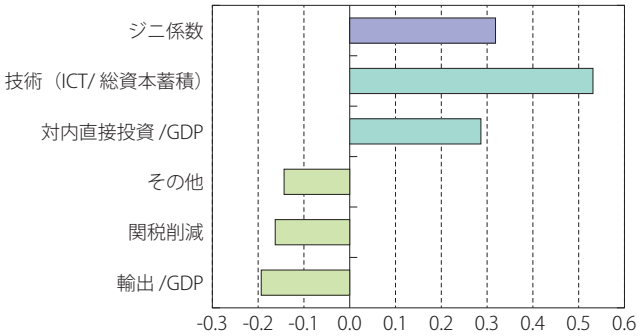

備考：対象国は途上国 31ヶ国。
資料：IMF（2007）, Chapter 4 Globalization and Inequality, Table 4.1, Figure 4.9 及び Figure 4.10 から経済産業省作成。

経路が、先進国では金融面でのグローバル化拡大の影響がより早く生じるのに対し、新興国では貿易によるグローバル化拡大の影響がより早く出るという違いによると説明されている。

なお、対内直接投資が格差拡大に効いている点については、先進国において外資は高技能産業に参入するケースが多いと考えられることから、高技能・高学歴労働者の賃金が上昇すると思われる。

他方、世界全体では高収入のビジネスを誘致しようと競争が激しく行われている中、仮にこうしたビジネス誘致がうまくいかない場合、日本には高収入ビジネス産業がなくなってしまうリスクがある。反対に、対内直接投資による利益として企業ベースの生産性向上、当該産業全体の生産性向上、オープンイノベーション促進等が得られる。また、格差への対応については、貿易・投資政策とは別の国内政策手段（労働政策、教育政策等）で行うことも可能であり、我が国としては対内直接投資は積極的に受け入れていく必要がある。

4. 近年の格差拡大の要因分析

上記 3. の IMF（2007）の研究は 1980 年～2006 年の期間を調査対象としており、2001 年の中国の WTO 加盟に伴う中国の輸出拡大の影響が本格化した時期を十分に捕捉しきれていない可能性があることなどから、2001 年～2014 年の期間[27]を対象に新たな推計を行った。横軸は各指標が 1%変化したときの、ジニ係数の変化率を表す。

調査対象の国について、IMF の分析は新興国を数多く含むサンプルを対象に分析を行っているが、格差の要因は先進国と新興国とで異なる可能性を排除できないことから、本分析においては先進国のみに絞ったパネルデータをもとに分析を行った[28]。また、今回の

27　なお、調査対象国の中には調査期間を通じてデータの欠損値が生じる場合がある。本調査の分析においては、IMF（2007）に沿って、データ欠損値から最も近いデータが 6 年以内の場合は年平均成長率（CAGR）をもとに推計し、データを補足している。
28　調査にあたっては、データの制約などを踏まえて、オーストラリア・オーストリア・ベルギー・カナダ・チェコ・デンマーク・エストニア・フィンランド・フランス・ドイツ・アイルランド・イタリア・日本・ルクセンブルグ・オランダ・ポルトガル・スロバキア・スペイン・スウェーデン・スイス・イギリス・アメリカの 22 か国を対象とした。使用した指標詳細については補論 3 参照。

調査においては、グローバル化の内数となっていた関税と対内直接投資を説明変数から削除する一方、労働政策や大卒比率を説明変数として追加して分析を行った。

なお、被説明変数はIMF（2007）同様、再分配前のジニ係数を用いており、F検定とハウスマン検定を行い、それらの検定結果を踏まえて、ランダム効果モデルを採用して分析を実施した。

その結果、先進国の格差拡大の主な要因は技術革新（ICT投資）であり、貿易は、むしろ教育政策等と共に、格差縮小要因であることが明らかになった（第Ⅱ-1-2-4-1図）。

ただし、ICT投資の推進は、第4章で詳述するが、我が国の経済成長力の向上のために必要不可欠であるため、仮に我が国でICT投資が十分に行われない場合、国際競争力の低下を招き、国内には低賃金の職業しか残らなくなってしまう事態にもなりかねないことから、格差への手当は貿易・投資政策とは別の国内政策（労働政策、教育政策等）を講じることとし、ICT投資はこれからも積極的に進めていかなければならない。

なお、一部先進国では上位所得層が保有する金融資産が格差拡大の要因として挙げられることもあり、説明変数として個人金融資産を加えて分析したものの、今回の調査では有意性は認められなかった[29]。

第Ⅱ-1-2-4-1図　近年の格差拡大要因分析の結果

説明変数	変化率	t値
ICT投資/GDP	0.075	4.48***
金融（家計金融資産/金融総資産）	0.014	0.59
労働政策費/GDP	-0.020	-2.25**
大卒比率	-0.036	-2.16**
貿易額/GDP	-0.038	-2.04**

備考：*：10%有意、**：5%有意、***：1%有意。サンプル数：294。
Adj. R-Squared：0.25

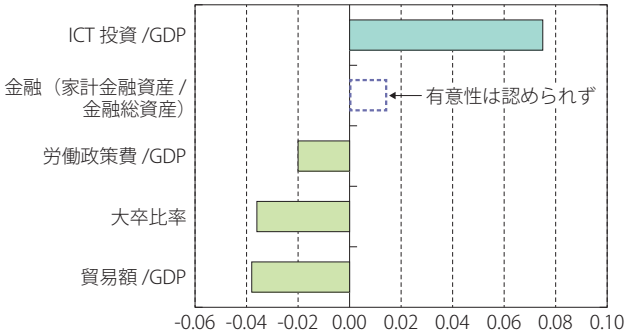

備考：1．IMF2007を参考に、分析期間（1980～2006）を2000～2014年に延長し、対象国をOECD 23か国に修正。
2．横軸は各指標が1%変化したときの、ジニ係数の変化率を表す。
資料：世銀、IMF、OECD等から経済産業省作成。

5. OECD（2011年）による賃金格差の要因分析

OECDは2011年に、IMFがジニ係数を被説明変数としたのに対し、労働賃金（週給）の上位10%と90%の比率を被説明変数とし、貿易、技術、金融規制緩和（海外直接投資制限指数）、労働組合組織率、製品市場規制、雇用保護規制、税を説明変数として回帰分析を行っている[30]。

主な結果は、第Ⅱ-1-2-5-1図のとおり。貿易及び金融は賃金格差に有意な影響を及ぼしていないという結論になっている。他方、技術（科学技術活動への費用増加）については、IMFと同様、大きな影響があるという有意な結果が出ており、賃金格差における要因として、貿易や金融規制緩和（FDI制限指数）よりも技術革新の影響の方が大きく、また、教育が格差縮小に影響を与えるとの結論を示唆している。

29　金融資産の所得格差への影響については補論1参照。
30　OECD（2011）

第Ⅱ-1-2-5-1 図
OECD（2011）による賃金格差の要因分析

賃金格差（労働賃金の上位 10%と 90%の比率の年平均変化率）	0.472
説明変数	上記変化率に対する寄与度
貿易	
金融規制緩和（FDI 制限指数）	
組織・政策	0.424
技術（民間 R&D 支出 /GDP）	0.320
その他	0.229
教育（高等教育比率）	-0.501

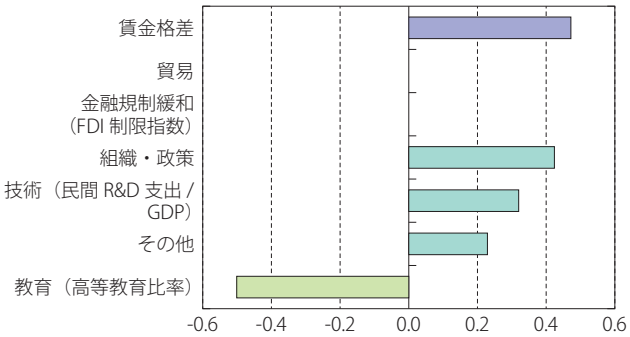

備考：貿易とは輸入浸透度及び輸出密度の加重平均を指す。組織・政策とは労働組合参加率、製品市場規制、雇用者保護政策、税等を指す。その他は女性雇用割合等を指す。
資料：OECD（2011）P.122 から経済産業省作成。

6. まとめ

我が国にとって自由貿易は経済発展の大前提であり、そのメリットは国民に広く理解されている。他方、昨今の国際情勢を見ると、自由貿易のメリットは必ずしも自明のものでなく、むしろ、格差を拡大させるものではないかといった不安･不満の声も出てきている。

自由貿易は経済のパイを拡大させるのみでなく、消費者にとっては購買力向上、生産者にとっては生産性の向上、というマクロ及びミクロ経済面でのメリットを確認した。また、「貿易が格差を拡大しているのではないか」との主張に対しては、IMF や OECD の分析では「所得格差拡大は技術革新によるところが大きい」こと、また、我々の分析では「貿易は労働政策、教育政策と並び格差縮小に寄与する」との調査結果を示した。

他方、自由貿易が格差の要因でないとしても、現実に不安･不満を抱えている人達の理解を得るためには、格差縮小に寄与すると思われる労働政策、教育政策等を適切に組み合わせていくことで多くの人が貿易のメリットを得ることが可能な仕組みを構築していくことが必要である。

第３節　貿易による雇用・賃金への影響

我が国のグローバル化が持続的に進んでいくためには、貿易と雇用の間で正の相互作用を及ぼし合う関係となることが重要である。本節では、貿易と賃金・雇用に関する研究を概観するとともに、我が国において貿易が雇用に及ぼした影響を分析する。

1. 貿易と労働市場に関する研究の潮流

国際貿易理論における貿易と雇用・賃金との関係について、これまでの研究の流れを整理・紹介していく。

国際貿易理論は、労働市場の完全性を前提にしていることから、産業間・産業内・企業間の労働移動における失業の存在を明示的には扱ってきていない[31]。そのため、閉鎖経済から開放経済に向かう貿易自由化の過程において発生する労働力の再配置にともなう労働需給の調整による賃金の変化に注目した分析を中心に研究が進められてきている。

代表的な研究成果である Stolper-Samuelson 定理[32]は、貿易当事国間で輸入財の相対価格が等しくなることによって、その生産要素である資産と労働の価格、つまり利子率と賃金も均等化することを示している。これに対して、Bernard-Jensen（1997）は 1980 年代の米国における賃金格差拡大の原因を実証的に分析して、賃金格差が拡大することを示した。また、Goldberg-Pavcnik（2007）及び Harrison, *et al.*（2011）は開発途上国を分析して、賃金格差が拡大することを示した。これらの研究とは対照的な結果として、Amiti-Cameron（2012）がインドネシアの貿易自由化を事例に賃金格差が縮小することを示している。

最近では、Helpman, *et al.*（2017）が、ブラジルの雇用者と被雇用者が結び付けられたデータに基づいて、貿易開放が賃金に及ぼす影響を分析しており、閉鎖経済を開放することは労働者賃金（対数値）の標準偏差で 10％程度の増加につながることを示している[33]。上述のように、貿易による労働者の賃金への影響、あるいは高技能労働者と低技能労働者の間における賃金格差の拡大・縮小の問題は、確たる結論が得られないまま引き続き研究が進められている。

賃金から雇用に視点を移すと、長期における貿易と失業率の関係を Felbermayr, *et al.*（2011）が実証的に分析している。同研究では、長期において貿易開放度[34]が高いほど構造的失業率が低い関係にあることを明らかにしている。また、貿易開放度も失業率もいくつかの定義があるにもかかわらず、いずれの定義に対してもロバスト（頑健）な推定結果となっている。同研究が実施した推計のベンチマーク・モデルでは、全体貿易開放度の 10％ポイント増加は、総失業を 0.75％ポイント減らすことを示している。

輸入が産業に与える影響を分析した Autor, *et al.*（2013）は、貿易競争にさらされている地域の労働市場において、失業・身体障害・退職・医療保障に対する無償給付金支払いが急速に増加した事実を主張している。同研究は米国の中国からの輸入を実証的に分析したものである。また、Dauth, *et al.*（2014）は、ドイツの労働市場における中国及び東欧諸国との輸出入の影響について分析を試みている。同研究では、世界経済における東側（東欧諸国及び中国）の台頭が、輸入競合産業に特化していたドイツの地域において相当な雇用喪失を引き起こしたこと、輸出指向産業に特化していた地域では雇用創出と低失業を経験したことを明らかにしている。雇用創出が雇用喪失を上回ったことから、総じてドイツ経済に 442,000 人の追加的な雇用をもたらし、ドイツの製造業部門を保ち続けることに寄与したと述べている[35]。

賃金格差と失業に反応する資源配置及び所得分布の決定を分析するためのフレームワークとして、Help-

31　後述する Helpman, *et al.*（2010）が、労働市場にサーチモデルを導入した不完全労働市場貿易モデルを提示して以降、研究が進んでいる。
32　Stolper-Samuelson（1941）.
33　Helpman, *et al.*（2017）, p. 359.
34　一般的な定義は次のとおり。貿易開放度＝（輸出額＋輸入額）／国内総生産。
35　Dauth, *et al.*（2014）, p. 1645.

man, *et al.*（2010）は、Melitz（2003）による企業異質性モデルに Diamond-Mortensen-Pissarides 型サーチモデル[36]を組み込んで、伝統的な貿易モデルが前提としていた労働市場の完全性に関する仮定を取り除いたモデルとなっていることから、既存の貿易モデルに比べて現実経済に即した分析が可能になっている。同研究では、貿易に対する閉鎖経済の開放は賃金格差を広げることを明らかにしている。また、一度経済が貿易を開放すれば、賃金格差と貿易開放度の関係は、貿易開放が進むにつれて賃金格差が拡大した後に縮小する。結果として、貿易開放の初期水準に依存して、貿易の摩擦における所与の変化は、賃金格差を拡大するか縮小するかいずれかの可能性があることを明らかにしている[37]。

2. 我が国の貿易と雇用に関する実証分析

我が国は戦後一貫して貿易自由化を推進し、世界経済をリードしてきた。本項では、我が国における貿易と雇用の関係について、前述の Autor, *et al.*（2013）及び Dauth, *et al.*（2014）のフレームワークを踏まえて、貿易が我が国の雇用に与えた影響及びその周辺状況を定量的に分析していく。

（1）我が国の貿易開放度と製造業雇用

産業構造の高度化、いわゆるサービス経済化の進展を背景に、製造業を含む第二次産業の労働者割合は1975年に34.2％まで拡大した時期をピークとして、1980年代から今日に至るまで低下の一途をたどっている（第Ⅱ-1-3-2-1図）。足下の数字は2010年時点で25.2％になっているので、35年あまりの間に労働者割合は10％弱低下している。

Autor, *et al.*（2013）が分析している1990年から2007年までの期間において、我が国の製造業労働者割合は前述のように低下している。貿易に目を向けてみると、貿易開放度は高まり続けている（第Ⅱ-1-3-2-2図）。この期間においては、GATT ウルグアイ・ラウンドの妥結（1993年）から WTO 成立（1995年）、そして、中国の WTO 加盟（2001年）と歴史を彩る出来事を経験している。第Ⅱ-1-3-2-2図が示している貿易開放度の上昇と製造業労働者割合の低下から見かけ上の関連性を想起しかねないが、次項では、貿易の拡大すなわち輸出入の増加が我が国製造業の雇用に及ぼした影響について、計量経済学的アプローチで定量的に分析を進めていく。

（2）都道府県別に見る製造業労働者一人当たり貿易額変化

製造業雇用に対する貿易の影響に関する次項の推計に先立って、我が国の地域産業への輸出及び輸入の影響度について、推計において主要な説明変数となる「都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化」及び「都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化」を用いて概観する[38]。この指標は、国全体の輸出額又は輸入額を、都道府県別の製造業種労働者分布にしたがって

第Ⅱ-1-3-2-1図　産業別労働者割合の推移

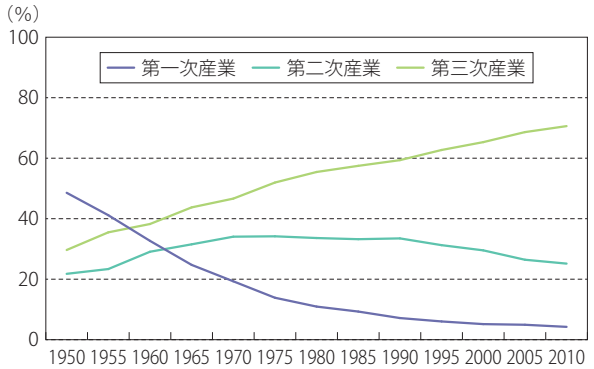

資料：総務省「国勢調査」（政府の統計窓口国勢調査 時系列データ人口の労働力状態労働者の産業・職業 表番号４から経済産業省作成。）

第Ⅱ-1-3-2-2図
我が国の製造業労働者割合と貿易開放度の推移

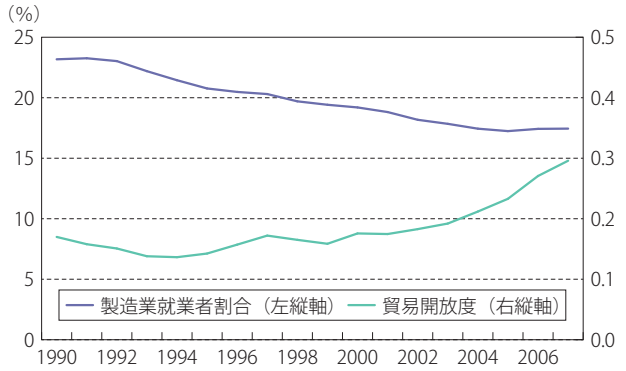

資料：UNComtrade、CEIC 及び R-JIP から経済産業省作成。

36 Diamond, P.（1982）. Mortensen-Pissarides（1994）.
37 Helpman, *et al.*（2010）, p. 1240.

計算したものである[39]。都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化では、輸出入品の製品分類とそれを生産している産業分類を対応づけていることから、ある地域の製造業がどれくらい輸出又は輸入の影響にさらされていたかを表しており、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化については輸出への影響度、都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化については輸入への影響度と考えることができる。

この指標について、Autor, *et al.*（2013）では、ある産業が貿易（輸入）にさらされることを地域別労働者一人当たり輸入額変化（import exposure）と定義して、2時点間における雇用割合の変化と地域別労働者一人当たり輸入額変化の関係を推計している。同様に、Dauth, *et al.*（2014）は輸入データを輸出データに置き換えた地域別労働者一人当たり輸出額変化（export exposure）を定義して雇用割合の変化と地域別労働者一人当たり輸入額変化及び地域別労働者一人当たり輸出額変化の関係を推計している。前述の研究で

第Ⅱ-1-3-2-3図　都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化（1990-2007年）

（A　輸出影響度）

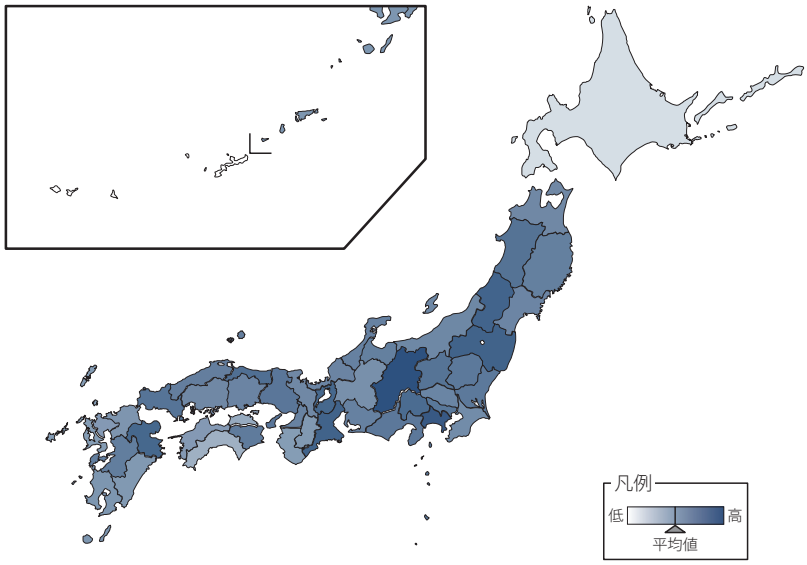

（B　輸入影響度）

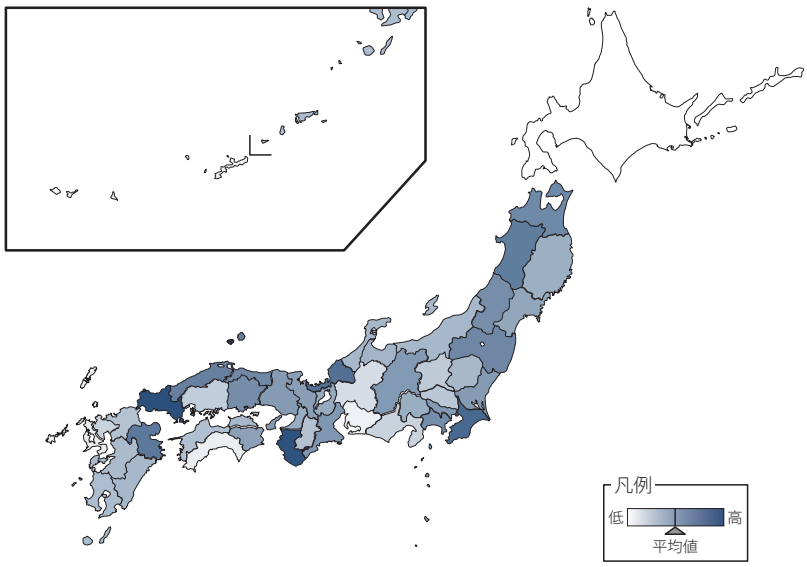

資料：財務省「貿易統計」、RJIP及びGTAから経済産業省が都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化を計算し、アクセンチュア（株）が描画した。

38　都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化について、輸入額に注目した指標をAutor, *et al*（2013）はimport exposureと呼称している。Dauth, *et al.*（2014）は、これを輸出額及び純輸出額に拡張してそれぞれexport exposure、net exposureと呼称している。本分析では、本質的な指標の意味を表すために「都道府県別製造業労働者一人当たり輸出（輸入）額変化」と呼称する。なお、「都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化」と呼称するときは、輸出及び輸入のいずれも表す場合に使用している。

39　定義の詳細については、補論4を参照のこと。

は通勤圏・地域圏を単位としているが、本分析では都道府県を単位として地域別労働者一人当たり輸入額変化及び地域別労働者一人当たり輸出額変化を定義している。

都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化の定義から、産業構造の都道府県レベルと国レベルの組合せによって、その影響は都道府県別・産業別に相違が表れることがわかる。第Ⅱ-1-3-2-3 図は、1990-2007 年の 2 時点間における都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化を日本地図に描画したものである。色が薄い都道府県は貿易の影響が平均より低く、色が濃い都道府県は貿易の影響が平均より高かったことを示している。

都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化について、製造業の合計値を用いて概観してみると、貿易の影響度は東京・大阪・名古屋などの大都市圏外縁にあたる県及び東北地方において高い傾向にあったことがわかる。長野県が最も高く 28,172 百万ドル、神奈川県 27,078 百万ドル、福島県 25,750 百万ドル、三重県 25,712 百万ドル、山形県 25,491 百万ドルとつづく。これらの数字は、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化の定義から、各都道府県における製造業労働者一人当たりの輸出増加額（産業構造調整済みの値）ということになる。これらの上位 5 県における一人当たり輸出増加額の多くは電気機械となっており、いずれの県においても一人当たり輸出増加額の 40～50％を占める業種となっている。これらの県とは対照的に、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化が低い道県は、沖縄県 7,130 百万ドル、北海道 10,177 百万ドル、高知県 14,993 百万ドル、香川県 15,874 百万ドル、長崎県 17,530 百万ドルである。これらの道県においても電気機械が一人当たり輸出増加額に占める割合は大きい傾向にはあるが、沖縄県及び長崎県は例外的に化学が占める割合の方が大きくなっている。

都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化について、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化と同様に製造業の合計値を用いて概観してみると、輸出の場合とは異なって、影響の高い都道府県と低い都道府県の相違が比較的明確に見える。一人当たりの輸入額変化（増加）が最も大きかった県は、山口県 43,815 百万ドルであった。以下、和歌山県 43,544 百万ドル、千葉県 40,905 百万ドル、福井県 40,186 百万ドル、大分県 39,030 百万ドルとつづく。都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化と同様、上位は電気機械が都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化の主な割合（30％前後）を占める県となっている。また、都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化が低い道県は、北海道 26,248 百万ドル、沖縄県 26,927 百万ドル、愛知県 27,147 百万ドル、長崎県 27,317 百万ドル、高知県 27,324 百万ドルであった。これらの道県が上位 5 県と異なる点として、製造業全体に占める電気機械の都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化の割合が 25％未満であること、及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化に最も寄与している産業が異なること（北海道は化学、沖縄県は食料品、及び高知県は一次金属が主な産業になっている）を挙げることができる。

都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化と都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化をそれぞれ見てきたが、1990 年から 2007 年までの 2 時点間においてはどちらも電気機械の貿易が主たる要因になっていることが明らかになった。また、都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化が低い都道府県においては、化学、食料品又は一次金属などが主たる産業になっていたり、都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化上の構成割合が比較的平準になっていたりすることが明らかになった。

（3）世界貿易の国内製造業雇用への影響

国際貿易が国内産業に及ぼす影響に関する分析は、先述の Autor, *et al.*（2013）及び Dauth, *et al.*（2014）が提示したフレームワークを利用する。本項では、我が国の世界との貿易額変化が製造業雇用変化に及ぼした影響について、パネルデータを用いて分析する[40]。

本分析では、1990 年から 2007 まで 5 年間隔（最終期は 3 年）で期間を区切った上で、都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化又は都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化、及び地域属性変数（製造業労働者割合、大学卒・大学院修了者割合など）を説明変数として、製造業労働者割合変化を被説明変数としてパネル推定している。

推定結果から、我が国が直面している世界との貿易は、製造業の雇用に対して都道府県別製造業労働者一

40　分析方法及び使用統計の詳細は補論 4 を参照のこと。

第Ⅱ-1-3-2-4 表　我が国の世界貿易が製造業労働者に与えた影響

説明変数	被説明変数：製造業労働者割合変化			
	(1)	(2)	(3)	(4)
都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化（世界）	1.100 *** (5.20)		1.170 *** (0.000)	
都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化（世界）		1.690 *** (7.32)		2.050 *** (0.000)
製造業就業者割合（t-1）			-0.600 *** (0.000)	-0.553 *** (0.000)
大学卒・大学院修了者割合（t-1）			-0.708 *** (0.000)	-0.651 *** (0.000)
外国人割合（t-1）			0.502 * (0.068)	0.762 *** (0.000)
女性就業者割合（t-1）			0.0803 (0.253)	0.0674 (0.167)
定数項	-0.0159 *** (-8.98)	-0.0154 *** (-12.15)	0.111 *** (0.005)	0.101 *** (0.000)
決定係数	0.1222	0.2195	－	－
モデル	プーリング	プーリング	固定効果	固定効果
備考	推定期間は 1990 年と 2007 年の間を 5 年間隔（最終期は 3 年）で区切った 4 期をパネルデータにした。 （　）内は、固定効果・変量効果モデルの場合はＰ値、プーリングモデルの場合は t 値。 有意水準：* 10%、** 5%、*** 1%。			

人当たり輸出額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化ともに統計的に有意なプラスの効果をもたらしている（第Ⅱ-1-3-2-4 表）。

まず、基本推計（ベースライン）の推定値は、都道府県別労働者一人当たり輸入額変化 1.10、都道府県別労働者一人当たり輸出額変化 1.69 と、いずれも統計的に有意なプラスの値となった（第Ⅱ-1-3-2-4 表(1)、(2)列）。都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化が 100 万ドル単位の数値になっていることから、輸出又は輸入が 100 万ドル変化したとき、製造業労働者割合が 1.10％又は 1.69％変化したことを意味している。

次に、地域属性に関する変数を加えた拡張推計の都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化と都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化の推定値を見ると、いずれもプラスの値（都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化 1.17、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化 2.05；第Ⅱ-1-3-2-4 表(3)、(4)列）であることから、輸出入ともに製造業労働者割合を増加させる効果を示していることがわかる。都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化は 100 万ドル単位の数値になっていることから、輸出又は輸入が 100 万ドル変化したとき、製造業雇用割合が 1.17％又は 2.05％変化したことを意味している。都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化より都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化の方が高い値（1.75 倍）を示していることから、世界から輸入品を国内に受け入れる効果より、国内から輸出品を世界へ送り出す効果の方が、製造業労働者割合に対して大きな効果を持っていたということを示している。

また、拡張推計の推定値を基本推計の推定値と比べると、都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化は、いずれも拡張推計のパラメータの値が高くなっていることから（都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化 1.10 → 1.17、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化 1.69 → 2.05）、労働者割合変化に対しては貿易要因より地域要因の方がマイナスの効果を持っている可能性を示唆している。

我が国全体として製造業労働者の割合が低下する傾向にあった 1990 年代から 2000 年代の時期において、また、GATT ウルグアイ・ラウンドの発展的解消から WTO の成立に至る自由貿易体制の進展と歩を同じくする時期において、輸出入ともに国内製造業の雇用に対してプラスの効果を認められたことは特筆すべき事実であろう。このことは、世界との貿易が雇用面において製造業の縮小傾向を少なからず下支えした一つの要因であったと考えることができるだろう。

しかしながら、Autor, *et al.*（2013）では、地域労働者一人当たり輸入額変化がマイナスを示しており、Dauth, *et al.*（2014）では、基本推計で我が国と同様

にプラスを示し、拡張推計でマイナスを示していることから、本推計結果については考察の余地がある[41]。第一に、我が国の貿易構造が、グローバル・バリュー・チェーンのハブとして中間財・最終財の輸出入による付加価値の流れが雇用に対してプラスの効果を示す構造になっていた可能性である。我が国においては、産業構造が大きく変化していた時期と重なっており、我が国のグローバル企業内及びグローバル企業間の取引において中間財・最終財の流れが大きく変わった可能性に加えて、製品の高付加価値化による差別化が進んだ可能性も否定できない。海外においては、特にアジア地域の成長が著しい時期であり、新興国の成長段階によって貿易財の種類が変化したり、海外進出した企業が生産していた製品の主な輸出先が本国向けから第三国向けに変化したり、国際的な経済環境の変化にともなって輸出入の構造変化が起こっていた可能性が高い。

第二に、推計対象が個別国との貿易ではなく、世界との貿易になっている点である。Autor, *et al.*（2013）などの関連研究が二国間関係を分析していることと異なって、本節では世界（多国）対一国間を分析している。つまり、特定国との貿易の影響というよりむしろ世界各国との貿易の影響が数字に表れている可能性が高い。貿易全体を捉えたことによるメリットの一つの表れと解釈できよう。

拡張推計において地域属性をコントロールするために追加した説明変数[42]である製造業労働者割合、大学卒業者・大学院修了者割合、外国人割合及び女性労働者割合について、推定結果は（第Ⅱ-1-3-2-4 表（3）、（4）列）、女性労働者割合を除いて、いずれも統計的に有意な値となっている。また、モデル選択は固定効果モデルになっていることから、製造業労働者割合の変化には貿易要因より地域要因の方が影響していることを示している（都道府県固有の効果が存在している）。

輸出面・輸入面ともに、製造業労働者割合及び大学卒業者・大学院修了者割合のパラメータが、マイナスの値を示している。前者については、産業構造全体が製造業からサービス業にシフトしている長期的な傾向を考えれば、差分の期首年の製造業労働者割合が高い都道府県ほど、期末年（サンプル対象年）の製造業労働者割合が減少することは容易に推察できる。後者については、期首年に高学歴者が多かった都道府県ほど、製造業労働者割合が減少していることを示している。1990 年から 2007 年までの期間において、高学歴者の割合が高かった都道府県は、東京都・神奈川県・大阪府などの大都市を有する都道府県なので、大都市地域における製造業労働者割合の減少を反映した推定値になっていると考えられる。

また、外国人割合については、製造業雇用者割合の変化に対してプラスの効果を持っており、輸出面の方が輸入面より高い値を示している。製造業の工場が立地している都道府県における外国人労働者割合の高さ[43]が製造業労働者割合へのプラス効果の一因になっていると考えられる。よって、これらの都道府県に立地する工場から出荷されている製品の一部が輸出されていると考えると、外国人割合が製造業労働者割合変化にプラスの効果を持つ推定結果を受け入れることができるだろう。

（4）自由貿易の推進が雇用を生み出す経済に向けて

貿易と雇用・賃金の関係について、研究動向を概観するとともに、我が国の貿易が都道府県の製造業雇用に及ぼした影響を分析してきた。学術研究の動向調査においては、貿易と雇用・賃金に関する実証研究を中心に紹介しているが、いずれも対象国･対象時期によって結論が定まらないこともあり、現在においても議論の余地を残している。

我が国の製造業雇用に対する貿易の影響は、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化はいずれも製造業雇用の変化に対して統計的に有意なプラスの効果を持っていたことが明らかになった。また、都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化には製造業の就業構造に起因する地域差が存在しており、貿易の影響が一様ではないことが明らかになった。関連研究との比較のために分析期間を合わせたことから足下の数字を示すことができていないが、2008 年の世界経済危機及び 2011 年の東日本大震災を経て、我が国の経済も

41　Autor, *et al.*（2013）及び Dauth, *et al.*（2014）は地域労働者一人当たり貿易額変化を操作変数とする二段階最小自乗推計になっているが、本分析では通常の最小自乗推計になっているため、推計方法上の相違に起因している可能性も十分にある。また、分析期間の取り方によって符号が変わることもあり得る。実際、1995-2007 年を分析期間に設定して推計すると、地域労働者一人当たり輸入額変化の符号はマイナスになる。ここでは、関連研究との比較を優先して、1990-2007 年の推定結果を掲出する。

42　いずれの変数も差分の期首年（サンプル対象年の 5 年前）における値である。

43　厚生労働省発表（平成 22 年 1 月 29 日付）の「外国人雇用状況の届出状況（平成 21 年 10 月末現在）について」（別表 5）によれば、製造業労働者に占める外国人の割合は、三重県 63.0%、岐阜県 58.2%、静岡県 54.4%となっている。

世界経済も構造変化が起こっている可能性が高いことから、貿易と雇用・賃金の関係については今後も注視していく必要がある。

したがって、本節の分析結果に基づくと、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化には地域差が存在することから、地域産業の強みを活かし、弱みを軽減する政策によって、貿易と雇用の地域差を調整することが必要である。

第４節　インクルーシブな成長に関する国際的な論調

OECD では、グローバリゼーションに伴い、特に先進国の下半分の収入層の人々が取り残されていることを示す十分なエビデンスがあるとの分析[44]がなされており、生産性を高める政策や人材育成強化政策に加えて、セーフィティネットや社会的・教育的政策の強化、労働市場の整備の必要性について議論されている。

実際に各国において所得の中間層を構成していた製造業雇用者数は先進諸国において下落傾向となっており、これは各国において格差を生む要因の一つとなっている（第Ⅱ-1-4-1 表、第Ⅱ-1-4-2 図）。他方で、ドイツ等の製造業雇用者数が増えている国もあり、国によって状況が異なる。ドイツが増加している理由としては、高付加価値化を通じて輸出を拡大させたことに加えて、労働市場改革の効果があったことが可能性として考えられる。

WTO、IMF 及び世界銀行においても 2017 年 4 月 10 日に「貿易を全ての人の成長の原動力とする[45]」と題する共同報告書を発表した。ここでは、インクルーシブ（包摂的）な成長について言及している国際的な論調として本報告書について概要を記載する。

第Ⅱ-1-4-1 表　各国における製造業雇用者数推移

製造業（百万人）					
（年）	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
2006	11.63	14.16	3.02	7.17	3.31
2011	10.44	11.73	2.56	7.28	2.90
2016	10.41	12.35	2.64	7.53	2.75

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅱ-1-4-2 図
各国における製造業雇用者数変化（2006 → 2016）

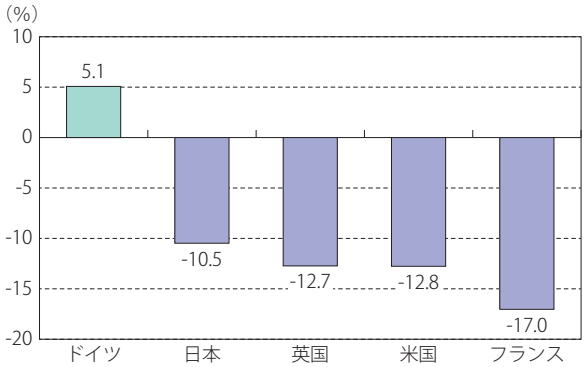

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

世界経済における貿易の役割は重要な分岐点にある。

貿易の拡大は 20 世紀後半における先進国と新興国経済を牽引してきた。しかしながら、2000 年代初頭に入ってから貿易構造の停滞、世界経済危機後の保護主義の台頭、更なる景気後退のリスクが貿易、生産性、所得上昇の足枷となってきた。それに加えて、貿易は新興国だけでなく先進国においても、あまりにも多くの個人・地域社会を取り残してきた。

先進国の一部のセクターや地域での雇用喪失は、貿易よりもむしろ技術的変化から大きく生じていることが確かである。他方で、貿易に関しても深刻でかつ長期的な悪影響を国民や経済にもたらすことがある。しかしながら、正しい政策を採択することによって、経済は貿易が生み出す素晴らしい機会を享受しつつ、取り残された者にも裨益させることが出来る。これらの政策は貿易調整による負の影響を緩和しつつ、全般的な経済の柔軟性と効率性を上昇させることが出来る。

G20 杭州サミットにおいても、各国の首脳は貿易の利益を享受するための国内政策を実行していくべきとの結論に至った。

また、特に先進国において貿易に懐疑的になっている国民に対して、貿易のメリットを積極的に広めていく必要があるという認識にも至った。この資料はそれらを達成するための手段を提供することを目的としている。ここでは、長期的な経済動向について調査するとともに、貿易のメリットについて議論し、また貿易がどのような過程を経てデメリットをもたらすのかについて検討することから始める。後半部分では、国内政策がどのように貿易調整によるデメリットを軽減させることが出来るのか、また貿易政策によって強力な包括的成長をもたらすことが出来ると分析する。

44　OECD(2017), Fixing Globalisation: Time to Make it Work for All.
45　IMF, 世界銀行 , WTO(2017), Making Trade an Engine of Growth for All.

多角的貿易体制の拡大に支えられた貿易開放は、生産性の向上、競争の強化、価格の低下、生活水準の向上をもたらした。

貿易による資源配分の最適化と新技術の採用によって、業界や企業は生産性が向上している。消費側においては、貿易開放が商品とサービスの幅広い選択肢と低価格化をもたらしており、特に貿易に影響を受ける商品やサービスを多く消費する低所得者層に対して利益をもたらしてきた。貿易によって先進国の低所得者層の家計消費バスケット価格は2/3程度減少（高所得者層は1/4程度の減少）したと推測されている。近年の研究では、貿易がその他の社会的目標を進展させることにも役立っていると示唆している。

他方で、貿易によって負の影響を受ける地域社会・労働者は存在する。

実際に欧米の特定の地域の製造業における輸入競争の結果は、関連する政策が採択されなかった場合にどれほど深刻なものなのかを示している。これらの構造変化は、貿易による影響の波及の早さと大きさだけでなく、経済の健全性、労働市場の硬直性、資源配分最適化に対する障害、社会保障の妥当性にも起因している。強力な経済成長と雇用の伸びを促進させるための政策は貿易調整コストも減少させることができる。構造変化が起きている要因を理解することは、それらに対処するための適切な国内政策を設計する上で重要である。

貿易調整に対処するための国内政策は重要である。

企業、産業、地域間の労働移動を緩和させることで貿易調整のコストは最小限に抑えられ、雇用も促進させることができる。積極的労働市場政策はこれらの取組を支援する上で重要な役割を持っている。就職支援、職業訓練プログラム、あるいは賃金保障などを各国の状況に併せて適切に設計することによって、再雇用を促進し、労働者の技能を上昇させることが出来る。失業保険やその他の消極的労働市場政策のような社会的セーフティーネットは、輸入競争によって影響を受けた労働者に、自分自身で再起する機会を与えることが出来る。これまでのところ、このような手当は限られた影響しか及ぼしていないが、適切に照準が合わせられ、効率的に調整された貿易調整支援プログラムであれば、更なる効果拡大を望むことが出来る。

労働市場政策を超えたアプローチも必要である。

教育システムは、近年の労働市場の変化に対応できるように労働者を準備させる必要がある。また、住宅、金融、インフラなどの政策は労働移動を促進するようなものである必要がある。貿易によって大きな影響を受けた地域社会が再起するための措置も検討するべきである。構造変化は早期かつ包括的に処理されなければ、地域社会への影響はより長期的で深刻な結果につながる可能性がある。競争力と生産性の向上を支援するような政策は、失業した労働者が新たな転職先を見つけることを確実にするのにも役立つ。

更なる貿易統合は、世界の経済成長を活性化させ、包摂的な貿易環境を整備するために重要である。

農業などの伝統的な分野については影響について留意することが必要であるが、サービスやデジタル貿易などの業界は貿易改革が成長に特に大きく貢献できる分野である。よりオープンな貿易をしていく上で、二国間及び地域間の貿易協定は重要な役割を果たすことが出来る一方で、これらの協定における革新的な部分については、最終的には世界全体にも適用されるべきである。更に、これからはコストのかかる社会及び経済的な是正措置を避けつつ、貿易について幅広い支持を確保するためにも、貿易調整費用の軽減は貿易改革の不可欠な部分であるべきである。

WTOを中心とした強力な世界貿易体制は依然として重要である。

徹底された貿易ルールは、競争を促進させるとともに国際貿易が公平であると国民に示して安心させることが出来る。WTOの紛争解決機能は、関税やその他の従来の貿易措置だけでなく、貿易を損なう可能性のある補助金やその他の国境を越えた「措置」に関するルールを実施するための強力な手段であることが証明されている。WTOの紛争解決機能を維持していくためにも、これまで以上にその透明性やその他の重要な機能の価値を認識していくことが重要である。また、多国間の交渉を達成するための柔軟なアプローチなどをはじめとするWTOの近年の交渉機能の上昇についても認識していくことが必

要である。これらの分野における継続的な努力は、あらゆるタイプの保護主義を阻止しつつ、貿易協定が公平な貿易ルールを提供していることを実証することができる。

第Ⅱ-1-4-3 図　インクルーシブな成長のための施策

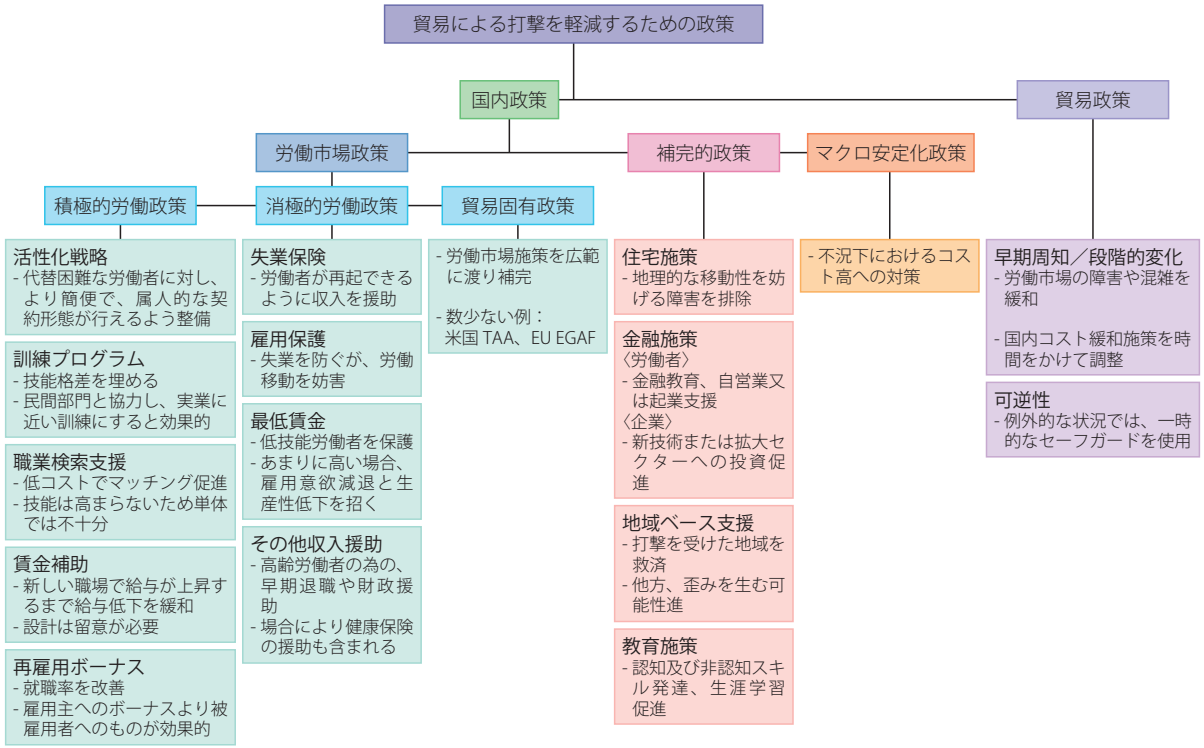

資料："Making Trade an Engine of Growth for All" WTO, IMF, World Bank（April, 2017）から経済産業省資料作成。

〈日本編〉

第2章 我が国の通商政策の方向性（新しい通商政策）

第1節　我が国の経常収支の動向とインプリケーション

第2節　我が国の通商政策の方向性

第2章
我が国の通商政策の方向性（新しい通商政策）

第1節　我が国の経常収支の動向とインプリケーション

本節では、我が国の経常収支動向の変遷について俯瞰する。その中で、他の主要先進国の経常収支構造とその変化を比較することで、我が国の経常収支の特徴を明らかにしていく。

1. 我が国の経常収支動向

（1）2016年の我が国の経常収支動向

2016年の我が国の経常収支は前年比+4兆1,070億円で20兆3,421億円の黒字となり、2年連続で黒字額が拡大した。本年の経常黒字額は比較可能な統計が取得できる1985年以降、2007年に次いで高い値となった。黒字額拡大の主な要因は貿易収支が前年比+6兆4,113億円で5兆5,251億円の黒字となり、東日本大震災が発生した2011年以降、初めて黒字転化したことである。加えて、サービス収支が前年比+7,827億円で▲1兆1,480億円となり、4年連続赤字額が縮小したことも影響している。サービス収支も比較可能な1996年以降で赤字額が最小となった。また、第一次所得収支は18兆1,011億円で前年比▲2兆9,177億円で18兆1,011億円の黒字となり、4年ぶりに黒字額が縮小した（第Ⅱ-2-1-1-1図）。

2016年の貿易収支を通関ベースで輸出と輸入のそれぞれについて見てみると、輸出額は70兆358億円で前年比▲7.4%、輸入額は66兆420億円で前年比▲15.8%となった。このことから、2016年の貿易収支の黒字転化は輸出が牽引したものではなく輸入額の減少に起因している（第Ⅱ-2-1-1-2図）。

ここで、伸び率を大きく減少させた輸入額を品目別で見てみる。輸入額の減少分である前年比▲15.77%のうち、約半分の▲7.86%を鉱物性燃料が占めている（第Ⅱ-2-1-1-3表）。この背景には世界的な原油価格下落の影響があり、WTI原油先物価格の推移を見ると2014年から2016年にかけて▲68.1%と著しく下落

第Ⅱ-2-1-1-1図　我が国の経常収支の推移

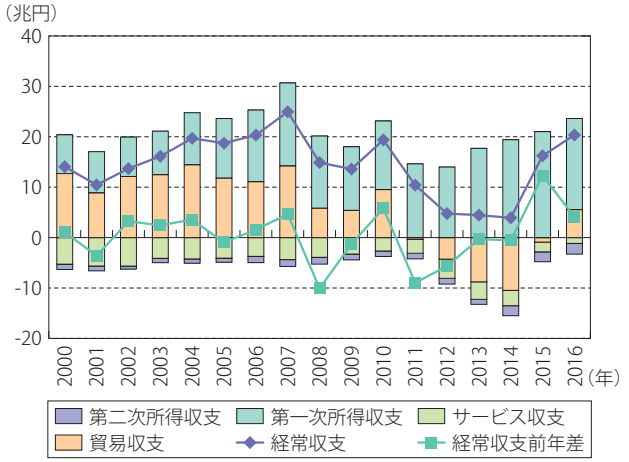

備考：2013年以前の計数は、国際収支マニュアル第5版準拠統計を第6版の基準により組み替えたもの。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-2図　我が国の輸出入額の伸び率推移

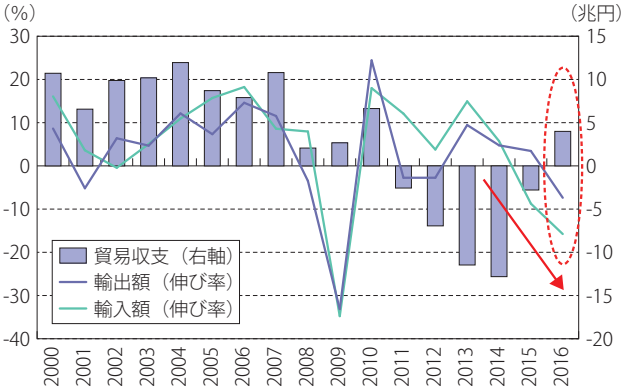

備考：伸び利率は前年比。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

している（第Ⅱ-2-1-1-4 図）。この影響を受け、我が国でも原粗油輸入価格が大幅に下落し、輸入数量はあまり変化しないにも関わらず輸入金額は前年比▲32.4％下落した。加えて、半導体等電子部品を初めとする電気機器（寄与度▲ 1.56％）、衣服等のその他品目（同▲ 1.46％）等、全ての品目で前年比輸入額が減少したことも、輸入金額を下押しした要因である（第Ⅱ-2-1-1-5 図）。

第Ⅱ-2-1-1-3 表
我が国の品目別輸出入額の寄与度（2015 年→ 2016 年）

	輸出額	輸入額
1．食料品	0.01%	-0.82%
2．原料品	-0.25%	-1.07%
3．鉱物性燃料	-0.46%	-7.86%
4．化学製品	-0.84%	-0.81%
5．原料別製品	-1.82%	-1.24%
6．一般機械	-1.07%	-0.91%
7．電気機器	-1.28%	-1.56%
8．輸送用機器	-1.06%	-0.04%
9．その他	-0.61%	-1.46%
全品目	-7.38%	-15.77%

備考：伸び率は対前年比。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-4 図　WTI 原油先物価格の推移

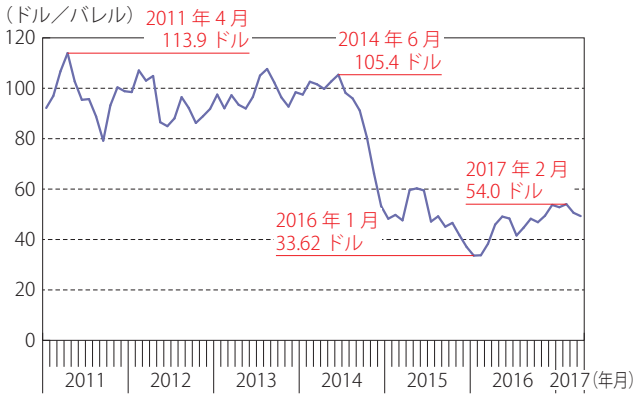

資料：Thomson Reuters EIKON から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-5 図
原油及び粗油輸入金額の伸び率推移

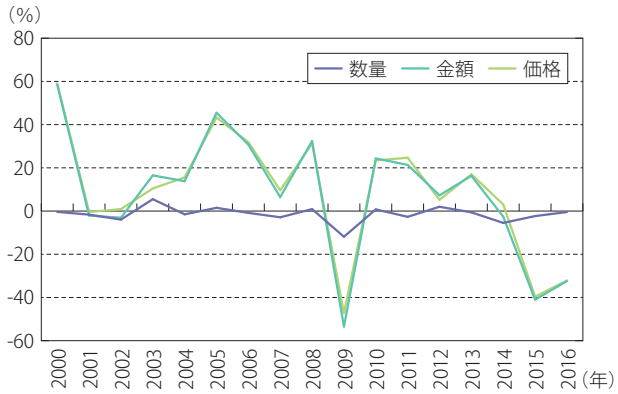

備考：伸び率は前年比。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

一方で輸出額を見ると、前年比▲ 7.38％とこちらも減少している。その内、特に原料別製品（同▲ 1.82％）、電気機器（同▲ 1.28％）が輸出額を下押した。輸入と同じくほぼ全品目で前年比輸出額が減少したものの、食料品は輸出額の前年比伸び率の内 +0.01％と唯一増加に寄与している。特にアジア NIEs や中国向け輸出が増加しており、アジア圏における日本産の食品需要が徐々に向上していることが伺える（第Ⅱ-2-1-1-6 表）。

第Ⅱ-2-1-1-6 表　我が国の主要国・地域別、品目別輸出額の寄与度（2015 年→ 2016 年）

	寄与度							
	アジア	うち中国	うち アジア NIEs	うち ASEAN	EU	米国	その他	世界
1．食料品	0.01%	0.01%	0.02%	-0.01%	0.00%	-0.00%	0.00%	0.01%
2．原料品	-0.20%	-0.11%	-0.05%	-0.03%	-0.00%	-0.02%	-0.03%	-0.25%
3．鉱物性燃料	-0.30%	0.01%	-0.32%	-0.15%	-0.00%	-0.03%	-0.14%	-0.46%
4．化学製品	-0.60%	-0.19%	-0.33%	-0.09%	-0.07%	-0.09%	-0.08%	-0.84%
5．原料別製品	-1.13%	-0.24%	-0.42%	-0.37%	-0.08%	-0.24%	-0.36%	-1.82%
6．一般機械	-0.29%	-0.02%	0.10%	-0.42%	-0.15%	-0.41%	-0.22%	-1.07%
7．電気機器	-0.84%	-0.29%	-0.43%	-0.21%	-0.10%	-0.25%	-0.08%	-1.28%
8．輸送用機器	-0.20%	0.08%	-0.13%	-0.13%	0.23%	-0.13%	-0.96%	-1.06%
9．その他	-0.72%	-0.38%	-0.21%	-0.06%	0.18%	-0.26%	0.18%	-0.61%
計	-4.26%	-1.14%	-1.78%	-1.48%	-0.00%	-1.43%	-1.68%	-7.38%

備考：1．伸び率は対前年比。
　　2．「シンガポール」は、アジア NIEs、ASEAN 双方に含まれる。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

サービス収支の赤字額縮小の要因としては、昨年に引き続き、旅行収支と金融サービス収支の黒字額が拡大したことに加え、その他業務サービス収支が前年比＋6,816億円と赤字額が縮小し、▲2兆5,764億の赤字となったことである（第Ⅱ-2-1-1-7図）。

サービス収支全体では赤字額が縮小しているものの、さらに収支を受取と支払に分けると、受取額は全体で前年比▲3.9％と4年ぶりに減少している。一方で、支払額も全体で前年比▲7.2％と4年ぶりに減少しており、サービス収支も、貿易収支と同じく、支払額が受取額以上に減少したことで赤字額を減少させている。項目別で受取額を見ると、サービス受取が全体で前年比▲3.9％減少しているところ、旅行受取額が＋1.6％の寄与を占めている。前年より伸び率は減少しているものの5年連続で増加しており、全体の受取額減少の歯止めに最も貢献をした項目である（第Ⅱ-2-1-1-8図）。支払額を見ると、全体の伸び率が前年比▲7.2％であるところ、その他業務サービス支払額が▲2.8％の寄与で5年ぶりに全体を下押しした。また、受取額、支払額に共通して輸送の伸び（受取額で▲4.3％、支払額で▲3.9％の寄与）が最も減少しており、前述した2016年の我が国の貿易額減少が輸送受取・支払額減少の一因であると考えられる（第Ⅱ-2-1-1-9図）。

第Ⅱ-2-1-1-7図　サービス収支の項目別推移（日本）

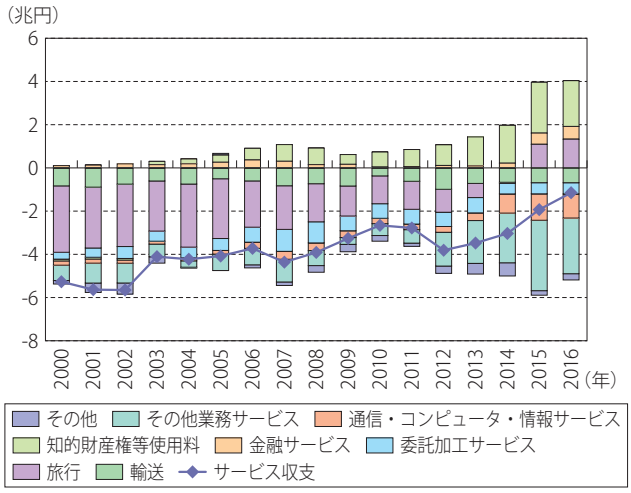

備考：2013年以前の計数は、国際収支マニュアル第5版準拠統計を第6版に基準により組み替えたもの。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-8図
我が国のサービス収支受取の項目別伸び率寄与度の推移

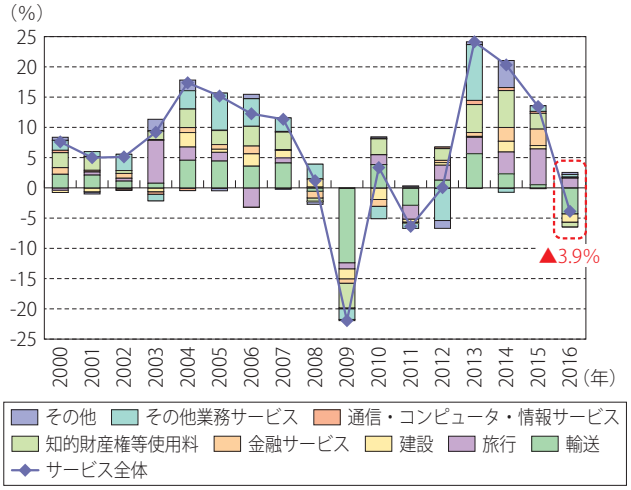

備考：2013年以前の計数は、国際収支マニュアル第5版準拠統計を第6版の基準により組み替えたもの。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-9図
我が国のサービス収支支払の項目別伸び率寄与度の推移

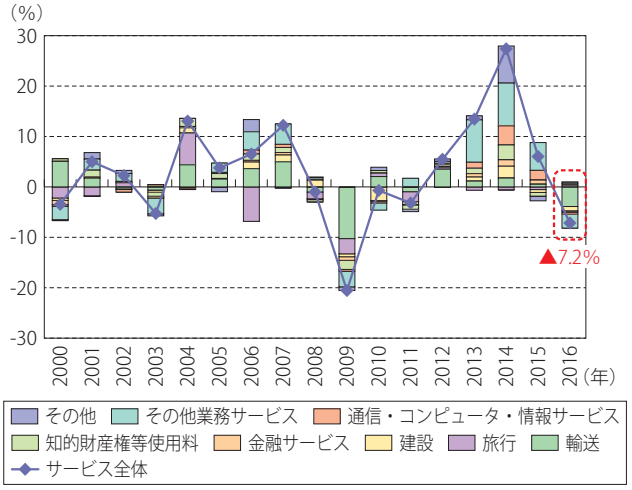

備考：2013年以前の計数は、国際収支マニュアル第5版準拠統計を第6版の基準により組み替えたもの。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

2016年の第一次所得収支は、全体の受取額減少によって、4年ぶりに黒字額が縮小した。この背景としては、2016年中の為替相場が前年に比べ円高方向に推移したことから、外貨建て受取に係る円換算額が目減りしたこと等が影響しているものと考えられる（第Ⅱ-2-1-1-10図）。

（2）足下及び今後の貿易収支動向

次に、我が国の貿易収支の足下及び今後の動向に関して概観していく。2016年は資源価格の下落等による輸入額の減少によって、貿易収支の黒字額拡大に至った。しかし2016年8月頃より、輸出額、輸入額ともに伸び率の下落幅が縮小していき、輸出額伸び率は2016年12月、輸入額伸び率は2017年1月にプラス転化した。輸出額に関してはその後順調に回復を続けており、2017年3月には7兆1,659億円と前年比＋13.1％の伸びとなった（第Ⅱ-2-1-1-11図）。

第Ⅱ-2-1-1-10 図
我が国の第一次所得収支の項目別推移

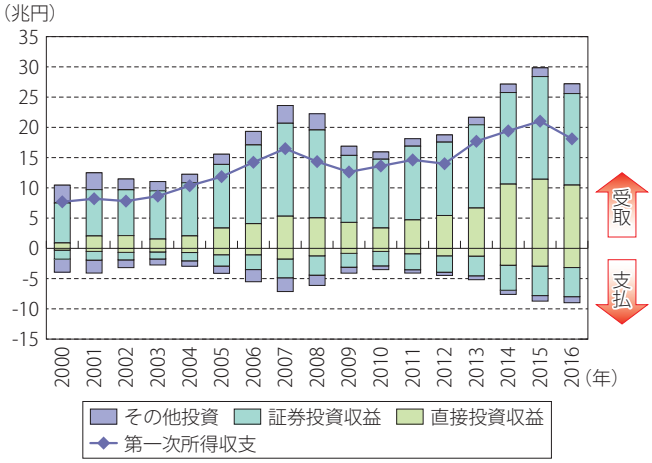

備考：１．少額であるため雇用者報酬を削除していることから合計が合わない。
２．2013 年以前の計数は、国際収支マニュアル第 5 版準拠統計を第 6 版の基準により組み替えたもの。
資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-11 図
我が国の貿易収支、輸出入額の前年比推移

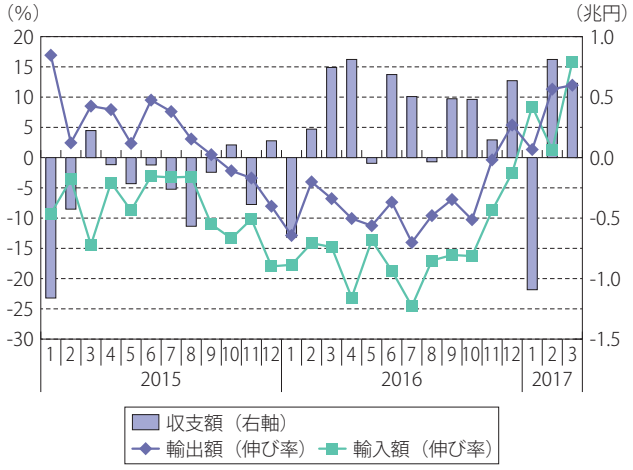

資料：財務省「国際収支状況」から経済産業省作成。

通関ベースで品目別に我が国の足下の輸出額を見ると、2016 年第 1 四半期と 2017 年第 1 四半期を比較した際、輸出額全体の伸び率が前年比 +8.51％となった。その内一般機械輸出額の寄与が +2.39％を占めており、特にアジア NIES 向けで＋ 1.14％の寄与と大きく伸びていることがわかる。さらに、一般機械を含めた全品目の輸出額でも、アジア NIEs、中国、ASEAN 等のアジア新興国向けで輸出額が回復傾向である（第Ⅱ-2-1-1-12 表）。

また、輸入（通関ベース）に関しては、2016 年初頭まで大きく下落を続け、輸入額の下押し要因であった原粗油輸入価格が 2017 年 2 月時点で前年同月比 +75.7％と、足下で回復傾向であり、輸入額の増加要因になっている（第Ⅱ-2-1-1-13 図）。

また、日本企業の外国での現地生産化や価格設定行動の変化といった構造変化を背景として、2012 年以降の大幅な円安局面でも、輸出数量は対世界では横ばいで推移、対米国では減少している。このように最近は、輸出数量に対する為替の影響はほとんどなくなってきている（第Ⅱ-2-1-1-14 図）。

第Ⅱ-2-1-1-12 表　我が国の主要国・地域別、品目別輸出額の寄与度（2016 年第 1 四半期→ 2017 年第 1 四半期）

	寄与度							
	アジア	うち中国	うち アジア NIEs	うち ASEAN	EU	米国	その他	世界
1．食料品	0.02%	0.03%	-0.02%	0.01%	0.01%	0.00%	0.02%	0.05%
2．原料品	0.31%	0.17%	0.10%	0.04%	0.00%	0.00%	-0.01%	0.30%
3．鉱物性燃料	0.26%	0.04%	0.12%	0.17%	0.02%	0.04%	0.15%	0.46%
4．化学製品	1.12%	0.47%	0.48%	0.17%	0.02%	-0.02%	-0.02%	1.11%
5．原料別製品	0.73%	0.10%	0.20%	0.36%	-0.05%	0.01%	-0.03%	0.66%
6．一般機械	2.00%	0.70%	1.14%	0.10%	0.16%	0.12%	0.12%	2.39%
7．電気機器	1.32%	0.50%	0.60%	0.29%	0.01%	-0.03%	0.05%	1.36%
8．輸送用機器	0.43%	0.27%	0.12%	0.01%	-0.16%	-0.21%	0.04%	0.09%
9．その他	1.30%	0.43%	0.74%	0.60%	-0.01%	-0.06%	0.85%	2.08%
計	7.49%	2.70%	3.48%	1.75%	-0.01%	-0.14%	1.17%	8.51%

備考：１．伸び率は対前年比。
２．「シンガポール」は、アジア NIEs、ASEAN 双方に含まれる。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

加えて、景気動向の先行指数であるPMIも、製造業、非製造業ともに2016年後期より世界全体で50を大きく超えて推移[46]しており、2017年は、先進諸国向けも含め我が国の輸出は拡大し、貿易額全体としては2016年比拡大していくことが予想される（第Ⅱ-2-1-1-15図）。

第Ⅱ-2-1-1-13図
我が国の原粗油輸入額、価格、数量の伸び率推移

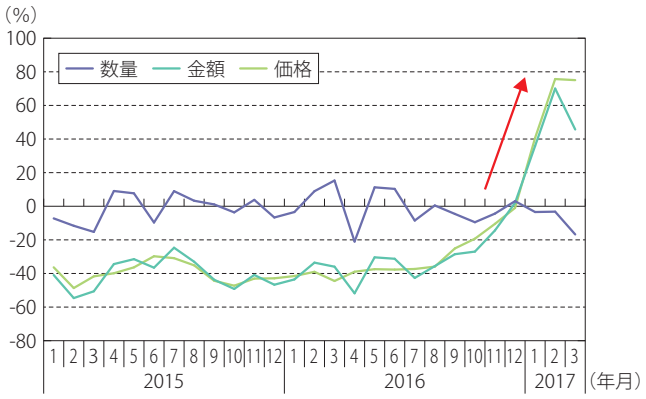

備考：１．伸び率は対前年同月比。
２．価格の伸び率は、金額÷数量の値を価格とし伸び率を算出。
資料：財務省「貿易統計」から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-15図
地域別PMIの推移（製造業、非製造業）

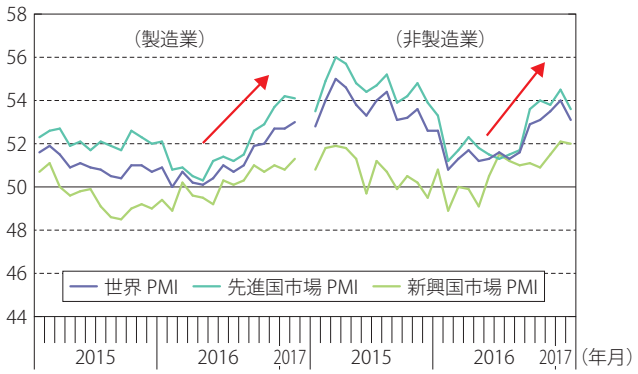

資料：Thomson Reuters から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-1-1-14図　為替と輸出数量の関係

輸出数量（対世界）

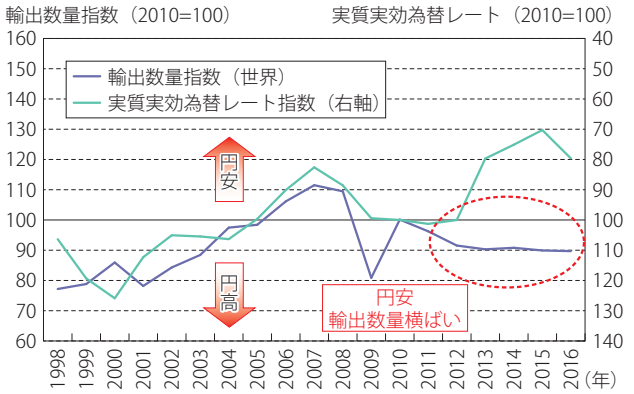

資料：内閣府、日本銀行から財務省作成。

輸出数量（対米国）

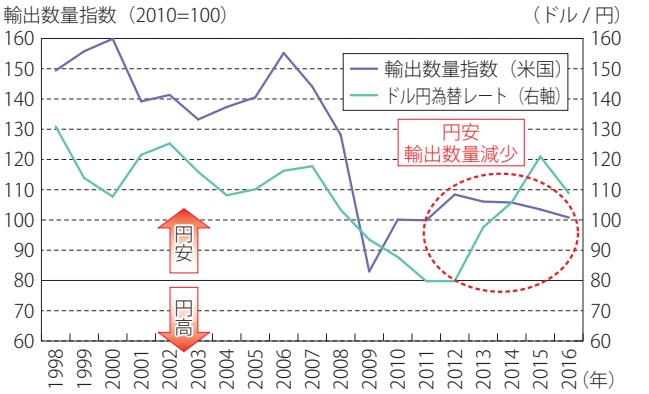

資料：内閣府、日本銀行から財務省作成。

46　景況感の改善と悪化の分岐点となる値が50で、通常、50を上回ると景気拡大（景気が上向き）、50を下回ると景気後退（景気が下向き）を示唆すると言われる。（「金融情報サイトiFinance」から引用。）

第２節　我が国の通商政策の方向性

この節では、我が国の通商政策を取り巻く環境がどのように変化してきたのかを述べるとともに、我が国として進むべき通商政策の方向性について述べていく。

1. 我が国の通商政策を取り巻く環境の変化

我が国の通商政策を取り巻く環境は、経済活動の現実と国際貿易理論の発展の両面において大きく変化した。経済活動の現実に関しては、1980 年代末から、情報革命によってアイデアの移動・貯蔵・加工に関する技術革新が起こり、コミュニケーションコストが劇的に低下することによって変化が現れた。

リチャード・ボールドウィン[47]によれば、これによって従来は複数工程が物理的に一箇所で行われなければ非効率であった状態が変化し、企業は各工程を「アンバンドル化[48]」して最適なサプライチェーンを構築することになった（第Ⅱ-2-2-1-1 図）。また、工程の「アンバンドル」に伴い、中間の製造工程は途上国の低廉な労働力にオフショアリングされることとなった。結果的に、スマイルカーブの形状が変化し、中間の製造工程は相対的な低下を余儀なくされた（第Ⅱ-2-2-1-2 図）。

一方、国際貿易理論においても、クルーグマンの「新貿易理論[49]」を土台にして、メリッツが「企業の異質性モデル」（新々貿易理論）を提唱。

企業の異質性を前提とし、輸出に参入するのに必要なコスト、しかも輸送費用などの可変費用のみでなく固定費用（情報収集費用、販路開拓費用、流通網整備費用等）が支払える企業でなければ輸出に参入しないとして、同一業種内でも企業によって輸出企業と非輸出企業の差を説明した（第Ⅱ-2-2-1-3 図）。逆に言えば、これまでグローバル経済への参入という恩恵を享受していない企業の中には政策的工夫でグローバル企業になれる企業が多数存在することを明らかにした。

以上の経済活動の現実と国際貿易理論の発展の両面の変化が、これまで自由貿易を推進してきた国・地域の政策にも大きな影響を及ぼしつつある。

第Ⅱ-2-2-1-1 図　製造工程のアンバンドリング

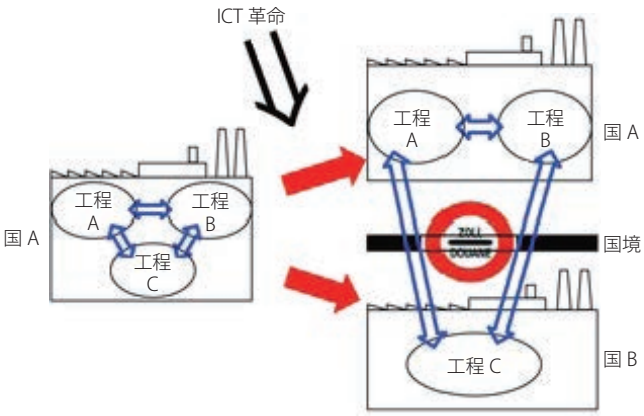

出典："Value creation and Trade in 21 st Century Manufacturing" Richard Baldwin, Simon Evenett（2014）を元に経産省加工。

第Ⅱ-2-2-1-2 図　スマイルカーブの変化

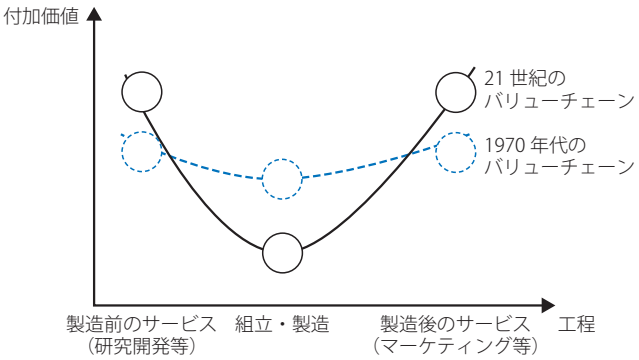

出典："Value creation and Trade in 21 st Century Manufacturing" Richard Baldwin, Simon Evenett（2014）を元に経産省加工。

47　ジュネーブ国際高等問題研究所教授（1991～）。専門は国際経済であり、90～91 年には米ブッシュ政権下において大統領経済諮問委員会エコノミストに指名されている。
48　アンバンドル化：ここでは、製造工程の細分化と複数国への分散及び相互ネットワーク化と定義。
49　新貿易理論：貿易発生の契機を各国の要素賦存の差異に求めるリカルドモデルから脱却し、企業が規模の経済を享受し輸送費用に守られて「輸出者」となることが貿易発生の契機とする理論

第Ⅱ-2-2-1-3 図
貿易の自由化と輸出企業・非輸出企業の増減

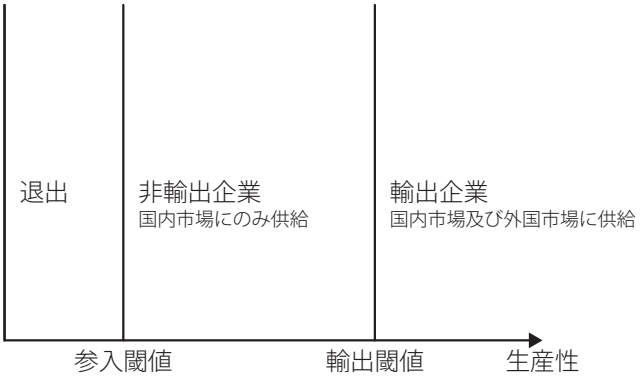

出典：「RIETI：新々貿易理論の誕生」田中鮎夢（2011）を元に経産省加工。

2. 自由で公正な高いレベルの通商政策

ボールドウィンが主張するように製造が工程毎に「アンバンドル」され、従来は自国の法制度の下で展開されていた工程がオフショア化され、またスマイルカーブが変形し、両側がより高く、中間がより低くなった。このような時代では、製造を含め、企業が様々な事業を、国境をまたいで自由に行うことができるよう、人材、金、材料、情報ができるだけ自由に流通する環境を創出することが、企業活動の活性化にとって必要である。そのため、単に関税を削減撤廃するだけでなく、経済活動に影響を及ぼしうる他国（特に新興国）の制度が我が国と同等かそれに近いものであることを確保し、我が国企業が諸外国企業と同等な競争条件の下で国内外の事業を行う環境を整備することが、通商政策の主要目標となる。

将来にわたって自由、透明、安定、公平なビジネス環境を確保するためには、「自由で公正な通商ルール」を世界に広げていく必要がある。各国では、外資出資比率の制限、技術移転の要求、情報移転の制限等、外国企業の活動に制約を課す規制が数多く残されている。また、知的財産権保護の強化、通関手続の円滑化等、各国政府が企業活動の円滑化のために主体的に取り組むことが期待される規制もある。さらに、自国企業に対する市場歪曲的な補助金の交付など、市場の調整機能を妨げる制度も存在する。

こうした事業障壁を克服するための「自由で公正な通商ルール」の例が TPP である。TPP は、関税の撤廃に加えて、投資の自由化、模倣品・海賊版対策の強化、貿易の円滑化等のための規律を設けており、また、電子商取引、政府調達、国有企業等に関する規定も盛り込まれている。このように自由な経済活動を可能にする通商ルールの交渉や執行を通じて、自由で公正な経済圏を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げることにより、新しい時代に対応した貿易環境を整備していくことが重要である（第Ⅱ-2-2-2-1 表、第Ⅱ-2-2-2-2 表）。

第Ⅱ-2-2-2-1 表　事業障壁となる措置の例

■タイ
- 鉄鋼製品の強制規格制度
- サービス貿易における外資出資比率の制限（エンジニアリング業、各種小売業等）

■インドネシア
- 小売業に関するローカルコンテント要求
- LTE 機器等に関するローカルコンテント要求
- 鉄鋼製品の強制規格制度、玩具の含有物規制
- サービス貿易における外資出資比率の制限（電気通信事業、流通、音響映像、広告等）
- 知的財産（不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止め規則なし）

■マレーシア
- 鋼板の関税引き上げ措置
- 鉄鋼製品の強制規格制度
- サービス貿易における外資出資比率の制限（金融、電気通信、流通）
- 知的財産（著作権侵害 DVD の流通）

■ベトナム
- 鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置

■フィリピン
- 未加工鉱石に対する輸出制限
- サービス分野における外資出資比率の制限（銀行、保険、電気通信、建設）

■ミャンマー
- サービス貿易における外資出資比率の制限（観光・旅行以外のサービス分野）

資料：2017 年版不公正貿易報告書　第Ⅰ部第３章 ASEAN 諸国から一部改訂

第Ⅱ-2-2-2-2 表　TPP の主な合意内容

関税	模倣品・海賊版対策の強化
✓工業製品について、11 か国全体で 99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。	✓模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与 ✓商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など
電子商取引に関する規定の導入	**国有企業に関する規律の導入**
✓国境を越える情報の移転の自由の確保 ✓サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止 ✓ソース・コード開示要求の禁止	✓国有企業の義務として、以下を規定。 ✓無差別待遇と商業的考慮 ✓非商業的援助及び悪影響 ✓透明性を規定
貿易の円滑化	**政府調達分野に係る規定の導入**
✓貨物や急送便の迅速な引取り許可 ✓貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着後 48 時間以内）に引取りを許可 ✓急送便：通常の状況において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後 6 時間以内に引取りを許可	✓特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律として以下を規定。 ✓公開入札の原則 ✓入札における内国民待遇及び無差別原則等 ※ WTO/GPA 未参加のベトナム・マレーシア・ブルネイも参加。

3. イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造を支える通商政策

IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボット等の技術革新による産業横断的な「第 4 次産業革命」のうねりは、革新的な製品やサービスの実現という形で国境を越えて社会の隅々に変化の兆しをもたらしつつある。こうした変化に対して我が国産業がグローバルな「勝ち筋」を見出していくためには、我が国の強みである高い「技術力」や高度な「現場力」を活かした、ソリューション志向の新たな産業社会の構築を目指していく必要がある。

本年 3 月に開催されたドイツ情報通信見本市（CeBIT）[50] に我が国がパートナー国として参加した際、我が国が目指す産業の在り方として、「コネクテッド・インダストリーズ」のコンセプトを世界に向けて発信した。これは、従来ともすると独立あるいは対立関係にあったモノとモノ（IoT）、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業、世代を超えた人と人、製造者と消費者など、様々なものがつながることで、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していくような産業のあり方である。この実現に向けて、国内において個別産業分野における取組やデータ流通の環境整備等を進めるとともに、通商政策の観点からも、人材投資の促進やオープンイノベーションの推進、高度人材の受入れ等の取組を進めて行くことが重要である。

また、我が国の対内直接投資フローは他の先進国と比較すると非常に低い値を推移しており、直接投資先としての魅力に関しても法規制などが要因となっており低い数値であるため、これらを改善していくことが重要である。また、高度外国人材のより積極的な受入れを図るためには、我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるように更なる改善を図る必要がある。

第Ⅱ-2-2-3-1 図　対内直接投資フロー（対 GDP 比）

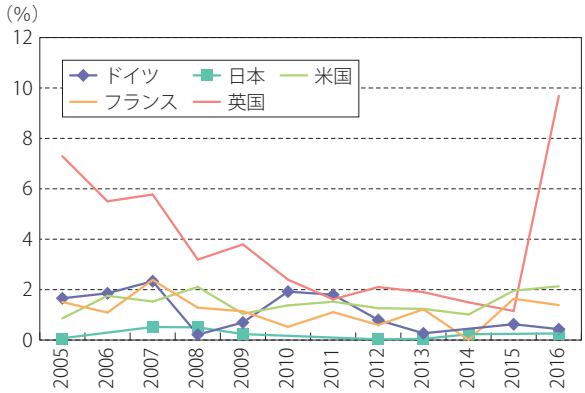

資料：OECD Database から経済産業省作成。

50　ドイツ情報見本市（CeBIT）に、我が国はパートナー国として参加。過去最大規模の 118 社の日本企業が出展し（過去最大規模）、安倍総理大臣、世耕経済産業大臣他が出席。

第Ⅱ-2-2-3-2 図
直接投資先としての各国の魅力（スコア）

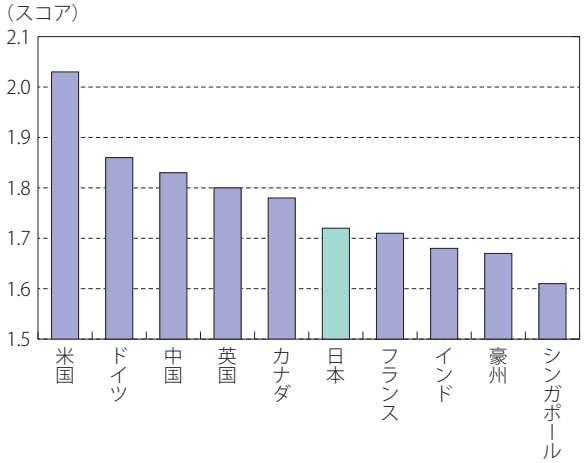

出典：AT カーニー（2017 年）FDI 信頼度指数

第Ⅱ-2-2-3-3 図　日本の在留管理制度に対する回答

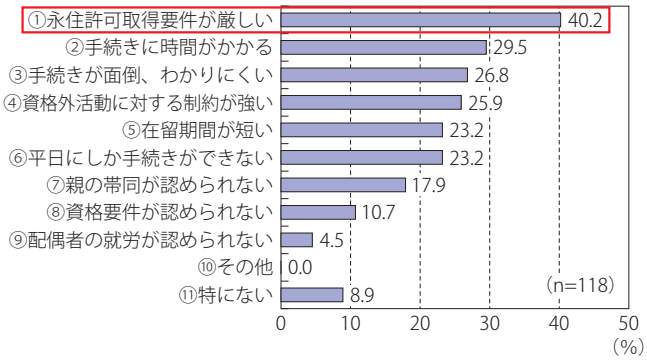

資料：平成 27 年度「内なる国際化研究会」報告書（28 年 3 月）から経済産業省作成。

第3章 イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造に向けた取り組み

第1節 我が国グローバル企業の収益力向上

第2節 我が国のイノベーションの創出に向けた課題

第3章
イノベーションを生み出す新たな産業社会の創造に向けた取り組み

第1節 我が国グローバル企業の収益力向上

我が国経済の活性化と持続的成長に向けて、グローバル企業の収益力向上を促すことが必要である。本節では、付加価値ベースの収益力（付加価値収益力）に注目して、その向上を促す要因が直面している課題を明らかにし、投資を通じたイノベーションの創出につながる方策を議論する。付加価値収益力は、財務会計あるいは経済学の収益力より広い意味で捉えた考え方として、資本・労働に関する費用を包摂する収益力と捉えている。我が国の総付加価値であるGDPの大部分が企業によって創出された付加価値で構成されていることに鑑みれば、企業が一定の付加価値を維持・拡大することは、経済成長の原動力そのものであるといえる。同時に、企業の付加価値は、設備投資・人件費・利益から構成されるため、付加価値を維持・拡大することが、将来の設備投資や雇用拡大の原資として重要になることから、マクロ経済成長を論ずる際の指標として付加価値収益力の動向を観察することが必要になる。

1. 付加価値ベースの収益力向上

(1) 収益力向上を巡る議論の経過

日系グローバル企業[51]の売上高や営業利益率などの収益力に関する一般的な指標が、欧米系グローバル企業のそれらと比較して低い水準にあることは、通商白書をはじめとして指摘されてきた。例えば、2015年版通商白書では、世界のグローバル企業357社を対象に財務分析を行った結果、日系グローバル企業は、売上高、営業利益及び売上高営業利益率に関して、欧米系グローバル企業と比較すると相対的に低成長・低収益であることが指摘されている[52]。特に、多角化が進んでいる企業における成長性及び収益性の低さが指摘されている。

第Ⅱ-3-1-1-1図は日米欧の上場企業の収益構造について、売上原価率などの財務指標に注目して比較している。まず、売上原価率は、生産性を議論する際に重要な「付加価値」に最も近い会計上の概念である売上原価を示す指標である。我が国グローバル企業は、欧米グローバル企業と比較して売上原価率が高いことから、売上高が低い又は中間投入額（製造原価など）が高いという意味において、付加価値の創出に課題があると考えられる。売上高と売上原価の差は粗利を表しているが、売上原価率が高いということは粗利の幅が小さいことを示しているので、粗利から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益も小さくなり、その売上高に対する割合である営業利益率は、自動的に低い割合となっている。さらに、法人税などを控除した後の純利益についても同様のことが言えることから、純利益率も低い割合となっている。

平成25年度年次経済財政報告では、日本企業の競争力分析の中で、我が国の製造業企業の収益力（総資産利益率）が、米国やドイツの製造業企業と比較して相対的に低いことを指摘している[53]。その要因として、

51 経営指標の国際比較は、「多国籍企業」の定義が一般的に用いられることが多いが、本節では、より広い意味の「グローバル企業」との呼称に統一している。本節で用いているグローバル企業とは、UNCTADが定義する多国籍企業（http://unctad.org/en/Pages/DIAE/Transnational-corporations-(TNC).aspx）の範囲に含まれる企業のほかに、在外子会社等を持たずに輸出している企業（輸出企業）を含む企業群のことである。

52 経済産業省（2015）、p. 216。

第Ⅱ-3-1-1-1図　世界の上場企業の収益構造（中央値、%）

	日本企業		米国企業	欧州企業	日本企業の特徴
売上原価率	74.3	>	63.9	–	生産性、販売等が課題の可能性
販売管理費率	20.5		22.1	31.8	
減価償却費率	2.8		–	2.6	
営業利益率	4.2	<	7.5	6.7	売上原価での差が利益率に影響
営業外損益率	–		–	–	
負担税率	38.4		30.7	24.8	
純利益率	3.9	<	6.4	5.5	売上原価率での差が利益率に影響

出典：SPEEDA から作成。
備考：対象企業は上場企業のうち 2006 年から 2015 年のデータが取得できる 5,925 社で、うち日本企業 2,934 社、アメリカ企業 1,240 社、ヨーロッパ企業 1,468 社。2006 年から 2015 年の期間中央値。欧州企業は EU 加盟 15 か国とする。

前掲の 2015 年版通商白書では、成長力や収益力が高いとされる設立・再編からの経過年数が比較的短い、いわゆる若い企業が少ないこと、また、事業の多角化が進んだ企業において研究開発投資の効率性が低下していることなどを指摘している[54]。

さらに、前掲の平成 25 年度年次経済財政報告では、我が国製造業企業の横並び志向やリスクテイク行動の消極性が、抜本的な製品差別化を抑制するとともに過当競争を助長した結果、利幅の薄いビジネスモデルに偏る傾向を生んでいるとして、製造業上場企業の売上高のハーフィンダール・ハーシュマン指数で寡占度を計算し、日本が米国及びドイツと比較して市場の寡占度が低く、過当競争や収益性の低さに繋がっている可能性を指摘している[55]（第Ⅱ-3-1-1-2 図）。

なお、我が国の人口 10 万人当たりの上場企業の数を見ると、上記の状態と整合している[56]（第Ⅱ-3-1-1-3 図）。

以上のような問題意識のもとに、収益力向上に向けた取組として、産学官の連携や企業経営のガバナンス強化といった事業環境整備の重要性、人材の多様性や

第Ⅱ-3-1-1-2 図
製造業上場企業の売上高から見た寡占度

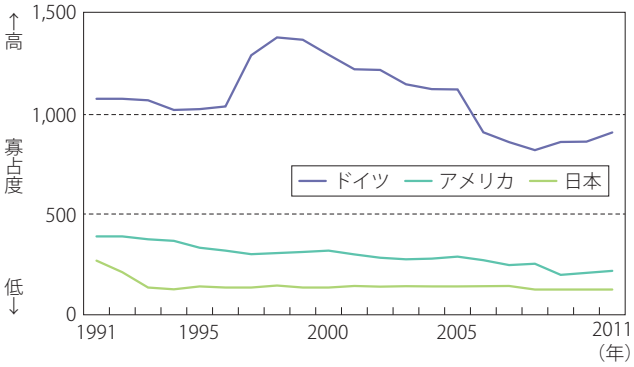

資料：内閣府「平成 25 年度年次経済財政報告」。

第Ⅱ-3-1-1-3 図　各国の上場企業の総数及び人口 10 万人あたり企業数

①各国の上場企業数（2015 年）

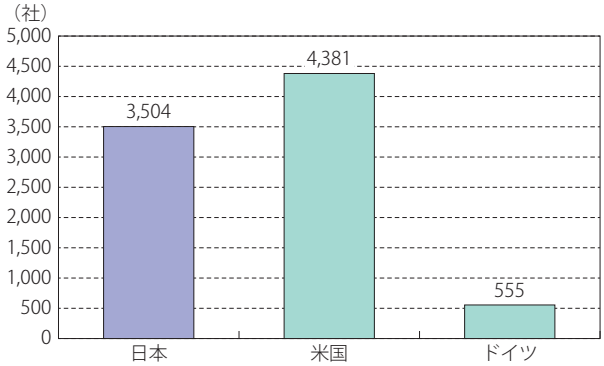

資料：SPEEDA。

②人口 10 万人当たりの上場企業数（2015 年）

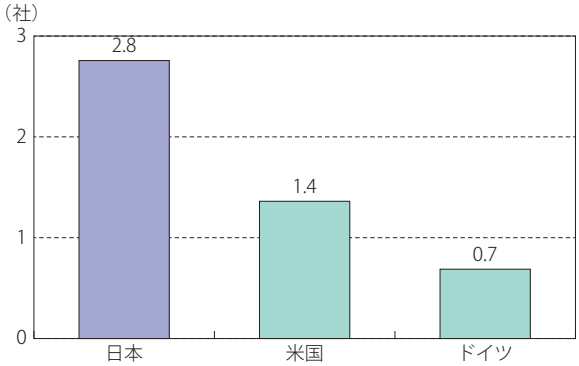

資料：SPEEDA、総務省「世界の統計 2017」。

53　内閣府（2009）。
54　経済産業省（2015）。
55　平成 25 年度年次経済財政報告第 2 章。また、ドイツのハーフィンダール・ハーシュマン指数について、国内売上に占める輸入の割合が高いため、ドイツ企業だけで計算した同指数は高めに出やすい面があると述べられている。
56　ドイツでは世界的な大企業であっても上場していないことがあり（例えば、自動車部品メーカ Bosch）、日本及び米国と単純に比較出することはできない。

イノベーション人材確保の重要性、及びIT活用の重要性などが唱えられてきた[57]。

(2) 収益力・生産性・価格決定力の関係

我が国が持続的に経済成長するためには、所得と支出の好循環を生み出し続けていくことが必要であることから、生産と投資の主体であるとともに、労働の対価として賃金を分配している企業が経済成長に果たしている役割は大きいといえる。GDPの内訳を見てみると、企業をはじめとする市場生産者[58]が生み出した付加価値額は名目ベースで約9割を占めている[59]。このことから、企業が生み出す付加価値に注目することは、経済活動をとらえる上で重要な視点となる。

企業の付加価値額は、売上高から、原材料費や流通経費など外部から調達した財・サービスに係る費用（中間投入額）を控除して計算することができる[60]。付加価値額の内訳は、一般的には「人件費」、「減価償却費」、「当期利益」及び「支払利息・賃料」などから構成される。つまり、企業の生産・営業活動における入口（調達）と出口（売上）の差を表した数字と考えることができる。

ここで、名目付加価値額について考えてみよう。前述のとおり、企業の粗利に相当することから、ROE（株主資本利益率）やROA（総資本利益率）などの財務指標と同様に、企業の収益力を表す指標とみなすことができる。名目付加価値額と財務指標との違いは、前者がGDPのようにマクロ経済に関わる集計量との親和性の高さに注目できる一方で、後者が株主の視点から収益力あるいは保有資産・負債の効率的利用を評価することを目的として使われている点にある。

企業の収益力を名目付加価値額として考えるとき、実質付加価値額は名目付加価値額を付加価値デフレータで割ることによって求めることができる[61]。この関係をかけ算の形に整理すると、「名目付加価値額＝実質付加価値額×付加価値デフレータ」となる（第Ⅱ-3-1-1-4図）。

ここで、この関係式の両辺を雇用者数で割ると、一方で、収益力は「雇用者一人当たり名目付加価値額になる。他方で、実質付加価値額は「雇用者一人当たり実質付加価値額」となるので、これは「実質労働生産性」を意味することになる。また、付加価値デフレータはそのままの形で変わらない。

付加価値デフレータは、企業が生み出す製品・サービスに体化された付加価値の「価格」とみなせる指標である。（名目）付加価値額は、前述の通り、企業の売上高（販売価格×販売数量）から原材料費（調達価格×調達数量）を控除したものであるから、販売数量と調達数量が一定と仮定すれば、付加価値デフレータの変化は、調達価格の変化と販売価格の変化から決まることになる。よって、付加価値デフレータは、「価格転嫁の動向を見極めるための指標」、すなわち「価格決定力」を表すものと言えるだろう[62]。

上述の関係式から明らかなことは、企業が収益力を向上させるためには、生産性を向上させるだけでなく、価格決定力もまた同時に高めることが重要になるということである。生産性の向上が実現しても、製品価格が低下することになってしまっては、収益力の向上は

第Ⅱ-3-1-1-4図　収益力、生産性及び価格決定力

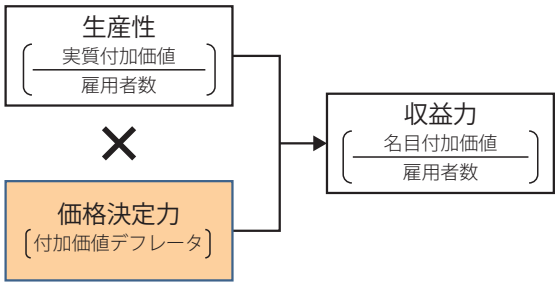

資料：経済産業省。

第Ⅱ-3-1-1-5図　収益力と名目付加価値額の対応

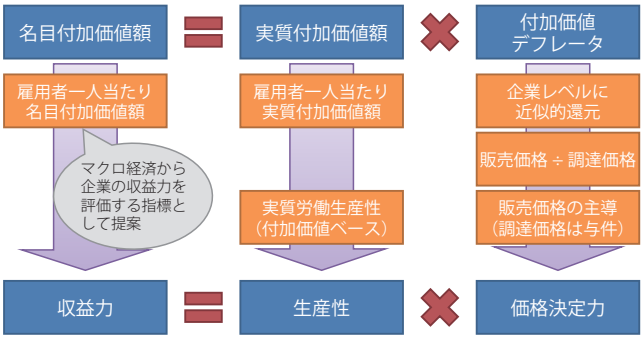

資料：経済産業省。

57　経済産業省（2015）。
58　財貨・サービスを経済的に意味のある価格で供給する生産者を指し、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）が該当する。さらに、我が国の国民経済計算では、こうした市場産出に加えて、自己最終使用のための産出の一部（持ち家の帰属家賃等）が含まれている。
59　2015年の数値。内閣府「国民経済計算（GDP統計）」ホームページ（http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html）、年次推計、フロー編付表2（経済活動別の国内総生産・要素所得）。
60　これら以外にも、外貨建てで製品を海外に輸出した場合、あるいは原材料を海外から購入した場合などである。為替レートが変動することで為替差損益が発生した場合には、当該差損益を売上高に反映させることで、（円ベースの）付加価値額は変動する。
61　名目GDPを物価でデフレートして実質GDPを求めることと同様の計算である。
62　中小企業庁（2014）、第1部第1章第3節参照。

実現できないのである。

価格決定力の向上は、原材料費や人件費など中間投入の費用（調達価格）が上昇した場合に、調達価格の上昇分を販売価格に転嫁する力（価格転嫁力）も高める（第Ⅱ-3-1-1-6図）。価格決定力がない場合、企業が付加価値を維持するためには、利益を圧縮したり、中間投入の間で相殺したりすることになる。このような場合、設備投資の減少や人件費の削減への誘因が働きやすくなると考えられる。ここまでの議論から、企業が付加価値の維持・拡大に主眼を置いて、製品の品質に応じた価格を主導的に決められる価格決定力や中間投入コストの上昇分を販売価格へ適切に転嫁できる価格転嫁力を有することは、企業の収益力にとっても、経済の成長にとっても有益な結果をもたらす可能性があることがわかる。よって、付加価値に注目して、生産性の向上や価格決定力の強化を図ることが、企業にとっては雇用、設備投資及び配当などの原資を確保することになり、我が国の経済成長に貢献することになり得る。

第Ⅱ-3-1-1-6図　価格決定力と付加価値

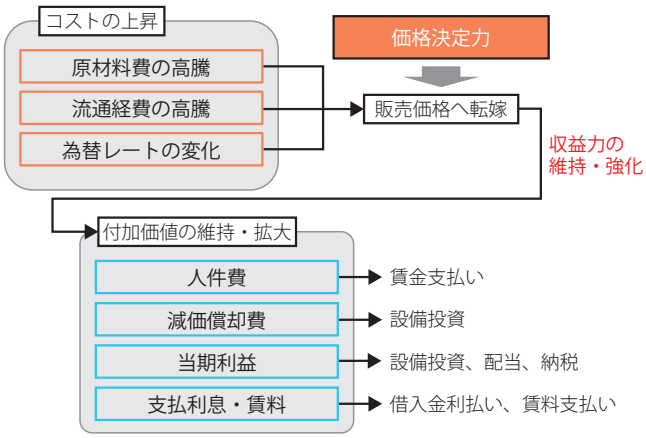

資料：経済産業省。

2. 我々が直面している課題

低迷している収益力の向上に向けて、前項では、付加価値に注目することによって、収益力・生産性・価格決定力の関係を見いだした。付加価値に注目して企業を評価すると、そのGDPに占める割合の大きさから、我が国の経済成長につながっていることが明らかである。本項では、収益力向上と経済成長の両立に向けて、我々が直面している課題について、収益力の決定要因、生産性上昇と雇用縮小、及び資本収益率と人材投資という視点から、それぞれ検討していく。

（1）価格決定力の低迷

① 価格決定力（付加価値デフレータ）の国際比較

一人当たり名目付加価値額を収益力の指標としたとき、前項において論じたように、企業の収益力は、実質労働生産性と付加価値デフレータの積に等しくなる（第Ⅱ-3-1-1-4図）。よって、企業は生産性の上昇に向けた努力とともに、価格決定力の強化にも努めることが収益力向上のために必要である。

しかしながら、我が国企業では、生産性の上昇は実現できても、価格決定力を高めることができていないことが現状である[63]。実際、経済産業省が今年実施したアンケート調査では、価格決定力を「有していない」とした企業が58.9％と半数以上なのに対し、「有している」と回答した企業は僅か24.2％となっている（第Ⅱ-3-1-2-1図）。

第Ⅱ-3-1-2-2図①は、我が国、米国及びドイツの産業全体の収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解を行った結果である[64]。これを見ると、我が国では、1970年代以降の収益力が、ほぼ下降傾向にあり、産業全体が実質労働生産性の伸び率上昇の果実を付加

第Ⅱ-3-1-2-1図　我が国企業の価格決定力の有無

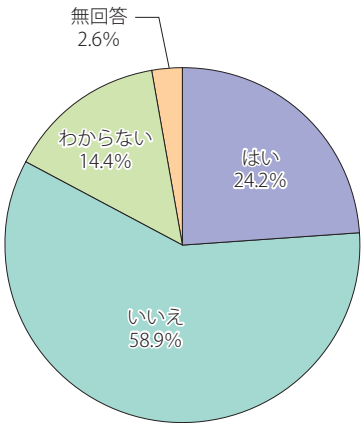

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

63　中小企業庁（2014）、p. 43。
64　名目付加価値額、実質付加価値額（実質労働生産性）、及び付加価値デフレータの関係式の両辺に自然対数をとって変化率（伸び率）で表し、線形関係式に変換しているので、「名目付加価値額伸び率＝実質労働生産性伸び率＋付加価値デフレータ伸び率」という関係式になる。

価値デフレータの伸び率低下によって喪失しており、生産性の改善が収益力の向上に結びついていないことが見て取れる。米国は、1970 年代以降 1990 年代まで、我が国と比較して付加価値デフレータの伸び率が緩やかに下降してきたが、2000 年代前半に一旦上昇し、2000 年代後半に再び伸び率が下降している。ドイツも我が国と同様に 1970 年代以降、収益力がほぼ下降し続けているが、日本ほど伸び率は低くなっていない。この要因は、各国のインフレ率の推移、市場における競争圧力増加、製品のコモデティ化による市場価格の低下圧力等の様々な要因が影響しているものと考えられる。なお、米国と日本の生産性（一人当たり付加価値額＝収益力）に格差が生じている理由は、両国の価格戦略の違いが影響していること、すなわち日本企業が 1990 年代からのデフレに対応し、利益を削ってでも低価格化を実現することで競争力を維持してきたこと、との指摘がある[65]。

第Ⅱ-3-1-2-2 図②は、3 か国の製造業収益力の変動要因分解を行った結果である。製造業全体では、米国が比較的高い収益力伸び率を維持する一方で、日本とドイツは 1970 年代以降、収益力伸び率がほぼ下降傾向にある。特に日本の製造業における収益力伸び率は、生産性の伸び率が上昇した一方で、付加価値デフレータの伸び率がマイナスとなったため、収益力の伸び率を押し下げる形となった。米国及びドイツと比較して、日本は国内経済状況低迷の影響が大きかったこともあるが、前述したとおり利益を削って低価格化を目指した、すなわち価格決定力を行使できなかった可能性がある。

第Ⅱ-3-1-2-2 図③は、製造業の産業別に収益力の変動要因分解を行った結果である。産業別に見ると、米国の化学品・医薬品、及び鉄鋼・金属製品は、付加

第Ⅱ-3-1-2-2 図①　米日独の全産業収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解

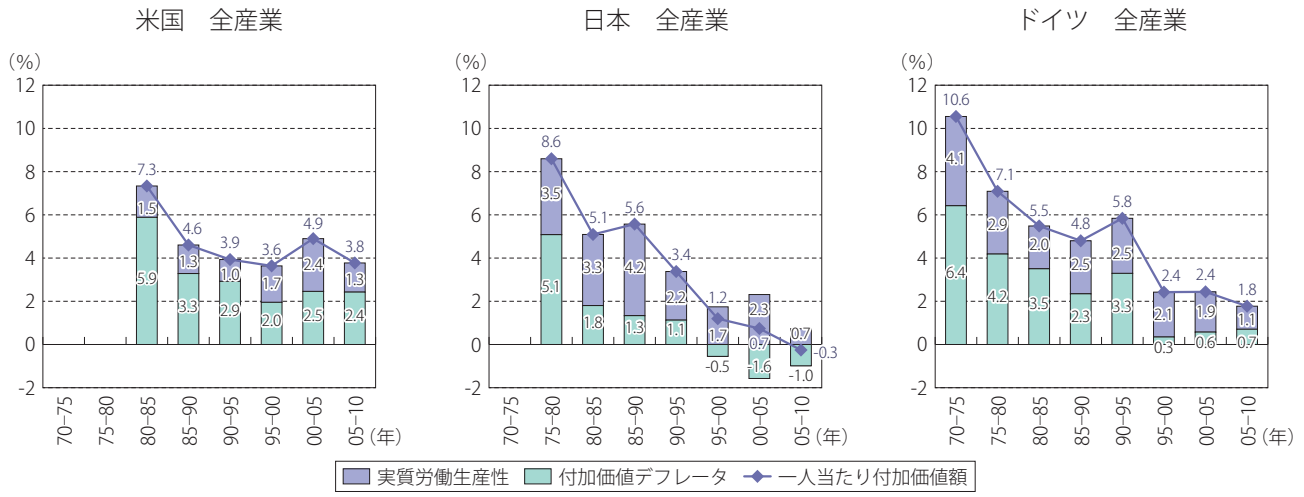

資料：EUKLEMS 2013 より経済産業省作成（以下、同じ）。

第Ⅱ-3-1-2-2 図②　米日独の製造業収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解

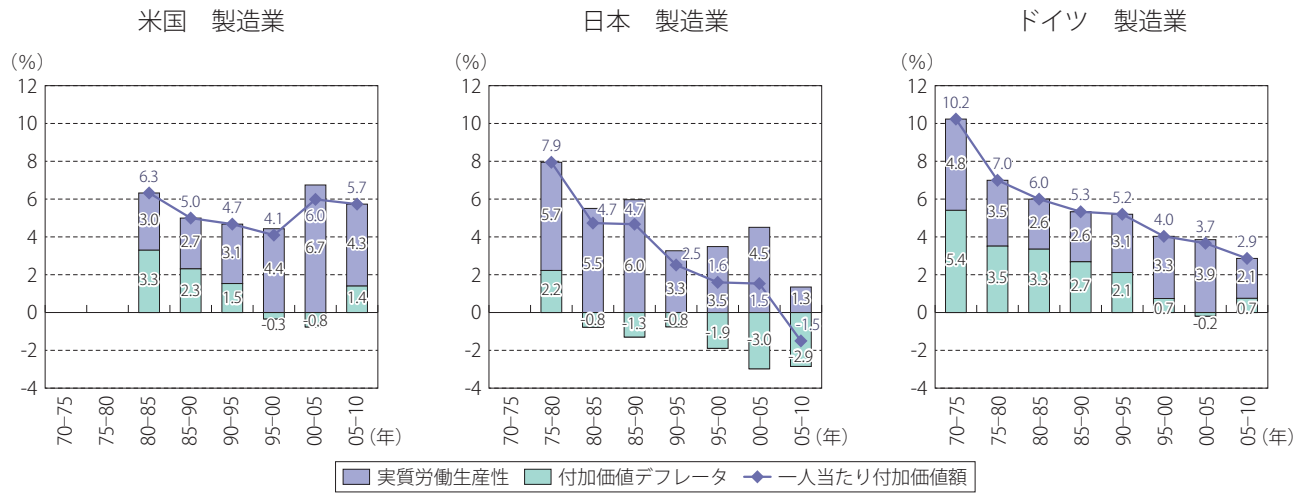

65　公益財団法人日本生産性本部（2016）「労働生産性の国際比較 2016 年版」

価値デフレータが高い伸び率を示しており、収益力を伸ばしていると見られる。日本とドイツでは同産業の付加価値デフレータの伸び率は低い傾向にあるものの、ドイツは生産性の伸び率を維持し、収益力の伸び率は確保している。一方で、日本は化学品・医薬品では近年、生産性、付加価値デフレータの両方の伸び率が落ち込んでおり、鉄鋼・金属製品は、生産性、付加価値デフレータの変動が大きくなっている。

電気機械・光学機器では、３か国とも労働生産性の高い伸び率を示している一方で、付加価値デフレータの伸び率は低下しており、市場での価格競争圧力が増していることが伺える。

一般機械では、我が国企業の生産性、付加価値デフレータの伸び率が大幅に低下しており、収益力の伸び率がマイナスになっている。これは、国内設備投資が低調なことも影響していると考えられる。他方で、米

第Ⅱ-3-1-2-2 図③　米日独の製造業産業毎の収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解

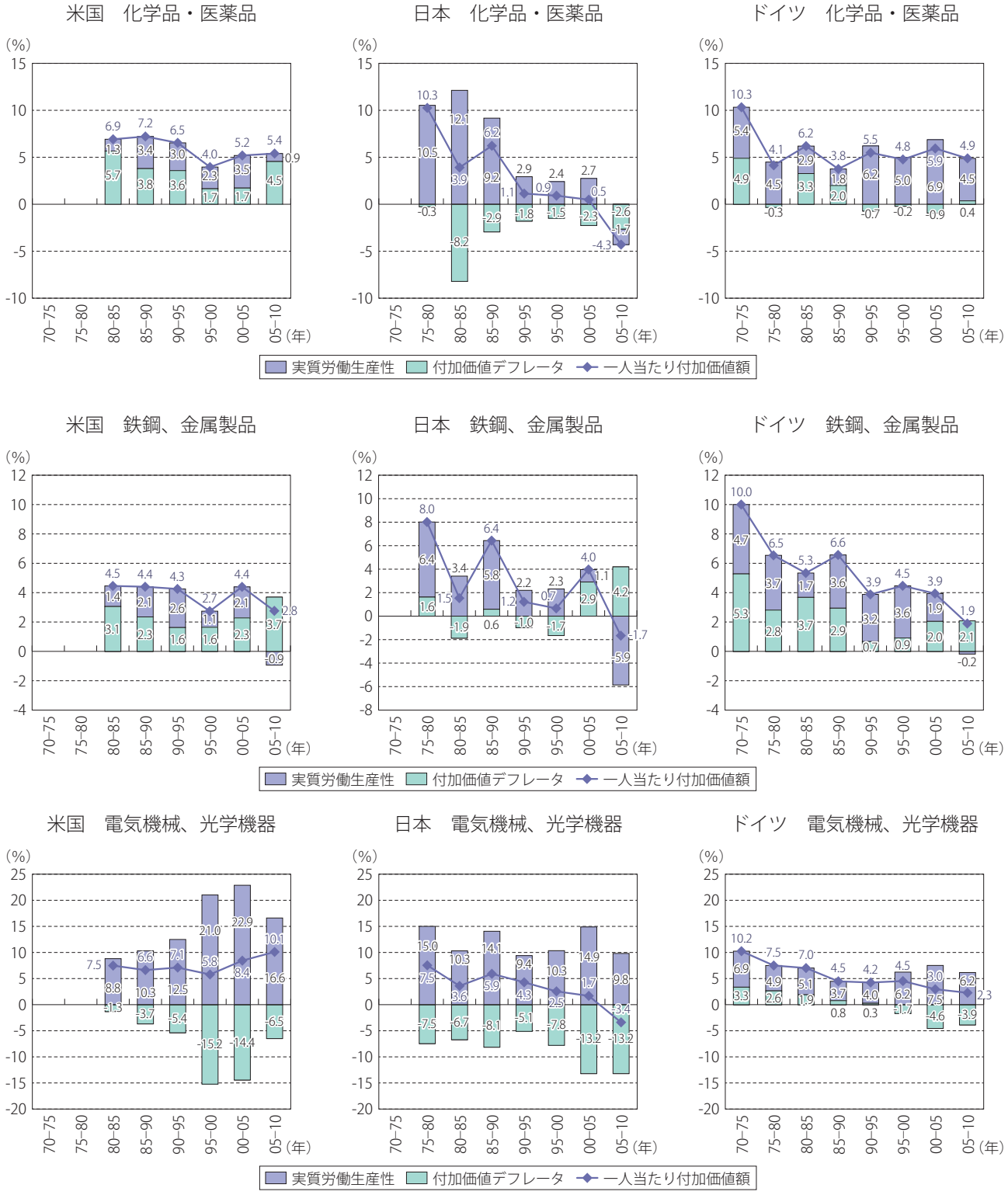

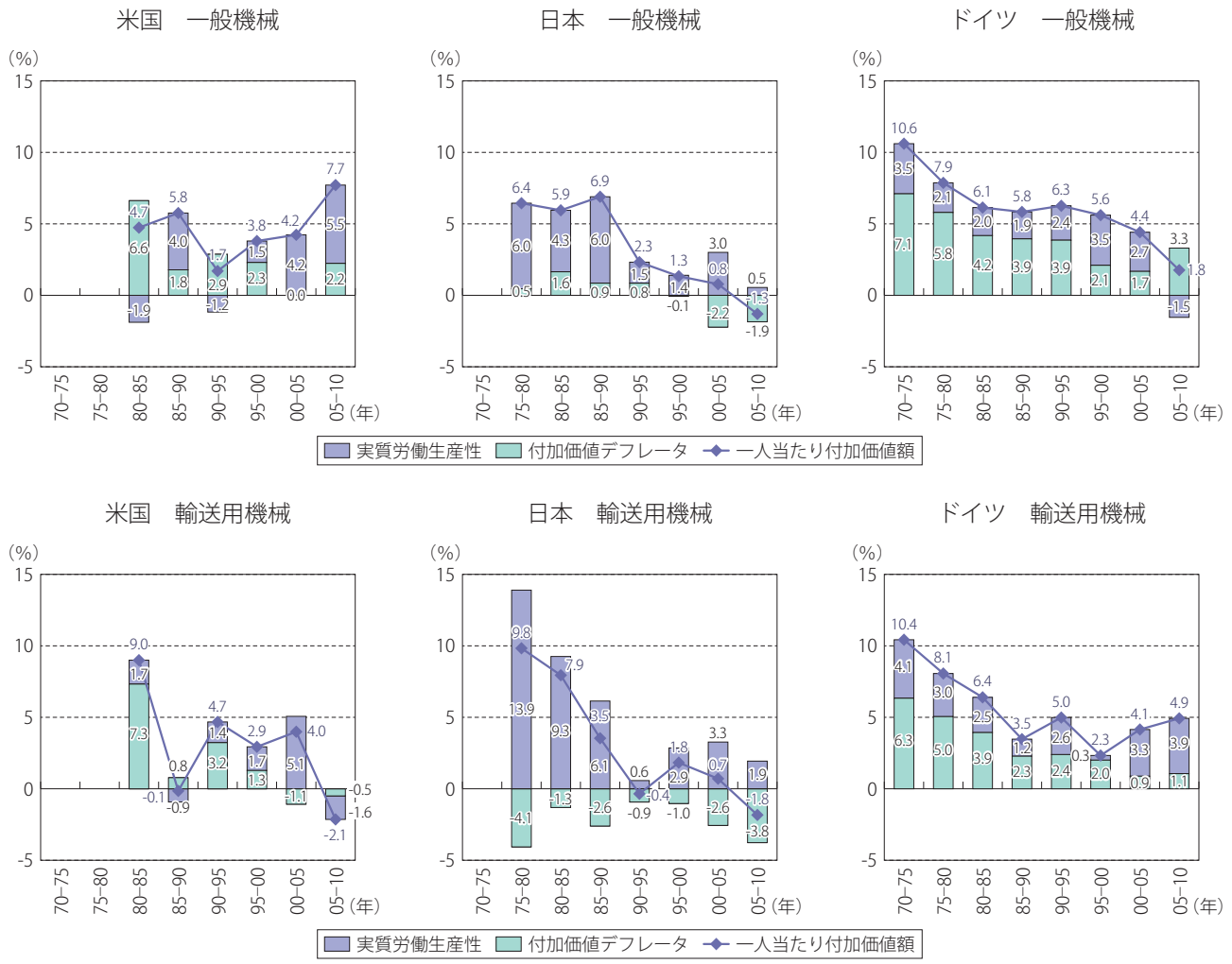

国企業は近年、生産性、付加価値デフレータの伸び率が大きく、高い収益力の伸び率を維持している。また、ドイツ企業は、生産性の伸び率は低下傾向にあるものの、付加価値デフレータの伸び率は高い水準を維持しており、堅調な収益力の伸び率を維持している。

輸送用機械では、我が国は生産性の伸び率は維持しているものの、付加価値デフレータの伸び率が低くなっている。これは、限られた日本市場に多くの競合他社が存在しているため、価格上昇を図れなかったこと、1990年代以降はインフレ率の下落等が影響した可能性がある。他方、ドイツは、付加価値デフレータは下降しているものの、労働生産性の伸び率上昇は維持しており、価格決定を主導できる製品を供給していることが伺える。

第Ⅱ-3-1-2-2図④は、非製造業の収益力の変動要因分解を行った結果である。米国では、付加価値デフ

第Ⅱ-3-1-2-2図④　米日独の非製造業産業毎の収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解

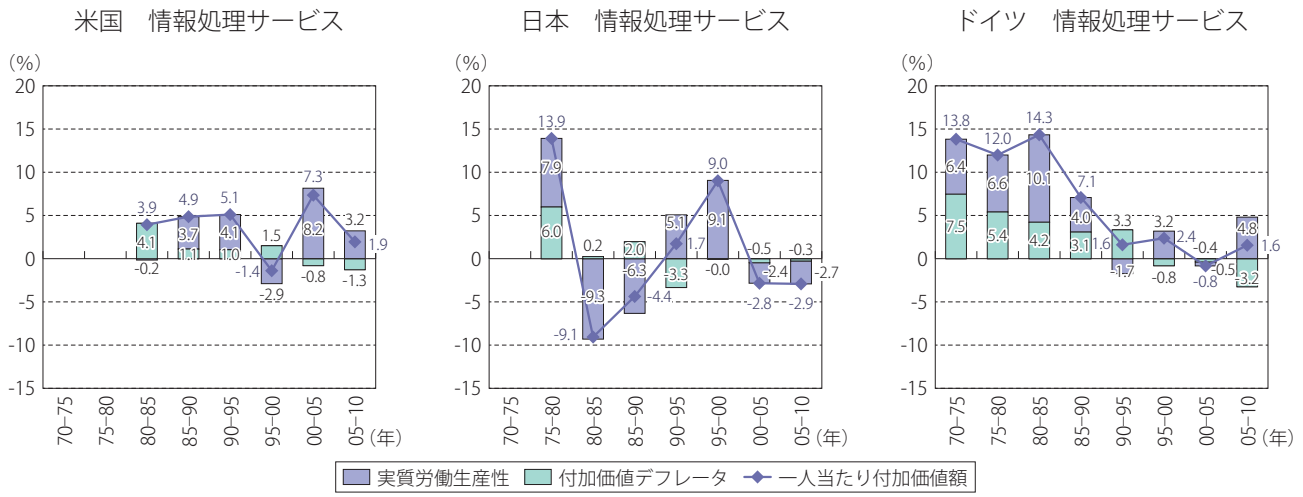

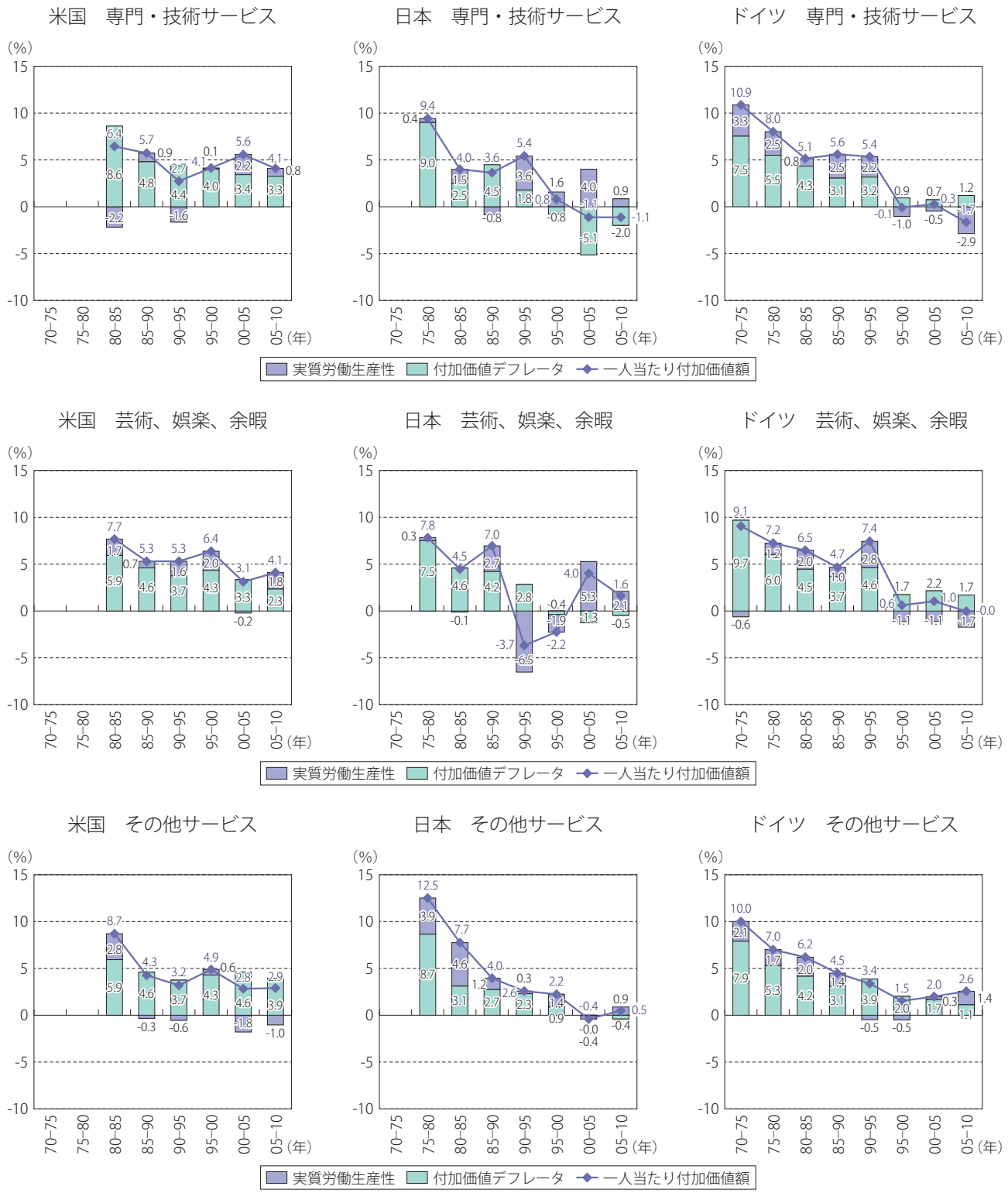

レータの伸び率が全体的に見ると３か国の中で高い水準を維持しており、我が国及びドイツの非製造業と比較して収益力が高いことを示している。ドイツの付加価値デフレータの伸び率は下降傾向にあるが、我が国ほどの下落や変動は見られず、収益力の向上には貢献していると考えられる。我が国のサービス業の付加価値デフレータ伸び率が低い傾向にある背景には、国によってサービスに対する要求水準が異なるため生産性の客観的な国際比較は困難としつつ、我が国は高いサービスの品質に見合った価格設定を行っていないとの見方もある。すなわち、サービスを高品質化し、実質労働生産性を高めたにも関わらず、企業が人件費を抑制し価格転嫁が行われない傾向にあるとの指摘がされている[66]。

66　山田（2015）及び経済産業省（2014）。

② 価格決定力（付加価値デフレータ）が弱い理由と強化に向けた方向性

我が国の付加価値デフレータの伸び率は、米国、ドイツと比較して低い傾向にあることから、価格決定力が強くないということが分析から明らかになった。すなわち生産性の伸び率が高い場合でも付加価値デフレータの伸び率がマイナスとなり、収益力の伸び率が押し下げられてしまう可能性があると考えられる。我が国の付加価値デフレータ伸び率が低い、すなわち価格決定力が相対的に弱い理由については、長く続くデフレの影響も大きいとは思われるが、他にも過当競争により企業が価格決定力を主導できていない可能性がある。この点、2013 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」は、国内企業同士での消耗戦が行われていることを指摘し、過当競争を解消して、収益力を回復することを目標の 1 つに掲げている。また、産業革新機構の志賀俊之会長兼最高経営責任者（CEO）は「日本企業の自己資本利益率の低さは過当競争が原因」と指摘している[67]。

また、あるプライシング（価格決定）の専門家は、日本企業は、市場からの撤退を躊躇する傾向があり、市場シェアを非常に重要視していると指摘しており[68]、過当競争との関連性が示唆されている。

経済産業省が実施したアンケート調査では、実際に利益率よりも売上高、利益の絶対額を重視した経営方針でビジネスを行っている企業が多いが、今後重視していくものとしては利益率と資本効率が伸びつつあることが伺える（第Ⅱ-3-1-2-3 図）。

日本機械輸出組合の調査によれば、世界売上高シェアで首位となった業種は、日本企業が 2 業種（事務機械、工作機械）、北米企業が 8 業種、欧州企業が 3 業種、アジア企業が 6 業種で、日本企業はグローバル市場において必ずしも高い市場シェアを占めているものではないことが伺える（第Ⅱ-3-1-2-4 表）。このことは、我が国企業の製品が、他の競合国との製品差別化が図られていないため価格競争に巻き込まれている可能がある、もしくは、価格競争力が無いために市場シェアを確保できずに収益も確保できない状況に置かれている可能性を示している。

第Ⅱ-3-1-2-3 図　企業が重視する経営目標の変遷

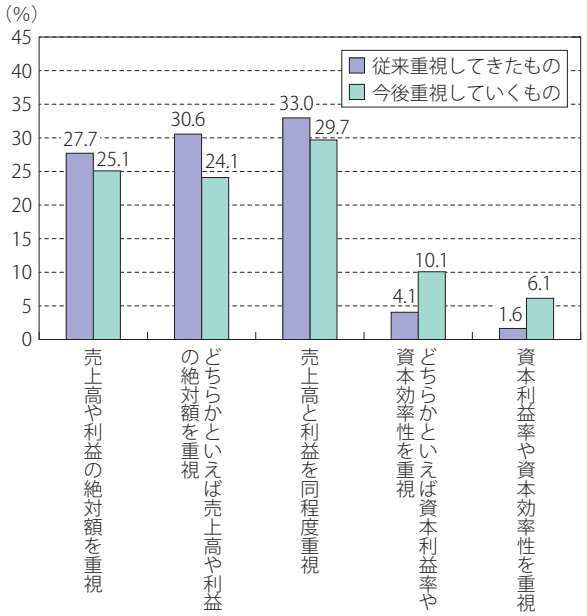

資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-2-4 表　2015 年度　地域企業種別の世界売上高シェア

	日本企業	シェア	北米企業	シェア	欧州企業	シェア	アジア企業	シェア
1	事務機械	56.8%	医療機器	58.5%	自動車部品	38.6%	造船	66.2%
2	工作機械	42.4%	航空宇宙	57.5%	航空宇宙	35.5%	情報・通信機器	53.8%
3	半導体製造装置	33.0%	コンピューター	53.2%	自動車	34.9%	鉄道・交通	45.8%
4	家電	32.7%	半導体製造装置	50.1%	鉄鋼	32.8%	電子部品	42.4%
5	サービス・ソフト	30.8%	建設・農業機械	46.4%	工作機械	31.8%	家電	37.7%
6	重電・産業機械	29.4%	事務機械	43.1%	化学	30.9%	鉄鋼	36.7%
7	自動車	26.7%	プラント・エンジ	41.8%	医療機器	29.5%	コンピューター	34.7%
8	自動車部品	24.3%	情報・通信機器	37.7%	プラント・エンジ	29.3%	化学	28.4%
9	鉄鋼	21.9%	サービス・ソフト	37.0%	サービス・ソフト	28.7%	自動車	22.0%
10	建設・農業機械	19.1%	重電・産業機械	36.7%	建設・農業機械	25.9%	工作機械	19.2%

資料：日本機械輸出組合（2017）「2016 年度版　日米欧アジア製造業の国際競争力の現状」から経済産業省作成。

67　2015 年 8 月 28 日付け日本経済新聞社インタビュー。
68　Simon（2016）.

この点、我が国とドイツについて輸出構造の観点から分析した調査によれば、ドイツは低付加価値の多岐に渡るボリュームゾーン製品（食料・加工品、石油製品、木材、雑製品等）の輸出に加え、高付加価値製品（自動車、プラスチック加工機械、工作機械、発電機等）でも日本より輸出額で上回っており、この分野で日本と競合しない輸出製品の輸出額が大きいという。また、日本は価格より数量の拡大が輸出を牽引したのに対し、ドイツはドル建て輸出価格を引き上げて価格を重視したとの指摘もある[69]。このことから、我が国企業は、ボリュームゾーン製品の資本集約化・効率化や高付加価値製品における差別化を実現できず、双方の世界的な市場獲得に失敗していることが懸念され、その要因について分析していく必要がある。

付加価値デフレータの伸び率が低いことは、企業が自ら価格決定を主導できない可能性があることを意味し、望まずして価格競争に巻き込まれていくことに繋がる。この点、各国企業が価格競争に巻き込まれていると思うか否かについて調査した結果を国際比較した資料によれば、「価格競争に巻き込まれている」と回答した企業の割合は、日本が最も高く、ドイツや米国を大幅に上回っている（第Ⅱ-3-1-2-5 図）。

この調査結果は、先に分析した我が国企業の価格決定力の弱さ、及び過当競争による消耗戦に陥っているとの分析結果が、企業側の実際の認識から見ても誤りでないことを示唆している。経済産業省が企業ヒアリングを行ったところ、日本には国内的にも国際的にもプライス・リーダーシップを取れないビジネスが多いと懸念する声もあった。

価格競争のきっかけとしては、過剰設備、コモデティ化、市場の低成長及び産業構造が主な要因として指摘されている（第Ⅱ-3-1-2-6 図）。企業同士が競合相手を追い落とすための価格引き下げ競争が行き過ぎれば、企業の利益を損なうことになり、これを長期間継続することは望ましくないとの分析が、過去の欧米企業の事例から指摘される[70]。

我が国企業が世界市場で価格決定力を有するようになるためには、技術力を活かしてイノベーションを実現し、汎用品とは差別化された製品を開発することによって、新規市場の創出とニッチ市場でのビジネス展開を図ることが必要であると考えられる。（第Ⅱ-3-1-2-7 図）。そして、技術力によるイノベーション実現やニッチ市場向け製品開発や市場開拓を行ってビジネスを成功させるために、研究開発の強化とともに潜在

第Ⅱ-3-1-2-5 図
自社が価格競争に巻き込まれていると感じている企業の割合

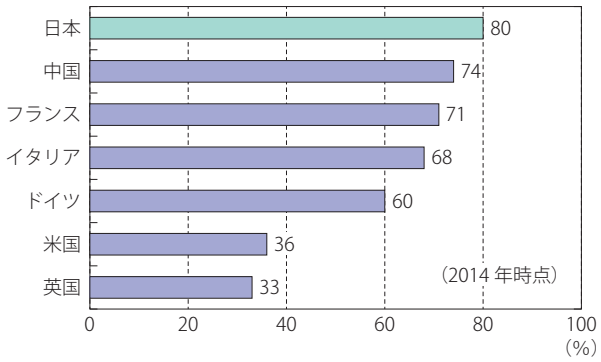

資料：サイモン・クチャー＆パートナース "Steigender Preisdruck, sinkende Gewinne – und was Schweizer Unternehmen dagegen tun" から経済産業省作成。http://gfm.ch/wp-content/uploads/2016/07/global-pricingstudy2014.pdf

第Ⅱ-3-1-2-6 図　価格競争の原因

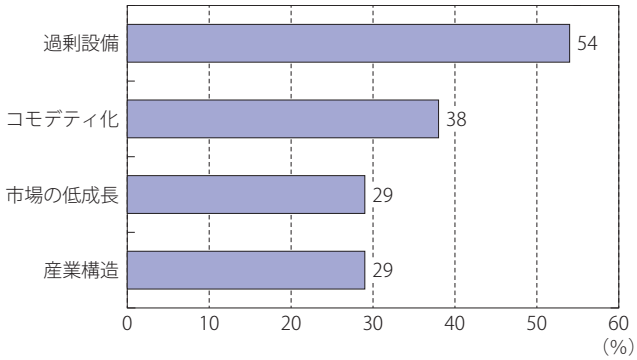

資料：Simon（2016）から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-2-7 図
価格決定力を有するために必要と考える要因

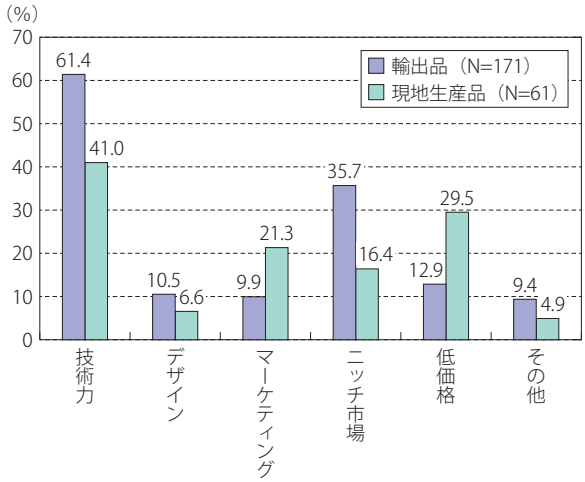

資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

69　大木（2015）。
70　Raju-Zhang（2010）。

的な市場の発掘、もしくは新たな市場の誕生可能性、潜在的市場・新市場向けに必要となる技術・製品を自社で見極める必要がある。

以上、我が国企業の付加価値デフレータの伸び率は、米国及びドイツの企業と比較して低くなっており、このことが企業の収益力にマイナスの影響を及ぼす傾向にあることが明らかになった。ただし、実際の企業経営における価格決定の判断は、経済や市場の状態、競合他社の動向、商品の位置付け等、様々な要因を分析して決定されることに留意が必要である。

また、日本企業は収益率が低い代わりに、欧米の企業より安定度が高いので、リスクとリターンの関係を考慮すれば、それほど収益力が低いわけではないとの分析[71]もあることから、収益率とリスクのバランスを考慮しながら、改めて価格決定力に目を向ける必要があると考えられる。

(2) 生産性上昇と雇用縮小のジレンマ

企業が収益力を向上させる要因として従来から議論されている生産性について、雇用との関係に注目して議論していく。生産性上昇と雇用縮小が共存するという悩ましい状況である「ボーモル効果[72]」について分析して、生産性上昇と雇用拡大を実現している（ボーモル効果が表れていない）産業に属する企業の特徴を統計解析に基づいて明らかにする。

① ボーモル効果に関する国際比較

生産性が上昇することは、中間投入に対する産出の比率が高まることを一般的に意味している。生産性の上昇とともに市場の成長（需要の拡大）も起きれば、生産性の上昇は雇用の確保・拡大につながる。しかしながら、需要が拡大しなければ、生産性の上昇は労働者を減らす誘因になるだろう。このようなボーモル効果について数字を交えて説明するならば、次のような状況を考えることができる。一人の労働者が１日に５台の機械を作っている状況から、１日に10台の機械を作っている状況に変われば、生産性が２倍になったことになる。ここで、労働者が10人で機械を作っているとしたら、生産性の上昇によって１日の生産量は50台から100台に増えることになる。このとき、生産性の上昇とともに市場の成長（需要の拡大）も起きれば、生産性の上昇は雇用の確保・拡大につながる。しかしながら、生産（供給）が１日100台に増えても、需要が１日50台のままであれば、生産性の上昇は労働者を半数に減らす誘因を帯びることになるだろう。

つまり、生産性上昇率の高い産業において資本集約化などによって労働需要が減少し、生産性の上昇にともなって製品価格も低下する。その結果、その産業の製品に対する所得弾力性が極端に高くない限り、生産性上昇率の高い産業の生産額は次第に減少し、産業の規模（雇用）も縮小していく。他方、生産性上昇率が相対的に低い産業は、相対的に労働集約的であるため、生産性の高い産業で余剰となった労働力を吸収して、次第に産業規模を拡大していく。こうして、生産性上昇率の低い産業の規模（雇用）の拡大が続き、結果として経済全体の成長率が鈍化していく。

我が国、米国及びドイツについて産業別の労働生産性上昇率と雇用者数成長率の関係を概観してみよう。第Ⅱ-3-1-2-8図～第Ⅱ-3-1-2-10図は、我が国、米国及びドイツについて、各産業の2010年～2012年の年平均労働生産性上昇率を横軸に、同期間の年平均雇用者数成長率を縦軸にとってそれらの分布をみたものである[73]。

第Ⅱ-3-1-2-8図は、我が国の製造業11業種（緑色）及び非製造業（農林水産業、鉱業、行政機関等を含む）19業種（朱色）をプロットしたものである。同図を見ると、生産性上昇率が高い産業ほど雇用者数成長率が低くなる傾向にあり、我が国においてボーモル効果が生じていることが見て取れる。そして、製造業、非製造業を問わず、ほとんどの産業が、生産性は上昇しているが雇用者数は減少している第四象限に集中していることが分かる。これらの産業には、農林漁業、鉱業、建設のほか、専門・科学・技術サービス、運輸・倉庫、小売、IT・情報サービス、飲食・宿泊などといった非製造業が８産業、電気・光学機器、ゴム・プラスチック製品、非鉄金属製品、繊維、衣服、革製品、化学・化学製品及び飲食料品・たばこなどの製造業が７産業も含まれている。

71　中野（2016）。
72　ボーモル効果は、米国経済学者ボーモルと同ボーエンによって見出された「ボーモル病」という現象に端を発する（Baumol-Bowen（1965））。ボーモル病は、一義的には生産性の上昇しない職種の給与が、労働市場を通じて生産性の上昇した他業種の給与に引っ張られて上昇することをいう。
73　生産性に関しては、本来、ここでは労働生産性ではなくTFP（全要素生産性）を、産業規模に関しては雇用者数ではなく労働時間も考慮した労働投入指数を用いるべきであるが、特にドイツについてデータの制約から2010年以降のデータが取得できない。そのため、３か国とも労働生産性及び雇用者数のデータを用いている。

生産性と雇用のいずれも伸ばしている産業を第一象限にプロットしている。製造業では機械・装置及び輸送機械の２つの産業が、非製造業では不動産、通信、卸売の３つの産業が分布していることから、これら５つの産業が主として我が国の経済成長を牽引していることを示している。後述する米国及びドイツでは、我が国と比較して生産性と雇用の両方を伸ばしている産業が多様に存在しており、特定の産業が不振になったとしても国全体の経済への影響は軽減されると考えられる。生産性と雇用の両方を伸ばすことができる産業を多様化させていくことは、我が国が持続的な経済成長を実現していくために必要なことである。

なお、第二象限（労働生産性上昇率マイナス、雇用者数成長率プラス）を見ると、鉄鋼・金属製品のほか、電気・ガス・水道や健康・社会福祉、教育といった産業がプロットされており、公益や社会保障関係の産業が中心であることが分かる。

他方、同期間の米国の労働生産性上昇率と雇用者数

第Ⅱ-3-1-2-8 図　我が国の産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率

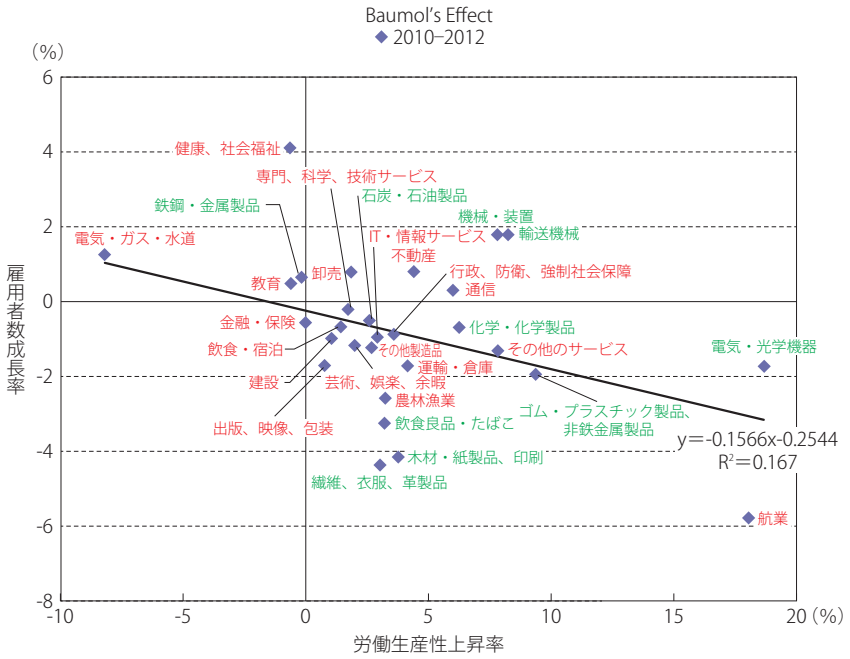

資料：企業活動基本調査から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-2-9 図　米国の産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率

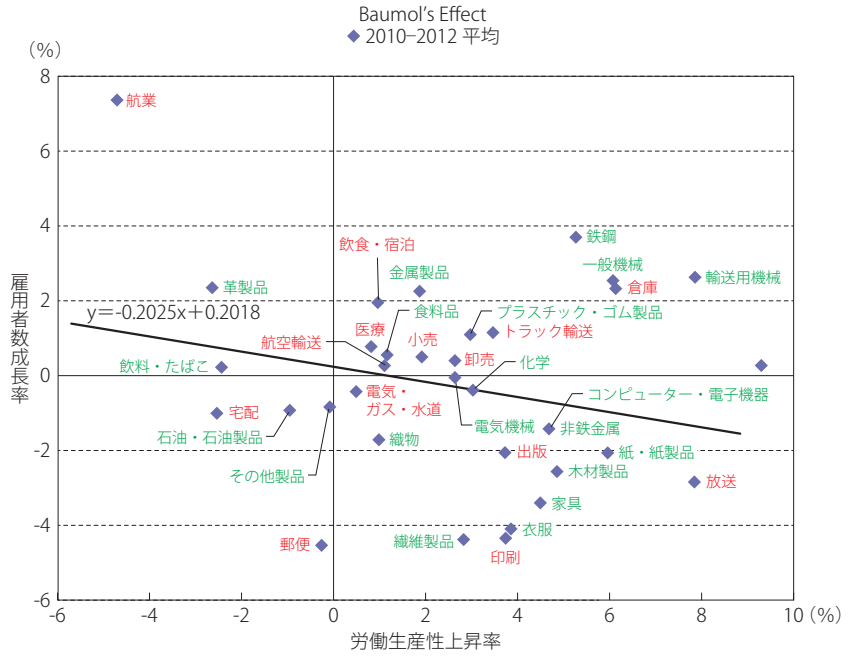

資料：U.S. Multifactor Productivity, Division of Industry Productivity Studies から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-2-10 図　ドイツの産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率

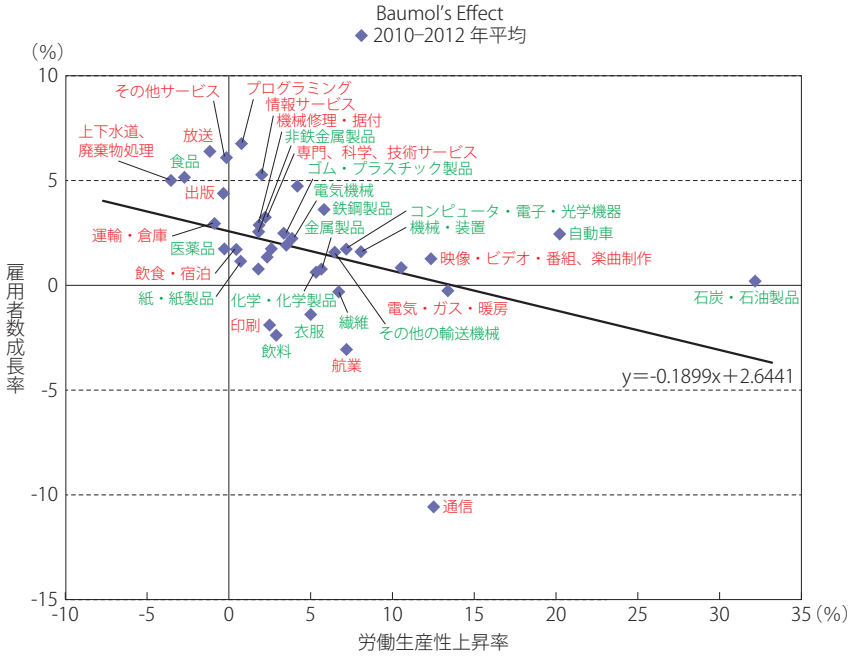

資料：EuroStat から経済産業省作成。

成長率の関係を見ると、おおむね右肩下がりとなっているのは我が国と同様であるが、我が国と比べてはるかに多くの産業が第一象限に位置している（第Ⅱ-3-1-2-9 図）。すなわち、生産性上昇率の高い産業ほど雇用者数は減少ないしはその伸びが縮小する傾向にあることは我が国と同様であるが、労働生産性の上昇と雇用者数の伸びを同時に達成している産業の数は、産業分類が両国で異なるので厳密な比較はできないものの、米国が我が国を大きく上回っていることが見て取れる。

製造業 21 業種（緑色）のうち、鉄鋼、一般機械、輸送用機械、金属製品、プラスチック・ゴム製品及び食料品の 6 産業が、非製造業 13 業種（朱色）のうち、倉庫、トラック輸送、飲食・宿泊、航空輸送、卸売、小売及び医療の 7 産業が第一象限に位置している。他方、生産性は上昇しているが、雇用者数は減少している第四象限には製造業、非製造業合わせて 13 の産業が位置しているが、それらには、コンピュータ・電子機器、非鉄金属、木材製品、家具、衣服、繊維製品などの産業が含まれていることが分かる。

次に、同期間のドイツを見てみると、生産性上昇率と雇用者数成長率の関係が右肩下がりであることは我が国や米国と同様であるが、生産性の上昇と雇用者数の成長を同時に達成している第一象限に位置する産業の数は圧倒的に多い（第Ⅱ-3-1-2-10 図）。その数は、産業分類が一致していないため厳密な比較はできないものの、製造業（緑色）で自動車、コンピュータ・電子・光学機器、鉄鋼製品など計 12 産業が、非製造業（朱色）では、プログラミング、情報サービス、映像・ビデオ・番組、楽曲制作、専門、科学、技術サービスなど 6 産業の計 18 産業が位置している。

これとは対照的に、生産性は上昇しているけれども雇用が縮小している第四象限に位置している産業の数は、鉱業のほか、通信、電気・ガス・暖房、衣服、繊維などわずか 7 産業である。生産性も雇用も減少している第三象限に位置する産業は存在していない。

② 生産性と雇用の両立に不可欠な要因

ドイツのようにボーモル効果を抑制できている産業・企業は、そうではない産業・企業と比較して、どのような特徴を有しているのだろうか。生産性上昇と雇用増加を同時に達成している企業（ボーモル効果抑制企業）について分析し、生産性と雇用の両立に不可欠な要因を明らかにする。

本項①において我が国の産業において生産性と雇用の変化（第Ⅱ-3-1-2-8 図）から明らかなように、ボーモル効果を抑制できている産業は米国・ドイツと比べて少なくなっている。この事実を裏付けるかのように、経済産業省が我が国のグローバル企業に対して実施したアンケート調査において、企業は、研究開発及びブランド力向上などの重点的な取組によって売上高あるいは利益の増加があったものの、それらの取組が雇用・

第Ⅱ-3-1-2-11 図
企業が重視する取組が売上、雇用等の増加に繋がったか

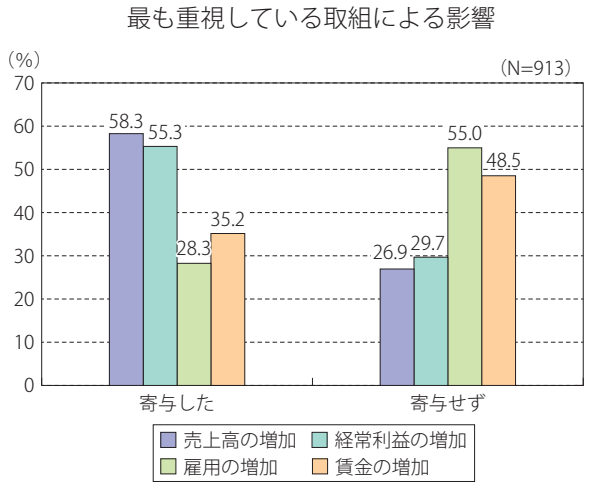

備考：「企業が重視する取組」は、新製品の開発・導入、ブランド力向上、アフタサービスの充実、新たな製造工程の導入。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

賃金の増加に結びついていない傾向にあることが明らかになった（第Ⅱ-3-1-2-11 図）。これらの企業は、ボーモル効果が発生していることになるが、我が国においても少ないながらもボーモル効果を抑制できている産業が存在しており、その産業に属する企業をボーモル効果抑制企業と呼ぶことはできる。以下では、経済産業省「企業活動基本調査」（以下、企活。）の個票データを使用したパネル・プロビット・モデル[74]によって、ボーモル効果抑制企業の特徴を定量的に分析する。

モデルの被説明変数は、各企業の労働生産性上昇率[75]と雇用者数成長率の組合せによる状態変数（1 又は 0）である。生産性と雇用者の変化の組合せが 4 パターンあるので[76]、それぞれのパターンに応じて状態変数の値を割り当てたモデルを推計している。

本分析で使用するパネル・プロビット・モデルは、状態を表す質的従属変数を、何らかの変数で説明しようという推計方法である。本推計において、質的従属変数は各企業の労働生産性上昇率[77]と雇用者数成長率の組合せによる状態変数（1 又は 0 の 2 値変数）である。生産性と雇用者の変化（上昇・増加と低下・減少）の組合せが計 4 パターンあるので[78]、それぞれのパターンに応じて状態変数の値を割り当て、4 本の推計式（モデル）を立てて、労働生産性の上昇と雇用者数の成長を同時達成するために重要となる企業属性・特性を明らかにすることを目標に推計を実施している。

質的従属変数（被説明変数）について、まず、生産性上昇・雇用増加モデル（モデル 1）では、生産性上昇と雇用増加を同時達成している企業に 1 を割り当て、そうではない企業に 0 を割り当てている。このモデルは、ボーモル効果抑制企業モデルと言える。次に、生産性低下・雇用増加モデル（モデル 2）では、生産性は低下しているが雇用は拡大している企業に 1 を割り当て、そうではない企業に 0 を割り当てている。さらに、生産性低下・雇用減少モデル（モデル 3）では、生産性も雇用も減少させている企業に 1 を割り当て、そうではない企業に 0 を割り当てている。最後に、生産性上昇・雇用減少モデル（モデル 4）では、生産性は上昇しているが雇用は減少している企業に 1 を割り当て、そうではない企業に 0 を割り当てている。このモデルは、ボーモル効果発生モデルと言える。なお、これらのモデルの番号は、第Ⅱ-3-1-2-8 図から第Ⅱ-3-1-2-10 図の第 1 象限から第 4 象限に対応するように付番している。

説明変数について、4 モデル共通で、市場占有率、一人当たり自主研究開発費、一人当たり委託研究開発費、一人当たり無形固定資産又は一人当たりソフトウェア資産、一人当たり広告・宣伝費及び一人当たり直接輸出額を用いている。これらの説明変数は、企活個票データから抽出可能な項目の中で、生産性と雇用に関係する可能性が高いものを選択している。

まず、市場占有率は、業種別に集計した売上高の合計に占める当該企業の売上高である。市場に対する影響力の強さに関わる変数であることから、市場価格への影響や生産量の変化を通じた供給への影響によって、生産性及び雇用に効果を持つと考えられることから、説明変数に選択している。

74　北村（2005）、p. 112。
75　本推計で念頭に置いている労働生産性は、実質労働生産性のことであるが、推計にあたっては、労働生産性と雇用者数のそれぞれの増減から 2 値（1 又は 0）を設定しているので、名目値であっても実質値であっても本質的な相違は無い。ただし、増減を判断するための労働生産性は、業種別のデフレータが存在しないこと及び個別企業の価格情報としてデフレータを一律に適用できないことを考慮して、近似値として名目労働生産性を使用している。
76　いずれの企業においても変化があったので、パターンの中に変化なしを組込む必要がなかったため、4 パターンとなっている。
77　本推計で念頭に置いている労働生産性は、実質労働生産性のことであるが、推計にあたっては、労働生産性と雇用者数のそれぞれの増減から 2 値（1 又は 0）を設定しているので、名目値であっても実質値であっても本質的な相違は無い。ただし、増減を判断するための労働生産性は、業種別のデフレータが存在しないこと及び個別企業の価格情報としてデフレータを一律に適用できないことを考慮して、近似値として名目労働生産性を使用している。
78　いずれの企業においても変化があったので、パターンの中に変化なしを組込む必要がなかったため、4 パターンとなっている。

次に、一人当たり自主研究開発費及び一人当たり委託研究開発費は、いわゆる研究開発費を企業内で実施するものと企業外で実施するものを分けて考えている。研究開発投資は生産性にプラスの効果を持つとされているが、雇用に対する効果は定かではない。ここでは、企業内での実施に伴う自主研究開発費が雇用に対してプラスの効果を持つであろうことを想定して、これらの項目を説明変数に選択している。

次に、一人当たり無形固定資産又は一人当たりソフトウェア資産は、資本収益率に対する効果が確認されており[79]、生産性と雇用に対する効果を予想して説明変数に加えている。なお、企活の調査項目に変更があったため、一人当たり無形固定資産は2003年から2014年まで、一人当たりソフトウェア資産は2006年から2014年までとしている。推計においては、期間を分けた上で、いずれかを説明変数に選んでいる。

次に、一人当たり広告・宣伝費は、ブランド力の代理変数として使われることが多く、企業収益に対してプラスの効果を持つと考えられることから、企業収益を通じて生産性及び雇用に対する効果もあると予想できる。

最後に、一人当たり直接輸出額は、ターゲット市場が国内に限らず海外も含んでいるという点で、生産規模の大きさを暗に意味することになるので、規模の経済性による生産性に対する効果及び規模そのものによる雇用に対する効果を持つと思われる。

上述の質的従属変数及び説明変数に企活から抽出・加工したパネルデータに基づいてパネル・プロビット・モデルによる推計を実施した結果が、第Ⅱ-3-1-2-12表である。

ボーモル効果抑制モデル（モデル1）の推定結果を見ると、統計的に有意な説明変数は、市場占有率、一人当たり自主研究開発費、一人当たりソフトウェア資産及び一人当たり直接輸出額となっている。2003-2014年推計では、市場占有率0.485、一人当たり自社研究開発費0.0053、及び一人当たり直接輸出額0.0002となっており、2006-2014年推計では、市場占有率0.485、一人当たり自社研究開発費0.0053、一人当たりソフトウェア資産0.0008及び一人当たり直接輸出額0.0002となっている。統計的に有意な説明変数が多い2006-2014年推計を例にして直観的な説明を加えると、ある企業の市場占有率が1%上昇すると、当該企業の労働生産性と雇用者数がともに増加する確率は51.2%高まることを意味している。

ボーモル効果抑制企業とは対照的な企業について推計したモデル3（生産性低下・雇用者減少）では、一人当たり無形固定資産、一人当たりソフトウェア資産、一人当たり広告・宣伝費及び一人当たり直接輸出額が少ない企業ほど、労働生産性と雇用者数を同時に減少させる確率が高くなることがわかる。

その他の推定結果（モデル2、モデル4）では、ボー

第Ⅱ-3-1-2-12表　企業の労働生産性、雇用者数の変化と企業属性

被説明変数	モデル1 生産性上昇・ 雇用者増加 （ボーモル効果抑制モデル）		モデル2 生産性低下・ 雇用者増加	モデル3 生産性低下・ 雇用者減少		モデル4 生産性上昇・ 雇用者減少 （ボーモル効果発生モデル）
推計期間	2003～14年	2006～14年	2003～14年	2003～14年	2006～14年	2003～14年
市場占有率	0.4850***	0.5120***	0.0410	-0.0043	-0.0570	0.4800***
一人当たり 自社研究開発費	0.0053***	0.0050***	0.0020	0.0013	0.0015	-0.0001
一人当たり 委託研究開発費	-0.0007	-0.0008	-0.0013	-0.0022	-0.0013	-0.0029
一人当たり 無形固定資産	-0.0001		-0.0003	-0.0010***		-0.0004
一人当たり ソフトウェア資産		0.0008*			-0.0031***	
一人当たり 広告・宣伝費	0.0001	0.0005	-0.0000	-0.0015**	-0.0017**	0.0000
一人当たり 直接輸出額	0.0002**	0.0002**	-0.0000	-0.0001***	-0.0001***	0.0000
推計方法	パネル・プロビット・モデル					

備考：各係数の値は、他の諸条件が一定の時に、当該説明変数が1単位変化したときの被説明変数の値が1となる確率の上昇割合を示す（限界効果）。モデル1の例では、企業の市場占有率が1%上昇すると、当該企業の労働生産性と雇用者数がともに増加する確率は48.5%高まる。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」

79　Miyagawa, *et al.*(2016).

モル効果発生モデル（モデル4）の市場占有率以外の説明変数は統計的に有意にはなっていない。労働生産性又は雇用者数のいずれか一方だけが増加している企業では、本分析で取り上げた企業属性を表す説明変数と生産性･雇用者の状態変数との関係は弱いことがわかる。

本推計には留意すべき点がある。推定結果は、対前年比の労働生産性や雇用者数成長率を算出できた既存企業についてのものである。新たに設立された企業が参入したり倒産・廃業した企業が退出したりすることが産業レベルでの生産性上昇率や雇用者数に与える影響は計測できていない。例えば、前期に存在した生産性の低い企業が、当期にある産業から退出すると、企業レベルでは前期の集計対象からも当期の集計対象からも脱落して、集計結果には影響を与えないけれども、産業レベルの集計では、退出した企業以外の企業の生産性に変化がなければ、当該産業の今期の平均的な生産性上昇率を低下させることになる。逆に、前期には存在しなかった生産性の高い企業が、今期新たにある産業に参入した場合、企業レベルでは同様に前期の集計対象からも当期の集計対象からも脱落して、集計結果には影響を与えないけれども、産業レベルの集計では、参入した企業以外の企業の生産性に変化がなければ、当該産業の今期の平均的な生産性上昇率を高めることになる。

上記推計の4モデルについて、それぞれのモデルに対応する企業のデータに基づいて産業別構成比（付表1）を算出してみると第Ⅱ-3-1-2-8図の分布とは異なる結果になることがわかる。例えば、第Ⅱ-3-1-2-8図の分布では、輸送機械産業はボーモル効果抑制産業（第一象限）に位置しているが、上記推計データによる分類では、輸送機械産業に属する企業のうち生産性も雇用も増加させている企業（ボーモル効果抑制企業）の割合はわずか18.4%である。

他方、生産性は上昇させているが雇用は減少させている企業（ボーモル効果発生企業）の割合は23.7%、生産性も雇用も減少させている企業の割合は16.2%、生産性は低下しているが雇用は増加している企業の割合は24.2%となっている。つまり、産業レベルでボーモル効果抑制産業に位置していても、企業レベルではボーモル効果抑制企業が大多数を占めているわけではないということである。

ボーモル効果抑制企業の割合が高い業種の上位は、複合サービス業33.3%、医療福祉業31.0%、鉄鋼26.7%、物品賃貸業26.7%、及び一般機械26.0%である。また、ボーモル効果発生企業の割合が高い業種の上位は、宿泊業32.3%、電気・ガス・熱供給・水道業32.28%、非鉄金属29.4%、運輸業・郵便業26.9%、及び繊維工業26.5%である。

3. 収益力改善に向けたイノベーション環境の創出

(1) 人的資本投資の改善によるイノベーション実現の促進

我が国において、産業レベル・企業レベルの収益力、生産性、及び価格決定力の向上と雇用の増加が進みにくい背景には、市場にとって新しい製品を供給するようなイノベーションを実現できず、価格競争が激しく利幅の少ない製品で利益を確保せざるを得ない状況に置かれている可能性があることは前項までの分析や先行研究で示してきたとおりである。我が国が価格決定力を向上させ、雇用増加に繋がるようなイノベーションを実現するために何が必要かについて以下で分析していく。

収益力・生産性・価格決定力の向上を図るためには、さらなるイノベーションが必要となる。OECDが公表している『オスロ・マニュアル[80]』に定義されているイノベーション類型に従えば、収益力などに対する各種イノベーションの作用は、第Ⅱ-3-1-3-1図のように対応づけられるだろう。

経済産業省が行ったアンケート調査によれば、我が国企業は最も重要な取組として、市場にとって画期的な製品やサービスの開発や導入を挙げており、イノベーションが収益力、生産性、価格決定力にとって重要なものであることは認識しているものの（第Ⅱ-3-1-3-2図）、文部科学省科学技術・学術政策研究所が実施した「第4回全国イノベーション調査統計報告」によれば、日本のイノベーション実現状況はイノベーション類型のいずれにおいても先進諸国と比較して低い値となっている[81]（第Ⅱ-3-1-3-3図）。

80　OECD (2005).

第Ⅱ-3-1-3-1 図
収益力・生産性・価格決定力とイノベーション類型の対応

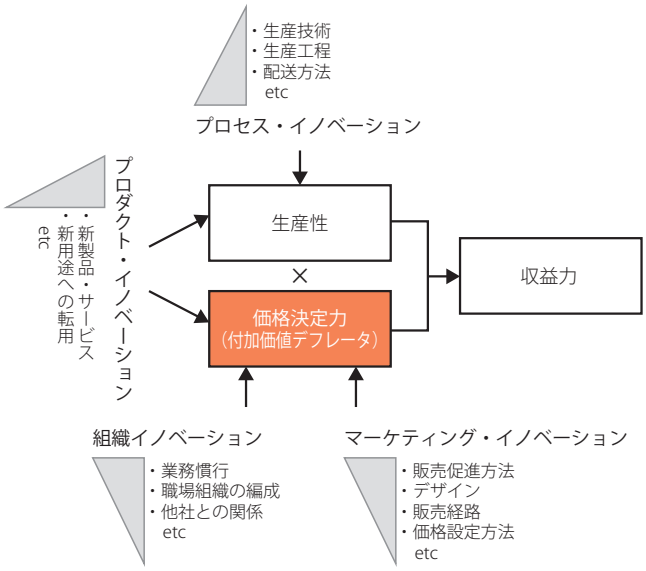

(*)　オスロ・マニュアルは、イノベーション・データの収集と解釈のためのガイドラインで、最新版の第３版は、OECD と欧州統計局（Eurostat）が共同で作成。

第Ⅱ-3-1-3-2 図　企業が重視している取組

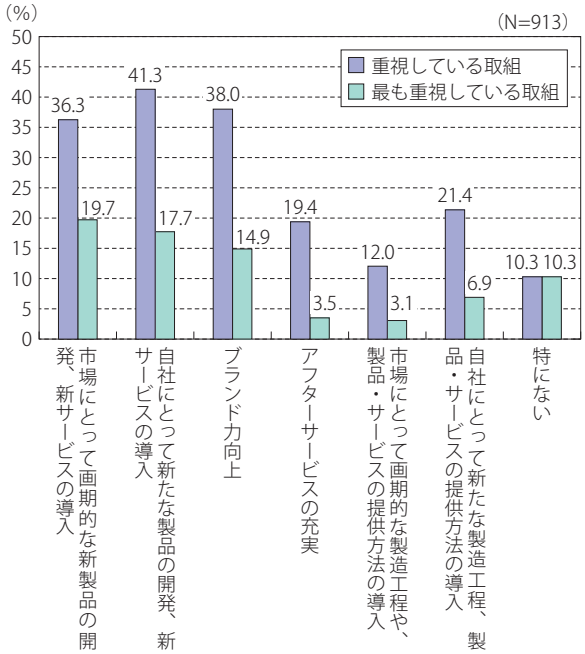

資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

我が国のイノベーションの現状と課題として、産業構造審議会研究開発・イノベーション小委員会は、①顧客価値の獲得に関する環境変化への対応の遅れ、②自前主義に陥っている研究開発投資、③企業における短期主義、④人材や資金の流動性の低さ、⑤グローバルネットワークからの孤立を挙げている。近年、グローバル化、市場ニーズの多様化、新興国の台頭を背景として、製品ライフサイクルの短期化や企業間競争が激化しており[82]、企業がイノベーションを加速させていくためには、社外との適切な連携を通じたオープン・イノベーションを推進していく必要性が高まっている。

今後は、プロダクト・イノベーションを担う高度人材の育成・確保とともに、自社内の技術に留まらず、広く他の企業、大学、研究機関等とのネットワークを活用したオープン・イノベーションによる技術開発への転換が求められる。

雇用流動化の高まりや非正規雇用の社員が増える中、企業内教育へのインセンティブは低下しており、高度人材の育成を巡り私的利益と社会的利益の乖離が生じているとの指摘もある[83]。実際に我が国企業の人材育成のための投資額及び無形資産投資全体に占める人材育成投資の割合は、国際的に見ても低い水準にあるといえる（第Ⅱ-3-1-3-4 図及び同５図）。

さらに、我が国企業における人材育成投資[84]は、バブル経済崩壊直後の 1991 年をピークに減少に転じ、1990 年代後半に一時的な増加を見せた後は、2000 年代を通じて大幅な減少を続けている（第Ⅱ-3-1-3-6 図）。また、企業における定型的な業務を非正規雇用労働者が担うようになったことにより、企業内教育のインセンティブが低下した可能性がある。

また、国際的なアンケート調査によって、我が国グローバル企業の人的資源への投資傾向を海外のグローバル企業と比較してみると、今後１年間で自社の人的資源への投資額を増やす予定があると答えた企業は「大幅に増加」と「増加」を合わせて 63％と、調査対象国中もっとも低くなっている（第Ⅱ-3-1-3-7 図）。

今後も人材育成投資が下がり続けた場合に、我が国の経済成長にどのような影響があるかを考えてみる。我が国では資本投入が低迷を続けた結果、資本蓄積を示す指標である資本係数（資本ストック／実質 GDP）が 2000 年代に入ってほとんど上昇していない。

そして、この資本蓄積低迷の原因の一つは、バブル

81　文部科学省科学技術・学術政策研究所（2016）では、調査方法は各国間で完全に統一されておらず、各国特有の回答性向が存在するため、国際比較可能性には限界があるとしている。
82　経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会（2016）。
83　日本経済新聞、2016 年 9 月 21 日、朝刊 26 面。
84　ここでの人材育成投資額は第Ⅱ -2-7 表において推計した人材育成投資額を用いている。

第Ⅱ-3-1-3-3 図　４つのイノベーションのいずれかを実現したと回答した企業の割合

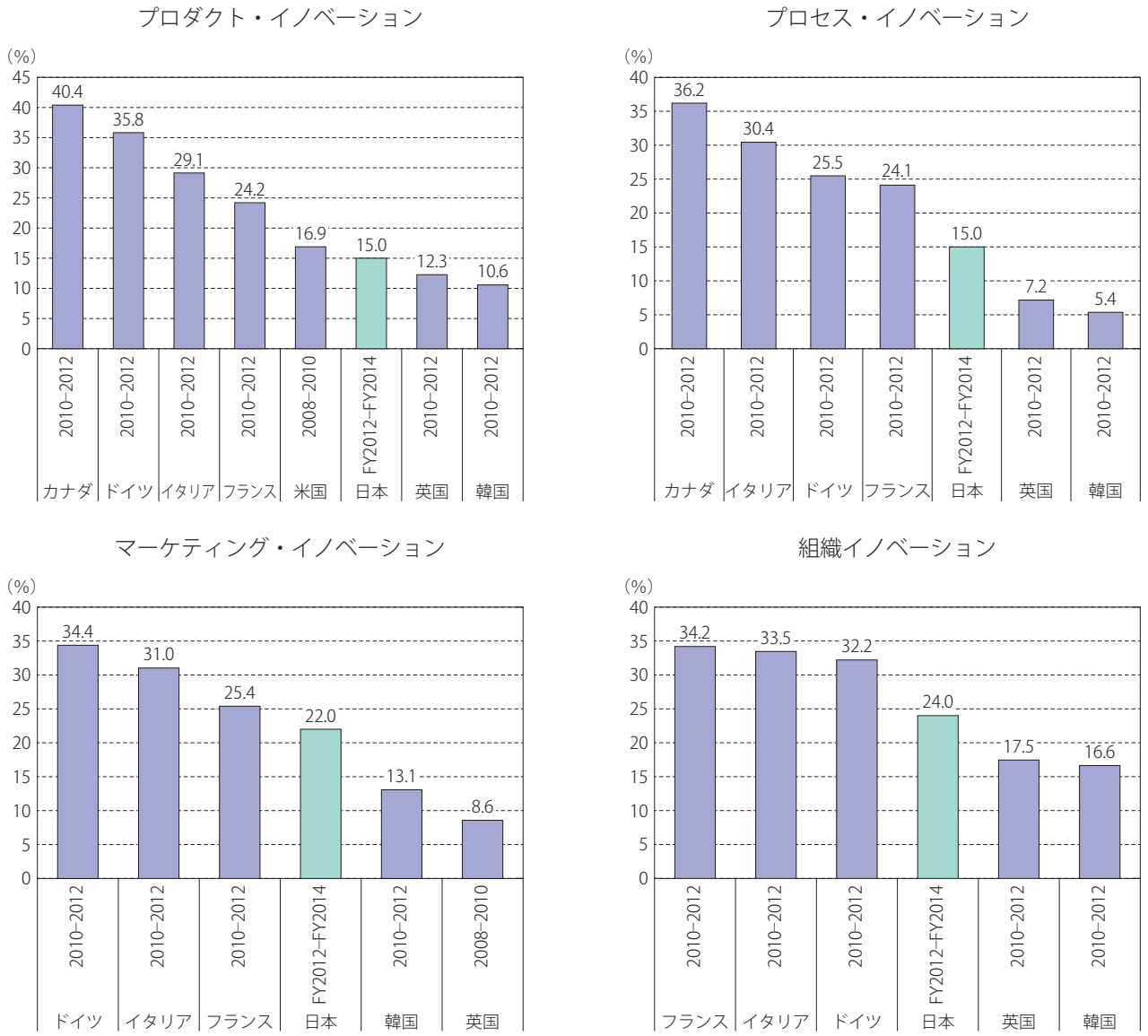

資料：文部科学省科学技術・学術政策研究所（2016）及び OECD（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-3-4 図　人的資本投資と研究開発等に関する国際比較（2000 年→ 2010 年）

人的投資と研究開発等に関する各国の投資額変化
（2000 年→2010 年）

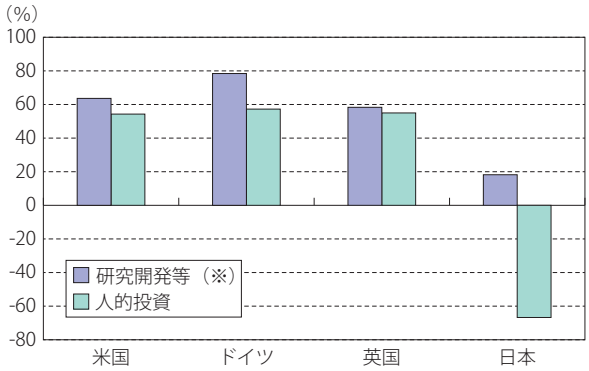

資料：INTAN-Invest 及び JIP より経済産業省作成。
備考：「研究開発等」には、科学・工学分野における研究開発、資源探索権、著作権・ライセンス等、他の商品開発・デザイン・調査が含まれる。

第Ⅱ-3-1-3-5 図　人的資本投資の国際比較

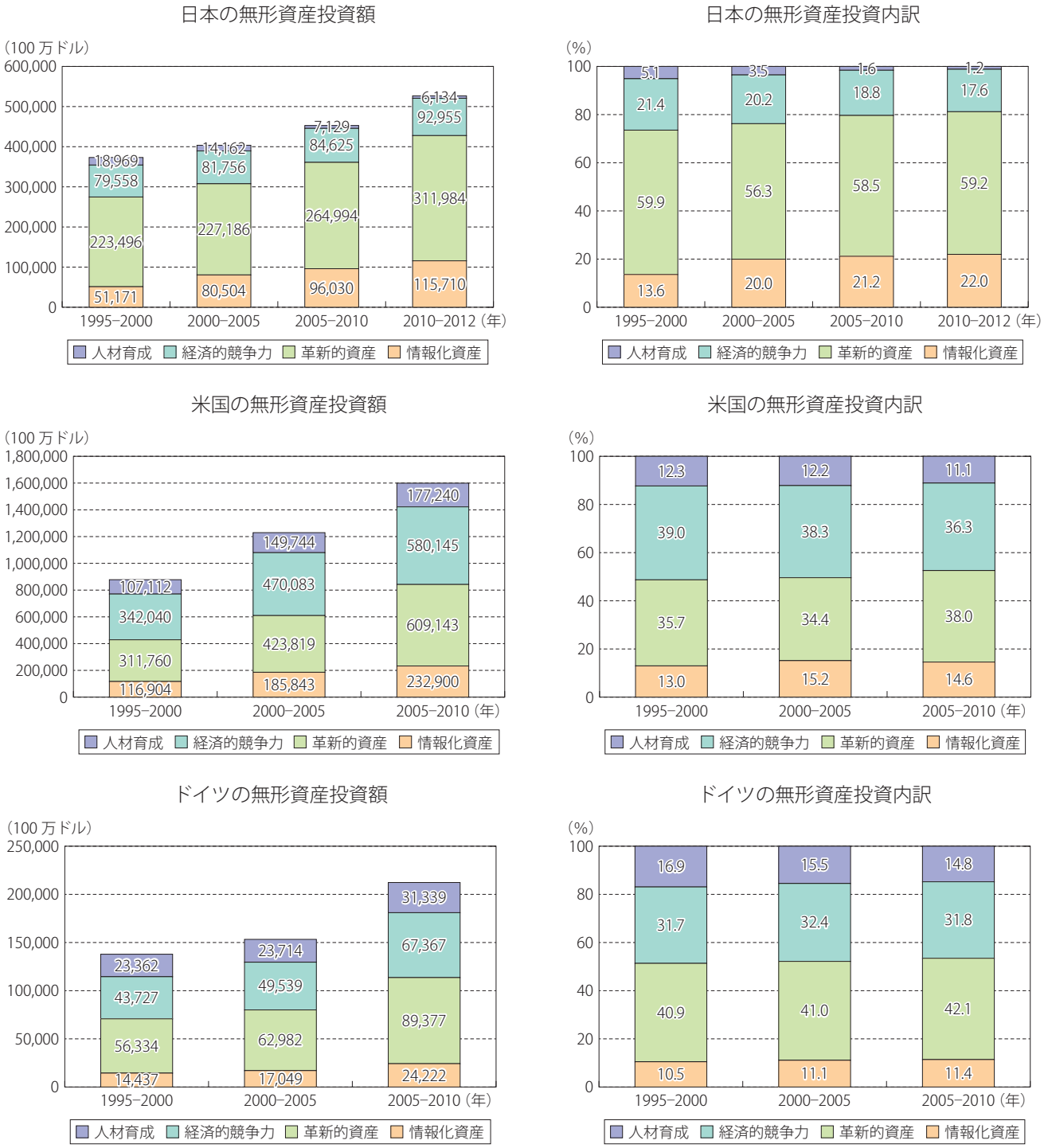

備考：無形資産情報化資産は、ソフトウェア、データベースから構成される。革新的資産は、科学・工学分野における研究開発、資源探索権、著作権・ライセンス等、他の商品開発・デザイン・調査から構成される。経済的競争力は、ブランド資産、企業による人材育成、組織改編から構成される[86]が、本稿では人材育成を分解してグラフ化している。
資料：INTAN-Invest 及び JIP[87] から経済産業省作成。

経済崩壊後の我が国の資本収益率（営業利益／資本ストック）の傾向的低下であるとする指摘がある[85]（第Ⅱ-3-1-3-8 図）。

この資本収益率低下の要因について、前掲出の Miyagawa, *et al.*（2016）では、資本の限界収益率を被説明変数とし、実質賃金、IT 投資、研究開発投資及び人材育成投資[88]などを説明変数とする要素価格フロンティアモデルを構築して推計を行っている。

85　例えば、Miyagawa, *et al.*(2016）を参照。また、資本収益率と資本蓄積の関係については、田中・宮川（2011）を参照。
86　宮川・浅羽・細野編（2016）。
87　日本の人材投資については、JIP データベースのうち、学習院大学宮川教授の推計担当分を使用。
88　ここでの人材育成投資額は、厚生労働省「就労条件総合調査」などを使って推計した産業ごとの職場外研修費用を用いている。なお、IT 投資額、研究開発投資額及び人材育成投資額推計の詳細については、Chun, *et al.*(2015）を参照。

第Ⅱ-3-1-3-6 図
我が国企業の人材育成投資額の推移

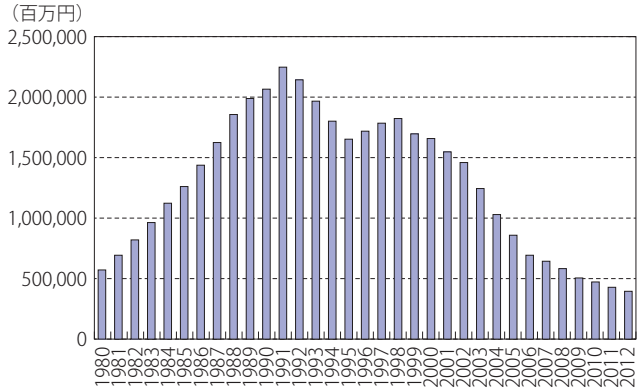

資料：Miyagawa, et al.（2016）から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-1-3-7 図　人材育成投資の国際比較

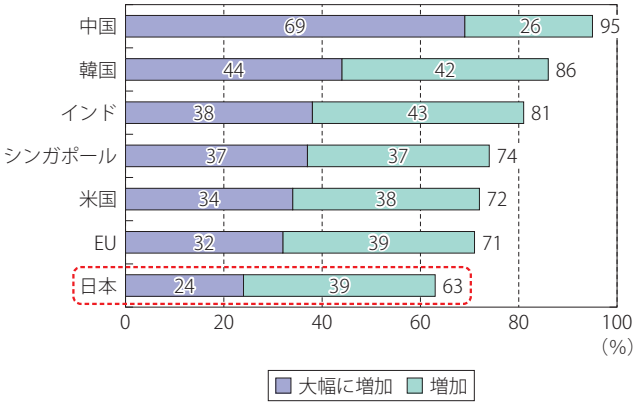

資料：アクセンチュア（株）「グローバル CEO 調査 2014」から経済産業省作成。
備考：グローバル企業１千社のうち、今後１年間で、自社の人的資源への投資額を増加する予定がありますかという問いに答えた企業の割合。

第Ⅱ-3-1-3-8 図
資本収益率の低下と資本蓄積（資本係数）の低迷

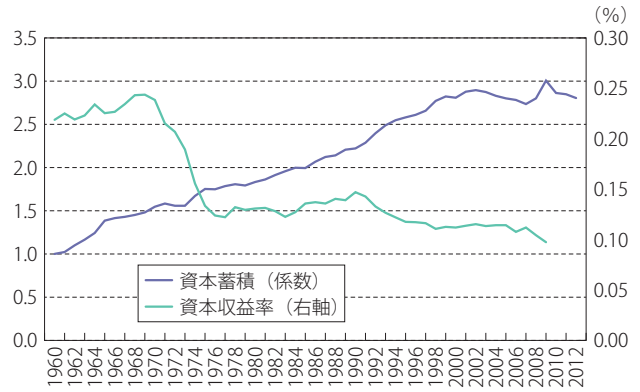

資料：深尾（2016）から経済産業省作成。

推計結果をみると、人材育成投資に係る係数は正で有意となっており、その値も 0.361（モデル a）、0.205（モデル b）と相対的に大きな値を示している。企業における人材育成投資が資本収益率の増加に対し、ひいては資本蓄積（設備投資）の増大に対し、重要な役割を果たしていることが確認できる[89]（第Ⅱ-3-1-3-9 表）。すなわち、我が国の人材育成投資が低い水準のまま推移していけば、資本収益率の上昇や設備投資の増加がさらに困難になる畏れが生じる可能性もある。

(2) まとめ

我が国のグローバル企業における収益力の改善が指摘され続けてきている中にあって、収益力向上と経済成長の両立を表す指標として、付加価値に着目して、生産性（実質付加価値）と価格決定力（付加価値デフレータ）を用いた分析結果を示した。また、アンケートなどから、我が国のグローバル企業は高い生産性を示しているにもかかわらず、価格決定力に不安を抱えていることが明らかになった。

現状の課題として、価格決定力の脆弱性、生産性上昇と雇用縮小の同時発生への対処、及び資本収益率と人材投資の低迷を指摘した。まず、付加価値デフレータ（価格決定力）の低下が生産性の上昇を相殺して、収益力を押し下げる要因になっていることを、概念整理とデータから示した。この事実は、生産性の改善とともに価格決定力の強化が収益力の改善に向けて重要であることを示している。また、生産性の上昇とともに雇用が減少するボーモル効果が表れていない、すなわち生産性上昇と雇用拡大を同時に実現している企業群の特徴を、企業活動基本調査に基づくパネル・プロビット・モデル推計から、市場占有率並びに従業員一人当たりの自主研究開発費、ソフトウェア資産及び直接輸出額の高さであることを明らかにした。生産性上昇とともに雇用拡大に注目している理由は、企業の付加価値に対する人件費（雇用）の割合が大きいだけでなく、経済全体では雇用確保・失業率低下などに結び付くためである。さらに、資本収益率が低迷を続けている状況にあって、傾向的低下を示している人材育成投資が、その変化に対してプラスの効果を持っていることが明らかになった変動要因推計からは、人材育成投資の減少を反転・増加させることが収益力の改善に向けた一助となり得ることが示唆される。

ここまでの分析結果をまとめると、我が国企業は、生産性の上昇に注目するだけではなく、価格決定力の強化にも注目して収益力の向上を図る必要があると考えられる。また、収益力を向上させるためには人材育

89　Miyagawa, *et al.*(2016) では、併せて資本の平均収益率を用いた推計も行っているが、推計結果は大きくは変わっていない。

第Ⅱ-3-1-3-9 表　資本収益率の変動要因に係る推計結果

市場経済

被説明変数：資本の限界収益率				
モデル	a		b	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
賃金率（自然対数）	0.491	0.052 ***	-0.664	0.058 ***
IT 投資額／IT ストック（自然対数）	0.071	0.103	0.147	0.083 *
研究開発投資額／研究開発資本ストック（自然対数）	-0.181	0.051 ***	-0.176	0.041 ***
人材育成投資額／人材育成資本ストック（自然対数）	0.361	0.116 ***	0.205	0.094 **
付加価値額（自然対数）			1.412	0.048 ***
定数項	-2.954	0.206 ***	-21.851	0.663 ***
	Fixed-effects model		Fixed-effects model	
標本数	1,773		1,762	
業種数	70		70	
Prob > F	0		0	
R-sq:				
within	0.3174		0.5534	
between	0.2334		0.0077	
overall	0.2323		0.0525	

備考：１．***：1% 有意、**：5% 有意、*：10% 有意。
２．全ての変数は 2000 年価格で実質化。
資料：MIYAGAWA, T., TAKIZAWA M., TONOGI K.,　"Declining Rate of Return on Capital and the Role of Intangibles in Japan", RIETI Discussion Paper Series 16-E-051,　March 2016 から経済産業省作成。

成投資を拡大し、イノベーションを実現していくことが有効であるが、我が国の人材育成投資は米国及びドイツと比較して低い水準に留まっているのみならず、投資額も近年では減少傾向にあるため、現状ではイノベーションの実現で他国に遅れをとり、将来的には収益力向上を実現できず、グローバルな市場でビジネスを主導できない可能性もでてくる。

今後、我が国企業の収益力を高め、雇用を拡大し、経済成長を実現するためには、人的資本投資を強化し、イノベーションを実現し、過当競争に巻き込まれない価格決定力の高い差別化された製品・サービスで、国内市場に留まらずグローバルな市場を開拓していくことが重要である。そして、企業収益力の改善を経済成長に結び付けるために、ボーモル効果を抑制して生産性向上・雇用拡大に効果が認められた研究開発などへの投資や輸出の促進が必要となる。

第２節　我が国のイノベーションの創出に向けた課題

1. 我が国のイノベーション能力に関する国際的な評価

世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している国際競争力指標によれば、日本のイノベーションランキングは2016-2017年版の報告書では、2015-2016年版の５位から順位を下げて８位となっている。「企業の研究開発投資」、「科学者・技術者の有用性」及び「特許協力条約に基づいた特許申請」では高い順位となっている一方、「イノベーション能力」及び「研究開発における産学連携」が上位10か国と比較して低い順位となっている（第Ⅱ-3-2-1-1表）。

「イノベーション能力」の指標が低い理由については、以前は企業に対して「自前の研究開発能力」が問われていたが、2013-2014年版以降は、「イノベーション能力の保有」が問われるように変更されたことの影響が指摘されるとともに、日本の企業経営者の自国への評価が低下した可能性や、研究開発の成果を社会的価値につなげる力やオープン・イノベーションに対する日本の弱みが示された可能性があるとも指摘されている[90]。

我が国のイノベーションの課題としては、①顧客価値の獲得に関する環境変化への対応の遅れ、②自前主義に陥っている研究開発投資、③企業における短期主義、④人材や資金の流動性の低さ、⑤グローバルネットワークからの孤立が挙げられており、これらの課題を解決し、イノベーション創出をしていくためには、オープン・イノベーションの推進が重要だとされているが、自社単独のみで研究開発する企業の割合は61％となっており、半数以上の企業で10年前と比較してオープン・イノベーションが活性化していないとの分析もされている[91]。このことは、第Ⅱ-3-2-1図において「研究開発における産学連携」の順位が相対的に低いことにも表れていると考えられる。

第Ⅱ-3-2-1-1表　WEFイノベーションランキング2016-2017年版

	イノベーションランキング	イノベーション能力	科学技術調査機関の質	企業の研究開発投資	研究開発における産学協業	先進技術に対する政府調達	科学者・技術者の対応領域と数	PCT国際出願件数
スイス	1	1	1	1	1	28	14	3
イスラエル	2	4	3	3	3	9	8	5
フィンランド	3	6	8	7	2	26	1	4
米国	4	2	5	2	4	11	2	10
ドイツ	5	5	11	5	8	6	16	7
スウェーデン	6	3	7	6	12	23	20	2
オランダ	7	10	4	14	5	21	21	9
日本	8	21	13	4	18	16	3	1
シンガポール	9	20	10	15	7	4	9	13
デンマーク	10	18	16	16	14	53	37	8

備考：PCT出願とは、特許協力条約に基づいた特許申請。
資料：WEF"The Global Competitiveness Report（2016-2017年版）から経済産業省作成。

2. イノベーションを生み出す新たな産業社会の実現に向けた３つの課題

これまで蒸気機関の発明から動力を獲得した第１次産業革命、電力・モーターによる動力が革新した第２次産業革命、コンピュータの発明・発展による自動化が進む第３次産業革命に続き、我々は大量の情報を基

90　内閣府（2017）「世界経済フォーラム（WEF）国際競争力レポートにおけるイノベーションランキングの現状の分析について」、矢野（2016）「国際競争力後退の要因は何か」みずほ総合研究所
91　産業構造審議会　産業技術環境分科会　研究開発・イノベーション小委員会（2016）「イノベーションを推進するための取組について」

第Ⅱ-3-2-2-1 図　コネクテッド・インダストリーズ

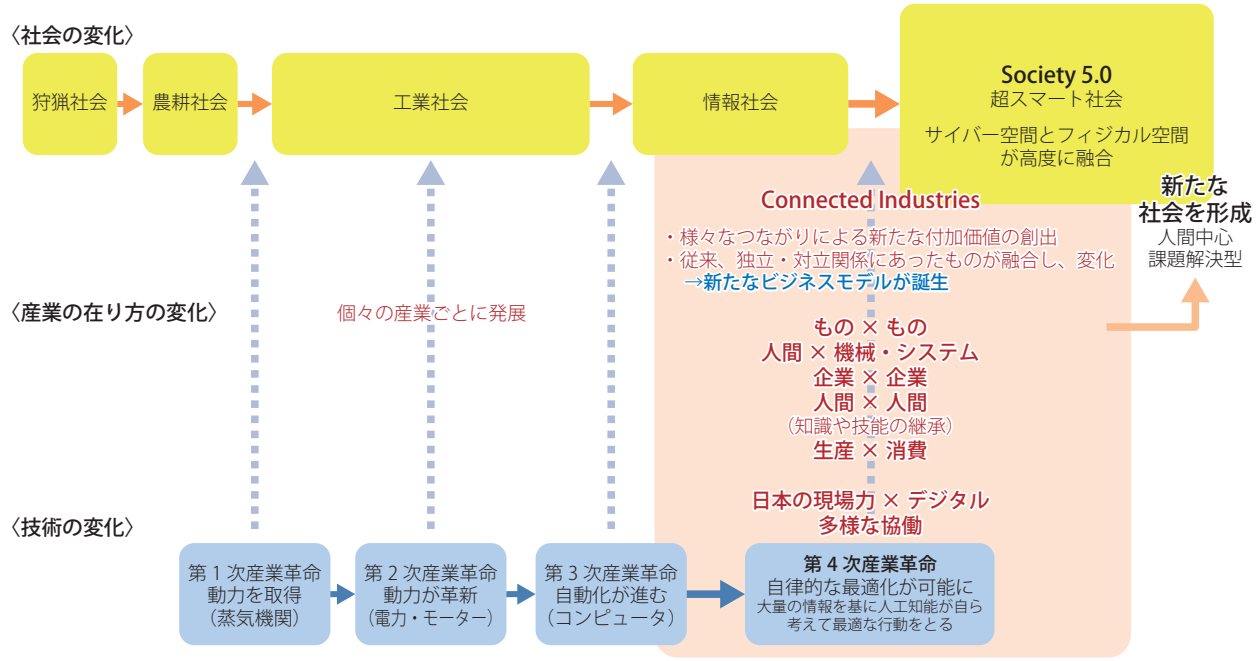

資料：経済産業省作成。

に人工知能が自ら考えて最適な行動を取ることが可能となる第４次産業革命を迎えている。この第４次産業革命により、①実社会のあらゆる事業・情報が、データ化・ネットワークを通じて自由にやりとりが可能になる（IoT）、②集まった大量のデータを分析し、新たな価値を生む形で利用可能になる（ビッグデータ）、③機械が自ら学習し、人間を越える高度な判断が可能となる（人口知能（AI））、そして④多様かつ複雑な作業についても自動化が可能となる（ロボット）。こうした一連の変化が同時期に生じることでこれまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になるが、同時に産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性もある。

こうした技術のブレークスルーは、①これまでの大量生産・画一的サービスから、個々のニーズに合わせたカスタマイズ生産・サービスへのシフト（例、個別化医療や即時オーダーメイド服、各人の理解度に合わせた教育）、②社会に眠っている資産と個々のニーズをコストゼロでマッチング（例、Uber や Airbnb 等のシェアリングエコノミーサービス）、③人間の役割、認識・学習機能のサポートや代替（例、自動走行、ドローンによる施工管理・配送）、④新たなサービスの創出、製品やモノのサービス化、データ共有によるサプライチェーン全体での効率性の飛躍的向上を可能とするなど、第４次産業革命の技術は全ての産業における革新のための共通の基盤技術であり、様々な分野における技術革新・ビジネスモデルと結びつくことで、全く新しいニーズの充足が可能になる。

さらに、こうした様々なものがつながることで新たな付加価値が創出され、従来独立・対立関係にあったものが融合し、変化することで、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の超スマート社会、「Society 5.0」の実現が期待される。

これらの第四次産業革命という技術革新をきっかけとする革命を、最終的な未来社会像である Society 5.0 へとつなげていくためには、産業のあり方を変革していく必要がある。平成 29 年３月に開催されたドイツ見本市（CeBIT）では、我が国が目指すべき産業の在り方として新たに「コネクテッド・インダストリーズ」の概念を世界に向けて発信した。「コネクテッド・インダストリーズ」とは、データ、技術、人、組織等が様々なもの・ことのつながりによって新たな付加価値創出と社会課題解決がもたらされるような産業のあり方であり、その概念図が第Ⅱ-3-2-2-1 図となる。

こうした新たな産業社会の実現に向けて、通商政策の観点からは、大きく分けて以下の３つの課題がある。１つ目は第４次産業革命の中で個人がより人材としての能力・スキルを絶え間なく向上させていくこと、人的投資を個人レベル、企業レベルさらに社会レベルでのシステムを構築していく必要がある。２つ目は個人と個人、企業と企業あるいは産業と産業間の交流を促進してイノベーション創出力を高めるためにオープン

イノベーションに向けた取組が重要となってくる。さらに３つ目として、より高度な知識・経験を持った人材や企業を日本国内に取り組むため、内なる国際化として高度人材の受入や対内直接投資拡大もさらに進めていく必要がある。以降、それぞれの課題についてふれていきたい。

（1）人的投資の現状と課題

技術革新から社会まで含めた変化が見込まれる中、こうした変化に対応していくためには当然ながら人材・雇用面でも大きな変化が求められてくる。

目指すべき将来像としては以下が考えられる。

まず、個人に注目すれば、付加価値の源泉の変化に対応し、「人生 100 年時代」に能力・スキルを生涯アップデートし続け、ひとりひとりがプロフェッショナルとしての価値を身につける必要が出てくる。その前提として、市場環境やライフステージの変化に対応しつつ、常に自身のキャリアをリデザインし続ける「キャリア・オーナーシップ」を持つことが求められる。

企業の側から見れば、競争力のコアが「知の源泉たる人材」に移行したとの認識に立ち、多様な能力・スキルを持った人材を惹き付け、プロジェクト・ベースで付加価値を生み出すシステムを企業活動の中心に据えることが求められる。そのためには、人材のニーズに応じて時間・場所・契約形態等にとらわれない柔軟かつ多様な「働き方」を取り入れるとともに、職務内容を明確化し、「仕事の内容」や「成果」に応じた評価・処遇を徹底する必要があろう。

さらに社会全体として、「知の源泉たる人材」を獲得・育成・最適配置するエコシステムを、国全体として構築していく必要がある。企業が人材教育や保障の多くを提供していた時代が現実には過去のものとなる中、第４次産業革命やグローバリゼーションの影の側面を最小化させるためにも、社会保障制度等の社会システムの刷新も必要となる。

こうした時代の変化に適応した人材を創出・育成していくために必要な施策については、第３部で紹介することとし、本節では、人材投資に関する現状と課題及び全体戦略について概観したい。

① 人材投資・人材育成の抜本拡充

前節では、我が国のグローバル企業は高い生産性を示しているにもかかわらず、価格決定力に不安を抱えていることが明らかになったが、収益力の改善のためには、生産性の上昇に注目するだけではなく、価格決定力の強化にも注目・対応する必要があると考えられ、また、人材育成投資の減少を反転・増加させることが収益力の改善につながることも指摘している。

企業にとって人材確保から人材教育への人的資本投資の流れが、イノベーションを創出し、それが生産性上昇と価格決定力強化を通じて、収益力改善に結びつくことが期待されている。

人材確保や人材教育を考える際、第４次産業革命下で求められる人材像（能力・スキル）や人材需給の把握・見える化を進めていくことが政策の柱となる。

とりわけ重要となる IT やデータを扱うスキルについては、経済産業省の委託で実施した「IT 人材最新動向と将来設計に関する調査結果」によれば、IT 人材の人材不足は今後ますます深刻になると予測されている。IT 人材全体として 2030 年に約 59 万人（中位

第Ⅱ部　第３章

第Ⅱ-3-2-2-2 図　IT 人材不足の推測

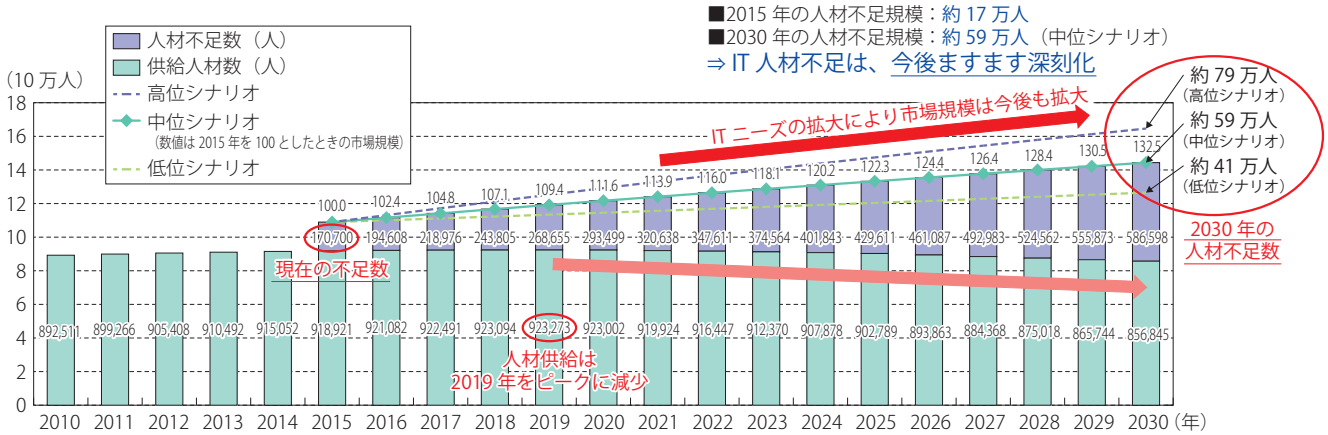

今回の推計では、将来の市場拡大見通しによって低位・中位・高位の３種のシナリオを設定。低位シナリオでは市場の伸び率を 1%程度、高位シナリオでは市場の伸び率を 2～4%程度（アンケート結果に基づく将来見込み）、中位シナリオはその中間（1.5～2.5%程度）と仮定した。さらに、低位・中位・高位の各シナリオにつき、今後の労働生産性に変化がない場合と、労働生産性が毎年 1%及び 3%向上する場合の３種類の推計結果を算出した。
資料：経済産業省委託事業（みずほ情報総研）「IT 人材最新動向と将来設計に関する調査結果（2016）」から引用。

シナリオ）が不足、最大約79万人（高位シナリオ）まで不足するとの調査結果が出ている（第Ⅱ-3-2-2-2図）。

さらに、第4次産業革命下では、人工知能、ビッグデータ、ロボットやIoTの専門家が重要となることから、こうした先端IT人材についても2020年までに約5万人が不足するとの推計が出されている（第Ⅱ-3-2-2-3図）。

他方、同じ調査では、「新しい技術を活用して業績や顧客満足度の向上を目指す、顧客志向の先端的なIT投資（またはIT利活用）」（以上、「攻めのIT投資」と定義）の重要性は広く認識されているものの、実際に「攻めのIT投資」を実現できていると回答している企業は半分程度しかいないとしている。また、「攻めのIT投資」を促進する人材については8割を越える回答者が「大幅に不足している」「やや不足している」と回答し、「攻めのIT人材」の不足が深刻であることが明らかになっている。

さらに、「攻めのIT人材」を確保、育成していくためには、各社のIT人材の個人のスキルアップが重要となってくるものの、日本のIT人材は、会社の教育・研修制度や自己研鑽支援制度に対する満足度が、国際的に比較した場合、満足度がかなり低いようだ（第Ⅱ-3-2-2-4図）。加えて給与・報酬に対しても同様に満足度は低いとの回答が多い（第Ⅱ-3-2-2-5図）。

② 柔軟かつ多様な働き方の実現

第4次産業革命の下で量・質の両面にわたっていかに人材を確保・育成していくかが鍵となるところ、終身雇用、職務無限定、年功序列、メンバーシップ型といった特徴を有するとされる「旧来の日本型雇用システム」について、職務内容を明確化し、それを達成するためのスキル・コンピテンシーを強化することができるシステムへと進化させ、労働時間や在勤年数による評価だけでなく、成果に基づく評価を重視し、時間、場所、契約にとらわれない柔軟な働き方を促進するとともに、自ら転職・再就職しやすい環境を整備していくことが重要となってくる。

(2) オープンイノベーションの現状と課題

ヘンリー・チェスブロウ[92]准教授によると、イノベーションを起こすためには、企業は海外も含めた大学や他企業との連携を積極的に活用することが有効で

第Ⅱ-3-2-2-3図　先端IT人材不足数の推測

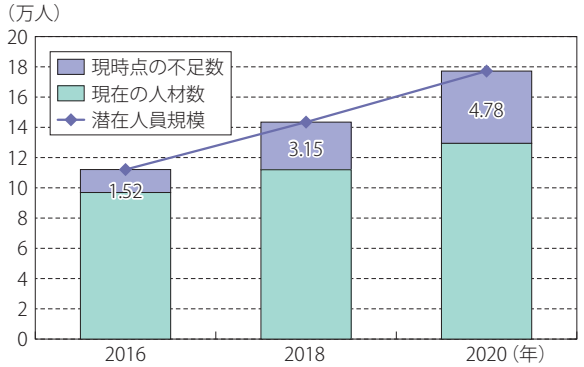

資料：経済産業省委託事業（みずほ情報総研）「IT人材最新動向と将来設計に関する調査結果（2016）」から引用。

第Ⅱ-3-2-2-4図
会社の教育・研修制度や自己研鑽支援制度に対する満足度

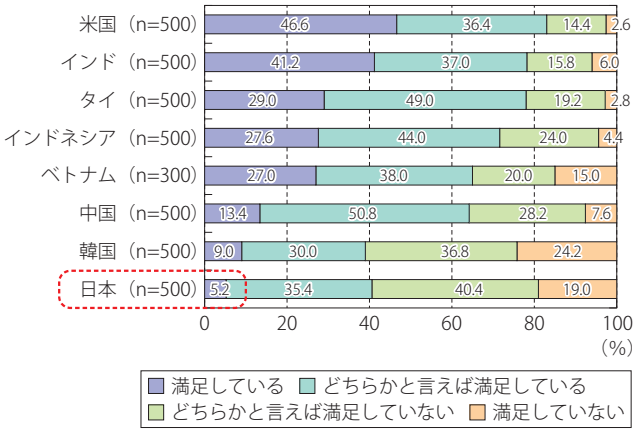

資料：経済産業省委託事業（みずほ情報総研）「IT人材最新動向と将来設計に関する調査結果（2016）」から引用。

第Ⅱ-3-2-2-5図　給与・報酬に対する満足度

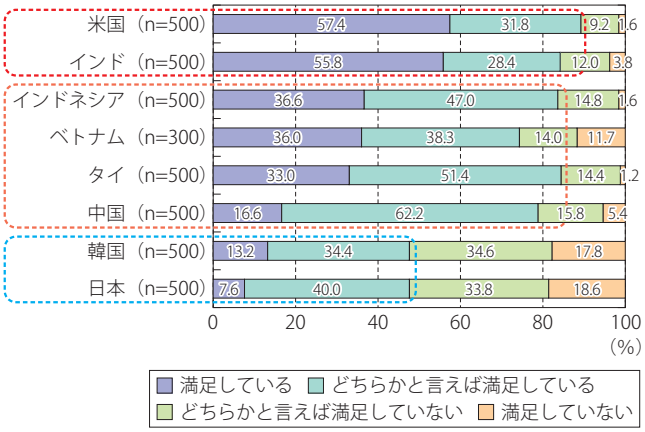

資料：経済産業省委託事業（みずほ情報総研）「IT人材最新動向と将来設計に関する調査結果（2016）」から引用。

92　ハーバード・ビジネス・スクールの助教授で、オープンイノベーションの提唱者。

第Ⅱ-3-2-2-6 図　世界の研究者の国際ネットワーク（共著関係）

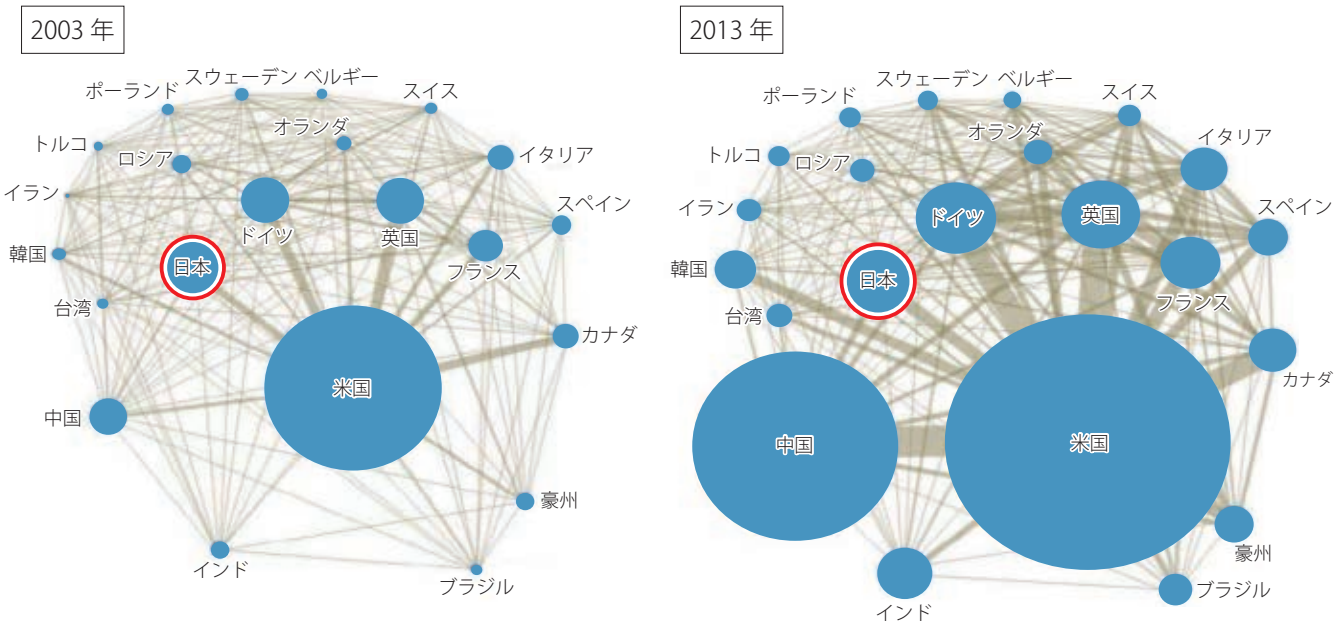

※各国の円の大きさは当該国の科学論文（学術誌掲載論文や国際会議の発表録に含まれる論文等）の数を示す。
※国間の数は、当該国を含む国際共著論文数を示しており、線の太さは国際共著論文数の多さにより太くなる。
資料：エルゼビア社「スコーパス」に基づき科学技術・学術政策研究所作成。
　　中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」参考資料より抜粋。

あるとされている。我が国では、特に海外からの資金や人材の交流が少ないことから、これらの交流を増やしつつ、企業・大学・ベンチャー企業等、各プレイヤーが連携して付加価値を創出するためのオープンイノベーションを推進して行き、様々なつながりにより新たな付加価値が創出される産業である「コネクテッド・インダストリーズ」を実現して行くことが重要である。ここでは、特に我が国の研究面における他国との交流について、近年急速に共同研究が増えつつある中国と比較して分析していく。

① 我が国の研究者の国際的なネットワークにおける課題

2003 年から 2013 年にかけて、世界全体で国際共著論文が大きく増えている。我が国の共著関係の伸びは相対的に少ない（第Ⅱ-3-2-2-6 図）。それに対して中国は 2003 年から 2013 年にかけて科学論文数も共著関係も大幅に伸びており、それ以外のドイツ、英国等の先進国においても伸びが見られ、日本はこれらの国と比較して遅れを取っている。

また、共同特許件数の推移で見ても中国は欧米との共同研究を大幅に増やしていく中、日本は減少している（第Ⅱ-3-2-2-7 図）。我が国は、2000 年は欧州、米国との共同特許件数はそれぞれ 353 件、227 件であったが、2014 年にはそれぞれ 204 件、208 件と減少している。それに対して、中国では 2000 年は欧州、米国との共同特許件数が 40 件、24 件であったのが、2014 年にはそれぞれ 442 件、308 件となっており、10 倍以上にまで成長している。国際特許の件数で見ても、日本は欧米中で比較した場合に唯一減少している国である。

日米欧の間だけでなく、全世界との共同特許件数でみても、中国は 2008 年には我が国を抜いており、既に我が国よりも 2 倍程度多い。それに対して日本は他の先進国が 1999 年と比較して伸びているのに対して下がっている（第Ⅱ-3-2-2-8 図）。

第Ⅱ-3-2-2-7 図
2000 年と 2014 年における国際特許件数とそのうちの共同特許件数

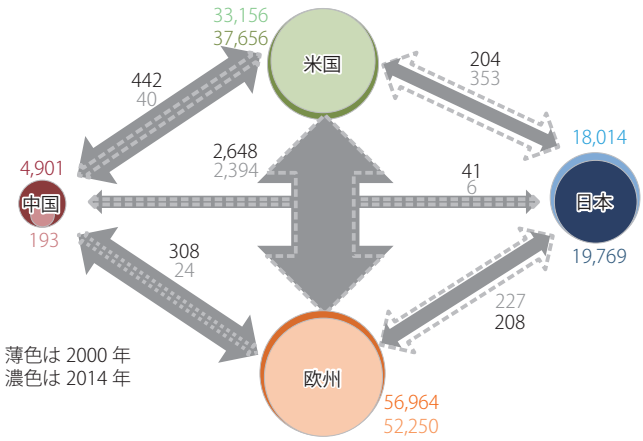

備考：欧州特許庁に出願された国際特許件数。
資料：OECD Stat から経済産業省作成。

② 中国における国際共同研究の成長とその要因

中国が急速に共同研究を伸ばしている理由の一つとしては、留学生の存在が挙げられる。米国等に留学した中国人は帰国後も引き続き、留学をしてきた国との共同研究を行うことがあり、これによって中国は急速に共同研究を伸ばしてきたことが考えられる[93]。

実際にグラフで見ても、中国の急速な共同研究の伸びは留学生の伸びと関連性があるように見受けられる（第Ⅱ-3-2-2-9 図）。以下の上図は 2000 年から 2014 年にかけての日中における米国への留学生数と共同特許件数を推移で示したものである。

これを見ると、日本は米国への留学生数及び共同特許件数が同じ 2000 年から 2010 年にかけて両方とも同じような傾向で下落していることが分かる。同様に中国においては、留学生数が急増しているのに従って共同特許件数も増加傾向となっている。

下方のグラフに関しては、中国と日本で横軸を米国への留学生数、縦軸を米国との共同特許件数にして、時系列での推移をみたものである。これを見ると、日本は 2000 年から 2014 年にかけて、留学生数が減ると共に共同特許件数も減少していることが分かる。また中国は日本とは逆に、2000 年から 2014 年にかけて、留学生数も共同特許件数も上昇している。さらに、中国人留学生の帰国比率が 2005 年の 29.5％から 2016 年には 79.4％と大幅に増加している。単純な人数の増加等も寄与しうるため、一概には言えないが、少なくとも留学生数と共同研究に関しては一定程度の関連があることが推測される。

第Ⅱ-3-2-2-8 図　共同特許件数（件数）

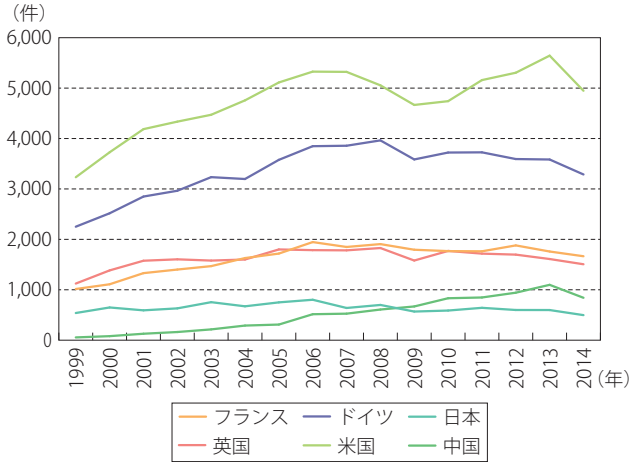

備考：欧州特許庁に出願された国際特許件数
資料：OECD Stat から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-9 図　米中の米国への留学生数と共同特許件数の推移

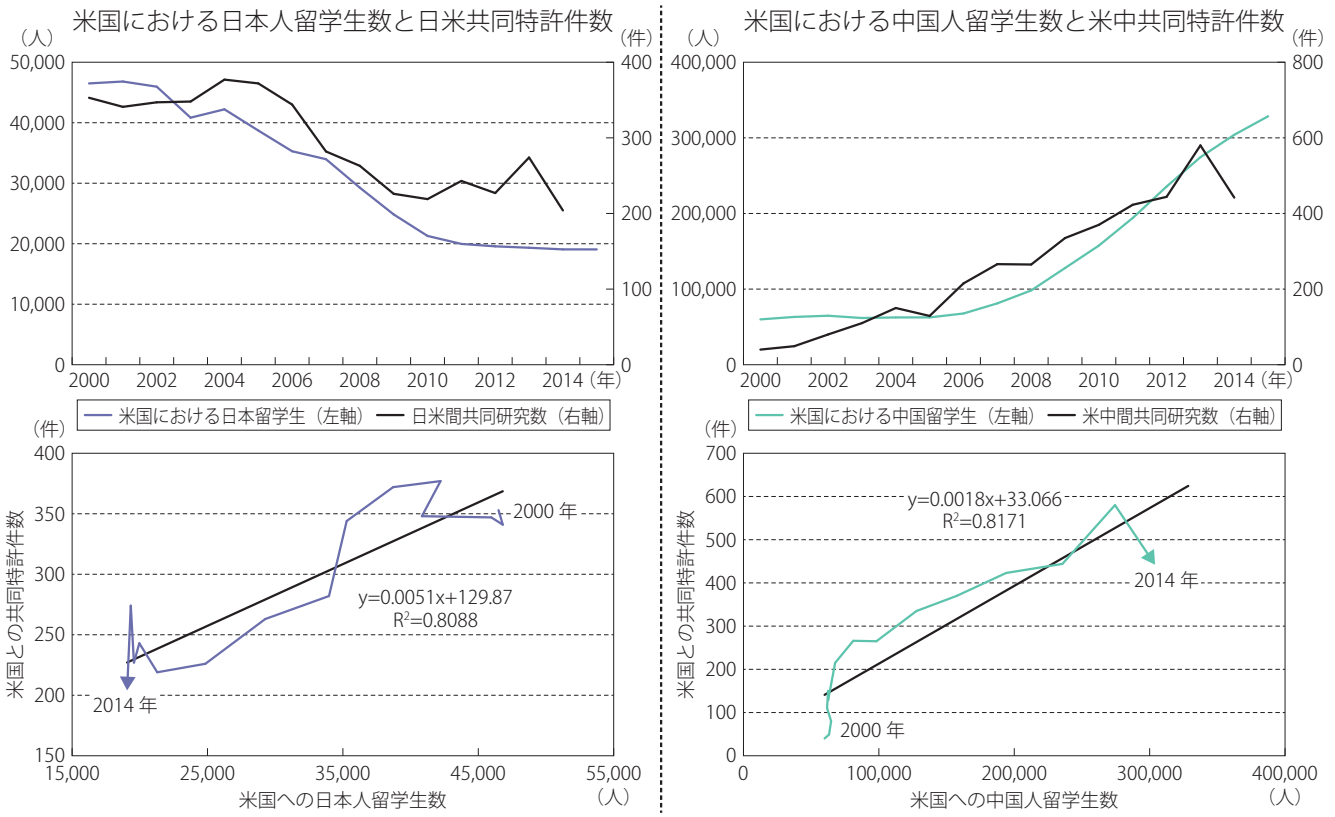

資料：OECD Stat、Institute of International Education “Open Doors” から経済産業省作成。

93　アナリー・サクセニアン「最新・経済地理学」（2008）

第Ⅱ-3-2-2-10 図
中国人留学生の出国者数と帰国者数の推移

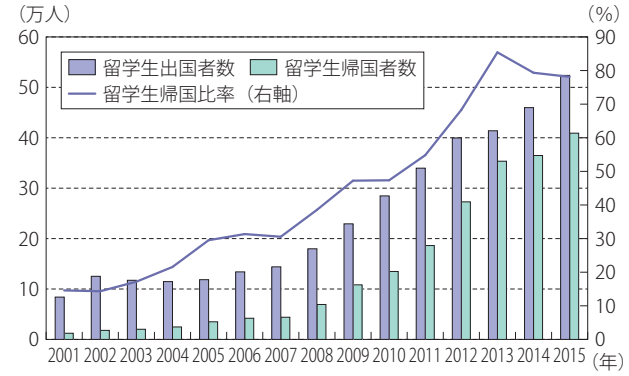

資料：中国統計年鑑 2016 から経済産業省作成。

（3）内なる国際化の現状と課題

我が国が更なるイノベーションを促進させていくためには、前述したとおり人材投資（第１節で説明）や内なる国際化（高度外国人材受入れや対内直接投資の増加）を推進していくことによって、企業間や企業と大学との交流が国内だけに留まらず海外とも積極的に行われていくことが重要である。ここでは、我が国が抱えている高度外国人材の流入に関する現状と課題について述べた後に、対内直接投資に関しても言及していく。

① 高度外国人材をめぐる現状と課題

まず高度外国人材について述べていくと、研究者は過去 15 年間で約 8,700 人が流出しており、研究者が 1 万人近く流入した米国や中国とは大きな差がある（第Ⅱ-3-2-2-11 図）。この理由の一つとして、外国人材の日本の職場に対する否定的な見方が考えられる。日本への留学生･元留学生による日本への評価によれば、約 83％が日本で住むことについては魅力的であると評価しているが、日本で働くことに対しては約 51％が否定的な評価を下している（第Ⅱ-3-2-2-12 図）。

日本企業に対して外国人材からは、キャリアパスの明示、昇進・昇格の期間短縮、能力や成果に応じた評価に関する要望が多いため、これらを改善していくことが重要である（第Ⅱ-3-2-2-13 図）。

② 対内直接投資における現状と課題

次に、対内直接投資に関して述べていくと、第２章第２節で述べたとおり、我が国は対内直接投資が他の先進国と比較すると非常に低い値で推移している。他方で、研究開発拠点の投資先としては、近年魅力が急

第Ⅱ-3-2-2-11 図
1999 年～2013 年の研究者の流出入数

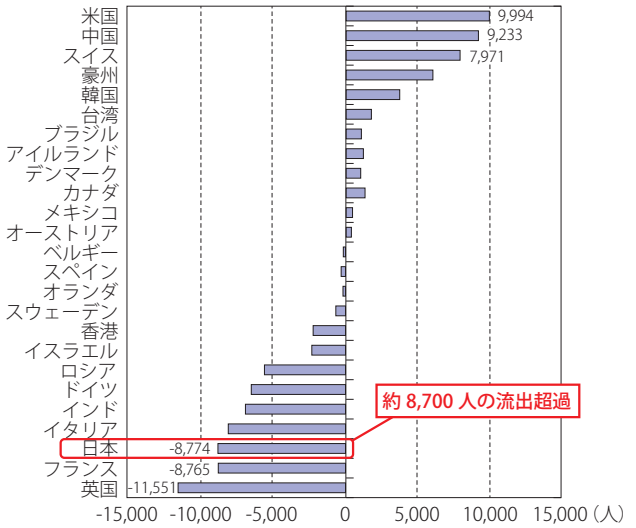

資料：OECD, “Science, Technology and Industry Scoreboard 2015 JAPAN HIGHLIGHTS” から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-12 図
日本への留学生・元留学生による、日本の生活及び就労魅力度の評価

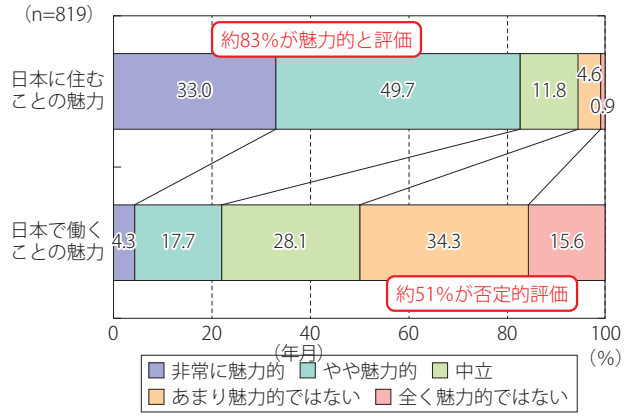

資料：（一社）日本国際化推進協会による外国人留学生・元留学生へのアンケート調査から経済産業省作成。

第Ⅱ-3-2-2-13 図
外国人材の定着のために日本企業が取り組むべきこと

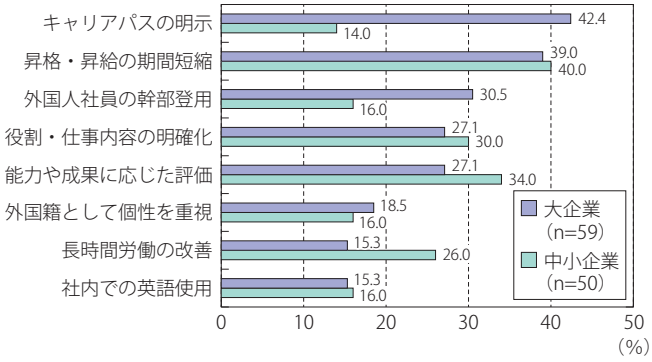

※複数回答（あてはまるものを３つまで選択）
※従業員数 300 人未満を中小企業、300 人以上を大企業と想定。
資料：本調査の外国人材アンケートからから経済産業省作成。

速に上がってきている（第Ⅱ-3-2-2-14 図）。この理由としては、インフラが整備されていることや市場としての魅力が挙げられている（第Ⅱ-3-2-2-15 図）。

他方で、その他の魅力については依然として低い状態である。この理由として、突出して高いのはビジネスコストの高さである。2010 年と 2015 年を比較した場合でも数％上昇しており、我が国のビジネスコストは海外企業が直接投資をする際の阻害要因になっていることが分かる（第Ⅱ-3-2-2-16 図）。また、ビジネスコストの内訳を見ていくと、人件費、税負担、事務所賃料の３つがメインであることが分かる。今後とも海外からの直接投資を増やしていくためには、外国企業が直面するビジネス上の課題の改善を行っていくことが重要である（第Ⅱ-3-2-2-17 図）。

また人材雇用面としては、外国人の雇用と日本人の雇用の両方の面においてコミュニケーションの困難性

第Ⅱ-3-2-2-14 図　外国企業から見てビジネス拠点タイプ別の投資先として最も魅力的なアジアの国・地域

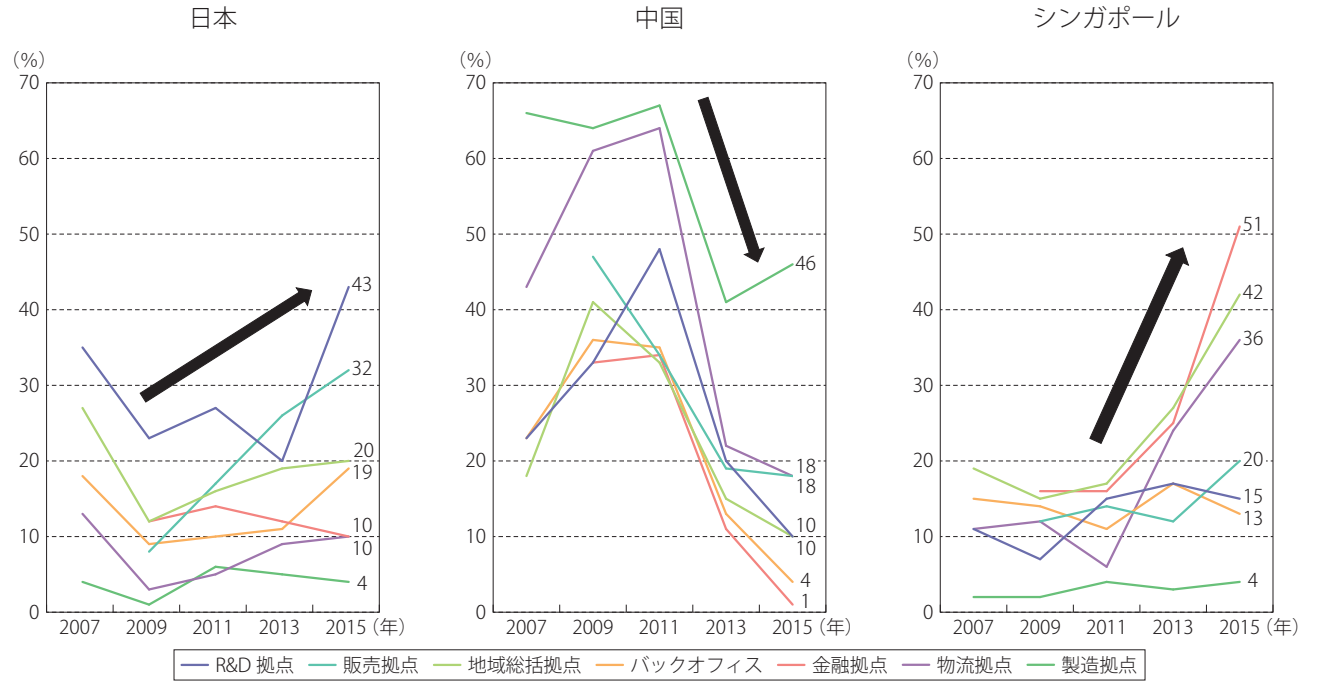

資料：欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査、Pwc あらた監査法人（2016 年）から引用。

第Ⅱ-3-2-2-15 図
日本で事業展開する上での魅力（合計）

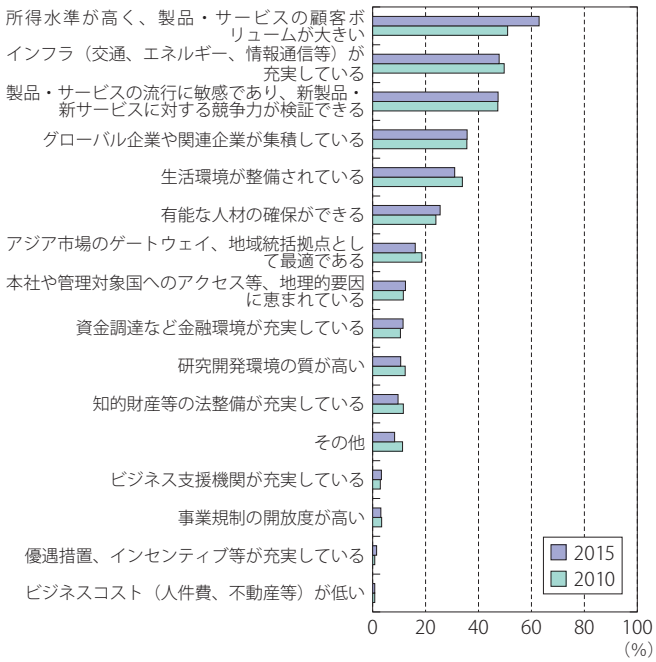

資料：外資系企業動向調査（2010 年実績、2015 年実績）から引用。

第Ⅱ-3-2-2-16 図
日本で事業展開する上での阻害要因（合計）

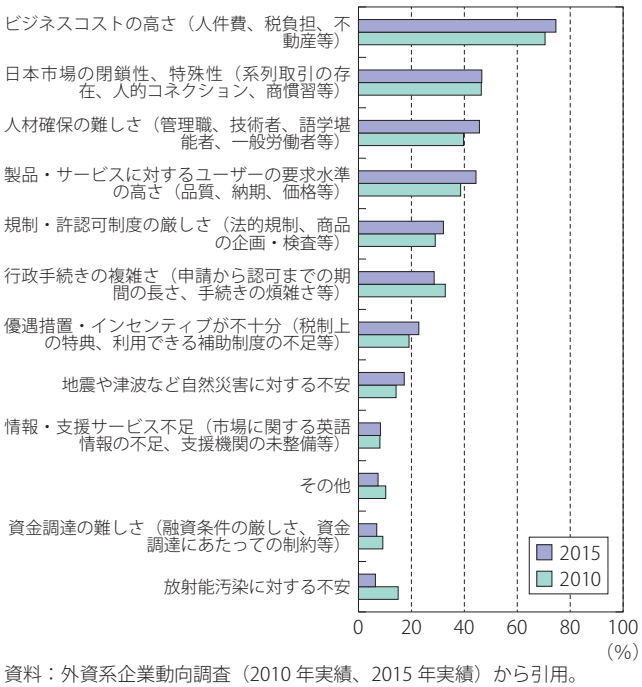

資料：外資系企業動向調査（2010 年実績、2015 年実績）から引用。

第Ⅱ-3-2-2-17 図
日本のビジネス（事業活動）コストにおける阻害要因

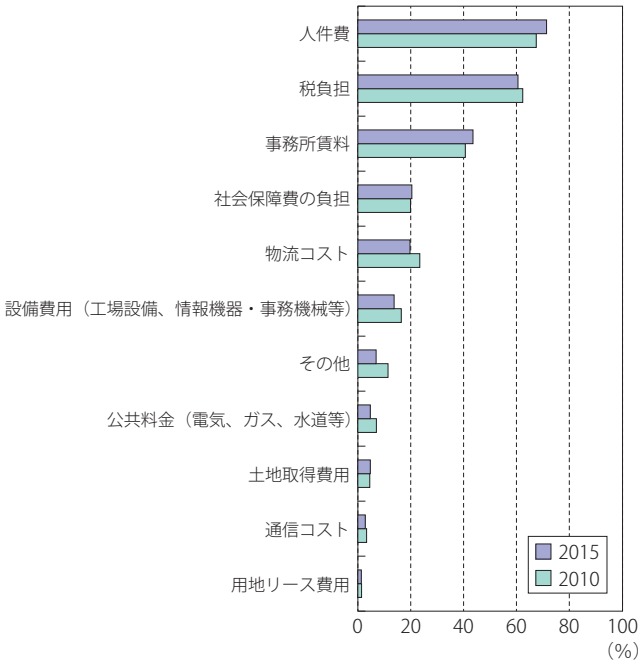

資料：外資系企業動向調査（2010 年実績、2015 年実績）から引用。

第Ⅱ-3-2-2-18 図
日本人の人材を確保する上での阻害要因

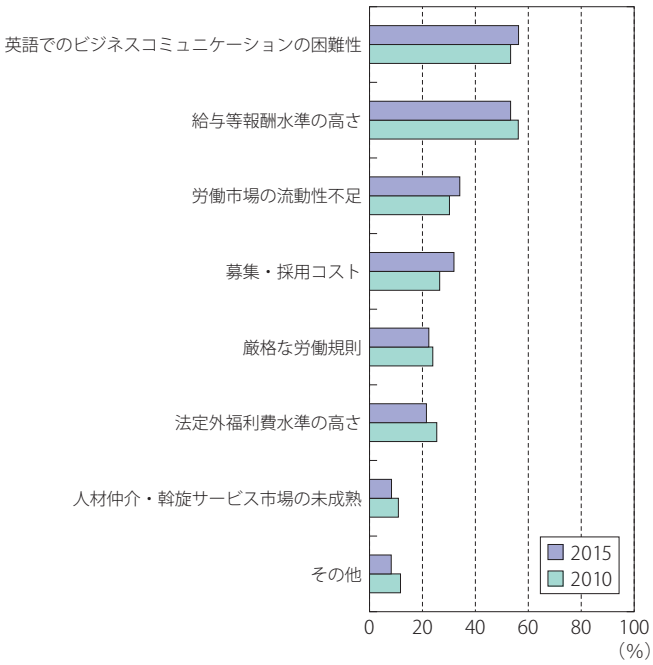

資料：外資系企業動向調査（2010 年実績、2015 年実績）から引用。

第Ⅱ-3-2-2-19 図　外国人を雇用する上での阻害要因

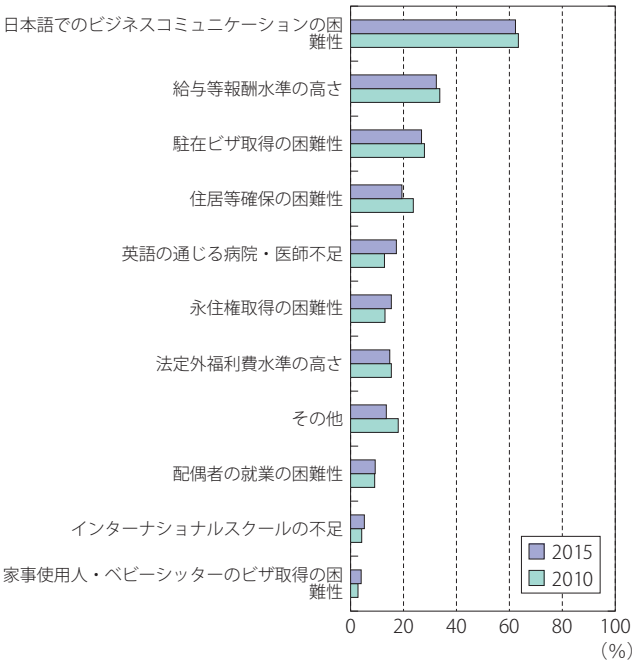

資料：外資系企業動向調査（2010 年実績、2015 年実績）から引用。

や給与水準の高さが阻害要因となっており、その他にも日本人材に関しては労働市場の流動性に欠けること、外国人材に関しては在留資格取得の難しさが挙げられている（第Ⅱ-3-2-2-18 図、第Ⅱ-3-2-2-19 図）。

第4章 我が国のインクルーシブな成長に向けた取り組みの強化

第1節 ローカル中堅中小企業のGVCへの繋がり強化

第2節 地域経済の生産性向上

第4章
我が国のインクルーシブな成長に向けた取り組みの強化

第1節 ローカル中堅中小企業のGVCへの繋がり強化

1. 日本の企業規模別直接輸出

(1) 概況

中堅・中小企業の直接輸出額は、新興国経済の拡大等を背景に2000年代前半に大きく増加した（第Ⅱ-4-1-1-1図）[94]。2008年の世界経済危機により一旦落ち込んだものの、世界経済の回復等を背景に、2014年にかけて再び増加している。年間百万円以上輸出する企業について見ると、企業数は緩やかに増加し、1社あたり輸出額は企業数以上に伸びていることが分かる（第Ⅱ-4-1-1-2図）。

少子高齢化の進展により内需の伸びには限界が想定される一方で、海外市場向けの輸出は多くの分野で成長しており（第Ⅱ-4-1-1-3図）、さらにeコマースの発展[95]（第Ⅱ-4-1-1-4図、第Ⅱ-4-1-1-5図）を背景に、中堅・中小企業の製品が内外の消費者の目に触れる機会が拡大していると思われる。

他方、中小企業による輸出は伸びているものの、英独仏と比べて中小企業の輸出割合は低い。引き続き直接輸出の促進を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需から持続的に稼ぐことが期待される（第Ⅱ-4-1-1-6図）[96]。

(2) 直接輸出による企業の業績改善効果

輸出が伸びた場合には企業の売上げが拡大し、結果として業績が改善することが期待されるため、以下では、輸出による業績改善効果について確認する。

まず、企業活動基本調査に基づいた分析によると、

第Ⅱ-4-1-1-1図
日本の直接輸出額推移（企業規模別）

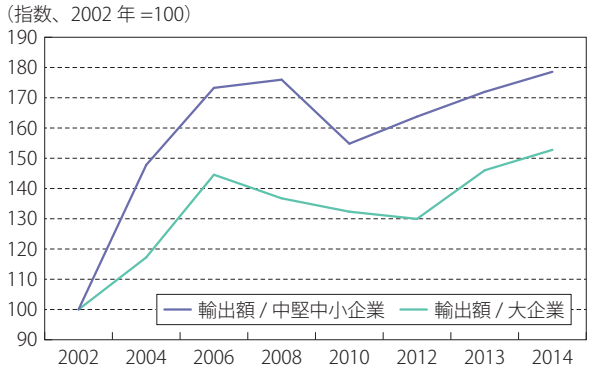

備考：モノの輸出額。卸小売業を除く企業活動基本調査の調査対象全業種（ただし、2002年～2014年の間に追加された業種を除く）。従業員数50人以上の企業のみ（大企業は、ここでは資本金100億円以上とした。）。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-4-1-1-2図　一社あたり輸出額（企業規模別）

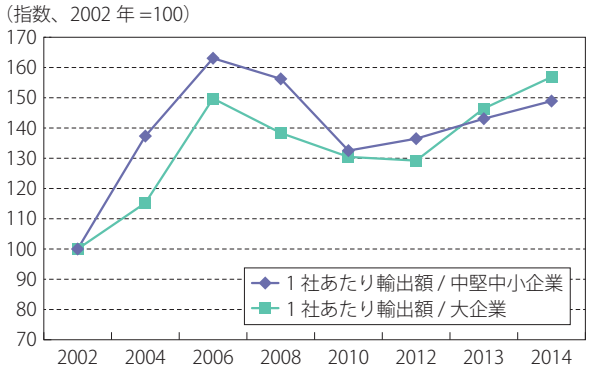

備考：卸小売業を除く企業活動基本調査の調査対象全業種（ただし、2002年～2014年の間に追加された業種を除く）。従業員数50人以上の企業のみ（大企業は、ここでは資本金100億円以上とした。）。モノの輸出額100万円以上の企業を対象とした。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

94 本節における企業規模は、中小企業は、従業員数300人以下若しくは資本金3億円以下。中堅企業は、非中小企業で資本金100億円以下、大企業は非中小企業で資本金100億円超とした。
95 経済産業省（2016b）、独立行政法人日本貿易振興機構（2017）。
96 日本の輸出割合については、石川、齊藤、田岡（2017）を使用した。同レポートについては、本節2.(1)「日本の間接輸出の現状」を参照。

第Ⅱ-4-1-1-3 図　我が国の品目別輸出額の伸び[97]

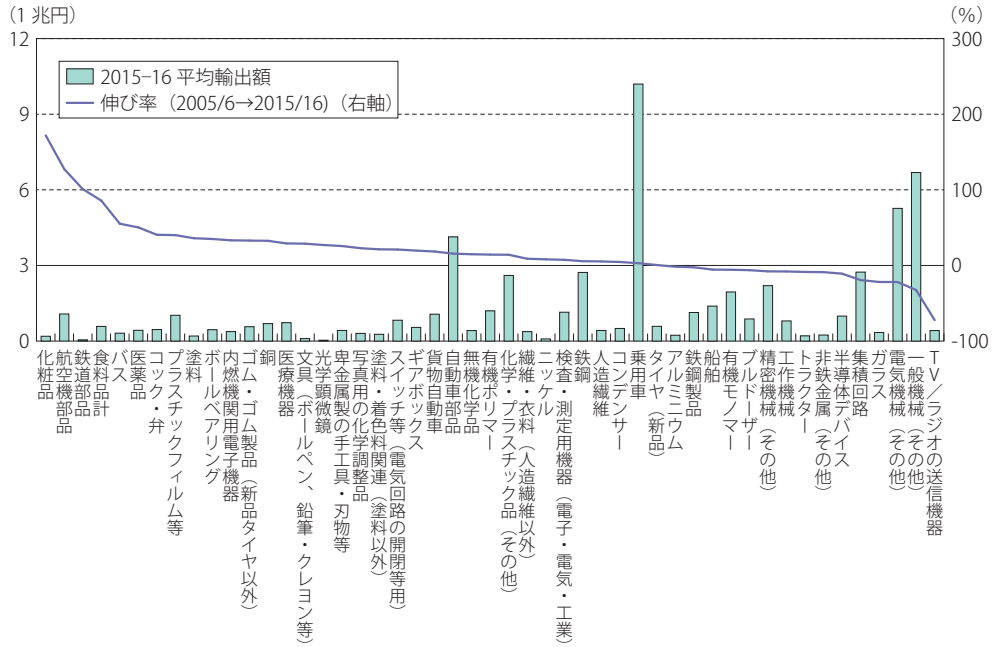

備考：日本の 2015 年と 2016 年の輸出額平均、及び、2005 年・2006 年の合計輸出額から、2015 年・2016 年の合計輸出額への伸び。
資料：Global Trade Atlas から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-1-4 図
世界の越境 e コマース市場規模（見込み）

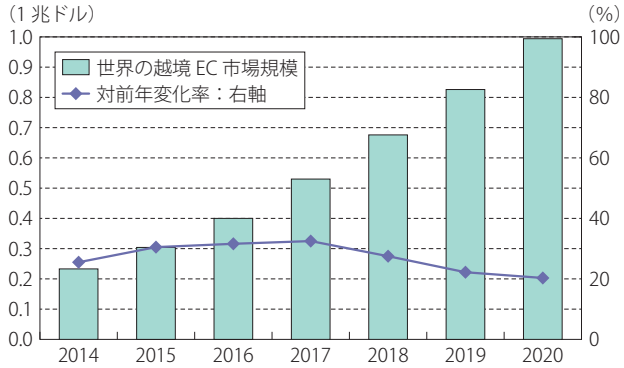

備考：Alizila（2017 年 1 月）による見込み。
資料：経済産業省「電子商取引に関する市場調査（平成 27 年度）」から転載。

第Ⅱ-4-1-1-5 図
日本からの輸出で e コマースを利用した企業割合（規模別）

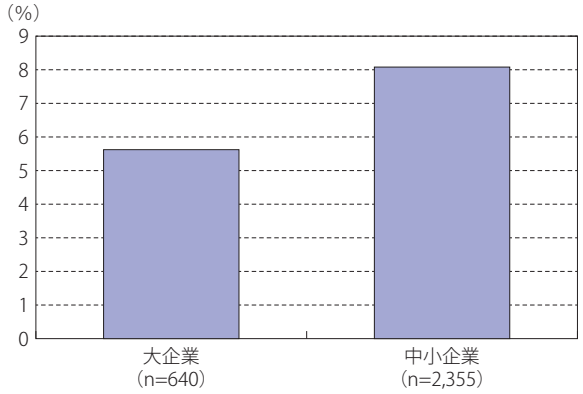

備考：日本国内から海外への販売において e コマースを使用したことがあると回答した企業数の割合。母数は本調査の回答企業総数。全産業。
資料：日本貿易振興機構「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から経済産業省作成。

2010 年から 2014 年にかけてモノの輸出額が伸びた製造業企業のうち、従業員数、営業利益、及び賃金が伸びた企業の割合をそれぞれ見てみると、中小企業については、賃金、営業利益、従業員数のいずれも、増加した企業の割合が非輸出企業を上回った（第Ⅱ-4-1-1-7 図）。

一方、大企業や中堅企業については、輸出が伸びた企業は、営業利益と賃金の伸びが非輸出企業を上回るものの、従業員の伸びは非輸出企業を下回っている。輸出の伸びが従業員の増加には結びつかない企業が多い背景としては、生産効率化による人員削減や、内需の好調により非輸出企業と差が生じたことなどが考えられるが、これについては別途分析が必要である。

次に、中小企業に焦点を当て、輸出形態と輸出が伸びた品目に基づいて、①モノだけを輸出していて輸出が伸びた企業のほか、②サービスだけを輸出していて輸出が伸びた企業、さらに、モノとサービスの両方を輸出している企業のうち、③モノとサービスの両方の輸出が伸びた企業、④モノの輸出だけが伸びた企業、⑤サービスの輸出だけが伸びた企業、に分類して分析

97　食料品は、ここでは HS2～4 類、7-12 類、16-21 類を含む。

第Ⅱ-4-1-1-6 図　各国の輸出企業割合（中小企業）

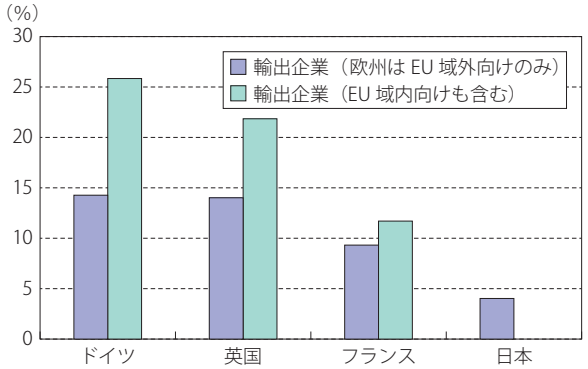

備考：製造業の中小企業に占める輸出企業の割合。日本は 2014 年、EU 各国は 2013 年。中小企業の規模は、欧州は従業員規模 249 人以下、日本は 300 人以下。（欧州は経済産業省による試算。）
資料：石川、齊藤、田岡（2017）、Eurostat、Easy Comext から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-1-7 図
モノ輸出額が伸びた企業の業績改善（非輸出企業との差）

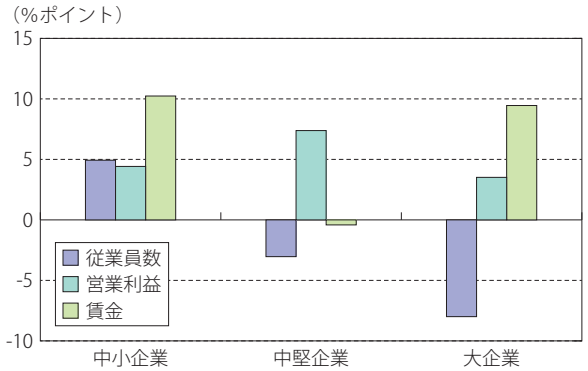

備考：1．2010 年及び 2014 年の両年に存在した企業のうち、2010 年に製造業に分類されている企業を分析対象とし、モノ輸出が増加した企業と非輸出企業について、従業員、営業利益、賃金が増加している企業の割合の差を規模別に比較したもの。
2．「従業員増加」「営業利益率上昇」「賃金伸び」は、2010-2014 年の間の変化。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

した。

その結果、サービス輸出だけが伸びた企業を除いて、従業員、営業利益、賃金が、非輸出企業よりも改善したことが確認できた（第Ⅱ-4-1-1-8 図）。

なお、輸出形態ごとの企業割合、輸出が伸びた内容ごとの企業割合、またそれぞれにおける業績改善度合いについては巻末の補論に示した。

（3）輸出と労働生産性

直接輸出を行う企業の労働生産性は高い。これは、海外市場に製品を供給するためには、必要な固定費用を負担しても利益が確保できるだけの高い生産性が求められることが背景にある[98]。

輸出内容別に確認すると、輸出企業の中でも、特に、

第Ⅱ-4-1-1-8 図
輸出伸びカテゴリー別中小企業の業績改善（非輸出企業との差）

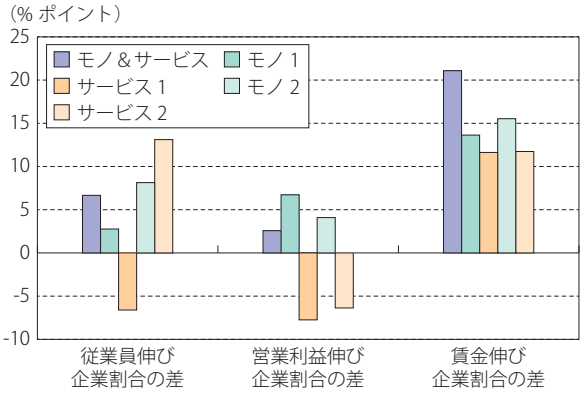

備考：1．業績改善割合に関する、非輸出企業との差。
2．2010 年及び 2014 年の両年に存在した企業のうち、2010 年に製造業に分類されている企業を分析対象とした。
3．サービス輸出は、技術取引及び、その他サービスに関する、海外からの受取の合計。
4．「従業員増加」「営業利益率上昇」は、2010-2014 年の間の変化。
5．モノ＆サービスは、モノとサービス輸出がともに伸びた企業。モノとサービス輸出を行っている企業のうち、モノ 1 は、モノ輸出のみ伸びた企業、サービス 1 は、サービス輸出のみ伸びた企業。モノ 2 は、モノ輸出のみ行っており、輸出が伸びた企業。サービス 2 は、サービス輸出のみ行っており、輸出が伸びた企業。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

モノとサービスを共に輸出している企業は、大企業の割合が高いことも影響し、生産性（労働者あたり付加価値、2014 年）が 9.5 百万円と高い（第Ⅱ-4-1-1-9 図左）。

一方、直接輸出を行っていない企業の中にも労働生産性が高い企業は存在する。製造業では、非直接輸出企業の 24％が、モノ輸出企業の平均的な労働生産性水準（同 8.1 百万円）を上回っている。さらに、モノとサービス輸出企業の労働生産性（同 9.5 百万円）をも上回る企業が 15％存在する（第Ⅱ-4-1-1-9 図右）。

こうした、直接輸出を行っていないが生産性の高い企業については、それぞれ経営判断があるにせよ、少なくとも輸出に要する固定費用の観点からは輸出ポテンシャルを十分に有する可能性が高い。

このような輸出ポテンシャルが高い企業について、企業規模別、また都市と地方別に確認する。企業規模別に見ると、生産性が、モノ輸出企業の平均水準（8.1 万円）を超える非直接輸出企業が、中堅企業で 5 割、中小企業で 2 割程度確認された。規模別の割合で見れば大企業よりも見劣りするが、実数で見ると平均水準よりも高い企業の相当数が中小企業であることから、直接輸出の拡大を図るポテンシャルを有する企業の数は大きいと示唆される（第Ⅱ-4-1-1-10 図、第Ⅱ-4-1-1-11 図）。

98　経済産業省（2016a）。

第Ⅱ-4-1-1-9 図　非輸出企業の労働生産性水準

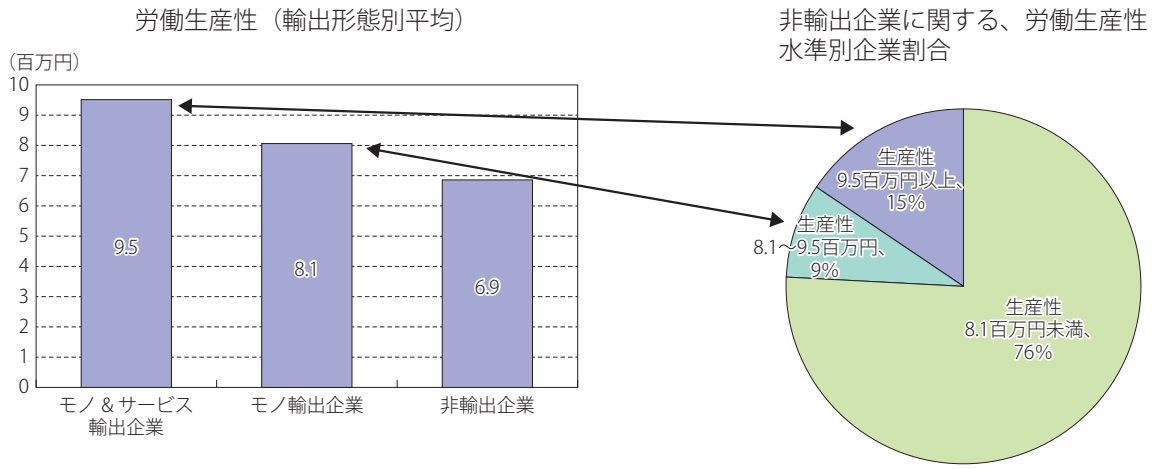

備考：労働生産性は、従業員あたり付加価値。2014 年。製造業。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-4-1-1-10 図
非輸出企業の労働生産性（企業割合）

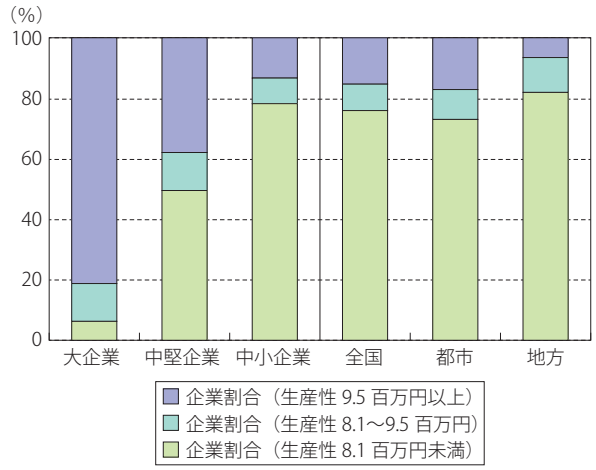

備考：労働生産性は、従業員あたり付加価値。2014 年。製造業。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-4-1-1-11 図
非輸出企業の労働生産性（企業数）

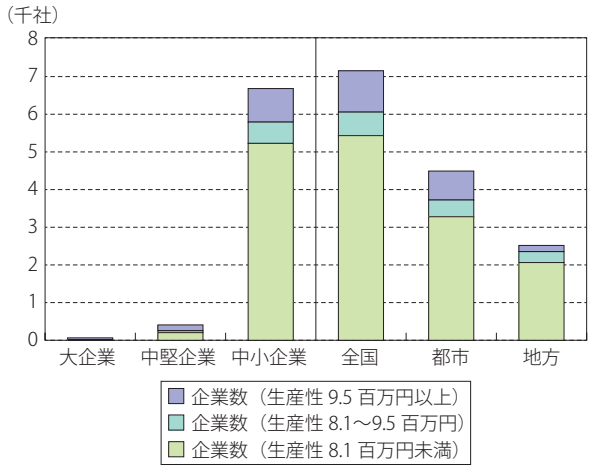

備考：労働生産性は、従業員あたり付加価値。2014 年。製造業。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

一方、中堅・中小企業の多くは労働生産性が低い。また、都市と地方を比較すると、地方では、都市に比べて生産性が高い非直接輸出企業が少ない[99, 100]。これについては、都市における大企業の多さが影響している可能性もあるものの、中小企業に絞って比較しても、地方企業の労働生産性は都市を下回っている（第Ⅱ-4-1-1-12 図）。

(4) 直接輸出を行わない理由

直接輸出に必要なプロセスの中には、多くの中小企業にとって対応することが難しい内容が幾つも存在す

第Ⅱ-4-1-1-12 図
非輸出中小企業の労働生産性（都市・地方別）

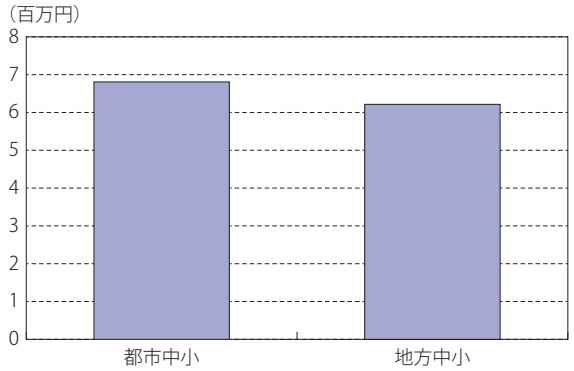

備考：非輸出中小企業の労働生産性。従業員あたり付加価値。2014 年。製造業。
資料：企業活動基本調査から再編加工。

99 企業活動基本調査に基づくデータにおける都市と地方の区分については、都道府県のうち、都市を、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県とし、その他を地方とした（Forslid-Okubo（2014）に基づく）。
100 主な事業活動が地方であるにも関わらず、本社所在地が都市にある企業をできるだけ除外するため、本社事業所数が 1 の企業のみを対象とした。以下、本節では、企業活動基本調査に基づいた都市と地方の比較に関しては、同様に本社事業所数が 1 の企業のみを対象とする。

第Ⅱ-4-1-1-13 図
直接輸出をしない理由（中小企業）

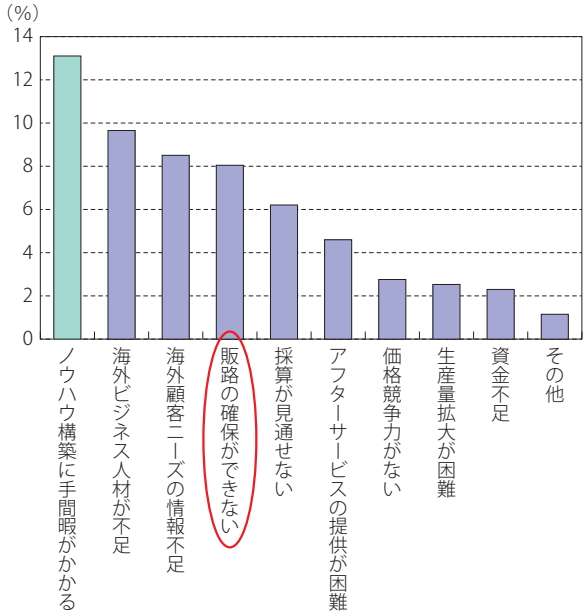

備考：直接輸出を行っておらず、間接輸出か越境ｅコマースを行っている中小企業（435 社）。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

る。具体的には、与信管理（信用管理）、為替の変動への対応、輸出先の法律 / 商慣習 / 知財などの把握、販路開拓などが挙げられる。

アンケート調査[101]によると、間接輸出や越境ｅコマースを行っている中小企業の多くは、直接輸出を行わない理由として、ノウハウの構築に手間がかかる点や、海外ビジネス人材の不足、海外顧客ニーズに関する情報不足などを挙げている（第Ⅱ-4-1-1-13 図）。また、販路確保ができない理由としては、海外個別企業に対する営業ができないと回答する企業が多い（第Ⅱ-4-1-1-14 図）。

これらのうち輸出ノウハウや海外個別企業に対する営業といった面については、輸出手続や販路確保に強みを有する商社をうまく活用することで解消することが可能であり、中小企業にとって、間接輸出は外需へのアクセスのための有効な手段となっている（第Ⅱ-4-1-1-15 図）。

第Ⅱ-4-1-1-14 図　販路確保できない理由

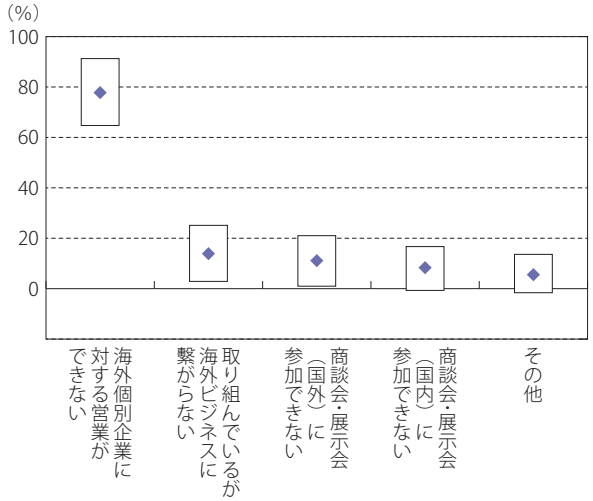

備考：間接輸出か越境ｅコマースを行っている企業のうち、海外販路確保ができないことを直接輸出しない理由とした企業（36 社）。□は信頼区間（95%）。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-1-15 図
輸出等の開始・拡大に資すると考える取り組み（中小企業）

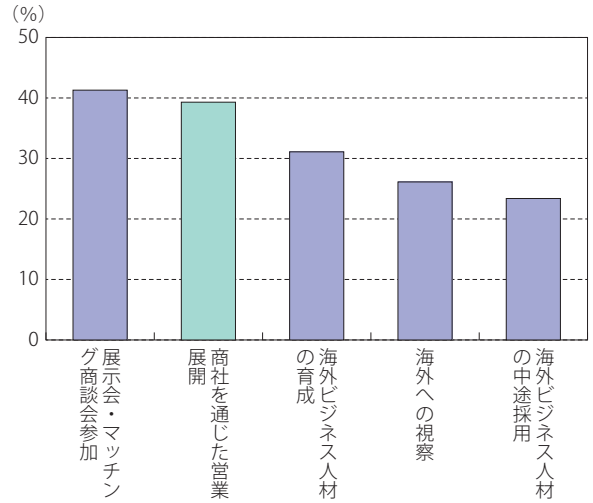

備考：直接輸出、間接輸出、越境ｅコマースのいずれかを行っている中小企業（卸売企業を除く）を対象（402 社）。アンケート調査。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

2. 日本の間接輸出の現状

(1) 企業取引データに基づく間接輸出分析

以下、本項（2.(1)）では、石川、齊藤、田岡（2017）による分析を引用し、我が国における間接輸出の現状と効果について確認していく。

なお、石川、齊藤、田岡（2017）では、東京商工リサーチの企業取引データを使用しているが、「間接輸

101 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）による。2017 年 1 月～2 月実施。本アンケートにおいて、「間接輸出」とは、商社や卸売業者、その他関連企業や顧客企業など、資本関係のない「仲介企業」を通じた輸出としている。

出企業」については、データの制約上、直接輸出を行っている卸売企業又は製造業の企業に対して販売する企業を対象とする。したがって、実際には当該「間接輸出企業」の製品が海外向けに輸出されていない場合も含まれる可能性があることに留意する必要がある[102]。

前項において、中小企業は全体的に労働生産性が低いこと、また都市よりも地方では労働生産性が低いことを確認した。資金力や域外市場に関する情報が乏しい中小企業、特に地方の中小企業の多くにとって、直接輸出に要するコストが大きな負担となっていると考えられ、外需へのアクセス手段として、直接輸出に加えて、中堅規模の専門商社や地域をはじめとする商社の活用が重要になってくると考えられる。

① 間接輸出企業の割合

石川、齊藤、田岡（2017）によれば、我が国で直接輸出を行う製造業企業は5%と少ないが、間接輸出企業はずっと多い。

間接輸出企業は、製造業の中で企業数の39%、被雇用者数の42%、売上げ高の33%、付加価値の50%を占める（第Ⅱ-4-1-2-1図）。付加価値ベースで見ると、直接輸出企業や非輸出企業よりも大きな割合を占めていることが分かる。

都市と地方を企業数で比較すると、地方の間接輸出企業割合（34%）は都市の44%よりも低いが、地方では非輸出企業が63%と都市の48%よりも高いことから、間接輸出のポテンシャルという側面からみると、地方にとっては間接輸出が特に重要になってくる（第Ⅱ-4-1-2-2図）。また、直接輸出企業は首都圏、関西、東海に相当程度が集中しているが、間接輸出企業については、九州、瀬戸内海、日本海沿岸、東北などへと広がりが確認できる（第Ⅱ-4-1-2-3図）。

次に業種別に見ると、間接輸出企業を含めて輸出割合が高いのは、非鉄金属製造業、電子部品・デバイス等製造業、電気機械等製造業などであった。逆に食料品や窯業・土石品などでは20%に満たない（第Ⅱ-4-1-2-4図）。

なお、商社[103]経由の間接輸出企業の割合は、繊維、

第Ⅱ-4-1-2-1図　輸出企業割合

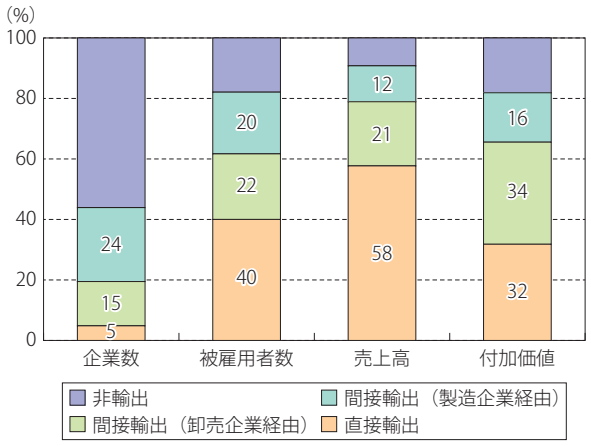

備考：2014年、製造業、全地域。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-2図　輸出企業割合（都市/地方別）

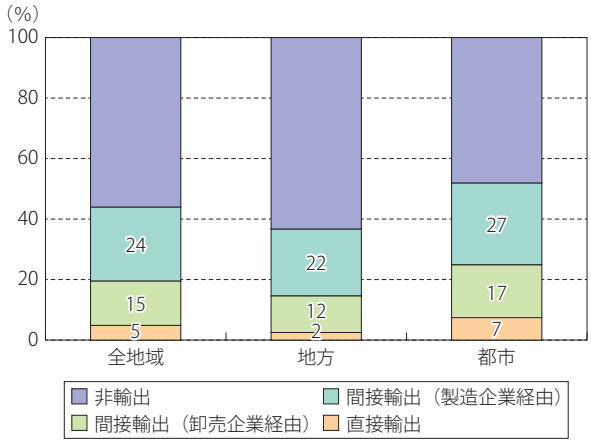

備考：2014年、製造業。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-3図　輸出形態別企業密度マップ

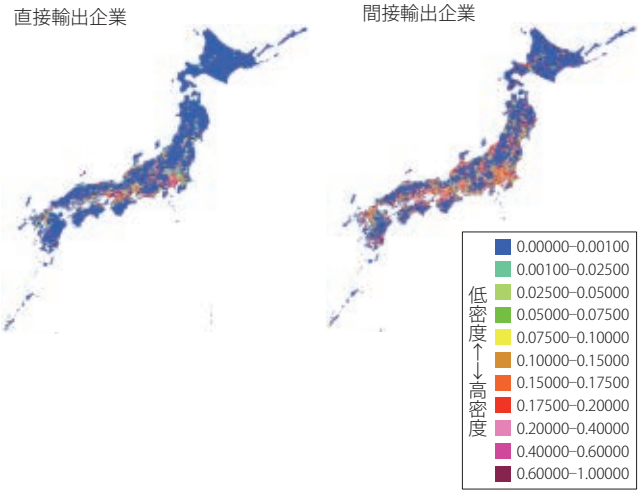

備考：地域メッシュごとの輸出企業割合。製造業。2014年。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から引用。

102「卸売企業」については、ここでは中堅中小企業の輸出を担う専門商社や地域商社を中心として議論するが、中堅中小企業と大手商社との取引も存在しうるため、分析には、大手商社を含む。
都市と地方の区分については、47都道府県のうち、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を都市、その他を地方としている。

化学、非鉄金属など、素材系の製造業が多い。素材系の製造業については、直接輸出企業割合が2%未満と僅かであっても、商社経由の間接輸出企業割合が5%を超える業種が多い（第Ⅱ-4-1-2-5図）。さらに製造業経由の間接輸出割合も多く、間接輸出によって外需にアクセスする企業が多いことが分かる。

食料品製造業や飲料製造業については、外需につながっていない非輸出企業が8割前後と他の業種に比べて多い。間接輸出により海外市場へのアクセスを拡大する余地が大きいと考えられる。

第Ⅱ-4-1-2-4図　業種別輸出形態割合

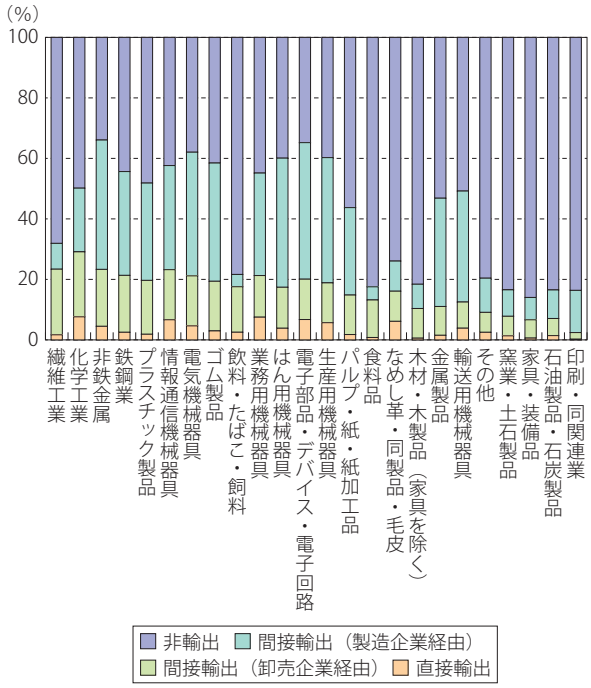

備考：2014年、製造業、全地域。横軸は、卸売企業経由の間接輸出割合が多い順。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-5図　直接 / 間接割合（業種別）

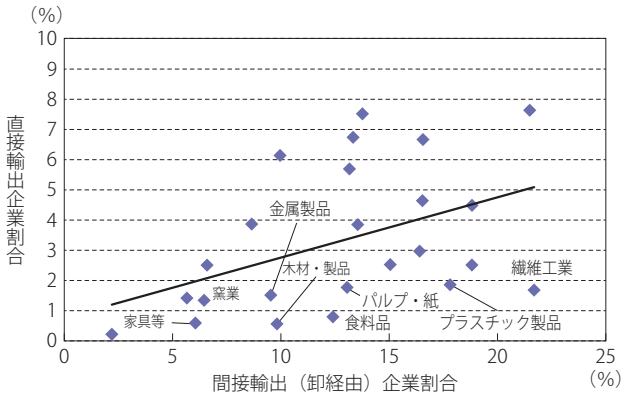

備考：2014年、製造業、全地域。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から作成。

② 規模依存性

企業規模別に輸出企業割合を確認すると、企業規模が小さいほど直接・間接輸出企の割合が小さく、企業規模が大きいほどその割合が大きい（第Ⅱ-4-1-2-6図、第Ⅱ-4-1-2-7図）。

特に直接輸出については規模依存性が高く、また同じ規模の企業の場合、地方では、都市に比べて直接輸出企業の割合が小さい。間接輸出企業については、同じ規模であれば地方と都市で同程度の割合となっている。

以上より、直接輸出は、中小企業、特に地方の中小企業にとってハードルが高いことが示唆される。

第Ⅱ-4-1-2-6図　直接輸出企業割合（企業規模別）

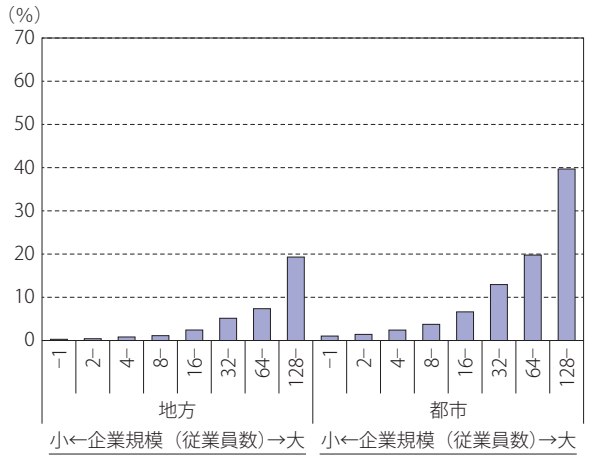

備考：直接輸出企業割合（企業数ベース）。2014年、製造業。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-7図　間接輸出企業割合（企業規模別）

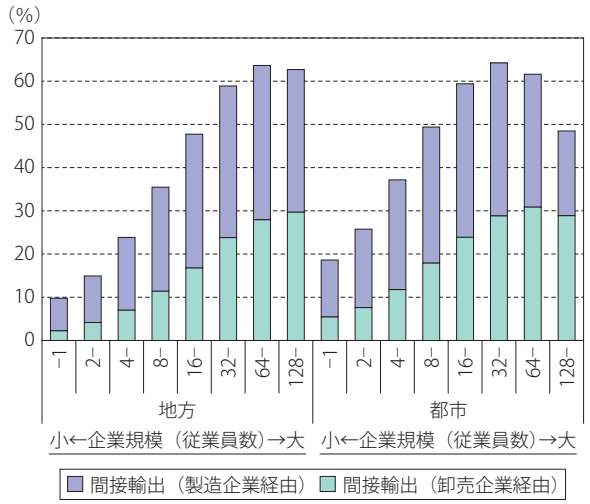

備考：間接輸出企業割合（企業数ベース）。2014年、製造業。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

103「商社」については、ここでは中堅中小企業の輸出を担う専門商社や地域商社を中心として議論するが、中堅中小企業と大手商社との取引も存在しうるため、分析には大手商社を含む。

③ 間接輸出を行うことによる効果

間接輸出を行うことによりどのような効果が生じているのだろうか。

2014 年から 2016 年にかけて日本の輸出額は減少しているが、輸出形態別に確認すると、売上高は非輸出企業を除き伸びている（第Ⅱ-4-1-2-8 図）。

同期間における売上高の成長性を回帰分析[104]すると、直接輸出企業が最も成長性が高く、次いで製造業経由間接輸出企業、卸売業経由間接輸出企業の順となっている（第Ⅱ-4-1-2-9 図）。

また、間接輸出企業は、非輸出企業に比べて、直接輸出を開始する傾向が高い。

2014 年時点で輸出を行っていなかった企業のうち、2 年後に直接輸出を開始した企業は、製造業企業経由が 97 社、卸売企業経由が 164 社、非輸出企業が 84 社であった[105]（第Ⅱ-4-1-2-10 図）。それぞれに占める割合は、製造企業経由が 0.29%、卸売企業経由が 0.81% であり、僅かではあるが、非輸出企業に比べると、それぞれ 2 倍以上、7 倍以上の割合であり、直接輸出へのステップとなる可能性があるといえる。

さらに、都市と地方の違い、及び企業規模の違いといった属性を調整して回帰分析しても、卸売企業経由の間接輸出企業は、非輸出企業に比べて、輸出開始傾向が有意に高いことが確認された[106]。

商社を介して間接輸出を行っていた企業が、当該商社を経由せず自ら同じ顧客に販売することは、当該商社との契約により制限されることが一般的であり、商社経由の間接輸出が簡単に直接輸出に移行することは考えにくいものの、間接輸出を行う経験を通じて海外市場や輸出に関する知見を獲得することで、直接輸出を行う上でのハードルが軽減する可能性が考えられる。

（参考）

アンケート調査[107]によれば、間接輸出と直接輸出の開始時期が近い企業の割合は、都市の方が地方よりも大きく（第Ⅱ-4-1-2-11 図）、間接輸出から直接輸出に移行するタイミングが、都市の方が地方よりも早いことを示唆する[108]。

第Ⅱ-4-1-2-8 図
売上高の成長率（製造業・輸出形態別）

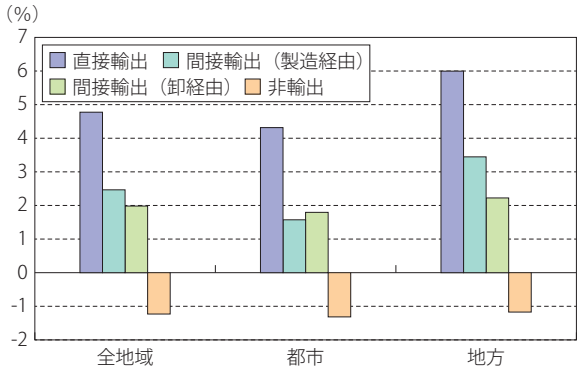

備考：製造業企業の、2014 年～2016 年の平均伸び率。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-9 図
売上高の成長性に関する回帰分析結果

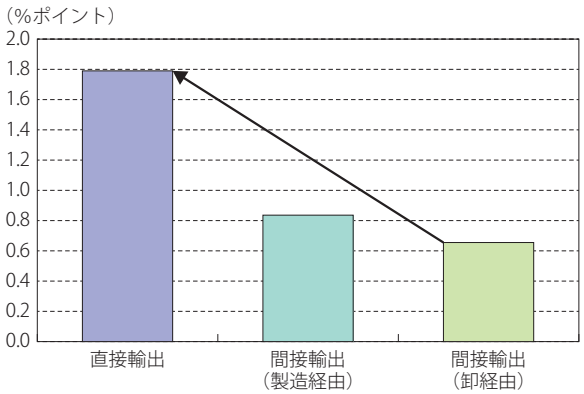

備考：売上高成長率（2014～16）について、非輸出企業に比べてどれだけ高いかを回帰分析したもの。従業員規模、また都市 / 地方コントロール済み。全地域。12,667 社。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

(2) 中小企業にとっての間接輸出

次に、主に間接輸出に関するアンケート調査[109]に

第Ⅱ-4-1-2-10 図　直接輸出を開始した企業数

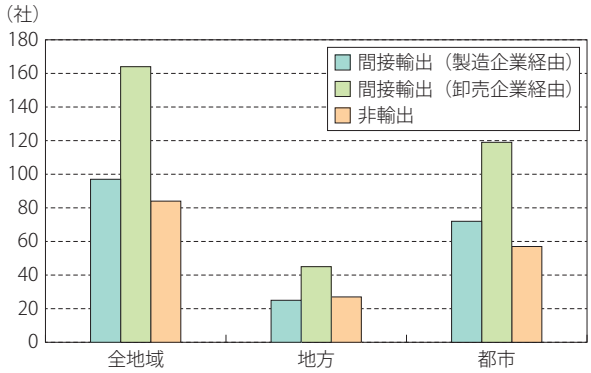

備考：2014 年の輸出形態別に、2016 年に直接輸出を開始した企業数。製造業。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

104 企業規模、及び都市・地方の違いといった属性について調整。
105 全数調査でないことに留意。
106 なお、製造業企業経由の間接輸出企業については、企業規模の違いをコントロールすると有意性が消える。
107 MURJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）による。本アンケート調査において、「間接輸出」とは、商社や卸売業者、その他関連企業や顧客企業など、資本関係のない「仲介企業」を通じた輸出としている。

第Ⅱ-4-1-2-11 図　間接輸出から直接輸出への移行

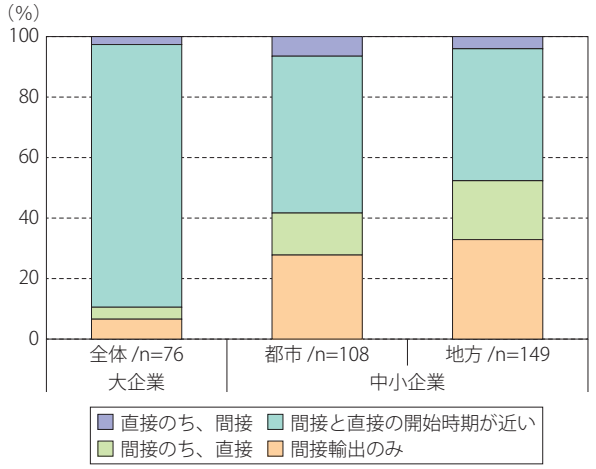

備考：卸売業を除く。間接輸出と直接輸出の開始時期に関する、4 区分（① 1999 以前、② 2000-04、③ 2005-10、④ 2011 以降）の回答に基づく。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

基づき、中小企業がどのように間接輸出を利用しているのかを確認していく。

なお、本項において、「間接輸出」とは、商社や卸売業者、その他関連企業や顧客企業など、資本関係のない「仲介企業」を通じた輸出としている。

① 間接輸出によるメリット

アンケート調査によると、間接輸出の結果、新たな市場へのアクセス確保などによって、多くの中小企業の業績が改善している。特に、経常利益の増加に寄与したとの回答は、中小規模の間接輸出企業の約 50～60％に上り、直接輸出と余り差がない。海外市場に製品を供給するためには、必要な固定費用を負担しても利益が確保できるだけの高い生産性が求められるが、一般的には生産性が高くない中小企業であっても、間接輸出を通じて外需にアクセスすることは可能であり、それによって経常利益の改善が図られたといえる。ただし、雇用と賃金に対しては、間接輸出・直接輸出ともに、その改善に寄与したとの回答割合は低い（第Ⅱ-4-1-2-12 図）。

なお、同アンケート調査によると、直接輸出及び間接輸出の両方において、増加傾向にある企業の割合が大きい（第Ⅱ-4-1-2-13 図）。

以下は、商社を活用し、新たな分野で間接輸出に成功した企業の事例である。売上げに占める割合は大きくないものの、当該間接輸出を通じて評価されることで、新たなビジネスにもつながっているとのことである。

第Ⅱ-4-1-2-12 図
各項目に輸出が寄与したと考える企業の割合（中小企業）

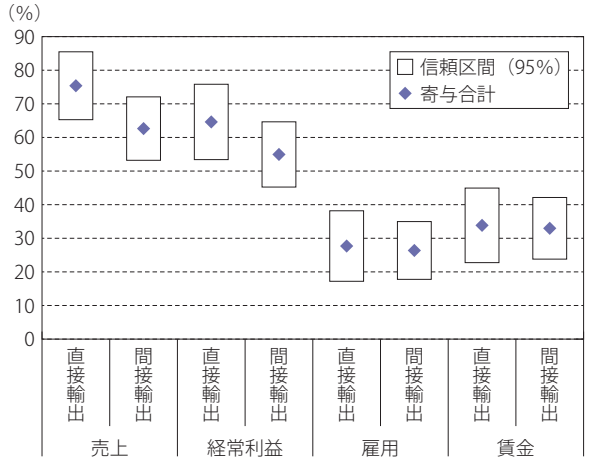

備考：輸出が売上等各項目に対して「大きく寄与」「寄与」したとの回答合計。直接輸出は、直接輸出のみ（若しくは越境 e コマースも）65 社、間接輸出は、間接輸出のみ（若しくは越境 e コマースも）を行う企業 91 社。卸売企業を除く。アンケート調査。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-13 図　直接輸出・間接輸出の傾向

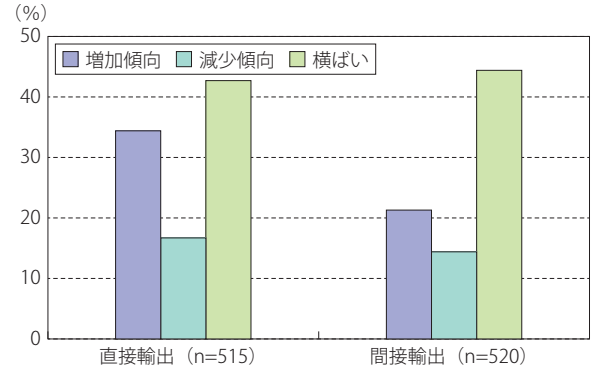

備考：これまでの直接輸出や間接輸出が増加・減少・横ばいのどれに当たるかとの質問に対する回答割合。ここでの間接輸出は商社や卸売事業者、その他関連企業や顧客企業など、資本関係の無い「仲介企業」を通じた輸出。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

〈事例：商社を活用した間接輸出[110]〉

株式会社ハタダ.（東京都大田区）は、1955 年に創業された、従業員 50 名ほどの精密工業用ゴム製品メーカーであり、以前より、国内企業（主に、カメラ等精密機器メーカー）向けに精密ゴム部品を開発・生産している。タイヤ用のゴム製造技術を基盤とした優れたゴム配合技術と、金型製造技術を自前で有するという、

108 MURJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）によるアンケート調査のデータにおける都市と地方の区分については、都道府県のうち、都市を、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県とし、その他を地方とした（Forslid-Okubo（2014）に基づく）。
109 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）。2017 年 1 月～2 月実施。
110 ヒアリング（2017 年 2 月）。

第Ⅱ-4-1-2-14図　航空機用客室窓用シェード

資料：株式会社ハタダ．より提供。

第Ⅱ-4-1-2-15図　間接輸出の開始時・拡大時の課題

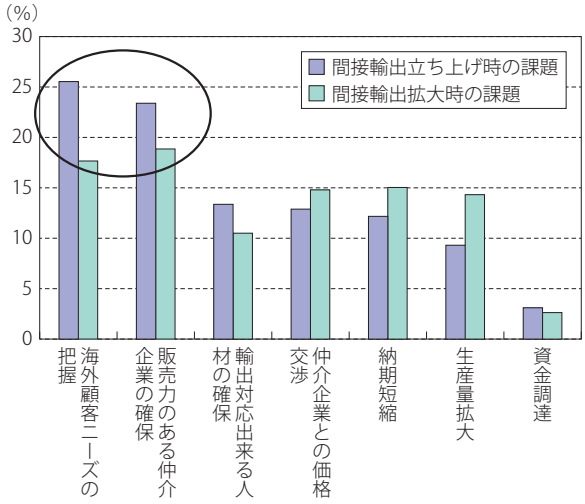

備考：間接輸出を行っている企業（卸売企業を除く）。419社。
資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査（2017）から経済産業省作成。

一貫した生産体制が強みである。

2009年、航空機分野への参入を図るため、その分野に知見のある総合重機企業OB(以下、専門人材)を顧問として社内に採用した。その専門人材のアドバイスにより、JIS Q 9100[111]を取得し、その後の商社とのコミュニケーションがきっかけとなり、最終製品（ボーイング787用客室窓用シェード）を、国内外の航空会社から受注することに成功した。

航空機分野では高い安全性が求められることから、新規企業が大企業に対して単独で営業することは困難であり、自社製品のアピールや情報収集は、専門商社と共に行う必要があると言われる。同社が利用した専門商社は、為替リスクの負担や輸出手続全般に加えて、国内外の航空機関連の販路に有する強みを活かして、同社と航空会社、航空機メーカーとのコーディネート（ミーティングアレンジ、プレゼンテーション、フィードバック等）等の機能も担い、これが同社製品の開発と納品につながった。同社の主力である様々な精密ゴム製品は、他企業の製品に組み込まれる形で、以前から間接輸出がされていたわけではあるが、最終製品の海外企業への納品は初めてであった。

同社によると、当該間接輸出商品が同社の売上げに占める割合は大きくないものの、航空機分野で要求される厳しい基準を満たす製品を生産している企業として評価されることで、新たなビジネスにつながっているとのことである。なお、同製品については、日米で意匠登録されており、世界シェア100%となっている。

② 間接輸出を開始する際の課題

うまく製品を海外販路に乗せ、企業に利益をもたらすためには、輸出コストが低いとされる間接輸出においても、やはり乗り越えるべき課題がある。

アンケート調査によれば、間接輸出開始時には、海外顧客ニーズの把握、及び販売力のある仲介企業の確保という2項目が企業にとっての主な課題であることが分かる。なお、両項目を課題とする割合は、間接輸出の拡大時には顕著に低下していることから、特に間接輸出を開始する際に重点的に対応することが求められているといえる（第Ⅱ-4-1-2-15図）。

次に、間接輸出開始時の主な課題について、同時に選択されている課題と両項目を選択する企業の割合を確認したところ、「輸出人材の確保」を選択する企業は、そのうち半数近くが「仲介企業の確保」を同時に選択している。仲介企業を活用しつつも、何らかの形で、自社内に輸出に対応する人材を確保することが求められているといえる（第Ⅱ-4-1-2-16図、第Ⅱ-4-1-2-17図）。

なお、間接輸出開始のきっかけの多くは相手先からの要望であるが、積極的な営業活動を挙げる企業も多い（第Ⅱ-4-1-2-18図）。この中には、国内商社に対してではなく海外顧客に対する積極的な営業を行うケースも想定される。輸出そのものは商社を経由する

111 品質マネジメントシステムの国際規格ISO 9001をベースに、航空宇宙産業特有の要求事項を織り込んだ規格であり、欧米における同様の規格と国際相互認証される。

第Ⅱ-4-1-2-16 図
間接輸出立ち上げ時の課題が同時に選択される割合

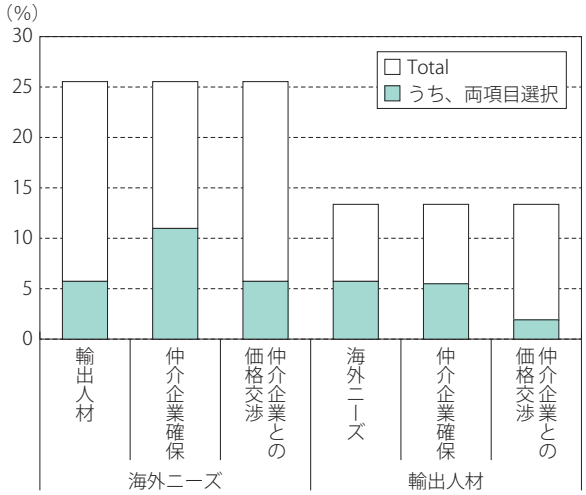

備考：間接輸出を行っている企業（卸売企業を除く）419 社。間接輸出立ち上げ時の課題として、海外ニーズに加えて他の項目を選択する企業の割合（左）と、輸出人材に加えて他の項目を選択する企業の割合（右）。アンケート調査。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-18 図　間接輸出につながったきっかけ

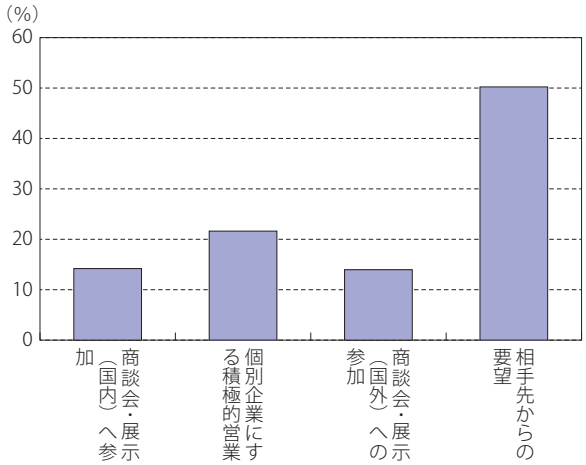

備考：間接輸出を行っている企業（卸売企業を除く）444 社。間接輸出につながったきっかけとして各項目を回答した割合。アンケート調査。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

場合であっても、当該企業自らも商社と協力して営業活動を行うことによって、より明確に自社製品及び自社の強みを顧客に伝えることが可能となる場合がある。適切な仲介企業の確保に加えて、輸出人材の確保を始め輸出に対応するための体制を企業が整えることは、このような積極的な営業を支える要因となり得る。

〈事例：中小企業と仲介企業とのマッチング支援[112]〉

東京都中小企業振興公社は、海外に販路を求める中小企業に対して適切な商社を紹介する支援を行っている。

第Ⅱ-4-1-2-17 図
間接輸出立ち上げ時の課題の同時選択イメージ

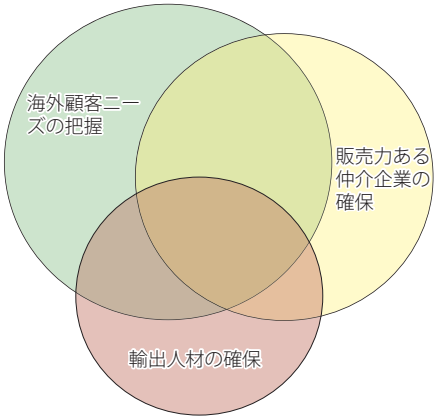

資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）をもとに経済産業省作成。

同公社には、中堅商社やメーカー出身者など、海外ビジネス経験と輸出実務の双方の知見を有する人材が、多数の業種にわたり在籍しており、海外販路開拓を希望する中小企業の商品を理解し、経験と実績に基づいて、市場性を見極めながら適切な専門商社へとマッチングしている。

なお、商談会等への参加によって海外の顧客を見つけた場合であっても、中小企業はその後に話を続けることができないケースが多い。そのため、同公社は、中小企業が海外の顧客を既に見つけている場合についても、多岐にわたる顧客とのやりとり（契約に至るまで、契約時、支払関連、輸送関連等）を含めて担当する、市場や製品の特性に応じた適切な中堅商社を紹介している。

また、間接輸出であっても、通常は当該中小企業が一定のリスクを負うことになることから、同公社では、販路開拓を希望する中小企業に対し、人的・組織的・資金的に海外輸出に取り組む体制を作るようアドバイスしている。また、海外展開のプラン作りから販路開拓が実現するまで、さらに海外との取引が実現した後についても、税制や為替を含めた経営支援を行っている。

③ 輸出商社の偏在

地方では、卸売企業のうち直接輸出を行う企業の割合が低く、企業規模が最も大きいカテゴリーであっても、都市の最も小規模のカテゴリーよりも輸出企業割合が低い（第Ⅱ-4-1-2-19 図）。

112 東京都中小企業振興公社へのヒアリング（2017 年 3 月）、同公社ウェブサイト。

第Ⅱ-4-1-2-19 図
直接輸出を行う企業割合（卸売企業）

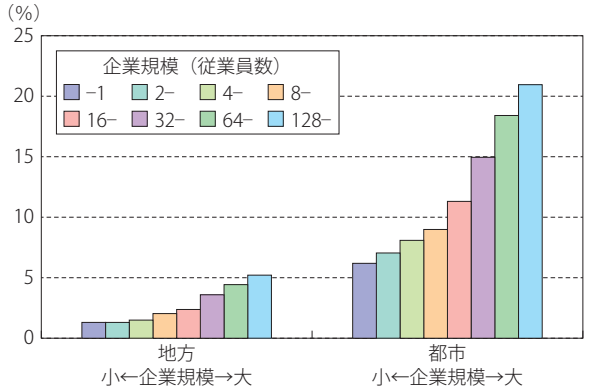

備考：2014 年。卸売企業のうち直接輸出を行う割合。
資料：石川、齊藤、田岡（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-20 図
卸売業務に関して有する自社の強み（商圏別）

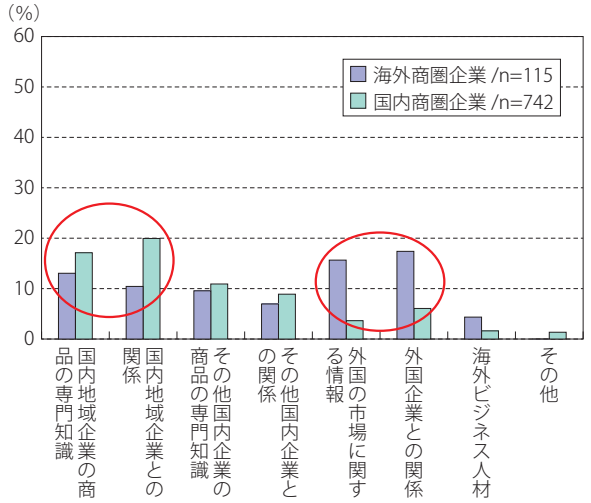

備考：卸売業務に関して有する自社の強み（「商圏」は主要事業の商圏）に関するアンケート調査。卸売業務を行っている企業（卸売業登録企業、製造業登録企業）を対象。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

アンケート調査によれば、卸売事業を行っている企業のうち、海外の販路に強みを有する企業はごく一部に限られる。具体的には、卸売事業を行う企業のうち外国企業との関係に強みを有するのは、海外に商圏を置く企業の 2 割弱、都市企業の 3 割弱、卸売登録企業の 2 割にとどまる（第Ⅱ-4-1-2-20 図～第Ⅱ-4-1-2-22 図）。

一方、仕入先である国内地域に関して強みを有する卸売企業は、海外に強みを有する卸売企業よりも多い。具体的には、卸売事業を行う企業のうち国内地域企業の商品の専門知識に強みを有するのは、国内に商圏を置く企業の 2 割弱、地方企業の 5 割、卸売企業の 4 割強（第Ⅱ-4-1-2-20 図～第Ⅱ-4-1-2-22 図）であった。

すなわち、海外販路に強みを有する卸売企業と、仕入先である国内地域に強みを有する卸売企業は、一致しない可能性が高い。

第Ⅱ-4-1-2-21 図
卸売業務に関して有する自社の強み（都市・地方別）

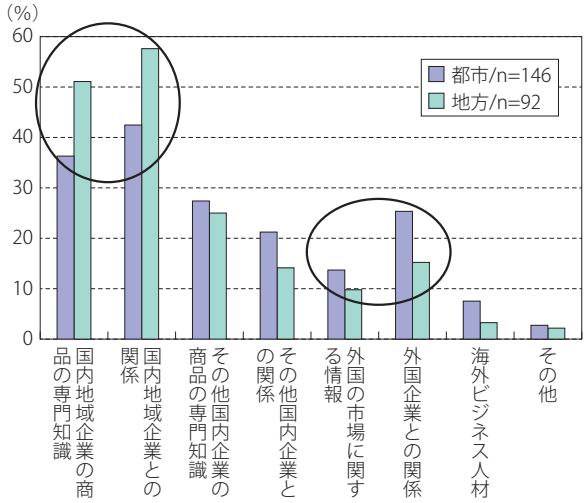

備考：卸売業務に関して有する自社の強みに関するアンケート調査。卸売業登録企業を対象。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-2-22 図
卸売業務に関して有する自社の強み（製造・卸売業別）

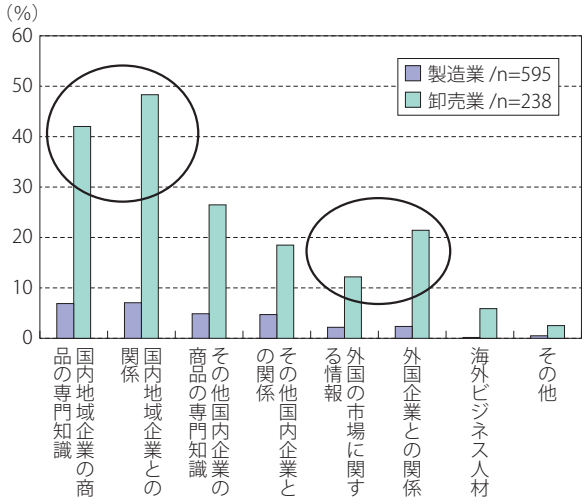

備考：卸売業務に関して有する自社の強みに関するアンケート調査。卸売業務を行っている企業を対象。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社アンケート調査から経済産業省作成。

以上を踏まえると、地方企業の間接輸出促進のためには、(1) 海外販路に強みを有する企業が、いかに地域の良い製品を見つけるか、逆に、(2) 国内地域に強みを有する卸売企業が、いかに海外に販路を開拓するか、という課題に取り組むことが必要であろう。

アンケート調査によれば、(2) に関して、直接輸出を行っていない卸売企業は、輸出を行わない理由について、内需を重視しているからというだけでなく、情報やノウハウがないからとする割合も多い（第Ⅱ-4-

第Ⅱ-4-1-2-23 図
卸売企業が輸出を行っていない理由

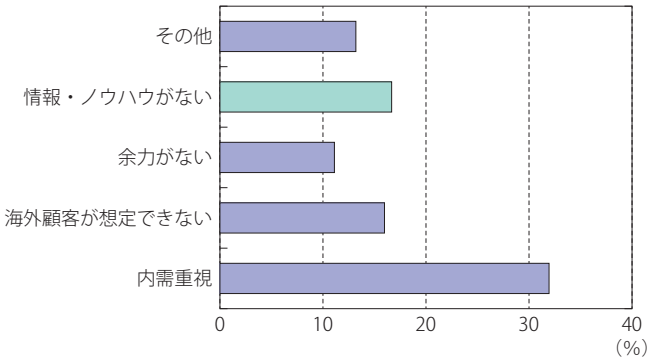

備考：輸出を行っていない理由に関するアンケート調査。直接輸出を行っていない卸売企業（144 社）を対象。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

1-2-23 図）。地域の製品の強みをよく知る卸売企業が、国内市場のみならず海外市場にも目を向ける際には、まず彼らの輸出力の向上が求められているといえる。

なお、中小企業の製品を海外市場につなぐのは、商社だけでなく製造業企業である場合も多い。以下は、海外販路につながる可能性のある大企業と、地方の技術に強みを持つ企業を掘り起こしてマッチングする新たなビジネスモデルの事例である。

〈事例：地方企業の技術を掘り起こすマッチングシステム[113]〉

リンカーズ株式会社（東京都中央区）は、2012 年に創業された、従業員 50 名のベンチャー企業であり、ものづくりを中心とした全国の中小企業と国内外の大企業をマッチングするプラットフォーム「Linkers（リンカーズ）」の運営を主力の事業としている。

同社によれば、大企業が新製品をつくる際、100 ピースのうち最後の 1 ピースが足りず開発が前に進まないといった状況が多く起こるが、その足りないピースは、「Linkers」のマッチングシステムを通じて掘り起こされた地方の中堅中小企業の技術によって解決されることが非常に多いという。

同社の企業マッチングシステムでは、発注者が選定条件を掲載すると（企業名は非公開が可能）、それを見た全国 500 以上の産業支援機関（自治体、第 3 セクター、銀行、大学など）に所属する 2,000 名以上のコーディネータ（目利き）が、その条件に合った地元企業

第Ⅱ-4-1-2-24 図
リンカーズによるマッチング（イメージ）

資料：リンカーズ株式会社 HP「受注者側向けご説明パンフレット」より転載。

をプラットフォームに推薦（登録）する。発注者は、コーディネータを介して登録された詳細な条件リストに基づいて、候補を絞ることができる。

同社によれば、全国から 50～100 社の候補企業を募った上でマッチングが行われるため、マッチング成功率は 9 割と高い。発注側の要望に対し、即時に多くの受注候補を集められる理由は、地方中小企業とコーディネータの信頼関係、及びネットワークの網羅性にある。また、発注者側から、落選した中小企業に対し細かいフィードバック（どこが良かったか、どこに問題が生じたか）が行われる点が、同社のシステムの特色であるという。落選した中小企業は、発注者側から評価されることで、次への挑戦意欲が生まれ、オファーに対して継続的に手を挙げてくれるようになるという。

中小・中堅企業の優れた技術を大企業の要求と結びつけることは非常に困難である場合が多いが、人との信頼関係、IT を利用した網羅性・即時性を特徴とする同社のマッチングシステムは、これをスピーディーに実現している。リンカーズは、海外企業からの受注も検討しているところであり、地方の中堅中小企業による間接輸出や直接輸出の拡大に貢献する可能性が期待される。

なお、地域企業を掘り起こすシステムとしては、中小企業基盤整備機構による「ジェグテック」も評価されている。日本の優れた技術・製品を有する中小企業と国内大企業や海外企業とのマッチングを強化するために、WEB マッチングシステムを通じて、地域企業の輸出拡大を支援している。

113 ヒアリング（2017 年 2 月）、リンカーズ株式会社ウェブサイト。

3. 越境 e コマースの活用

間接輸出に加えて、越境 e コマース（海外向け電子商取引）は、海外顧客へのアクセスが容易であることから、海外市場に関する情報に乏しく輸出のネットワークを持たない中小企業にとって、海外市場へのアクセス拡大の有効な手段となる可能性がある。

アンケート調査によれば、越境 e コマースに関するメリットとして、海外特有の市場やニーズを容易に開拓できること、また初期導入コストが低いことなどが挙げられている（第Ⅱ-4-1-3-1 図）。

一方、e コマースについては、これを海外への販売に利用する企業が多い[114]ものの、e コマースの売上げに占める海外向けの割合は、僅か 1%に満たない企業が非常に多い（第Ⅱ-4-1-3-2 図）。

日本貿易振興機構の調査によると、越境 e コマースに関する課題として、決済システムや配送に関するリスクを挙げる割合が最も多かった。また、制度や規制に関する情報の不足、通関手続や関税支払といった、輸出特有の制度に関する点を課題に挙げる割合も多い（第Ⅱ-4-1-3-3 図）。海外市場に気軽にアクセスできるメリットがある一方、輸出の手続をはじめとする負担が求められること、またクレジットカードの不正利用といった支払などに関するリスクが生じることに留意する必要がある。

越境 e コマースをうまく利用して中小企業による海外市場へのアクセスを拡大するためには、こうした課題に対応していくことが必要である。

〈事例：越境 e コマースを活用した商社の新たなビジネスモデル[115]〉

ライフスタイルアクセント株式会社（熊本県熊本市）は、2012 年に創業された、従業員 20 名のベンチャー企業であり、メイドインジャパンの工場直結ファッションブランド「Factelier（ファクトリエ）」展開、及び同名のインターネットサイトでの国内外販売を主な事業としている。

同社は、高い技術力をもつ日本のアパレル工場が、コスト競争で苦しんでいる状況を変え、世界一流の日本ブランドを作るという目的の下、起業された。

第Ⅱ-4-1-3-1 図
越境 e コマースに関してメリットを感じる項目

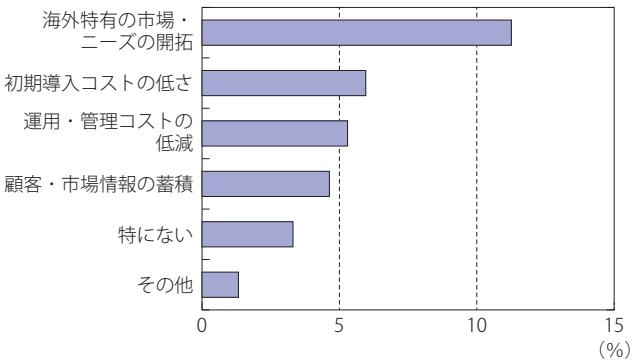

備考：越境 e コマースを行っている企業（卸売企業除く。151 社。）に対するアンケート調査。越境 e コマースに関してメリットを感じる項目。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-3-2 図　e コマース売上げの海外割合

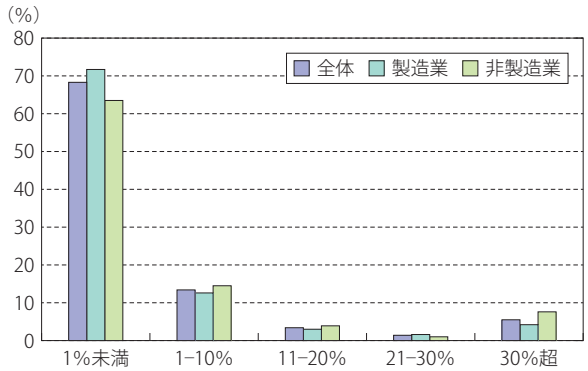

備考：電子商取引のうち海外売上高が占める割合。731 社。
資料：日本貿易振興機構「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-3-3 図　越境 e コマースにおける課題

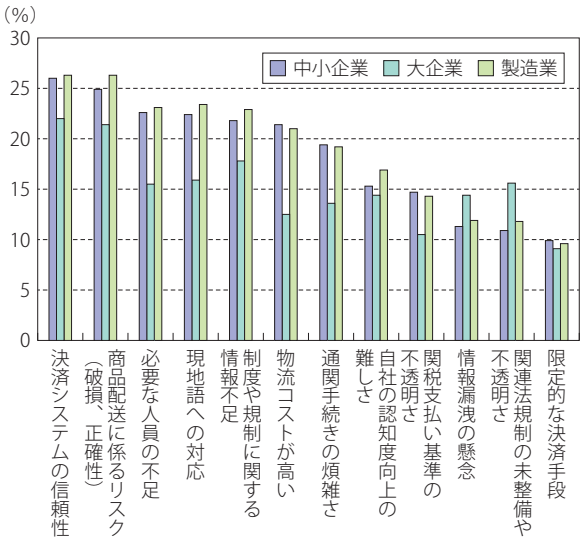

備考：複数回答。中小企業、大企業は全産業。製造業は全企業規模。2,995 社。
資料：日本貿易振興機構「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から経済産業省作成。

114 e コマースを海外への販売に利用する割合は、e コマース利用企業の 47%（独立行政法人日本貿易振興機構（2017））。
115 ヒアリング（2017 年 2 月）、ライフスタイルアクセント株式会社ウェブサイト。

第Ⅱ-4-1-3-4 図
ファクトリエのビジネスモデル（イメージ）

資料：ライフスタイルアクセント株式会社 HP より転載。

同社は、2017 年 4 月現在、訪問した国内の 600 工場から 45 の世界最高水準の技術を持つ工場を選び、共に商品開発をしている。そして、工場側が、コストダウンよりも質の向上に注力できるよう、商品価格（工場希望価格の 2 倍が販売価格となる）を自ら決めさせている。また、従来何層にも重なっていた商社や小売店を通さないことで、下請ではなく直販に近い形とし、加えて、ものづくりをリスペクトするために、セールは一切行っていない。

工場の中には、その高い技術力への信頼から、著名な海外ブランドの OEM 生産を請け負っている工場も多いが、利益率が低いのに加え、工場の名前は一切露出することがない。一方、ファクトリエブランドでは、生産者側が適正な利益を確保するだけでなく、「Factelier by 工場名」というタグがつけられる。同社によると、工場名を出すことで、生産者のモチベーションが飛躍的に上がったという。

同社の販売及び決済は、完全に e コマースのみとしている。e コマースによって、海外も含めて新たな顧客を開拓し、また、在庫を最低限に抑制することが可能となっている。

ただし、新たな顧客の開拓とリピーターの確保のため、同社は、インターネットに頼るだけではなく、在庫を持たない試着のみの店舗も持ち、店頭イベントや工場ツアーの実施といった工夫を行っている。

また、サイズ感や着心地、質の良さを伝えきることができないというインターネット販売のデメリットを補完するため、直営店 4 店舗の他、全国の地域パートナーショップ（地域一番店）と提携し、商品に実際にふれて試着できるようにしている。

こうした取り組みを背景に、国内のみならず、海外からの注文も増加しており、2017 年 1 月には台湾に海外一号店を開設している。

同社は、生産者と一心同体で地方の製品を開発・販売する、新型の SPA[116] 的な役割を果たしているといえよう。地方の工場が、同社と提携することによって、より品質の高い商品開発ができ、直販に近い形で、海外にも進出できるのは、大きなメリットである。

なお、同社の場合、自社のホームページを介して越境 e コマースを行っているが、不正利用のリスクがあるので、そのシステム対策を行った。また、各国における商標の取得、原産地証明の取得、翻訳作業など、輸出のための様々な手続や作業に対応する必要があった。こうしたコストや業務を同社が対応することにより、生産者はファクトリエを通じて、国内市場のみならず、国外市場に対しても容易に進出し、ものづくりに専念することが可能となっている。

4. 海外ビジネス人材

アンケート調査によると、輸出の開始や拡大に際しては、展示会やマッチング商談会への参加や、商社を通じた営業展開に加えて、大企業を中心に、海外ビジネス人材の確保を挙げる企業割合も大きい（第Ⅱ-4-1-4-1 図）。

また、海外ビジネス人材のうち具体的にどのような人材が必要とされているのかを確認すると、大企業については、外国語に堪能な技術者や外国語人材、また同業の海外ビジネス経験者を挙げる割合が顕著に高い。

なお、間接輸出しか行っていない場合であっても、商社に全て頼るのではなく、商社と協力して海外販路を開拓することは、企業及び製品のアピールに有用である。また、直接輸出を目指して独自に新たな販路を開拓する場合なども考えられることから、海外ビジネス人材を必要とするケースが想定される。

アンケート調査では、中小企業については、外国語に堪能な技術者を挙げる割合は大企業ほど高くないものの、間接輸出しか行っていない場合であっても、外

116 specialty store retailer of private label apparel の略で、商品企画から製造、小売までを一貫して行うアパレルのビジネスモデルを指す。

国語に堪能な技術者や外国語人材を挙げる割合が一定数確認されている（第Ⅱ-4-1-4-2 図、第Ⅱ-4-1-4-3 図）。

なお、中小企業にとって、海外ビジネス人材を新たに複数確保することは難しいことから、実際には、ここに挙げられたような要素をできるだけ同時に兼ね備える人材が必要とされるケースが多い。

なお、貿易に通じた人材の確保や育成に対する支援が有用、若しくは非常に有用とする回答は、輸出を行う企業の半数を超えている（第Ⅱ-4-1-4-4 図）。

〈事例：輸出人材育成支援〉

中部経済産業局は、中部地域の中堅中小航空機部品サプライヤーを対象に、「航空機産業海外ビジネス商談実務研修」を開催[117]し、海外への販路開拓を支援している。同研修は、大手商社 OB や新輸出大国コンソーシアムの専門家が講師を務め、また、航空機関連

第Ⅱ-4-1-4-1 図
輸出等の開始・拡大に資すると考える取り組み

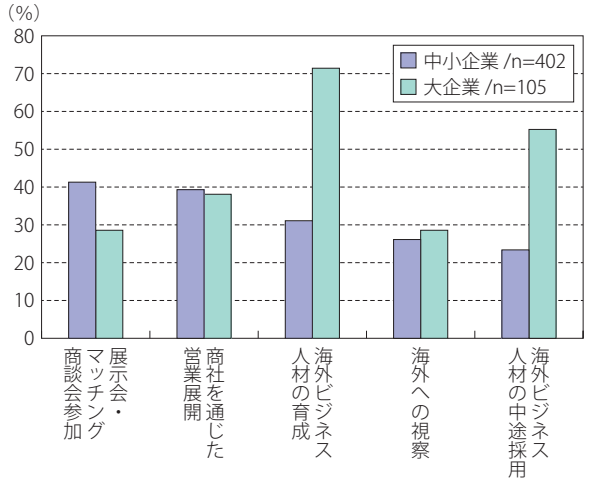

備考：輸出等の開始・拡大に資すると考える取組に関するアンケート調査。直接輸出、間接輸出、越境 e コマースのいずれかを行っている企業（卸売企業を除く）を対象。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-4-2 図
輸出等の開始・拡大に際し重要と考える人材

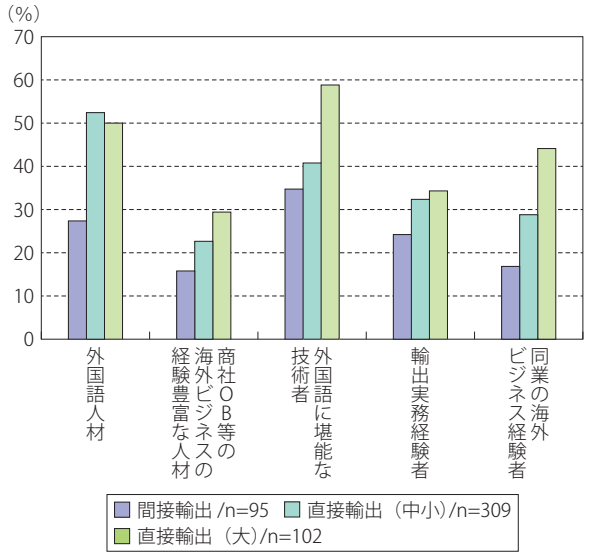

備考：輸出等の開始･拡大に際し重要と考える人材に関するアンケート調査。「直接輸出」は直接輸出を含む輸出を行っている企業。「間接輸出」は間接輸出を行っているが直接輸出を行っていない企業。いずれも卸売企業を除く。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-4-3 図
輸出等の開始・拡大に際し不足している人材

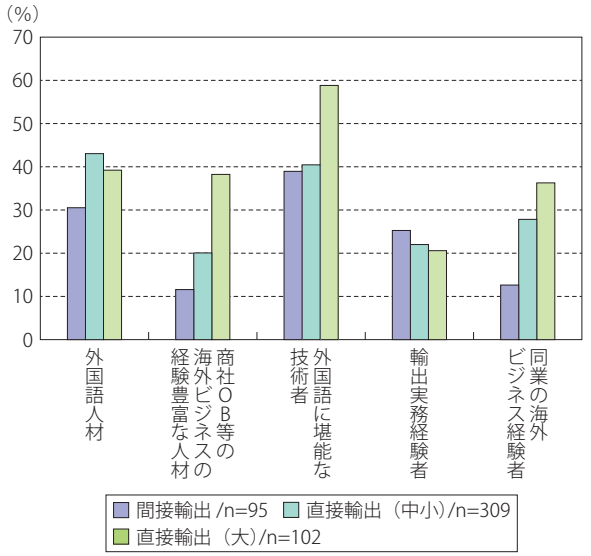

備考：輸出等の開始･拡大に際し不足している人材に関するアンケート調査。「直接輸出」は直接輸出を含む輸出を行っている企業。「間接輸出」は間接輸出を行っているが直接輸出を行っていない企業。いずれも卸売企業を除く。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

第Ⅱ-4-1-4-4 図　人的確保に対する支援の必要性

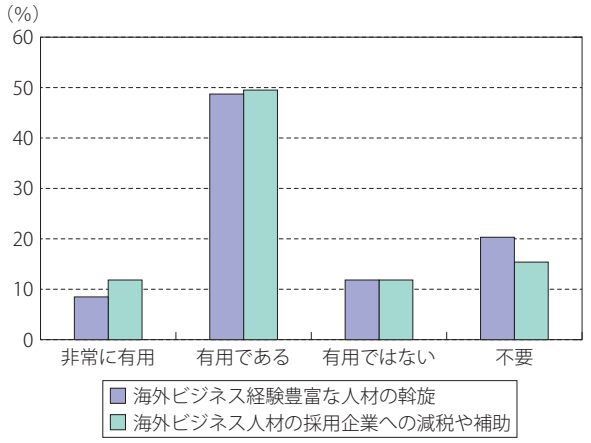

備考：各支援に対する評価に関するアンケート調査。直接輸出、間接輸出、越境 e コマースのいずれかを行っている企業（卸売企業を除く）を対象（507 社）。
資料：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）から経済産業省作成。

117 一般社団法人中部航空宇宙産業技術センターとの共同主催、JETRO との共催である。

の在日米国駐在員による模擬商談など実践的な商談・交渉スキルを学ぶ内容となっている。その他、各企業の要望に応じて、個別コンサルティングや商談後のフォローアップも行っている。

航空機産業が集積している同地域では、従来、中堅中小部品サプライヤーの多くが大手重工との取引に依存しており、航空機部品の製造技術を有していても自ら販路を開拓しようとする動機が弱かった。しかし、近年、国産旅客機MRJや米ボーイングの新型機「777X」の開発などを背景に、航空機部品分野において新規参入のビジネスチャンス拡大が期待される中、自ら需要を獲得しようとする機運が生まれている。そのため、「技術はあるが、売り込むノウハウがない」と言われる中堅中小部品サプライヤーが、自ら、自社の強みを発信し、海外販路を開拓して新規ビジネスチャンスを獲得できるような人材を育成することが、同研修の目的となっている。

なお、同研修は、国際航空宇宙展（2016年10月開催済み）、エアロマート名古屋（2017年9月開催予定）といった国内で開催される国際商談会の他、国外で開催される国際商談会やエアショーをビジネスチャンスのターゲットとした、同地域における中堅中小航空機部品サプライヤーのプロモーション活動の一環である。この一連の活動には、上記研修の他、英語版企業ディレクトリ[118]や海外ビジネス支援ガイドブックの作成といった取り組みも含まれている。

第Ⅱ-4-1-4-5図　中堅中小航空機部品サプライヤー向け海外ビジネス支援

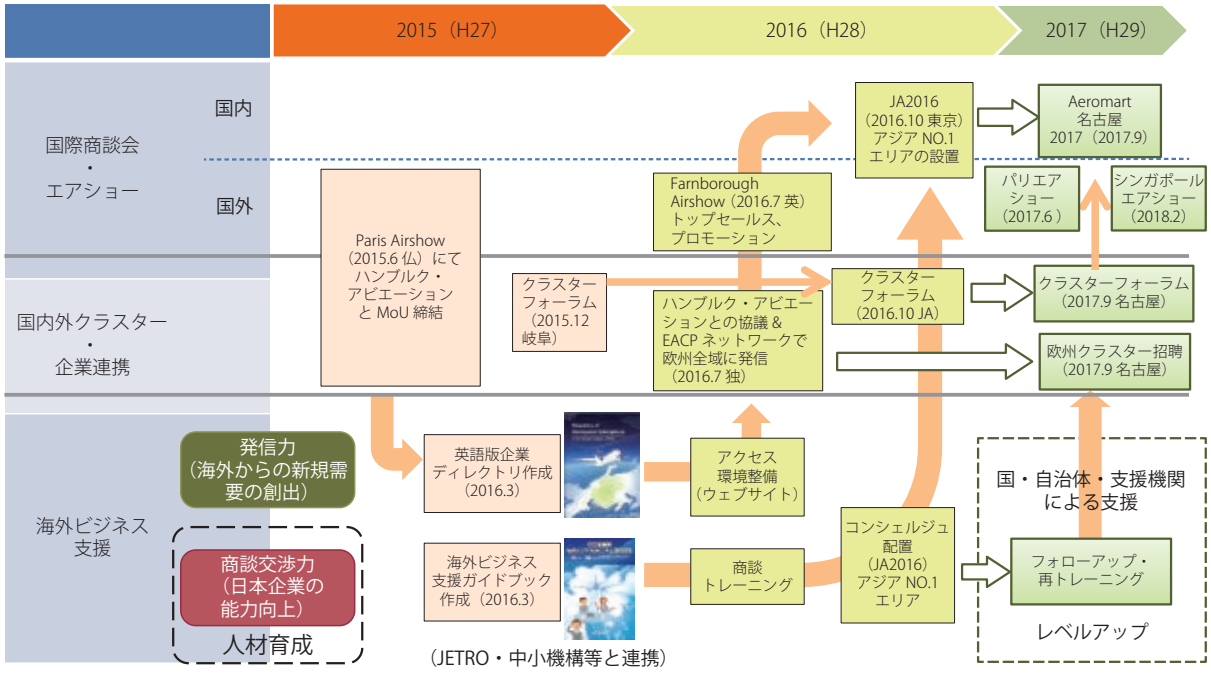

備考：中部経済産業局による中堅中小航空機部品サプライヤー向け海外ビジネス支援の概要。
資料：中部経済産業局から提供。

118 中部経済産業局管轄地域及びアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区認定地域（愛知、岐阜、三重、富山、石川、長野、静岡）に所在する企業情報を検索できるツールであり、海外の航空機クラスターへの共有や、海外からの航空機ミッション団への営業ツールに活用されている。（http://search.c-astec.jp/）

第２節　地域経済の生産性向上

包摂的成長の重要性については第１章第４節において述べたとおりだが、地域経済がグローバル化の恩恵を受けられるようにするためには、まずは地域の生産性を向上させることが必要である。地域の生産性を向上させるための観光、農業、中小企業などにおける具体的な支援策については第Ⅲ部で述べるが、ここでは地域経済の生産性の現状について記載する。

地方においては、農業やサービス業は重要な産業基盤であり、就業者数で見ると、農業とサービス業だけで７割以上の就業者比率となっている。地域にもグローバル化の恩恵が行き渡るようにするためには、これらの産業の生産性を向上させることが重要である（第Ⅱ-4-2-1 図）。

産業別に我が国の労働生産性を見ていくと、都市圏の製造業が一人当たり約 900 万円であるのに対して、農業は都市圏・地方圏ともに一人当たり 300 万円を下回る状態となっており、1/3 に満たないことが分かる。またサービス業に関しても、大規模都市圏では製造業に匹敵する生産性の高さをもっているものの、地方圏においては地方圏における製造業の半分以下の生産性となっているため、地方圏のサービス業の生産性に関しても上昇させていくことが重要である（第Ⅱ-4-2-2）。

地方圏のサービス生産性を上昇させていく上で重要な分野の一つとして観光が挙げられる。世界的に見た場合には観光客数は世界 16 位とまだ低い値にあるものの、我が国の観光客数は近年急上昇しており、2016 年には 2404 万人に達した。2011 年の 622 万人から４倍程度となっている（第Ⅱ-4-2-3 図、第Ⅱ-4-2-4 図）。

我が国は観光産業の中でも特に文化サービスの単価が低く設定されており、生産性についても低いと言われており[119]、実際にフランスと比較しても我が国の観光関連消費は宿泊施設サービスや飲食供給サービスに偏っていることから、文化サービスの生産性の向上

第Ⅱ-4-2-2 図　産業・地域圏別労働生産性

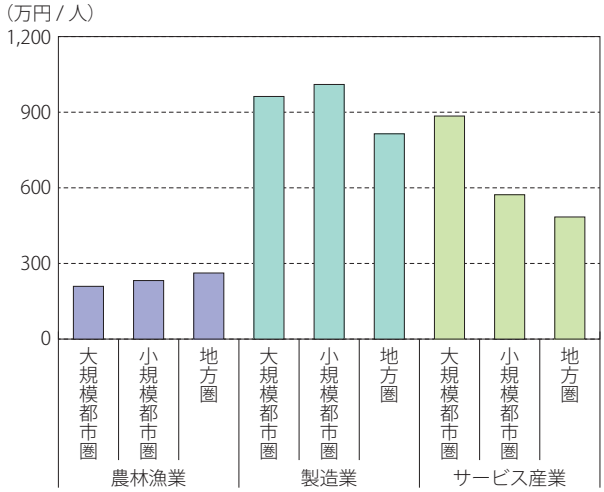

資料：第一回ローカルアベノミクス企画会議（2015 年）から抜粋。

第Ⅱ-4-2-1 図　産業・地域圏別就業者比率

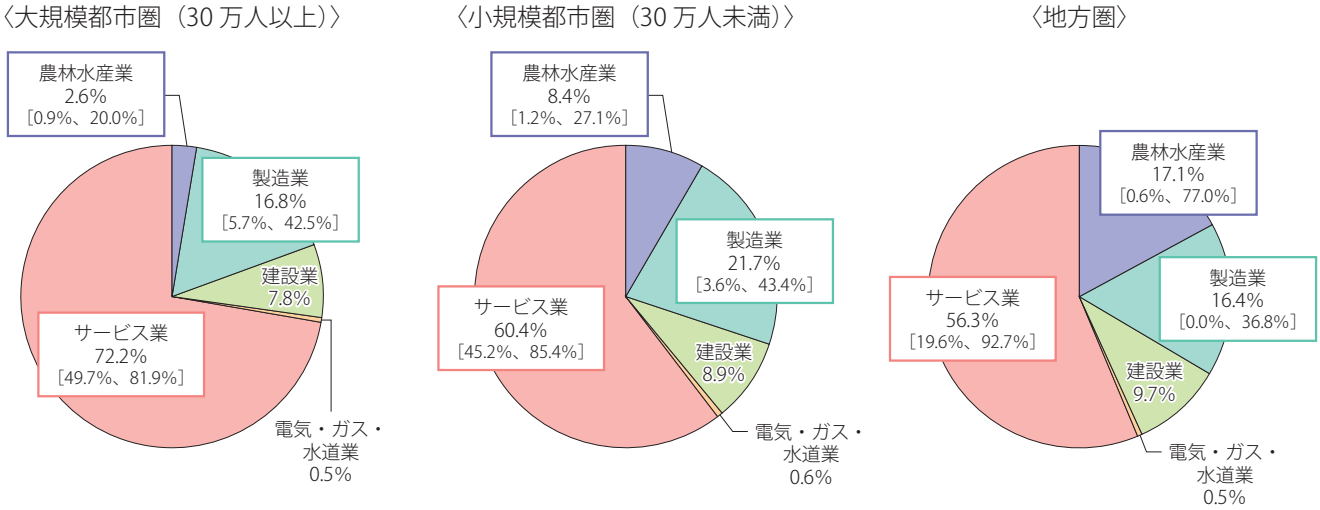

※［　］はレンジを示し、左が最小値、右が最大値を表す。
資料：総務省「国勢調査」（2010 年）、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（2012 年）等から経済産業省作成。

119 デービットアトキンソン「新・観光立国論」

等を通して、生産性の高いインバウンド産業を育てていくことが肝要（第Ⅱ-4-2-5 図）。

このように、我が国地域では農業、サービス業の従事者の比率が高いものの、現状では生産性が低いため、第Ⅲ部で紹介するような人材投資施策等によって生産性を高めることが重要である。

第Ⅱ-4-2-3 図　訪日外客者数推移

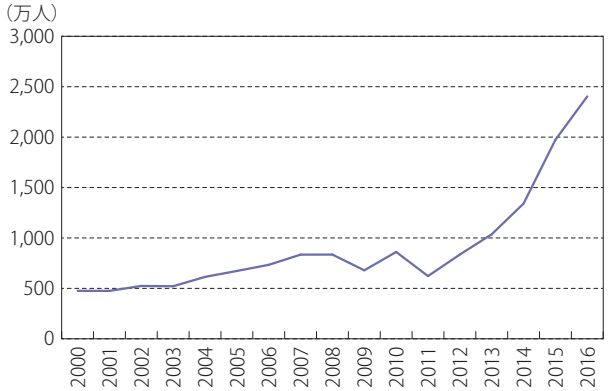

資料：CEIC データベースから経済産業省作成。

第Ⅱ-4-2-4 図　2015 年の観光客数比較

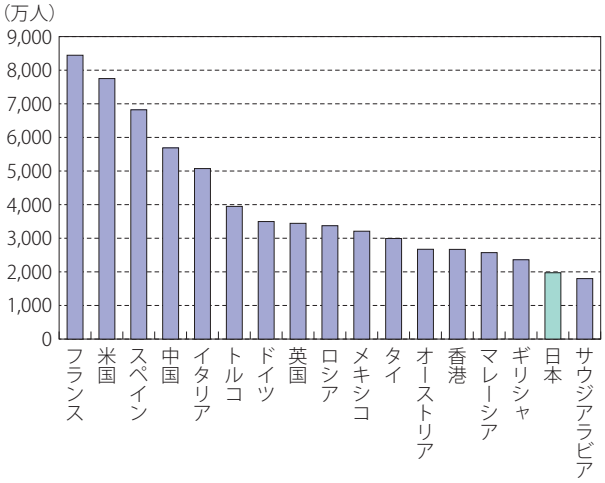

資料：世界銀行データベースから経済産業省作成。

第Ⅱ-4-2-5 図
インバウンドにおける観光関連消費の内訳

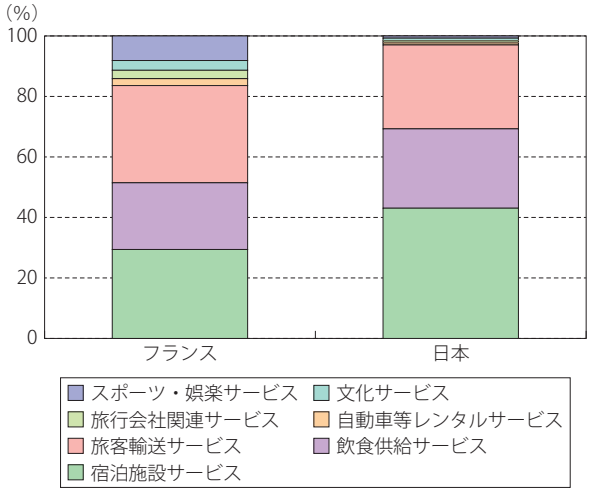

資料：OECD Database（2013）から経済産業省作成。

コラム 3　文化と一体となった農水産品輸出

アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食品市場は 2009 年の 340 兆円から 2020 年には 680 兆円まで倍増すると推計されている[120]。この市場の獲得を狙い、2016 年 5 月、政府は「農林水産業の輸出力強化戦略」をとりまとめ、2019 年の輸出額 1 兆円達成を目指し、官民を挙げて農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいる（コラム 3-1 図）。

コラム 3-1 図　農林水産物・食品の輸出額の推移

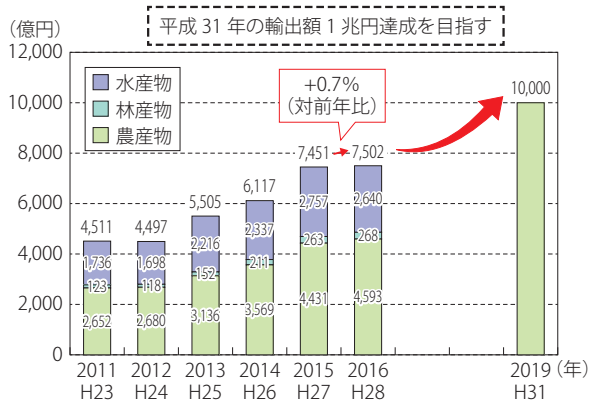

資料：農林水産省 HP「平成 28 年農林水産物・食品の輸出額推移」から経済産業省作成。

同戦略では、海外における日本食の高い人気を梃子に、食文化と一体的にプロモーションを図っていくことをアクションの一つに掲げている。地域の資源と文化を背景とした付加価値の高い食品の海外販路拡大につながれば、地方の中小企業にとっても大きなチャンスになりうる。

そうした背景のもと、民間において、日本文化・食文化と一体化して販売拠点を海外に設ける取り組みが活発化している。例えば、クールジャパン機構の出資を活用し、株式会社マエタクと長崎県の企業等によるコンソーシアムが米国カリフォルニア州に展開する「日本茶カフェ」と、三越伊勢丹グループがマレーシアに展開する「ジャパンモール」が、それぞれ 2016 年にオープンした。今後、こうした拠点が海外でのブランド力を高めることにより、日本の中小食品企業にとってのプラットフォームとなることが期待される。

〈参考：海外の先進事例[121]〉

イタリアは、地中海性気候を活かして生産したオリーブ油、ワインに加え、パスタ類など、「イタリア料理」として誰もが思い描く産品を中心に、食文化と一体となった輸出を推進している。また、食分野の産業連携により更なる輸出の促進につなげようとしている。

その一つとして、イタリアの食文化を軸に、「買う（販売）・食べる（飲食）・学ぶ（体験）」の 3 つの事業を融合させた新たなビジネスモデルを展開するイータリー（EATALY Distribution S.R.L）（イタリア食材の小売・外食事業、資本金 2100 万米ドル、年商 2.1 億ユーロ、従業員数約 1,400 人）が注目されている。イータリーは 2007 年にトリノに 1 号店を開店した後、2008 年には東京に、2010 年にはニューヨークに進出。現在はイタリア国内に 18 店舗、海外に 15 店舗を展開している。

イータリーでは、国際 NPO であるスローフード協会[122]の理念を取り入れ、その傘下の食科学大学

120 A.T. カーニー（株）推計。
121 中企庁（2016）

コラム 3-2 図　　イータリーにおける連携モデル

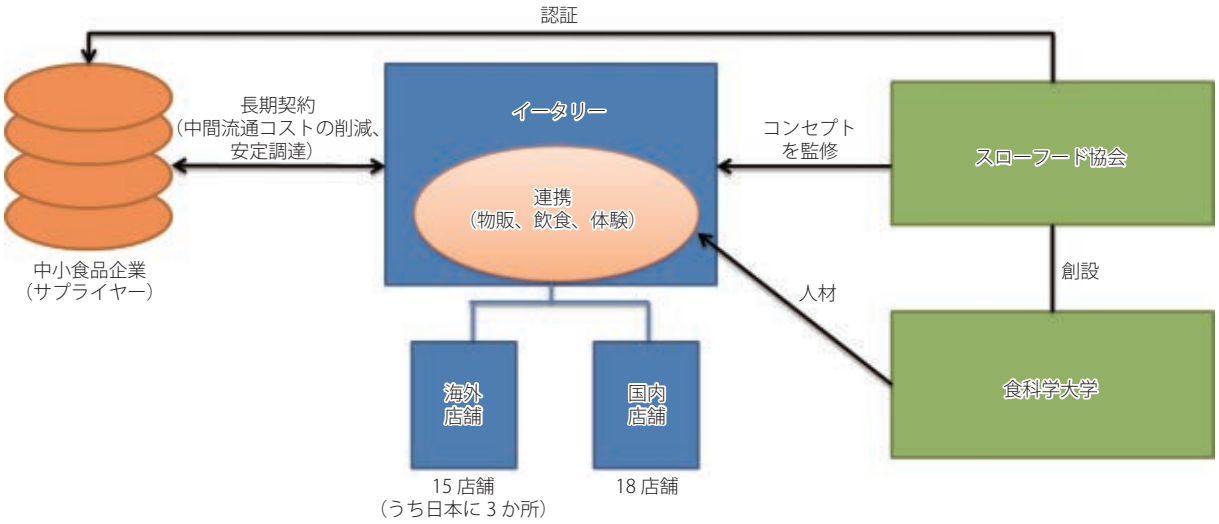

資料：経済産業省作成。

から人材を受け入れている。また、スローフード協会の認定する産品を始め、地域性のある高品質な商品について、食品生産者と直接、長期契約を締結している。主要な加工食品はイータリーの海外店舗でも販売しており、海外での認知度・販売経験の乏しい食品生産者に輸出ノウハウの提供も行っている。

イータリーと取引をしている中小食品企業、Michelis Egidio s.n.c.（菓子・パスタ製造、資本金 90,000 ユーロ、年商 1300 万ユーロ）では、売上げの 15～18％が海外での販売であり、2018 年にはこれを 20％まで、2020 年には 50％まで高めたいとの目標を立てている。現在の主な輸出先は米国、ドイツ、ブラジルであり、更に輸出先を増やすことを検討している。Michelis の経営者からは、中小企業にとって海外での販路開拓のハードルは高いが、イータリーの海外店舗に出店し、海外の顧客に商品の良さを対話と五感で訴える工夫を行ったことにより、海外での新たな取引の拡大につながったとの話が聞かれている。

122 1986 年にイタリアのカルロ・ペトリーニが提唱。ファーストフードに対して唱えられた考え方で、その土地の伝統的な食文化や食文化を見直す運動。トリノに本部を持ち、現在 150 カ国以上 10 万人以上の会員を持つ。

第Ⅲ部

施策編

第1章　国際政策協調

第1節　日米経済対話

第2節　G7／G20 関連会合

第3節　BREXIT に関する我が国の対応

第4節　サイバーに関する国際協調

第1章
国際政策協調

第1部及び第2部において2016年は米国大統領選挙、英国のEU離脱などをはじめとして、国際情勢に大きな動きがあったことを紹介した。

この章では、これらの国際情勢の変化を受けた国際政策協調の議論や我が国の取組について、日米間、日欧州間、G7等のフォーラムやテーマごとに紹介していく。

第1節　日米経済対話

安倍総理は2017年2月10日ワシントンDCにおいて、英国のメイ首相に次ぎ、外国の首脳としては2番目となる早さで、トランプ米大統領との首脳会談を行った。

会談において、両首脳は、今後、日米経済関係を更に大きく飛躍させ、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し、麻生副総理とペンス副大統領の下で日米経済対話を立ち上げることを決定した。さらに、首脳会談後のワーキングランチにおいて、日米経済対話では、経済政策、インフラ投資やエネルギー分野での協力、貿易・投資ルールの3つを柱とすることで一致した。

2017年4月18日には、麻生副総理とペンス米副大統領を議長とする、日米経済対話初回会合が東京にて開催された（第Ⅲ-1-1-1図）。両議長は、日米経済対話を、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、及び分野別協力の3つの政策の柱に沿って構成することで一致し、自由で公正なルールに基づく貿易と投資は、日米のみならず、世界経済の成長と繁栄を実現するための不可欠の価値

第Ⅲ-1-1-1図　日米経済対話

資料：外務省HP「日米経済対話（初会合）」から引用。

であり、行動原則であることを確認した。また、両議長は、第2回目となる次回会合を2017年内の双方の都合の良い時期に、米国にて開催することでも一致した。

参考　共同声明（2017年2月10日）　日米経済関係部分抜粋

日米経済関係

日本及び米国は、世界のGDPの30パーセントを占め、力強い世界経済の維持、金融の安定性の確保及び雇用機会の増大という利益を共有する。これらの利益を促進するために、総理及び大統領は、国内及び世界の経済需要を強化するために相互補完的な財政、金融及び構造政策という3本の矢のアプローチを用いていくとのコミットメントを再確認した。

両首脳は、各々の経済が直面する機会及び課題、また、両国、アジア太平洋地域及び世界における包摂的成長及び繁栄を促進する必要性について議論した。両首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしていることを強調した。これは、アジア太平洋地域における、貿易及び投資に関する高い基準の設定、市場障壁の削減、また、経済及び雇用の成長の機会の拡大を含むものである。

日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ（TPP）から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探求することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含む。

さらに、両首脳は、日本及び米国の相互の経済的利益を促進する様々な分野にわたる協力を探求していくことにつき関心を表明した。

両首脳は、上記及びその他の課題を議論するための経済対話に両国が従事することを決定した。また、両首脳は、地域及び国際場裏における協力を継続する意図も再確認した。

参考　麻生日本国副総理とペンス米国副大統領による日米経済対話に関する共同プレス・リリース（2017年4月18日）

本日、麻生副総理とペンス副大統領は、日米経済対話の立ち上げのため、東京にて会談を行った。2月にワシントンDCで会談を行った際に、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組として本経済対話に一致した。

両議長は、経済対話を、貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、及び分野別協力の3つの政策の柱に沿って構成することで一致した。両議長は、本対話が近いうちに具体的な成果をもたらすことで一致した。

副総理と副大統領は、本年末までに再び本対話を実施することを期待している。

両議長は、本経済対話の下に以下の3つの柱に基づく取組の立ち上げを承認した。

貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略

日米両国は、この柱において、高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

経済及び構造政策分野における協力

日米両国は、この柱において、G7による3本の矢のアプローチ（相互補完的な財政、金融及び構造政策）の積極的活用、グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力、及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

分野別協力

日米両国は、商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

第２節　G7/G20 関連会合

1. G20 杭州・サミット（2016 年 9 月）

中国・杭州で開催された G20 サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）の首脳宣言では、「世界経済の回復が進捗し、一部の経済の強じん性が改善され、成長の新しい源泉が現れつつあるものの、成長は引き続き期待よりも弱く、金融市場における潜在的変動、一次産品価格の変動、停滞する貿易及び投資並びに一部の国における生産性及び雇用の鈍い伸びのため、下方リスクが引き続き存在している。また、地政学的な展開、増加する難民の流入並びにテロ及び紛争から生ずる課題が、世界経済の見通しを複雑なものにしている。」との認識を示すとともに、「金融政策、財政政策、構造改革等の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意」を確認した。

過剰生産能力問題については、首脳宣言において、「鉄鋼及びその他産業における過剰生産能力が、共同の対応を必要とする世界的な課題であること」、「政府又は政府支援の機関による補助金その他の支援措置が市場のゆがみを引き起こし、世界的な過剰生産能力に寄与し得ること及びそのため注目を必要とすること」を認識した上で、「コミュニケーション及び協力を強化すること並びに市場の機能を強化し調整を促すためにこの課題に対処する効果的な措置をとること」、「この目標に向けて、我々は、G20 構成国と関心ある OECD 加盟国の積極的な参加を得つつ OECD によって支援される鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの設立を通じた情報共有と協力の促進を求めること」等に合意した。

2. 鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（2016 年 12 月～）

G20 杭州サミット首脳宣言を受けて、G20 及び関心を有する OECD 加盟国をメンバーとする鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムが 2016 年 12 月に設立された。OECD 事務局がファシリテーターを務め、初年度は、ドイツ、米国、中国が共同議長となっている。2017 年 4 月までに 4 回会合を開催し、各国の粗鋼生産能力や政府支援措置等に関する情報共有等の進め方について議論中。

3. G20 貿易・投資作業部会（2017 年 2 月、3 月、5 月）

2017 年の 2 月から 5 月にかけ、ドイツ議長国の下、貿易・投資作業部会が 3 度開催され、「多角的貿易体制の支持」「投資円滑化」「デジタル貿易」の 3 つのテーマについて議論が行われた。

このうち「デジタル貿易」に関する議論の結果ついては、4 月に開催された G20 デジタル大臣会合に報告され、情報やデータの活用が、イノベーションや経済成長の重要な推進力となること、そのためにも情報の自由な流通の促進が重要であること等が閣僚宣言に盛り込まれた。

また、「多角的貿易体制の支持」「投資円滑化」に関する議論については、ドイツ議長下においては G20 貿易大臣会合は開催されないため、2017 年 7 月に開催される G20 ハンブルグ・サミットにおいて議論される予定。

4. G7 タオルミーナ・サミット（2017 年 5 月）

イタリア・タオルミーナで開催された G7 サミットの首脳宣言では、世界経済について、「世界経済の回復は勢いを増しているが、成長は依然として穏やかであり、かつ、GDP は多くの国で潜在 GDP を下回っており、リスクのバランスは下方に傾いている。我々の最優先事項は、より高い生活水準及び質の高い雇用を実現するまで世界の成長を引き上げることである。このために、我々は、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ、包摂的な成長を実現するために、全ての政策手段―金融、財政及び構造政策―を個別的にまた総合的に用いるとの我々のコミットメントを再確認する。」としている。

また、格差について、「我々は、単に収入におけるもののみならず、あらゆる形態の格差が主要な問題の源であることを認める。実際、世界レベルにおいても、行き過ぎた格差が、信任を損ない、将来の成長可能性を制限してしまう。さらに、格差は、社会的結合を害し、制度を圧迫しながら、国内の地域間格差を助長し、世代間の流動性を損なう。この点において、我々は、世界経済があらゆる人のために作用するよう、我々の経済及びコミュニティの能力及び強じん性を変化の速度に即応できるものとすべく努める。」と表明している。

貿易については、「自由で、公正で、互恵的な貿易及び投資は、相互的な利益を創出しながら、成長及び雇用創出の主要な原動力である」との認識を示した上で、「不公正な貿易慣行に断固たる立場を取りつつ、我々の開かれた市場を維持するとともに、保護主義と闘う」というコミットメントを再確認し、同時に「貿易が必ずしも常にあらゆる人の利益のために作用してきたわけではないこと」を認め、「世界経済が提供する機会を全ての企業及び市民が最大限享受できるような適切な政策を採用すること」へのコミットメントを表明した。また、「ルールに基づく国際的な貿易体制の重要性を認識する」として、「我々は協力して、全ての WTO 加盟国による全ての WTO ルールの完全かつ透明な実施及び効果的かつ適時の執行を確保するために WTO の機能を改善し、また、第 11 回 WTO 閣僚会議の成功を達成すること」をコミットした。加えて、「真に公平な競争条件を促進するため、あらゆる貿易歪曲的な慣行（ダンピング、差別的な非関税障壁、強制的な技術移転、市場を歪曲する政府及び関連機関による補助金その他の支援を含む。）の撤廃を推進する」としている。その上で、過剰生産能力問題について、「鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットする。この意味において、鍵となる技術の促進を目標とした市場歪曲的な措置に懸念を持っている。このため、我々は、G20 により設立され、OECD により支援される鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの設立を歓迎し、全てのメンバー国に対し、世界的な鉄鋼の過剰生産能力の根本原因に対処するために、市場の機能及び調整を強化する効果的な政策的解決策を速やかに実践するよう求める。」と表明した。

第３節　BREXIT に関する我が国の対応

1. 英国の EU 離脱をめぐる動き

2016 年 6 月 23 日、EU 離脱をめぐる英国の国民投票が行われた結果、EU からの離脱支持が過半数（離脱支持 51.9%、残留支持 48.1%）を占めた。翌月、テレサ・メイ（当時内務相）が英国首相に就任し、10 月には、EU 離脱に向けた正式なプロセスを 2017 年 3 月までに開始する旨を宣言した。11 月、英国政府がリスボン条約第 50 条に基づき EU に対して正式に離脱を通知するにあたり英国議会の承認が必要か否かについて、ロンドン高等法院が議会の承認が必要と判断したため、政府は上告したが、2017 年 1 月 24 日、英国最高裁は、政府の上告を棄却し、EU 離脱により英国が EU 条約の当事者では無くなることは英国憲法の根本的変更に当たることから、議会の承認が必要であるとの判断を維持した。これを踏まえて、英国政府が離脱通知を可能とするために議会に提出した「EU 離脱通知法案」は、3 月 13 日に議会で可決され、16 日に女王の裁可を経て成立した。

2017 年 3 月 29 日、英国政府はリスボン条約第 50 条に基づき EU に対して正式に離脱の意思を通告した。今後、英 EU 交渉は 2 年間行われる予定であるが、EU 加盟国の全会一致による延長が認められない限り、原則として、2019 年 3 月 30 日に英国は EU から離脱することとなる。この間の英 EU 関係の不透明感により、世界貿易の縮小、欧州のゲートウェイとして英国に進出した日本企業のバリューチェーンへの悪影響等が懸念される。

2. 英国及び EU の主な政府要人の発言

メイ首相は、2017 年 1 月 17 日に、英国の EU 離脱に関する英国政府の方針について演説し、英国は EU 単一市場のメンバーシップではなく、大胆的で野心的かつ包括的な EU との FTA を追求して単一市場への最大限のアクセスの確保を図り、移民数の管理と欧州司法裁判所の管轄に服さないことを優先する意向などを表明した。また、3 月 29 日、メイ首相は、正式な離脱通知の直後の下院でのスピーチにおいて、離脱の条件と同時に、FTA を含む将来のパートナーシップについての合意を追求すべきであるとする意向などを表明した。

これに対して、トゥスク欧州理事会議長は、EU は交渉において一体として行動し、英国の EU 離脱による欧州市民・ビジネス・加盟国のコストを最小化するとして、英国を除く EU 加盟国 27 か国の結束を強調した。バルニエ欧州委員会首席交渉官は、新たな英国との関係構築の議論を行う前に在英 EU 市民や在 EU 英国民の法的地位に関する議論、英国の EU 予算への財政負担等を優先すべきと主張している。

3. 日本政府の対応

英国の EU 離脱は、英国・EU 経済のみならず、日英・日 EU 関係全般に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、日本政府は、2016 年 7 月 26 日、萩生田内閣官房副長官を議長とする関係府省庁の局長級会合「英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース」を設置し、関係省庁が収集した情報の集約、経済界の懸念・要望の整理、英・EU への働きかけの検討を行うこととした。同年 9 月 2 日に開催された第 3 回会合では、検討の結果を踏まえて、日本政府として産業界の懸念・要望事項等を取りまとめ、「英国及びＥＵへの日本からのメッセージ」として採択し、これは英国及び EU に伝達した[1]。

また、2016 年 9 月 20 日には、安倍総理より、国連総会等における日英首脳会談においてメイ英首相への

働きかけを行い、メイ首相からは日系企業が英国で事業を継続できるように取り組んでいきたい旨の言及があった。経済産業省としても、プライス英国際貿易省閣外大臣による企業説明会（10 月 4 日）の開催を働きかけたほか、世耕経済産業大臣とクラーク英国ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣（12 月 22 日）やヒッチンズ駐日英国大使との会談（10 月 24 日）の際などに、英国政府に対して、世界経済に対する責任ある対応を申し入れた。

更に、2017 年 3 月 29 日、英国政府が EU への離脱通告を行う直前に、世耕経済産業大臣主催による「英国の EU 離脱に関する官民意見交換会」を開催した。経済産業省からは、中小企業を含む英国進出日本企業に対する英 EU 交渉の情報共有を行い、企業側からは、関税、通関手続、事業免許、規制、個人情報等のデータや資金のフロー、人材の確保・就労ビザ等の制度変更による影響の最小化、激変緩和のための十分な移行期間の必要性、日 EU・EPA の早期妥結などについて要望が示された。

加えて、2017 年 3 月 30 日、「第 5 回英国の EU 離脱に関するタスクフォース」が開催され、萩生田内閣官房副長官より、英 EU 交渉の情報収集に努めること、日系企業を始め所管業界等が有する懸念・要望の把握と情報共有及び適切な形での支援について一層万全を期すこと、今後の展開に応じて、英 EU に柔軟かつ機動的に働きかけを行っていくことが関係省庁に指示された[2]。

経済産業省としては、引き続き、中堅・中小企業をはじめとする日本企業に対して英 EU 交渉の見通し等に関する情報提供を行い、英国の EU 離脱動向を注視するとともに、関係省庁との連携のもと、英国及び EU 双方への働きかけを継続していくことを予定している。

1　首相官邸ウェブサイト「英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/pdf/message.pdf
2　首相官邸ウェブサイト「第 5 回英国の EU 離脱に関する政府タスクフォース」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/pdf/dai5_kaisai.pdf

第4節　サイバーに関する国際協調

1. サイバーセキュリティ

顧客の個人情報を収集・活用する、営業秘密としての技術情報を活用する、プラントを自動制御する、など様々なビジネスの現場において、ITの利活用は企業の収益性向上に不可欠なものとなっている。また、モノのインターネット（IoT）によって、工場、ロボット、街頭カメラ、ビル、住宅、自動車など、あらゆるモノがネットワークにつながるようになり、消費者の利便性が向上している一方、IT技術やネットワーク環境が悪意ある攻撃に使われるケースも増加している。こうした状況の下、ビジネスを脅かすサイバー攻撃は避けられないリスクとなっており、日本企業が海外企業と取引したり、海外市場に進出して安定的に事業を行ったりする上で、サイバーセキュリティの確保はますます重要性を増している。また、サイバー空間には国境がなく、地理的に離れた場所から攻撃が行われることも多いため、一国のみの取組で安全を確保することは困難であり、我が国のサイバーセキュリティの確保のためには国際的な協力が不可欠である。

以下、サイバーセキュリティに関する国際協調のための経済産業省及び関連機関の取組について紹介する。

(1) 諸外国との政府間協力

サイバーセキュリティの向上を促進するためには、諸外国との意識の共有を図ることが重要であり、二国間における相互理解の促進と信頼醸成は、協力の基礎を成す。我が国は、セキュリティを含むサイバー関連政策の情報・意見交換のためのサイバー協議を各国と実施している。2016年以降は、イスラエル、米国、オーストラリア、ドイツ、英国、韓国、ロシア、ウクライナ、フランス、欧州連合（EU）、エストニアとの二国間サイバー協議の他、日中韓3か国間でサイバー協議が東京で実施されている。各協議の場において、我が国の重要インフラ防護の取組をはじめとしたサイバーセキュリティ関連政策も紹介し、各国の取組について聴取している。

また、我が国はG7やG20をはじめ、国際的な規範形成にも影響しうる多国間の枠組みにおいてサイバーセキュリティの重要性が成果文書に明記されるべく努力を行っている。我が国が議長国を務めて2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいて、成果文書の一つとして「サイバーに関するG7の原則と行動」が発出された。同文書では、目指すべきサイバー空間の一要素として、サイバーセキュリティを尊重し、及び促進することの重要性を再確認する旨が盛り込まれた他、サイバーセキュリティを強化することが、ビジネス上の及び消費者の信頼を確保し、経済成長に極めて重要なイノベーションを促進することに役立つことを認識する旨が明記された。今後も、当該原則と行動において表明された方向性に沿って、営業秘密を含む知的財産の保護や自由な企業活動と両立しうるサイバーセキュリティの向上に努めていく。

(2) 本邦企業による海外展開支援

サイバーセキュリティ分野において製品・サービスを開発し、国内のみならず海外においても事業展開している我が国企業、とりわけ中小企業にとって、国際的な大規模イベントにおいて自社製品をアピールする機会を持つことは、海外市場進出及び顧客開拓のために重要である。

経済産業省では、2016年10月に開催された第9回「日・ASEAN情報セキュリティ政策会議」[3]に際して、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）と協力して、我が国のサイバーセキュリティ関連企業の製品・サービスを紹介する官民セミナーを実施した。同セミナーには、ASEAN加盟10か国の情報通信関係省庁関係者やコンピュータ緊急事態対応チーム（Computer Emergency Response Team：CERT）の職員が参加した。

3　安心な社会経済活動に欠かせないサイバーセキュリティに関する政策について、ASEAN諸国との国際的な協力・連携を強化することにより、同地域におけるサイバーセキュリティ水準の向上を図るとともに、日・ASEANの関係強化・交流拡大を図ることを目的として2009年よりこれまで9回開催されている。サイバーセキュリティに関する各国の状況及び共同意識啓発活動の他、協力案件の実施状況や将来の協力事項について議論される。

また、2017年2月にイスラエルのテルアビブで世界各国から官民の参加者を招待して開催されたサイバーセキュリティに関する最新の技術・イノベーションを紹介する国際会議・展示会「CYBERTECH 2017」に日本貿易振興機構（JETRO）が日本ブースを出展し、本邦企業の製品・サービスの広報や商談を支援した他、経済産業省が同ブースにおいて自国の取組紹介及び日本への投資誘致のためのプレゼンテーションを実施した。

今後とも、新興国をはじめとして我が国との経済関係が発展することが期待される地域において、中小企業を含めた我が国企業の海外展開を支援していく。

（3）途上国支援

サイバー空間に国境は無いことから自国における取組のみではサイバー空間の安全性・安定性の向上は実現できないこと、及び我が国企業が海外に於いても円滑な事業活動を行えるよう確保する観点から、我が国と経済的関連の深い地域のうちサイバーセキュリティ関連施策の実施が遅れている国々に対して、以下のような支援を実施している。

① 一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）関連事業

2012年10月、東京で開催された第5回日ASEAN情報セキュリティ政策会議において、ASEAN側から情報セキュリティ・マネジメントシステの普及に関する支援要請があったことを受けて、HIDAが受け入れ機関となって2013年2月にASEAN8か国から研修生を招いて最初の訪日研修を実施して以降、同様の研修事業を2017年まで計5回、毎年実施してきている。また、日本で行われる研修の他、これまでタイ、インドネシア、ベトナムでワークショップやセミナーを実施しており、ASEAN各国の官民両セクターから、IT、銀行、航空、医療、電気機器産業、電力・石油関係者等の幅広い参加を得ている（第Ⅲ-1-4-1図）。

② JPCERT/CC、情報処理推進機構による支援

世界の情報セキュリティの底上げを図ることでより安心して利用できるインターネット環境とすることを目指し、一般社団法人JPCERT/CC（Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center）は、アジアやアフリカ各国のコンピュータ・セキュリティ・インシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team：CSIRT）構築や運営支援のためのトレーニング等を継続的に実施してきている。またJPCERT/CCは、コンピュータ・インシデント対応の国際連携のための世界規模のフォーラムであるFIRST[4]の理事として運営に貢献している他、アジア太平洋地域のNational CSIRTを中心とするコミュニティであるAPCERT[5]の運営委員及び事務局を務めている。

また、JPCERT/CCは、サイバーセキュリティ国際連携を広く、効率良く、より効果的に行うことを可能とすべく、インターネットのリスクの種類別、国別、

第Ⅲ-1-4-1図　ASEAN8か国を対象としたHIDA訪日研修事業（2017年2月）

地域別に、比較可能な指標で測定し、可視化する「サイバーグリーンプロジェクト」を実施している（第Ⅲ-1-4-2 図）。同プロジェクトにより、各国政府による政策、投資、対策の意思決定を支援すること及び各 CSIRT による正確な状況把握に基づく効率的なインシデント対応が可能となることが期待される。さらに、インターネット上のセキュリティ上の脅威となるトラフィックを把握するため、観測用のセンサーを国内外に配置して定点観測するシステム（TSUBAME）[6] に関する取組を行っている（第Ⅲ-1-4-3 図）。

③ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による支援

IPA は、アジアの企業等の情報セキュリティの向上のため、アジア共通の情報セキュリティ対策ベンチマークを ASEAN 諸国の一部に提供している。今後、日本国内の重要インフラ防護を担う人材育成のための産業サイバーセキュリティセンターの活動を通じてアジアを含む諸外国とも人材育成等の面で協力関係を構築していく。

第Ⅲ-1-4-2 図　サイバーグリーンプロジェクト概観

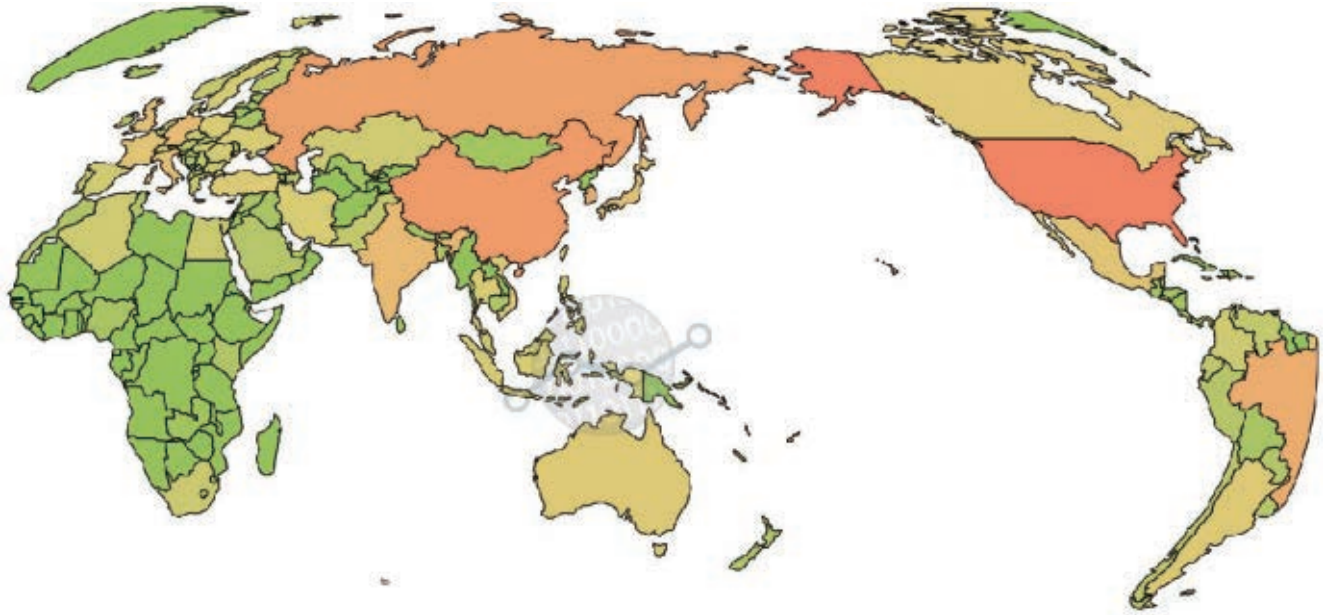

備考：DDoS 攻撃に悪用される恐れのあるリスク要因の度合いを国・地域別に色分けして表示。色が赤いほどリスクが高く、緑になるほどリスクが低い。
資料：Cyber Green（http://stats.cybergreen.net/）から引用。

4　Forum of Incident Response and Security Teams。世界中の CSIRT 相互の情報交換やインシデント対応に関する協力関係を構築する目的で 1990 年に設立。世界 79 の国／地域から 363 チームが参加している（2017 年 4 月現在）。JPCERT/CC は日本から初めて加盟、2017 年 3 月現在、理事として FIRST 運営に貢献している他、年次会合、技術会合、メーリングリスト等を通して海外 CSIRT と情報交換している。また、日本国内の企業等の組織内 CSIRT や海外 National CSIRT の FIRST 加盟を支援している。
5　Asia Pacific Computer Emergency Response Team。アジア太平洋地域の National CSIRT を中心とするコミュニティとして、2003 年 2 月設立。JPCERT/CC は前議長国チーム（2011-2015 年）。
6　参加組織は、21 の経済地域から 26 チーム（2017 年 4 月現在）。

第Ⅲ-1-4-3 図　TSUBAME ポータルサイトの概観

TSUBAME Portal　Copyright©2016JPCERT/CC All rights reserved

2. 電子商取引・デジタル貿易

デジタル分野においても、データ・ローカライゼーションに関する規制など、保護主義的政策が増加している。このような傾向を背景として、2016 年 5 月に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、情報の自由な流通の促進、データ・ローカライゼーションやソースコードへのアクセス・移転要求の禁止など、データ流通･利活用を促進する内容が首脳宣言及び付随文書「サイバーに関する G7 の原則と行動」に盛り込まれた。WTO において､新たな課題のひとつとして多くの国･地域が電子商取引及びデジタル貿易に関心を寄せるなか、我が国も、具体的ルール形成に積極的に参画すべく､2016 年 7 月に情報の自由な越境流通､データ･ローカライゼーションやソースコードへのアクセス・移転要求の禁止等を盛り込んだ提案を行った。詳細は、第 2 節 4.WTO（自由貿易の推進）を参照されたい。

2016 年 9 月に開催された G20 杭州サミットにおいては、首脳宣言の付属文書である「革新的成長のための G20 ブループリント」において、デジタル経済は全人類に裨益し、その更なる発展における情報の自由な流通の重要性を確認するとともに、包摂的なイノベーションや新産業革命などのデジタル経済に関するアジェンダを推進するため、デジタルに関する G20 タスクフォースの設置が合意された。

このような流れを経て、2017 年 4 月には独にて G20 としては初のデジタル大臣会合が開催された（第Ⅲ-1-4-4 図）。会合では、情報やデータの活用こそが、イノベーションや経済成長の重要な推進力となること、そのためにも情報の自由な流通の促進が重要であること等が議論され、成果文書が採択された。また、成果附属文書には、国境を越えるデジタルビジネスの活性化を背景に、デジタル貿易の実態把握のための測定方法の改善に取り組むことや、各国政策の透明性向上のため、WTO の貿易政策レビューメカニズム（TPRM）を自主的に活用するとともに、ベスト・プラクティスに関する情報交換を進めることなど、デジタル貿易に関する事項が盛り込まれた。

第Ⅲ-1-4-4 図　G20 デジタル大臣会合　集合写真

資料：経済産業省撮影。

第2章 通商協定をはじめとしたルール形成

第1節 経済連携協定（EPA／FTA）

第2節 APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

第3節 WTO

第4節 投資関連協定

第5節 租税条約

第6節 ルール形成

第2章
通商協定をはじめとしたルール形成

第Ⅱ部第2章第2節において、経済活動の現実及び国際貿易理論の発展の両面での変化を踏まえ、自由で公正なレベルの高い通商政策の必要性について述べたが、この章では我が国として行っている自由で公正な高いレベルの通商ルール形成に関する取組に関し、経済連携協定、WTO、投資関連協定や租税条約等について紹介していく。

第1節 経済連携協定（EPA/FTA）

1. 経済連携協定（EPA/FTA）の意義

経済連携の推進は、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコとは模倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアとは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。

2. 経済連携（EPA/FTA）を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国がEPA/FTAを締結してきている。WTOへの通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA（FTAや関税同盟等）は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400を超えるRTAが通報されており、2017年2月2日時点でGATT/WTOに通報された発効済RTAは432件に上る[7]。

特に、アジア太平洋地域においては、2010年3月にTPP協定交渉が開始（我が国は2013年7月に交渉に参加）、2013年3月には日中韓FTA、5月には

RCEP についてそれぞれ交渉が開始されているほか、それらを道筋として、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：エフターブ）の実現が目指されている。（第Ⅲ-2-1-1 図）

また、2013 年 4 月には日本と EU の間で日 EU・EPA 交渉、7 月には米国と EU の間で環大西洋パートナーシップ（TTIP）協定交渉が開始されるなど、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組も同時並行で進行している。（第Ⅲ-2-1-2 図）

米国の TPP 離脱表明をはじめ、世界で保護主義の風潮が高まる中、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げていくことを目指していく必要がある。

第Ⅲ-2-1-1 図　FTAAP への道筋

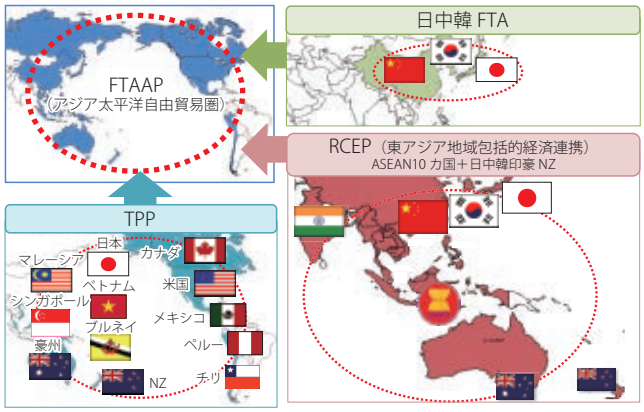

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-2-1-2 図　世界の FTA 動向

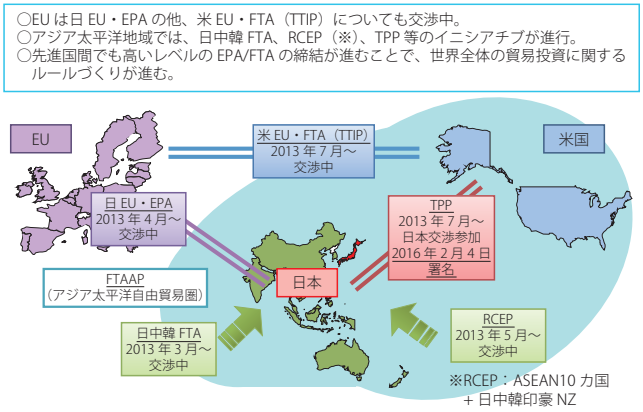

資料：経済産業省作成。

3. 我が国の経済連携を巡る取組

我が国は、2017 年 5 月現在、20 か国との間で 16 の経済連携協定を署名・発効済みである。また、現在日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を推進中である（第Ⅲ-2-1-3 図、第Ⅲ-2-1-4 図）。

また、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「TPP の速やかな発効及び参加国・地の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととしている。また、引き続き「2018 年までに、FTA 比率 70％（2012 年：18.9％）を目指す」ことを目標としており、交渉を進めているところである。（第Ⅲ-2-1-5 図）

以下、現在の我が国の経済連携を巡る取組について、（1）経済連携協定の効果、（2）複数国・地域との経済連携、（3）二国間での経済連携の取組に分けて紹介する。

7　WTO ウェブサイトより　http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm
なお、ここでいう RTA の数は、WTO への通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含む RTA を二つの RTA としてカウントしたものだが、当該 RTA を一つの RTA と数えた場合、2017 年 2 月 2 日時点での発効済 EPA は 271 件となる。

第Ⅲ-2-1-3 図　日本の EPA 交渉の歴史

日本の発効済 EPA（12 カ国・１地域）

- 2002 年 11 月　日シンガポール EPA 発効
- 2005 年　4 月　日メキシコ EPA 発効
- 2006 年　7 月　日マレーシア EPA 発効
- 2007 年　9 月　日チリ EPA 発効
- 2007 年 11 月　日タイ EPA 発効
- 2008 年　7 月　日インドネシア EPA 発効
- 2008 年　7 月　日ブルネイ EPA 発効
- 2008 年 12 月　日アセアン EPA 発効
- 2008 年 12 月　日フィリピン EPA 発効
- 2009 年　9 月　日スイス EPA 発効
- 2009 年 10 月　日ベトナム EPA 発効
- 2011 年　8 月　日インド EPA 発効
- 2012 年　3 月　日ペルーEPA 発効
- 2015 年　1 月　日豪 EPA 発効
- 2016 年　2 月　TPP 署名
- 2016 年　6 月　日モンゴル EPA 発効

●日本で初めての経済連携協定
（経緯）1999 年 10 月 シンガポールから日本に対して FTA 締結を提案
2000 年 10 月 森首相とゴー・チョクトン首相との首脳会談で交渉開始に合意
2002 年　1 月 森首相とゴー・チョクトン首相との間で署名

●他のアセアン諸国に対し、日本との FTA 締結への関心を喚起
▼
2003 年 12 月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間で FTA 交渉開始に合意

●日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果
・乗用車：７年目に関税撤廃（※大型バス、トラックを除く）
・鉄鋼：即時又は段階的に関税撤廃
・政府調達：メキシコの FTA 締結国優遇制度による差別的待遇を解消

●日本側の農産品についても一部を市場開放
・牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ（生果、ジュース）等：関税割当を設定

●初の広域 EPA
・二国間 EPA を締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー
・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、EPA が利用可能に（原産地規則の累積規定）

●二国間 EPA とは別個の協定
・企業は、日アセアン EPA と既存のアセアン諸国との二国間 EPA を比較して、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

第Ⅲ-2-1-4 図　日本の経済連携の推進状況（2017 年 3 月現在）

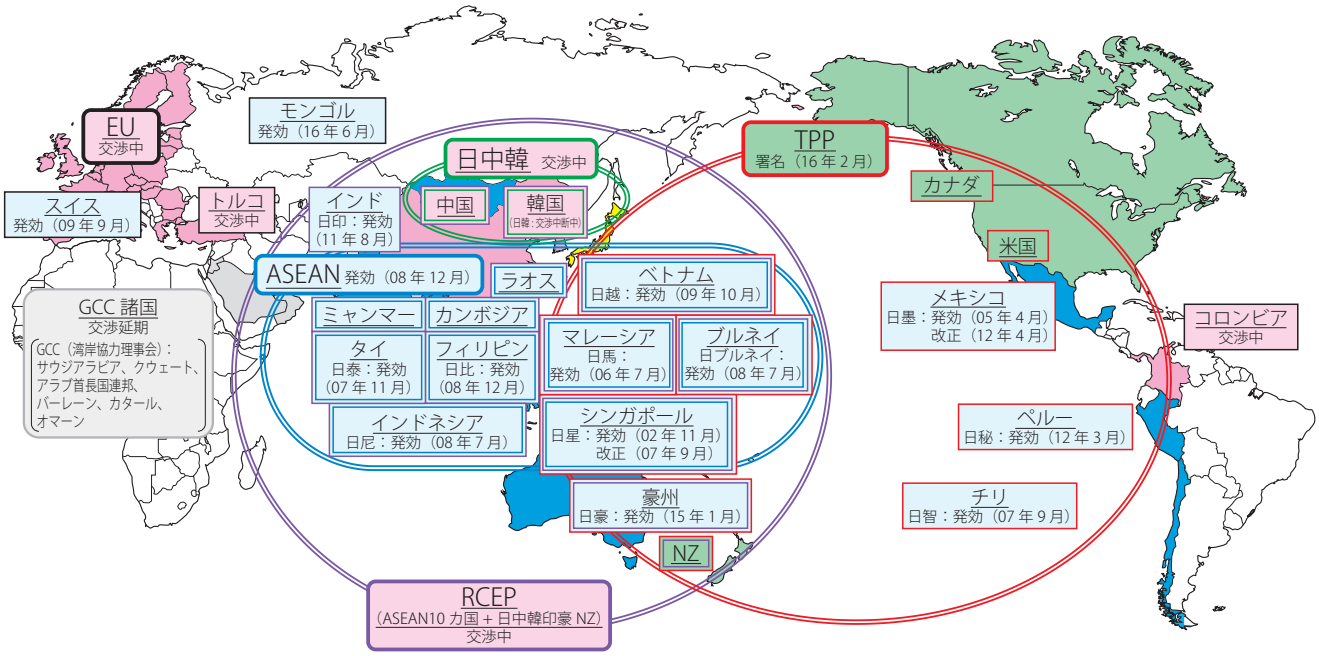

第Ⅲ-2-1-5 図　各国の FTA カバー率比較

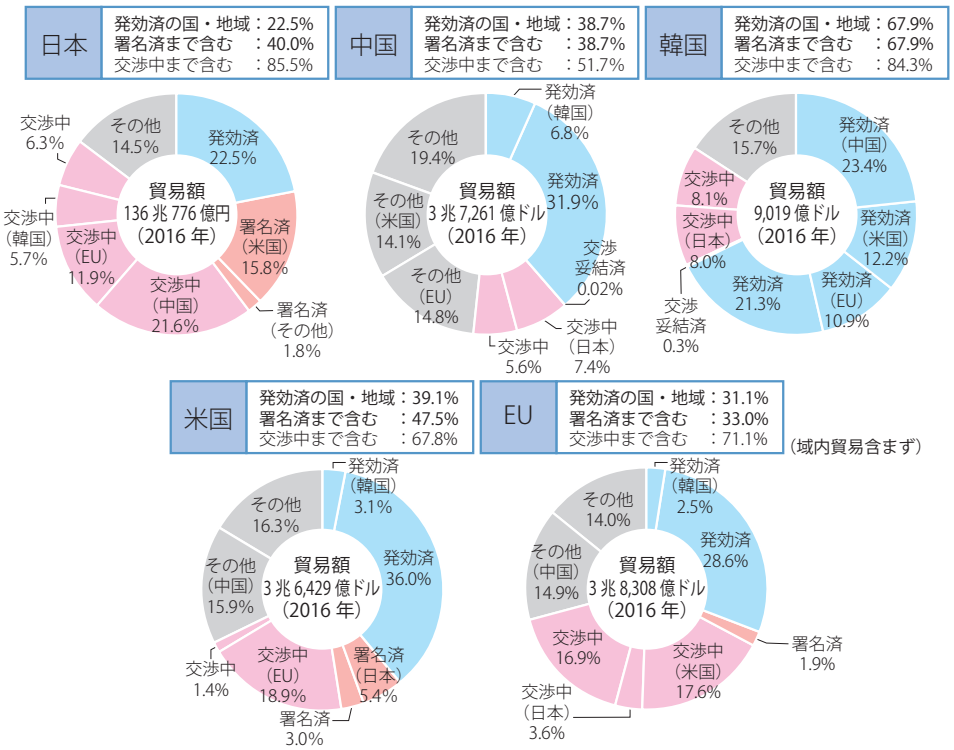

・発効・署名・交渉状況は 2017 年 3 月末時点。
・「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。
・国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU28 を特記し、貿易額順に記載。
・同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。
・貿易額データ出典：日本…財務省貿易統計（2016 年 1-12 月：確定値）、中国・韓国・米国・EU…IMF、Direction of Trade Statistics（2017 年 4 月 7 日）
・小数第 2 位を四捨五入のため合計は必ずしも 100%とならない。

4. 我が国が推進中の経済連携

(1) TPP（環太平洋パートナーシップ）（2016 年 2 月 4 日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内においては、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 協定署名国各国に対して発出した。

なお、2017 年 3 月 15 日にチリ（ビニャ・デル・マル）において TPP 閣僚会合が開催され、米国を除く TPP 協定署名 11 か国が出席し、アジア太平洋地域における経済統合を進める方法につき議論を行った。また、2017 年 5 月 21 日にベトナムで TPP 閣僚会合が開催され、11 か国が出席。本会合では、TPP の戦略的・経済的意義を再確認し、原署名国の参加を促進する方策も含めた TPP の早期発効のための選択肢を評価するプロセスを開始することに合意した。我が国は、TPP のハイスタンダードな合意内容を早期に実現するべく、引き続き議論を主導していく。

(2) 日 EU・EPA（交渉中）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA 交渉が挙げられる。我が国と EU は、世界人口の約 1 割、貿易額の約 3 割（EU 域内を除くと約 2 割）、GDP の約 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資

を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

EU は、近隣諸国や旧植民地国を中心として FTA を締結してきたが、2000 年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国との FTA を重視するようになった。さらに、米国とも 2013 年 7 月に環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP：the Transatlantic Trade and Investment Partnership）協定の交渉を開始しており、2016 年 10 月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA：the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。

日 EU・EPA については、2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、日 EU 経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌 2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の大枠（交渉の「範囲（scope）」及び「野心のレベル（level of ambition）」）を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

翌 2012 年にかけて実施したスコーピング作業の終了を受け、同年 11 月の EU 外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。これを受けて、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA 及び政治協定（現在の戦略的パートナーシップ協定（SPA））の交渉開始に合意した。2014 年 5 月から 6 月にかけて、EU 側の内部プロセスとして、欧州委員会が交渉開始 1 年後の「見直し（レビュー）」を行い、交渉の継続が決定した。2013 年 4 月の交渉開始以降、2017 年 5 月末現在までの間に、計 18 回の交渉会合が開催されており、できる限り早い時期に大枠合意を実現することを目指している。

参考　日 EU 首脳会談プレスリリース（2017 年 5 月 26 日　於：タオルミーナ）

双方は，日 EU・EPA について，できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを確認しました。また，大枠合意は手の届くところまで来ており，双方の交渉官に引き続き交渉を加速させるよう指示すると同時に，双方が政治的指導力を発揮する段階に来ているとの認識で一致しました。

出典：外務省ホームページ

（3）東アジア地域包括的経済連携（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）（交渉中）

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現に寄与する重要な地域的取組の一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されている（第Ⅲ-2-1-6 図）が、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる（第Ⅲ-2-1-7 図）。

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本方針及び目的」が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第 1 回 RCEP 交渉会合は、2013 年 5 月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第 1 回交渉会合が開催されて以降、2017 年 5 月末までに 18 回の交渉会合と 7 回の閣僚会合（3 回の中間会合を含む）が開催されている。2014 年 8 月にミャンマーで開催された第 2 回閣僚会合では、物品貿易に関するイニシャル・オファーの進め方やサービス・投資の自由化方式について議論が行われ、2015 年 8 月

第Ⅲ-2-1-6 図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

●多くの中間財（部品）が日本、韓国及び ASEAN から中国に輸出され、中国で組み立てられた完成品が北米・EU 等の大市場国に輸出されている。
●東アジアにわたって構築されたサプライチェーンをカバーする経済連携の実現が重要。

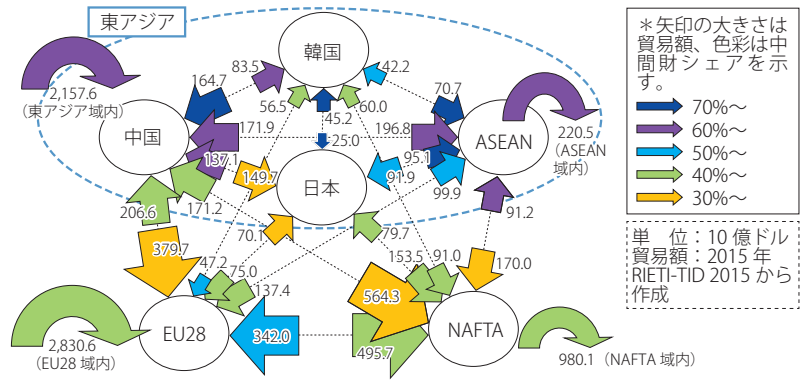

資料：RIETI-TID から経済産業省作成。

第Ⅲ-2-1-7 図　RCEP 参加の意義

地域共通のルール作り、サプライチェーンの構築・拡大への貢献

・貿易、投資、サービス、電子商取引、知的財産等の地域共通のルール作りを通じたモノ・ヒト・カネの活発な往来の促進。
・RCEP 域内で製造された部品を活用し、削減・撤廃された関税の下、貿易を活性化するとともに、国境を越えたサプライチェーン・ネットワークの構築・拡大を促進。その結果、RCEP 地域の成長市場への中小企業を含む日本企業の進出を促進。

想定される活用例

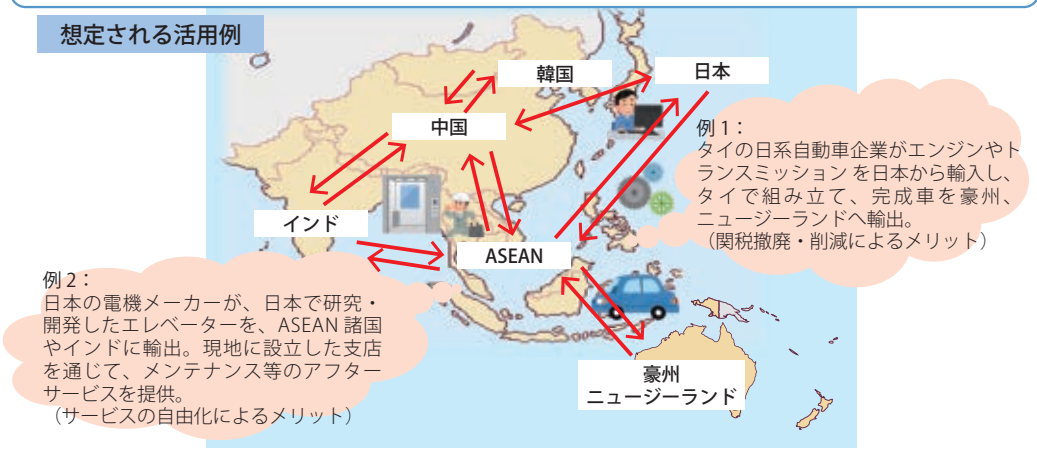

24 日の第 3 回閣僚会合では、物品貿易のイニシャル・オファーの水準等に合意された。同年 10 月に行われた第 10 回交渉会合以降は、閣僚会合の成果を受け、物品、投資、サービスの 3 分野において、具体的な市場アクセス交渉が開始された。現在、貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee）に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経済技術協力、中小企業、法的制度的事項、電子商取引、STRACAP（貿易の技術的障害）、SPS（衛生植物検疫）、原産地規則、貿易円滑化・税関手続、電気通信、貿易救済、政府調達等、幅広い分野について交渉が行われている。

2016 年 9 月の ASEAN 関連首脳会議において、RCEP 交渉の迅速な妥結に向けて、更に交渉を強化する旨の共同声明文が発出された。さらに、2017 年 5 月に開催された第 3 回中間閣僚会合においては、物品、サービス、投資の市場アクセスのみならず、貿易・投資のルール分野を含めて交渉全体で質を高めていくことに一致した。

(4) 日中韓 FTA（交渉中）

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の GDP 及び貿易額の約 2 割を占める。日中韓 FTA は、3 か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、計11回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016年10月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓FTA独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。

(5) 日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス貿易章・投資章交渉終了）

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008年12月から加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、サービス貿易については2015年11月に、投資については2016年9月に首脳間で交渉終了を確認した。今後、両章の発効に向け必要な調整を行っていく。

(6) 日GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力理事会）諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75％（2015年）を占め、また我が国からの総輸出額も約2.7兆円に達する（2015年）。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(7) 日カナダEPA（交渉中）

日・カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日・カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、直近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。

(8) 日コロンビアEPA（交渉中）

コロンビアは、2016年11月にコロンビア政府とコロンビア革命軍（FARC）の間での和平合意が議会で承認され、安定した成長率（今後5年間で平均約4％）が見込まれる人口4,900万人の市場であり、EPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国・米国・カナダ・EU、及び韓国とのFTAが発効済みである。

2011年9月の日・コロンビア首脳会談において、日・コロンビアEPAの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012年7月にあり得べきEPAは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ2012年9月に行われた日・コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで合意し、2012年12月に第1回交渉が開催された。

その後、2017年3月末までに、13回の交渉会合が開催された。また、2016年9月に続き同年11月にも行われた日・コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

(9) 日トルコEPA（交渉中）

トルコは高い成長率（今後5年で平均5％強）が見込まれる人口7,980万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、第三国に劣後しない貿易の自由化や規律

の策定を目指している。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、最近では2017年1月に第6回交渉会合が開催された。日トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

（10）日韓EPA（交渉中断中）

韓国とのEPA交渉は2003年12月の交渉開始後、2004年11月の第6回交渉会合を最後に中断され、その後、実務レベルの意見交換などがなされた。

（11）EPAの活用と見直し（ライフサイクル）

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、既存EPAの見直しも重要である。

現在、我が国の発効済みEPAにおいては企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。今後、

①政府のみならずJETRO[8]、日本商工会議所[9]、業界団体等による積極的なEPAの普及啓蒙・利活用率の向上・着実な執行、

②「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議[10]

③EPAの利活用実態やニーズを踏まえた協定見直し[11]等、いわば「EPAのライフサイクル」にわたって、EPAを活用し、見直すことを通じて質を高めていくことが重要であるといえる。

8　EPA利活用（日本企業の方）https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/
　アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）https://www.jetro.go.jp/services/advisor/
9　第一種特定原産地証明書の指定発給機関 http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/
10　ビジネス環境の整備に関する委員会 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html
11　日・シンガポールEPAは2002年発効、2007年改正。日・メキシコEPAは2005年発効、2012年改正。

第２節　APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

ペルーが議長を務めた 2016 年の閣僚会議、首脳会議では、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を始めとする地域経済統合の推進、サービス貿易における協力、デジタル貿易、インフラ開発を始めとした連結性の強化などについて議論が行われた。（第Ⅲ-2-2-1 図）。地域経済統合の推進については、自由貿易に対する懐疑的な見方と貿易の成長の停滞に対処するため、開かれた経済を実現することの重要性が強調された。また、FTAAP については、最終的な実現に向けたコミットメントを再確認した。また、「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAP に関するリマ宣言」として承認した。

サービス貿易については、サービス貿易・投資を促進し、サービス分野の競争力を強化する目的と 2025 年までに取るべき具体的な行動などを定めた、「APEC サービス競争力ロードマップ」に合意した。デジタル貿易については、デジタル貿易に関する作業を前進させる「次のステップ」の承認が歓迎された。

インフラ開発を始めとする連結性の強化については、各エコノミーのインフラ開発投資に係る関連法制度を「インフラの質」等の観点からレビューし、これにより判明した能力構築のニーズに合わせて能力構築を提供する仕組みである「APEC インフラ開発投資ピアレビュー及び能力構築」など、質の高いインフラに関する取組が歓迎された。また、我が国が提案した「質の高い電力インフラ・ガイドライン」の完成が歓迎された。

2017 年はベトナムが議長を務め、「新たなダイナミズムの創出と共通の未来の促進（Creating New Dynamism, Fostering a Shared Future）」をテーマに、(1) 持続可能で、革新的かつ包摂的な成長の促進、(2) 地域経済統合の深化、(3) デジタル時代における零細・中小企業の競争力・イノベーションの強化、(4) 気候変動に対応した食料安全保障と持続可能な農業の促進の 4 つの課題の下に議論を進めており、その成果は 11 月にダナンで開催される APEC 首脳会議・閣僚会議で取りまとめられる予定である。

我が国としては、2010 年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぎつつ、製造業関連サービスや環境サービス等のサービス貿易の自由化・円滑化や質の高いインフラ開発・投資の促進等に係る具体的な取組を進め、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化を促していくことで、FTAAP を始めとする同地域の地域経済統合の推進と更なる発展に取り組んでいく。その上で、この地域の力強い成長力、インフラなどの旺盛な需要や巨大な中間層の購買力を取り込むことで、我が国に豊かさと活力をもたらすような通商政策を実現していく。

第Ⅲ-2-2-1 図　APEC 首脳会議

撮影：APEC 閣僚会議（APEC 事務局）

撮影：APEC 首脳会議（代表撮影）

第3節　WTO

1. WTO ルール形成動向

本節では、WTO[12] に関わる最近の動きとして、ドーハ・ラウンド交渉の状況、① ITA（情報技術協定）拡大交渉、② EGA（環境物品協定）交渉、③ TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉といったラウンド外のプルリ交渉のほか、保護主義抑止に向けた取組、WTO 協定の実施、我が国の紛争解決手続の活用を概観する。

(1) ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

2001 年にカタールのドーハで行われた第 4 回 WTO 閣僚会議においては、WTO 設立後初のラウンド交渉として途上国の要求に配慮する形でドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）が立ち上げられた。同ラウンドは農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含んでいた（第Ⅲ-2-3-1 表）。

ドーハ・ラウンドは、全加盟国一致（コンセンサス）を原則としているため、先進国と新興途上国の間の利害対立により交渉がなかなか進まず、2001 年の立ち上げ後一進一退を繰り返したが、2008 年 7 月の閣僚会合に決裂した後、交渉が停滞した（第Ⅲ-2-3-2 図）。2011 年 12 月の第 8 回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013 年 12 月にインドネシア・バリで開催された第 9 回 WTO 閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、WTO 設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

その後、第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）における成果につき、加盟国で検討が進められたが、14 年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」

第Ⅲ-2-3-1 表
ドーハ・ラウンド　一括受諾の交渉項目と主要論点[13]

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）他国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

12　1930 年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948 年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とする GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。GATT 締約国は、数次のラウンド交渉を含む 8 度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995 年には、GATT を発展的に改組して WTO（世界貿易機関）を設立した。現在 164 か国が加盟する WTO は、①交渉（ラウンド交渉などによる WTO 協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO 紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。具体的には、① WTO の交渉機能については、2001 年、WTO 設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、14 年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、ITA 拡大交渉のほか、EGA（環境物品協定）交渉や新たなサービス貿易協定交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉（プルリ交渉）が積極的に行われてきた。② WTO の監視機能は、保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。③ WTO の紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。WTO において、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。

13　ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

第Ⅲ-2-3-2 図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯

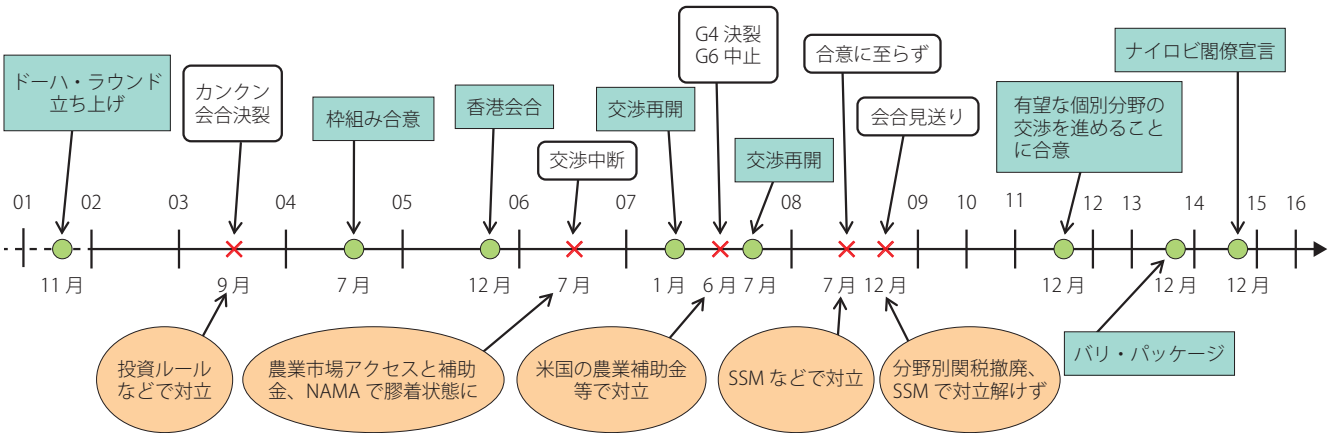

が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。また、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の深化や IT 技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

このような中、2015 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA 拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉についての双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

MC10 以降の議論では、2016 年の G7 首脳宣言、G20、APEC の各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取組の重要性が引き続き取り上げられている。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等もあるが、各国の関心が特に強いものは、電子商取引である。2016 年 7 月の WTO 電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも、具体的ルール形成において積極的に参画すべく、TPP の電子商取引章の主要規律（データのフリーフロー原則、サーバ等の現地化やソースコードの開示要求禁止）をベースにした提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞している。

2017 年 1 月にダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、第 11 回定期閣僚会議（MC11　於ブエノスアイレス）に向けては、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占めた。具体的には、電子商取引、漁業補助金、農業の国内補助金、中小企業、投資の円滑化等といった課題が挙げられている。

（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉

第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）の重要な成果の一つが ITA（情報技術協定）の拡大交渉の妥結であった。201 対象品目の全世界年間貿易額約 1.3 兆ドルは総貿易額の約 10％を占める規模であり、2016 年 7 月 1 日から関税撤廃が順次開始されており、2019 年 7 月には約 90％の関税が、2024 年 1 月には全品目の関税が完全に撤廃される。

① 拡大交渉の背景

ITA 拡大交渉に先行して合意された IT 製品の関税撤廃に関する ITA（情報技術協定）は、1996 年 12 月のシンガポール WTO 閣僚会議の際に日米 EU 韓など 29 メンバーで合意され、1997 年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2016 年 3 月末現在、対象品目 17 の世界貿易総額の 97％以上を占める 82 メンバー（中国、インド、タイが含まれているが、メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。ITA は世界貿易総額の約 15％（5.3 兆ドル（2013 年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

ITA 協定の発効からの技術進歩を受け、ITA 協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に

対する各国産業界からの期待の高まりもあり、新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、対象品目の明確化を目的として、2012年5月にITA拡大交渉が立ち上げられた。

② 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のAPEC北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO一般理事会で報告・公表された。

同年9月からは、我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90％以上をカバーする、53メンバー（EU加盟国28か国を含む）で交渉妥結に至った。

201対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10％に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8％を大幅に上回る規模である。日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円と総輸出額約73兆円の約12％を占め、関税削減額は約1700億円と試算される。

（3）EGA（環境物品協定）交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS）の設置が盛り込まれたことを受け、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5％以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

② 交渉立ち上げまでの経緯

APECで環境物品54品目の関税削減が合意されたことを受け、2012年11月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方について議論を開始した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議で、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。2014年1月、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせ、有志の14メンバー（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）は、WTOにおけるEGA（環境物品協定）交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月、有志の14メンバーでEGA交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

③ 交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1～2回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行われた。

2015年4月以降、積み上げが行われた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行われたものの、結局合意には至らなかった。交渉参加メンバーは、2015年1月にはイスラエル、5月にはトルコとアイスランドが加わり、2017年3月末現在、18か国・地域が参加している。

2016年9月のG20杭州サミット首脳宣言において、EGA交渉の「着地点」到達を歓迎し、年内妥結に向けた努力を倍増する、とされたことを踏まえ、同年

12月に妥結を目指し閣僚会合を開催。同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかったが、全メンバーの間で早期妥結を目指し交渉を継続していくべきとの認識が共有された。

(4) TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTAやEPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月の第8回WTO閣僚会議（MC8）の結果を受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。我が国を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月に本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い、交渉を継続してきた。2015年6月、2016年1月、6月及び10月には非公式閣僚会合が開催され、先進的な新協定を2016年末までに策定することを目標に交渉が加速化された。2016年12月に開催された交渉会合において、各交渉参加国・地域は、年内の実質合意は困難になったものの、翌年以降の早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。2017年3月末現在のメンバーは、23か国・地域（日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャスで、EU各国を含めると50か国）である。

(5) 保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった[14]。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制の中核であるWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。

2016年11月に公表されたG20諸国・貿易投資措置に関する報告書（第16版）は、調査期間中にG20諸国が新たに導入した貿易制限的措置数が前期同様高い水準にあるとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPEC等の国際フォーラムの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。例えば、2016年5月のG7伊勢志摩・サミット、6月のOECD閣僚理事会、9月のG20杭州・サミット、11月のAPEC首脳会合の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認した。

G20、APEC等における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、二つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、すなわち、「ロールバック」のコミットメントである。例えば、2016年9月に中国・杭州で開催されたG20杭州・サミットでは、2018年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認した[15]ほか、11月にペルー・リマで開催されたAPEC首脳会合の成果文書でも2020年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認している[16]。

14 『通商白書2009』第2章第3節参照
15 2015年のG20アンタルヤ・サミットでも、スタンドスティル及びロールバックへのコミットメントが再確認されている。

(6) WTO 協定（ルール）の実施

WTO 協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995 年の WTO 発足以来、紛争解決手続が利用された案件は 524 件（2017 年 3 月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む。）に上っている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

2. WTO 紛争解決手続を活かした取組

我が国は、ルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中でも先例の蓄積によって貿易ルールを発展させることを目指して、WTO の紛争解決手続を積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は 23 件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の 4 件を除く 19 件のうち、18 件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2017 年 3 月末現在）。また、我が国は、先例形成を通じたルールの発展の観点から、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち、経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(1) インドの鉄鋼製品に対するセーフガード措置等

2015 年 9 月、インド政府は自動車、建材向けの熱延コイルに対するセーフガード措置を暫定発動し、2016 年 3 月に本発動した。また、インド政府は 2016 年 2 月に鉄鋼製品の最低輸入価格（MIP）を設定し、この価格を下回る製品の輸入を禁止・制限する措置を開始した。

インド政府によるセーフガード措置は、GATT19 条で規定される要件やセーフガード協定で規定する発動要件及び手続要件を満たしておらず、WTO 協定に違反する可能性がある。また、MIP 制度は、一定の価格を下回る製品の輸入を禁止・制限する措置であり、GATT11 条に違反する可能性がある。以上のことから、2016 年 12 月、我が国は、インドに対して協議要請を行い、翌年 4 月、パネルが設置された。今後、パネルにおいて審理が行われる予定である。なお、MIP 制度は時限措置であり、インド政府は、2017 年 2 月に時限措置の延長を行わず、同制度は失効しため、パネル設置要請の対象はセーフガード措置のみとしている。

(2) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置

2014 年 2 月、韓国政府は我が国からの空気圧伝送用バルブの輸入に対するアンチ・ダンピング調査を開始し、2015 年 8 月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があるため、2016 年 3 月、我が国は、韓国に対して協議要請を行い、同年 7 月、パネル設置を要請した。現在、パネルにおいて審理が行われている。

(3) ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、2011 年 12 月、自動車に対する IPI（工業製品税）を 30％引上げるとともに、翌年、新自動車政策（イノバール・アウト）を発表し、国内の自動車メーカーに対し、一定の生産工程の実施及び国産部品の使用等を条件に IPI を最大 30％減税することとした。また、情報通信分野においても、一定の部品の製造及びこれを使用した最終製品の組立て等の国内実施を要件として、当該産品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入している。

これらの措置は、WTO 協定上の内国民待遇義務等

16　2015 年、フィリピン・マニラで開催された APEC 首脳会議でも、スタンドスティル及びロールバックへのコミットメントが再確認されている。

に違反する可能性があるため、2015年7月、我が国はブラジルに対して協議要請を行い、同年9月、パネル設置を要請した。現在、パネルにおいて審理が行われている（EUは、2014年10月にパネル設置要請を実施。）。

（4）中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置

2011年9月、中国政府は日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するアンチ・ダンピング調査を開始し、2012年11月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があったため、同年12月、我が国は中国に対して、協議要請を行い、同年4月、パネル設置を要請した（その後EUもパネル設置要請）。2015年2月、中国の違反を認めるパネル報告書が配布されたが、一部の論点について我が国の主張が認められなかったことから、同年5月、我が国は上訴し、中国、EUも続いて上訴を行った。同年10月、我が国の主張を全面的に認める上級委報告書が公表され。中国は、2016年8月に課税措置を撤廃した。

（5）ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ政府は、輸入乗用車（排気量1,000cc～1,500cc及び1,500cc～2,200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始し、2013年4月に課税措置が開始された。

本措置は、発動要件の一部を明確に認定していない点や調査期間中の輸入量の大幅減少にも関わらず輸入増加を認定した点等に関し、セーフガード協定等に違反する可能性があったため、同年10月、我が国はウクライナに対して、協議要請を行い、2014年2月、パネル設置を要請した。2015年6月、日本側の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表され、ウクライナは同年9月末日にセーフガード措置を撤廃した。

（6）アルゼンチンの輸入制限措置

2008年11月、アルゼンチン政府は、非自動輸入ライセンス制度を導入し、その後、輸入者に対する輸出入均衡要求等を実施した。また、2012年2月には、輸入者は輸入品について事前申請し承認を得ることが必要となったが、承認要件が示されず、当局の裁量によって恣意的に運用されている点で問題があった。2013年1月に非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置は存続した。

これらの措置は、WTO協定上の輸出入制限の禁止義務に抵触する可能性があったため、我が国は、2012年8月、二国間協議を要請し、同年12月、米国・EUとともにパネル設置を要請した。2014年8月、日米EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が発出され、2015年1月には、パネル報告書を支持する上級委員会最終報告書が発出された。我が国は、引き続き、アルゼンチンがWTO協定に不整合な措置を速やかに是正するよう注視していく。

第４節　投資関連協定

1. 世界の投資関連協定を巡る状況

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8％、対内直接投資額で5.3％であったのに対し、2015年にはそれぞれ34.1％、34.2％に伸びている[17]。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は大きく増加しており、2015年時点で2,946件に達している（第Ⅲ-2-4-1図）。国別では、ドイツ、中国、英国、フランスといった国々が100件前後の投資協定を締結している。

第Ⅲ-2-4-1図
世界の投資協定数の推移（UNCTAD「World Investment Report 2016」から作成）

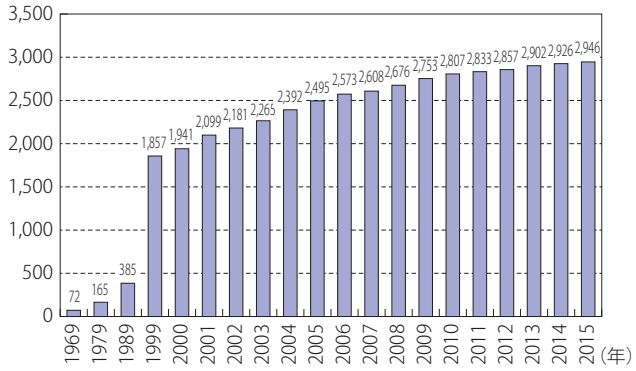

資料：UNCTAD「World Investment Report2016」から経済産業省作成。

2. 投資関連協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、投資家を保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求[18]の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第Ⅲ-2-4-2表）[19]。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資関連協定と同じように、国際仲裁への付託を可能とする条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇（NT）又は最恵国待遇

17　UNCTAD「World Investment Report 2016」
18　例えば、一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの一定の比率を輸出すること等、投資活動に関する条件として課される特定の要件。
19　代表的なものとしてNAFTAの投資章があり、我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ペルー投資協定等がこのタイプにあたる。

第Ⅲ-2-4-2 表　投資関連協定の内容

1．投資財産の保護＆投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用 "indirect expropriation"）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2．現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））
3．現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））
4．投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇（FET：Fair and Equitable Treatment）を与える義務
5．協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点（headquarter）を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること

※相手国がこれらの義務に違反した場合、投資家は国家を相手に国際仲裁に付託することができる。
資料：経済産業省作成。

（MFN）のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。エネルギー憲章条約の締約国は、2016 年 12 月現在で東欧や EU 諸国等 48 か国及び 1 国際機関である。ロシアや豪州は、署名はしたものの未批准であり、また、オブザーバー参加にとどまる国（米国、カナダ、中国、韓国、イラクなど）も存在する。

4. 我が国の投資関連協定を巡る状況

海外に拠点を構える日系企業の数は近年増加してきており、2015 年時点で 71,129 拠点を数えるに至った。また、我が国の対外直接投資は 2000 年時点に比べ、約 3.4 倍となり、2005 年度以降、所得収支と貿易収支が逆転した。

このように、我が国から海外への投資が一層進んでいる。同時に、新興国を中心に世界の市場が急速な勢いで拡大を続ける中、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。租税条約、社会保障協定と合わせて、国境をまたぐ資本・人・物の移動に係る課題の解決のために重要であり、企業のニーズも高い。

投資関連協定は、海外における我が国投資家の適切な保護を確保するとともに、国内外の市場に跨がる投資環境を整備し、日本企業の海外展開及び対日直接投資を促進する役割が期待されており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めていく方針である。

我が国は、1978 年、エジプトとの間で初の投資協定が発効し、以降、これまで重要な経済関係を有するア

ジア地域の国々を中心に、投資関連協定を締結してきた。現在、42 件の投資関連協定に署名し、うち 38 件が発効している。（2017 年 5 月現在）（第Ⅲ-2-4-3 表）。我が国は比較的近年になってから投資関連協定の締結に取り組んできたが、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

第Ⅲ-2-4-3 表　我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年　1 月 28 日	1978 年　1 月 14 日
スリランカ	1982 年　3 月　1 日	1982 年　8 月　7 日
中国	1988 年　8 月　2 日	1989 年　5 月 14 日
トルコ	1992 年　2 月 12 日	1993 年　3 月 12 日
香港	1997 年　5 月 15 日	1997 年　6 月 18 日
パキスタン	1998 年　3 月 10 日	2002 年　5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年　8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年　5 月 27 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年　1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年　3 月 22 日	2003 年　1 月　1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年　9 月 14 日	2005 年　4 月　1 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年　7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年　9 月　9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年　3 月 27 日	2007 年　9 月　3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年　4 月　3 日	2007 年 11 月　1 日
カンボジア	2007 年　6 月 14 日	2008 年　7 月 31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年　6 月 18 日	2008 年　7 月 31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年　8 月 20 日	2008 年　7 月　1 日
ラオス	2008 年　1 月 16 日	2008 年　8 月　3 日
ウズベキスタン	2008 年　8 月 15 日	2009 年　9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※ 1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月　1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年　2 月 19 日	2009 年　9 月　1 日
インド（経済連携協定）	2011 年　2 月 16 日	2011 年　8 月　1 日
ペルー（経済連携協定）※ 2	2011 年　5 月 31 日	2012 年　3 月　1 日
パプアニューギニア	2011 年　4 月 26 日	2014 年　1 月 17 日
コロンビア	2011 年　9 月 12 日	2015 年　9 月 11 日
クウェート	2012 年　3 月 22 日	2014 年　1 月 24 日
日中韓	2012 年　5 月 13 日	2014 年　5 月 17 日
イラク	2012 年　6 月　7 日	2014 年　2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年　4 月 30 日	2017 年　4 月　7 日
モザンビーク	2013 年　6 月　1 日	2014 年　8 月 29 日
ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年　8 月　7 日
豪州（経済連携協定）	2014 年　7 月　8 日	2015 年　1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	2015 年 10 月 25 日
ウルグアイ	2015 年　1 月 26 日	2017 年　4 月 14 日
ウクライナ	2015 年　2 月　5 日	2015 年 11 月 26 日
モンゴル（経済連携協定）	2015 年　2 月 10 日	2016 年　6 月　7 日
オマーン	2015 年　6 月 19 日	未定
TPP（経済連携協定）	2015 年　2 月　4 日	未定
イラン	2015 年　2 月　5 日	2017 年　4 月 26 日
イスラエル	2016 年　2 月　1 日	未定
ケニア	2016 年　8 月	未定

備考：1．2004 年 12 月 19 日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
2．2009 年 12 月 10 日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。
3．この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。
4．2017 年 5 月末時点。
資料：経済産業省作成。

5. 投資関連協定を巡る新たな取組（投資関連協定に係るアクションプランの策定）

2016年5月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を策定し、今後は当該プランに基づいて投資関連協定の締結を始めとして、投資環境の整備を促進していくこととなった。その主な内容として、第一に、我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み、2020年までに、投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。第二に、交渉相手国の選定に当たっては、毎年度、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、我が国外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案の上、方向性を検討していく。第三に、投資関連協定の締結交渉に当たっては、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保することを不断に追求する。同時に、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。第四に、我が国は、二国間又は複数国間の投資関連協定の交渉を積極的に進めると同時に、多数国間フォーラムなどにおける投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく。第五に、協定を締結するに当たっては、従来からの投資協定の内容のみならず、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることにより我が国の経済成長を目指すこと等について盛り込まれている。

6. 今後の課題

投資関連協定の規定に関する紛争は、それぞれ一定の条件下で国家対国家の紛争処理手続（SSDS）又は投資家対国家の仲裁手続（ISDS）の対象となる。我が国の投資関連協定におけるSSDSでは、投資関連協定の解釈、適用等に関する締約国間の紛争についての解決手続を規定している。

ISDSは、投資家が投資先国政府の投資関連協定違反により自らの投資財産に損害を受けた場合、ICSID[20]仲裁規則やUNCITRAL[21]仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを可能としている。

UNCTADによれば、投資関連協定に基づくISDSの件数（仲裁機関へ案件付託の数）は、1987年の最初の事案[22]以来、1998年までは累計で14件にとどまっていたものの[23]、1990年代後半から急増し[24]、2015年末現在で累計696件に上っている。一方、我が国企業が投資仲裁に訴えた事例は、公表されている中では2件[25]のみである。また、民間の調査[26]によれば、国際商事仲裁の経験がない日本の大手企業の割合は、8割に上るという結果が出ている。日本企業の現状として、未だ国際投資仲裁、国際商事仲裁が積極的に利用されているとは言い難い状況にある。

投資関連協定に基づく国際仲裁において、仲裁判断は先例として拘束力があるものではないものの、仲裁廷は過去の同様の仲裁判断を参考にする傾向がある。投資関連協定に基づく国際仲裁は2000年以降、急増しており、仲裁判断例が蓄積される一方で、判断の分かれる論点も少なからずある。国際投資仲裁において下された判断は、今後の我が国の投資関連協定交渉戦略に影響を与えうるものである。また、我が国企業が投資先国との紛争解決手段として国際仲裁を積極的に

20 International Centre for Settlement of Investment Disputes（投資紛争解決センター）：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントンD.C.。
21 United Nations Commission on International Trade Law（国際連合国際商取引法委員会）：所在地はオーストリア（ウィーン）。
22 Asian Agricultural Products Limited対スリランカ政府の事案（ICSID Case No. ARB/87/3）。
23 UNCTAD(2005)“INVESTOR-STATE DISPUTES ARISING FROM INVESTMENT TREATIES: A REVIEW”。
24 1996年、NAFTAにおける「エチル事件」（米国企業がカナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に当たるとして提訴。カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解）をきっかけに、投資仲裁に対する関心が高まったとされる。
25 2015年から2016年にかけて、計2社の日本国企業が、スペイン政府による再生可能エネルギー関連制度の変更について、エネルギー憲章条約に基づき、投資紛争解決国際センター（ICSID）に仲裁を申立てたケース。
なお、この他の代表的な日系企業の仲裁事例としては、1998年、我が国の証券会社の在ロンドン子会社が、オランダ法の下で設立された法人を介して買収したチェコの銀行に対してチェコ政府がとった措置に関し、チェコとオランダ間の二国間投資協定に基づき、国連商取引委員会（UNCITRAL）仲裁規則による仲裁に付託したケースがある。
26 日本経済新聞2014年1月20日　16面

活用できる環境を構築することも今後の課題である[27]。

国際的な企業活動のルールは固定的なものではなく変動的であり、国際投資仲裁や国際商事仲裁はそのルールが形成されるフィールドとしての意味を持つ。国際ビジネスルール形成に影響を与えていくという観点からも、我が国の学者・実務家が国際投資仲裁や国際商事仲裁に積極的に関与することが望まれる。

国際仲裁の活用においては、仲裁ルール及び仲裁場所の整備も重要である。これまで、シンガポール[28]と香港がアジアにおける主な仲裁地であったが、近年は韓国も国際仲裁環境の整備に力を入れており、2013年５月には「ソウル国際紛争解決センター」を設立している。これらの国は、仲裁環境の整備を国際的なビジネス拠点であるために不可欠なツールと位置づけ、振興に努めている[29]。このような取組もあり、韓国における仲裁件数は増加傾向にある。

27　ISDS 条項に関しては、公益が制限されるとの懸念を強調する意見も多く見受けられるが、これらの意見が仲裁判断などに関する正確な理解に基づかないと評価する意見もある。ISDS 条項と公益制限論を結びつける議論について、引用されることの多いエチル事件及びメタルクラッド事件の概要を紹介した上で当該議論が一定の問題を有していることを指摘する資料として、日本弁護士連合会 ADR（裁判外紛争解決機関）センター国際投資紛争特別部会作成「投資協定仲裁制度（ISDS）を巡る議論に関する報告書」（p. 31-33）参照（なお、当該資料は上記特別部会が日本弁護士連合会内の討議資料として作成したものであり、同連合会としての見解を示すものではない）。上記資料では「二つの事件を精察すればわかるように、ISDS 条項、あるいは、これを含む投資保護協定それ自体は、投資家の利益を無条件に公益に優先させるようなことは何ら目的としていない。ただ、前者の事件では、環境保護を達成するための規制手段が内外の事業者に差別的なものであったため、後者の事件では、特に国内法上で権限を与えられていない機関が規制を行ってしまったため、投資保護協定との関係で問題が発生してしまったのである。したがって、これらの二つの事件の特殊性を無視して、事件の最終的な結末のみから ISDS 条項を公益制限論に結び付けてしまう議論には、一定の問題があると言えるであろう。」との分析が行われている。

28　シンガポールは 2015 年 1 月に、シンガポール国際商事裁判所（SICC）を設立した。SICC はシンガポールの裁判所として開設されたものであるが、その審理手続は国際仲裁に類似した特徴を有している（外国の裁判官による訴訟指揮が可能、外国法弁護士による訴訟代理が一定範囲で許容されている、証拠調べに関するルールが柔軟に適用されうる等。）。「シンガポール国際商事裁判所（SICC）の創設及び関連する諸問題（上）」（国際商事法務 Vol43, No. 10, 2015 p. 1471-1479）参照

29　このような取組もあり、韓国における仲裁件数は増加傾向にある。

第５節　租税条約

1. 租税条約の役割

租税条約は、国際的な二重課税を回避するため、両国間の投資・経済活動に関し、課税できる所得の範囲等を調整するものである。また、その締結によって、両国の税務当局間の相互協議や情報交換、徴収共助等の枠組みが構築され、租税に関する紛争の解決や脱税及び租税回避行為の防止が図られることとなる。

租税条約の締結により、海外進出企業に対する課税に係る一定の法的安定性が確保され、予見可能性が高まるとともに、我が国企業が海外で稼いだ収益の国内環流の円滑化にも資するなど、健全な投資・経済交流が一層促進されることが期待される。

2. 租税関連条約の新規締結・改正状況

我が国は、2017 年 4 月 1 日現在、68 の租税関連条約等を 110 か国・地域との間で有している。

近年、中東等資源国との租税条約の新規締結や先進国との既存条約の改正が進められている。特に、ニュージーランド、米国、スウェーデン、英国、ドイツなどの先進国との改正においては、税務当局による相互協議の開始から一定期間が経過しても事案が解決されない場合に、税務当局以外の第三者の関与を得て解決を促すための仲裁制度を導入するとともに、投資所得（配当、利子等）に対する源泉地国における課税を軽減または免除する内容になっている。また、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）の締結も進められている（第Ⅲ-2-5-1 表）。

今後とも、相手国との経済関係、我が国産業界からの要望や我が国課税権の適切な確保等の観点を総合的に勘案し、企業の海外展開の支援に資する租税関連条約のネットワーク拡充の取組を加速することが重要である。具体的には、将来的に我が国との投資・経済関係の発展が見込まれる投資先国との間で新規に租税条約を締結するとともに、近年の経済情勢の変化に対応した既存条約の改正を進め、海外での事業活動に対する課税所得の範囲の明確化、投資所得に対する源泉地国における課税の減免、仲裁制度の導入など、内容を充実させることが必要である。

第Ⅲ-2-5-1 表　租税条約の条項（OECD モデル条約）

第１章　条約の範囲
　第１条　人的範囲
　第２条　対象税目
第２章　定義
　第３条　一般的定義
　第４条　居住者
　第５条　**恒久的施設**（PE）
第３章　所得に対する課税
　第６条　不動産所得
　第７条　事業所得
　第８条　海運、内陸水路運輸及び航空運輸
　第９条　特殊関連企業
　第 10 条　**配当**
　第 11 条　**利子**
　第 12 条　**使用料**
　（**投資所得（源泉税率の上限設定）**）
　第 13 条　譲渡収益
　第 14 条　［削除］
　第 15 条　給与所得
　第 16 条　役員報酬
　第 17 条　芸能人
　第 18 条　退職年金
　第 19 条　政府職員
　第 20 条　学生
　第 21 条　その他所得
第４章　財産に対する課税
　第 22 条　財産
第５章　二重課税排除の方法
　第 23 条Ａ　免除方式（外国子会社配当益金不算入制度）
　第 23 条Ｂ　税額控除方式
第６章　雑則
　第 24 条　無差別取扱い
　第 25 条　**相互協議（紛争解決 ※仲裁を含む）**
　第 26 条　情報交換
　第 27 条　徴収共助
　第 28 条　外交官
　第 29 条　適用地域の拡張
第７章　最終規定
　第 30 条　発効
　第 31 条　終了

第6節　ルール形成

1. 国際的なルール形成の重要性の高まり

近年、企業の海外展開の拡大に伴い、WTOやEPAなどの国際協定にとどまらず、外国の国内法、業界団体の自主取決め及びグローバル企業の調達基準等の国際的なルールの影響力が増大している。さらに、欧米などでは、各国政府に加えて企業自らが、グローバルな経済活動を左右しうる国際的なルールの形成を活発に進めている。

特に、製品・サービスの質といった企業が有する「非価格競争力」がより適切に評価されるように国際的なルールの形成に戦略的に携わることで、新興国を中心とした海外市場の獲得を目指す、欧米企業の活動が数多くみられるようになっている。

こうした中、国際的なルールの形成に関与しなければ、優れた製品・サービスを有していたとしても既に作られた国際的なルールを所与のものと受け入れざるをえないため、製品・サービスの強みを十分に市場で発揮できないリスクがある。

2. 国際的なルール形成のアプローチ

国際的なルールが形成される際には、各種課題の発見や課題の概念化・理念化が特に重要であることが多いため、初期段階から議論に関与することなしには、国際的なルールの形成に実質的に参加することが困難になる場合がある。そのため、国際的なルールによって競争上不利になる事態を避けるためには、課題設定やコンセプト構築といった初期段階から、国際的なルール形成の議論に積極的に参画し、自身の製品・サービスが適切に評価されるような制度や仕組みを構築する必要がある。

その際、経済的価値のみならず、環境や安全といった社会課題の重要性が国際的に高まっていることを踏まえ、社会的な課題の解決に貢献する製品・サービスの「非価格競争力」が適切に評価される国際的なルールを策定することが重要となる。

3. 我が国の取組

我が国企業が国際的なルールの形成を進めるためには、例えば、ルール形成を重要な経営課題と捉えた上で、最適な内部体制の構築、国際的なルール形成の動向の把握、ビジネスと国際的なルールの関係の分析、ルール作成に向けたアジェンダの提起、ステークホルダーとのコンセンサス形成などを進めることが必要と考えられる。

経済産業省としては、国際的なルールの形成に引き続き取り組むとともに、企業によるルール形成を啓発及び支援し、我が国の企業活動を後押ししていく。JETROでは、国際的なルール形成に関する企業向けセミナーを2016年度には国内12の事務所で開催しており、引き続き情報提供・普及啓発などの支援を進めていく。

第3章　新興国戦略

第1節　アフリカ

第2節　ロシア

第3節　中東

第4節　ASEAN

第5節　インド

第3章 新興国戦略

グローバル化の恩恵をより多く受けるためには、我が国として発展がめざましい新興国への展開はますます重要となっている。

この章では、新興国の中でも、アフリカ、ロシア、中東、ASEAN及びインドに関して、主に2016年度中の我が国の取組を紹介していく。

第1節 アフリカ

〈今後の方針〉

アフリカについては、豊富な天然資源を有するほか、若年層を中心とした人口増加、GDPの成長が著しく、新興国市場としてポテンシャルの高い地域となっている。一方、昨今の資源価格の下落を受け、アフリカ諸国では産業の多角化に向けたインフラ整備、人材育成等が重要と考えられており、我が国の対アフリカ協力への期待が高い。我が国の質の高いインフラにより差別化を図るとともに、投資協定の締結促進、第三国や国際機関との協力プラットフォームを通じて日本企業によるアフリカ進出を支援し、官民一体での取組を推進していく。

〈進捗状況〉

2016年8月には、ケニア・ナイロビで第六回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）が開催され、安倍総理大臣が出席。ケニヤッタ・ケニア大統領（開催国）、デビー・イトゥノ・チャド共和国大統領（AU議長）と共に共同議長を務めた。経済産業省からは松村経済産業副大臣が出席し、産業多角化に関するテーマ別会合において、質の高いインフラ整備、民間セクター活動促進、人材育成の3つの観点から取組を表明した（第Ⅲ-3-1-1図）。今次会議はアフリカのオーナーシップの高まりを受け、初のアフリカ開催となり、アフリカ53か国、開発パートナー諸国及びアジア諸国、国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターやNGO等市民社会の代表等、約11,000名以上（会場内のサイドイベント含む）が参加した。安倍総理大臣の同行ミッションとして、77団体の企業及び大学等の代表が参加し、各セッションにおいて日本の民間セクターの取組を紹介した。

第Ⅲ-3-1-1図
アフリカ開発銀行・アデシナ総裁と松村経済産業副大臣の会談

出典：経済産業省撮影。

また、投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定（日・ケニア投資協定）への署名式が開催され、両政府の署名が実施された。発効すればサブサハラアフリカではモザンビーク（2014年発効）に続き2か国目となり、今後の日本企業の更なる進出やエネルギー分野を含むインフラ事業の推進が期待されている。

TICAD Ⅵにおいては、経済産業省関連の施策として、①質の高いインフラ支援、②民間セクターの活動促進、③人材育成を軸に、各種施策を発表した。①質の高いインフラ支援としては、アフリカの地熱開発の総合的支援（今後6年間で約300万世帯分の電力供給

を実現等)、エネルギー・資源開発を含むインフラ案件のリスクマネー供給拡大等を、②民間セクターの活動促進としては、「日アフリカ官民経済フォーラム」の創設や、アフリカ9か国の投資誘致機関とJETROとの連携強化（ジャパンデスク設置)、「アフリカ投融資特別保険」（リスクカバー率100％）等を、③人材育成としては、今後新たに3年で1000人の産業人材育成の実施やABEイニシアティブ留学生等のネットワーク化等を挙げた。

さらに、TICAD Ⅵでは公式サイドイベントとしてJETRO主催のジャパンフェア及び日本アフリカビジネスカンファレンスが開催され、両イベントに松村経済産業副大臣が出席した。ジャパンフェアはアフリカビジネスに取り組む日本企業等約100社・機関（うち約4分の1は中小企業）の産官学各界が結集し、官民連携による質の高いインフラ整備支援、フードバリューチェーン構築、栄養改善、環境、省エネ、新エネ、保健衛生改善（医療、医薬等）等の広い分野の展示がなされ、アフリカにおける過去最大級の展示会となった。同フェア期間中には安倍総理大臣とケニヤッタ・ケニア大統領が巡覧したほか、日・アフリカ双方から多くの要人が訪れた。2日間に渡り開催された日本アフリカビジネスカンファレンスでは、アフリカへの更なる貿易・投資の拡大を見据え、50を超える日本及びアフリカの企業・機関が、資源・インフラ・製造業・ICT・医療・金融・農業・観光等の各テーマに基づき、相互のビジネス発展に資する取組を発表し、2日間で日本・アフリカ側から計1,400名規模の聴衆が参加した。同カンファレンス内では、日本とアフリカの企業・団体間におけるMOU署名式が開催され、安倍総理大臣、ケニヤッタ・ケニア大統領をはじめ、ルワンダのカガメ大統領、マダガスカルのラジャオナリマンピアニナ大統領も出席した。その場で署名された計73本のMOUにより、日本とアフリカの官民が一体となってアフリカビジネスに取り組む方向性が確認された。

TICAD Ⅵのほか、2016年5月には、星野経済産業大臣政務官が経済産業省政務として初めてエチオピアを訪問し、デブレツィオン副首相及びウォックナー運輸大臣と会談を行い、貿易投資、エネルギー、産業協力の強化に向け意見交換を行った。同7月には、エチオピアにおけるJETRO事務所開所式が開催され、日本・エチオピア間の貿易や日本による対エチオピア・インフラ開発支援を含む、両国間の広範なビジネス交流の促進が期待される。

2017年3月には、ニュシ・モザンビーク大統領が訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を行った。首脳会談後には両首脳立ち会いの下、経済産業省及び国土交通省は、マプト市及びモザンビーク運輸通信省との間で、「マプト市の都市交通に関する協力覚書」に署名。モザンビークの首都マプト市における都市交通の整備に関し、更なる協力関係を発展させていく。また、両首脳により発出された日・モザンビーク共同声明では、マプトにおけるJETRO事務所の設置に対する期待が示された。

このような要人往来の機会を捉え、我が国による対アフリカ投資及び我が国とアフリカの間の貿易促進に向け、引き続き取組を進めていく。

第２節　ロシア

〈今後の方針〉

ロシア・CIS 地域は、石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル、レアアース等の鉱物・エネルギー資源が豊富である。一方、旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が進んでおり、インフラ設備等の新規建設及び更新プロジェクトが多数存在し、これらを促進するため、我が国企業から、投資環境の改善ニーズが高まっている。

大統領や政府高官に権限が集中している国が多いことから、要人往来の機会を捉えたトップセールスが重要。特に、ロシアにおいては、2016 年 5 月の首脳会談以降、8 項目の「協力プラン」（下記注）の具体化に向けた動きが加速化している。今後、同プランの具体化を更に加速化させ、日露経済関係の深化を進める。

（注）（1）健康寿命の伸長、（2）快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、（3）中小企業交流・協力の抜本的拡大、（4）エネルギー、（5）ロシアの産業多様化・生産性向上、（6）極東の産業振興・輸出基地化、（7）先端技術協力、（8）人的交流の抜本的拡大

〈進捗状況〉

2016 年 5 月 6 日、ロシア連邦ソチで安倍総理大臣が 8 項目の「協力プラン」を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明されて以降、8 項目の「協力プラン」の具体化に向けた動きが加速化している。同年 9 月、世耕経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命された。8 項目の「協力プラン」の具体化に向け、世耕ロシア経済分野協力担当大臣の下、野上官房副長官を議長とし、各省の次官級を構成員とした「ロシア経済分野協力推進会議」が発足した。11 月には、モスクワで「協力プラン」の具体化に関する日露ハイレベル作業部会」が開催され、8 項目の「協力プラン」の具体化に向けた作業の加速化が確認されるとともに、同月ペルー・リマで開催された APEC 閣僚会合の際には、日露間で 8 項目の「協力プラン」の具体化に関する作業計画が合意された。

2016 年 12 月、大統領としては 11 年ぶりとなるプーチン・ロシア大統領の訪日が実現し、経済分野では、日露間で協力覚書等 80 件の文書が署名され、インフラプロジェクト等を始めとした経済案件の着実な進展が見られた。

2017 年 1 月、世耕大臣はモスクワを訪問し、シュヴァロフ第一副首相、オレシュキン経済発展大臣、マントゥロフ産業商務大臣等との会談で 8 項目の「協力プラン」を着実かつ迅速に進めていく方策について協議した。

8 項目の「協力プラン」の個別分野では、「(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連し、昨年 9 月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、

第Ⅲ-3-2-1 図
2016 年 5 月ソチでの首脳会談の様子

撮影：内閣広報室

第Ⅲ-3-2-2 図
日露ビジネス対話で記念撮影に臨む両首脳

撮影：内閣広報室

経済産業省とロシア連邦経済発展省は、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書に署名した。日本側は、同月末に、中堅・中小企業の海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側プラットフォームを立ち上げ、さらにロシアへの輸出・投資を拡大するため、JETROにロシア展開の専門家を配置し、戦略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行っている。

また、「(4) エネルギー」に関連し、世耕大臣はノヴァク・エネルギー大臣との間で2016年11月、エネルギー・イニシアティブ協議会第一回会合開催し、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。2017年1月の第二回会合では、各分野の協力プロジェクトについて、その早期の具体化を目指して協力を進めていくことを確認した。

「(5) ロシアの産業多様化・生産性向上」については、2016年8月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を立ち上げ、具体化策を検討することとした。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業の生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事するラインマネージャーを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備に関する研修等を行っている。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、ひいては日系企業の市場シェア拡大につながることが期待される。

第3節　中東

〈今後の方針〉

中東地域は、我が国にとってエネルギーの安定供給に欠かせない地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら、油田権益の延長など、更なるエネルギー供給の安定性確保に向けた働きかけを進めていく。

〈進捗状況〉

サウジアラビアについては、2016年9月に、ムハンマド副皇太子が訪日し、安倍総理大臣と会談を行った。会談では、サウジアラビアの成長戦略である「サウジ・ビジョン2030」と日本の成長戦略の実施に向け具体的協力を集中的に議論すべく、閣僚級の「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」を立ち上げ、2016年10月に第1回会合を行うことで一致した。

同年10月には、リヤドにおいて、日本側から世耕経済産業大臣、薗浦外務副大臣が、サウジ側からファキーフ経済企画大臣、アル＝カサビ商業投資大臣、アル＝ファーレフエネルギー・産業・鉱物資源大臣が出席し、また両国合わせて33の省庁・機関が参加して、第1回日・サウジ・ビジョン2030共同グループ閣僚級会合が開催された。同会合においては、「貿易・投資機会」、「投資・ファイナンス」、「エネルギー・産業」、「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ」の主要テーマ毎にサブグループを設置し、具体的なアクションプランを協議することが合意され、あわせて、第1回の各サブグループ会合も実施された。この機に、世耕経済産業大臣は、サルマン国王及びムハンマド副皇太子への表敬訪問を行い、サウジアラビア側から今後の両国の関係強化に向けた強い期待が表明された。

さらに、2017年3月には、サルマン国王訪日という歴史的機会（サウジアラビア国王として46年ぶり）を捉え、安倍総理大臣との首脳会談において、二国間協力の基本的な方向性と具体的なプロジェクトをまとめた「日・サウジ・ビジョン2030[30]」が合意され、両首脳立ち会いの下で、世耕経済産業大臣及びファキーフ経済企画大臣他による「日・サウジ・ビジョン2030[30]」に係る協力覚書への署名が行われた（第Ⅲ-3-3-1図）。また、世耕経済産業大臣がサルマン国王を表敬し、「日・サウジ・ビジョン2030[30]」の策定が歓迎された。また、第2回日・サウジ・ビジョン2030共同グループ閣僚級会合を開催し、日本側からは、世耕経済産業大臣ほか、サウジアラビア側からはファキーフ経済企画大臣ほかが出席し、「日・サウジ・ビジョン2030」を着実に実施するための討議が行われた。

イランについては、9月に国連総会の場で安倍総理

第Ⅲ-3-3-1図
日・サウジ・ビジョン2030ビジネスフォーラム（協力覚書交換式の立ち会い）

資料：経済産業省撮影。

30 「日・サウジ・ビジョン2030」の骨子
(1) 新しい日サ協力の羅針盤として、脱石油依存と雇用創出のためサウジが追求する「サウジ・ビジョン2030」と、GDP600兆円の達成に向けて日本が追求する「日本の成長戦略」のシナジーを目指す。
(2) シナジーを最大化させるため、「多様性」、「革新性」、「ソフトバリュー」の3本の柱からなる日本ならではの総合的な協力とする。
(3) 日サの41省庁・機関が参加し、具体的連携の重点分野として9分野（競争力ある産業、エネルギー、エンターテイメント・メディア、健康・医療、質の高いインフラ、農業・食料、中小企業・能力開発、文化・スポーツ・教育、投資・ファイナンス）にまたがる広範な協力分野を設定する。
(4) また、9分野における協力を促進するため、規制の見直し、インセンティブ等のビジネス促進措置（Enabler）の分野でも連携する。
(5) 31件のプロジェクトを先行プロジェクトとして、実施する。
(6) ビジネス促進のための横断的課題に取り組むサブグループを新設し、サウジアラビアの経済改革のモデルを示す特区（Enabler Showcase Zone）の設立に向けた検討を進める。また、東京とリヤドに、ビジョンの実施を継続的にフォローする拠点として、「日・サウジ・ビジョンオフィス」を新設する。

大臣がローハニ大統領と首脳会談を実施。ローハニ大統領から、経済・貿易・投資関係を拡大させたいとの意向が示され、安倍総理大臣からは100億ドルのファイナンス・ファシリティの設定、投資協定の国会承認など日本側の取組を説明の上で、イラン側のビジネス環境整備等更なる努力を働きかけた。10月には前年に続きJETROがテヘラン国際産業見本市にジャパン・パビリオンを出展し、26の日本企業がこれに参加した。また、12月には多数のイラン企業を伴ってザリーフ外務大臣が訪日し世耕経済産業大臣と会談を行うとともに、JETRO・駐日イラン大使館主催のビジネス・フォーラムに出席。日本企業の更なるイラン市場への進出を呼びかけた。

UAEについては、2016年1月、5月の高木経済産業副大臣のUAE（アブダビ）訪問での協議を含む累次の働きかけをはじめ、同年5月には、ジャーベルADNOC・CEO兼国務大臣が訪日し、林経済産業大臣、高木経済産業副大臣と会談し、2018年に期限を迎える海上油田権益の再獲得に向けた働きかけ等を行う貴重な機会となった（第Ⅲ-3-3-2図）。また、同年11月、高木経済産業副大臣がUAE（アブダビ）を訪問し、この分野で世界最大級の展示会であるアブダビ国際石油展示会議（ADIPEC）に参加するとともに、政府要人との間で、エネルギーを始めとする幅広い分野での協力を一層推進していくことを確認した。2017年1月、世耕経済産業大臣がワールド・フューチャー・エナジー・サミット（WFES）に際してUAE（アブダビ）を訪問し、陸上油田権益の獲得が発表された。加えて、同年3月には、高木経済産業副大臣がUAE（アブダビ）で開催された世界製造業・産業化サミット（GMIS）に参加するとともに、政府要人との間で、エネルギーを始めとする幅広い分野での協力を一層推進していくことを確認した。

第Ⅲ-3-3-2図
アブダビにおけるジャーベル国務大臣との会談

資料：経済産業省撮影。

イスラエルについては、2016年12月にフランス・パリにおいてネタニヤフ首相と安倍総理大臣が首脳会談を実施したほか、同年6月にはイスラエル経済省と経済産業省との間で第2回日イスラエル経済政策対話が開催され、両国間の投資・貿易促進に向けた方策、研究開発（R&D）やサイバーセキュリティ分野での協力、ベンチャー政策等の幅広い分野で意見交換を行った。同年10月にはIoT分野の展示会「CEATEC」（於東京）にイスラエル企業が参加し、2017年1月のサイバーセキュリティ分野の展示会「サイバーテック2016」（於テルアビブ）に昨年に引き続いてJETROがジャパンブースを出展するといった双方向での企業交流を支援し、日本企業に多くのビジネスマッチング機会を提供した。また、2017年1月には「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定」（日・イスラエル投資協定）への署名式が開催された。

トルコについては、2016年9月に国連総会の場で安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施したほか、同年12月に高木経済産業副大臣の豪州出張（WTO・EGA閣僚会合）の機会を捉えて、ゼイベキチ経済大臣と会談を行い、投資・貿易関係強化に向けた意見交換に加えて、日本企業によるトルコのインフラプロジェクトへの更なる参画に向けた働きかけを行った。

カタールとの間では、2016年11月のアル・サダエネルギー工業大臣訪日時に開催されたLNG産消会議2016や日・カタール合同経済委員会といった場を通じて、我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係の更なる強化に向けた意見交換が行われた。

パレスチナについては、2016年11月にJETRO・JICAの共催により「パレスチナビジネス環境視察ミッション」を派遣、在イスラエル、在欧、在中東の日系企業が参加、両国の企業交流の活発化に向けた支援を行った。

ヨルダンについては、2016年10月にアブドッラー2世国王が訪日し安倍総理大臣と首脳会談を実施したほか、「ヨルダン・日本ビジネスフォーラム」が開催され、ヨルダンのビジネス環境の説明や日ヨルダン両国企業の情報交流会が行われた。

エジプトについては、2017年３月にシャーケル電力・再生可能エネルギー大臣が訪日し、高木経済産業副大臣と会談を行い、電力分野における協力を通じて、両国の経済関係を更に発展させるべく取り組むことを確認した。

モロッコについては、2016年５月にカサブランカにおいて、林経済産業大臣出席の下、第４回日本・アラブ経済フォーラムが開催された。①日アラブ間における経済関係の多角化、②モロッコでの投資機会、③エネルギー・環境・インフラ等の幅広い分野での協力の推進について議論され、「日本・アラブ経済関係の発展のための共同声明（カサブランカ宣言）」が発出された。

第4節 ASEAN

〈今後の方針〉

ASEANには、基礎的なインフラや産業人材が不足している段階の国から、産業集積が相当程度進んでいる一方でコスト面の優位性を失いつつある段階の国まで存在する。消費市場としては、今後、中間層・富裕層の更なる増加が見込まれており、ASEAN全体として、引き続き魅力が高まっている。発展段階に応じて、ビジネス環境整備、インフラ整備、経済統合等の支援を通じ、生産ネットワークの強化、ASEAN市場の獲得を目指す。

〈進捗状況〉

2017年4月、ASEAN設立50周年を祝し、日ASEANの経済産業協力関係を強化するため、「ASEAN経済大臣ロードショー」が開催され、ASEAN各国の経済大臣などが東京・京都・大阪・和歌山を訪問した。大阪にて、世耕経済産業大臣とフィリピンのロペス貿易産業大臣の共同議長の下開催された日ASEAN特別経済大臣会合においては、イノベーション創出に向けた日ASEAN協力の強化や質の高いRCEPの実現に向けた日ASEANの連携の方向性などについて議論した。また、日ASEAN両地域の主要ビジネス団体により、日本企業とASEAN企業の連携による新産業の創出を支援するための「日ASEANイノベーションネットワーク」を通じた連携の強化に向けた協力覚書(MOC)の署名式が行われた。

タイにおいては、2016年9月、世耕経済産業大臣とピチェート科学技術大臣の立会いのもと、日タイのスタートアップ及び大企業が連携を深めるための覚書の署名式が行われた。本署名式は、在タイ日系のスタートアップを中心メンバーとする「日タイイノベーションサポートネットワーク」とタイ最大のスタートアップ団体「タイテックススタートアップ協会」により、日タイ企業間連携の促進、タイ政府への政策提言を策定することを主な目的として行われたものである。「日タイイノベーションサポートネットワーク」は、上記「日ASEANイノベーションネットワーク」を通じた連携の強化に向けた協力覚書（MOC）にも署名し、「日ASEANイノベーションサポートネットワーク」として、ASEAN域に活動を広げている。

また、フィリピンとは、2016年10月世耕経済産業大臣とラモン・ロペス貿易産業大臣の間で合意された「産業協力イニシアティブ」に基づき、イノベーション分野を含め、産業発展のためにとるべき施策などに焦点を当てたフィリピン産業発展ビジョンを策定することとしている。

そのほか、ベトナムとは、2016年3月、第1回日越産業・貿易・エネルギー協力委員会を開催し、「繊維産業政策対話」の立ち上げ、模倣品対策の強化に向けた執行機関・市場関係者・権利者企業の三者連携の推進、ベトナム政府職員の育成等の協力を行うことに合意した。

ミャンマーとは、外資を中心とした産業集積の形成に寄与する工業団地プロジェクト「ティラワ経済特別区（SEZ）」の開発に官民一体で取り組んでおり、2017年2月、Zone A（早期開発区域）に続き、Zone B（次期開発区域）第一期の起工式典を開催し、2018年半ばには開業を予定している。

第５節　インド

2016年11月、インドのモディ首相は日本を訪問し、安倍総理と会談した。安倍総理は、「「日印新時代」を大きく飛躍させる大変素晴らしい会談になった、「自由で開かれたインド・太平洋戦略」と「アクト・イースト」の連携により、インド太平洋地域の繁栄と安定を主導したい」と述べ、モディ首相からも、「日印のグローバル・パートナーは順調に進展し、その成果がでていることをうれしく思う」と述べるなど、日本とインドとの親善関係を一段と深める首脳会談となった。

当該首脳会談においては、日印原子力協定の署名のほか、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道について、2018年に工事を始め、2023年の開業を目指すことで合意した。また、インドの製造業基盤の底上げを図るための日本式ものづくり学校の設立、「日印投資促進パートナーシップ」の下、5年間でインドに対する3.5兆円の官民投融資を実現するための取組の着実な進展、「日本工業団地（JITs）」向けの特別インセンティブ・パッケージに向けた議論の進展、日印エネルギー対話の際に打ち上げられた「日印エネルギー・パートナーシップ・イニシアティブ」及び仕向地条項の撤廃を含めた透明かつ多様な液化天然ガス（LNG）市場の構築の推進、環境に配慮した高効率エネルギー技術分野での官民協力の進捗、ハイブリット自動車等エコカーの普及に向けた協力、包括的で質の高い互恵的な東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定の妥結に向けた協力を確認した。

首脳会談の翌日、モディ首相は世耕経済産業大臣と会談を実施した。ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道計画における人材育成や技術移転等について引き続き協力することを確認し、10年間で3万人の製造業人材を育成すべく日本式ものづくり学校（JIM）設立に係るMOC（協力覚書）の署名を行なった。また、日本とインドの連携の下、アジアとアフリカの連結性を高める「アジア・アフリカ大動脈構想」の推進についても議論した。

2017年1月、世耕経済産業大臣はインドを訪問し、モディ首相、シタラマン商工大臣、ルパニ・グジャラート州首相等のインド政府要人と会談を実施するとともに、世界のトップビジネスリーダーが集結する投資誘致イベント「バイブラント・グジャラート2017」に参加した（第Ⅲ-3-5-1図）。この訪問において、5年間で投資金額や進出企業数を倍増させるとした2014年の首脳合意の実現に向け、日本式ものづくり学校（JIM）3万人プロジェクトへの支援要請、ものづくり大使の任命、中小企業の進出を促すためのプラグ＆プレイ型の貸工場へのJBICの出資決定及びこれに関連し、ルパニ州首相立ち会いの下、JBIC、豊田通商、豊田通商インディア、GIMD（グジャラート州工業庁）、GIDC（グジャラート州産業開発公社）によるMOU（覚書）締結式の実施を行った。

第Ⅲ-3-5-1図
バイブラント・グジャラート2017でのモディ首相と世耕経済産業大臣の会談

資料：経済産業省撮影。

あわせて、Make in Indiaや高速鉄道など、モディ政権の主要アジェンダに貢献する日本企業25社のトップが同行し、各閣僚と世耕経済産業大臣との会談への同席、別途行われた各閣僚との意見交換会へ参加することで、日本企業のプレゼンスを示しつつ、インドにおけるビジネス環境整備を各要人に働きかけ、課題解決に向け前進させた。さらに、世耕経済産業大臣より、投資規模にかかわらず、中小企業を含む「日本工業団地（JITs）」へ特別インセンティブ・パッケージを付与するよう要請を行った。また、RCEPをASEANが主導し、幅広く質の高い協定にするため、日印で協力を強化していくことや、「アジア・アフリカ大動脈構想」を具体化していくことを提案し、モディ首相から賛同を得た。

第4章 第4次産業革命を通じたコネクテッドインダストリーズ創造への対応

第1節 新産業構造ビジョン

第2節 第4次産業革命下の人材・雇用政策

第3節 人的投資の推進

第4節 オープンイノベーションの推進

第5節 内なるグローバル化の推進

第4章
第4次産業革命を通じたコネクテッドインダストリーズ創造への対応

第4次産業革命によって、我が国の産業や人材・雇用は大きな変化を迫られている。この章では、第4次産業革命等を含めた経済の変化に対して、今後とも高い付加価値を創造していくため我が国として行っている施策について述べていく。

第1節 新産業構造ビジョン

1. 第4次産業革命のインパクト

IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能等による変革は、従来にないスピードとインパクトで進行している。この変革の状況にあって、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）においては、民間が時機を失うことなく的確な投資を行い、また、国がそれを促し加速するためのルールの整備・変更を遅滞なく講じていくための、羅針盤となる官民共有の「ビジョン」の必要性が示された。これに基づき、2015年8月、経済産業省は、産業構造審議会に「新産業構造部会」（部会長伊藤元重東京大学教授）を設置し、関係省庁と一体となって、IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能がもたらす変革の姿（産業構造、就業構造、経済社会システムの変革）と、官民が行うべき対応について時間軸を含めて検討を進めている。

2. 第4次産業革命に直面する我が国の現状と課題

IoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能等による技術革新が、第4次産業革命とも呼ぶべき大変革をもたらしている。第4次産業革命の中で、新たに大量の「データ」を取得し、分析し、それを用いることが可能になっている。「データ」とビジネスが結びつくことで、情報制約や物理制約が克服され、①革新的な製品・サービスの創出（需要面における変革）、②供給効率性の飛躍的向上（供給面における変革）が起きる可能性がある。すなわち、あらゆる産業において、需要・供給の両面から、破壊的なイノベーションを通じた新たな価値が創出される可能性がある。

このように価値の源泉が「データ」にシフトしていくと、「データ」との接点やその利活用を巡って将来にわたる事業拡大期待を形成する競争が激化する。こうした事業拡大期待がグローバルに資金を惹き付けることで、競争の規模とスピードが加速度的に拡大し、こうした動きにいち早く対応した者が勝利する「スピード勝負」の世界に突入する。実際、海外では、GEやシーメンスといった従来型の製造業事業者から、グーグルやアマゾンといったIT系の新興勢力まで、軒並み第4次産業革命分野に積極的に展開しており、待ったなしの状況となっている。

また、「データ」を起点とした新たな価値の創出の結果、従来の業種の壁が崩壊し、広範なプレイヤーを巻き込んだ産業構造及び就業構造の変革が起きると考えられる。さらには、社会、企業、個人の各レベルで、予見が極めて難しいほど急激で大幅な経済社会システム全体の変革へと繋がる可能性がある。

3. 日本が抱える社会的・構造的課題

我が国は、潜在成長率の長期低迷、少子高齢化、人口減少、労働供給制約といった様々な社会的・構造的課題に直面している。ロボットや人工知能が労働力不足を補ったり高齢者の生活をサポートしたりする、といった具合に、第4次産業革命は、こうした社会的・構造的課題を解決する可能性を秘めている。その一方で、我が国がこの世界的潮流に乗り遅れれば、グローバル経済における競争力を失うだけでなく、これらの社会的・構造的課題の解決のチャンスを失い、我が国社会の持続可能性自体をも危うくする可能性がある。したがって、我が国は、第4次産業革命において世界をリードし、我が国経済の競争力強化と、社会的構造的課題解決の同時達成を実現させていかなければならない。

これらの状況を踏まえ、我が国が目指す産業の在り方として、「コネクテッド・インダストリーズ」のコンセプトを世界に向けて発信している。これは、従来ともすると独立あるいは対立関係にあったモノとモノ（IoT）、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業、世代を超えた人と人、製造者と消費者など、様々なものがつながることで、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していくような産業のあり方であり、この実現に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。

4. 我が国の戦略

我が国が第4次産業革命に的確に対応していくためには、まず、第4次産業革命を我が国企業が勝ち抜くための官民戦略を構築することが必要である。すなわち、第4次産業革命で競争優位を獲得していくためには、「データ」と自らのビジネスの「強み」を戦略的に結び付け、グローバル、スピーディかつ適切なオープン・クローズを明確にしたビジネスモデルを構築することが必要であり、政府もそのための支援を行っていく必要がある。「データ」の中でも、ウェブ（検索等）、SNS等のネット空間での活動から生じる「バーチャルデータ」については、海外のIT系企業が極めて優勢となっている。そのため、今後は、健康情報、走行データ、製品の稼働状況等、個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得される「リアルデータ」をいかに集め、活用していくかが勝負の鍵となろう。

同時に、第4次産業革命に対応していくためには、急激かつ予見が難しい変革に対して、柔軟に対応可能となるよう経済社会システムの設計思想を大胆に転換し再設計していくことが世界的に必要となる。我が国としては、こうした世界の激動に対して、課題先進国であることをむしろチャンスと捉え、世界を主導しつつ国益を確保するという観点から、先見的にこの経済社会システムの再設計に取り組むことが必要である。この際には、従来の漸進的かつ連続的なイノベーションを前提とする安定を重視した「剛構造」の産業構造・就業構造ではなく、破壊的なイノベーションを前提とする多様なチャレンジが次々と生み出され新陳代謝が活発に行われるような、「柔構造」の産業構造・就業構造を構築することが重要である。

こうした観点から、新産業構造部会では、2016年4月、「中間整理」を行い、第4次産業革命に向けて、データ利活用促進、人材育成、イノベーション・技術開発の加速化、産業構造・就業構造転換の円滑化、横断的な制度・ルールの高度化等について、中長期を見据えた政策の方向性及び当面、直ちに取るべき施策について取りまとめている。その後、2016年9月に議論を再開し、第4次産業革命をリードする戦略分野を特定し、あるべき将来像から逆算した官民のロードマップを策定するとともに、産業構造・就業構造の転換に対応した新たな経済社会システムの在り方についても提示すべく、検討を進めている。

第２節　第４次産業革命下の人材・雇用政策

1. 第４次産業革命による人材・雇用へのインパクト

第４次産業革命によって、雇用のあり方が大きく変化しようとしている。第４次産業革命によって、①実社会のあらゆる事業・情報が、データ化・ネットワークを通じて自由にやりとり可能になり、②集まった大量のデータを分析し、新たな価値を生む形で利用可能になった。そのほか、③人工知能によって機械が自ら学習し、人間を超える高度な判断が可能になったほか、④多様かつ複雑な作業についても自動化が可能になった。これらの技術革新によって、これまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になり、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性が出てきた。

これらのAIやロボット等テクノロジーの出現により、定型労働に加えて非定型労働においても省人化が進展し、人手不足の解消につながる反面、バックオフィス業務等、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事は、大きく減少していく可能性が高い。一方で、第４次産業革命によるビジネスプロセスの変化は、ミドルスキルも含めて新たな雇用ニーズを生み出していくため、こうした就業構造の転換に対応した人材育成や、成長分野への労働移動が必要となる。

この議論は、我が国のみならず、世界中で巻き起こりつつある。本年１月に開催されたダボス会議でも主要なテーマとして取り上げられ、第４次産業革命による生産性向上の恩恵だけでなく、雇用への影響についても焦点があたった。昨今の世界的なポピュリズムの高まりの背景には、技術革新から取り残された人々の強い不安がある。参加者からは、継続的な教育（リトレーニング）の重要性や透明性の確保が重要との指摘が相次いだ。また、ドイツの連邦労働社会省（BMAS）は、2030年の労働市場予測を発表し、少子高齢化を見据えて、移民による労働力供給に重点を置いた「ベースシナリオ」と、「インダストリ4.0」を中心としたデジタル化の促進に重点を置いた「デジタル化促進シナリオ」の２つを提示している。このような環境変化を不可逆的なものと捉え、目指すべき将来像を描いていくことが必要となる。

第Ⅲ-4-2-1図　第４次産業革命による人材・雇用へのインパクト

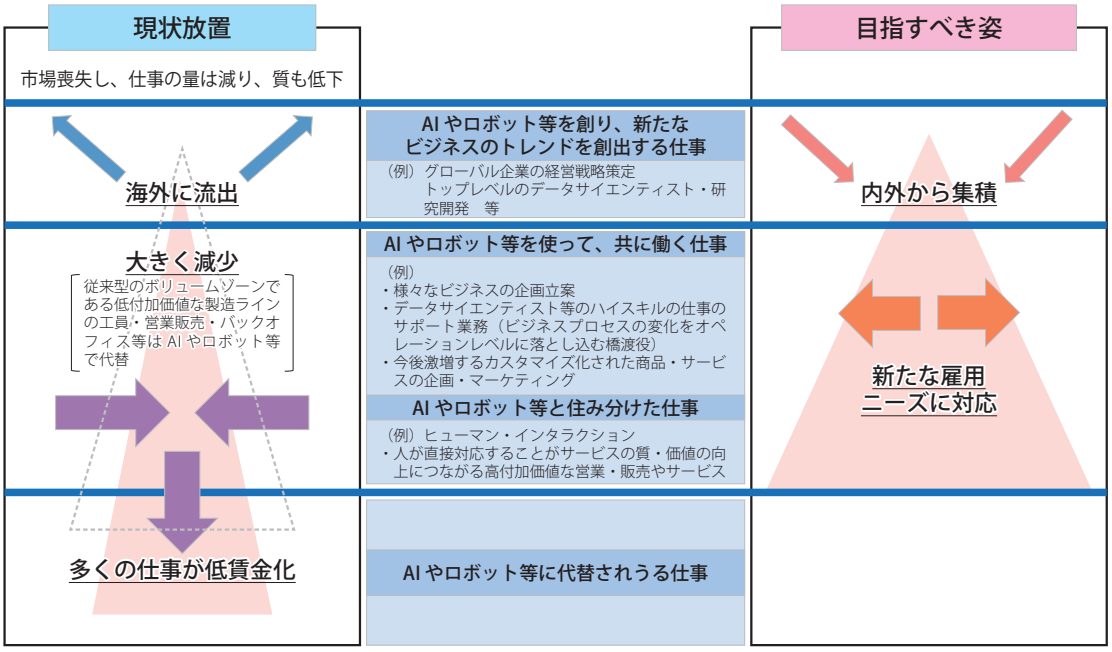

資料：経済産業省作成。

2. 2030年代に目指すべき将来像

第４次産業革命や少子高齢化といった構造的な変革のトレンドは、日本企業と人材を取り巻くあらゆる要素に変革を迫る。少子高齢化によって、人口が減少していく日本においては、「働き方の多様化・柔軟化」により労働供給の間口を拡げることと、生産性の向上の両方を追求することが、待ったなしの状況である。また第４次産業革命によって、産業構造は変化し、「ゲームのルール」が“Winner-takes-all”へと移行するとともに、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」に移っていく。「未来への投資」である人材への投資によって、働き手ひとりひとりの能力･スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

このような世界において、「個人」は、付加価値の源泉の変化に対応し、能力・スキルを生涯アップデートし続け、ひとりひとりがプロフェッショナルとしての価値を身につけ、その前提として、市場環境やライフステージの変化に対応しつつ、常に自身のキャリアをリデザインし続ける「キャリア・オーナーシップ」を持つことが重要となる。また、企業は、競争力のコアが「知の源泉たる人材」に移行したとの認識に立ち、多様な能力･スキルを持った人材を惹きつけ、プロジェクト・ベースで付加価値を生み出すシステムを企業活動の中心に据えることが必要となる。そしてそのためには、人材のニーズに応じて場所・時間・契約形態等にとらわれない「柔軟かつ多様な働き方」を取り入れるとともに、職務内容を明確化し、「仕事の内容」や「成果」に応じた評価・処遇を徹底することが重要となる。最後に、社会全体としては、「知の源泉たる人材」を獲得・育成・最適配置するエコシステムを、国全体として構築するとともに、企業が人材教育や保障の多くを提供していた時代が現実には過去のものとなる中、「影」の側面を最小化させるためにも、社会保障制度等の社会システムの刷新が必要となる。

3. 政策の方向性

目指すべき将来像へと移行するための最大の鍵は、「人材への投資を通じた生産性向上」とそれを中心とした経済社会システムの改革であり、包括的に政策を推進していくべきである。第４次産業革命で、あらゆる産業でITやデータとの組み合わせが進行する中、我が国の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、ITを駆使しながら創造性や付加価値を発揮し、日本が持つ強みを更に伸ばす人材の育成が急務であり、トップレベル人材、ミドル層のIT専門人材、そして基礎的なITリテラシーを備えたあらゆる企業人、３つの層それぞれについてIT・データ分野を中心とした教育・人材育成を抜本的に強化することが必要である。（第Ⅲ-4-2-2図）

この教育・人材育成の抜本強化にあたっては、下記の４つの視点を念頭にトータルパッケージでの政策を構築していくことが必要となる。

①人生100年時代に対応した、「社会人の生涯学び直し」も含めた教育・人材育成システムの再構築
②学び・働く「個人」に光を当てた支援
③第４次産業革命時代の競争の決め手となる「IT力」への重点化
④産業界の今後のニーズに合致した実践的な能力・スキルを養成するために、全体観をもって産官学の取組を統合

さらに、教育・人材育成の抜本強化を効果的なものとするためには、働く一人ひとりの活力と主体性を引き出し、企業の生産性向上と新しい価値創出力強化に結びつけるための働き方の実現が不可欠である。

具体的には、働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体を可能な限り速やかに構築していくことが望まれる。加えて、それぞれのライフステージに応じて、副業や雇用関係によらない多様な働き方（フリーランス等）なども、選択肢の一つとして確立していくことが必要となる。また、産業構造が急速に変化していく中で、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革も重要である。本年３月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」を前提として、「教育・人材育成の抜本拡充」と「働き方改革」を一体として進めて行くことが必要となる。

第Ⅲ-4-2-2 図　第４次産業革命の下で求められる人材

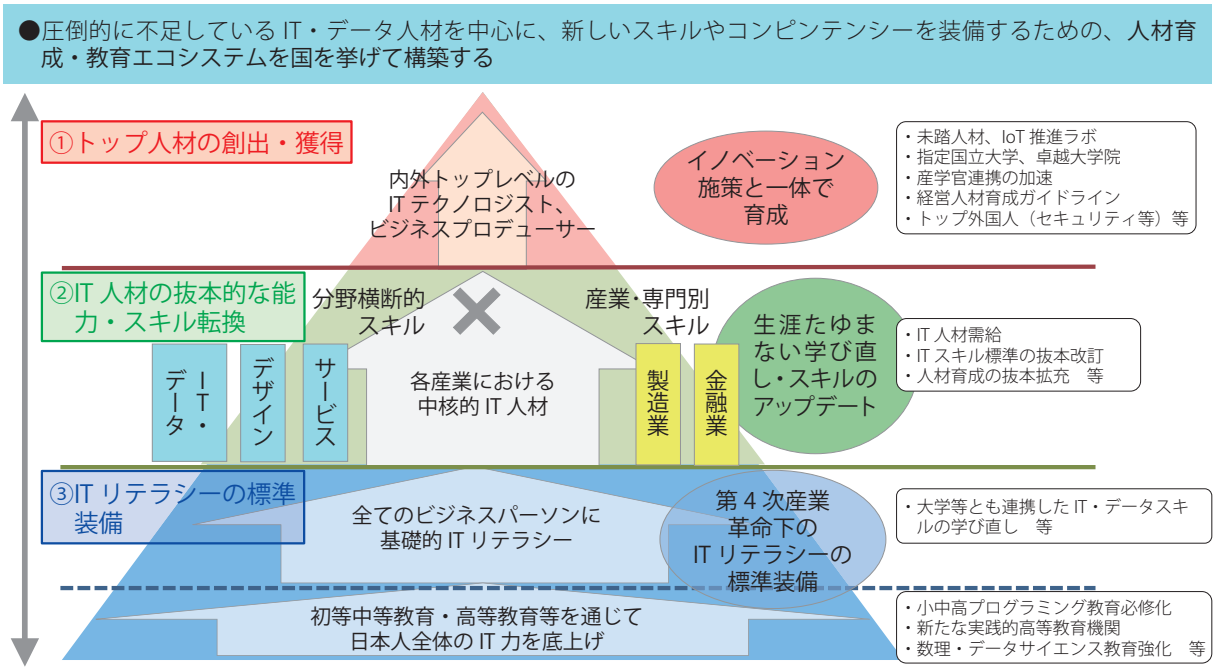

資料：経済産業省作成。

グローバルな人材獲得競争において優秀な人材を確保し、産業構造の急激な変化に対応し新たな価値創造を実現するためには、ダイバーシティが企業競争力の源泉となる。競争戦略としての意識・取組は道半ばであり、これまでの取組を一段引き上げ、企業の経営力強化の視点から、事業戦略に紐付いた人材・ダイバーシティ戦略の全社的な取組＝ダイバーシティ2.0 を促していく必要がある。

第３節　人的投資の推進

1. 外国人材の受入れ

外国人材の我が国への受入れについては、「第５次出入国管理基本計画」において、我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくという方針が示されている。2016年末時点で、専門的・技術的分野の在留資格を有して在留している外国人は271,288人である。第Ⅲ-4-3-1図のとおり、近年増加傾向にあり、2015年末から33,246人増加している。

2012年５月には、外国人の学歴、職歴、年収等を点数化し、合計で70点以上のポイントを取得した者を高度外国人材と認定する高度人材ポイント制を導入した。高度外国人材と認定された者には、在留期間「5年」の付与、配偶者の就労の許容、親・家事使用人の帯同の許容、在留歴に係る永住許可要件の緩和等の優遇措置が付与される。

第Ⅲ-4-3-1図　専門的・技術的分野の在留外国人数

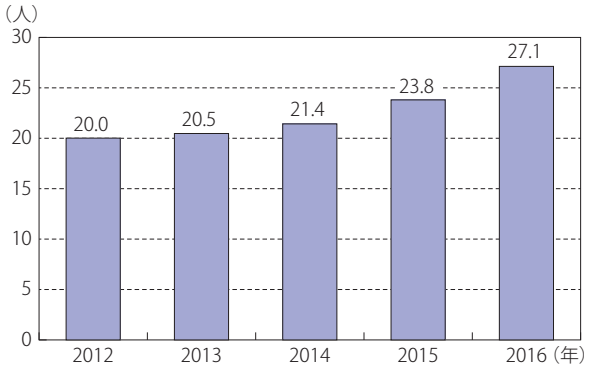

資料：法務省「在留外国人統計」より経済産業省作成。

また、2015年４月には、高度人材ポイント制に係る在留資格である「高度専門職」を創設した。「高度専門職」には、「高度専門職１号」と「高度専門職２号」があり、「高度専門職１号」に掲げる活動を３年以上行うことにより、在留期間が無期限となるなどの更なる優遇措置が付与される「高度専門職２号」に移行することが可能となる。高度人材ポイント制導入以降の認定件数は第Ⅲ-4-3-2図のとおりである。

今後、より積極的な受入れを図るため、「日本再興戦略2016」（平成28年６月２日閣議決定）においては、「高度外国人材の受け入れに向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍してもらえるような戦略的な仕組みを構築する」こととされており、以下の取組が実施された。

(1)「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設及び高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し

高度IT人材など、我が国経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、

第Ⅲ部　第4章

第Ⅲ-4-3-2図　高度人材ポイント制認定件数（累計）の推移

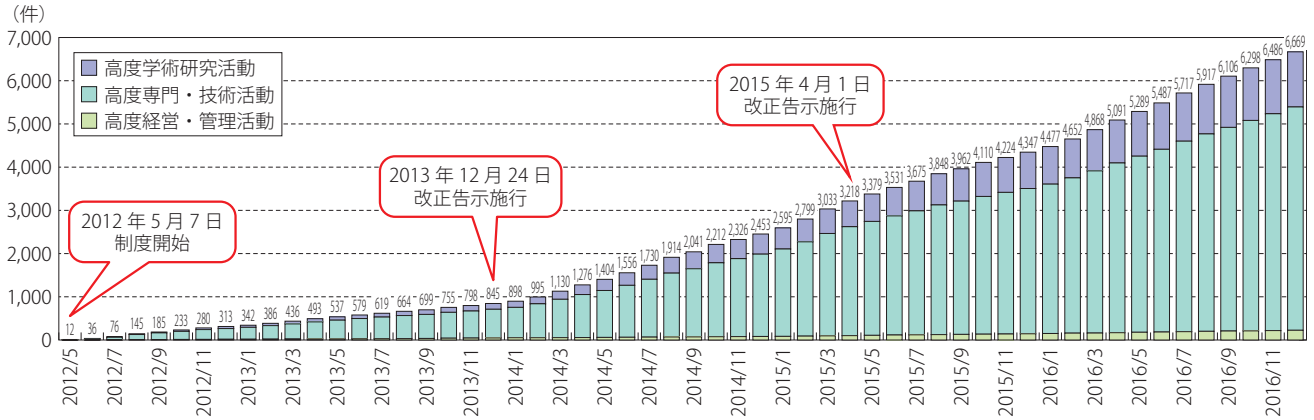

資料：法務省資料から経済産業省作成。

諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、2017 年 4 月に、「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。本制度は、高度人材ポイント制により 70 点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を従来の 5 年から 3 年に短縮し、高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80 点以上のポイントで認められた者）については、1 年に短縮するというものである。

あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しとして、「成長分野において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材」や「トップ大学卒業者」などが特別加算の対象となった。

（2）外国人留学生等の就職支援強化

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、外国人留学生の本邦内での就職率を現状の 3 割から 5 割に向上させることを目指している。

文部科学省では、本邦の各大学が、地域の自治体や産業界と連携し、外国人留学生の就職に必要なスキルである「日本語能力」、「日本での企業文化等キャリア教育」、「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図ることとしている。

外務省では、アジア諸国にて産業開発を担う優秀な若手外国人材を、留学生として我が国へ受入れ、本邦大学における英語による修士又は博士課程教育と、企業・研究機関への見学及びインターンシップを実施することとしている。2017 年度から 2021 年度までの 5 年間で、計 1,000 人の受入れを行う予定である。

経済産業省では、外国人留学生等の外国人材を対象に、我が国企業文化への理解や我が国企業で必要となるビジネススキルの習得を支援するため、国内企業での約 3ヶ月間のインターンシップの機会を提供する事業を実施している。2016 年度は、100 名程度を対象として実施した。また、我が国企業が必要とする外国人材の獲得を支援するため、ジョブフェアを開催しており、2016 年度は、日本、インドネシア、ベトナム、シンガポールの 5 都市において開催した。

一般社団法人留学生支援ネットワークにおいては、文部科学省と経済産業省が実施した「アジア人財資金構想事業」において立ち上げた「留学生就職支援ネットワーク」システムを運用しており、外国人留学生を対象に、日本語研修や外国人留学生の就職活動に必要な情報提供を実施している。2017 年 3 月現在、加盟大学は 87 校（国公立大学 52 校、私立大学 35 校）であり、約 800 社の企業と約 3,000 名の外国人留学生が利用している。

第４節　オープンイノベーションの推進

1. イノベーション創出に向けた方向性

近年、グローバル化、市場ニーズの多様化、新興国の台頭を背景として、あらゆる製品、サービスのライフサイクルが短期化しており、企業は、自前の経営資源の限界を打破した戦略を構築し、よりスピード感を持って価値を創出することがますます必要になってきている（第Ⅲ-4-4-1 図）。

これら現下の状況を踏まえると、イノベーションの創出のためには、日本の持つ「強み」「優位性」を活かした戦略策定の下、国内外問わず優秀な人材・技術を確保・流動化しながら、企業・大学・ベンチャー企業等、プレイヤーの垣根を打破してそれを流動化させ、各プレイヤーが総じて付加価値を創出するためのオープンイノベーション[31]の推進が重要である。

第Ⅲ-4-4-1 図
技術の不確実性の高まり（製品寿命の短期化と技術の加速度的進展）

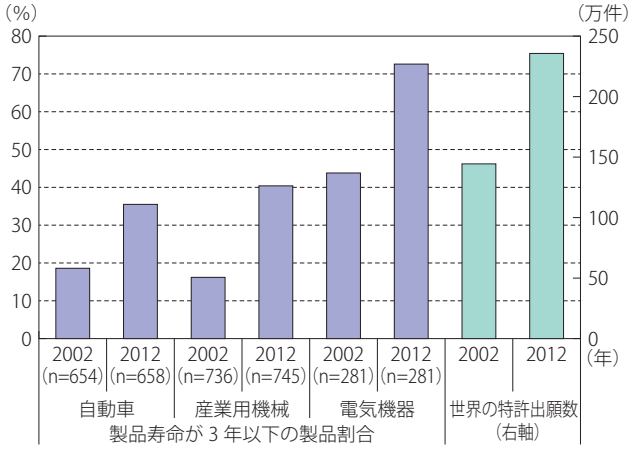

資料：NEDO「オープンイノベーション白書」、WIPO「Statistics database」から経済産業省作成。

2. オープンイノベーションの重要性と現状

平成 27 年度経済産業省産業技術調査（企業の研究開発投資性向に関する調査）（以下、「平成 27 年度企業投資調査」という。）によると、その重要性が増しているにもかかわらず、半数以上の企業が 10 年前と比較してオープンイノベーションが活発化していない状況である。また、研究開発においても、自社単独のみで開発する割合が 61％、事業化されなかった技術等がそのまま死蔵される割合が 63％である等、インバウンド、アウトバウンドともにオープンイノベーションが進んでいない（第Ⅲ-4-4-2 表、第Ⅲ-4-4-3 表）。

新規事業の創出を実現するためには、大学との連携によってコア技術を尖らせることや、ベンチャー企業が保有する技術などの外部のアイディアを活用することが不可欠かつ効果的であることについて、企業が深く理解することが必要である。また、大学においても、大学で生まれた技術が、企業の活動と連携することで

第Ⅲ-4-4-2 表
研究開発全体における自社単独 / 外部連携の割合（件数ベース、n=97）

(%)

自社単独での開発	62.2
グループ内企業との連携	8.3
国内の同業他社との連携	3.4
国内の同じバリューチェーン内の他社との連携	5.3
国内の他社との連携	4.2
国内の大学	7.8
国内の公的研究機関との連携	3.1
国内のベンチャー企業との連携	0.8
海外の大学との連携	0.9
海外の公的研究機関との連携	0.2
海外企業との連携	1.5
海外のベンチャー企業との連携	0.4
他企業等からの受託	1.9

資料：平成 27 年度経済産業省産業技術調査（企業の研究開発投資性向に関する調査）から引用。

31 オープンイノベーション：“企業内部と外部のアイディアを有機的に結合させ、価値を創造すること”、であり、①組織の外部で生み出された知識を社内の経営資源と戦略的に組み合わせることと、②社内で活用されていない経営資源を社外で活用することにより、イノベーションを創出すること、の両方を指す。（出典：Henry Chesbrough 著、大前恵一郎訳『OPEN INNOVATION ハーバード流イノベーション戦略のすべて』、「一橋ビジネスレビュー オープンイノベーションの衝撃」（東洋経済新報社）2012 年 9 月）

社会実装されることが公益に繋がっていくという考え方の下、積極的に産学連携を進めていくことが重要である（第Ⅱ-4-4-3 表）。

第Ⅲ-4-4-3 表
事業化されなかった場合の技術・アイデア等の扱い（n=97）

（%）

グループ企業で実施する	1.1
他企業における活用を図る	0.5
社員／組織のスピンオフ	0.2
水面下で検討を続ける	1.9
そのまま消滅してしまう	6.3

資料：平成 27 年度経済産業省技術調査（企業の研究開発投資性向に関する調査）から引用。

3. オープンイノベーション促進のために我が国として行っている施策

経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成 28 年 2 月 16 日）においても企業による大学とのオープンイノベーションの加速への期待が明確化されており、企業によるオープンイノベーションの迅速化・深化に向け、「組織」対「組織」の本格的な産学官連携体制の構築がますます重要になっている。

第 5 回「未来投資に向けた官民対話」（平成 28 年 4 月 12 日）において、安倍総理は「我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後 10 年間で 3 倍にふやすことを目指す。」と発言しており、我が国としてもオープンイノベーションを促進させていくために、「グローバルオープンイノベーションセンター」の創設をはじめとした、以下のような施策を行っている（第Ⅲ-4-4-4 表）。

第Ⅲ-4-4-4 表　我が国のイノベーションを進めるための施策（全体像）

	①アイディア創出・事業構想の面でのオープンイノベーション	②技術開発の面でのオープンイノベーション	③社会実装・市場獲得の面でのオープンイノベーション
1. 組織の在り方見直し	【企業】 ・イノベーション推進のための意識改革および組織体制・運営の促進 ・中長期的な研究開発投資促進 【大学】 組織としての産学連携機能の向上		
2. 人材・技術の流動化促進	【産学連携】 アイディア創出のための「組織」対「組織」の産学共同研究の拡大	【産学連携】 大学のコミット拡大のための大学教員・学生の頭脳への投資促進 【企業×ベンチャー】 大企業とベンチャーの連携促進 【国研×企業、大学、ベンチャー】 橋渡し機能の更なる強化 【大学、企業×ベンチャー】 大学や企業によるベンチャーの成長支援	【企業×企業・ベンチャー】 国研等を活用した「事業化ツール」の構築・提供による社会実装機能の強化
3. 環境整備	【国】 産学官連携での広く・深い技術インテリジェンスの確立	【国】 国家プロジェクト改革（協調領域明確化、海外の企業・人材参入の円滑化による最先端の技術・市場の取り込み等）	【国】 規制緩和等のインセンティブ措置等を通じた経済社会システムの構築 ○「グローバルオープンイノベーションセンター」 ○「コネクテッドラボ（仮）」

※1　ビジネス拠点タイプ別に、アジアの 21 か国・地域から投資先として最も魅力的な国・地域を 1 つ選択して回答。
※2　百分率の左側の数字は 21 か国・地域の中での順位。
※3　本調査は日本を含むアジア地域への投資意欲に関する調査であることから、アジア・オセアニア企業による当該企業の本社所在国・地域への票（自国・地域への票）は除いて集計した。
資料：経済産業省作成。

第５節　内なるグローバル化の推進

この節では内なるグローバル化を促進させていくために我が国が行っている施策の中でも、対内直接投資に関して説明していく。

1. 対内直接投資の意義

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの外国企業の高度な経営資源が流入することにより、我が国における生産性の向上や雇用や新規産業の創出に資するものである。

また、外国化粧品メーカーと我が国中堅・中小企業が提携して化粧品用顔料を共同開発し、グローバル市場に展開した例があるなど、外国企業と提携することによって、我が国中堅・中小企業の海外販路拡大等にも資する。

加えて、北海道ニセコへの豪州企業の投資に伴う外国人観光客の急増等、対内直接投資は、地域経済の活性化、地方創生の観点からも重要である。

2. 対内直接投資の現状

我が国の対内直接投資残高は諸外国に比べて著しく低い水準にとどまっている。「対内直接投資残高の対GDP比」という指標で見ると、日本は世界198ヶ国・地域中189位であり、下位に並んでいるのはネパール、ブルンジ、イエメン、北朝鮮、パレスチナといった国のみである。最近では、2016年末時点で27.8兆円、対GDP比でも5.2%と上昇傾向にあるが、依然として低い水準にある（第Ⅲ-4-5-1図、第Ⅲ-4-5-2図）。

また、経済産業省の調査では、外資系企業の本社は約7割が東京都に、それ以外も大多数が三大都市圏に立地している。生産拠点や研究開発拠点については地方への立地も少なくないことから、今後、既に我が国に進出済みの外資系企業の拡大投資に大きな可能性があると考えられる。

我が国における対内投資促進の中核機関である独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という）の2016年度の対日投資事業は1,775件に対する支援、174件（うち大型件数21件）の誘致を達成している。2014年度実績は支援856件、誘致109件、2015年度実績は支援1,617件、誘致160件であり、確実に上昇している（第Ⅲ-4-5-3図）。

第Ⅲ-4-5-1図　対内直接投資残高対GDP比率

対内直接投資残高GDP比率国際比較（2015年末）

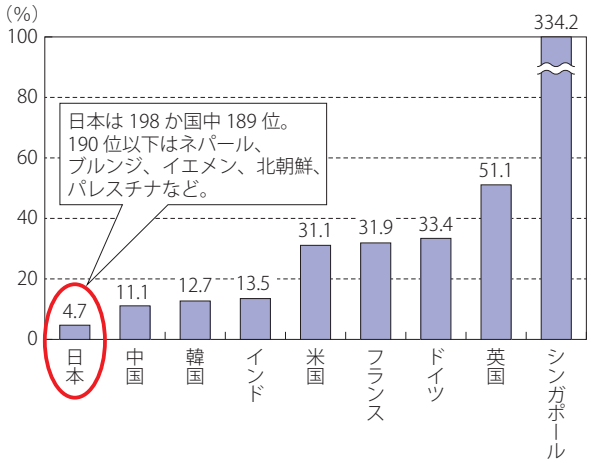

【資料】
日本：（残高）財務省「対外資産負債残高統計」、（GDP）：内閣府「国民経済計算」から経済産業省作成。
各国：UNCTAD "World Investment Report 2016" から経済産業省作成。
参考：WIR2015情報による対内直接投資残高GDP比率　国際比較（2014年末）

第Ⅲ-4-5-2 図　対日直接投資残高と対 GDP 比率の推移

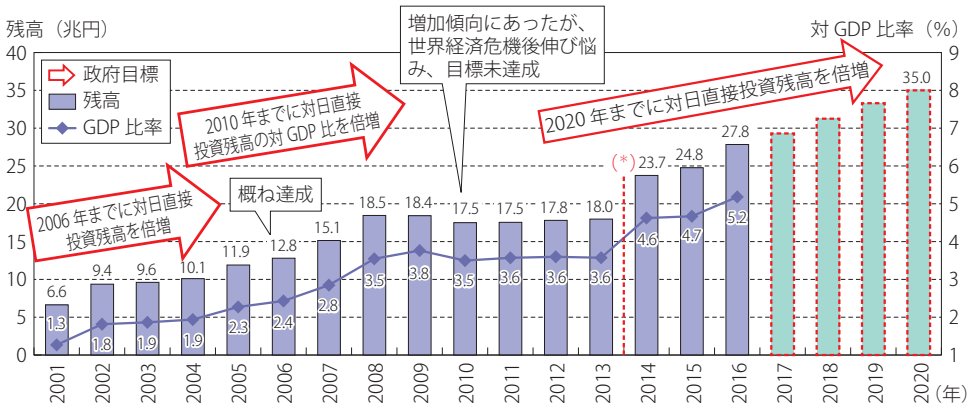

備考：１．本邦対外資産負債残高は、計上基準が 2014 年分から変更された。
2013 年以前の残高は旧基準で記載（*）。
２．GDP 比率では、2016 年 12 月の内閣府「国民経済経産」（GDP）基準改定値で記載。2013 年以前の比率は旧基準で記載。

資料：財務省「本邦対外資産負債残高、内閣府「国民経済経産」から経済産業省作成。

第Ⅲ-4-5-3 図　ジェトロ対日投資事業実績の推移

■対日投資事業実績の推移

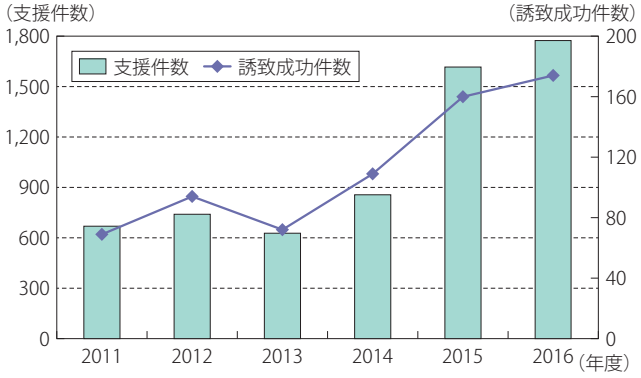

資料：ジェトロ資料から経済産業省作成。

3. 政府目標

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末時点 17.8 兆円）することを目指す」との政府目標を決定した。2016 年末時点で、我が国の対内直接投資残高は 27.8 兆円と上昇しているが、政府目標達成には更なる対日直接投資を促進していく必要がある。

ジェトロは、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対内直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進していくため、2015 年度から 2018 年度の中期目標として、誘致成功件数 470 件以上（うち大型等特定誘致案件 60 件以上）の達成を目指すこととしている。

4. 具体的な取組

2014 年より、対内直接投資を推進するため、投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、必要な制度改革等の実現に向けた関係大臣や関係会議の取組に資することを目的として、閣僚級の対日直接投資推進会議が開催されている。

2016 年 5 月 20 日には、外国企業が日本でビジネス

を行う際の障害となっている課題の解決に向けて、我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策及び外国企業進出の障害となっている課題の解決方策を盛り込んだ「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」が対日直接投資推進会議で決定された。規制・行政手続の見直しや英語化対応の促進、高度外国人材を呼び込むための在留資格制度の見直しや、生活環境の整備、日本人への英語教育の強化等が盛り込まれている。また、こうした取組は「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）においても、対内直接投資の更なる促進として位置付けられている。

こうした方針を受け、具体的に以下のような対内直接投資の推進に向けた取組を実施している。

2016年5月、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について具体的に検討し、関係府省庁等と調整することを目的として、対日直接投資推進会議の下に、規制・行政手続見直しワーキング・グループが設置された。外国企業や外国企業を支援している専門家等から指摘された規制や行政手続に関する課題や見直し策について議論を進め、2017年4月24日に「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」を取りまとめた。2017年5月10日に開催された対日直接投資推進会議においては、外国企業のビジネス上の課題等の継続的な解決に向けて、今後も取り組んでいくことなどが議論された。

また、外国企業が日本でビジネスを行うにあたっては、グローバル人材の確保が難しいことが課題とされる。高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが重要である。このため、2017年4月に、高度外国人材の永住許可申請に必要な在留期間を従来の5年から最短1年に大幅に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設するなど、入国・在留制度の見直しが実施されている。

2015年度のアジア地域への投資関心度調査において、日本はビジネス拠点タイプ別の投資魅力度で、「R&D拠点」と「販売拠点」について前回（2013年度）に続き1位を獲得した。こうした中、R&D拠点の設立に強みを持つ日本の特性を活かした研究開発部門の呼び込み支援を行うため、経済産業省にて、外資系企業を対象とした「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」（平成27年度補正予算）を実施した。この事業では、我が国企業や大学等と外資系企業が提携した先進的な取組を支援し、外国企業の研究開発による我が国企業等への技術移転や地域経済への裨益を促進した（第Ⅲ-4-5-4表）。

外国企業の日本への誘致促進のため、ビジネス環境整備も引き続き実施している。例えば、安倍政権発足以降の3年間で、法人実効税率の7%超引き下げが実現し、20%台（29.97%）となった。今後、2018年度にはドイツ並みの水準になる見通しである。

外国企業への積極的な情報発信も実施している。安倍総理自らトップセールスを行い、「外国からの投資を歓迎している日本」とのポジティブなメッセージを発信している。2016年は、5月にブリュッセル、9月にニューヨークにおいて対日直接投資セミナー等を開催し、総理自ら日本への投資を呼び掛けた。

個別の外国企業への誘致活動も強化している。「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（2015年3月17日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業からの相談への対応を強化するために、副大臣を外国企業の相談相手とする「企業担当制」を実施している。我が国に重要な投資をした外国企業を公募し、9社を対象企業として選定した上で、担当副大臣との面談を実施している。

また、我が国における対内投資促進の中核機関であるジェトロの誘致体制も抜本的に強化している。ジェトロ本部に新たに「外資系企業支援課」と「国別デスク」を設置するとともに、産業スペシャリストとして外部専門家を登用することで、海外での営業機能を強化している。また、対日直接投資の促進に関心を持つ地方公共団体に対して、ジェトロが、外国企業誘致戦略の策定、プロモーション、地方公共団体職員向けの研修事業等を実施し、地方公共団体による外国企業誘致に向けた取組を促進している。

第Ⅲ-4-5-4 表　欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査

平成 23 年度調査　対象企業 207 社

拠点タイプ	回答企業数	日本		中国		シンガポール		香港		インド		タイ		韓国	
R&D 拠点	67 社	2	27%	1	48%	3	15%	–	0%	4	6%	–	0%	–	0%
地域統括拠点	121 社	4	16%	1	33%	2	17%	3	17%	5	5%	8	2%	–	0%
販売拠点	112 社	2	17%	1	34%	4	14%	3	16%	5	5%	7	2%	–	0%
金融拠点	94 社	3	14%	1	34%	2	16%	3	14%	5	5%	8	2%	10	1%
バックオフィス	96 社	4	10%	1	35%	3	11%	2	13%	5	9%	8	2%	–	0%
物流拠点	77 社	3	5%	1	64%	2	6%	6	3%	10	1%	3	5%	–	0%
製造拠点	78 社	3	6%	1	67%	5	4%	–	0%	6	3%	2	8%	–	0%

※　回答企業 207 社（日本進出済 46 社含む）から「該当なし」及び「不明」を除く百分率（欧州 80 社、北米 67 社、アジア 60 社）。

平成 25 年度調査　対象企業 214 社

拠点タイプ	回答企業数	日本		中国		シンガポール		香港		インド		タイ		韓国	
R&D 拠点	81 社	1	20%	1	20%	3	17%	5	11%	4	12%	–	0%	8	1%
地域統括拠点	125 社	3	19%	4	15%	1	27%	2	25%	6	2%	10	1%	–	0%
販売拠点	199 社	1	26%	2	19%	4	12%	3	13%	5	6%	8	3%	12	2%
金融拠点	75 社	3	12%	4	11%	2	25%	1	35%	6	5%	–	0%	–	0%
バックオフィス	82 社	5	11%	4	13%	2	17%	1	22%	3	16%	9	1%	–	0%
物流拠点	85 社	4	9%	2	22%	1	24%	3	21%	7	4%	8	2%	–	0%
製造拠点	134 社	6	5%	1	41%	8	3%	11	1%	2	12%	5	6%	9	2%

※　回答企業 214 社（日本進出済 81 社含む）から「該当なし」及び「不明」を除く百分率（欧州 87 社、北米 69 社、アジア 58 社）。

平成 27 年度調査　対象企業 222 社（今回の調査）＊注意 !!!

拠点タイプ	回答企業数	日本		中国		シンガポール		香港		インド		タイ		韓国		ベトナム	
R&D 拠点	105 社	1	43%	4	10%	2	15%	7	2%	2	15%	11	1%	7	2%	11	1%
地域統括拠点	172 社	2	20%	4	10%	1	42%	3	13%	9	1%	6	2%	6	2%	6	2%
販売拠点	162 社	1	32%	3	18%	2	20%	5	5%	6	4%	9	2%	8	2%	11	1%
金融拠点	73 社	3	10%	5	1%	1	51%	2	30%	–	0%	5	1%	–	0%	–	0%
バックオフィス	69 社	2	19%	7	4%	4	13%	5	12%	1	20%	–	0%	–	0%	–	0%
物流拠点	73 社	4	10%	2	18%	1	36%	3	16%	10	1%	5	5%	–	0%	6	3%
製造拠点	90 社	6	4%	1	46%	6	4%	12	1%	4	6%	4	6%	–	0%	2	14%

※　回答企業 222 社（日本進出済 106 社含む）から「該当なし」及び「不明」を除く百分率（欧州 82 社、北米 67 社、アジア 73 社）。

第5章 インクルーシブな成長に寄与する我が国の取組

第1節 新輸出大国コンソーシアム

第2節 食品輸出関連

第3節 インバウンド対応

第4節 ローカル企業の生産性向上

第5章 インクルーシブな成長に寄与する我が国の取組

第2部ではインクルーシブな成長を行っていくためには、中小企業や地域がGVCとつながることや生産性を向上させていくことが重要であることを述べたが、本章では、中小企業・地域企業を主な対象として行っているインクルーシブな成長にも貢献する施策について紹介する。

第1節 新輸出大国コンソーシアム

1. 新輸出大国コンソーシアムの設立

我が国の中堅･中小企業は多様な事業を行っており、海外展開の際に直面する課題も様々である。JETROが行ったアンケート調査によると、海外展開に向けた課題として、多くの企業が、現地でのビジネスパートナーや海外ビジネスを担う人材の確保、海外の制度情報や現地市場に関する情報の入手など、様々な課題を挙げている（第Ⅲ-5-1-1図）。

したがって、中堅･中小企業の海外展開支援に当たっては、個々の企業にニーズに応じて、製品開発、国際標準化から販路開拓に至るまでの総合的な支援をきめ細かく行うことが必要である。こうした背景から、2016年2月26日に設立された「新輸出大国コンソーシアム」では、以下の支援を行っている。

第Ⅲ-5-1-1図
海外展開の課題についての企業アンケート結果

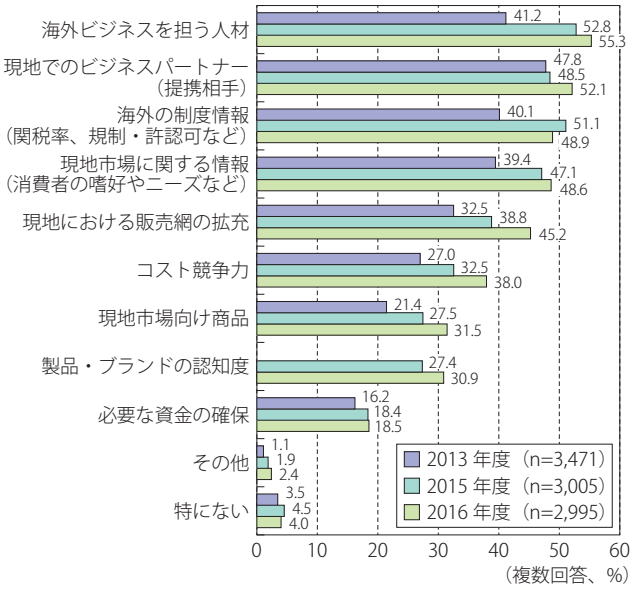

備考：1．母数は本調査の回答企業総数。
2．2013年度調査では、「製品･ブランドの認知度」の選択肢がない。
資料：JETRO「2016年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から経済産業省作成。

2. 支援機関相互の連携による支援

新輸出大国コンソーシアムの支援を希望する企業に対し、新輸出大国コンソーシアムの会員証を発行し、その会員証を提示することにより全ての機関が連携して円滑な支援を行えるようにする（第Ⅲ-5-1-2図）。

第Ⅲ-5-1-2 図　新輸出大国コンソーシアムの下での支援機関相互の連携による支援

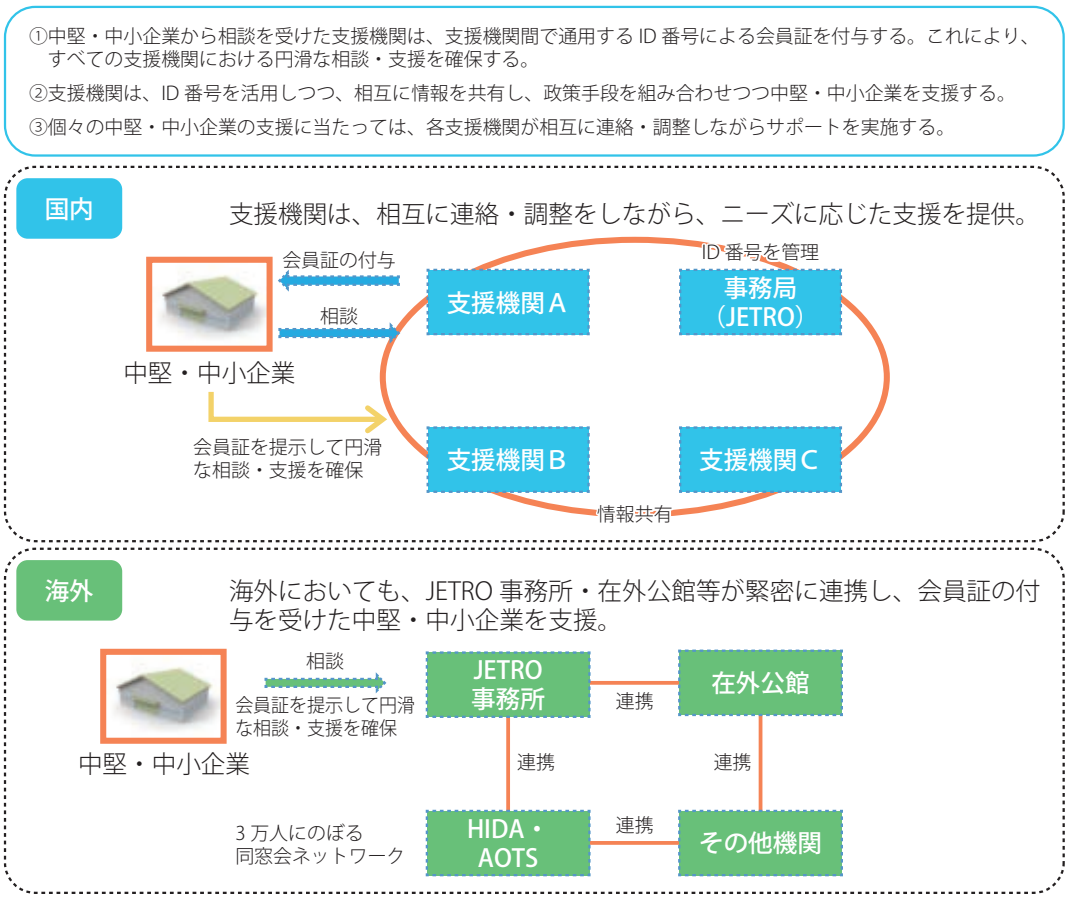

3. 専門家による支援

海外ビジネスに精通した専門家が個々の企業の担当となり、海外事業計画の策定、支援機関の連携の確保、現地での商談や海外店舗の立ち上げなどの支援を行う。また、企業が専門家による支援を志望する場合には、金融機関や商工会議所等、支援機関の窓口を通じて、JETRO に応募できるようにする（第Ⅲ-5-1-3 図）。

第Ⅲ-5-1-3 図　新輸出大国コンソーシアムの下での専門家による支援

1．海外ビジネスに精通した専門家を JETRO に配置（企業のニーズに応じて最大 400 人確保）。専門家は個々の中堅・中小企業を担当し、以下のような総合的支援を行う。

　a．EPA 等の活用方策等についての助言、企業の海外事業戦略の策定支援

　b．支援機関が提供する支援措置の中から、適切な支援を事業者が受けられるよう調整

　c．現地でのマッチング、販路開拓、海外工場・店舗立上げ、人材確保のサポート等

　d．専門分野（法律、会計等）での個別相談支援　等

2．専門家による支援を希望する中堅・中小企業は、金融機関や商工会議所等、支援機関の窓口を通じて、JETRO に応募できるようにする。

3．各支援機関は、専門家の派遣を受け、本格的に海外展開に取り組むこととなる事業者に対しては、補助金等の審査において加点したり、手続を簡略化するなどの優遇措置を検討する。

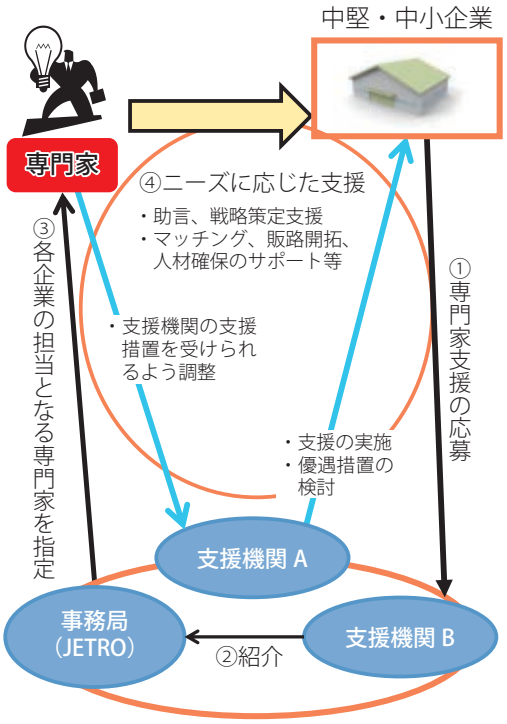

4. 新輸出大国コンソーシアムによる支援状況

2016 年 2 月 26 日の設立以降、工業品のみならず、農水産品、サービスなども含めた多様な業種にわたる 4,062 社に対し会員証を発行し、専門家を割り当て、支援を開始している（支援対象企業の業種は第Ⅲ-5-1-4 図参照）。また、全国で 1,076 の支援機関が参加（支援機関の構成は、第Ⅲ-5-1-5 表参照）しており、今後も、参加機関の拡大に努め、支援メニューの一層の充実を図る予定である。専門家については、中堅・中小企業が直面する様々な過大に対応するため、幅広い分野における 370 名の専門家を確保している。（数字はいずれも 2017 年 3 月 31 日時点）

第Ⅲ-5-1-4 図
新輸出大国コンソーシアムの支援対象企業の業種（2017 年 3 月 31 日時点）

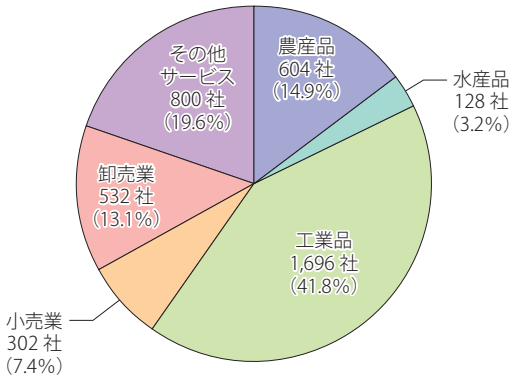

第Ⅲ-5-1-5 表
新輸出大国コンソーシアムの支援機関の構成（2017 年 3 月 31 日時点）

支援機関	機関数
1．政府・政府関係機関等	40
2．自治体	360
3．地域支援機関等	124
4．商工会議所・商工会	282
5．地方銀行	100
6．信用金庫	139
7．その他の金融機関（都市銀行、リース、損保等）	31
合計	1,076

第２節　食品輸出関連

1. 政府全体の動き

農林水産物・食品の輸出額を１兆円とする目標の達成のため「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済財政担当大臣、副座長：官房長官、農林水産大臣、経済産業大臣）を 2016 年１月に発足。10 回のワーキンググループ開催を経て 2016 年５月、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられた。

農林水産物・食品の輸出にあたっては、政府として現在、2019 年までに輸出額を１兆円に増大させることとしている（2016 年 11 月「農林水産業・地域の活力創造プラン」）。直近、2016 年の輸出額は 7,502 億円となっており、この先３年間で約 2,500 億円の輸出増を目指す。

上記のような経緯から、経済産業省においても以下の取組を実施。農林水産物・食品の輸出を検討している方におかれては、是非ご活用いただきたい。

第Ⅲ-5-2-1 図　農林水産物・食品の輸出額の推移

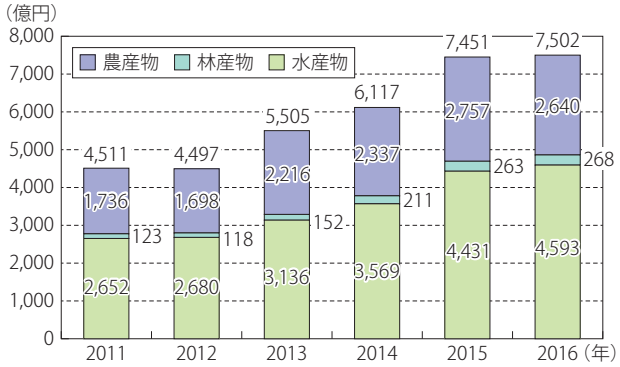

資料：農林水産物輸出入概況から経済産業省作成。

2. 輸出拡大にあたっての経済産業省の取組

（1）日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の創設

経済産業省と農林水産省は、昨年 11 月に決定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを担う新たな組織として、４月１日付で「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」を JETRO 内に設置した。この新組織によって、海外消費者向けのプロモーションやブランディングを強化し、需要を喚起する事業を拡大し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に貢献する。

（2）新輸出大国コンソーシアム

企業の海外展開を支援するため、JETRO をはじめとする支援機関を結集し、平成 28 年２月に新輸出大国コンソーシアムを立ち上げた。農産物・食品輸出の専門家も配置しており、専門家による支援を開始している 4,062 社（平成 29 年３月 31 日現在）のうち、農水産品関係の企業は 732 社。

（3）コンビニとの連携による日本産食品の拡大

JETRO と日系コンビニエンス・ストアが連携し、日本食品のテスト販売を 2016 年 11 月から 12 月にベトナム約 200 店舗で、2017 年４月から６月にシンガポール約 350 店舗で実施した。ベトナムでのテスト販売は約半数が継続販売に繋がるなど好評であり、2017 年 10 月から 2018 年１月にかけて再度実施する。

（4）海外輸入規制への対応のための現地体制の整備

外務省、農林水産省と連携し、在外公館及びジェトロ海外事務所のスタッフで構成される現地体制を整備し、我が国事業者が直面している、相手国の規制やその運用に関する様々な課題について、情報収集や相手国政府等への改善の働きかけを実施。

（5）農林水産業関係法人向けの貿易保険の創設

2016年７月、農林水産事業者も利用できる低料率の貿易保険を新設。現在、８件の引き受けを実施した。

(6) 中小企業及び農林漁業者を対象に6次産業化・農商工連携フォーラムを開催

6次産業化・農商工連携フォーラムを平成28年11月～平成29年2月にかけて全国10か所（北海道（208名）、仙台（151名）、東京（307名）、金沢（193名）、名古屋（178名）、大阪（196名）、広島（186名）、高松（115名）、福岡（104名）、沖縄（137名））で農林水産省と共催により開催。農林漁業者が活用できる中小企業施策についても説明、ハンドブック等の配布を行う他、中小機構、ジェトロ、よろず支援拠点をはじめとする関係機関も参加して事業者との交流を行った。

(7) 海外の食文化発信拠点に対するクールジャパン機構の出資

日本文化・食文化を一体として売り込むとともに、日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営に出資。昨年は、クールジャパン機構が出資するマレーシアのジャパンモールやシンガポールのフードタウン等がオープンした。

(8) 小口保冷配送サービスの国際標準化及びアジア諸国等への普及

2017年2月に、英国規格協会（BSI）が、我が国物流事業者の小口保冷配送サービスをベースとした規格（BSI PAS1018）を発行。同月、当該規格の国際標準化及びアジア諸国等への普及を促進するため、経済産業省、国土交通省、農林水産省、物流事業者等が参加する「我が国物流システムの国際標準化等の推進に関する連絡検討会」を開催。

(9) 知財総合支援窓口におけるGI制度・植物品種保護制度の資料配付、相談業務

特許、商標に加え地理的表示（GI）と植物品種の育成者権とGIも併せて農林水産省と協力して各都道府県に存在する知財総合支援窓口で相談に対応。また、海外への特許や商標等の出願費用補助や訴訟・冒認商標取消等の費用補助等の支援制度や、内外知財制度の農林水産事業者向け周知を実施。知財を活用した商品の見本市等の出展を支援。

(10) 地域商社

地域における農林水産物輸出に向けた新たな取組として、例えば、地域の複数の民間企業等が連携し、海外大手小売に地域農産物の直接販売を行う事業や、地域の流通網を構築すると同時に、海外への高鮮度コールドチェーンを構築し、鮮度の高い高付加価値水産品を輸出する事業など、地域商社等による新たな取り組みが進められている。

地域が外需を取り込み、稼ぐ力の好循環を実現するには、このような地域商社事業（農水産品の海外市場獲得等）をはじめとして、観光、航空機部品など、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組みを促進することが重要。

そのため、本年度に制度改正した地域未来投資促進法[32]を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等、これらの支援策を重点投入する。

また、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省、経済産業省は、官民共同で実施運営する「地域商社協議会」を設立し、地域資源の市場開拓の司令塔である「地域商社」機能の設立と普及に向け、取組を推進している。

32　http://www.meti.go.jp/press/2016/02/20170228001/20170228001.html

第３節　インバウンド対応

訪日外国人旅行者数2,000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのために必要な対応の検討を行うため、平成27年11月9日に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を政府内に設置し、次の時代の新たな目標と、そのために必要な対応の検討を行った。有識者・関係府省庁等による精力的な議論を経て、2020年に訪日外国人4,000万人及び同消費額8兆円などの新たな政府目標や今後政府が取り組む施策について「明日の日本を支える観光ビジョン」が平成28年3月に取りまとめられた（第Ⅲ-5-3-1図）。

「観光ビジョン」においては、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、鍵となる以下の「3つの視点」を整理し、それに従って、35項目の施策を打ち出し、関係省庁が連携しながら取り組んでいる。

「3つの視点」

視点1　観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

視点2　観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

視点3　すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

官民が連携して観光施策に取り組むことで、2016年の訪日外国人数は2,403万9,000人（対前年比21.8%増（推計値））、訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円（対前年比7.8%増）となり、統計開始以来、過去最多となった。

第Ⅲ-5-3-1図　観光における新たな目標値

新たな目標値について

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、大胆な「改革」を断行。

	(2012年)		(2015年)
・訪日外国人旅行者数は、2倍増の約2,000万人に	836万人	⇒	1,974万人
・訪日外国人旅行消費額は、3倍増の約3.5兆円に	1兆846億円	⇒	3兆4,771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数	2020年：4,000万人（2015年の約2倍）	2030年：6,000万人（2015年の約3倍）
訪日外国人旅行消費額	2020年：8兆円（2015年の2倍超）	2030年：15兆円（2015年の4倍超）
地方部での外国人延べ宿泊者数	2020年：7,000万人泊（2015年の3倍弱）	2030年：1億3,000万人泊（2015年の5倍超）
外国人リピーター数	2020年：2400万人（2015年の約2倍）	2030年：3,600万人（2015年の約3倍）
日本人国内旅行消費額	2020年：21兆円（最近5年間の平均から約5%増）	2030年：22兆円（最近5年間の平均から約10%増）

資料：「第2回明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（平成28年3月30日）」から引用。

第４節　ローカル企業の生産性向上

1. 背景

人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在している。特に、中小企業の生産性は大企業と比べて、二分の一程度となっており、その格差が拡がっている。（第Ⅲ-5-4-1 図）

そこで、必要となるのが中小企業の生産性や収益力を正面から捉えた仕組みである。産業構造も、サービス産業化の波によって、大きく変わっている。サービス産業は、雇用の七割を支え、地方では、飲食業や医療や介護が主要な産業となっている。一般的に、海外と比べても生産性が低い状況にあるため、いかに「稼ぐ力」を高められるかが問題となる。中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要であり、経済産業省では、以下に記載する中小企業等経営強化法を軸にローカル企業の生産性向上に取り組んでいる。

第Ⅲ-5-4-1 図　大企業と中小企業の生産性格差

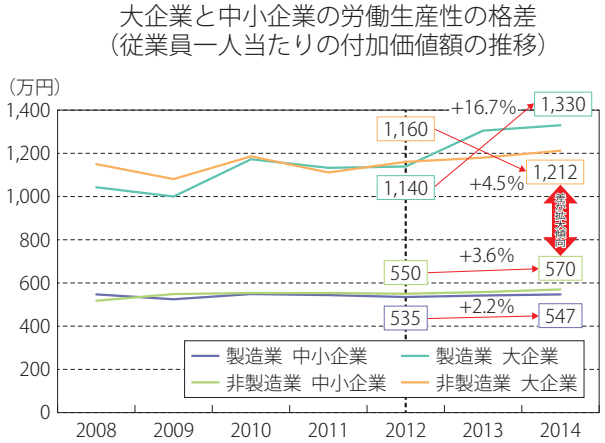

資料：財務省「法人企業統計年鑑」から引用。

2. 中小企業等経営強化法の創設

平成 28 年 7 月 1 日に中小企業等経営強化法を施行した。本法では、事業所管大臣は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定する。中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができる。認定事業者は、固定資産税の軽減措置や低利融資等の金融支援措置を受けることができる。同時に、商工会議所、商工会、地域金融機関といった地域の支援機関が、中小企業・小規模事業者の取組を促すなど支援を行う（第Ⅲ-5-4-2 図）。

平成 29 年度税制改正では、固定資産税の軽減措置について、これまで対象設備が機械装置に限定されていたが、サービス業を含めて幅広い業種が利用できるよう一定の器具備品、建物附属設備等にも対象を拡大するとともに、法人税においても、即時償却の対象を拡大する「中小企業経営強化税制」を創設した（第Ⅲ-5-4-3 図）。これらの施策により、中小企業の生産性向上につながる設備投資を後押ししていく。

第Ⅲ-5-4-2 図　中小企業等経営強化法のスキーム

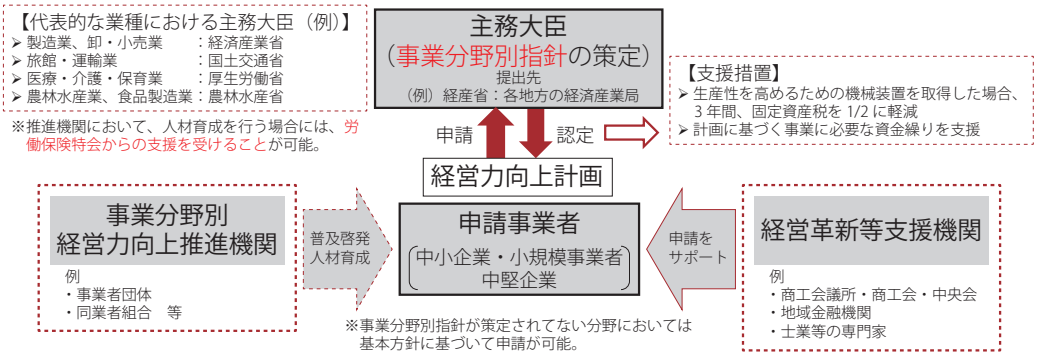

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-5-4-3 図　中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

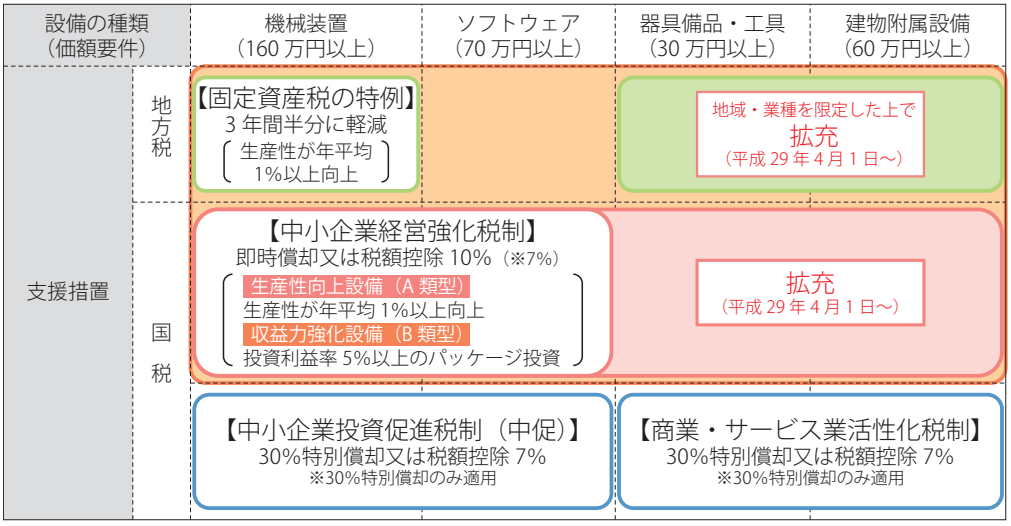

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人の場合

資料：経済産業省作成。

補　論

補論 1　所得格差における金融資産及び最高所得税率の影響

第Ⅱ部第1章第2節2.　の先進国における国内格差の現状では、日本を除く先進国ではジニ係数が拡大傾向にあること、上位1%及び10%の所得層の所得比率をみると米国では上位層の所得比率が高まっていることが示された。

他方、所得格差の要因分析では、IMFによる分析では金融資産が説明変数として含まれていない、また、経済産業省による分析では金融資産は所得格差拡大に有意に寄与しているとは言えないとの結果も紹介している。

米国の上位所得層の総所得に占める割合が増えている要因としては、後にみるように金融資産の上昇の影響が推察される。したがって、本補論では、所得格差における金融資産の影響及び最高所得税率について米国を例としながら補足することとしたい。

まず、米国の上位層の資産比率の推移についてみてみると、米国は上位1%層が保有する資産は1990年から2014年の間に全資産の27%から37%まで10%ポイント上昇している（補論第1-1図）。この37%という水準は所得で見た時の20%よりも資産の上位1%層への集中度が高いことを示しており、その傾向は上位10%層が約7割の資産を所有することと合わせると益々資産の上位層への集中度が強まっていると見受けられる（補論第1-2図）。

米国の格差拡大の要因の1つとして上位所得層が保有する金融資産が挙げられるのではないか。米国の上位所得層については、年収100万ドル以上の人は投資所得や事業所得の割合が総所得の約7割を占める一方、賃金所得は3割を占めるにすぎず、年収20万ドル以上100万ドル未満の人は同様に賃金所得の占める割合が6割程度なのに対し、それ以外の所得階層の人の賃金所得の割合は約8割というデータがある（補論第1-3図）。ストックオプションや金融資産に対する税制優遇等もあわせると賃金が総所得の大半を占める中・低所得層と金融資産が所得の多くを占める上位所得層では、土台となる賃金の差に加えて金融資産が上乗せされることから、市場動向によって資産価格の変動はあるものの、金融資産が所得格差に与える影響は低くはないと見込まれる。

もう1つの要因としてアンソニー・アトキンソン氏は『21世紀の不平等』の中で所得税率の最高税率の引き下げの影響についてふれている。補論第1-4図は主要国におけるトップ1%の所得シェア変化と最高限界手取り率の変化を示したものだが、最高税率の引き下げの結果としての手取所得比率の増大は、総所得に占めるトップ1%が占めるシェア拡大と相関しているようだと述べている[1]。米国では最高税率が1980年に70%だったのが、35%に下がった。

補論第1-1図　上位1%層の資産比率

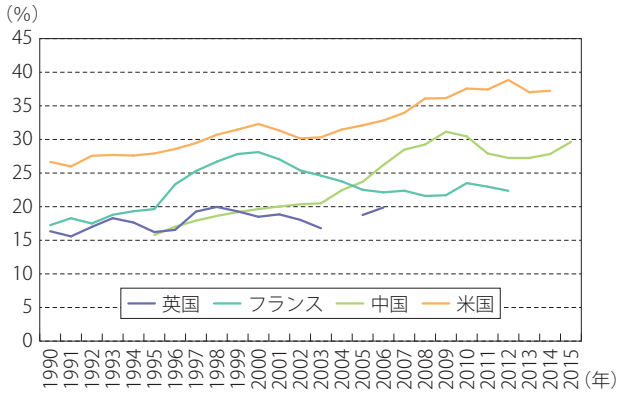

資料：OECDstat. から経済産業省作成。

補論第1-2図　上位10%層の資産比率

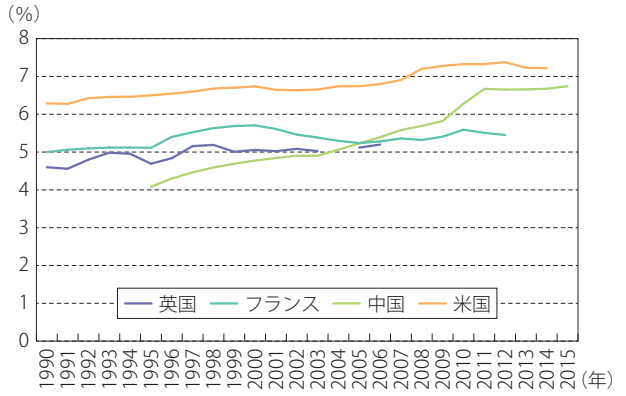

資料：OECDstat. から経済産業省作成。

1　Anthony B. Atkinson（2015），p. 209.

補論第 1-3 図
米国における個人所得階層別収入源シェア（2013 年）

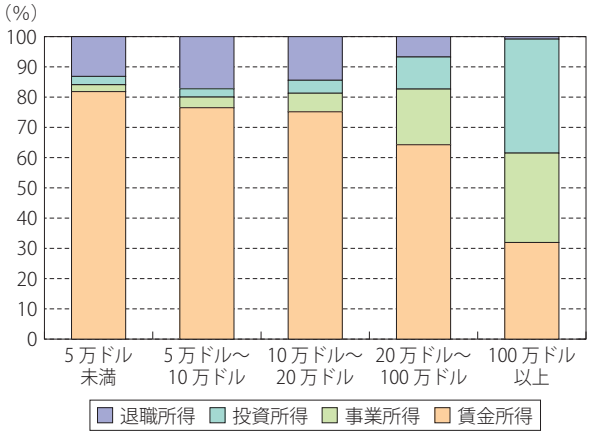

資料：IRS SOI Tax Stats から経済産業省作成。

補論第 1-4 図
主要国における最高所得税率と上位 1%の総所得に占める割合の変化

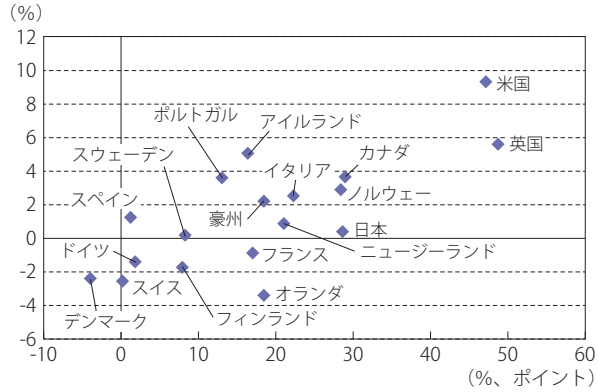

資料：Anthony B. Atkinson（2015）P. 208. 図 7-2 から引用。

上記のとおり、米国においては金融資産が所得格差に影響を与えていることが推定されるものの、先進国を対象とした第Ⅱ部第 1 章第 2 節 3. の IMF による格差の要因分析では金融資産が説明変数として出現していないこと、同 4. の我々の分析でも金融はジニ係数拡大にプラスに寄与するとは統計学上認められないとの結論があることとの関係をどう考えるべきだろうか。

先進国における金融資産については国際比較可能なデータが不足しており、米国以外の先進国において金融資産が所得に占める割合が高いかどうか、金融資産が所得格差にどのような影響を与えているかの実証研究も限られており、現時点では明確な回答は持ち得ないため、今後さらなる研究が待たれるところ。

補論 2　所得に占める賃金シェア増減による格差への影響

この補論では所得に占める賃金シェア増減による所得格差への影響について補足することとしたい。

アンソニー・アトキンソン氏の著書『21 世紀の不平等』によれば、所得に占める労働賃金の割合については、ピケティとズックマンのデータによると、日本を除く全ての国で 1970 年代から 2000 年代にかけて賃金のシェアが減少している[2]。賃金のシェアの増大は、所得格差の縮小を意味するかという問いに対し、リカルドの時代の英国のような階級社会では、賃金のシェアが 1 ポイント増えると、ジニ係数が 1 ポイント下がるとの論文がある。今では予想されるジニ係数の減少はずっと小さいが、それでも賃金シェアの変化の影響はいまだに相当大きいと言われている。ダニエル・チェッチとセシリア・ガルシア・ペニャロサは、OECD16 カ国について 1970 年から 1996 年までを調べた結果として、賃金シェアの 1 ポイントの増加が、ジニ係数の 0.7 ポイントの減少を伴うとしている[3]。

2　Anthony B. Atkinson（2015），p. 80.
3　Anthony B. Atkinson（2015）P. 82

補論 3　近年の格差拡大の要因分析に使用した指標

第Ⅱ部第1章第2節4. 近年の格差拡大の要因分析に関する実証分析に使用した指標とその詳細や出典については、以下の表にあるとおりである。全ての指標において、自然対数をとって分析を行っている（補論第3-1表）。

本文では、技術革新の説明変数としてICT投資／GDPを使っているが、他の説明変数に変更した場合の影響を確認するため、技術革新の説明変数をビジネス部門R&D／GDPに入れ替えて（その他の説明変数、被説明変数、期間、対象国は同じ）分析を行ったところ、ビジネス部門R&D／GDPについては有意性が認められなかった。従って、技術革新の説明変数としては、ICT投資／GDPの方が適切と思われる。2つの説明変数が異なることで有意性が変わる理由としては、ビジネス部門R&Dが企業の生産性向上や新製品開発等による新たな市場開拓によって企業業績に影響を与える性質を有するものの、格差につながる経路が必ずしも明確でないのに対し、ICT投資は企業で働く労働者に求めるICTを使いこなす技能レベルに影響を与え、労働者の賃金格差に影響が生じる可能性があるためではないかと思われる。

補論第3-1表　近年の格差の要因分析に使用した指標一覧

指標	詳細	出典
被説明変数		
ジニ係数	税・再分配前の収入のジニ係数	世銀、総務省統計局
説明変数		
ICT投資／GDP	ICT支出（ソフトウェア・ハードウェア）の対GDP比	OECD
ビジネス部門R&D／GDP	民間部門における研究開発費の対GDP比	OECD
金融（家計金融資産／金融総資産）	家計部門が保有する金融資産の対国内金融総資産比	OECD
労働政策費／GDP	積極的労働政策（職業訓練や企業側の雇用促進）費の対GDP比	OECD
大卒比率	大学を修了し学位を持つ人数の対人口比	Barro-Lee
貿易額／GDP	輸出額と輸入額の総和の対GDP比	IMF International Trade Centre

資料："Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising", OECD（2011）P.112から経済産業省作成。

補論 4　都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化、推計モデル、及び使用統計

① 都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化

都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化（ΔEXP_{it}）及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化（ΔIXP_{it}）の定義は、Autor, *et al.*（2013）及び Dauth, *et al.*（2014）を参照している。

ある t 年に都道府県 i で製造業に従事している労働者数を L_{it} として、同都道府県で製造業の業種 j に従事している労働者数を L_{ijt} とすると、これらの比率 L_{ijt}/L_{it} は都道府県 i における業種 j の労働者割合（都道府県別製造業種労働者割合）を表すことになる。

また、ある t 年とそれ以前の t-1 年の間の産業 j における輸出額又は輸入額の変化をそれぞれ ΔX_{jt} 又は ΔM_{jt} で表して、全国で製造業の業種 j に従事している労働者数を L_{jt} とすると、これらの比率 $\Delta X_{jt}/L_{jt}$ 又は $\Delta M_{jt}/L_{jt}$ はそれぞれ製造業の業種 j に従事している労働者一人当たりの輸出額変化又は輸入額変化を表すことになる。

これらの都道府県別製造業種労働者割合 L_{ijt}/L_{it} と製造業種労働者一人当たり輸出額変化 $\Delta X_{jt}/L_{jt}$ 又は同輸入額変化 $\Delta M_{jt}/L_{jt}$ の積は、都道府県の製造業種ごとに労働者一人当たり輸出額変化又は輸入額変化を表すものになる。

（都道府県別製造業種労働者一人当たり輸出額変化）

$$\frac{L_{ijt}}{L_{it}} \cdot \frac{\Delta X_{jt}}{L_{jt}}$$

（都道府県別製造業種労働者一人当たり輸入額変化）

$$\frac{L_{ijt}}{L_{it}} \cdot \frac{\Delta M_{jt}}{L_{jt}}$$

本分析では、都道府県を主体として注目していることから、都道府県別に製造業種労働者一人当たり輸出額（輸入額）変化の製造業種を合計して、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化及び都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化を、次のとおり定義している。

$$\Delta EXP_{it} = \sum_j \frac{L_{ijt}}{L_{it}} \cdot \frac{\Delta X_{jt}}{L_{jt}}$$

$$\Delta IXP_{it} = \sum_j \frac{L_{ijt}}{L_{it}} \cdot \frac{\Delta M_{jt}}{L_{jt}}$$

② 推計モデル

ある都道府県 i における製造業雇用者割合の変化（ΔL_{it}）を被説明変数として、都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化又は都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化、及び地域属性 X_t を説明変数とするパネル推計モデルを用いてパラメータを推定している。

（輸入）　$\Delta L_{it} = \alpha_t + \beta_1 \Delta IXP_{it} + X'_{it}\beta_2 + e_{it}$

（輸出）　$\Delta L_{it} = \alpha_t + \beta_1 \Delta EXP_{it} + X'_{it}\beta_2 + e_{it}$

なお、都道府県別製造業労働者一人当たり輸入額変化と都道府県別製造業労働者一人当たり輸出額変化の間に強い相関（0.889）があったため、多重共線性を避けることを意図して推計式を別立てにしている[4]。

また、Autor, *et al.*（2013）及び Dauth, *et al.*（2014）は都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化を操作変数とする操作変数法の二段階最小自乗推計になっているが、本分析では貿易相手国を特定しない形で世界との

4　Dauth, *et al.*（2014）は地域労働者一人当たり輸出額変化と地域労働者一人当たり輸入額変化を 1 本の推計式に入れて推定している。

貿易を分析対象としていることから、通常の最小自乗推計としている。

地域変数は、Autor, *et al.*（2013）を参照して、我が国において同様の性質を有すると考えられる変数を地域変数として加えている。我が国の統計で補足できない変数は一部捨象又は代替している。推計にあたっては、いずれの地域変数も各期の期首時点の数値である（例えば、1990年と1995年の変化を推計する場合、地域変数の期首年は1990年となる）。製造業労働者割合は、雇用面で見た地域属性を表している。大学卒・大学院修了者割合は、高等教育を修めた人材の規模を表していることから、都道府県の知的水準の変数となる。外国人割合は、Autor, *et al.*（2013）では移民割合になっているが、我が国の移民数は少ないことから、都道府県人口に占める外国人登録者数を外国人割合としている。女性労働者割合は女性の労働参加を表す地域属性変数である[5]。

③ 使用統計等

貿易統計は、財務省「貿易統計」（1990～1993年）及びGlobal Trade Atlas（1994～2007年）を使用している。なお、貿易統計の通貨換算は、Thomson Reuters発表の日次終値から算出した年平均レートを用いている。都道府県産業別労働者数は、RIETI「JIPデータベース」及び「R-JIPデータベース」を使用している。都道府県別人口総数及び都道府県別生産年齢人口は、総務省「国勢調査」及び「人口推計」を使用している。最終学歴人口及び女性労働者数は、総務省「国勢調査」を使用している。なお、最終学歴人口及び女性労働者数に関して非調査年の欠測値については前後の調査年の数値に基づいて線形補間している。外国人登録者数は、法務省「在留外国人統計」を使用している。

都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化の算出、及び都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化による製造業労働者割合変化の推計にあたっての貿易品目分類と産業分類の対応付は、総務省「平成23年（2011年）産業連関表－貿易統計コード対応表」、RIETI「産業連関表基本分類（1995年）、JIP分類、日本標準産業分類細分類（第11回改訂）、国際標準産業分類（Rev.3）、EUKLEMS分類との対応表」、及び徳井他（2013）[6]に基づいて対応表を作成した。

5　我が国において地域的な属性を詳細に分析するためには、年齢階級に留意する必要がある（Abe（2016））。例えば、日本海側の地域における壮年期（55歳以上）の女性就業率が、その他地域の就業率の高さと逆転することは有名である。
6　徳井他（2013）。

補論 5　直接輸出による業績改善効果

本補論では、直接輸出による業績改善効果について、輸出が伸びた内容ごとに分類して確認する。

対象業種は製造業とし、2010 年から 2014 年の輸出額の伸びに基づき企業を区分する。業績改善は 2010 年から 2014 年の変化に基づく。

まず、輸出している内容ごとに企業をカテゴリー区分しその企業割合を確認すると、モノとサービスの両方を輸出している企業は、大企業の 54% を占めるが、中小企業では 10% にとどまる（補論第 5-1 表）。大企業の多くは、モノだけでなく技術取引をはじめとするサービスを海外に輸出しており、モノだけを輸出している企業、またサービスだけを輸出している企業を合わせると全体の 85% が輸出を行っていることが分かる。

一方、中小企業に占める輸出企業の割合は 43% と小さいが、企業数で見れば中小企業は多く、モノとサービスの両方を輸出している企業の 6 割以上を中小企業が占め、モノだけを輸出している企業の 8 割以上を中小企業が占めている。

次に、輸出企業のうち、輸出額が伸びた品目ごとに企業をカテゴリー区分する。

モノが伸びた企業割合を見ると、モノとサービスの両方を輸出している企業のうち、66% がモノの輸出を伸ばしている（42% がモノ・サービス両方の輸出を伸ばし（伸びた輸出品カテゴリー「モノ＆サービス」）、24% がモノの輸出を伸ばしている（同「モノ 1」））。モノだけを輸出している企業についても、同じく 66% の企業が輸出を伸ばしている（同「モノ 2」）（補論第 5-2 表）。

モノ・サービスの両方を伸ばした企業割合を見ると、モノ・サービス両方を輸出している大企業と中堅企業では半数以上が該当する（同「モノ＆サービス」）のに対し、中小企業では 34% にとどまっている。

また、サービスの輸出が伸びている企業割合は、モノとサービスの両方を輸出している企業の 61%（同「モノ＆サービス」が 42%、同「サービス 1」が 19%）、サービスだけを輸出している企業のうち 39%（同「サービス 2」）であった。

補論第 5-1 表　輸出カテゴリー別企業数と割合

	企業数				割合			
	モノ＆サービス輸出企業	モノのみ輸出企業	サービスのみ輸出企業	非輸出企業	モノ＆サービス輸出企業	モノのみ輸出企業	サービスのみ輸出企業	非輸出企業
大企業	207	99	16	59	54%	26%	4%	15%
中堅企業	364	440	77	347	30%	36%	6%	28%
中小企業	914	2,174	351	5,837	10%	23%	4%	63%
全企業	1,485	2,713	444	6,243	14%	25%	4%	57%

備考：1．2010 年及び 2014 年の両年に存在した企業のうち、2010 年に製造業に分類されている企業の、2014 年時点の輸出カテゴリー。
2．サービス輸出は、技術取引及び、その他サービスに関する、海外からの受取の合計。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

補論第 5-2 表　各輸出カテゴリーに占める、伸び品目別企業割合

輸出カテゴリー	モノ＆サービス輸出企業				モノのみ輸出企業		サービスのみ輸出企業	
伸びた輸出品	モノ＆サービス	モノ 1	サービス 1	伸びていない	モノ 2	伸びていない	サービス 2	伸びていない
大企業	53%	19%	25%	3%	70%	30%	75%	25%
中堅企業	55%	19%	19%	7%	68%	32%	57%	43%
中小企業	34%	27%	18%	22%	65%	35%	33%	67%
全企業	42%	24%	19%	16%	66%	34%	39%	61%

備考：1．2010 年及び 2014 年の両年に存在した企業のうち、2010 年に製造業に分類されている企業の、2014 年時点の輸出カテゴリー。
2．サービス輸出は、技術取引及び、その他サービスに関する、海外からの受取の合計。
3．伸びは、2010-2014 年の間の変化。
資料：経済産業省「企業活動基本調査」から再編加工。

このように輸出が伸びた品目ごとに企業をカテゴリー区分した上で、業績改善度合いを見てみると、補論第5-3表のとおりとなる。

補論第 5-3 表　製造業企業の、業績改善企業割合（伸びた輸出品別）

輸出カテゴリ	モノ＆サービス			モノ	モノ伸び企業合計	サービス	非輸出	モノ＆サービス			モノ	モノ伸び企業合計	サービス
伸びた輸出品カテゴリ	モノ＆サービス	モノ 1	サービス 1	モノ 2		サービス 2		モノ＆サービス	モノ 1	サービス 1	モノ 2		サービス 2
従業員伸び企業割合								非輸出企業との差					
大企業	55%	48%	39%	57%	53%	42%	61%	-6%	-14%	-22%	-4%	-8%	-19%
中堅企業	53%	52%	42%	59%	53%	57%	56%	-3%	-4%	-14%	3%	-3%	1%
中小企業	54%	50%	41%	55%	52%	60%	47%	7%	3%	-7%	8%	5%	13%
営業利益伸び企業割合								非輸出企業との差					
大企業	55%	53%	47%	62%	54%	33%	51%	4%	2%	-4%	11%	4%	-18%
中堅企業	55%	53%	39%	55%	54%	28%	47%	8%	6%	-8%	8%	7%	-19%
中小企業	50%	54%	40%	52%	52%	41%	48%	3%	7%	-8%	4%	4%	-6%
賃金伸び企業割合								非輸出企業との差					
大企業	72%	65%	47%	75%	70%	42%	61%	11%	4%	-14%	14%	9%	-19%
中堅企業	68%	55%	55%	64%	64%	61%	65%	21%	8%	8%	17%	0%	14%
中小企業	69%	61%	59%	63%	66%	59%	55%	21%	14%	12%	16%	10%	12%

備考：1．2010 年及び 2014 年の両年に存在した企業のうち、2010 年に製造業に分類されている企業に関する、2014 年の輸出カテゴリー。
2．サービス輸出は、技術取引及び、その他サービスに関する、海外からの受取の合計。
3．「輸出の伸び」「従業員増加」「営業利益率上昇」「賃金増加」は、2010-2014 年の間の変化。
4．「非輸出企業との差」は、%ポイント。
資料：企業活動基本調査から作成。

付　表

付表１　産業別に見た労働生産性及び雇用者数の変化

業種	①労働生産性と雇用者数をともに増加させている企業の割合	②労働生産性は低下しているが、雇用者数が増加している企業の割合	③労働生産性と雇用者数をともに低下させている企業の割合	④労働生産性は上昇しているが、雇用者数が減少している企業の割合	サンプル数
農林漁業	7.4%	11.1%	7.4%	25.9%	27
鉱業	23.9%	28.3%	21.7%	10.9%	46
建設業	22.7%	22.9%	11.2%	22.1%	489
食品	13.1%	23.5%	19.0%	24.9%	1,714
繊維工業	15.7%	21.1%	12.4%	26.5%	185
衣服	12.1%	17.8%	18.7%	25.3%	348
製材・木製品・家具	14.1%	23.4%	17.8%	21.2%	269
パルプ・紙	10.9%	29.0%	19.6%	22.2%	414
印刷	11.0%	24.5%	18.3%	24.1%	564
化学	17.9%	28.0%	16.4%	22.5%	964
石油・石炭製品	10.2%	24.5%	14.3%	12.2%	49
プラスチック製品	14.6%	20.4%	17.5%	25.4%	714
ゴム製品	19.7%	28.7%	12.7%	22.9%	157
皮革・皮革製品	6.1%	21.2%	12.1%	15.2%	33
窯業・土石	16.6%	21.8%	14.3%	25.2%	476
鉄鋼	26.7%	22.2%	10.6%	23.1%	445
非鉄金属	21.2%	20.3%	14.1%	29.4%	354
金属製品	24.6%	18.9%	11.8%	23.1%	1,041
一般機械	26.0%	19.5%	11.7%	22.1%	1,680
電気機械	21.4%	18.0%	12.9%	26.2%	1,806
輸送機械	18.4%	24.2%	16.2%	23.7%	1,268
精密機械	22.3%	24.6%	11.5%	22.1%	358
その他製造業	20.1%	22.6%	17.5%	19.8%	354
卸売業	17.6%	25.7%	14.1%	22.1%	5,982
小売業	13.3%	28.9%	15.7%	22.2%	3,509
電気・ガス・熱供給・水道業	18.1%	24.4%	7.1%	32.3%	127
情報通信業	17.7%	20.9%	10.0%	18.7%	2,502
運輸業・郵便業	16.4%	17.2%	11.9%	26.9%	134
金融業・保険業	16.9%	21.3%	10.1%	22.5%	89
不動産業	12.7%	31.7%	9.5%	20.6%	63
物品賃貸業	26.7%	24.3%	6.2%	16.7%	371
学術・研究開発機関	12.3%	20.0%	9.2%	21.5%	65
専門・技術サービス業	22.5%	19.9%	9.5%	20.3%	316
広告業	17.7%	26.1%	11.8%	17.2%	203
宿泊業	16.9%	24.6%	18.5%	32.3%	65
飲食店	14.3%	28.5%	5.9%	25.5%	526
洗濯・理容・美容・浴場業	13.0%	22.2%	10.1%	20.8%	207
生活関連サービス業	10.1%	20.3%	16.9%	25.7%	148
娯楽業	10.5%	19.7%	14.5%	24.6%	325
教育・学習支援業	13.0%	33.3%	2.9%	23.2%	69
医療福祉業	31.0%	34.5%	3.4%	10.3%	29
複合サービス業	33.3%	16.7%	－	16.7%	6
自動車整備業	14.8%	29.6%	－	25.9%	27
機械等修理業	13.6%	22.2%	15.6%	22.6%	243
その他の事業サービス業	17.6%	21.5%	7.5%	21.5%	1,419
（全業種）	17.7%	23.6%	13.6%	22.6%	30,180

資料：企業活動基本調査から経済産業省作成。

参考文献

参考文献

第Ⅰ部

第1章

▷第1節

IMF（2016）, *World Economic Outlook, April 2016.*
IMF（2016）, *World Economic Outlook, October 2016.*
IMF（2017）, *World Economic Outlook, April 2017.*
内閣府「月例経済報告書」。
JETRO（2016）『ジェトロ世界貿易投資報告 2016 年版』。
三井物産戦略研究所（2016）「2016 年の回顧と 2017 年の世界情勢展望」。

▷第2節

OPEC（2016）, *Press Release, November* 2016.
Jadwa Investment（2016）, *Quarterly Oil Market Update*, June 2016.
みずほ総合経済研究所編著（2016）「激震原油安経済」、日本経済新聞出版社。
丸山義正（2016）「世界の稼働リグ数の状況から原油価格の先行きを考える」（2016 年 11 月）、SMBC 日興證券株式会社。
丸山義正（2016）「減少が止まりつつある米国のシェール地区の原油生産」（2016 年 10 月）、SMBC 日興證券株式会社。

第2章

▷第1節

Blau, Francine D. and L.M. Kahn.（2013）, “Female Labor Supply: Why Is the United States Falling Behind?”, *American Economic Review*, *Vol. 103, No.3, May 2013*, The American Economic Association.
Council of Economic Advisers（2016）, “The long-term decline in prime-age male labor force participation”.
FRB（2016）, “Report on the Economic well-Being of U.S. Households in 2015”, May 2016.
Federal Reserve District（2017）, “The Beige Book –Summary of Commentary on Current Economic Conditions”, April 2017.
Golden, Lonnie.（2016）, “Still falling short on hours and pay –Part-time work becoming new normal”, Economic Policy Institute.
Krueger, Alan B.（2016）, “Where Have All the Workers Gone?”.
Pew Research Center（2015）, “The American Middle Class Is Losing Ground –No longer the majority and falling behind financially”.
井上恵理奈（2016）「米国の所得二極化と大統領選挙―どちらが新大統領になっても二極化の是正は期待薄―」、『日本総研 Research Focus』No.2016-027、日本総合研究所。
経済産業省（2016）『平成 28 年版通商白書』。
寺倉憲一（2015）「米国の奨学金政策をめぐる最近の動向―学生ローンと所得連動型返済プランの問題を中心に―」、『レファレンス』、平成 27 年 8 月号、国立国会図書館。

▷第 2 節

Department for Business, Energy & Industrial Strategy（2017）, “Building our Industrial Strategy: green paper”, Government of the United Kingdom.

Department for Business Innovation & Skills, and Department for Education（2016）, “Post-16 Skills Plan”, Government of the United Kingdom.

Department for Education（2017）, “Apprenticeship Reform Programme – Benefits Realisation”, Government of the United Kingdom.

Department for Exiting the European Union（2017）, “The United Kingdom’s exit from and new partnership with the European Union White Paper”, Government of the United Kingdom.

European Commission（2017）, “European Economic Forecast, Winter 2017”.

Government Office for Science（2013）, ”THE FUTURE OF MANUFACTURING: A NEW ERA OF OPPORTUNITY AND CHALLENGE FOR THE UK”, Government of the United Kingdom.

Nickel, S. and Saleheen, J.（2015）, “The impact of immigration on occupational wages: evidence from Britain”, *Staff Working Paper, No.574*, Bank of England.

Universities UK（2017）, “THE ECONOMIC IMPACT OF INTERNATIONAL STUDENTS”.

一般財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所（2017）「ノーザン・パワーハウス～英政府によるイングランド北部の経済振興策」、マンスリートピック、2017 年 1 月。

大塚大輔（2012）「英国における地方分権の進展―地域主権法の制定―」、『都市とガバナンス』、Vol.18、公益財団法人日本都市センター。

津田憂子（2017）「科学技術研究の応用強化に動く英国」、日経ものづくり、2017 年 1 月、日経 BP 社。

JETRO（2016）「英国における 21 世紀型製造業戦略」。

萩原里紗、中島隆信（2014）「人口減少下における望ましい移民政策―外国人受入れの経済分析をふまえての考察―」、『Discussion Paper』、14-J-018、RIETI。

藤田昌久（2005）「日本の産業クラスター」、『アジアとその他の地域の産業集積比較―集積発展の要因―』、Chapter2、アジア経済研究所。

みずほ銀行（2015）「特集：欧州の競争力の源泉を探る―今、課題と向き合う欧州から学ぶべきことは何か―」、みずほ産業調査 Vol.50 No.2。

第 3 章

Bank of England（2016）, *Stress testing the UK banking system: 2016 results, November 2016.*

BIS（2016）, *BIS Quarterly Review: International banking and financial market developments, September 2016.*

Financial Stability Board（2015）, *Global Shadow Banking Monitoring Report 2015, November 2015.*

Huang. Y.（2017）, *Cracking the China Conundrum: Why Conventional Economic Wisdom Is Wrong*, Oxford University Press（出版予定）.

IMF（2015）, *Assessing Researve Adequacy – Specific Proposals, April 2015.*

IMF（2016）, *Global Financial Stability Report: Potent Policies for a Successful Normalization, April 2016.*

IMF（2016）, *The People’s Republic of China: Selected Issues, August 2016.*

IMF（2016）, *Global Financial Stability Report: Fostering Stability in a Low-Growth, Low-Rate Era, October 2016.*

IMF（2017）, *Global Financial Stability Report: Getting the Policy Mix Right, April 2017.*

People’s Bank of China（2016）, *China Financial Stability Report 2016, August 2016.*

関志雄（2016）「企業債務の削減に乗り出した中国―「デット・エクイティ・スワップ」は切り札となるか」（2016 年 12 月 16 日）、RIETI。

関志雄（2017）「調整局面を迎える住宅市場」（2017 年 1 月 10 日）、RIETI。

関志雄（2017）「元安の進行で懸念される資本流出の加速と対米貿易摩擦の激化」（2017 年 1 月 10 日）、RIETI。
経済産業省（2017）『第 46 回海外事業活動基本調査（2015 年度実績）』。
JETRO（各年版）『アジア・オセアニア進出日系企業実態調査－中国編』。
須藤直、平良耕作、中村康治（2015）「シャドーバンキングの現状：金融危機後の国際的な動向と監視・規制に関する取組みを中心に」、『日銀レビュー』、2015-J-10、日本銀行。
関辰一（2016）「中国で深刻化する過剰債務問題―潜在不良債権比率と不良債権規模の推計」、『RIM 環太平洋ビジネス情報』、Vol.16 No.62、日本総合研究所。
玉井芳野（2017）「中国の外貨準備減少をどうみるか―適性外貨準備高の推計と今後の為替政策の見通し」（2017 年 1 月 18 日）、みずほ総合研究所。
露口洋介（2016）「中国の債務問題」、『サイエンスポータルチャイナ―露口洋介の金融から見る中国経済』、16-11、科学技術振興機構。
中田理恵（2016）「中国 不良債権問題の現状と解決への課題：潜在的不良債権の存在と DES、ABS による不良債権処理について」（2016 年 5 月 26 日）、大和総研。
牧野内有紀、戸野祥吾、末廣徹（2016）「中国の「不良債権問題」「不動産バブル」「成長目標」の最適解はあるのか」（2016 年 8 月 25 日）、みずほ証券。

第 4 章

▷第 1 節

Asia Monthly 第 90 号（2016 年 9 月）
Confederation of Indian Industry（2016）, “e-Commerce in India（A Game Changer for the Economy）”, April 2016
IEA（2015）, *World Enegy Outlook 2015*, Part B: India Energy Outlook.
大野拓司、鈴木伸隆、日下渉他（2016）『フィリピンを知るための 64 章（エリア・スタディーズ 154）』。
情報 RIM 2016 Vol. 16 No. 61.
藤田哲雄（2016）「アジアに広がるフィンテックと環境整備」、環太平洋ビジネス、情報 RIM 2016 Vol.16 No.61.
松田健太郎（2016）「急上昇したインドの不良債権比率」、SMBC Asia Monthly 第 90 号（2016 年 9 月）、日本総合研究所。

▷第 2 節

中畑貴雄（2014）『メキシコ経済の基礎知識（第 2 版）』JETRO。
二宮康史（2011）『ブラジル経済の基礎知識（第 2 版）』JETRO。
星野妙子（2014）『メキシコ自動車産業のサプライチェーン』アジア経済研究所。
JETRO（2016）『ジェトロ世界貿易投資報告 2016 年版』。

▷第 4 節

UNWTO（2016）,*Tourism Highlights2016*.
JETRO（2017）「通商弘報（2017 年 1 月 20 日付記事）」。

第Ⅱ部

第1章

▷第1節

Avendano, R., C. Daude, and J. Perea（2013）, “SME Internationalization through Value Chains: What Role for Finance?,” *Revista Integración y Comercio*（*Integration and Trade Journal*）37（17）pp. 71-80.

Baldwin, J. R. and Gu, W.（2003）, “Export-market participation and productivity performance in Canadian manufacturing,” *Canadian Journal of Economics* 36（3）pp. 634-657.

Ahn, J.B. and M.J. Choi（ 2016 ）”From Firm-Level Imports to Aggregate Productivity: Evidence from Korean Manufacturing Firms data,” *IMF Working Paper,* WP/16/162, August 2016.

OECD（2016）, *Economic Outlook, November 2016.*

Fajgelbaum, P.D. and A.K. Khandelwal（2016）“Measuring the Unequal Gains from Trade,” *Quarterly Journal of Economics,* 131（3）pp.1113-1180.

Peterson Institute for International Economics（2016）“Assessing Trade Agendas in the US Presidential Campaign,” *PIIE Briefing,* September 2016.

WTO（2008）*World Trade Report 2008: Trade in a Globalizing World.*

WTO（2016）*World Trade Report 2016: Levelling the trading field for SMEs.*

川崎研一（2017）「台頭する地域統合の不確実性―代替的な地域貿易協定シナリオの経済効果―」GRIPS Discussion Paper, 16-27。

経済産業省（2001）『通商白書 2001』。

経済産業省（2012）『通商白書 2012』。

田中鮎夢（2015）『新々貿易理論とは何か』ミネルヴァ書房。

内閣府（2011）『年次経済財政報告』。

平田渉（2011）「人口成長と経済成長：経済成長理論からのレッスン」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』、No.11-J-5、2011 年 8 月。

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（2017）「我が国企業の海外事業戦略に関するアンケート調査」。

▷第2節

Atkinson, A.B.（2015）, *Inequality: What Can Be Done?,* Cambridge, MA: Harvard University Press［山形浩生、森本正史（2015）『21 世紀の不平等』東洋経済新報社］。

Milanovic, B.（2006）, *Global Income Inequality: A Review*, World Economics, 7（1）, pp. 131-57.

Autor, D.H. D. Dorn, and G.H. Hanson（2013）, “The China Syndrome: Local Labor Market Effects of Import Competition in the United States,”. *American Economic Review*, 103（6）pp. 2121-2168.

Irwin, D.A.（2015）, *Free Trade Under Fire forth edition,* ※Princeton, NJ: Princeton University Press.

Bourguignon, F.（2015）, *The Globalization of Inequality,* ※Princeton University Press.

IMF（2007）, *World Economic Outlook 2007.*

OECD（2011）*Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising.*

Stolper, W.F. and P.A. Samuelson（1941）, “Protection and Real Wage,” *Review of Economic Studies*, 9（1）, pp.58-73.

▷第3節

Abe, Y.（2016）, “On the Convergence in Female Participation Rates,” Discussion Paper（Graduate School of Economics & Business Administration, Hokkaido University）, Series A, 301, pp.1-40.

Amiti, M. and L. Cameron (2012), "Trade Liberalization and the Wage Skill Premium: Evidence from Indonesia," *Journal of International Economics*, 87 (2), pp.277-287.

Autor, D.H., D. Dorn, and G.H. Hanson (2013), "The China Syndrome: Local Labor Market Effects of Import Competition in the United States," *American Economic Review*, 103 (6), pp.2121-2168.

Autor. D.H., D. Dorn, and G.H. Hanson (2016), "The China Shock: Learning from Labor-Market Adjustment to Large Changes in Trade," *Annual Review of Economics*, 8, pp.205-240.

Bernard, A.B. and J.B. Jensen (1997), "Exporters, skill upgrading, and the wage gap," *Journal of International Economics*, 42 (1-2), pp.3-31.

Dauth, W., S. Findeisen, and J. Suedekum (2014), "The Rise of the East and the Far East: German Labor Markets and Trade Integration," *Journal of the European Economic Association*, 12 (6), pp.1643-1675.

Diamond, P. (1982), "Aggregate Demand Management in Search Equilibrium," *Journal of Political Economy*, 90 (5), pp.881-894. Mortensen, D. and C. Pissarides (1994), "Job Creation and Job Destruction in the Theory of Unemployment," *Review of Economic Studies*, 61 (3), pp.397-415.

Goldberg, P.K. and N. Pavcnik (2007), "Distributional Effects of Globalization in Developing Countries," *Journal of Economic Literature*, 45 (1), pp.39-82.

Harrison, A., J. McLaren, and M.S. McMillan (2011), "Recent Perspectives on Trade and Inequality," *Annual Review of Economics*, 3, pp.261-289.

Helpman, E., O. Itskhoki and S. Redding (2010), "Inequality and Unemployment in a Global Economy," *Econometrica*, 78 (4), pp.1239-1283

Helpman, E., O. Itskhoki, M. Muendler, and S.J. Redding (2017), "Trade and Inequality: From Theory to Estimation," *Review of Economic Studies*, 84, pp.357-405.

Hisanaga, M. (2008), "Revealed Specialization: Evidence on US International Services," *International Trade Journal*, 22 (4), pp.378-414.

Stolper, W.F. and P.A. Samuelson (1941), "Protection and Real Wage," *Review of Economic Studies*, 9 (1), pp.58-73.

Melitz, M.J. (2003), "The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity," *Econometrica*, 71 (6), pp.1695-1725.

Saito, H., and Gopinath, M. (2011), "Knowledge Spillovers, Absorptive Capacity, and Skill Intensity of Chilean Manufacturing Plants," *Journal of Regional Science*, 51 (1), pp.83-101.

Suga, N. and M. Hisanaga (2014), "Trade Patterns and the Gains from Trade in a Chamberlinian-Ricardian Model," Discussion Paper (Graduate School of Economics & Business Administration, Hokkaido University), Series A, 267, pp.1-47.

浦川邦夫（2009）「地域間賃金格差の要因と格差縮小政策」『経済学研究』76 巻 1 号、pp.125-146。

徳井丞次、牧野達治、深尾京司、宮川努、荒井信幸、新井園枝、乾友彦、川崎一泰、児玉直美、野口尚洋（2013）「都道府県別産業生産性（R-JIP）データベースの構築と地域間生産性格差の分析」、RIETI Discussion Paper Series、13-J-037、RIETI。

第 3 章

▷第 1 節

Baumol, W.J. and W.G. Bowen (1965), "On the Performing Arts: The Anatomy of Their Economic Problems," *American Economic Review*, 55 (1-2), pp.495-502.

Chun, H.B., T. Miyagawa, H.K. Pyo, and K. Tonogi, (2015), "Do Intangibles Contribute to Productivity Growth in East Asian Countries? Evidence from Japan and Korea," RIETI Discussion Paper Series,

15-E-055.

Miyagawa, T., M. Takizawa and K. Tonogi (2016), "Declining Rate of Return on Capital and the Role of Intangibles in Japan," RIETI Discussion Paper Series, 16-E-051.

OECD (2005), *Oslo Manual: Guidelines for Collecting and Interpreting Innovation Data*, 3 rd ed., OECD Publishing.

OECD (2017), "Innovation Indicators (2015)," Innovation Statistics and Indicators, URL: http://www.oecd.org/innovation/inno/inno-stats.htm (2017 年 4 月 30 日).

Raju, J. and Z.J. Zhang (2010), *Smart Pricing: How Google, Priceline, and Leading Businesses Use Pricing Innovation for Profitability*, Pearson Prentice Hall［藤井清美訳（2011）『スマート・プライシング：利益を生み出す新価格戦略』朝日新聞出版］.

Simon, H. (2015), *Confessions of the Pricing Man: How Price Affects Everything*, Copernicus Publications［上田隆穂・渡部典子訳（2016）『価格の掟』中央経済社］。

Simon, H. (2009), *Hidden Champions of the Twenty-First Century: The Success Strategies of Unknown World Market Leaders*, Springer［渡部典子、上田隆穂訳（2012）『グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業』中央経済社］。

大木博巳（2015）「日本の輸出構造分析（2）：日本の停滞、ドイツの興隆」『季刊国際貿易と投資』No. 99、pp.119-140。

北村行伸（2005）『パネルデータ分析』岩波書店。

経済産業省（2014）「サービス産業の高付加価値化・生産性向上について」。

経済産業省（2015）『通商白書 2015』。

公益財団法人日本生産性本部（2016）「労働生産性の国際比較 2016 年版」。

作間逸雄編（2003）『SNA がわかる経済統計学』有斐閣。

経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会（2016）「イノベーションを推進するための取組について（中間とりまとめ）」。

田中賢治、宮川努（2011）「大型投資は企業パフォーマンスを向上させるか」、浅子和美、渡部敏明編著『ファイナンス・景気循環の計量分析』ミネルバ書房。

中小企業庁（2014）『2014 年版中小企業白書』。

内閣府（2009）『平成 25 年度年次経済財政報告』。

中野誠（2016）『戦略的コーポレートファイナンス』日本経済新聞出版社。

日本機械輸出組合機械産業国際競争力委員会（2017）「2016 年度版日米欧アジア製造業の国際競争力の現状」。

宮川努、淺羽茂、細野薫編（2016）『インタンジブルズ・エコノミー：無形資産投資と日本の生産性向上』東京大学出版会。

久永忠（2015）「貿易構造変化と東アジアの比較優位構造の国際比較」『經濟學研究』65 巻 1 号、pp.137-155。

深尾京司（2012）『「失われた 20 年」と日本経済』日本経済新聞出版社。

文部科学省科学技術・学術政策研究所（2016）「第 4 回全国イノベーション調査統計報告」。

山田久（2015）「日本のサービス産業の生産性は本当に低いのか」日本総研 Research Focus、No.2015-020。

▷第 2 節

内閣府日本経済再生本部（2017）「世界経済フォーラム（WEF）国際競争力レポートにおけるイノベーションランキングの現状の分析について」。

矢野和彦（2016）「国際競争力後退の要因は何か」、みずほインサイト、みずほ総合研究所。

経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会（2016）「イノベーションを推進するための取組について（中間とりまとめ）」。

World Economic Forum（2016）, *The Global Competitiveness Report 2016–2017.*
経済産業省（2017）産業構造審議会新産業構造部会「新産業構造ビジョン（とりまとめ）」。
経済産業省（2016）「IT 人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」。
Saxenian, A.（2007）, *The New Argonauts: Regional Advantage in a Global Economy,* Cambridge, MA: Harvard University Press［酒井泰介訳、星野岳穂、本山康之監修（2008）『最新・経済地理学』日経 BP］.

第 4 章

▽第 1 節

Forslid, R. and Okubo, T.（2014）, “Spatial Sorting with Heterogeneous Firms and Heterogeneous Sectors”, *Regional Science and Urban Economics,* 46, pp.42–56,.
石川靖、齊藤有希子、田岡卓晃（2017）「地域における間接貿易の役割」、RIETI Policy Discussion Paper Series、17-P-009、独立行政法人経済産業研究所。
経済産業省（2016a）『通商白書 2016』、第Ⅱ部第 3 章第 3 節。
経済産業省（2016b）「電子商取引に関する市場調査（平成 27 年度）」。
独立行政法人日本貿易振興機構（2017）「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」。
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社（2017）「通商政策の検討のための「我が国企業の海外事業戦略に関するアンケート調査」」（経済産業省委託調査）。

コラム 3 （文化と一体となった農水産品輸出）

中小企業庁（2016）「平成 28 年度国内外の食及び食文化等の発信拠点に関する調査」。

图表索引

図表索引

第 I-1-1-1-1 図　世界の実質 GDP 成長率の推移と見通し …… 4
第 I-1-1-1-2 表　IMF の主要国・地域の実質 GDP 成長率の見通し …… 5
第 I-1-1-1-3 図　購買担当者指数（PMI）の推移 …… 5
第 I-1-1-1-4 図　世界の商品貿易量の伸び率と実質 GDP 成長率の推移 …… 6
第 I-1-1-1-5 表　世界の商品貿易量の伸び率（WTO による）…… 6
第 I-1-1-1-6 図　世界の投資量と輸入量の伸び率と実質 GDP 成長率の推移 …… 7
第 I-1-1-1-7 図　最終消費支出の伸び率の推移 …… 8
第 I-1-1-1-8 図　鉱工業生産指数の推移 …… 8
第 I-1-1-1-9 図　主要国の失業率の推移 …… 9
第 I-1-1-1-10 図　若年層の失業率の推移 …… 9
第 I-1-1-2-1 図　為替レートの推移 …… 10
第 I-1-1-2-2 図　株価の推移 …… 10
第 I-1-1-2-3 図　10 年国債利回りの推移 …… 11
第 I-1-1-2-4 図　政策金利の推移 …… 11
第 I-1-2-1-1 表　主要 OPEC メンバー国の生産量水準割当（減産量）（tb/d）…… 13
第 I-1-2-2-1 図　2016 年～2017 年上期の原油価格推移 …… 14
第 I-1-2-2-2 図　EIA 原油在庫数推移 …… 14
第 I-1-2-2-3 図　米国原油リグ数の増加 …… 14
第 I-1-3-1-1 図　主要国・地域別の財貿易額と伸び率の推移 …… 15
第 I-1-3-1-2 図　世界の実質 GDP、輸入量の伸び率推移 …… 15
第 I-1-3-1-3 図　世界の GDP 成長率と主要国・地域別寄与度の推移（購買力平価ベース）…… 16
第 I-1-3-1-4 図　財・サービス、資源貿易額の推移（再掲）…… 16
第 I-1-3-1-5 図　輸入額成長率の財別輸入額寄与度の推移（世界）…… 16
第 I-1-3-1-6 図　主要コモデティ価格の推移 …… 17
第 I-1-3-1-7 図　WTI 原油先物価格の推移 …… 17
第 I-1-3-1-8 図　世界における輸入額の財別シェア（世界、2015 年）…… 17
第 I-1-3-1-9 図　域内貿易の財別輸出比率の推移 …… 18
第 I-1-3-1-10 図　財別輸入額成長率の推移（東アジア）…… 18
第 I-1-3-1-11 図　財別輸出に対する中間財輸入の比率（品目別）…… 18
第 I-1-3-2-1 図　主要国・地域別経常収支の推移 …… 19
第 I-1-3-2-2 図　経常収支の項目別推移（米国）…… 19
第 I-1-3-2-3 図　第一次所得収支の主要項目別推移（米国）…… 20
第 I-1-3-2-4 図　サービス収支の項目別推移（米国）…… 20
第 I-1-3-2-5 図　EU 域内の主要国別経常収支額（2016 年）…… 20
第 I-1-3-2-6 図　経常収支の項目別推移（ドイツ）…… 20
第 I-1-3-2-7 図　経常収支の項目別推移（英国）…… 21
第 I-1-3-2-8 図　サービス収支の項目別推移（英国）…… 21
第 I-1-3-2-9 図　第一次所得収支の項目別推移（英国）…… 21
第 I-1-3-2-10 図　金融セクターからの直接投資収益の主要国別推移 …… 21
第 I-1-3-2-11 図　対外直接投資収益の投資業種別割合（英国、2014 年）…… 22
第 I-1-3-2-12 図　金融セクターの対 GDP 比の推移（主要国別）…… 22

第 I-1-3-2-13 図　経常収支の項目別推移（中国）…… 22
第 I-1-3-2-14 表　国際収支発展段階説 …… 22
第 I-1-3-2-15 表　国際収支発展段階説による各国の分布 …… 23
第 I-1-3-2-16 図　経常収支平均額の項目別推移（日本）…… 23
第 I-1-3-2-17 表　主要国における名目 GDP 成長率と財・サービス貿易収支額の関係（2010-2015）…… 23
第 I-1-3-2-18 図　財・サービス貿易収支名目 GDP 比と名目 GDP 成長率の各国分布 …… 24
第 I-1-3-2-19 図　財・サービス貿易増加額名目 GDP 比と名目 GDP 成長率の各国分布 …… 24
第 I-2-1-1-1 図　米国の実質 GDP 成長率（前期比年率）…… 26
第 I-2-1-1-2 図　米国の実質個人消費、実質可処分所得及び貯蓄率 …… 27
第 I-2-1-1-3 図　米国の PCE 価格指数、コア PCE 価格指数 …… 27
第 I-2-1-1-4 図　米国の非農業部門就業者数と失業率 …… 28
第 I-2-1-1-5 図　FF 金利の推移 …… 28
第 I-2-1-1-6 表　FOMC 参加者による米国経済見通し（2017 年 3 月時点）…… 28
第 I-2-1-1-7 図　FRB の資産構成 …… 29
第 I-2-1-1-8 図　米国の経常収支 …… 29
第 I-2-1-1-9 図　米国の貿易収支 …… 29
第 I-2-1-1-10 図　米国のサービス収支 …… 30
第 I-2-1-1-11 図　米国の第一次所得収支 …… 30
第 I-2-1-1-12 図　米国の対外直接投資残高 …… 30
第 I-2-1-1-13 図　米国の金融収支 …… 30
第 I-2-1-1-14 表　米国の州別実質 GDP 成長率（2015～2016 年）…… 31
第 I-2-1-1-15 図　米国の州別個人所得 …… 32
第 I-2-1-1-16 図　米国の州別失業率 …… 33
第 I-2-1-2-1 図　出口調査結果（米国の最重要課題）…… 34
第 I-2-1-2-2 図　出口調査結果（国際的な貿易の影響）…… 34
第 I-2-1-3-1 図　米国の実質家計所得（中央値）の推移 …… 35
第 I-2-1-3-2 図　米国の所得階層別の実質家計所得の伸び …… 35
第 I-2-1-3-3 図　米国の中間所得層の割合 …… 35
第 I-2-1-3-4 図　米国の職種別就業者数の変化と賃金水準 …… 36
第 I-2-1-3-5 図　米国の業種別就業者数の変化と賃金水準 …… 36
第 I-2-1-3-6 図　米国の業種別賃金水準・変化及び就業者数規模 …… 36
第 I-2-1-3-7 図　米国の製造業・サービス業のシェア …… 37
第 I-2-1-3-8 図　米国の業種別就業者数の推移（1990 年以降）…… 37
第 I-2-1-3-9 図　米国の業種別就業者数の変化（2008 年以降）…… 38
第 I-2-1-3-10 図　米国の業種別就業者数の割合（2016 年 12 月）…… 38
第 I-2-1-3-11 図　米国の製造業就業者数と割合 …… 38
第 I-2-1-3-12 表　米国の製造業における雇用変化（2010 年～2016 年）…… 39
第 I-2-1-3-13 図　米国の業種別フルタイム就労者・パートタイム就労者の割合（2016 年）…… 39
第 I-2-1-3-14 図　米国の製造業の実質 GDP と割合 …… 39
第 I-2-1-3-15 図　五大湖地域の業種別就業者数の変化 …… 40
第 I-2-1-3-16 図　五大湖地域の製造業の実質 GDP と割合 …… 40
第 I-2-1-3-17 図　米国の業種別人数及び失業者数に対する割合（2017 年 1 月）…… 40
第 I-2-1-3-18 表　米国の 2024 年の雇用構成見通し …… 41
第 I-2-1-3-19 表　米国で雇用の増加人数が多いと予想される 10 職種（2014-2024 年）…… 41

第 I-2-1-3-20 表　米国で雇用の増加率が高いと予想される 10 職種（2014-2024 年）…… 41
第 I-2-1-3-21 表　米国における就職に必要な教育水準と雇用の見通し …… 42
第 I-2-1-4-1 表　トランプ大統領「100 日行動計画」経済関連施策（抜粋）…… 43
第 I-2-1-4-2 図　2018 年度予算教書による主な省庁の予算（2017 年度比）…… 43
第 I-2-1-4-3 図　G7 各国の労働参加率（全体）…… 44
第 I-2-1-4-4 図　G7 各国の労働参加率 …… 44
第 I-2-1-4-5 図　米国の年齢別労働参加率（1980～2016 年）…… 45
第 I-2-1-4-6 図　米国の人口構成の見通し …… 45
第 I-2-1-4-7 図　米国の 18 歳及び 19 歳の就学状況（1967 年～2014 年）…… 46
第 I-2-1-4-8 表　米国の大学の年間費用（平均、2016-2017 年度）…… 46
第 I-2-1-4-9 図　米国の大学の年間授業料（平均）の推移 …… 46
第 I-2-1-4-10 図　米国の教育ローン残高（年齢層別）…… 46
第 I-2-1-4-11 図　米国の教育ローン利用者数及び一人あたりローン残高 …… 47
第 I-2-1-4-12 図　米国の若年層（18-34 歳）の同居の割合 …… 47
第 I-2-2-1-1 図　ユーロ圏の実質 GDP 成長率 …… 48
第 I-2-2-1-2 図　ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP の推移 …… 48
第 I-2-2-1-3 図　ユーロ圏の景況感（業種別）…… 48
第 I-2-2-1-4 図　ユーロ圏諸国の経済信頼感指数 …… 49
第 I-2-2-1-5 図　ユーロ圏の輸出額伸び率と各国寄与度 …… 49
第 I-2-2-1-6 図　ユーロ圏の輸出推移（額・数量）…… 49
第 I-2-2-1-7 図　ユーロ圏の品目別輸出単価推移 …… 50
第 I-2-2-1-8 図　ユーロ圏の輸出数量推移（仕向先別）…… 50
第 I-2-2-1-9 図　ユーロ圏諸国と英国における固定資本形成 …… 50
第 I-2-2-1-10 図　固定資本形成伸び率とセクター別寄与度（スペイン）…… 50
第 I-2-2-1-11 図　中小企業の外部資金調達に影響する要素の変化 …… 51
第 I-2-2-1-12 図　ユーロ圏諸国と英国の労働コストの変化 …… 51
第 I-2-2-1-13 図　ユーロ圏諸国と英国の固定資本投資伸び率 …… 51
第 I-2-2-1-14 図　ユーロ圏諸国と英国の失業率の推移 …… 52
第 I-2-2-1-15 図　ユーロ圏諸国と英国の就労者数伸び率 …… 52
第 I-2-2-1-16 図　英国の株価指数とポンドの推移 …… 52
第 I-2-2-1-17 図　英国の実質 GDP 成長率 …… 53
第 I-2-2-1-18 図　英国の景況感（業種別）…… 53
第 I-2-2-1-19 図　英国の輸出数量・額推移 …… 53
第 I-2-2-1-20 図　英国の輸出額伸び率推移（仕向先別寄与度）…… 54
第 I-2-2-1-21 図　英国の輸出額伸び率（品目別寄与度）…… 54
第 I-2-2-1-22 図　英国の金融収支 …… 54
第 I-2-2-1-23 図　金融経済に関する不透明感（英国 CFO に対する調査）…… 54
第 I-2-2-1-24 図　英国における M&A 増減見込み（英国 CFO に対する調査）…… 54
第 I-2-2-1-25 図　英国の住宅価格伸び率 …… 55
第 I-2-2-1-26 図　購入消費額とインフレ見込み（英国の被雇用者）…… 55
第 I-2-2-1-27 図　英国の消費者物価上昇率 …… 55
第 I-2-2-1-28 図　英国ポンドの推移 …… 55
第 I-2-2-1-29 図　英国における実質賃金の推移 …… 55
第 I-2-2-2-1 図　国にとって重要と考える課題（EU 全体）…… 56

第 I-2-2-2-2 図　EU に対するイメージ（EU 全体）…… 56
第 I-2-2-2-3 図　移民問題と EU イメージ（2006-2013）…… 56
第 I-2-2-2-4 図　移民問題と EU イメージ（2014-2016）…… 57
第 I-2-2-2-5 図　英国民が EU 離脱投票時に最も重視したこと …… 57
第 I-2-2-2-6 図　英国における外国人労働者数の推移 …… 57
第 I-2-2-2-7 図　国にとって重要と考える課題（英国）…… 57
第 I-2-2-2-8 図　EU に対するイメージ（英国）…… 57
第 I-2-2-2-9 図　EU に対するイメージ（各国）…… 58
第 I-2-2-2-10 図　非英国人割合と投票結果（地域別）…… 58
第 I-2-2-2-11 図　外国企業割合と投票結果 …… 58
第 I-2-2-2-12 図　英国の外国人労働者（セクター別）…… 58
第 I-2-2-2-13 図　英国の外国人労働者（職業別）…… 58
第 I-2-2-2-14 図　英国における出生国別平均賃金（時間給）…… 59
第 I-2-2-2-15 図　英国における職種別の賃金と移民の増減（2006-2014）…… 60
第 I-2-2-2-16 図　ユーロ圏諸国と英国の実質賃金推移 …… 60
第 I-2-2-2-17 図　可処分所得に関するジニ係数（所得移転後）…… 60
第 I-2-2-2-18 図　英国の失業率の変化と投票結果（地域別）…… 60
第 I-2-2-2-19 図　英国の賃金伸び率と投票結果（地域別）…… 61
第 I-2-2-2-20 図　英国の階層別賃金伸び率（地域別）…… 61
第 I-2-2-3-1 図　輸出上位国の輸出推移 …… 61
第 I-2-2-3-2 図　製造業付加価値の推移 …… 61
第 I-2-2-3-3 図　製造業就労者数の推移 …… 62
第 I-2-2-3-4 図　英国地域の製造業割合と一人あたり GDP 成長率 …… 62
第 I-2-2-3-5 図　英国地域の製造業割合と雇用伸び率 …… 62
第 I-2-2-3-6 図　雇用の伸びに対する業種寄与度とサービス賃金（英国）…… 62
第 I-2-2-3-7 図　雇用の伸びに対する業種寄与度とサービス賃金（ドイツ）…… 63
第 I-2-2-3-8 図　英国の職種別就業者数伸び率 …… 63
第 I-2-2-3-9 図　ドイツの職種別就業者数伸び率 …… 63
第 I-2-2-3-10 図　英国の、業種・職種別の就業者数の変化 …… 64
第 I-2-2-3-11 表　英国の、就業者数の増減と賃金の変化 …… 64
第 I-2-2-3-12 図　ドイツの、業種・職種別の就業者数の変化 …… 64
第 I-2-2-3-13 表　ドイツの、就業者数の増減と賃金の変化 …… 65
第 I-2-2-4-1 図　イノベーション上位国の要素バランス …… 66
第 I-2-2-4-2 図　英国の大学スタッフに占める外国人割合 …… 67
第 I-2-2-4-3 図　欧州の大学における留学生割合とイノベーション …… 67
第 I-2-2-4-4 図　主要国の労働生産性（労働時間あたり GDP）…… 67
第 I-2-2-5-1 図　各行の不良債権比率① …… 69
第 I-2-2-5-2 図　各行の不良債権比率② …… 69
第 I-2-2-5-3 図　逆境シナリオにおける資本水準（CET1）比率 …… 69
第 I-2-2-5-4 図　各行の CDS（5 年物）スプレッド推移① …… 70
第 I-2-2-5-5 図　各行の CDS（5 年物）スプレッド推移② …… 70
第 I-2-2-5-6 図　各国の CDS（5 年物）スプレッド推移① …… 70
第 I-2-2-5-7 図　各国の CDS（5 年物）スプレッド推移② …… 70
第 I-2-2-5-8 図　欧州各国の国債利回り推移 …… 71

第 I-2-2-5-9 図　欧州各国の株価指数推移 …… 71
第 I-2-2-5-10 表　イタリアの主要銀行の資産規模・不良債権比率（10 億ユーロ）（2015 年決算）…… 71
第 I-2-2-5-11 図　イタリア金融機関の株価指数推移 …… 72
第 I-2-2-5-12 図　イタリア金融機関の CDS（5 年物）スプレッド推移 …… 72
第 I-2-2-5-13 図　住宅価格上昇率 …… 72
第 I-2-2-5-14 図　ドイツ銀行の経常収支推移 …… 72
第 I-2-2-5-15 図　ドイツ銀行の項目別収入推移 …… 72
第 I-2-2-5-16 図　主要格付機関のドイツ銀行格付推移 …… 73
第 I-2-2-5-17 図　世界の大手行のレバレッジ比率 …… 73
第 I-2-2-5-18 図　ドイツ銀行の財務データ …… 73
第 I-2-2-5-19 図　保有株式の中の新興国関連株 …… 74
第 I-2-2-5-20 図　ドイツ銀行の他行との連関性の強さ（線の太さが連関の強さを示す）…… 74
第 I-2-2-5-21 図　ギリシャ政府債務残高（満期）…… 74
第 I-2-2-5-22 図　欧州各国財政収支（対 GDP 比）…… 74
第 I-2-2-5-23 図　欧州各国政府総債務残高（対 GDP 比）…… 74
第 I-3-1-1 図　中国の実質 GDP 成長率の推移 …… 76
第 I-3-1-2 図　中国の GDP 成長率とデフレーターの推移 …… 76
第 I-3-1-3 図　中国の地域別実質 GDP 成長率（2016 年）…… 77
第 I-3-1-4 図　中国の小売売上高の伸び率（前年同月比）の推移 …… 77
第 I-3-1-5 図　中国の小売売上高における主要品目別構成比（2016 年）…… 77
第 I-3-1-6 図　中国の小売売上高の品目別伸び率 …… 78
第 I-3-1-7 図　中国の固定資産投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）…… 78
第 I-3-1-8 図　中国の固定資産投資と民間投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）…… 78
第 I-3-1-9 表　中国の主要業種別固定資産投資（年初来累計・前年同期比）…… 78
第 I-3-1-10 図　中国の輸出入の伸び率（前年同月比）…… 79
第 I-3-1-11 図　中国の輸出入の品目別寄与度の推移 …… 79
第 I-3-1-12 図　上海総合指数の推移 …… 80
第 I-3-1-13 図　中国の製造業 PMI（購買担当者景気指数）の推移 …… 80
第 I-3-1-14 表　中国の主要経済目標 …… 80
第 I-3-1-15 表　中国の 2017 年重点的取組分野 …… 81
第 I-3-1-16 図　中国の産業構造の推移 …… 81
第 I-3-1-17 図　主要国の GDP に対する研究開発費の比率 …… 82
第 I-3-1-18 表　イノベーション能力の国際比較 …… 82
第 I-3-1-19 図　国際特許出願件数 …… 82
第 I-3-1-20 表　「中国製造 2025」（Made in China 2025）…… 83
第 I-3-1-21 表　「一帯一路」構想の対象国 …… 83
第 I-3-1-22 図　「一帯一路」地図 …… 83
第 I-3-2-1-1 表　中国の設備削減目標と実績 …… 84
第 I-3-2-1-2 図　中国の主要品目の生産者物価（前年同期比伸び率）…… 84
第 I-3-2-1-3 図　中国の過剰生産能力業種の企業利益の推移
（利益額・伸び率／年初来累計・前年同期比）…… 85
第 I-3-2-1-4 図　中国の主要品目別生産高の推移 …… 86
第 I-3-2-2-1 図　非金融企業の債務残高の対 GDP 比 …… 86
第 I-3-2-2-2 図　中国の商業銀行の不良債権の推移 …… 87

第 I-3-2-2-3 図　中国の不良債権の構図（2015 年末）…… 87
第 I-3-2-2-4 図　中国の銀行の理財商品の残高の推移 …… 88
第 I-3-2-2-5 図　中国のリスクレベル別のシャドーバンキング商品（2015 年末）…… 88
第 I-3-2-2-6 図　中国の省別不良債権の状況 …… 89
第 I-3-2-2-7 図　中国の省別不良債権額（2015 年）…… 89
第 I-3-2-2-8 図　中国の省別不良債権の状況 …… 89
第 I-3-2-2-9 図　中国の鉱工業分野の赤字企業数と赤字企業割合の推移 …… 90
第 I-3-2-2-10 図　中国の鉱工業分野の赤字企業の割合（2016）…… 90
第 I-3-2-2-11 図　中国の都市部登録失業率の推移 …… 91
第 I-3-2-2-12 図　中国の都市部の求人倍率の推移 …… 91
第 I-3-2-2-13 表　中国の銀行（2016 年末）…… 91
第 I-3-2-2-14 図　中国の銀行の総資産利益率と不良債権比率の推移　（2014Q1 → 2016 年 Q4）…… 91
第 I-3-2-2-15 図　中国の銀行の不良債権比率と貸倒引当金比率（2016Q4）…… 91
第 I-3-2-2-16 図　中国の銀行の不良債権比率と自己資本比率（2016Q4）…… 92
第 I-3-2-2-17 図　中国の銀行の理財商品の残高の推移 …… 92
第 I-3-2-2-18 図　中国の銀行のリスク波及効果 …… 92
第 I-3-2-2-19 表　中国政府の企業の債務問題に係る方針 …… 93
第 I-3-2-2-20 表　「市場化した銀行債権の株式化に関する指導意見」（2016. 10. 10.）…… 93
第 I-3-2-2-21 図　中国の社会融資総量（残高）の推移 …… 93
第 I-3-2-2-22 図　主要国の非金融部門の債務残高 …… 93
第 I-3-2-3-1 図　中国の不動産開発・販売（年初来累計 / 前年同期比）の推移 …… 94
第 I-3-2-3-2 図　中国主要 70 都市の新築住宅販売価格の動向 …… 95
第 I-3-2-3-3 図　中国主要都市の新築住宅販売価格（前年同月比）の推移 …… 95
第 I-3-2-3-4 図　中国における住宅ローン残高の推移 …… 95
第 I-3-2-3-5 表　中国主要都市の不動産購入規制 …… 96
第 I-3-2-3-6 図　中国の住宅在庫の推移 …… 96
第 I-3-2-3-7 図　中国の都市別住宅在庫の販売に対する比率（2015 年末）…… 96
第 I-3-2-3-8 図　中国の住宅在庫と経済成長率の推移 …… 96
第 I-3-2-4-1 図　中国の為替レートと外貨準備の推移 …… 97
第 I-3-2-4-2 図　人民元の現物価格と先物価格の推移 …… 97
第 I-3-2-4-3 図　中国の適正な外貨準備の水準（試算）…… 98
第 I-3-2-4-4 図　中国の国際収支の推移 …… 98
第 I-3-2-4-5 図　中国の金融収支（除：外貨準備増減）の推移 …… 98
第 I-3-2-4-6 表　中国の金融収支（資産）の推移 …… 99
第 I-3-2-4-7 図　中国における銀行の資金調達と金利 …… 99
第 I-3-2-4-8 図　中国の金利の推移 …… 99
第 I-3-2-5-1 図　中国の対米貿易収支の推移 …… 100
第 I-3-2-5-2 図　中国の主要国・地域別輸出額（2016）…… 100
第 I-3-2-5-3 図　米国の相手国別貿易赤字の推移 …… 100
第 I-3-2-5-4 図　米国の品目別の対中貿易収支状況（2016）…… 101
第 I-3-2-5-5 図　中国の貿易に占める外資系企業のシェアの推移 …… 101
第 I-3-2-5-6 図　在中日系現地法人（製造業）の活動（2015 年度）…… 101
コラム第 1-1 図　在中米国海外現地法人の対米輸出入の推移 …… 102
コラム第 1-2 表　全世界の米国海外現地法人に占める中国のシェア …… 102

コラム第1-3表　米国多国籍企業の海外現地法人の国別事業実績（2014）…… 103
第Ⅰ-4-1-1-1図　インドとASEAN主要国の実質GDP成長率の推移 …… 106
第Ⅰ-4-1-1-2図　インドとASEAN主要国の一人当たり名目GDP額の推移 …… 106
第Ⅰ-4-1-1-3表　インドとASEAN主要国のサービス業（付加価値額）の年成長率 …… 107
第Ⅰ-4-1-1-4表　インドとASEAN主要国の財・サービス輸出の伸び率（前年比）…… 107
第Ⅰ-4-1-1-5図　インドとASEAN主要国の資源依存度と輸出依存度 …… 107
第Ⅰ-4-1-1-6図　インドとASEAN主要国の輸出依存度（対米国・対中国）…… 107
第Ⅰ-4-1-1-7表　インド・ASEAN主要国の米国永住権取得者数（フローベース）の推移 …… 108
第Ⅰ-4-1-2-1図　インドの実質GDP成長率及び需要別寄与度の推移 …… 108
第Ⅰ-4-1-2-2図　インドの実質GVA成長率及び産業別寄与度の推移 …… 109
第Ⅰ-4-1-2-3図　インドのサービス産業の内訳 …… 109
第Ⅰ-4-1-2-4表　インドの貿易収支と主な輸出入品目の推移 …… 110
第Ⅰ-4-1-2-5図　インド貿易収支（対米国）の推移 …… 110
第Ⅰ-4-1-2-6図　インド貿易収支（対中国）の推移 …… 110
第Ⅰ-4-1-2-7表　インドの経常収支の推移 …… 111
第Ⅰ-4-1-2-8表　インドの金融収支の推移 …… 111
第Ⅰ-4-1-2-9図　インドにおいてGSTを導入することにより期待される効果 …… 111
第Ⅰ-4-1-2-10図　インドの国営銀行・民間銀行の債権額と不良債権比率の推移 …… 112
第Ⅰ-4-1-2-11表　倒産処理のたやすさ総合ランキングと倒産処理にかかる年数 …… 112
第Ⅰ-4-1-2-12表　インドの対内直接投資に関する政策内容 …… 113
第Ⅰ-4-1-2-13図　インドの対内直接投資の推移（国別）…… 114
第Ⅰ-4-1-2-14図　インドの対内直接投資の推移（業種別）…… 114
第Ⅰ-4-1-2-15図　インドの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移 …… 114
第Ⅰ-4-1-2-16表　インドの2017年度予算における優先10分野 …… 114
コラム第2-1表　世界のインターネットユーザー人口（上位20か国）…… 116
コラム第2-2図　世界の携帯電話加入人口（上位10か国）…… 117
コラム第2-3表　インドの電子商取引のモデルとリーディングカンパニー …… 117
コラム第2-4表　インドの電子商取引拡大による課題と解決策 …… 118
第Ⅰ-4-1-3-1図　フィリピンの実質GDP成長率及び需要別寄与度の推移 …… 119
第Ⅰ-4-1-3-2図　フィリピンの実質GDP成長率及び産業別寄与度の推移 …… 119
第Ⅰ-4-1-3-3図　フィリピンのサービス・BPO関連輸出額の推移 …… 119
第Ⅰ-4-1-3-4図　フィリピンのBPO輸出先の推移 …… 119
第Ⅰ-4-1-3-5表　フィリピンの貿易収支と主な輸出入品目の推移 …… 120
第Ⅰ-4-1-3-6図　フィリピン貿易収支（対米国）の推移 …… 120
第Ⅰ-4-1-3-7図　フィリピン貿易収支（対中国）の推移 …… 121
第Ⅰ-4-1-3-8図　フィリピンの経常収支の推移 …… 121
第Ⅰ-4-1-3-9図　フィリピンの海外労働者送金額（上位10か国）と伸び率の推移 …… 121
第Ⅰ-4-1-3-10図　フィリピンの海外労働者数と失業率の推移 …… 121
第Ⅰ-4-1-3-11図　フィリピンの金融収支の推移 …… 122
第Ⅰ-4-1-3-12表　出生率・人口増加率・失業率に関する近隣主要国との比較 …… 122
第Ⅰ-4-1-3-13表　ジニ係数と貧困率に関する近隣主要国との比較 …… 123
第Ⅰ-4-1-3-14図　フィリピンのインフラ評価（アジア主要国との比較）…… 123
第Ⅰ-4-1-3-15図　フィリピンの投資比率　（アジア主要国との比較）…… 123
第Ⅰ-4-1-3-16図　フィリピンの対内直接投資の推移（国別）…… 124

第 I-4-1-3-17 図　フィリピンの対内直接投資の推移（業種別）…… 124
第 I-4-1-4-1 図　ベトナムの実質 GDP 成長率及び需要別寄与度の推移 …… 125
第 I-4-1-4-2 図　ベトナムの実質 GDP 成長率及び産業別寄与度の推移 …… 125
第 I-4-1-4-3 図　ベトナムのサービス産業の内訳 …… 125
第 I-4-1-4-4 表　ベトナムの貿易収支と主な輸出入品目の推移 …… 126
第 I-4-1-4-5 図　ベトナムの貿易収支（対米国）の推移 …… 127
第 I-4-1-4-6 図　ベトナムの貿易収支（対中国）の推移（右）…… 127
第 I-4-1-4-7 図　ベトナムの対内直接投資の推移（国別）…… 127
第 I-4-1-4-8 図　ベトナムの対内直接投資の推移（業種別）…… 127
第 I-4-1-4-9 表　ベトナムの経常収支 …… 128
第 I-4-1-4-10 表　ベトナムの金融収支 …… 128
第 I-4-1-4-11 図　ベトナムの名目 GDP に対する所有別構成と国有比率の推移 …… 128
第 I-4-1-4-12 図　ベトナムの財政収支の推移 …… 129
第 I-4-1-4-13 図　ベトナムの財政収支対 GDP 比の推移（ASEAN 主要国との比較）…… 129
第 I-4-1-4-14 図　インド・ASEAN 主要国の輸出依存度と米国輸出依存度（10 年間の変化）…… 130
第 I-4-2-1-1 図　中南米地域及び主要国の GDP 成長率の推移 …… 131
第 I-4-2-1-2 表　中南米主要国の経済・貿易指標の比較 …… 131
第 I-4-2-1-3 図　中南米主要国の財輸出額、サービス輸出額、対内直接投資額の伸び率の比較 …… 132
第 I-4-2-2-1 図　メキシコの実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度の推移 …… 132
第 I-4-2-2-2 図　メキシコの鉱工業生産指数の推移 …… 133
第 I-4-2-2-3 図　メキシコの小売売上高の伸び率の推移 …… 133
第 I-4-2-2-4 図　メキシコの消費者物価と政策金利の推移 …… 133
第 I-4-2-2-5 図　メキシコペソの為替レートの推移 …… 134
第 I-4-2-2-6 図　新興国通貨の為替取引高の比較 …… 134
第 I-4-2-2-7 図　メキシコの輸出額の品目別構成 …… 134
第 I-4-2-2-8 図　中南米主要国の輸出依存度の比較 …… 134
第 I-4-2-2-9 図　メキシコの貿易収支の推移 …… 134
第 I-4-2-2-10 図　メキシコの主要輸出品目の割合と輸出額の伸び率の推移 …… 135
第 I-4-2-2-11 図　メキシコの主要輸入品目の割合と輸入額の伸び率の推移 …… 135
第 I-4-2-2-12 図　メキシコの輸出入額の財別割合 …… 135
第 I-4-2-2-13 図　メキシコの主要輸出相手国の割合と輸出額の推移 …… 136
第 I-4-2-2-14 図　メキシコの主要輸入相手国の割合と輸入額の推移 …… 136
第 I-4-2-2-15 図　メキシコの対米国の貿易収支の推移 …… 136
第 I-4-2-2-16 図　米国の主要輸入相手国の割合と輸入額の推移 …… 137
第 I-4-2-2-17 表　米国のメキシコ輸入品の NAFTA 利用率 …… 137
第 I-4-2-2-18 表　NAFTA の自動車関連の原産地規則と各国の最恵国税率 …… 137
第 I-4-2-2-19 図　NAFTA 域内（メキシコ、米国、カナダ）の貿易関係（2016 年）…… 138
第 I-4-2-2-20 図　メキシコへの対内直接投資額の推移 …… 138
第 I-4-2-2-21 図　メキシコへの対内直接投資額の業種別の割合 …… 139
第 I-4-2-2-22 図　メキシコの輸送機器部門への対内直接投資額の推移（フロー）…… 139
第 I-4-2-2-23 図　メキシコの経常収支の推移（対 GDP 比と構成）…… 139
第 I-4-2-2-24 図　メキシコへの海外送金額の推移 …… 139
第 I-4-2-2-25 図　メキシコの金融収支の推移 …… 140
第 I-4-2-2-26 図　メキシコの対外債務残高と外貨準備高の推移 …… 140

第Ⅰ-4-2-2-27 表　メキシコの産業部門の GDP 構成比の推移 …… 140
第Ⅰ-4-2-2-28 表　各国の自動車生産台数の推移 …… 141
第Ⅰ-4-2-2-29 図　一般工職の月額賃金の比較 …… 141
第Ⅰ-4-2-2-30 図　メキシコの自動車の生産・輸出・販売台数の推移 …… 141
第Ⅰ-4-2-2-31 図　自動車の輸出相手国の割合 …… 142
第Ⅰ-4-2-2-32 図　米国市場の原産国別自動車販売の比率 …… 142
第Ⅰ-4-2-2-33 図　メキシコの国籍別完成車メーカーの生産・輸出・販売台数の比較 …… 142
第Ⅰ-4-2-2-34 図　メキシコの自動車部品の輸出入額の推移 …… 142
第Ⅰ-4-2-2-35 図　メキシコの自動車部品の主要輸出相手国・輸入相手国の割合 …… 142
第Ⅰ-4-2-2-36 図　米国の自動車部品の輸出相手国の割合と推移 …… 143
第Ⅰ-4-2-2-37 図　米国の自動車部品輸入相手国の割合と推移 …… 143
第Ⅰ-4-2-2-38 図　メキシコの財政収支の推移 …… 144
第Ⅰ-4-2-2-39 図　メキシコの原油生産量の推移 …… 144
第Ⅰ-4-2-2-40 図　メキシコの歳入に占める石油関連収入の割合 …… 144
第Ⅰ-4-2-2-41 図　メキシコの政府総債務残高 …… 144
第Ⅰ-4-2-3-1 図　実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度の推移 …… 145
第Ⅰ-4-2-3-2 図　ブラジルの鉱工業生産の推移 …… 145
第Ⅰ-4-2-3-3 図　ブラジルの小売売上高の伸び率の推移 …… 145
第Ⅰ-4-2-3-4 図　ブラジルの消費者物価と政策金利の推移 …… 145
第Ⅰ-4-2-3-5 図　ブラジルレアルの為替レートの推移 …… 146
第Ⅰ-4-2-3-6 図　ブラジルの失業率と実質所得の伸び率の推移 …… 146
第Ⅰ-4-2-3-7 図　ブラジルの貿易収支の推移 …… 146
第Ⅰ-4-2-3-8 図　ブラジルの主要輸出品目と主要輸入品目の割合 …… 147
第Ⅰ-4-2-3-9 図　ブラジルの主要輸出相手国の割合と推移 …… 147
第Ⅰ-4-2-3-10 図　ブラジルの主要輸入相手国の割合と推移 …… 148
第Ⅰ-4-2-3-11 図　ブラジルの輸出額の伸び率の推移 …… 148
第Ⅰ-4-2-3-12 図　商品先物指数の推移 …… 148
第Ⅰ-4-2-3-13 図　ブラジルの対内直接投資額の推移（フロー） …… 149
第Ⅰ-4-2-3-14 図　ブラジルへの主要対内直接投資国と業種の割合 …… 149
第Ⅰ-4-2-3-15 図　ブラジルの経常収支の推移（対 GDP 比と構成） …… 149
第Ⅰ-4-2-3-16 図　ブラジルの金融収支の構成の推移 …… 150
第Ⅰ-4-2-3-17 図　ブラジルの対外債務残高と外貨準備高の推移 …… 150
第Ⅰ-4-2-3-18 図　ブラジルの財政収支の推移 …… 150
第Ⅰ-4-2-3-19 図　ブラジルの政府総債務残高の推移 …… 151
第Ⅰ-4-2-3-20 表　ブラジルコストの例 …… 151
第Ⅰ-4-2-3-21 表　世界銀行ビジネス環境総合ランキングの結果 …… 151
第Ⅰ-4-2-3-22 図　ブラジルの投資環境面のリスク調査結果 …… 152
第Ⅰ-4-3-1-1 図　ロシアの実質 GDP の成長率の推移 …… 153
第Ⅰ-4-3-1-2 図　ロシアの実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移 …… 153
第Ⅰ-4-3-1-3 表　ロシアの主要輸出先及びシェア（2016 年） …… 153
第Ⅰ-4-3-1-4 図　地域別輸出シェアの推移 …… 153
第Ⅰ-4-3-1-5 図　ロシアの輸出額推移（前年比） …… 154
第Ⅰ-4-3-1-6 図　輸出額及び輸入額推移（ドルベース） …… 154
第Ⅰ-4-3-1-7 図　ロシアの輸出に占める石油天然ガス関連比 …… 154

第 I-4-3-1-8 図　個人消費の推移 …… 154
第 I-4-3-1-9 図　小売売上高および名目賃金の推移 …… 155
第 I-4-3-1-10 図　国内自動車販売数、伸び率の推移（月次）…… 155
第 I-4-3-1-11 図　国内自動車販売数、伸び率の推移（年次）…… 155
第 I-4-3-1-12 図　ロシアの政策金利と消費者物価指数の推移 …… 155
第 I-4-3-1-13 図　為替レート（対 USD）推移 …… 156
第 I-4-3-1-14 図　新興国の株価指数推移 …… 156
第 I-4-3-1-15 図　新興国の CDS（5 年物）の推移 …… 156
第 I-4-3-1-16 図　新興国の外貨準備（対 GDP 比）の推移 …… 156
第 I-4-3-1-17 図　ロシアの PMI の推移 …… 156
第 I-4-3-1-18 図　新興国の PMI（総合）の推移 …… 156
第 I-4-4-1-1 図　中東主要国の実質 GDP 成長率の推移 …… 158
第 I-4-4-1-2 図　中東主要国の一人当たり GDP の推移 …… 158
第 I-4-4-1-3 図　中東主要国の経常収支 GDP 比の推移 …… 158
第 I-4-4-1-4 図　中東主要国の外貨準備（対 GDP 比）の推移 …… 158
第 I-4-4-1-5 図　中東主要国の CDS の推移 …… 159
第 I-4-4-2-1 図　実質 GDP と需要項目別寄与度の推移 …… 159
第 I-4-4-2-2 図　トルコの消費者物価指数（前年比）の推移 …… 160
第 I-4-4-2-3 図　トルコの経常収支推移 …… 160
第 I-4-4-2-4 表　国際観光客到着数ランキング …… 160
第 I-4-4-2-5 図　トルコ財政収支（歳入・歳出）と財政収支の対 GDP 比 …… 161
第 I-4-4-2-6 図　トルコへの対内直接投資額の推移（フロー）…… 161
第 I-4-4-2-7 図　海外資本が入っている企業数の推移（累計）…… 161
第 I-4-4-2-8 図　国別トルコ対内直接投資額の割合（2016 年）…… 161
第 I-4-4-2-9 図　日本からトルコへの直接投資額 …… 162
第 I-4-4-2-10 表　トルコに進出している日本企業数（登記ベース）…… 162
第 I-4-4-2-11 表　トルコ及び周辺国の人口推移 …… 162
第 I-4-4-2-12 表　トルコと周辺国の従属人口の比較 …… 162
第 I-4-4-2-13 図　トルコ政府総債務残高（対 GDP 比）…… 163
第 I-4-4-2-14 図　トルコリラ為替レート（対 USD）推移（直近）…… 163
第 I-4-4-2-15 図　トルコの政策金利の推移 …… 164
第 I-4-4-3-1 図　サウジアラビアの GDP 成長率及び産業別寄与度の推移 …… 164
第 I-4-4-3-2 図　サウジアラビアの消費者物価指数（CPI）推移（前年同月比）…… 164
第 I-4-4-3-3 図　サウジアラビアの貿易収支推移 …… 165
第 I-4-4-3-4 図　サウジアラビアの経常収支推移 …… 165
第 I-4-4-3-5 図　サウジアラビアの財政収支と名目 GDP 比の推移 …… 165
第 I-4-4-3-6 図　2006-2015 年の原油価格推移 …… 165
第 I-4-4-3-7 表　2016～2017 年度の歳出入 …… 166
第 I-4-4-3-8 図　2017 年度予算の歳出内訳 …… 166
第 I-4-4-3-9 図　2016 年～2017 年上期の原油価格推移 …… 166
第 I-4-4-3-10 図　米国原油リグ数の増加 …… 167
第 I-4-5-1-1 図　アフリカ主要国の実質 GDP 成長率 …… 168
第 I-4-5-1-2 図　アフリカ主要国の一人当たり名目 GDP …… 168
第 I-4-5-1-3 図　アフリカ主要国のジニ係数推移 …… 169

第Ⅰ-4-5-1-4 図　アフリカ主要国の財政収支推移（対 GDP 比）…… 169
第Ⅰ-4-5-2-1 図　ナイジェリアの輸出品目推移 …… 169
第Ⅰ-4-5-2-2 図　ナイジェリアの GDP 構成（2015 年）…… 169
第Ⅰ-4-5-2-3 図　ナイジェリアにおける石油価格下落による経済への影響 …… 170
第Ⅰ-4-5-2-4 図　ナイジェリアの経常収支推移 …… 170
第Ⅰ-4-5-2-5 図　ナイジェリアの財貿易収支内訳推移 …… 170
第Ⅰ-4-5-2-6 図　アフリカ主要国の外貨準備高 …… 170
第Ⅰ-4-5-2-7 表　ナイジェリアの長期発行体格付（外貨建て）…… 171
第Ⅰ-4-5-2-8 図　ナイジェリアの GDP 構成比 …… 171
第Ⅰ-4-5-2-9 図　ナイジェリアの輸出入推移（対 GDP 比）…… 171
第Ⅰ-4-5-3-1 図　ケニアの GDP 構成（2016 年）…… 171
第Ⅰ-4-5-3-2 図　ケニアの輸出品目推移 …… 171
第Ⅰ-4-5-3-3 図　ケニアの輸入品目推移 …… 172
第Ⅰ-4-5-3-4 図　ケニアの GDP 構成比 …… 172
第Ⅰ-4-5-3-5 図　ケニアの経常収支推移 …… 172
第Ⅰ-4-5-3-6 図　アフリカ主要国の実質 GDP 推移 …… 172
第Ⅱ-1-1-1-1 表　貿易理論のまとめ …… 177
第Ⅱ-1-1-1-2 図　GDP 成長率と貿易の伸び率 …… 178
第Ⅱ-1-1-1-3 表　日本における自由貿易協定、地域貿易協定に関する既存の実証研究の例 …… 178
第Ⅱ-1-1-1-4 図　一人当たり GDP の各要素の寄与（2001～2014）…… 178
第Ⅱ-1-1-1-5 図　経常収支合計と名目 GDP（2005～2015 年）…… 179
第Ⅱ-1-1-1-6 図　財サービス貿易と名目 GDP（2005～2015 年）…… 179
第Ⅱ-1-1-1-7 図　輸入による購買力上昇率（所得階層別）…… 179
第Ⅱ-1-1-1-8 図　全要素生産性への各要素の寄与（2001～2014）…… 180
第Ⅱ-1-1-1-9 図　貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（1995 年）…… 180
第Ⅱ-1-1-1-10 図　貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2005 年）…… 181
第Ⅱ-1-1-1-11 図　貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2014 年）…… 181
第Ⅱ-1-1-1-12 図　貿易額対 GDP 比とジニ係数の相関（2010 年-2014 年の伸び率）…… 181
第Ⅱ-1-1-2-1 表　輸出参入企業と非参入企業間の生産性成長率の差 …… 182
第Ⅱ-1-1-2-2 図　輸出開始企業と非開始企業の生産性 …… 182
第Ⅱ-1-1-2-3 図　輸出開始企業と非開始企業の生産性比較 …… 182
第Ⅱ-1-1-2-4 図　直接輸出が売上高などに寄与したと考える企業の割合 …… 182
第Ⅱ-1-1-3-1 表　米国による中国・メキシコへの高関税導入の GDP 影響試算 …… 183
第Ⅱ-1-1-3-2 図　米国、欧州、中国が輸入品に対する関税等の貿易コストを引き上げた場合の世界経済及び貿易への影響試算 …… 183
第Ⅱ-1-2-1-1 図　世界全体での格差の傾向（ジニ係数）…… 184
第Ⅱ-1-2-1-2 図　世界全体での格差の傾向（所得の上位 10％と下位 90％の所得比率）…… 184
第Ⅱ-1-2-1-3 図　新興国、先進国及び世界の一人当たり GDP の推移 …… 185
第Ⅱ-1-2-1-4 図　一人当たり GDP（1990 年～2015 年）における伸び率比較 …… 185
第Ⅱ-1-2-1-5 図　世界全体での国際間及び国内間格差の傾向 …… 185
第Ⅱ-1-2-2-1 図　可処分所得に関するジニ係数（所得移転後）…… 186
第Ⅱ-1-2-2-2 図　上位 1％層の所得比率（所得移転前）…… 186
第Ⅱ-1-2-2-3 図　上位 10％層の所得比率（所得移転前）…… 186
第Ⅱ-1-2-3-1 図　IMF2007 によるジニ係数拡大の要因分析（先進国及び新興国）の結果 …… 187

第Ⅱ-1-2-3-2 図　IMF2007 によるジニ係数拡大の要因分析（先進国のみ）…… 188
第Ⅱ-1-2-3-3 図　IMF2007 によるジニ係数拡大の要因分析（新興国のみ）…… 188
第Ⅱ-1-2-4-1 図　近年の格差拡大要因分析の結果 …… 189
第Ⅱ-1-2-5-1 図　OECD（2011）による賃金格差の要因分析 …… 190
第Ⅱ-1-3-2-1 図　産業別労働者割合の推移 …… 192
第Ⅱ-1-3-2-2 図　我が国の製造業労働者割合と貿易開放度の推移 …… 192
第Ⅱ-1-3-2-3 図　都道府県別製造業労働者一人当たり貿易額変化（1990-2007 年）…… 193
第Ⅱ-1-3-2-4 表　我が国の世界貿易が製造業労働者に与えた影響 …… 195
第Ⅱ-1-4-1 表　各国における製造業雇用者数推移 …… 198
第Ⅱ-1-4-2 図　各国における製造業雇用者数変化（2006 → 2016）…… 198
第Ⅱ-1-4-3 図　インクルーシブな成長のための施策 …… 200
第Ⅱ-2-1-1-1 図　我が国の経常収支の推移 …… 202
第Ⅱ-2-1-1-2 図　我が国の輸出入額の伸び率推移 …… 202
第Ⅱ-2-1-1-3 表　我が国の品目別輸出入額の寄与度（2015 年→ 2016 年）…… 203
第Ⅱ-2-1-1-4 図　WTI 原油先物価格の推移 …… 203
第Ⅱ-2-1-1-5 図　原油及び粗油輸入金額の伸び率推移 …… 203
第Ⅱ-2-1-1-6 表　我が国の主要国・地域別、品目別輸出額の寄与度（2015 年→ 2016 年）…… 203
第Ⅱ-2-1-1-7 図　サービス収支の項目別推移（日本）…… 204
第Ⅱ-2-1-1-8 図　我が国のサービス収支受取の項目別伸び率寄与度の推移 …… 204
第Ⅱ-2-1-1-9 図　我が国のサービス収支支払の項目別伸び率寄与度の推移 …… 204
第Ⅱ-2-1-1-10 図　我が国の第一次所得収支の項目別推移 …… 205
第Ⅱ-2-1-1-11 図　我が国の貿易収支、輸出入額の前年比推移 …… 205
第Ⅱ-2-1-1-12 表　我が国の主要国・地域別、品目別輸出額の寄与度
（2016 年第 1 四半期→ 2017 年第 1 四半期）…… 205
第Ⅱ-2-1-1-13 図　我が国の原粗油輸入額、価格、数量の伸び率推移 …… 206
第Ⅱ-2-1-1-14 図　為替と輸出数量の関係 …… 206
第Ⅱ-2-1-1-15 図　地域別 PMI の推移（製造業、非製造業）…… 206
第Ⅱ-2-2-1-1 図　製造工程のアンバンドリング …… 207
第Ⅱ-2-2-1-2 図　スマイルカーブの変化 …… 207
第Ⅱ-2-2-1-3 図　貿易の自由化と輸出企業・非輸出企業の増減 …… 208
第Ⅱ-2-2-2-1 表　事業障壁となる措置の例 …… 208
第Ⅱ-2-2-2-2 表　TPP の主な合意内容 …… 209
第Ⅱ-2-2-3-1 図　対内直接投資フロー（対 GDP 比）…… 209
第Ⅱ-2-2-3-2 図　直接投資先としての各国の魅力（スコア）…… 210
第Ⅱ-2-2-3-3 図　日本の在留管理制度に対する回答 …… 210
第Ⅱ-3-1-1-1 図　世界の上場企業の収益構造（中央値、%）…… 213
第Ⅱ-3-1-1-2 図　製造業上場企業の売上高から見た寡占度 …… 213
第Ⅱ-3-1-1-3 図　各国の上場企業の総数及び人口 10 万人あたり企業数 …… 213
第Ⅱ-3-1-1-4 図　収益力、生産性及び価格決定力 …… 214
第Ⅱ-3-1-1-5 図　収益力と名目付加価値額の対応 …… 214
第Ⅱ-3-1-1-6 図　価格決定力と付加価値 …… 215
第Ⅱ-3-1-2-1 図　我が国企業の価格決定力の有無 …… 215
第Ⅱ-3-1-2-2 図①　米日独の全産業収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解 …… 216
第Ⅱ-3-1-2-2 図②　米日独の製造業収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解 …… 216

第Ⅱ-3-1-2-2 図③　米日独の製造業産業毎の収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解 …… 217
第Ⅱ-3-1-2-2 図④　米日独の非製造業産業毎の収益力（一人当たり付加価値額）の変動要因分解 …… 218
第Ⅱ-3-1-2-3 図　企業が重視する経営目標の変遷 …… 220
第Ⅱ-3-1-2-4 表　2015 年度　地域企業種別の世界売上高シェア …… 220
第Ⅱ-3-1-2-5 図　自社が価格競争に巻き込まれていると感じている企業の割合 …… 221
第Ⅱ-3-1-2-6 図　価格競争の原因 …… 221
第Ⅱ-3-1-2-7 図　価格決定力を有するために必要と考える要因 …… 221
第Ⅱ-3-1-2-8 図　我が国の産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率 …… 223
第Ⅱ-3-1-2-9 図　米国の産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率 …… 223
第Ⅱ-3-1-2-10 図　ドイツの産業別労働生産性上昇率と雇用者数成長率 …… 224
第Ⅱ-3-1-2-11 図　企業が重視する取組が売上、雇用等の増加に繋がったか …… 225
第Ⅱ-3-1-2-12 表　企業の労働生産性、雇用者数の変化と企業属性 …… 226
第Ⅱ-3-1-3-1 図　収益力・生産性・価格決定力とイノベーション類型の対応 …… 228
第Ⅱ-3-1-3-2 図　企業が重視している取組 …… 228
第Ⅱ-3-1-3-3 図　4 つのイノベーションのいずれかを実現したと回答した企業の割合 …… 229
第Ⅱ-3-1-3-4 図　人的資本投資と研究開発等に関する国際比較（2000 年→ 2010 年）…… 229
第Ⅱ-3-1-3-5 図　人的資本投資の国際比較 …… 230
第Ⅱ-3-1-3-6 図　我が国企業の人材育成投資額の推移 …… 231
第Ⅱ-3-1-3-7 図　人材育成投資の国際比較 …… 231
第Ⅱ-3-1-3-8 図　資本収益率の低下と資本蓄積（資本係数）の低迷 …… 231
第Ⅱ-3-1-3-9 表　資本収益率の変動要因に係る推計結果 …… 232
第Ⅱ-3-2-1-1 表　WEF イノベーションランキング 2016-2017 年版 …… 233
第Ⅱ-3-2-2-1 図　コネクテッド・インダストリーズ …… 234
第Ⅱ-3-2-2-2 図　IT 人材不足の推測 …… 235
第Ⅱ-3-2-2-3 図　先端 IT 人材不足数の推測 …… 236
第Ⅱ-3-2-2-4 図　会社の教育・研修制度や自己研鑽支援制度に対する満足度 …… 236
第Ⅱ-3-2-2-5 図　給与・報酬に対する満足度 …… 236
第Ⅱ-3-2-2-6 図　世界の研究者の国際ネットワーク（共著関係）…… 237
第Ⅱ-3-2-2-7 図　2000 年と 2014 年における国際特許件数とそのうちの共同特許件数 …… 237
第Ⅱ-3-2-2-8 図　共同特許件数（件数）…… 238
第Ⅱ-3-2-2-9 図　米中の米国への留学生数と共同特許件数の推移 …… 238
第Ⅱ-3-2-2-10 図　中国人留学生の出国者数と帰国者数の推移 …… 239
第Ⅱ-3-2-2-11 図　1999 年～2013 年の研究者の流出入数 …… 239
第Ⅱ-3-2-2-12 図　日本への留学生・元留学生による、日本の生活及び就労魅力度の評価 …… 239
第Ⅱ-3-2-2-13 図　外国人材の定着のために日本企業が取り組むべきこと …… 239
第Ⅱ-3-2-2-14 図　外国企業から見てビジネス拠点タイプ別の投資先として最も魅力的な
アジアの国・地域 …… 240
第Ⅱ-3-2-2-15 図　日本で事業展開する上での魅力（合計）…… 240
第Ⅱ-3-2-2-16 図　日本で事業展開する上での阻害要因（合計）…… 240
第Ⅱ-3-2-2-17 図　日本のビジネス（事業活動）コストにおける阻害要因 …… 241
第Ⅱ-3-2-2-18 図　日本人の人材を確保する上での阻害要因 …… 241
第Ⅱ-3-2-2-19 図　外国人を雇用する上での阻害要因 …… 241
第Ⅱ-4-1-1-1 図　日本の直接輸出額推移（企業規模別）…… 244
第Ⅱ-4-1-1-2 図　一社あたり輸出額（企業規模別）…… 244

第Ⅱ-4-1-1-3 図　我が国の品目別輸出額の伸び …… 245
第Ⅱ-4-1-1-4 図　世界の越境 e コマース市場規模（見込み）…… 245
第Ⅱ-4-1-1-5 図　日本からの輸出で e コマースを利用した企業割合（規模別）…… 245
第Ⅱ-4-1-1-6 図　各国の輸出企業割合（中小企業）…… 246
第Ⅱ-4-1-1-7 図　モノ輸出額が伸びた企業の業績改善（非輸出企業との差）…… 246
第Ⅱ-4-1-1-8 図　輸出伸びカテゴリー別中小企業の業績改善（非輸出企業との差）…… 246
第Ⅱ-4-1-1-9 図　非輸出企業の労働生産性水準 …… 247
第Ⅱ-4-1-1-10 図　非輸出企業の労働生産性（企業割合）…… 247
第Ⅱ-4-1-1-11 図　非輸出企業の労働生産性（企業数）…… 247
第Ⅱ-4-1-1-12 図　非輸出中小企業の労働生産性（都市・地方別）…… 247
第Ⅱ-4-1-1-13 図　直接輸出をしない理由（中小企業）…… 248
第Ⅱ-4-1-1-14 図　販路確保できない理由 …… 248
第Ⅱ-4-1-1-15 図　輸出等の開始・拡大に資すると考える取り組み（中小企業）…… 248
第Ⅱ-4-1-2-1 図　輸出企業割合 …… 249
第Ⅱ-4-1-2-2 図　輸出企業割合（都市 / 地方別）…… 249
第Ⅱ-4-1-2-3 図　輸出形態別企業密度マップ …… 249
第Ⅱ-4-1-2-4 図　業種別輸出形態割合 …… 250
第Ⅱ-4-1-2-5 図　直接 / 間接割合（業種別）…… 250
第Ⅱ-4-1-2-6 図　直接輸出企業割合（企業規模別）…… 250
第Ⅱ-4-1-2-7 図　間接輸出企業割合（企業規模別）…… 250
第Ⅱ-4-1-2-8 図　売上高の成長率（製造業・輸出形態別）…… 251
第Ⅱ-4-1-2-9 図　売上高の成長性に関する回帰分析結果 …… 251
第Ⅱ-4-1-2-10 図　直接輸出を開始した企業数 …… 251
第Ⅱ-4-1-2-11 図　間接輸出から直接輸出への移行 …… 252
第Ⅱ-4-1-2-12 図　各項目に輸出が寄与したと考える企業の割合（中小企業）…… 252
第Ⅱ-4-1-2-13 図　直接輸出・間接輸出の傾向 …… 252
第Ⅱ-4-1-2-14 図　航空機用客室窓用シェード …… 253
第Ⅱ-4-1-2-15 図　間接輸出の開始時・拡大時の課題 …… 253
第Ⅱ-4-1-2-16 図　間接輸出立ち上げ時の課題が同時に選択される割合 …… 254
第Ⅱ-4-1-2-17 図　間接輸出立ち上げ時の課題の同時選択イメージ …… 254
第Ⅱ-4-1-2-18 図　間接輸出につながったきっかけ …… 254
第Ⅱ-4-1-2-19 図　直接輸出を行う企業割合（卸売企業）…… 255
第Ⅱ-4-1-2-20 図　卸売業務に関して有する自社の強み（商圏別）…… 255
第Ⅱ-4-1-2-21 図　卸売業務に関して有する自社の強み（都市・地方別）…… 255
第Ⅱ-4-1-2-22 図　卸売業務に関して有する自社の強み（製造・卸売業別）…… 255
第Ⅱ-4-1-2-23 図　卸売企業が輸出を行っていない理由 …… 256
第Ⅱ-4-1-2-24 図　リンカーズによるマッチング（イメージ）…… 256
第Ⅱ-4-1-3-1 図　越境 e コマースに関してメリットを感じる項目 …… 257
第Ⅱ-4-1-3-2 図　e コマース売上げの海外割合 …… 257
第Ⅱ-4-1-3-3 図　越境 e コマースにおける課題 …… 257
第Ⅱ-4-1-3-4 図　ファクトリエのビジネスモデル（イメージ）…… 258
第Ⅱ-4-1-4-1 図　輸出等の開始・拡大に資すると考える取り組み …… 259
第Ⅱ-4-1-4-2 図　輸出等の開始・拡大に際し重要と考える人材 …… 259
第Ⅱ-4-1-4-3 図　輸出等の開始・拡大に際し不足している人材 …… 259

第Ⅱ-4-1-4-4 図　人的確保に対する支援の必要性 …… 259
第Ⅱ-4-1-4-5 図　中堅中小航空機部品サプライヤー向け海外ビジネス支援 …… 260
第Ⅱ-4-2-1 図　産業・地域圏別就業者比率 …… 261
第Ⅱ-4-2-2 図　産業・地域圏別労働生産性 …… 261
第Ⅱ-4-2-3 図　訪日外客者数推移 …… 262
第Ⅱ-4-2-4 図　2015 年の観光客数比較 …… 262
第Ⅱ-4-2-5 図　インバウンドにおける観光関連消費の内訳 …… 262
コラム 3-1 図　農林水産物・食品の輸出額の推移 …… 263
コラム 3-2 図　イータリーにおける連携モデル …… 264
第Ⅲ-1-1-1 図　日米経済対話 …… 268
第Ⅲ-1-4-1 図　ASEAN8 か国を対象とした HIDA 訪日研修事業（2017 年 2 月）…… 275
第Ⅲ-1-4-2 図　サイバーグリーンプロジェクト概観 …… 276
第Ⅲ-1-4-3 図　TSUBAME ポータルサイトの概観 …… 277
第Ⅲ-1-4-4 図　G20 デジタル大臣会合　集合写真 …… 278
第Ⅲ-2-1-1 図　FTAAP への道筋 …… 281
第Ⅲ-2-1-2 図　世界の FTA 動向 …… 281
第Ⅲ-2-1-3 図　日本の EPA 交渉の歴史 …… 282
第Ⅲ-2-1-4 図　日本の経済連携の推進状況（2017 年 3 月現在）…… 282
第Ⅲ-2-1-5 図　各国の FTA カバー率比較 …… 283
第Ⅲ-2-1-6 図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態 …… 285
第Ⅲ-2-1-7 図　RCEP 参加の意義 …… 285
第Ⅲ-2-2-1 図　APEC 首脳会議 …… 288
第Ⅲ-2-3-1 表　ドーハ・ラウンド　一括受諾の交渉項目と主要論点 …… 289
第Ⅲ-2-3-2 図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯 …… 290
第Ⅲ-2-4-1 図　世界の投資協定数の推移（UNCTAD「World Investment Report 2016」から作成）…… 295
第Ⅲ-2-4-2 表　投資関連協定の内容 …… 296
第Ⅲ-2-4-3 表　我が国の投資関連協定締結状況 …… 297
第Ⅲ-2-5-1 表　租税条約の条項（OECD モデル条約）…… 300
第Ⅲ-3-1-1 図　アフリカ開発銀行・アデシナ総裁と松村経済産業副大臣の会談 …… 304
第Ⅲ-3-2-1 図　2016 年 5 月ソチでの首脳会談の様子 …… 306
第Ⅲ-3-2-2 図　日露ビジネス対話で記念撮影に臨む両首脳 …… 306
第Ⅲ-3-3-1 図　日・サウジ・ビジョン 2030 ビジネスフォーラム（協力覚書交換式の立ち会い）…… 308
第Ⅲ-3-3-2 図　アブダビにおけるジャーベル国務大臣との会談 …… 309
第Ⅲ-3-5-1 図　バイブラント・グジャラート 2017 でのモディ首相と世耕経済産業大臣の会談 …… 312
第Ⅲ-4-2-1 図　第 4 次産業革命による人材・雇用へのインパクト …… 316
第Ⅲ-4-2-2 図　第 4 次産業革命の下で求められる人材 …… 318
第Ⅲ-4-3-1 図　専門的・技術的分野の在留外国人数 …… 319
第Ⅲ-4-3-2 図　高度人材ポイント制認定件数（累計）の推移 …… 319
第Ⅲ-4-4-1 図　技術の不確実性の高まり（製品寿命の短期化と技術の加速度的進展）…… 321
第Ⅲ-4-4-2 表　研究開発全体における自社単独 / 外部連携の割合（件数ベース、n=97）…… 321
第Ⅲ-4-4-3 表　事業化されなかった場合の技術・アイデア等の扱い（n=97）…… 322
第Ⅲ-4-4-4 表　我が国のイノベーションを進めるための施策（全体像）…… 322
第Ⅲ-4-5-1 図　対内直接投資残高対 GDP 比率 …… 323
第Ⅲ-4-5-2 図　対日直接投資残高と対 GDP 比率の推移 …… 324

第Ⅲ-4-5-3 図　ジェトロ対日投資事業実績の推移 …… 324
第Ⅲ-4-5-4 表　欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 …… 326
第Ⅲ-5-1-1 図　海外展開の課題についての企業アンケート結果 …… 328
第Ⅲ-5-1-2 図　新輸出大国コンソーシアムの下での支援機関相互の連携による支援 …… 329
第Ⅲ-5-1-3 図　新輸出大国コンソーシアムの下での専門家による支援 …… 330
第Ⅲ-5-1-4 図　新輸出大国コンソーシアムの支援対象企業の業種（2017 年 3 月 31 日時点）…… 330
第Ⅲ-5-1-5 表　新輸出大国コンソーシアムの支援機関の構成（2017 年 3 月 31 日時点）…… 330
第Ⅲ-5-2-1 図　農林水産物・食品の輸出額の推移 …… 331
第Ⅲ-5-3-1 図　観光における新たな目標値 …… 333
第Ⅲ-5-4-1 図　大企業と中小企業の生産性格差 …… 334
第Ⅲ-5-4-2 図　中小企業等経営強化法のスキーム …… 335
第Ⅲ-5-4-3 図　中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要 …… 335
補論第 1-1 図　上位 1%層の資産比率 …… 338
補論第 1-2 図　上位 10%層の資産比率 …… 338
補論第 1-3 図　米国における個人所得階層別収入源シェア（2013 年）…… 339
補論第 1-4 図　主要国における最高所得税率と上位 1% の総所得に占める割合の変化 …… 339
補論第 3-1 表　近年の格差の要因分析に使用した指標一覧 …… 341
補論第 5-1 表　輸出カテゴリー別企業数と割合 …… 344
補論第 5-2 表　各輸出カテゴリーに占める、伸び品目別企業割合 …… 344
補論第 5-3 表　製造業企業の、業績改善企業割合（伸びた輸出品別）…… 345